

第八編  
近  
現  
代



## 第一章 近代化への胎動

## 第一節 幕末維新から明治へ

幕末列強の接近は、幕府・諸藩を問わず大きな政治・経済・社会に不安を与えた。薩摩藩主斉彬は、対外防衛策に西欧科学技術の導入による防備の近代化の集成館事業を展開した。政治体制としては、国家統一の公武合体路線を唱えたが、急逝により大業半ばにして達成はならなかった。家督を継嗣したのは、斉彬の弟久光の長男忠義であった。久光は斉彬の意志を継承して公武合体を推進しようとしたが、藩内にも尊王攘夷思想が広がり、情勢が混沌としてきた。

斉彬逝去の翌安政六年（一八五九）、大久保利通・岩下方平・有馬新七ら尊王攘夷派の志士一〇〇名が脱藩・倒幕のために結成した精忠組は大きな存在となったが、藩主忠義と久光は論達を發給し、挙藩一致を精忠組に説いて収め、時勢の推移を見極めようとした。桜田門外の変への同調は避け、遂に文久二（一八六二）年三月、斉彬の遺志である公武合体を遂行するため、久光自ら兵一〇〇〇名を率いて上洛、次いで勅使を護衛して出府のうえ、無位無官の身で幕府側を説得し、徳川慶喜の将軍後見職、松平慶永の政事総裁職を実現させ、公武合体体制の一步を踏み出した。その間、京都伏見の寺田屋では、尊攘派の有馬新七以下の藩士を斬つて決意のほどを示した。翌年八月一日の政変では、尊攘急進派の長州藩を京都から追放した。さらに、元治元年（一八六四）には、禁門の変で会津藩と提携して長州藩を撃退した。

藩政の実権は、久光から下級藩士の西郷隆盛・大久保利通に移つていった。長州征伐の途中から幕府軍艦奉行勝海舟らの意向を受け、長州藩との協力体制を模索することに転換した。遂に、慶応二年（一八六六）正月、海援隊坂本龍馬の奔走によって、尊王開国論の薩長間に同盟の締結がなされ、幕府の第二次長州征伐への出兵を拒否し、幕府の征長策は失敗に帰した。ここに、薩摩藩の藩論は武力討幕に転換した。同年一〇月、徳川慶喜の大政奉還を受けて、二月九日小御所会議による慶喜の辞官納地を強硬し、幕府の崩壊と王政復古を実現した。

この決着に不満な幕府及び幕府側諸藩との武力対決が戊辰戦争（鳥羽伏見の戦いから函館戦争）となった。

## 1 戊辰戦争と郡山郷

鳥羽・伏見の戦いに始まる戊辰戦争の薩摩藩の在京諸隊は、次のようになっている（『鹿児島県史』第三巻）。

- 一 城下一番乃至六番隊、一番砲隊
- 一番兵一・二番隊
- 一 外城一番乃至四番隊、私領一・二番隊
- 一 城下七番乃至十二番隊、二番砲隊
- 一 遊撃一・二・三番隊、兵具一番隊

この中の外城四番隊は市来・伊集院・串木野郷の構成となつている。同隊の隊長は有馬誠之丞、慶応三年一〇月出動し、鳥羽・伏見、越後、米沢、庄内地方に転戦している。伊集院・郡山郷の参戦者が

僅かにわかる史料として『戊辰役五十年祭典名簿』（祭典事務所、大正六年十一月）がある。この史料には「戦死者名簿」と「従軍生存者名簿」が収載されている。外城三番隊の中の伊集院郷従軍生存者名簿から大正六年一月現在の住所が伊集院村である人を摘記する。堀之内源太郎（中伊集院村）・徳永正蔵（同）・中馬嘉右衛門（上伊集院村）・奥吉彦左衛門（中伊集院村）・上村勇七（従軍時は上村平八郎、中伊集院村）・四元才之丞（上伊集院村）・永田幸四郎（中伊集院村）・野村孫左衛門（同）・馬渡十蔵（同）・前田利平（同）が収載されている。郡山隊については、「伊集院・郡山隊」として七人があげられているが、いずれも郡山村が現住所となっている。大内田七兵衛・谷山直右衛門・前田平次郎・前田新之丞・郡山愛助・有馬半左衛門・重久純孝、以上の七人である。

この間薩摩藩は、常に政局の主導権を握って、情勢を有利に導いた。薩摩藩の外城（郷土）制度は、戦国時代の遺風ともいわれ、薩摩藩の後進性の特筆とされてきたが、幕末の武力闘争に際して大いに貢献したといえる。戊辰戦争における外城勢力の活躍が知られるところである。

戊辰戦争は明治二年（一八六九）五月には終結し、新たな時代の幕開けとなった。新政府は、封建的体制の撤廃と新国家建設のための基礎制度の構築に入ることになる。まず、同年六月には版籍奉還に着手し、次に同四年七月には廃藩置県により、封建的領主制の諸制度は撤廃されていった。

一方、旧薩摩藩庁は、明治二年二月二〇日に藩治職制布告によって職制改革の趣旨と要綱が示された。知政所、軍務、会計、監察、

糺明を五官とし、内務局を外局とする藩中央の本局体制が、従来の諸職に替わり一新されたのである。地方政治機関として、外城には地頭・同副役が置かれ、郷内の政治・軍事一切を管掌した。また、離島には、一・二・三等の在番・巡察・筆者が島嶼の大小に応じて配置されている。一等・大島、二等・喜界島・沖永良部島・屋久島の四島、三等・七島と、当該等級の在番が勤務した。

## 2 兵制改革

幕末以来の兵制の変遷をみる。

文久三（一八六三）年、英艦隊の鹿児島湾襲来に備えた軍備体制は、七五人を一組とし、城下一八組組織し、六組を一陣とした三陣、諸郷及び私領二六四組・四四陣の構成とされた。薩英戦争後の郡山郷・伊集院郷の出陣状況を記した「前之浜へ英船襲来後ノ手当」（東大史料編纂所蔵）によれば、伊集院隊二組は南林寺坊中寺陣所配置、防衛範囲は下方限須崎まで、郡山隊一組は福昌寺坊中陣所配置、上方限担当となっている。諸郷隊では、近隣郷からの出陣は、市来一組、樋脇一組、山崎一手（一手は一組の半分）、鹿児島郡吉田一組・溝辺一手、始羅郡山田一手、蒲生二組となっている。

慶応二年（一八六六）より英式編成に着手し、三年五月には陸軍所に大隊長・教頭・教佐・小隊長・半隊長・分隊長の軍職が設置され、諸郷にも同四年末頃には同様の軍事組織が開設され、戊辰戦争への対応から急速に改編が進んでいった。

明治元年（一八六八）九月の軍賦によれば、九〇人を一小隊、六

小隊を一大隊とし、城下三大隊、諸郷十二大隊、大砲隊は一大隊に一座、砲六門宛てに配置された。

同二年には、歩兵制度が改編された。城下四大隊（二二小隊・一小隊四〇人構成）。従来の八〇人・一小隊、六小隊を一大隊の体制から、四〇人・押伍八人を以て一小隊とし、八小隊を一大隊とした。戊辰戦争では、一小隊八〇人が一体となって戦うことがなく、ほとんどの戦闘では半隊・分隊が単位となった経験を生かした小隊構成となったのである。同三年の常備隊の兵部省届けによれば、常備隊一五一小隊となっている。

### 3 諸郷軍政の強化

明治二年（一八六九）三月諸郷軍政の強化に伴い、六月に従来の噺・組頭・横目の郷役人が廃され、新たに小隊長（民政の長も兼務）・半隊長・分隊長が城下同様に俸禄を受給し、任命制度となった。

明治四年四月調査の「藩内軍備調査」（東大史料編纂所所蔵）から、郡山郷・伊集院郷関係を抜粋する（表1-1）。

\*印のある史料は「常備隊編成調査」（東大史料編纂所所蔵）による違いを示した。「藩内軍備調査」には、大砲隊は城下四座とされ、諸郷には大砲隊はない。しかし、「常備隊編成調査」には、郡山郷に「一砲車」とある。同史料の大砲隊のみ拾いあげると、鹿児島・四座、阿久根・半座、出水・一座・予（予備隊）二座、牛山・常一座・予半座、郡山・一砲車、種子島・半座、綾・二砲車、高岡・四砲車、上荘内・四門、下荘内・二分隊・予一知分隊となる。「常

表1-1 郡山郷・伊集院郷の軍備

総高頭	5, 695石余	15, 596石余
士族軍役高	601石余 *633石余	2, 263石余* 2, 165石余
所軍役高	三七石余	
士族家部	280	540 *517
士族 <sup>十五才以上 総人数</sup>	515人 *473人	943人 *591人
士族 <sup>十八才以上 十五才総人数</sup>	207人 *196人	386人 *370人
常備兵	半隊	2小隊
予備兵	1小隊半	3小隊
大砲隊	*1砲車	
軍役銃	施條銃 76挺 施條銃*71挺	施條銃 164挺 施條銃 *64挺
現用夫	618人 *690人	2, 122人 2, 049人

「藩内軍備調査」（東大史料編纂所所蔵）

備隊編成調査」の作成年代は、明治二年二月以降、同三年五月以前と推定され、同史料が「藩内軍備調査」以前に作成されたことがわかる。

両史料から、諸郷常備隊は一郷一小隊が最も多く三ヶ郷、次いで一分隊が郡山郷を始め二ヶ郷となっている。

郷名の変更では、明治二年一〇月に永利郷を永利郷に、同三年四月に諸縣郡高城郷を三俣に改称、九月に上三俣とし、五月に川辺郡山田郷を勝目と改称している（『鹿児島県史』第三卷）。維新政府は新国家建設の構想を実現するための大業である版籍奉還、廢藩置

県を断行していった。版籍奉還は明治二年正月二〇日に長州・薩摩・肥前・土佐の四藩主が版籍奉還の建白書を提出し、諸藩もこれに倣った。旧藩主は藩知事に任命されたが、藩政府と知事家の経営の分離が求められた。

そして、廃藩置県の実施である。同四年二月に、政府は薩長土三藩に親兵一万の出兵をさせ、六月に完了した。この軍事力を背景にして、廃藩置県は進められた。政府は、藩を廃し、全国を直接支配することとなった。王政復古による天皇制の確立に続き、直轄地と直属軍隊を得たことになった。藩の消滅は、中央政府に対抗する勢力がなくなったことに加え、政府官僚の地位が安定したことになり、中央政府は絶対的権力をもつこととなった。廃藩置県は政府最大の難事業といえる。以後、秩禄処分、税制、兵制、教育制度、土地制度、司法制度など多岐にわたる改革がなされ、近代国家の実現のための諸政策がなされていった。

## 第二節 西南戦争

### 1 最後の士族反乱

明治政府は天皇制による中央集権国家の樹立をめざし、廃藩置県後に数々の近代化政策を遂行した。近代化に不要な武士の特権階級の諸制度を廃棄し、近代諸策励行のために秩禄処分・徴兵令・廃刀令を実施した。その結果、士族の反政府運動の気運は高まった。

明治六年（一八七三）の征韓論をめぐる政変で、西郷隆盛・板垣

退助・江藤新平らが下野した。江藤が佐賀の乱に倒れ、板垣が自由民権運動を展開する一方で、鹿児島に帰郷した西郷は、各地の士族反乱には呼応せず、ともに下野帰郷した桐野利秋をはじめとする軍人らの暴発を抑えて、ひたすら自重の態度をとっていた。

西郷は、彼に従って帰郷した軍人・文官ら数百名に及ぶ青年達の指導教育のために、明治七年六月鹿児島に私学校を設立した。私学校は篠原国幹が主宰する銃学校と村田新八が監督する砲隊学校となり、市内や県内各郷に分校がおかれた。県令大山綱良は私学校と結び、区長や戸長、学校長や警察官に私学校関係の人材を登用し、県下の行政・警察組織は私学校派士族がほぼ独占していた。

明治九年の秋頃から神風連の乱（熊本）や秋月の乱（福岡）、萩の乱（山口）など西国各地で不平士族の反乱が頻発する中、反政府勢力の最大拠点と目されていた鹿児島に対して政府の警戒は強まった。鹿児島からの武器弾薬の搬出や密偵事件などをきっかけにして政府と私学校派との対立は決定的となった。

明治一〇年二月一日、約一万三〇〇〇の兵が鹿児島を進発し（開戦時の編制は、歩兵五大隊および砲兵二隊からなり、一大隊は一〇小隊、一小隊は二〇〇人で構成）、九州各地の不平士族もこれに加わり、日本史上最後の内戦といわれる西郷隆盛を擁立した反政府戦争が勃発したのである。

西郷軍は二月下旬、熊本城の鎮台（司令官谷干城）を包囲する一方で、南下してきた政府軍と激戦を繰り返し、田原坂の戦（三月四日～二〇日）では死闘の末、兵力火力で勝る政府軍に圧倒された。三月一九日には八代に上陸した政府軍から背後を衝かれ、四月一五

日ついに熊本城の包围を解いて撤退、戦局の大勢はほぼ決した。四月二六日鹿児島が政府軍に占拠され、西郷軍は本拠地を失った。

熊本の戦鬪に敗れた西郷軍は全軍を編制しなおして人吉盆地に転戦し、四月二八日人吉を占領。以後豊後・日向・鹿児島各方面に別働隊を放って政府軍を攪乱するなど抗戦を続けたが、六月一日人吉陥落。宮崎方面に転戦するも兵力は激減し、七月二四日都城、三一日宮崎・佐土原、八月一五日延岡を失い、ついに八月一七日宮崎県長井村で全軍を解散した。西郷は精銳数百人を率いて可愛岳を突破し、九州山中を潜行して、九月一日鹿児島に突入、わずか三〇〇の兵で城山を占拠したが、九月二四日政府軍五万の総攻撃を受け、西郷以下約一六〇名が戦死した。

この半年に及ぶ戦争に動員された政府軍の兵力は陸海合わせて約六万名、西郷軍の総兵力は約三万名で、それぞれ政府軍約六八〇〇名、西郷軍約五〇〇〇名の戦死者を出した。

## 2 出征記録

西南戦争に従軍した人たちはその貴重な体験を記録として残している。一つには各人が「陣中日誌」として自分たちの行動を記録したものの、また公的な記録としては、戦中戦後に捕らえられ、戦犯（長崎に九州臨時裁判所が置かれた）として東京の市ヶ谷監獄をはじめ全国一七ヶ所の監獄に収監され、そこで上申書として提出された「西南之役懲役人筆記」（『鹿児島県史料 西南戦争 第二巻』所収（東京府を除く））などがある。

郡山から西南戦争に出征した人の数は一七一名、そのうち戦没者は四四名と確認されているが、正確な数は定かではない。

### 郡山郷出征（生還）者

氏名（年齢）

○明治一〇年二月一三日（旧正月元日） 出征

竹内喜平次（三七）

五番大隊（隊長池上四郎）五番小隊（小隊長園田武二）に編入され従軍。熊本城・山鹿・植木の戦鬪に参加した。

二月十七日鹿児島を出発。出水米ノ津より乗船、肥後松橋に到着。二十二日熊本城を攻撃。二十三日木ノ葉（玉東町）

へ進軍、官軍と交戦。植木町にて休兵。二十五日山鹿へ進発し数日滞陣、官軍を撃退する。（月日不詳、三月三日か）山鹿布陣の薩軍諸隊南関へ進軍、自隊は間道より平山村（山鹿市）に進出し、官軍を撃破する。翌日早天、田原口で戦況急変との報を受け、退却し植木駅にて交戦、勝敗決せぬまま三四日間連戦。この際負傷して川尻病院（熊本市川尻町、薩軍本営）にて治療。戦局の悪化に伴い御船に転院するも疵は癒えず帰郷して治療し、九月上旬自首帰順する。（懲役人筆記 東京府）

なお、末原喜助らの上申書によれば、竹内は西郷が城山へ拠つた際同志を川田村（鹿児島市）に募り、竹内自身は西郷の本陣まで参陣している

当時薩軍の本営が置かれていた川尻には、延寿寺をはじめとする

寺院など百余戸に薩軍の病院が仮設され、総計約四〇〇〇人の負傷者が收容されていた（『川尻町誌』によれば延寿寺には二八八四床の病床が用意された。なお同寺には三月二日から四月三日までの薩軍戦病死者八五三名が埋葬されている）。

大迫与十郎（二〇）

重久 純孝（二六）

私学校へ入校し、五番大隊五番小隊の伍長として従軍。

二月十七日鹿児島を出発し、熊本城・木ノ葉・山鹿・南関を転戦し、三月六日田原坂の激戦の最中に負傷し、帰郷。療養

の後再び募兵に加わり参戦した。

（懲役人筆記 秋田県）

寺尾 善助（二四）

木場甚之丞（四四）

河野畷次郎（二五）

鬼丸 高光（二七）

前田武五郎（二六）

大迫喜之助（不詳）

貴島甚兵衛（二四）

川野太平次（二七）

前田彦右エ門（二二）

大山 直助（四二）

前田 堅磐（三三）

大迫 友輔（二三）

田代仲之進（一八）

白坂 幸蔵（二九）

上原 尚定（二〇）

鬼丸 角司（二七）

○二月十五日（旧正月三日） 出征

成尾庄之丞（一九）

一番大隊（隊長篠原国幹）二番小隊の兵士として従軍。熊

本城・高瀬（玉名市）・田原坂・吉次越と転戦し、四月十五日川尻敗戦により三ノ嶽より木山へ退陣の途中、新南部（熊本市）にて官軍と交戦して負傷。宮崎より五月十五日帰宅。（『懲役人筆記 新潟県』）

大山八之丞（四〇）

私学校へ入校し、二番大隊（隊長村田新八）二番小隊兵士

として従軍。熊本城・松橋・植木・木山と転戦し、鹿児島に戻った後、嶽村の陣にて罹病し、帰宅。（『懲役人筆記

石川県）

末原 喜助（二五）

私学校へ入校し、一番大隊二番小隊兵士として従軍。二月二十二日熊本城攻略中に銃創を受け、三月十日帰県。十月九州臨時裁判所（長崎）にて除族の上懲役二年の刑を受ける。（『懲役人筆記 石川県』）

井上 吉継（二二）

私学校へ入校し、四番大隊（隊長桐野利秋）六番小隊兵士として従軍。二月十六日鹿児島を出発し、熊本城・鹿子木

（北部町）・木ノ葉・山鹿・田原坂・木山・御船と転戦。

矢部にて部隊の改編があり、行進八番中隊として鹿児島に

向う。六月吉野雀ヶ宮にて戦闘、鹿児島敗走の後国分にて

腹痛により入院。八月十一日向日にて帰隊。延岡にて官軍に包囲され降伏。除族・懲役二年。（『懲役人筆記 石川

県）

宅万平袈裟（二九）



一番大隊二番小隊兵士として従軍。熊本城・高瀬・田原坂・吉次・原倉（玉東町）・三嶽・永峯・木山と転戦し、矢部から人吉・鹿児島へ進軍、十六日再び人吉から逆瀬口（五木村）へと転戦し、八月二十四日帰還。（「懲役人筆記 新潟県」）

小倉助次郎（二二）

二月十六日四番大隊九番小隊兵士として従軍。熊本城・山鹿・南関を転戦し、三月二十五日木留（植木町）にて負傷し帰郷。懲役三年。（「懲役人筆記 福島県」）

帖佐 豊平（二四）

私学校へ入校し、二番大隊二番小隊兵士として従軍。三月七日より田原台場を守衛、十五日銃創を受け、四月十二日帰県。除族・懲役二年。（「懲役人筆記 石川県」）

郡山伊平太（二九）

五番大隊五番小隊兵士として二月十七日鹿児島を出発。二十二日熊本城段山口にて負傷し帰県。（「懲役人筆記 宮城県」）

木場須加人（三九）

三番大隊（隊長永山弥一郎）六番小隊兵卒として二月十六日鹿児島を出発。二十二日熊本城攻撃。罹病し二十五日川尻病院に入院。三月十一日帰県。（「懲役人筆記 宮城県」）

竹下 良助（二二）（『旧 郷土史』四月二一日以降出征）  
二番大隊（隊長村田新八）五番小隊（小隊長鎌田雄一郎）の押伍として従軍。

二月十五日鹿児島を出発、二十一日川尻着。二十二日熊本城を八幡山から攻撃。三月十六日南郷黒川村にて官軍と交戦。四月十四日坂梨にて官軍の急襲を受け敗走。矢部にて隊伍の編制替があり、奇兵隊（隊長野村忍介）に編入され豊後方面に移動。五月豊後重岡・竹田を占領し鶴崎を攻め、六月一日には臼杵を陥すが、官軍の反撃にあう。いったん延岡まで退き、赤松峠・宗太郎峠など山中に陣を張り交戦。七月三十一日佐土原、八月十四日延岡陥落により鹿児島へ敗走。（「懲役人筆記 東京府」）

○三月四日（旧正月二〇日）出征  
郡山矢一郎（二二）  
八番大隊一番小隊兵士として従軍。田原・植木の戦闘に加わる。罹病し木山病院（益城町）に入院、帰県する。（「懲役人筆記 宮城県」）

宇田 藤蔵（三四）  
永田善之進（二二）  
八番大隊一番小隊にて従軍。田原坂・植木にて戦闘。罹病し帰県。（「懲役人筆記 宮城県」）

○三月二三日出征（『旧 郷土史』二月一五日出征）  
前園二之助（二八）  
三月二十二日戸長より夫卒として出兵を命じられる。御船にて剣一番中隊、矢部にて振武十一番中隊に編入され、鹿

三月二十二日戸長より夫卒として出兵を命じられる。御船にて剣一番中隊、矢部にて振武十一番中隊に編入され、鹿

児島県内加治木・志布志を転戦する。懲役二年。（「懲役人筆記 石川県」）

○三月二十八日（旧二月一四日）出征

中馬新四郎（二六） 中村 郷蔵（三六）  
野間彦兵衛（三四） 河野卯之助（二四）  
成尾 甚七（二七）

三十日大口にて十番大隊一番小隊に編入。熊本健軍・馬見原・人吉・大口を転戦し、水俣にて負傷し帰郷。（「懲役人筆記 新潟県」）

大迫矢之助（二二） 加世田助次郎（二八）  
大内田佐右エ門（二六） 入佐 喜助（二〇）  
河野弥之助（二五） 川崎金兵衛（四五）  
有馬直左エ門（二九） 大重 権角（二九）  
満留 勇吉（二七） 有馬半兵衛（三一）  
有川次郎太（二六） 有馬嘉之助（二四）  
桑原助次郎（二六） 桑原覚太郎（二三）

○四月一日（旧二月二八日）以降出征

有馬嘉兵衛（二六）

四月二十一日出立。人吉にて第十三番小隊に編入、加治木より延岡に移動し、振武十一番中隊に編制され、右小隊分隊長となる。西郷敗走の報を受け帰郷。（「懲役人筆記 青森県」）

上原与一郎（四二）  
大内田七兵衛（三八）

四月二十一日出立。人吉にて第十三番小隊に編入、加治木より延岡に移動し、振武十一番中隊に編制され、左小隊分隊長となる。西郷敗走の報を受け帰郷。（「懲役人筆記 青森県」）

木場五右エ門（三三） 西 栄次郎（二二）  
末原金次郎（二八） 藤崎次郎助（二七）  
肥後孫太郎（四二） 嶽次郎右エ門（二六）  
重久 利助（三一） 八木金次郎（二六）  
郡山喜平次（二〇）  
宅万弥之助（二七）

勇義十番小隊兵士。六月四日鹿児島下伊敷へ出兵。城山への進撃叶わず宮之城・川内・阿久根と移動し、二十一日負傷、二十四日帰郷。（「懲役人筆記 新潟県」）

末原喜納二（二三） 大迫次郎助（不詳）  
桑原 市蔵（二六）  
成尾甚之丞（二〇）

五月四日勇義十番小隊兵士となり、祁答院・宮之城・川内・阿久根と移動、罹病し帰郷する。（「懲役人筆記 新潟県」）  
竹下勇四郎（三六） 鬼丸 平助（一七）  
竹下 喜蔵（三四） 小倉四郎右エ門（二二）  
竹下四郎八（三一） 肥後 伝吉（三一）  
久保田休蔵（四七） 大山 市助（二二）



八木次右エ門 (三二)	〃	〃	〃
大迫弥七郎 (三七)	〃	〃	〃
池田源之進 (二〇)	〃	〃	〃
木場直右衛門 (二〇)	向坂	熊本県	
郡山士族 第三大隊六番小隊 三月二〇日植木戦死			
勝目 十郎 (二八)	健軍	熊本市東部	
瀬戸山彦之進 (二三)	木留	植木西方	
郡山士族 第四大隊六番小隊 三月二二日戦死			
成尾甚四郎 (一九)	木山	益城町	
肥後甚右エ門 (四二)	人吉		
川崎覚之助 (不詳)	御船	熊本市東南	
河野 憲章 (四三)	永吉	?	
永田源四郎 (四六)	雀ヶ宮	鹿児島市	
矢野庄之進 (一九)	塩屋	〃	
森 直助 (一八)	〃	〃	
前田直之進 (二三)	木山病院	熊本県	
郡山士族 第一大隊六番小隊 四月六日為痘病没			
萩野吉次郎 (二五)	健軍	熊本県	
成尾勘太郎 (二二)	深川	〃	
八木弥之助 (不詳)	健軍	〃	
木場 直八 (二五)	末吉	鹿児島県	
有馬伝次郎 (一八)	武村	鹿児島市	
白坂篤光 (二三)	当郷		
有屋田俊成 (二七)	龍名山	鹿児島県	

成尾袈裟次郎 (三三)	出水	〃
貴島 宰蔵 (二六)	阿久根	〃
吉村畷次郎 (不詳)	武村	〃
溝口八之進 (二二)	都之城	
鬼塚孫九郎 (二九)	延岡	(註にはなし)
成尾弥之助 (不詳)		
三谷勇吉 (不詳)	郡山士族 第三大隊九番小隊 四月六日為重創没	
薬師良介 (二〇)	郡山農 第一大隊九番小隊 三月二二日鏡戦死	
有屋田		
永尾金之助	四月二二日	池田喜平次 六月一九日
桑野郷太郎	六月二〇日	

嶽

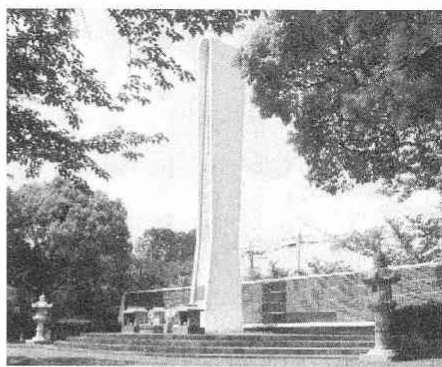
西郷 郷助 四月六日 海江田金太郎 六月一日

熊本県植木町の田原坂記念碑には郡山からの従軍戦没者氏名として三六名の名前が刻まれている。

また近年熊本県政資料中に現存が確認された「薩賊死亡姓名」(熊本県立図書館所蔵)には、熊本県内で死亡した薩軍兵士の出身や所属部隊、戦死した日付や場所などが記録されており貴重である(同書の所在については平田信芳氏に御教示いただいた)。



明治十年役戦没者招魂塚  
菅原神社境内



田原坂戦没者慰霊塔

## 第二章 行政

### 第一節 明治・大正・昭和初期

#### 1 戸長

明治四年（一八七二）七月一四日、廃藩置県の詔書が発布され、鎌倉幕府以来七〇〇年の長きにわたった封建制度はここにその姿を消して、中央集権の近代国家の基礎が築かれることになった。その年一月、薩摩藩は鹿児島県となり、知政所は県庁ちせいしよになる。翌年二月に課を設けるなどして県庁組織が整備され、その後、地方行政制度も新しい方向に移り変わる。鹿児島県が現在のような地域に決まったのは、同一六年（一八八三）になってからである。

県は明治五年（一八七二）初頭から郡制を敷くことになり、数ヶ郷を管轄する「郡治所」が設置され、これに郡長、副長・里正・副正、戸長、戸長助等の役人が配置された。当時、県内には七つの郡治所が設けられ、郡山郷は、入来、樋脇、永利、隈之城、平佐、高江、串木野、市来、伊集院及び甕島の各郷とともに、市来郡治所の支配下に入った。同年九月、郡長、里正等の呼称を大区戸長、大区副戸長等と改めた。翌六年（一八七三）七月、大区には戸長役所が置かれ、同年八月郡治所を廃止し、代わって県下六箇所に支庁が置かれることになる。この時点で、県庁―支庁―大区戸長役所（大戸長）―小区戸長という編成が確立する。翌七年（一八七四）一月になると支庁の下に区長を置き、区長は県下一〇九の大区の数大区ご

とに一人が置かれ、区長事務所を持ち、管内の一般行政は勿論教育、警察行政まで担当し、さらに地租改正事業を推進する任務があった。間もなく支庁が廃止されたので、県の行政系統は県庁―区長事務所―戸長役所の三段階に変わった。郡山町役場の保存文書の中に、次の記述がある。

明治五年戸長役場ヲ置ク。役場ニ左ノ諸役アリテ郷ノ統治ヲナシタリ。戸長・副戸長三名・書役一名 又村ニハ庄屋ヲ廃シテ副戸長ヲ置ク。副戸長ノ下ニ名主、小布令、布令ノ世話役アルコト藩政時代ニ同ジ。

小布令は小触とも書き、門<sup>かど</sup>あるいは各戸に役所からの通達を知らせる役目の者をいう（『郡山郷土史・下巻』以下『(旧)郷土史・下』、四〇六頁）。郡山郷初代戸長には、最後の噺役<sup>あつかい</sup>の一人木場平左衛門盛幸が明治五年四月に任命されたと、木場家系図に記されている。

明治十一年（一八七八）七月公布の郡区町村編成法により、郡山郷は第二一大区、六つの小区となった。

第一小区 川田村 第四小区 油須木村  
第二小区 東俣村 第五小区 郡山村  
第三小区 厚地村 第六小区 西俣村

当時の郡山郷の戸数がいくらであつたか正確な数はつかめないが、『薩隅日地理纂考』によると、一〇五八戸、四五三五人となつている。『鹿児島県史 第四巻』（以下『県史・四』）には、戸長は四〇

〇戸以上二二〇〇戸までが一人、副戸長は三〇〇〜五〇〇戸が二人とあるので、郡山は戸長一人、副戸長四人の割り当てになつた。同一〇年十二月一五日新区長が任命されると、県は正副戸長の選任に

かかるが、『県史・四』に、この正副戸長は選挙で定めることになっているが、事実上官選に近かつたとある。新戸長・副戸長の任命は、同一二年（一八七九）二月に行われ、ここで初代戸長の木場平左衛門は、高齢を理由に以前から出していた辞職願を漸く受理され、後任には木場甚之丞が任命された。副戸長は河野万左衛門以外の人物は不明である（『(旧)郷土史・下』三八頁）。

## 2 郡区町村制

政府は明治十一年（一八七八）七月二二日、太政官布告をもつていわゆる「三新法」を公布、地方行政組織の一大画期となる。三新法とは「郡区町村編成法」「地方税規則」「府県会規則」の三法をいう。目的は地方自治体の振興と国家行政の円滑をはかることであつた。

鹿児島県は同一二年（一八七九）二月一七日をもつて、郡制を施行し、大区小区の呼称が廃止された。従来鹿児島市築町にあつた区長事務所の管轄下にあつた日置郡は、それまではただ名称にしかすぎなかつたが、平安朝時代の昔に帰って行政単位として復活することになった。市来湊に新たに郡役所が設置され、日置郡・阿多郡・甕島郡の三郡を管轄下に置き、三郡の郡長には飯牟礼俊良が任命された。

郡制の設置と同時に戸長も改選されることになり、選挙は同一二年（一八七九）二月に実施された。日置郡（串木野・市来・郡山・伊集院・日置・吉利・永吉の各郷）内五四ヶ町村で、三二人の戸長

が選出され、三二一の戸長役場が設けられた。旧郡山郷では、郡山村、東俣村、厚地村、川田・油須木村、西俣村の五地域それぞれに戸長・用係・書役が一人ずつ置かれた(下右)。

明治一四年(一八八二)七月になって、郡役所の管轄区域の変更が行われ、市来郡役所は廃止され、日置郡は鹿兒島郡役所の所管となった。翌一五年(一八八二)六月には、戸長役場管轄区域の改廃があつた(下左)。同一七年(一八八四)五月、区町村会法改正が行われ、戸長役場管轄区域の拡大と事務処理の円滑化を期して戸長を官選とした。日置郡内三二一の戸長役場は一一に激減、郡山郷の両役場は合併して、役場は郡山に置かれ、郡山外五ヶ村戸長役場となった。初代戸長には紫善次郎が任命され、間もなく郡山出身の重久厚右衛門がこれに代わり、その後同二二年(一八八九)の町村制成立まで足掛け五年にわたって郡山郷の行政を推進してきた。

表 2-2 明治15年6月の改廃後

日置郡東俣村外三ヶ村戸長役場 (東俣・川田・厚地) 戸長 重久 泰蔵 用係 成尾 庄之丞	日置郡郡山村外二ヶ村戸長役場 (郡山・油須木・西俣) 戸長 白坂 素一郎 用係 郡山 喜平次
---	---

表 2-1 明治12年末の公選による戸長ほか

郡山村 戸長 白坂素一郎 用係 郡山喜之進	東俣村 戸長 重久泰蔵 用係 肥後善一	厚地村 書役 前田堅磐	戸長 川崎仲二 用係 園田武五郎	川田村・油須木村 戸長 白坂雄一郎 用係 成尾庄之丞	書役 竹下治平	西俣村 戸長 重久厚右衛門 用係 郡山喜平次
-----------------------------	---------------------------	----------------	---------------------	----------------------------------	---------	------------------------------

### 3 新郡山村の誕生と新日置郡

明治二年(一八八九)四月の「市制」「町村制」施行当時、本県では一市一四町村が誕生したが、これは全国的に行われた町村合併の一環であつた。全国では旧町村が一万三三四七あつたが、その数は約五分の一に減少したことになり、鹿兒島県の場合は六〇九町村が一四に合併されたのである。郡山村は旧来の郷の区域である厚地村・東俣村・川田村・油須木村・郡山村・西俣村の六ヶ村を統合して出発した。初代村長には、先の重久戸長の甥に当たる白坂素一郎が、助役には有馬純幸が選ばれた。書記は初め五名が定員で、同二年(一八八九)六月付きで、有馬純幸・山口盛秀・木場善之助・大内田七兵衛・前田矢之助が採用されたが、有馬純幸が助役に選出されたので、翌三年(一八九〇)五月、川崎孝吉郎が採用された。

新しい郡制もまた同二四年(一八九二)四月から施行されることになっていたが、従来の地域の変更問題等で紛糾し、紆余曲折を経て、同二九年(一八九六)になってようやく郡区画が決定し、新郡制はその上に立って、同三一年(一八九八)四月一日をもって実施され、郡議会もまたようやく成立していった。

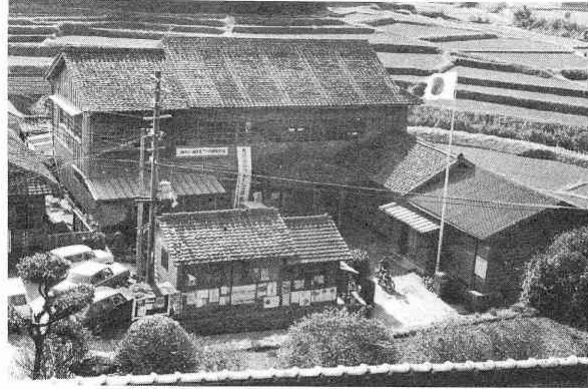
日置郡は阿多郡を吸収して、新日置郡として発足し、郡役所は中伊集院村(伊集院町)の下谷口に置かれることになった。郡には執行機関としての郡長と、決議機関としての郡会があつた。

時代の進展に伴い、行政の能率化簡素化という点から、この郡制は二四年を経た大正一〇年(一九二二)に廃止された。もつともそ

の後、県の出先機関となつて郡役所の名称は同一五年間で存続した。  
(『(旧)郷土史・下』七〇頁〜七二頁)

#### 4 役場移転と役場事務

郡山村行政の整備・確立は、大正元年(一九一二)の役場の移転改築が一大契機となった。事の発端は郡山尋常高等小学校の明治三年(一九〇〇)以来の大拡張であつた。同小学校は地頭仮屋跡地にあり、村役場は校舎の隣にあつた。校舎増築の敷地は役場を他に移して、その跡を利用するほか手がなかつた。役場移転を巡つて誘致運動が起つたが、結果は当時郡山駐在所のあつた前役場跡(大字郡山小字岩崎四六番地・賦合)に移ることで決着がついた。



郡山村役場庁舎(賦合、昭和46年頃)

移転事業は明治四五年(大正元年(一九一二)度に竣工し、経費は七五二円七六銭一厘であつた(『(旧)郷土史・下』一五三〜一五四頁)。

役場所蔵の「郷土史料8」には大正六年(一九一七)当時の村役

場庶務規定と事務分担が示されているので、ここに引用しておく。

庶務掛―条例規則及び規定、吏員の進退賞罰並びに身分、役場印並びに村長助役職務印管主、出勤簿及び宿直、文書保存、議員選挙、会議、民籍、財産及び营造物、社寺、歳入歳出予算、褒賞に賑恤救済、統計、各係の主宰に属せざる事項、以上十四に  
関すること

衛生掛―衛生と衛生統計に関すること

勸業掛―農林商森林水産、土木、土地、勸業統計に関すること

兵事掛―兵事、在郷軍人会及び兵事会、(第五節二節と参照のこと)壮丁トラホーム及び花柳

病に関すること

学務掛―教育、学校衛生、学事統計に関すること

税務掛―徴税、土地台帳並びに名寄帳に関すること

会計掛―現金出納その他の会計、歳入歳出決算に関すること

以上の七つの掛と三〇に関する事務を助役、収入役以下九名計一名で処理していた。同一〇年四月、第四四議会で郡制廃止に関する法律が可決され、かくして地方自治体としての郡の歴史を閉じることになる。郡は単なる行政機関として存続するに過ぎなくなつた。同一五年(一九二六)六月に、地方官制改正により、郡長、郡役所の制度は廃止となり、同年七月を期して郡役所の廃止が断行されることとなつた。

#### 5 昭和初期―戦時下の行政

昭和初期に起こつた世界恐慌は、我が国の経済にも深刻な影響を



及ぼし、国民生活は悪化の一途を辿った。その一方で、政治は軍国主義体制の方向に急速に傾斜していった。昭和六年（一九三一）に満州事変が勃発するや、特に軍部から地方自治制度を挙国一致体制に編入する必要性が叫ばれた。同一年（一九三六）九月、陸海軍の両大臣から、「中央行政機構の整備改善及び国運の進展に伴い、地方行政制度を刷新する」という趣旨の「諸政一新」の改革案が出されたが、世論の反対にあつて実現しなかつた。

昭和十二年（一九三七）七月、日中戦争が始まると、同九月には「国民精神総動員運動」が内閣訓令によって進められ、鹿児島県でもその実行委員会が組織された。戦時統制経済も「臨時資金調達法」の制定によつて、同九月からスタートした。続いて同十三年（一九三八）三月、「国家総動員法」が成立し、「国防目的達成ノ為ノ国ノ全カヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」（同法第一条）方針を固めた。同法に基づき、その後次々と戦時立法が制定され、それに応じて地方公共団体の機構と職員が増大し、必要経費も膨張していった。

さらに経済立法以外に「警防団令」（同十四年一月）、「青年学校令」（同年四月）、「国民徴用令」（同年七月）、「国民体力令」（同十五年四月）、あるいは軍事援護及び銃後施設の整備等、地方公共団体において事務処理をしなければならない法律や勅令が公布された。ついで同一六年には大政翼賛会が生まれ、鹿児島県にも知事を支部長に支部が置かれ、民間における国防体制への協力組織が編成された。またそれに先立って、同一五年末には「部落会、町内会等整備ニ関スル訓令」が発せられ、国の行政の末端機構が再編整備される

ことになる。こうして、日本は国を挙げての総力戦の体制に突入していった。その下で地方の行政は基本的には戦争遂行と勝利のための一機関として位置付けられたのである（『県史・五』三三四～三五頁）。

太平洋戦争が勃発した昭和十六年（一九四一）二月八日以降、「国一県一地方事務所―市町村―町内会・部落会・各種団体・隣組」といった縦の行政系列化が、一段と強化され、国防国家体制が本格的に整備された。同十八年（一九四三）三月に至り、地方行政をさらに中央統制の下に組み入れる必要から、地方制度の大幅な改正が行われた。地方団体の首長に対する国の監督権の強化、首長の職務権限強化、議会の発言権の抑制と事務の簡素化を図り、国策への即応体制の確立がねらいであった。

以上のように、戦時体制下にあつて、地方自治・行政制度は、戦争に全面協力するための基盤として編入替えされた。住民生活は戦時体制と固く、深く結び付けられていたのである。

『郷土史料69』に日置地方事務所長が郡内各町村長に宛てた「官庁ノ常時執務ニ関スル付 通牌」（昭和十九年三月二日）の史料がある。「官庁の決戦態勢を一段と強化する為、決戦勤務措置」をとることを通告している。具体的には(1)官庁では日曜日を廃止し、常時執務すること、(2)休日には二週間一回与える、というものであった。

## 第二節 戦後の行政

### 1 改革の嵐

戦時下、市町村行政は多忙をきわめ、空襲、食糧難、疎開などの問題が加わって、混乱状態に陥った。そして、国民の多くは生命と生活の危機のもとで不安と恐怖の日々を送っていたのである。

三一〇万人もの国民の生命が失われる一方、日本軍はアジアの同胞二〇〇〇万人余の生命を奪ってきたが、その戦争もついに昭和二〇年（一九四五）八月一日にピリオドをうった。新生日本がここにスタートしたのである。

同年九月二二日、占領軍総司令部（以下、GHQ）から「日本管理政策」が発表された。その内容は軍国主義の根絶、戦争犯罪人の処刑、個人の自由及び民主主義の助長をうたい、また経済面における民主主義の浸透を要求している。改革の具体化として、新憲法の制定をはじめ農地改革、婦人参政権、公職追放、労働組合の結成、財閥の解体などが断行された。

まず、昭和二十一年（一九四六）一月、GHQのマッカーサーが、いわゆる「神道指令」を出す。この指令は地方事務所長から町村長などに出されたもので、その内容は、家庭における神宮大麻の奉斎は支障ないが、政府または公共の機関団体で、神道の後援、支持、供金、管理及び弘布などは、いっさいこれを廃するというものであった。

同二十二年九月、GHQの指令による市町村制の大改正が行われ、

戦後の地方行政民主化の口火が切られた。戦前・戦時中の地方行政制度は抜本的に改められ、地方公共団体の独自性を強化し、国の監督権を縮小した。同年一月には日本国憲法が公布され、新たに「第八章・地方自治」の一章で、地方公共団体の組織、運営、議会などについて規定した。地方自治の民主的改革の基本線が定められ、同二十二年四月、地方自治法が制定される。憲法と地方自治法では「地方自治の本旨」について規定し、（一）住民の権利の拡充、（二）地方公共団体の自主性・自律性の強化、（三）地方公共団体の行政の公正確保、以上の三原則を示している。

さらに、幾多の改革が村行政の上にも目白押しに並んでいた。農地改革の指令を具体化するために、同二十一年一〇月に、「自作農創設特例措置法並に改正農地整法」が公布され、郡山は農地改革指定村の指定を受け、その年一二月に農地委員会が発足した。同二十二年三月には、「教育基本法並に学校教育法」が公布され、六・三制が始まった。そして、翌四月には町内会、部落会、隣組が廃止されることになり、全国の末端行政が立ち往生した。

### 2 部落会・隣組の廃止

GHQは、部落会や隣組が、先に廃止を命じた神社神道を思想的基盤とし、その上に立った挙国一体の社会行政組織、さらには日本の今までの戦力を産みだした根源組織とみなしていた。そこで、GHQは部落会などの廃止の指令を出し、昭和二十二年（一九四七）三月四日には、内務次官より各市町村長宛に「町内会・部落会の措置に

ついて」通牒が出された。

一、現在町内会長・部落会長及び同連合会長が行っている行政的  
事務は、本年四月一日までにすべて市区町村に移管すること。

二、行政事務を担当させるため必要がある場合は、適当な区域に  
市区町村の駐在員を配置するとか、市区町村の出張所の如きも  
のを置くとかの措置を講ずること。

三、住民の意向によつて、自発的に適当な任意団体を結成するこ  
とは差し支えない。

以上のような内容であるが、目の前に差し迫つた四月一日までに、  
急に町内会、部落会を解体して新たな任意団体を結成することは、  
実際は容易なことではなく、郡山では従来の部落会をほとんどその  
まま新しい任意団体とするケースが多かつた。また、部落会長が村  
の駐在員に囑託され、物資の配給や転出入の証明など、従来とあま  
り変わらない仕事を続けたものと思われる。

同二年三月二九日、内務次官より各地方長官宛に「町内会・部  
落会の廃止並びにその後の措置について」通知があつた。

一、町内会部落会隣組廃止後はそれらの長の職務は消滅し、この  
種の強制的性格をもつ団体は許されず、後継団体もあつてはな  
らない。

二、今度の措置は改正憲法の施行に先だつて、戦時統制機構を一  
掃することによつて四月以降に行われる各種選挙の公正な実施  
を確保しようとするものである。

三、今回廃止される町内会部落会などの長を、新たに設置される  
出張所員や駐在員に委嘱することは絶対に避けること。

四、従来の配給機構は廃止する。今後配給については如何なる団  
体も必要とせず、消費者は直接配給を受けることができる。

同二年五月三日に公布された政令第一五号によつて、同二〇年  
九月一日以前から翌二一年九月一日まで引き続き町内会部落会、ま  
たはその連合会の長の職にあつた者、及びその補助職員は、同二二  
年五月一日から起算して四年間は、従来のような事務を掌る職に就  
いてはならない。違反者は、一年以下の懲役か一万五〇〇〇円以下  
の罰金ということになる。該当する部落会隣組長は交代せざるを得  
なくなつた。

### 3 農地改革・農業協同組合

終戦直後、政治的不安と食糧危機が日増しに深まるにつれて、地  
主的土地所有の矛盾は一層深刻となり、我が国の支配層の間からも  
農地改革の必要性が説かれるようになった。その結果、政府はGH  
Qの経済民主化の基本政策に対応するものとして、昭和二〇年（一  
九四五）一月に農地制度改革要綱を発表し、第一次農地改革案と  
いわれるものを、農地調整法改正案の形で議会に提出した。議会は  
この案を審議未了で葬り去ろうとしたが、これに対してGHQは同  
年二月九日に突如として、いわゆる農民解放指令といわれた「農  
地改革についての覚書」を日本政府に通達し、その指示する諸計画  
を内容とする農地改革案をGHQに提出することを求めた。この指  
令は議会の審議に強い圧力となり、法案は一部修正の上、同月一八

日に成立、公布された。

その後、第二次農地改革案が作られ、議会で激しい論議が繰り返されたが、結局同二年一月一日に議会を通過、二日に公布され、農地調整法改正法は一月二日に、自作農創設特例措置法は二月二九日に施行された。農地改革指定を受けた郡山村では、同年一二月、公選で一〇名の農地委員が選出された。郡山村農地委員会は指定村の面目にかけて、他町村が二年三月三十一日以降に仕事を始めたのに対し、二年度中に早くも件数にして五二件、田畑筆数七五八、面積にして五三町一反九畝一〇歩を買収し、その全地積を四一三人に売り渡した。買収価格は田畑平均一反歩当たり六六一円で、旧小作人への売渡価格も同じであった。

二年度の買収は四三九件で、その数は二九年度に至るこの農地関係法での取扱件数からいえば五人割を占め、郡山村の農地改革からみれば、二年度でその三分の二近くを終えたといっても差し支えない。解放地籍は九三町六反一畝二七歩で、その対価は五二万九五六二円五八銭に達した。

同三三年度は一八一件、地籍二四町六反畝二七歩を買収したが、二一年度からこの年度までで解放された在村及び不在地主の土地は一七一町四反七畝二六歩となり、すでに郡山村における農地改革の大半を終了したと言つていいだろう。二四年度は五六件、六町八反五畝二二歩を買収譲渡し、二五年度は二八件、二町七反四歩を処理し、実質的農地改革はこれで終わった。これまでに解放された地籍は一八〇町九反九畝二二歩となり、郡山村田畑全面積の一・八割を占めた(表2-3)。

昭和二〇年(一九四五)一二月GHQは日本政府に対して、農村の民主化の一環として、農地改革と並んで民主的な農業協同組合を

表2-3 郡山村農地買収売渡実績表

年次	買収				売渡				備考
	地積	対価	件数	筆数	地積	対価	件数	筆数	
昭21	53 1 9 11 町反畝歩	352,097 12 円 銭	52	758	53 1 9 11 町反畝歩	352097 12 円 銭	413	797	旧措置法
22	93 6 2 18	529,562 58	439	1213	93 6 2 18	529,562 58	908	2381	〃
23	24 6 1 27	141,794 93	181	427	24 6 1 27	141,794 93	273	453	〃
24	6 8 5 22	39,612 51	56	117	6 8 5 22	39,612 51	73	122	〃
25	2 7 0 04	13,411 12	28	45	2 7 0 04	13,411 12	40	49	〃
26	9 8 5 00	323,770 98	45	169	9 5 0 07	306,248 58	48	163	〃
27	38 7 7 03	469,340 56	118	677	38 7 3 06	466,285 76	156	701	〃
28	6 6 8 18	274,163 12	63	110	6 6 8 18	274,163 12	68	112	〃
29	11 0 6 20	468,006 56	67	180	11 0 6 20	468,006 56	73	183	農地法
30	6 2 1 21	483,830 36	59	87	6 2 1 21	483,830 36	58	85	〃
31	2 2 7 26	219,098 00	28	48	2 2 7 26	219,098 00	32	42	〃
合計	255 8 6 20	3314,687 84	1136	3831	255 4 8 00	3294,110 64	2142	5088	〃

設立するよう指令し、それに基づいて同二年一月に「農業協同組合法」が公布され、同年二月二十五日に施行されたが、同時に制定施行された「農業協同組合法制定に伴う農業団体整理法」によって従来の農業会は消滅することになった。

県下の農協設立は順調に進み、同三年五月末の状況を見ると、設立町村数一七、総会を終了したのは一八六、認可済み一五二であった（『県史・五』六二二頁）。

郡山村農業協同組合は同三年六月に設立された。役員は理事九名、監事四名で、事業内容は、（一）営農事業、（二）信用事業、（三）共済事業、（四）購買事業、（五）販売事業、（六）運送事業、（七）利用、となっており、事業所は郡山本所、東俣支所、川田出張所の三ヶ所に設けられた。この郡山農協は、同五三年（一九七八）四月一日に伊集院、松元、日吉の三町農協と合体し、日置中部農協が新たに発足した。（『旧郷土史・下』三七一〜三七四頁）

#### 4 役場職員の漸増

終戦後の物価上昇、爆発的なインフレなどは、村財政に大きな影響が及んだ。県は対策の一つとして同二年（一九四六）の初め、行政整理をうたい、その一環として役場職員を減らすよう指導した。同年三月一日付で国分友睦郡山村長が「町勢の行政整理に関する件」について、日置地方事務所長に宛てた報告書によると、郡山村役場の職員は、同二〇年二月五日現在で書記一七名、技手二名であったが、二月二日までに書記三名、技手一名が退職し、総数一

五名となっている。これは人員の二割を整理したことになる。

ところが国内復員に引き続いて海外からの復員、引き揚げが始まり、その復員事務、感染症対策、食料物資の配給事務、諸登録事務それに財産税課税のための財産や所得の調査など、役場の仕事は増えるばかりであった。

同二年二月二十五日付で「市町村国庫補助調に関する件」について、役場が県内政部長宛に出した報告では、郡山村有給吏員の数は二一名、嘱託雇い人八名であった。

同年一〇月四日、「地方団体職員に関する制度・役場事務分掌報告」によると、郡山村役場の行政機構は次のようになっている。

総務部長 助役  
 総務課長―庶務係 選挙係 労務係 復員係 厚生係 振興係  
 税務戸籍課長 収入役―国税係 県税係 村税係 戸籍係  
 経済部長 助役―勸業係 配給係 統計係 農地係 土木係  
 経理部長 収入役  
 経理課長―経理係  
 各種団体

農業会会長	村長	係	男三六	女一五
森林組合組合長	〃	〃	五	二
煙草耕地組合組合長	〃	〃	二	一
厚生援護会会長	〃	〃	一	一
部落会	三二	隣保班	一三五	

同三年六月一九日付で増満村長が「昭和二二年度市町村職員待

遇について」県内務部長に提出した報告書には、郡山村役場職員の数は一五五名、同扶養家族八一名とあるから、郡山村では徐々に職員数が増加していったことがわかる（同二五年三〇名、同三一年四〇名）。ちなみに県下の市町村職員数は、同二三年になると六五九五名となり、同一四年の二七四〇名と比較すると、その二・四倍に膨れあがっている。

### 第三節 町制施行後の行政

#### 1 下伊集院村一部との合併

戦後、市町村財政は窮乏に追い込まれていた。GHQは国と地方自治体との行政事務の再配分と、町村規模の合理化を含め、さまざまな勧告を出した。昭和二七年（一九五二）GHQの廃止後も、小規模町村では財政上、行政事務を効果的に処理するのが困難となっていたので、小規模町村の合併は国や県の外部的な力に拠るまでもなく、町村自体の内部的な面から必要に迫られていたのである。

町村合併促進法は自治庁が立案し、国会を通過させて、昭和二八年（一九五三）九月一日に公布され、一〇月一日から施行されることになった。郡山村周辺では、下伊集院村の一部（岳・有屋田）が郡山村に編入合併する気運を高め、かつ郡山村では鹿児島市との合併を図る動きもあって、その同時解決を試みたが、鹿児島市との関係は早急に解決できないでいた。その中で、下伊集院村は郡山村以外の町村とも分割合併する関係上、同調する必要性が生じ、住民の意向もその方向に傾いた。郡山村議会では同三一年（一九五六）九

月一八日、合併案を提出、可決、県に申請し、併せて町制施行を申請した。同月二七日県議会の議決を得て、三〇日合併及び町制施行することになった（『鹿児島県市町村変遷史』六一二頁）。

郡山村長と下伊集院村長が連名で県知事宛に提出した『下伊集院村を廃し、郡山村に編入合併することについて・申請書』の中に「編入合併を必要とする理由及び経過」が記述されている。

古来郡山村と下伊集院村の大字有屋田、岳の区域は自然的にも経済的にもなおまた文化的にも同一環境に置かれてきた。…また交通においても有屋田、岳の区域は神之川を隔てて郡山村の雪元、平原、西俣の各部落に接し、郡山村中央部との交通は伊集院蒲生線、鹿児島水俣線によってその利便が保たれておること、その他人情風俗及び耕地、農産物生産の状態も同一であり縁故者も交流し、旧制尋常高等小学校時代には郡山村の小学校に学んでいた有屋田、岳の住民が多かったということなどである。

従って、この区域の住民は遠く明治三十五年より郡山村に編入を希望し陳情も続けてきたがその機が熟さないまま今日までに及んだ。…将来は共に大鹿児島市建設に決然として参加するとしても現段階においては、郡山村及び有屋田、岳の区域はこれの際大乗的にしかも円満に合併し、新市町村建設促進法制定の基本方針に従い進歩的に健全なる建設計画を樹立し、新自治体の建設に努め、住民の繁栄を希望することが現段階においては最も望ましいことであると期せずして両住民の意見が完全に一致したので、ここに下伊集院村の大字有屋田、岳の区域を郡山

合併村の状況（昭和31年4月1日現在調査）

表2-4 戸数・人口

区分	郡山村	下伊集院村	合計
戸数	1,873戸	320戸	2,193戸
人口 男子	4,532人	748人	5,280人
人口 女子	4,724人	812人	5,536人
人口 合計	9,256人	1,560人	10,816人
人口 密度	207	116	187

表2-5 面積・距離

区分	郡山村	下伊集院村	合計
面積	44.63 km <sup>2</sup>	13.36 km <sup>2</sup>	57.99 km <sup>2</sup>
距離 東西	6.90 km	2.90 km	9.25 km
〃 南北	9.00 km	8.55 km	9.00 km

表2-6 編入に伴う財産の状況(円)

区分	郡山村	下伊集院村	合計
行政財産	46,612,250	5,717,450	52,329,700
基本財産	13,429,203	3,842,860	17,263,063
積立金穀	70,856		70,856
その他の普通財産	3,530,000	252,000	3,782,000
小計	63,633,309	9,812,310	73,445,619
備品		1,415,500	1,415,500
合計	63,633,309	11,227,810	74,861,119

※ 下伊集院村分は郡山村に編入する地域に該当する数値

村に編入することの申請をしたものである。郡山町役場資料「関係村の住民の意向」から「郡山村の公聴協議会顛末」をここに引用する。

郡山村では住民の意向を問うため、常盤・郡山・花尾・南方の四校において公聴会を実施、約四七〇名の参加があり、諸問題において両住民の協議により、これまでの事情と村の施政方針を了承、地方自治体の基礎を確立し住民の繁栄を祈念し、村

政の飛躍的發展を期するため、喜んでこの区域を編入したいという結論を得たので、議会もその後全員議会及び本議会を招集し村民の総意として、下伊集院大字有屋田・岳の区域編入を異議なく可決した。

「下伊集院村公聴協議会顛末書」には次のように記されている。町村合併促進法が公布されたので、この機会を逸する事なく、それ

それ大字総会を開催し、自主的に集落合併委員会を設置し、本村議会にも編入促進の陳情を数回にわたり行い、議会も採択その実現に努力していたが、最近にいたり、編入合併の見通しがつき、数十年来の願望が達成されることになったので、全住民が賛意を表明し、円満にしてしかも建設的な合併を心から期待している次第である。

## 2 町制施行と祝賀式

県に提出した先の「申請書」に「町制施行の理由」が述べられている。

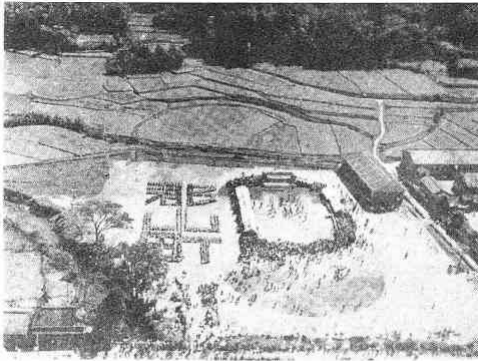
本村は県村道の整備と交通網の発達により、農業経営にも産業経済面にも格段の変化が生じてきた。すなわち都市近郊農村として特産物の造成、観光資源の開発と中小企業の振興にしたがい、都市的形態へ移行したことがその著しい特徴である。昭

和三十一年九月三十日町村合併促進法に基づき下伊集院村大字有屋田、岳の区域を編入し、行政区画が拡大されるに当り、今後の自治行政運営を種々検討する必要に迫られてきた。

ここにおいて町制を施行し、自治体住民の自覚と責任に徹し清新の気風を注入し、行政水準の向上を図ろうとする気運が急に湧き上がってきたので、社会経済の進歩に即応し適正規模による行政運営の合理化と能率化により、強力な自治体制を築き上げるために、議会も町制施行を採択全会一致可決、この施行を申請した次第である。

昭和三十一年（一九五六）一〇月一六日午前一〇時から合併と同時に町制施行の祝賀会が郡山中学校運動場において挙行された。国分町長は『郡山町広報』第四一号に当日の様態を詳しく述べている。

この日は一点の雲もなく、秋空高く晴渡り恵まれた好天気であった。郡山町商店街の軒下には各新聞社から寄せられた色々の旗が飾られ、十文字の道路には南日本新聞社から寄贈された、祝岳、有屋田地区合併、郡山町制施行と染めぬいた布旗が張られて道行く人々の



郡山中学校生徒による人文字

町勢祝賀の気運もさらに深めていた。開式の十時には町内老若男女を問わず全員が集合して会場を埋めた。町内外多数の来賓のご臨席のもとに式は開幕され、助役の開式の挨拶があつて町長の式辞、議長挨拶、旧下伊集院島中村長の挨拶があり、県知事、県議会議長、県町村会会長、県町村議会議長会会長、鹿児島市長、その他の祝辞が述べられ、迫水参議院議員外四〇余通の祝電が披露されて厳肅の内に式は閉じられた。

町内の五小学校及び二中学校の生徒は両手に国旗を振飾し、旗行列で式終了と同時に祝賀会場に帰り着いたので、これに対し町長の挨拶が述べられた。続いて祝宴と祝賀演芸大会に移り、各校区及び部落からは色採りどりの郷土民踊が繰出されて賑わった。勇壮活発な花尾地区青壮年の太鼓踊りの最中には秋空からは南日本新聞社及び瑞穂産業の祝賀飛行機が、「祝郡山町制」と記した銀翼をはばたかせ、参会者の頭をなでんばかりの低空で花束を降下する等町制を祝福した。

地上には郡山中学校生徒による祝郡山町の人文字が描かれ、又は学校生徒が両手に持った国旗を打振り万才で応える等、祝賀会に一段の色彩を放つたりして、飛行機は町内を一周してサヨナラを表現して空高く帰鹿して行つた。こうした盛大な祝賀会も午後四時の予定時刻に滞りなく終り、一万一千の町民が生涯忘れられない十月十六日が盛会裡に終了した。

### 3 行政の方針と諸計画



### 新町建設実施計画

町制施行後の行政の運営方針は、次の通りであった。

1. 民意を尊重し住民の精神的融和を図り、相互扶助の精神の助長に努める。
2. 学校教育、社会教育施設の整備充実を図り、その振興に努める。
3. 社会福祉及び労働施設の強化拡充に努める。
4. 消費的経費の節減を図り、農林道の整備拡充と土地改良事業を促進すべく投資的経費の増加により産業経済の発展を期し、健全なる財政運営の確立に努める。

以上、四つを柱として進められた（申請書）。昭和三四年（一九五九）から同四三年までの「新町建設実施計画書」では、具体的な計画書に、「行財政の合理化等に関する計画」が示されている。

（1）役場庁舎の整備計画、（2）行政機関の整備計画、（3）末端連絡組織の整備計画、（4）消防水防施設整備計画。また、財政運営の合理化計画として七点明記している。（1）消費的経費節減、（2）投資的経費の増加、（3）公債費、（4）税收の確保、（5）財産収入の確保、（6）町有財産の造成、（7）国有林野払い下げの促進、の以上が掲げられている（「基礎調査書」郡山町、昭和三三年一月）。

### 過疎地域振興計画

また本町は、昭和四六年（一九七二）四月、他の過疎市町村より

一年遅れて過疎地域に指定され、同四九年度までの前期四ヶ年計画、同五〇年から五四年度までの後期五ヶ年計画を策定した。昭和四六年五月に策定された「過疎地域振興計画」の基本方針は、（1）農林業を主体とした生鮮野菜・畜産物の供給地域、（2）鹿児島市近郊として天然資源を生かした観光・レクリエーションの町、（3）時代に対応しうる人間開発を目標にした教育文化の町、（4）衛生・福祉行政を進め健康で住みよい町、（5）職・住一体化のニュータウンの誘致をはかり、住宅の供給と雇用の推進、以上五点であった。基本施策として、交通通信体制の整備、産業の振興、住民の福祉向上、教育の振興、広域市町村圏の位置づけ、以上の五つが柱となった。

### 郡山町振興計画

昭和四五年（一九七〇）三月、「郡山町振興計画」が策定され、引き続き情勢の推移に即応して修正を加えながら、同五四年（一九七九）に第二次の振興計画が策定された。同五四年度から五八年度までの前期基本計画に引き続き、五九年度から六三年度までの後期基本計画から成っている。基本計画は長期的視野に立って、恵まれた自然的・立地的特性を最大限に活かし、「活気あふれる明るく豊かな町づくり」を理念として、

1. 調和のとれた住みよい生活基盤づくり
2. 地の利を活かした活気のある経済環境づくり
3. 快適な明るい生活環境づくり
4. 思いやりと生きがいのある福祉環境づくり

#### 5. 豊かな人間性と創造性を備えた人づくり

の五つの基本目標を柱に、過疎地域振興計画などとの関連性を十分考慮し、低成長期における社会経済情勢の変化を的確に把握しながら、町民一体となって計画遂行にあたってきた。

#### 郡山町総合振興計画（三次）

平成元年（一九八九）から同一〇年度までの一〇年間における本町の進むべき方向と目標を定めるとともに、これを達成するために必要な基本的施策の大綱を明らかにしたのが「郡山町総合振興計画」である。本町が活力に満ちあふれ、たくましく躍進するために郡山町の将来像を「健康で活力にみちた住みよい町」とし、次の四つの基本目標を設定した。（1）快適で調和のとれた住みよい町づくり（都市基盤の整備）、（2）地の利を生かした活力にみちた町づくり（産業経済の振興）、（3）健康で生きがいのある町づくり（福祉・保健衛生の充実）、（4）豊かな心と創造性の育つ町づくり（教育文化の向上）。

#### 4 町制一〇周年記念式典・祝賀会

昭和四二年（一九六六）一〇月一日、郡山町制一〇周年記念祝賀式が挙行された。町内全小中学校児童生徒並びに幼稚園、保育園児による旗行列に始まり、式典は午前一〇時、花火を合図に郡山中学校の講堂を会場に開かれた。町外来賓五十余名、町内約六〇〇名の賛助会員が参加、国分町長の式辞、宮田議長の挨拶に引き続き、功

労者、永年勤続者が町長から表彰状と記念品を受けた。

なお、町制一〇周年を記念して郡山町の町章を制定することになっており、「南日本新聞」「鹿児島新報」を通じて広く募集、一〇〇通近くの応募の中で、肝属郡佐多町郡中学校の角野恒明教諭の作品が選ばれ、町議会の同意を得て「町章」が決まった。式典では製作者から「この町章は郡山町の『こ』と『山』の文字を圖案化したもので、まわりを囲むことにより円満と平和を、山と左右の広がり、発展する姿を象徴したものであります」と製作意図の説明がなされ、町章の発表が行われた。満場一致の拍手でこれを町章と決め、町旗を掲揚した（口絵1頁）。

記念事業としてはさらに町歌と「郡山小唄」、それに「郡山音頭」を制定し、式典の場で発表された。町歌については花尾小の榎園校長から、小唄については同校の宇都教諭から、音頭については郡山中の徳永教諭からそれぞれ作詞の意図を、作曲については南方小の麓教諭から説明があり、中学校生徒によって発表され好評を博した（歌詞は資料編「故郷の記録」ふるさとの歌を参照）。

正午に閉式したが、午後一時、中学校の庭に特設された演芸場には、三〇〇人以上の町民が詰めかけ、盛大な祝宴が開催された。まず、「郡山音頭」を婦人会員と男女青年団員で披露、続いて花尾校区大平の郷土芸能「獅子面踊り（獅子舞）」、南方校区西上の「太鼓踊り」、花尾校区茄子田婦人会による「新花尾舞踊」、郡山校区西俣下に伝わる「八丁杵踊り」などが次々に披露された。「八丁杵踊り」などの民俗芸能は、永らくその復活が待たれており、二〇年ぶりの復活披露は、各方面から非常に好評をもって迎えられた。



国分友睦



国分友睦頌徳碑

なお、昭和五一年（一九七九）一月には町制二〇周年記念式典が郡山小学校体育館にて行われ、「町民憲章」が制定された（口絵1頁）。この時町内全世帯に「町制二〇周年記念誌」を配布している。昭和六一年（一九八六）一二月には町制三〇周年記念式典・新庁舎落成祝いが挙行された。平成九年（一九九七）四月、町制四〇周年を記念して、式典及び総合運動公園落成式が行われた。

## 5 名誉町民・町民表彰

### 名誉町民・国分友睦

本町では昭和四二年（一九六七）六月に名誉町民条例を制定し、「本町の発展、公共福祉の増進又は文化の進展もしくは、社会公益上に偉大なる貢献をなし、その功績が顕著である本町住民又は本町と縁故の深い者に対しその功績と榮譽をたたえる」こととした。

そして、同年七月八日、第一号として前町長国分友睦に名誉町民称号が贈られた。同氏は、昭和四年（一九二九）に三三歳の若さで郡山村会議員に当選、次いで同六年には村長に就任、以来一六年間村政の発展に尽力し、とくに戦時中は人手不足と食料物資の不足を克服し、県会議員など、数多くの要職を兼ねて健闘してきた。終戦で公職を退いたが、村民の要望により、昭和三〇年（一九五五）四月には再び村長として就任した。

同三年九月には下伊集院村の有屋田・嶽との合併を断行、翌一〇月一日町制を施行し、初代町長となる。以後三期一二年間にわたり町政を担当、同四一年（一九六六）一〇月は町政一〇周年記念の式典を挙げ、町民とともに喜びを分かち合った。氏の主な業績は、教育の充実と道路の整備である。また、在任七期二八年の長い間、地方自治に精進した功績によって、同三六年（一九六一）一月に町民表彰を受賞し、引き続き同四〇年（一九六五）一月三日の勲五等双光旭日章の受章につながった。

同四二年（一九六七）四月二九日の任期満了に伴う退任の日は、病気で安静中のため町長の自宅で退任式を挙行了。七月八日に名誉町民の称号を受けた後、病状が急に悪化し、同年七月一六日午前二時五分永眠。翌日南方小学校で神式による町葬が行われた。

### 町民表彰

昭和四八年（一九七三）六月、郡山町町民表彰条例が施行された。この条例は、町民の福祉に貢献し、又は町政の振興に特に功績顕著な者を表彰」するものである。表彰の部門は（一）地方自治、

(2) 教育文化、(3) 社会福祉、(4) 産業経済、(5) 一般篤行、以上五部門。表彰は必要に応じ毎年一月三日の文化の日に行う。第一回町民表彰式は同四八年に行われ、一三人が表彰されている。以後、平成一五年(二〇〇三)まで二六回にわたり総勢一三七名の方々に町民表彰を授与している。ちなみに、昭和六一年(一九八六)の第一四回の表彰式は町制三〇周年記念式典で行われ、最多二八名に二企業を加え表彰している。

## 6 郡山町役場新庁舎

昭和四六年(一九七一)郡山、常盤、大谷の三小学校の統合が実現、翌年四月から統合した郡山小学校が開校した。町では統合後の旧校舎の利用法について検討中であったが、とりあえず旧郡山小跡の一部改築し、役場庁舎として使用する事になった。同年六月末、改築も終わり七月一日から新しい庁舎で事務が始まった。

新庁舎は、本館一階正面に向かって右に民生課(戸籍



旧町役場庁舎(元郡山小校舎)

住民、福祉、年金、国保等の係)、次には経済課(農業、畜産、林業、たばこ耕作組合郡山支所、農業改良普及所、農業委員会、建設課(土木、耕地、建築)となっている。

玄関は謄本、抄本など交付のための待合室、左側に収入役室(会計)隣り合わせに町民室(相談、連絡など)、次に税務課、企画室、助役、総務課、廊下を越えて町長室となっている。二階は左から議会議事堂、議会議務局、監査員室、議長室、次に第一会議室、第二会議室、倉庫、第三会議室、図書室及び郷土館、教育委員会事務局となっている。別棟は保健室、宿直室となっていた。

この庁舎も老朽化が進んだため、昭和六〇年(一九八五)一〇月三〇日、町役場庁舎建築工事に着工した。新庁舎は、本町中央公民館の隣接地(字大丸・茶田内)の一六名の地権者の理解と協力により、昭和五九年度(一九八四)からの継続事業として翌年七月に造成工事が終わり、鉄筋コンクリート造りの地下一階、地上三階(一部四階)建て、延べ床面積三七四六平方メートルである。

一階には収入役室・民生課・税務課・経済課・建設課・農業委員会が、二階には町長室・助役室・税務課・企画室・教育委員会、三階には議会議事堂・議会議務局・倉庫となっている。

総工費六億三八九〇万円、工期は昭和六〇年一月一日〜六一年二月一〇日、郡山町が発足してちょうど三〇周年を迎え、役場新庁舎の落成祝いと一緒に記念式典が行われた。午前一〇時から役場新庁舎前の広場に特設テントを張り、町内外から多数の関係者が出席し、町長が「今日を契機に心機一転、住民のために尽力します」

と式辞を述べ、議会議長の挨拶の後、町政功労者の表彰及び新庁舎落成に伴う感謝状の授与が行われた。

アトラクションとして役場女子職員による郡山小唄の踊りと町消防団ラッパ隊の吹奏があり、引き続き祝宴では、郷土芸能の大平獅子舞や各種グループによる踊りが披露され、盛会の内に記念式典が終了した。

ちなみに、旧役場庁舎は昭和六二年（一九八七）三月中に解体された。なお本館は同二八年に建設され、郡山小学校校舎として同四七年三月まで親しまれてきたが、昭和五〇年に郡山小学校が移転した後、役場庁舎として引き継いでいた。

## 7 行政改革の推進

昭和六〇年（一九八五）四月、本町の行政改革を推進するために「郡山町行政改革推進委員会」が設置され、同年九月一四日に、第一次答申がまとめられた。総論、各論七項目から構成されており、職員・住民に対する根本的な意識改革を基本に個々には基本的事項といえどもかなりつつこんだ提言がなされている（『広報こおりやま』No. 268）。

翌六一年四月、第一次答申の審議結果を尊重して「行政改革大綱」を定めた。当面の措置事項として、（1）事務事業の見直し、（2）組織機構の簡素合理化、（3）定員管理の適正化、（4）給与の適正化、（5）民間委託、OA化などの事務事業の推進、（6）施設の設置及び管理運営の合理化、以上六項目を課題とした（『広報こおりやま』No. 272）

やま』No. 272）

平成五年（一九九三）一〇月から「第二次行政改革大綱」が進められ、同七年三月にまとまった。本大綱は、大綱策定の目的、基本方針、当面の措置事項、今後の検討事項、継続的な行政改革の推進から構成されている。当面の措置事項は、自治公民館への行政事務委託の見直しも含め、全部で一〇項目にわたり、改善策の基本的方向が示されている。これらは、概ね一年以内を目途に実施に移していく項目及び内容を示している。一〇項目を挙げておくと、（1）住民自治と行政事務委託の見直し、（2）税金等の収納体制の見直し、（3）行事等の見直し、（4）外郭団体の事務・運営の見直し、（5）定員管理と組織機構の改革、（6）執務環境の見直し、（7）住民サービスの向上対策、（8）OA化の検証と改善、（9）文書管理の適正化、（10）施設の管理運営、これらの事項の他、引き続き残された課題の検討を重ねるとともに、一年ごとに進み具合を確認しながら、大綱の見直しを行うことになった（『広報こおりやま』No. 354）。

## 8 広域市町村圏と一部事務組合

昭和三五年（一九六〇）以降の高度経済成長の中で、農村における人口の過疎化が進んだ。同四五年（一九七〇）四月、国は「過疎対策緊急措置法」を制定する。同法は人口の急激な減少により、地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域について、緊急に生活環境、産業基盤等の整備に関する

総合的、かつ計画的な対策を実施するために必要な税制措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的としてきた法律である。

本町も同年四月三〇日付で自治大臣から過疎法適用の公示を受けた。「過疎町」の本町は、翌四六年五月には同四九年（一九七四）までの四ヶ年間過疎対策事業を行うことになった（『町報こおりやま』第143号）。

一方、住民の生活圏も拡大、行政サービスの広域化を迫られるようになり、同四四年（一九六九）五月、自治省によって「広域市町村圏振興整備措置要綱」が制定、これによって同年から四七年までに全国で三二九の圏域が設定された。

本町は鹿児島広域圏に入り、同四六年（一九七二）一月に鹿児島広域市町村圏協議会が設立されると、鹿児島市を中心に周辺の一九市町村が加わった。それまで運営されてきた隔離病舎組合などの一部事務組合を取り込む中で、各種の事業が計画実施されることとなる。現在は解散したものも含めた一部事務組合は次の通りである。

◇ 日置地区隔離病舎組合

赤痢やコレラ等の感染症に備え、昭和四四年（一九六九）一月に市来・東市来・伊集院・松元・日吉・吹上町の六町で設立、工費一六九九万六〇〇円で日吉町に病舎を新設した。その後本町も加入したが、年を経てこうした感染症も激減したため、平成一一年（一九九九）に解散し、日吉町の病舎も廃止された。

◇ 日置地区消防組合

昭和五七年（一九八二）四月一日に常備消防として設立される。

日置郡内の市来・東市来・伊集院・松元・日吉・吹上、それと本町の七町で構成され、消防本部は伊集院町に設置され、北部分遣所は市来町に、南部分遣所は吹上町永吉にそれぞれ設置された。本町は本部の管轄となり、同年一〇月一日から業務が開始された。一一九番通報はすべて本部で行われることになり、消防本部では、地区内の各町からの火災通報を受信すると、本部から直ちに出勤することになった。なお、平成一六年度同組合負担金は八一三六万円。

◇ 日置地区塵芥処理組合

一般家庭から出るゴミの共同処理を目的に、昭和五〇年（一九七五）に東市来・伊集院・松元・日吉・吹上町の五町で日置地区塵芥処理組合を設立し、翌年一月に清掃工場が伊集院町野田に完工して操業を始めた。その後平成五年（一九九三）に本町も加入するが（加入負担金と運営費一億二四〇五万円負担）、施設が老朽化したため、平成一一年四月一四日から松元町入佐地区に事務所と廃棄物処理施設を移し、「クリーンリサイクルセンター」として本格稼働している。

◇ 介護保険日置広域連合

高齢社会に対応して平成一二年（二〇〇〇）四月に介護保険制度が導入されたが、これに先立ち介護保険を効率的に運営するため、同一年（一九九九）六月一日金峰町を除く日置郡内の七町で、「介護保険日置広域連合」が設立された。同連合は伊集院町妙円寺に事務所を置き、各町から一、二名職員が派遣され、八名の職員が常駐、同年一〇月から開始された要介護認定事務（訪問調査、介護

認定審査会の設置・運営・認定」に従事することになる。

なお、「広域連合」という制度は、平成六年（一九九四）の地方自治法改正で創設されたもの。同連合は従来の一部事務連合と違い、処理する事務については、構成市町村から独立した権限を持つことになり、国や県から直接権限委譲を受け、構成市町村に対して必要な措置を勧告できるなど、構成市町村の意向にとらわれず、区域全体の住民のニーズに応じた広域行政が期待されていた。ちなみに、同一一年六月現在、全国三三の地域で広域連合が誕生しており、「日置広域連合」は本県では第一号の広域連合となった（『広報こおりやま』No. 365・401〜403）。

ところで、後述するように本町は平成一六年（二〇〇四）一月一日に鹿児島市へ編入合併することになったが、鹿児島地区合併協議会の場で「一部事務組合等の取扱い」について協議された。その結果、一部事務組合及び広域連合については、平成一六年一〇月三十一日をもって脱退し、共同処理業務は鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整することの確認がなされた。

## 9 第四次総合振興計画（平成六〜一五年度）

第四次郡山町総合振興計画（以下「新総合振興計画」という）は、平成六年度（一九九四）を初年度とし、同一五年度（二〇〇三）を目標年度としている。基本理念は「まちがうるおいに満ちあふれ、人々がやすらぎを感じる郡山」とした。この理念は本町が将来にわたって、町民はもとより訪れた人々がさまざまな「うるおい」や

「やすらぎ」を感じるまちづくりを行うことをめざしている。

「うるおい」は、（１）甲突川に代表される自然のうるおい、やさしさ、（２）農業をはじめとする産業活性化による経済的うるおいや活力、（３）生涯学習を通じて育む心の豊かさ、を意味し、「やすらぎ」には、（１）道路や住宅などの整った環境の中で、安全で快適な生活、（２）保健・福祉の充実した環境の中で、健康で安心な生活ができる、という意味が込められている。

まちづくりの基本目標としては五つ設定している。

1. 水と緑に育まれた活力あるアメニティタウンづくり（生活環境）  
自然との調和を図りながら都市基盤の整備を進め、現代の生活様式に対応したうるおいのある生活環境づくりを推進します。

2. 優しさと気配りのぬくもりタウンづくり（保健・福祉）

子どもから高齢者まで生涯にわたって健康で生きがいをもって暮らせる環境の整備を進め、共に助け合う温もりのある地域づくりを推進します。

3. 資源を活かした生き生き産業づくり（産業振興）

環境との調和を図りながら、地理的条件や恵まれた自然・地域資源を最大限に活かした産業振興を図ります。

4. 個性あふれるふれあいの里づくり（観光・交流）

個性豊かな魅力ある地域づくりを行いながら、自然・歴史的観光資源や温泉を活かした観光地づくりを推進します。

5. 生涯学習のふるさとづくり（教育・文化）

拠点施設の整備や学習内容の充実を図り、町民誰もが参加できる生涯学習のまちづくりを推進します。

図2-1 新総合振興計画の概要





町民が心を一つにしてまちづくりを推進し、町外の人々には本町をわかりやすく訴える言葉として、スローガンを設定している。

『ひと・水・わくわく郡山』  
 このスローガンは、二十一世紀をめざして  
 ひとが：ワクワク（期待・感動）  
 みずが：湧く湧く（自然の豊かさ）  
 まちが：わくわく（躍動・飛躍）  
 住んでいる人も訪れる人もわくわくするまち  
 づくりをすることを意味している。

「新総合振興計画の概要」の図を見てわかるように、基本構想の五本の柱はさらに分野ごとに細分化し、体系的に主要施策、基本計画を示している。同時に、今後、重点的に取り組む施策として「戦略プロジェクト」が提起されている。同プロジェクトは町民二名と職員二名からなる策定チームの意見・提言をもとに策定されたものである。

### 10 単年度に見る主要施策

平成一六年度（二〇〇四）は、郡山町として最後の年度になり、町の将来の方向づけをする極めて重要な年度である。合併協議会が新市のマスタープランとなる「新市まちづくり計画」を決定したが、その中に、本町の第四次総合振興計画と「地域振興マスタープラン」の内容がほとんど盛り込まれ、これまで進めてきた事業や各施策の

基本方向も合併後も継承される見通しとなり、今後も新しい計画に基づき、郡山のさらなる発展と活性化が図られるものと期待されている。

以下は平成一六年第一回町議会定例会（三月九～二二日）の初日に池山泰正町長が町政運営の所信と同一六年度の主な事業について述べたものである（『広報こおりやま』No.461）。

（一）快適なまちづくり（町民が快適な生活を送り若者が定住するまちづくりのための生活環境の整備）

- ・ 土地区画整理事業（郡山中央地区）の推進 六億七二四〇万円
- ・ 道路網の整備 三億四八六〇万円
- ・ ごみ処理、し尿処理及び合併処理浄化槽の整備 一億五四〇〇万円

円

- ・ 消防防災対策の強化 一億二四七〇万円

（二）温もりのある地域づくり（子どもたちからお年寄りまで生涯にわたって健やかに暮らせる福祉と保健の均衡のとれたまちづくり）

- ・ 障害者福祉及び児童、母子家庭等の福祉充実 二億三六三〇万円
- ・ 在宅サービスを中心とした高齢者福祉の充実 一億四四一〇万円



レイシ畑

- ・温泉活用型施設等の活用による住民の健康増進対策 三一〇万円
- (3) 生き生き産業づくり(恵まれた自然環境や地理的条件を活かし、若者の定住促進や企業誘致等による地場産業の振興)
- ・農業振興の積極的推進(水田農業の確立、各種農業団体の育成及び補助、レイシの生産拡大、農業後継者の育成等) 二二三〇万円
- ・畜産振興の積極的推進(繁殖雌牛・肥育系牛等の導入補助、畜産振興会等への補助) 一一四〇万円
- ・林業振興の積極的推進(治山事業、間伐促進、たけのこ生産拡大、水源涵養等) 三二三〇万円
- ・農道基盤の整備(農道整備、河川応急対策、シラス対策整備)
- (4) 魅力ある観光地づくり(交流人口を増やし地域の活性化を促進するため、資源を生かした観光基盤の整備)
- ・八重山公園やキャンプ村等の利用促進や観光基盤の整備 二七五〇万円
- ・観光関連イベントの開催や郡山町のPRの実施 三三〇万円
- ・温泉活用型施設等の活用による交流人口の増進 五〇万円
- (5) 生涯学習の町づくりと青少年の健全育成(自然や歴史・文化を活かした、誰でもいつでも学べる環境づくり)
- ・自治公民館活動の活性化 九八〇万円
- ・生涯学習の推進と地域社会教育活動総合助成 九六〇万円
- ・郡山町の歴史を編纂する郷土史の作成 四八〇万円
- ・青少年の健全育成と読書等の推進 二六〇万円
- (6) 行政改革の推進と広域合併問題への対応(地方分権の推進に

的確に対応するための行財政改革と情報公開及び市町村合併の対応)

・市町村合併のための経費 七七九〇万円

・職員の意識改革のための研修と徹底した行財政改革の実施 一〇〇万円

以上が平成一六年度の主な事業である。

## 11 地域振興マスタープラン

先述した「第四次郡山町総合振興計画」は平成六年(一九九四)

三月に策定され、同一五年度(二〇〇三)が最終年度であった。ここで取り上げる「郡山町地域振興マスタープラン」(以下、「地域マスタープラン」)は、これを補完するものとして策定することとし、同一五年一月に設置された鹿児島地区合併協議会で協議策定された「新市建設計画」へ反映させることを目的としたものである。

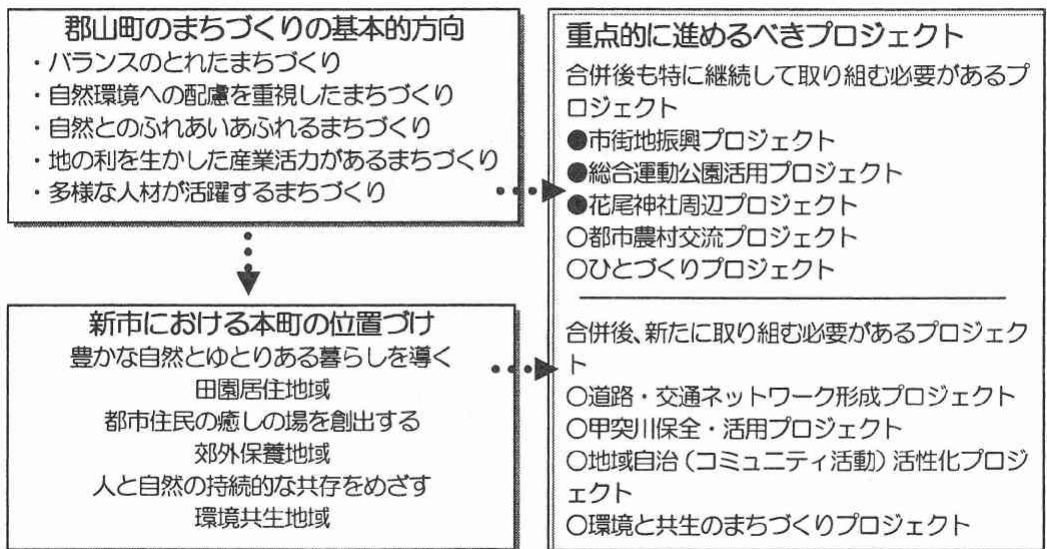
「新市建設計画」は、各市町の総合振興計画を基本に同一六年度以降の計画を協議することになっており、「地域マスタープラン」は、協議会での資料に資するものとして策定した。なお、「地域マスタープラン」は、現在の町の分野別計画やマスタープラン等との整合をとり、次期総合計画の原案として活用するほか、今後のまちづくりや各分野別の振興計画に反映させていくものと位置づけられた。

まず第一に、「まちづくりの視点」として四点提起されている。

### 1 課題への対応の視点

- ・まちづくりの牽引役となる「まちの顔・拠点」づくり
  - ・田園風景を生かした居住空間の質的向上
  - ・生活圏におけるさらなる利便性の向上
  - ・基幹産業の育成・支援（農業、商業）
  - ・新旧住民の協調
  - ・安定的な行財政基盤の構築
- 2 特性伸長の視点
- ・県都隣接、都市近郊という恵まれた地理的条件の活用
  - ・国道一線、県道四線の骨格による交通体系の活用
  - ・貴重な自然資源の保全・活用
  - ・歴史資源の発掘・保全と活用
- 3 時代潮流への対応の視点
- ・住民生活圏の広域化への対応
  - ・少子・高齢化への対応
  - ・住民ニーズの多様化への対応
  - ・高度情報化への対応
- 4 住民意向への対応の視点
- ・住民との協働によるまちづくり
  - ・計画策定段階における住民参加
  - ・事業実施段階における住民参加
- 環境問題への対応
- ・地方分権への対応
  - ・男女共同参画社会への対応
  - ・バリアフリー化への対応
- 第二に「今後のまちづくりの基本的方向」として五つの柱を標示している。
- 〔バランスのとれたまちづくり〕

図 2-2 郡山町地域振興マスタープランの概要



郡山町『郡山町地域振興マスタープラン』平成 15 年 2 月

中心部における都市的整備と周辺部における田園環境・森林資源との調和を基調とする整備とを併せたバランスのとれたまちづくりを展開する。中心地域については「やすらぎと緑織りなす穰のまち、郡山」を目指して、周囲の自然との調和を考慮しながら、道路等の都市基盤整備や計画的な土地利用等による市街地環境整備を進め、まちの発展を牽引し、優れた市街地の形成を図る。

周辺地域については、「豊かな自然とゆとりある暮らしを導く地域」を目指して、集落居住環境整備を進めるとともに、田園の保全・活用により地域振興を図りながら、のどかな景観の維持等につなげ、都市のアメニティ空間として活用する。

〔自然環境への配慮を重視したまちづくり〕

住民の参加と協力により、自然環境の保全に努め、国際的な課題となつている環境問題に対する住民意識の高揚や、環境学習の拠点づくりなどを通して、自然環境への配慮を重視したまちづくりを展開する。

〔自然とのふれあいあふれるまちづくり〕

森林、河川、田園風景、温泉などの自然資源のほか関連施設等を活かした地域内外の住民の余暇・レクリエーション活動の受け皿づくりや、居住空間においても自然との調和のもとに整備を進めるなどとして、自然とのふれあいあふれるまちづくりを展開する。

〔地の利を生かした産業活力があるまちづくり〕

国・県道の骨格道路の充実とあわせて、都市住民を対象とした農業・農村振興、観光・レクリエーション振興、中心市街地の商業を基本に地の利を生かした産業活力があるまちづくりを展開する。

〔多様な人材が活躍するまちづくり〕

まちづくりを担う住民の育成や、まちづくりに関する諸活動への支援などを図るとともに、地域内外の人材等のネットワーク化により、多様な人材が活躍するまちづくりを展開する。

以上、まちづくりの基本的方向をもとに、分野別の振興方策を定めている。少々長い引用になるが、以下紹介しておこう。

1 社会基盤—中央地区の土地区画整理事業の早期完了を推進し、関連する道路整備、住宅整備、商業集積等を図ることにより、新たな顔づくりを目指す。また広域的な観点から、利便性の向上や多様な生活の実現のため、道路整備をはじめ、情報通信基盤整備を図る。

2 生活環境—中心部については、中央地区の土地区画整理事業に伴い、予想される人口増をふまえた住宅環境及び公園整備を図る。周辺部については、平成一四年二月に策定した農業農村基本計画に基づき、農業施策と連携して、農村環境の向上を目的とする施策の展開を図る。環境衛生面については、町民の理解と協力のもとで、ごみのリサイクルの更なる推進、し尿や生活排水の処理を進めるため、効率的な施設の導入を図る。その他、同一四年度に策定した地域新エネルギービジョンに基づき、「環境に配慮した資源有効型の新エネルギー」「環境教育に向けた新エネルギー」「省エネルギーを考慮した新エネルギー」について、短・中・長期のスパンに分け、具体的な導入を図る。

3 産業経済—農業振興においては、肉用牛やレイシ・ソリダゴ、

イチゴを中心とする重点作物の振興と併せて軟弱野菜等の都市型近郊農業の確立を図る。また林業については、早掘タケノコなどを中心とする徳用林産物の生産拡大を図るとともに、効率的な生産環境の整備を推進する。併せて、除間伐材の積極的活用を促進する。

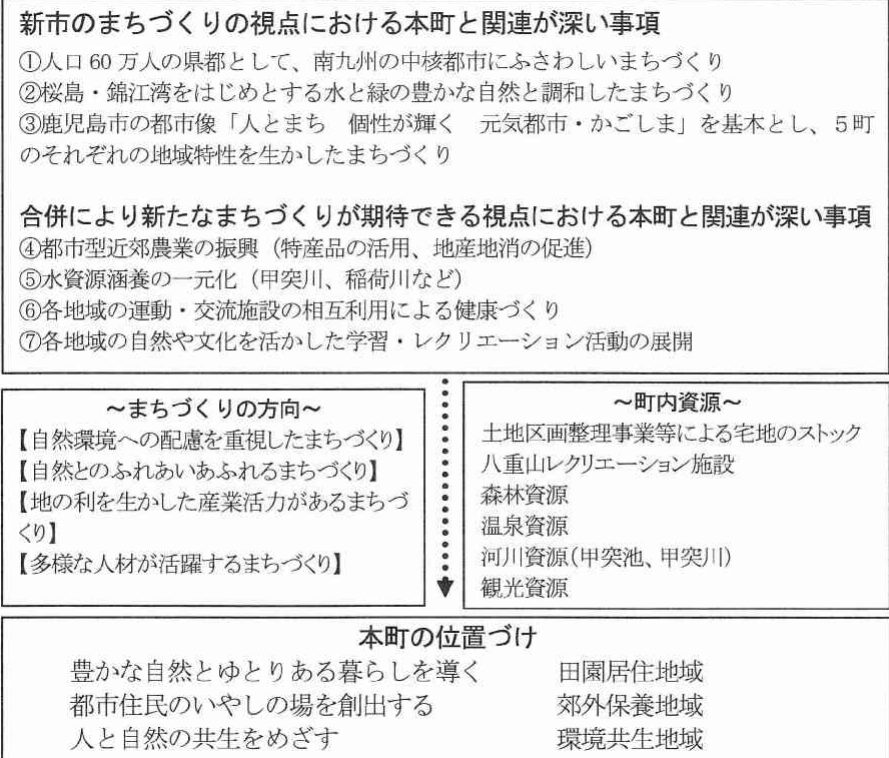
近年、衰退がみられる商業については、集積化などにより、にぎわい空間の創出を図るとともに、日常最寄品の販売については、地元購買を高める施策を展開する。工業振興については、立地協定約、進出が遅れている企業の操業を早期に実現し、造成された工業団地への企業誘致を推進し、雇用の創出を図る。また、都市住民の余暇活動の受け皿として、八重山公園周辺や総合運動公園周辺を位置づけ、他の観光・余暇資源との一体化を図りながら、更なる機能を充実していく。

4 保健・医療・福祉―健康づくり運動を展開するとともに、保健・医療・福祉の連携によって安心できる暮らしを創造する。福祉サービスについては、適正な受益者負担も含めて、多様なサービス提供に努めるとともに、既存のサービスの内容充実を図る。

5 教育・文化―児童生徒数の減少に対応した教育内容の充実を図るとともに、学校と地域社会との協力・連携のもとで、明るい地域づくりを進める。また、社会教育については、ライフステージに応じた生涯学習の機会の創出と併せて、まちづくりを担う人材の育成を図る。

6 行財政―今後のまちづくりの展開を充分ふまえて、中長期的な視点での行財政運営を図る。また、住民参画によるまちづくりの

図2-3 新市における郡山の位置づけ



展開を図るための仕組みを構築する。

第三は、一市五町（鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町）での合併による新たな市の将来像についてである。図2-3は合併後の新たな市における本町の位置づけ等である。

第四に、「重点的に進めるべきプロジェクト」について、二つ設定し、展開方向を定めている。一つは「第四次郡山町総合振興計画」における「戦略プロジェクト」を合併後も特に継続して取り組む必要がある、としたものである。前述したように「市街地振興プロジェクト」をはじめ「ひとづくりプロジェクト」まで六つのプロジェクトからなっている。もう一つは、合併後に新たに取り組む必要があるプロジェクト（合併関係市町との一体性の確保、連携などに関わる事業）を設定している。以下、引用しておく。

- 1 道路・交通ネットワーク形成プロジェクト
  - ・国道三二七号の整備促進
  - ・国道三号へのアクセス道路の新設
  - ・一般県道小山田谷山線の整備促進
  - ・主要地方道伊集院蒲生溝辺線の整備促進
  - ・主要地方道川内郡山線の整備促進
  - ・町中心部における交通便利性の向上
  - ・山間部における交通手段の確保
- 2 甲突川保全・活用プロジェクト
  - ・甲突川水質保全対策の強化
  - ・親水空間の整備
  - ・民間団体等による水源涵養
  - ・河川浄化活動への支援の充実
  - ・水源保全基金の創設
  - ・甲突川流域住民の交流の推進

3 地域自治（コミュニティ活動）活性化プロジェクト

・地域の特性を生かしたまちづくり

・むらづくりの展開

・新旧住民の一体化

・自治公民館組織等の機能の充実

4 環境と共生のまちづくりプロジェクト

・環境学習の拠点の整備

・環境保全・環境美化活動への支援

#### 第四節 行政機構・組織

##### 1 役場機構の展開

昭和二年（一九四六）一〇月四日「地方団体職員に関する制度について」の県に対する報告書では、郡山村役場の事務分掌は次の通りになっている。

総務部

総務課―庶務係・選挙係・労務係・復員係・厚生係・振興係

税務戸籍課―国税係・県税係・村税係・戸籍係

経済部―勸業係・配給係・統計係・農地係・土木係

経理部―経理課・経理係

同二年（一九五〇）には総務課、税務課、経済課の三課となり、定員は三〇名になった。手書きの「郡山村政要覧」（昭和二七年六月）によると、総務課の下に庶務係・戸籍係・社会教育係・世話係・厚生係・消防衛生係が置かれ、経済課に配給・農産・土木の三つの係が、そして税務課に会計と税務の二係を置いた。女子職員数は七名で全体の構成比率は二三・三割であった。なお、事務職員給与は課長一万四〇〇〇円、最低九六〇〇円、平均一万八五〇円（「郡山

図2-4 役場組織図（平成16年10月）

町長				
助役	庶務係	都市計画課	都市計画係	
	消防交通係		工務係	
総務課	財務係	収入役		
	電算係	収入役室	会計係	
企画振興係	企画調整係			
	地域振興係	議長	事務局	
税務課	町民税係	教育長		
	固定資産税係	教育委員会		
住民生活課	住民係	総務課	庶務係	
	生活環境係		学校教育係	
保健福祉課	保健係	社会教育課	社会教育係	
	福祉係		社会体育係	
農林課	産業振興係			
	林務係	農業委員会	事務局	
耕地課	農地調整係	監査委員	事務局（兼務）	
	農地防災係	選挙管理委員会	事務局（兼務）	
建設課	土木係	固定資産評価	事務局（兼務）	
	管理用地係	審査委員会		
	建築係			
	水道係			

村政要覧」昭和二六年一〇月）であった。  
 昭和三五（一九六〇）一二月役場の機構改革が行われ、総務課・経済課・建設課・厚生課の四つの課になり、同三八年（一九六三）には住民と執行部との行政の直結を目的として、厚生課を住民課と

改め、保険衛生課と税務課が新設された。昭和四〇年（一九六五）総務・税務・住民・保険衛生・建設・経済の六課プラス企画室が設けられる。平成八年（一九九六）七月一日の機構改革では、住民福祉課を住民生活課に、健康対策課を保健福祉課に再編、都市計画係

表2-7 部門別職員数の状況（各年4月1日）

部門	区分	職員数				
		平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15
一般行政部門	議 会	3	3	3	3	3
	総務企画	24	23	24	22	22
	税 務	7	8	7	7	7
	民 生	13	12	12	12	11
	衛 生	6	6	5	6	7
	農林水産	13	13	13	12	12
	商 工	1	1	1	1	1
	土 木	12	12	12	12	12
小 計	79	78	77	75	75	
特殊行政部門	教 育	12	11	11	12	11
	小 計	12	11	11	12	11
公営企業等 会計部門	水 道	2	2	2	2	2
	そ の 他	3	3	3	3	3
	小 計	5	5	5	5	5
合 計		96	94	93	92	91

『広報こおりやま』No.459

を課に昇格させ、保健・福祉業務と都市計画事業の充実を図った。  
平成一六年（二〇〇四）の組織機構は図2―4のとおりである。

## 2 行政委員会

### 農業委員会

昭和二六年（一九五二）七月に農業委員の選挙が行われたが、これはそれまでの農地委員会（昭和二一年設置）と農地調整委員会（同二三年設置）、農業改良委員会（同二四年設置）の三委員会を統合し、組織の簡素化と機能の総合化を図って農業の近代化を担当するにふさわしい恒久的な農民の代表機関として再組織されたものである。同年三月に農業委員会法が公布施行されたが、第一条で、「農業生産力発展及び農業経営の合理化を図り、農民の社会的経済的地位の向上を図る」と目的をうたっている。

郡山村の農業委員会は一五名の構成で発足した。委員の任期は三年。平成一四年（二〇〇二）七月に委員の改選があり、一四名（定数一〇名選出の他、農協等推薦を加える）の委員が決まった。

### 教育委員会

教育委員会法の規定によって、昭和二七年（一九五二）十一月一日から全国の市町村に教育委員会が設置されることになった。公選と、議会選出による五名の教育委員で発足したが、この制度は昭和三一年（一九五六）六月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって、選挙は行われなくなり、地方公共団体

の長が議会の同意を得て選任する仕組みに改められた。市町村の段階では五名の教育委員の内一名が教育長になる予定となった。かくて同年九月の村議会で同意された五名によって、一〇月一日から新たな教育委員会がスタート、女性教育委員もこの時誕生した。同委員会の組織運営はそれ以後変わることがなかった。

### 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、選挙事務の管理・監督を行い、解職請求や住民投票等を管理、さらに選挙・当選の効力に関する異議についても採択する行政委員会である。委員は四名で、任期四年となっている。補充委員も四名選出され、欠員が生じた場合は順次繰り上がって委員に就任することになっており、いずれも町議会の選挙によって選ばれている。

### 監査委員

地方自治法の公布により、町村にも監査委員を置くことになった。「郡山町監査委員監査規程」（昭和四六年八月）によると、監査事項は、（1）町の経営に係わる事業の管理状況、（2）事務の執行状況、（3）財政及び出納の状況、以上となっている。

### 固定資産評価審査委員会

昭和二六年（一九五二）二月、「固定資産評価審査委員会条例」が議決され、同時に委員会規程も定められた。委員会は固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査決定を職務権限として



おり、審査の手続き、記録の保存その他の審査に関し必要な事項を定めることを目的としている。委員長は委員の内から選挙することになっており、その任期は一年となっている。委員は三人で構成されていたが、平成一六年の合併前は二名である。

### 公平委員会

昭和二五年（一九五〇）に公布された地方公務員法の規定に基づき、翌年八月二〇日に郡山村公平委員会が新設された。職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する要求や職員に対する不利益処分を審査、判定し、必要な措置をとることがその内容である。委員の定数は三名、任期は四年である。同四二年（一九六七）一月、町は県人事委員会へ事務を委託している（『郡山村広報』第六号、『郡山町例規集一』七二〇二頁）。

### 3 町長・執行機関の付属機関

地方自治法第一三八条の四第三項は「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより執行機関の付属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定し、さらに同法二〇二条の三で、必ず設置しなければならない付属機関が明記されている。

付属機関は直接住民を対象として行政を執行する執行機関と異なり、執行機関の要請により調査を行ったり、意見を述べたりする機

関で、執行機関の前提として必要な事務を担当するものである。いわば執行機関の行政機能を助けるため内部的に参与し、または資料を提供することなどを職務とするもので、自ら行政権を行使できない。したがって付属機関は、民間の学識経験者や専門家等の参画を得てその専門的知識や経験を活用するとともに、一種の住民参加として民意を行政に反映しようとするもので、行政の公正、慎重な執行を確保するための制度である。

本町には次の機関が設置されている。

- (1) 青少年問題協議会 昭和三七年（一九六二）九月二九日設置。町長が会長で、委員は一四名以内をもって構成、任期は二年。
- (2) 総合企画審議会 昭和三九年（一九六四）四月一日設置。町長の諮問に応じ、町振興計画等一連の事業等に関し、必要な事項を調査及び審査する。町長が二五名の委員を任命、任期は二年。
- (3) 交通安全対策会議 昭和四六年（一九七二）四月一日設置。会長は町長、委員一名は町長の任命。他に教育長と職員の内から町長が任命する。
- (4) 土地対策委員会 昭和五二年（一九七七）五月一日設置。土地の秩序ある開発の推進、地域環境の保全等合理的な土地利用に関し、調査審議、調整する。委員長は助役、委員は収入役をはじめ一一名の課長職。
- (5) 文化財保護審議会 昭和五三年（一九七八）一〇月一日設置。教育委員会の諮問に応じ文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、同委員会に建議する。五名以内の委員で組織され、任期は三年。

(6) 都市計画審議会 昭和六二年(一九八七)七月七日に都市計画行政の円滑な運営を図るため設置。町長の諮問機関で、委員は学識経験者から三名以内、町議会議員から四名以内、県の職員から一名、町住民三名以内、それぞれ町長が任命し、任期は二年。

(7) 行政改革推進委員会 簡素にして効率的な行政の実現を推進するために、昭和六〇年(一九八五)四月一日設置。町長の諮問機関で、委員は知識経験者、公共的団体の代表、住民代表、企業代表から八名以内で組織され、任期は二年。

ほかに、法令審査委員会、防災会議、特別職報酬等審議会、町立小学校区審議会、障害児就学指導委員会、国民健康保険運営協議会、予防接種健康被害調査委員会、水田農業推進協議会、農業金融運営協議会、話し合い運動協議会、町道認定検討委員会、がけ地近接等危険住宅移転促進審査会、以上がある(『郡山町例規集一・二』)

#### 4 新部落会・部落公民館・公民館統合

前述したように、昭和二年(一九四七)四月に部落会は解散したが、実質的には大きな変更はなかった。部落会長の名称は好ましくないとのことで、部落駐在員として任命嘱託してきたが、名称は駐在員でも仕事の内容は戦前の部落会長の役とほぼ同様で、部落の代表者として部落の世話をし、村の行政事務が円滑に遂行できるように末端まで徹底する仕事を担ったのである。

昭和二十七年(一九五二)四月五日、村議事室において新部落会長を招集、辞令交付式が開かれた。同月二一日、臨時部落会長が村

議事室で行われ、以下の一八項目について審議している。部落会長の役割がどのようなものであったかがわかるので、引用しておく(『郡山村広報』第九号)。

1 国民健康保険組合村公営の事について。  
2 二七年度村民税申告課税について。四月末日限村民全部申告すること。

3 納税褒章規定制定について。  
4 本年度固定資産税について。

5 農村業経済自立化運動について。

6 土地改良事業の推進について。各部落別に推進委員を選出する。

7 堆肥増産、菜種立毛水稻苗代、甘藷増収、各品評会開催のこと。

8 そさい品評会各校区別に一月末頃実施する。

9 水田深耕講習会。各校区別に一〇月頃実施する。

10 畦畔茶園の台刈更新、婦人会が中心となって二七、二八年の二

ヶ年計画を。

11 病害虫の防除班を設置して頂きたい。

12 鶏は全部かこいに入れて放し飼いしないこと。

13 農作物に被害を及ぼす犬の放し飼いはお互いに注意する。

14 休閑湿田の鋤おこしを早くすること。

15 警察予備隊募集について、切は四月末日限。

16 赤十字募集について。

17 春季清潔検査について。

18 村消防協力会評議員改選について。

(任期は二ヶ年であるが、部落会長の期間評議員となっていた)く

- 昭和三二年（一九五七）四月八日、郡山町議会議事堂において、第一回部落会長会議が開催、町長より辞令交付の後、町農協長、町森林組合長よりそれぞれ連絡員としての委嘱状が交付された。当日の主な決定事項は以下の通りである（『郡山町広報』第42号）。
  - 1 固定資産税は納期の四月三〇日迄に完納すること。
  - 2 自転車・荷車・犬の所有に異動がある人は、四月一五日迄に届け出る。
  - 3 厚生関係役員は各校区二名宛であるから、校区別に互選して、早めに報告すること。
  - 4 新農村建設事業については四月中に各校区別に説明会を開催するが、できるだけ多数出席のこと。
  - 5 野焼きの届出を必ず励行すること。
  - 6 本年度における農業改良普及計画を報告。
  - 7 山林のすぎたまばえの駆除は四月中に実施し、反当六〇円の手料を森林組合に納付すれば、BHC等は全部補助であること。
  - 8 有畜農家創設に伴う役牛、乳牛、緬羊の導入については引き続き政府の低金利貸金が貸し付けられるから、五月八日の定例会までに申し出る。

昭和三五年（一九六〇）から本町においては、部落会長や部落公民館長、連絡員などといった名称を統一して、部落公民館長と改め、部落の自主的な振興を図るとともに、町や農協、森林組合の事務の一部を委嘱することとなり、四月一四日に辞令交付と町長、農協長

らの挨拶があつて当面の問題について協議した。

昭和四四年度（一九六九）から地域開発の推進のため、部落公民館の統合整備計画が進められた。同年一月以降、町として同計画の説明会、座談会を開き、その後部落ごとに話し合いがもたれるなど、年度末までに一〇ヶ所近くが統合する方向でまとまった。四六年三月末達成を目途に、さらに各部落が熱心に検討を行い、最終的に、五二の部落がほぼ当初の計画通り統合に踏み切り、新しく一九の部落に生まれ変わった。新たに部落公民館長も決まり、一段と大きな組織の力でよりよい地域社会をつくることになった。その新しい部落名は次の通りである（一）内は以前の部落名、『町報こおりやま』第142・143号）。

- 本岳（仕明、梨木野、大中、平、大東）
- 里岳（里岳上、里岳中、里岳下）
- 雪平（西雪元、東雪元、平原）
- 八重（上の丸、笹之段）
- 大浦（大浦上、大浦中、大浦下）
- 常盤（上常盤、小浦）
- 西俣（西俣上、西俣中、西俣下）
- 有屋田（有屋田上、有屋田下）
- 甲突（清和、坪久田、中福良）
- 柿園（柿木平、上園）
- 郡山麓（郡山、馬場）
- 賦合（賦合）
- 油須木（油須木）

厚地（峠、茄子田、岩戸）

花尾（久保山上、久保山下、向江谷）

大宮（大平、宮脇、大下、丸山）

東秀（永山、湯屋、宇都、有島）

東俣（西上、西下、白石）

川田（川田上、川田中、川田下）

このしばらく後、甲突から中福良が新たに独立して計二〇になり、これら部落は、昭和六〇年（一九八五）頃からは「（自治）公民館」という名称で活動するようになった（第一編第四章第二節参照）。

## 第五節 市町村合併と閉町

### 1 市町村合併へのあゆみ

本町はこれまで二回の合併を経験している。先に述べたが、一回目は明治三二年（一八八九）の明治の大合併で、厚地村、東俣村、川田村、郡山村、油須木村、西俣村の六村が郡山村（かつての郡山郷）となったこと。もう一回は、昭和三二年（一九五六）の昭和の大合併で、郡山村と下伊集院村の一部「岳」「有屋田」からなる郡山町が誕生したことである。

二回目当時の郡山村は、鹿児島への合併を熱望しており、昭和二九年（一九五四）三月一四日に「市町村合併に関する賛否投票」を実施し、鹿児島市との合併の意志を確認している。その結果は、有

効投票の八七割（二六三八票）が賛成票で、反対票は一三割（二二九六票）であった。また、投票日の翌日には郡山村臨時議会で満場一致、鹿児島市に編入することを議決し、村執行部、議会一緒になって編入合併に向けた活動を行っている。同三〇年（一九五五）六月一四日「鹿児島市編入郡山村促進委員会」が結成され、「会則」を決定している（『郡山村広報』第36号）。同年九月二六日、郡山村長、村議会議長、鹿児島市編入促進委員長、鹿児島市編入郡山議会特別委員長の四名連名で鹿児島市議会に陳情書を提出している（同前第38号）。

このように大きく盛り上がった鹿児島市への合併運動は結局裏らなかつたが、翌三一年（一九五六）九月三〇日、下伊集院村の一部を編入合併し、郡山町が誕生する運びとなった（第三節1参照）。

そして五〇年の時を超え、日本全国で平成の大合併といわれる動きが加速してきた。平成二二年（二〇〇〇）一二月、鹿児島県市町村合併推進要綱が策定され、本町は鹿児島圏域に含まれ、五つの合併パターンが示された。

本町も県が示した合併パターンの日置地区（二市八町一串木野市、市来町、東市来町、伊集院町、松元町、日吉町、吹上町、金峰町、郡山町）と鹿児島地区（一市五町二村一鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町、三島村、十島村）の二つの研究会に加入して関係市町との事務事業や合併後の将来像等について調査研究することになった。

また、町単独で「郡山町における市町村合併に関する調査研究」を民間のシンクタンク・鹿児島総合研究所に依頼して行った。調査

の内容は、日置地区と鹿児島地区のそれぞれの地区と合併した場合のメリット、デメリットや将来像等とその調査研究の結果をもとに、各種団体・住民への説明会の開催や広報誌などで周知を図るといった住民への情報提供を行ってきた。

平成一三年（二〇〇一）五月七日～七月一六日、町内全自治公民館を巡回して町政座談会を開催、この中で合併問題を取り上げ、意見の聞き取りを行っている。さらに、翌年の一月二五日には先の「市町村合併に関する調査研究」結果のパンフレットを住民に配布、同年二月一五日～三月五日、合併に関する住民説明会を六地区で開催し、三七二名の参加があった。

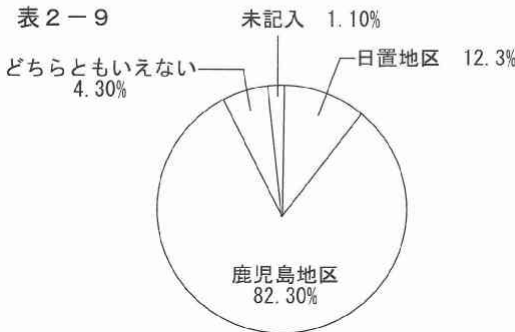
同一四年（二〇〇二）四月に「合併に関する住民アンケート調査」を行った。全有権者数六七四二名を対象に実施し、六〇六二名から回答を得た。アンケートの回収率は対象者の九〇・四割で、その関心の高さを示すものであった。同アンケートは日置地区と鹿児島地区のどちらと合併するか、住民の意向を確認するものであった。

結果は、日置地区一一・三割、鹿児島地区八二・

表 2-8 どの地区と合併した方がいいと思いますか

	回答者数	
	男	女
1. 日置地区との合併を進めるべきである	307人	239
	計 546	
	1,737	1,909
2. 鹿児島地区との合併を進めるべきである	計 3,646	
	86	106
	計 192	
3. どちらともいえない	— 48	
未記入	—	

表 2-9



三割で鹿児島地区が大多数を占めた。町としてはこの結果をふまえて、八月二六日鹿児島地区市町村合併研究会において、鹿児島地区の枠組みに参加することを表明した。理由として、(1)住民の意向、(2)地域の一体感、(3)安定した財政基盤の確保、(4)地

表 2-10

地区別回答者数

	南方地区		花尾地区		郡山地区		常盤地区		大谷地区		回答者数	
	回答者数	全体比	回答者数	全体比	回答者数	全体比	回答者数	全体比	回答者数	全体比	合計	全体比
日置地区との合併を進めるべき	51	5%	112	17.5%	235	11%	78	23.7%	70	26.4%	546	12.3%
鹿児島地区との合併を進めるべき	956	93.4%	486	75.9%	1798	84.6%	230	69.9%	176	66.4%	3646	82.3%
どちらともいえない	17	1.6%	42	6.6%	93	4.4%	21	6.4%	19	7.2%	192	4.3%
未記入											48	1.1%
合計	1024	100%	640	100%	2126	100%	329	100%	265	100%	4432	100%

この頁の表・グラフは『広報こおりやま』No.439・市町村合併アンケート調査集計結果

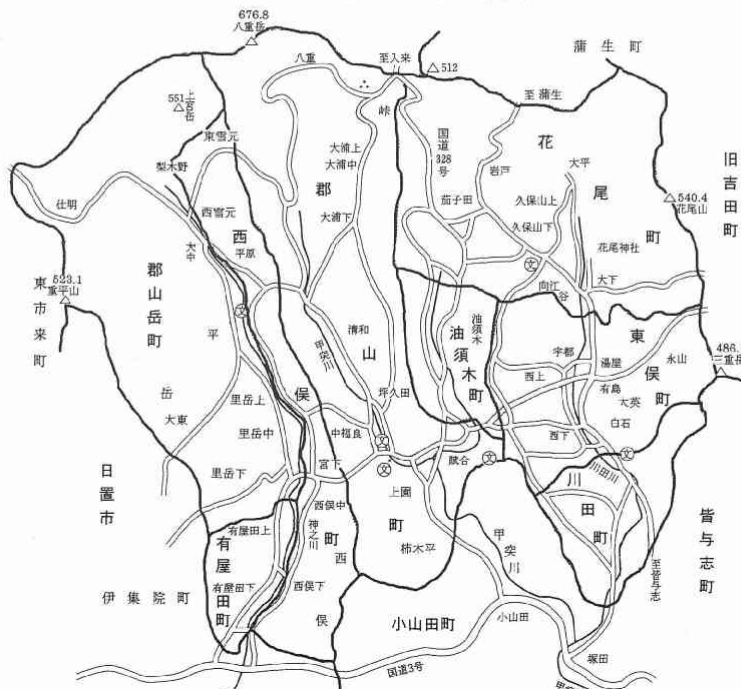
表2-11

1市5町の議員

市町名	人口※	法定上限数	条例定数	現員数	任期
鹿児島市	552,098人	56人	50人	46人	H16.4.28
吉田町	11,736	22	16	16	H17.4.24
桜島町	4,678	14	14	14	H19.4.30
喜入町	12,802	22	18	18	H19.4.29
松元町	12,065	22	18	18	H19.4.30
郡山町	8,314	18	16	16	H19.4.29
合計	601,693	54	132	128	

※人口は平成12年国勢調査による

図2-5 新町名区域の概要図



域の発展性、以上四点を上げた。  
 九月六日に一市五町による鹿児島地区合併準備協議会が設置され、鹿児島地区の合併協議に向けて、本格的に動き始める。翌一五年一月二四日鹿児島地区合併協議会設置、同月三一日に第一回の会合が開かれた。会長に赤崎義則鹿児島市長がなり、会の事業・予算を決め、副会長の互選が行われ、その後、(1)合併の方式―鹿児島市

への編入合併、(2)新市の名称―鹿児島市、(3)新市の事務所の位置―現鹿児島市役所、以上基本三項目を正式に決定した。  
 なお、合併協議会は会長を含め四〇名で構成され、関係五町からはそれぞれ五人の委員が委嘱された。本町からは町長の池山泰正、助役の蘭田睦雄、議会議長の盛満一兵、議会代表東洋一、学識経験者上野利男が参加。協議会の監査委員に鹿児島市・桜島町・郡山町

からの三人が承認され、郡山からは大迫義  
 圀が選ばれた。  
 第三回協議会開催(同年四月一五日)により、合併の期日は翌一六年一月に決定し、一〇月七日の第八回協議会では「町名・字名の取扱い」が決定した。一月一―二日(一九日までに町内六会場で住民説明会を開催、二二〇名が出席した。平成一六年三月三日、第一五回協議会で、一年余りにわたり協議・確認された市町村建設計画等四八の項目について、協定書が作成され、原案通り確認された。  
 来賓の鹿児島県知事をはじめ、一市五町の議会議員らが見守る中、市町長が委員代表の立ち会いのもと、合併協定書に署名され、調印式が無事終了した。  
 平成一六年第一回郡山議会定例会最終日の三月二二日に合併関係議案四件が追加提

案され、いずれも全会一致で可決。

四月八日県庁知事室において一市五町の首長から県知事へ合併申請書を提出した。その後、県議会六月定例会で「新・鹿児島市の配置分合（合併）」議案として提案され、六月十八日の県議会最終本会議において賛成多数で可決され、同日午後三時から県庁知事室にて一市五町の首長が出席して、会長の鹿児島市長へ県知事から決定書が手渡された。以後県から国への届出、総務大臣の告示という手続きが進められ、一月一日に合併施行を迎えた。

合併協定書の協定項目の中からいくつか紹介しておく。

(1) 議会議員の定数及び任期の取扱い—合併後、五町はそれぞれ選挙を行い、一人の議会議員を選出することになる。任期は平成二〇年四月二十八日まで。

(2) 事務事業及び機構の取扱い—五町の役場は支所となる。

(3) 町名・字名の取扱い—五町の区域内の字を廃止し、新たに町の区域を設定する。

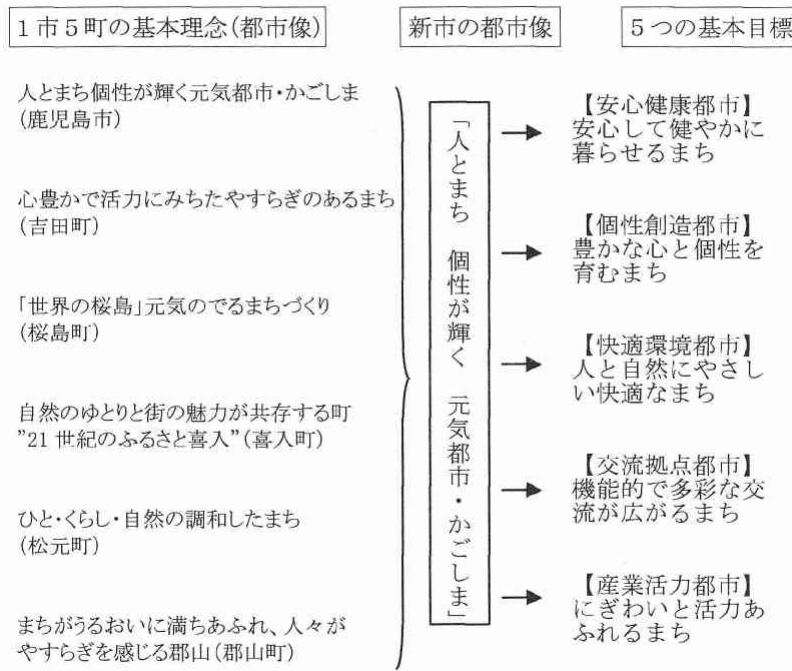
(4) 慣行の取扱い—新市の紋章・市旗・市民歌・市民憲章・名誉市民・市木・市花は、現在の鹿児島市のものを用いる。

(5) 市町村建設計画—五町の各総合振興計画を継承するとともに



合併調印式

図 2-6 市町村建設計画



「第四次鹿児島市総合振興計画」をふまえ、一市五町が合併後のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくり計画を策定。計画期間は合併施行日から平成二六年度までの概ね一〇ケ年で、新市の都市像は「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」。基本目標は図2-6にある通り。

なお平成一六年（二〇〇四）一〇月二四日、町総合運動公園特設会場において閉町式が行われた。式に先立ち午前十一時から植樹祭が行われる。記念樹一本（桜）、各集落ごと一本（二〇本）が植樹、閉町記念碑一つが設置された。午前八時五〇分からオープニングセレモニー（郡山保育園）があり、助役による開会の挨拶、そして池山町長の式辞があった。

町長は「合併が整いまでも、これまで郡山町の長い歴史の中で先人が培ってきた歴史、伝統と郡山のもつ特性をどう活かしていくのが課題であります。

この課題解決のためには、行政と住民が一体となって、取り組む必要があります。特にこれからは住民が行政に頼るだけでなく、地域のことは自分たちが主体となって築きあげていくのだという意識をもつことが大切であります。（中略）郡山町は将来に向かって、夢と希望の持てる、魅力的な地域になるものと確信しております。」と四〇〇人を前に挨拶をする。

表彰（三人）及び感謝状（四〇人）の贈呈後、来賓挨拶、未来へのメッセージ（小中学生一人ずつ）があり、最後に町民歌斉唱、町旗降納で閉町式典は幕を閉じた。

式典直後の午前一〇時三〇分より合併記念郡山町ふるさと祭が開催される。メイン会場ではステージショー、町内の郷土芸能発表、大抽選会等、サブ会場では農林業祭コーナー、町内企業コーナー、町内窯元コーナー、体験コーナーが設けられた。閉町・合併を記念して大いに盛り上がった。



合併記念植樹記念碑



【参考・引用文献】

『(旧)郷土史 下巻』郡山町 昭和五八年

『鹿児島県史 第四・五巻』鹿児島県

役場所蔵「郷土史料」

郡山町行政資料



## 第三章 財政

### 第一節 戦後郡山村の財政

昭和二二年（一九四七）六月二日、郡山村が熊本財務局に提出した「市町村財政調」についての報告書は次のようなものであった。

同二二年度（一九四六）の予算であるが、従来の税法では歳入総額一〇万二三三三円しか計上できなかった。物価は上がるが、収入は同じというのでは自治体の運用は不可能である。そこで政府は、同二二年九月地方税法を改正し、国税附加税法を改正し、国税附加税の附加税率を引き上げ、地租及び営業税附加税は、本税一円につき二円であったのを三円に、家屋税は一円につき二円を四円二〇銭としたので、これで二万七五二二円の増収となり、地方分与税の増が四万六二六円、村民税が住民税になり、これが従来の六・六倍に引き上げられ、九九〇〇円の予定が六万六〇〇〇円にはね上がった。これは納税義務者が一六五〇戸と見て一戸平均四〇円の割合になる。この税は翌二二年には更に改正されて一戸当たり平均二二〇円となった。

また国庫補助金として、市町村職員給与改善補助として一一七六円を見込んでいたのが、その一〇〇倍に近い一一万四〇〇〇円に増額され、生活保護補助に四万八〇〇〇円がつく等して、一〇万二〇〇〇円余の当初予算は二一年一月二日の追加更正予算では驚くことに五一万七五八〇円というかつてない数字に膨れ上がった。

表3-1 市町村財政状況調（郡山村）  
（19及20年度は決算額、21年度は当初予算）

		昭和19年度	同20年度	同21年度(予算)
<b>歳出之部</b>				
歳出	総額	120,783円	118,105円	102,313円
	教育費	10,648	8,834	16,382
	土木費	1,965	3,045	3,000
	衛生費	124	1,195	507
	勸業費	903	1,177	718
	社会事業費	4,616	4,164	5,065
	役場費	38,753	55,886	47,268
	公債費	11,580	26,457	8,900
	其他	3,281	535	110
<b>歳入之部</b>				
歳入	総額	133,628円	153,093円	102,313円
	国税附加税	14,629	14,744	14,629
	地租	9,766	9,594	9,766
	家屋税	2,530	2,491	2,530
	営業税	2,288	2,572	2,288
	鉱区税	45	87	45
	民税	2,738	2,331	2,596
	自動車税同附加税	174	292	150
	電柱税	1,450	1,450	1,435
	不動産取得税	929	588	900
	其他	182	110	50
	市町村独立税	7,585	12,865	7,378
	村民税	5,832	11,160	5,720
	自転車税	1,064	1,001	990
	地方分与税	40,414	47,156	36,200
	税外収入	8,830	28,378	14,527

地方財政はその後、シャープ博士を団長とするアメリカ使節団が渡来し、日本税制改革について昭和二四年と二五年にわたって有名なシャープ勧告を行い、政府はそれを踏まえて、地方財政の強化を図ることになる。

表3-1-2は郡山村の予算の推移を示したものである。終戦の年の同二〇年の歳出決算は一一万八〇〇〇円だったが、二二年にはその約三〇倍、二五年には何と約一五〇倍、三一年になると二七六倍に急上昇している（『(旧)郷土史・下』三九六〜三九八頁）。

同三〇年度の財政状況をその予算決算書で見ると、予算は当初で二一〇六万四三五五円で追加が一三八六万三二二〇円、計三四九二

表3-2 戦後郡山村予算の推移

年	(単位千円)		
	当初予算	歳入決算	歳出決算
昭和20	128	133	118
〃 21	518	573	472
〃 22	3,756	4,030	3,551
〃 23	6,966	7,997	6,605
〃 24	9,761	11,492	9,446
〃 25	22,080	19,786	18,417
〃 26	27,285	23,692	21,664
〃 27	35,432	34,038	32,614
〃 28	24,949	22,674	22,579
〃 29	37,302	28,449	28,381
〃 30	34,928	33,213	33,128
〃 31	32,756	32,720	31,396

表3-3 昭和30年度決算の村税明細

種 目	調 定 額	収入済額	未納額	収入%
村 民 税	3,537,603	3,516,779	20,824	99.4
固定資産税	6,118,810	6,182,980	5,830	99.9
自転車荷車税	444,600	444,600	0	100.0
電気ガス税	600,996	600,996	0	100.0
木材取引税	733,225	726,925	6,300	99.1
煙草消費税	837,870	837,870	0	100.0
犬 税	49,750	49,750	0	100.0
合 計	12,392,854	12,359,900	32,954	99.7

万七五七五円。追加の主たるものは村税の二三一万、地方交付税の一七万、県支出金の一〇七万、村債の一六〇万、臨時地方財政特別交付金の六一万四〇〇〇円等である。決算は三三二二万三二〇七円となっており、歳出の決算額は三三二二万七九一九円である。

歳入のうち村税の明細を見ると次表のようになっており、税種目では電気ガス税、木材取引税、煙草消費税が加わり、金庫税、扇風機税、広告税がなくなり、一六種にも上った県税付加税が一掃されている。

村税の税收状況を見ると未収入額が僅か三万円余りで税收率が、九九・七割を示しているのは、納税報奨金制度が地についてきた結果

財政は健全化したと言っているだろうか。

表3-5 昭和30年度郡山村一般会計歳出表

款	予 算	決 算	歳出総額対比
1. 議 会 費	1,768,415	1,383,036	4.2%
2. 役 場 費	7,260,101	7,056,840	21.3
3. 消 防 費	383,440	330,364	1.0
4. 土 木 費	2,703,430	2,612,085	7.9
5. 教 育 費	11,757,155	11,646,482	35.2
6. 社 会 及 勞 働 費	887,260	848,257	2.6
7. 保 健 衛 生 費	691,950	364,781	1.1
8. 産 業 経 済 費	1,893,622	1,804,370	5.4
9. 財 産 費	1,011,790	998,248	3.0
10. 統 計 調 査 費	62,065	56,076	0.2
11. 選 挙 費	417,394	375,376	1.1
12. 公 債 費	1,164,158	1,026,142	3.1
13. 諸 支 出 金	4,787,385	4,625,862	13.9
14. 予 備 費	139,410	0	0
計	34,927,575	33,127,919	100.0

〇・七割と次第に上昇している。ちなみに二四年度の本市町村の自主財源率が四四・九割(『県史・五』二六八頁)であるのと対比すれば、村

表3-4 昭和30年度郡山村一般会計歳入表

款	予 算	決 算	歳入総額対比
1. 村 税	12,235,858	12,359,900	37.2%
2. 地方交付税	7,171,000	7,065,000	21.3
3. 財産収入	6,911,558	5,896,808	17.7
4. 使用料手数料	366,500	315,920	1.0
5. 国庫支出金	2,368,093	2,335,302	7.0
6. 県 〃	1,685,852	1,440,455	4.3
7. 繰 越 金	500,000	67,777	0.2
8. 雑 収 入	919,549	856,880	2.6
9. 寄 附 金	661,165	661,165	2.0
10. 町 債	1,600,000	1,600,000	4.8
11. 臨時交付金	508,000	614,000	1.9
計	34,927,575	33,213,207	100.0

果でもあるが、村民の納税意識の高揚によることもまた大であり、しかも予算に対して収入額は一二万四〇四二円の増徴を示していることは健全な歳入というべきだろう。

ところで歳入のうちの自主財源と依存財源の関係をみると、自主財源の比率は二八年度五一・九

## 第二節 町制施行後の財政

町制施行の年である昭和三二年度（一九五七）歳入歳出予算は、二五・一八八・九三〇円であった。同三四年度（一九六一）、歳出額の減少又は歳入超過等により実質収支決算見込みは黒字約二五〇万円となった。

同三五年度（一九六〇）の一般会計の総額は五七・三七万・一〇〇〇円、歳出決算は五五・八九万・一〇〇〇円に対し、その九七割の五四〇・二五〇〇〇円で三三四万円余りの黒字を生み出した。同三七年度黒字七一・九万・三九四・三円、三八年度四三・八万・八二五円の黒字。

四〇年度歳入当初予算九四・九六万・四〇〇〇円に対し決算では一億二・〇六三・五〇〇〇円となり一億の大台に達し、二五・六七万・一〇〇〇円の増加となっている。四一年度歳入予算総額一億・三三九・二万・四〇〇〇円、これに対し収入予算総額は一億・三五六・五万・三〇〇〇円で一七・二万・九〇〇〇円の収入超過。四二年度決算では地方交付税の伸びや町税の自然増により七二・四万・四六九・九円もの収入増があった。翌年の四三年度の黒字幅はさらに大きくなり、一般会計で一・三七二・万・四〇〇〇円となる。九七・二万・四〇〇〇円を四四年度に繰越している。なお四四年一二月二日決算議会が召集され、慎重審議を経て同一八日「極めて適正な執行」と承認されている（『町報こおりやま』第134号）。

同四五年度（一九七〇）一般会計では、歳入決算額二億・八七六・一七・七〇〇〇円で、予算に対し八・八割の増、歳出決算額二億・六〇七・

九万・四〇〇〇〇円で予算執行率九八・六割であった。黒字は二・六八二・万・三〇〇〇円、残高二・〇八二・万・三〇〇〇円を次年度へ繰越し。歳入・歳出を性質別に見ると歳入では自主財源（町税や財産収入等町で生み出せる金）に乏しく一七・八割の構成比で、依存財源（国、県からの補助金や地方交付税、それに町が借金する町債等）が主であった。歳出では消費的経費（人件費・物件費等）が、五八・二割、投資的経費（土木費・道路橋梁費等）三〇・二割、その他二・六割となっており四六年度統合小学校の校舎建築を控え、財源確保に努めた。

同四六年度（一九七二）歳入歳出予算総額四億・三一六・七万・八〇〇〇円に対し歳入決算額四億・四七〇・二万・六〇〇〇円、歳出決算額四億・二六〇・九万・三〇〇〇円で実質収支は黒字となったが、単年度収支は六六・九万・九〇〇〇円の赤字となった。歳入で自主財源一六・三割、依存財源八三・七割と従来と変わらず。歳出では消費的経費四四・三割、投資的経費四九・四割と初めて投資的経費が消費的経費を上回った。同四七・四八両年度とも〇円となり実質収支、単年度収支ともに大幅な黒字となる。四七年度歳入歳出差し引き残高四四・三万・七〇〇〇円、四八年度五一・五六万・二〇〇〇円であった。四九年度は実質収支で黒字だったが、単年度収支で一・三六万・八〇〇〇円の赤字となり財政的に苦しくなる。

同五〇年度（一九七五）歳入決算額八億・八九一・一万・四〇〇〇〇円で前年に対し六・六割の増加、歳出決算八億・一八八・九万・三〇〇〇〇円では一〇・五割と財政力は相変わらず乏しい状況。自主財源

同五五年度（一九八〇）一般会計は歳入決算額一四億九六六一万五七〇〇円、歳出一四億四四六七万九八〇〇円で差し引き残高五一九三万五九〇〇円で黒字に。依存財源が八一・一割を占め、自主財源一八・九割であった。

同六〇年度（一九八五）歳出決算額二億二二二三〇〇〇円（予算に対し二二・五割増）、歳入二億五四一一万円、差し引き額六四六七万五六〇〇円で実質収支は六四六七万五六〇〇円の黒字、単年度収支一七万二〇〇〇円の赤字。

平成に入って、年度別・会計別推移は表3-6の通りである。平成元年度（一九八八）歳入歳出差し引き額は七五六二万二五〇〇円で経常収支は黒字。単年度収支の九五万五〇〇〇円赤字額一万二〇〇〇円。

同五年度（一九九三）実質収支一億一六七五万九〇〇〇円の黒字。基金の取り崩し額を控除した実質単年度収支は二六四六万八六〇〇円の赤字。歳入状況を見ると、構成比では地方交付税が全体の三七・六割を占め、以下国県支出金、町債町税等の順となっている。依存財源が全体の八〇・九割を占めている。歳出の決算状況は前年度に対し三八・三割の伸びとなった。目的別歳出状況は、土木費一八・五割、災害復旧費一八・〇割、民生費一二・三割、公債費一二・一割、教育費一一・五割等の順になっている。対前年度伸び率では、前年八・六水害等相次いで発生した集中豪雨の大災害復旧のため災害復旧費が二八二四・七割と大きな伸びを示し、また商工費はふるさと館の購入等により一九二・四割、教育費は総合運動公園の建設開始等により五二・七割と著しい伸びを示した。

同一〇年度（一九九八）経常収支で二億七九三一万三〇〇〇円の黒字となった。

歳出の内訳は、農林水産業費がトップで全体の一七・一割を占め、次いで公債費一六・八割、民生費一五・六割、教育費一二・七割、土木費一一・九割、衛生費五・九割、災害復旧費四・四割である。

同一二年度（二〇〇〇）実質収支一億八九七六万一〇〇〇円の黒字。歳出総額は五四億一二〇万四〇〇〇円で、土木費が再び一位で全体の二四・二割、公債費一八・七割、教育費一四・二割、民生費

表3-6 年度別・会計別決算額（上段歳入 下段歳出） (単位千円)

区 分	昭和50	昭和60	平成元年	平成5年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	
一般会計	889,114	2,175,479	2,890,287	4,957,603	5,420,441	6,027,948	5,704,425	5,598,511	5,118,756	
	818,893	2,202,223	2,814,664	4,733,301	5,141,128	5,743,832	5,401,204	5,343,410	4,869,746	
特 別 会 計	国民健康保険	153,778	526,079	630,496	633,626	683,845	741,832	778,295	834,656	854,142
	老人保健	—	—	644,441	788,687	1,146,436	1,280,613	1,273,747	1,347,522	1,329,504
	簡易水道	13,884	—	96,809	357,488	346,163	405,101	331,547	296,505	251,476
	介護保健	—	—	—	—	—	—	462,705	—	—
		143,906	504,193	584,324	577,169	623,049	663,211	712,519	776,309	800,680
		10,182	—	87,356	345,240	326,031	383,238	281,220	260,221	220,056
	—	—	—	—	—	—	462,700	—	—	

表3-7 平成16年度当初予算の会計別内訳

(単位：千円、%)

会 計	平成16年度	平成15年度	比 較	増 減 率	
一 般 会 計	4,876,555	4,882,114	-5,559	-0.1	
特 別 会 計	国民健康保険	783,104	820,153	-37,046	-4.5
	老人保健医療	1,265,000	1,282,464	-17,464	-1.4
	簡易水道	223,913	214,381	9,532	4.5
合 計	7,148,572	7,199,112	-50,540	-0.7	

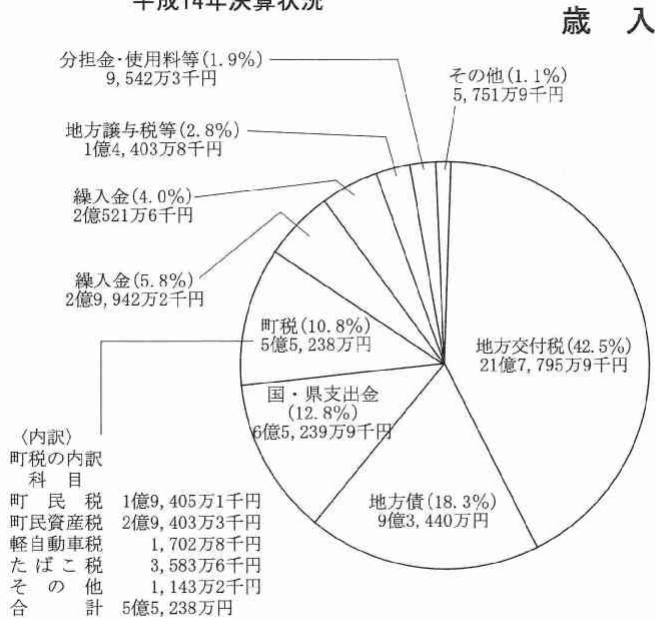
一般会計の平成15年度の数値は本予算（補正予算第1号後）の数値です。

一・三割の順となっている。なおこの年度からスタートした介護保険制度に伴う認定業務や給付事業等が行われ同年度末三七一人の認定、居宅介護サービスや施設介護サービスといった給付費等も支払う。要介護者の訪問介護、通所介護等六六五件、四億一六九八万二〇〇〇円の保険給付費を支出。同一三年度からこの介護保険業務が日置広域連合へ移管されることになったため、歳入歳出差し引き額を〇円で決算し、介護保険特別会計は、同一二年度末で廃止。

平成一四年度決算については詳しく触れておこう。一般会計の決算状況で実質収支一億六二九四五〇〇〇円の黒字となる。歳入総額は五一億一八七五万六〇〇〇円で、その主なものは、地方交付税が二一億七九五万九〇〇〇円、地方債九億三四四〇万円、国県支出金六億五二二九万九〇〇〇円、町税五億五二二八万円と依然として依存財源に頼る構造となっている。

歳出総額は四八億六九七四万六〇〇

図3-1 平成14年決算状況



〇円で、地方債の公債費一億八七七三万六〇〇〇円、次いで、土木費一〇億八九二二万三〇〇〇円、民生費七億五四八万八〇〇〇円の順となっている。

町民一人当たりの町の支出額は、五七五七五五六円、町民一人当たりの町税負担額は六万五三〇九円である。

平成一六年度当初予算

この年度は郡山町として最後の年度となるが、同時に本町の将来の方向付けをする極めて重要な年度である。予算編成については、経済状況の低迷等により、従来にもまして徹底した事務事業の見直しを行うとともに、第四次総合振興計画に基づいた編成に留意している。

図3-2

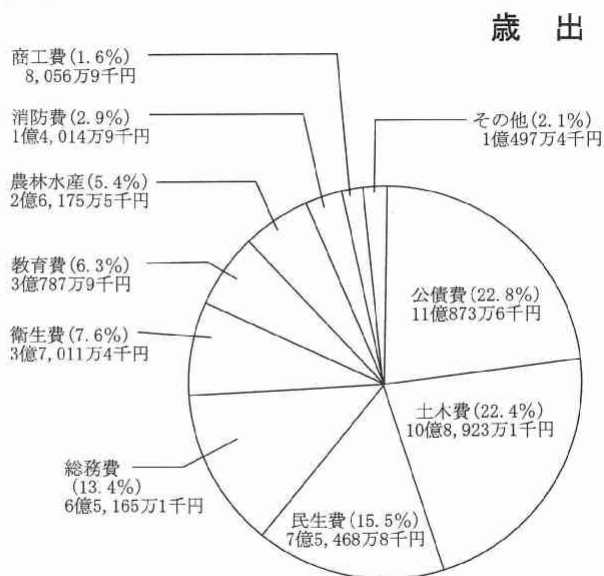


表3-8

町有財産の状況

土地	124万7,463平方メートル	公園敷地や学校、住宅等の町有敷地面積
建物	4万4,973平方メートル	庁舎、学校校舎、住宅等の建物延面積
山林	131万7,855平方メートル	立木の価値を財産として管理する山林面積
有価・出資証券	1,243万9千円	株券や各種協会等への出資金の総額
基金	7億9,734万2千円	財政調整基金等の16種類の基金の総額

※土地について、道路等は含まれていない。

表3-9

平成14年度に実施した主な事業

(10万円未満四捨五入)

(主な施設整備事業)

(施設整備事業以外の主な各種事業)

都市計画事業 (郡山中央土地区画整理)	4億7,740万円
町道・県道整備事業 (辺地道路整備、臨時地方道路整備、半島振興道路整備等)	3億4,730万円
公営住宅建設事業 (花野第2団地公営住宅建設)	1億9,230万円
介護予防拠点施設整備事業 (中央公民館増改築)	8,850万円
農業農村整備事業 (農道整備、農村活性化住環境整備、シラス対策等)	6,570万円
林業施設整備事業 (造林、林道、治山等)	3,780万円
観光施設事業 (甲突池駐車場・トイレ整備等)	3,460万円
教育施設整備事業(小・中学校、教職員住宅、自治公民館建設補助金等)	3,060万円
合併処理浄化槽設置整備事業	3,030万円
防火水槽設置整備事業	1,580万円

社会福祉扶助費(社会福祉、老人福祉、児童福祉扶助費)	1億9,200万円
児童保育事業(郡山、花尾保育施設等の保育事業等)	1億6,430万円
老人福祉事業(高齢者訪問給食サービス、老人デイサービス等)	1億5,690万円
塵芥処理事業及びし尿処理事業(ごみ分別収集、古紙等収集補助、し尿処理委託等)	1億3,090万円
農業振興事業(農業振興育成、園芸振興対策等の農業振興事業)	3,160万円
自治公民館育成事業(公民館行政事務委託、地域活性化(公民館補助)事業)	2,000万円
埋蔵文化財調査事業(湯屋原遺跡、常盤原遺跡、油須木城跡、中ノ迫遺跡)	1,430万円
畜産振興事業(畜産基盤再編、育成補助等の畜産振興事業)	1,180万円
保健事業(母子保健・乳幼児医療助成、児童環境づくり等)	910万円
市町村合併推進費	610万円

【参考・引用文献】  
 『(旧)郷土史 下巻』  
 『鹿児島県史 第五巻』  
 『広報こおりやま』  
 『こおりやま町勢要覧』

## 第四章 議会

### 第一節 戦前・村議会時代

#### 1 区町村会の開設

我が国に地方議会制度が初めて成立したのは、前述したように明治一一年（一八七八）三新法（「区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」）の施行によって、府県会が開設されたときである。

鹿児島県においては、西南戦争の戦後処理の関係もあって、明治一三年（一八八〇）五月、初めて県会が開かれている。その前年の一月には「鹿児島県町村会規則」が公布され、町村会の制度が生まれた。この町村会規則は、明治一三年制定の「区町村会法」、同二二年（一八八八）制定の「市町村制」、第二次大戦後の「地方自治法」へと時代の変遷に伴って変わっていくが、「会議公開の原則」「過半数議決の原則」などの条項については後々継承されていくのである。明治一三年三月、鹿児島県は大島郡を除く各町村に対し、速やかに町村会を開設するよう布達している。翌一四年四月までに開設された県内町村会の数は、県下町村総数一〇四七に対し、八二三町村で七割強に及んでいる。

同一三年四月制定の「区町村会法」は同一七年五月に全文改正され、それに伴い、同年九月に「鹿児島県町村会議規則」が、改めて制定された。その内容を要約すると次の通りである。

#### ① 町村会の職務権限

一 町または一村限りの町村費をもって支弁すべき事件および経費の支出、徴収方法を議定するために開設するものを町村会とする。

#### ② 議員の定数

町村会の議員定数は、旧規則では戸数段階別の定数を定めていたが、これを一町村当たり五名以上七名以下とする。

#### ③ 議員の任期

旧規則の任期二年を六年に改め、三年ごとに半数を改選する。

④ 議員の選挙は戸長が管理し、投票日の一〇日前に公告する規定を設ける。

#### ⑤ 会議

町村会の会議は、通常会と臨時会の二類に分け、通常会は毎年一回四月に開き、その会期は五日以内とし、臨時会は必要の都度その事件に限って開会し、その会期は三日以内とする。

以上、地方議会制度は幾多の改革を経てその基礎が固められ、明治二二年（一八八八）四月に至り、「市制」「町村制」が制定されることにより、我が国に初めて近代的な地方議会制度が確立されたのである。

#### 2 「市制」「町村制」

「市制」「町村制」は、施行以来昭和三年（一九四七）「地方自治法」の施行前まで約半世紀にわたって我が国の地方制度の基本法として位置していた。その間、明治四四年（一九一一）の全文改正（第一次など、数次にわたって改革がなされてきた。以下はその



概要である。

① 議員の定数

市町村会議員の定数は、市町村の人口段階の区分に応じ、次の通りとする。

人口五千名未満の町村	議員一、二名
人口五千名以上一万名未満の町村	議員一、八名
人口一万名以上二万名未満の町村	議員二、四名
人口二万名以上の町村	議員三、〇名

② 議員の任期

市町村会議員の任期は四年である。

③ 職務権限

市町村会の議決すべき事項は、市町村に関するいっさいの事件ならびに法律、命令によって委任された議決権、選挙権、監査権、意見書提出権および争議決定権等についてである。議決事件の項目は次の通りである。

- ア 市町村の条例および規則の制定・改廃
- イ 市町村費をもつて支弁すべき事業
- ウ 歳入歳出予算を定め、決算報告を認定すること
- エ 使用料、手数料、市町村税または夫役現品等の賦課徴収に関すること（法令によるものを除く）
- オ 不動産の管理、処分および取得に関すること
- カ 基本財産および積立金等の設置、管理および処分に関すること
- キ 市町村吏員の身分保障に関すること
- ク 市町村に係わる訴訟、訴訟および和解に関すること

④ 市町村会の招集

市町村会の招集は市町村長が行うが、府県会のように通常会および臨時会の区別はなく、会議の必要あることに招集、三日前に告示することとする。

⑤ 会議

会議は議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開会することはできない。議決は出席議員の過半数によって決める。会議は公開を原則とする。

以上の「市制」「町村制」は、明治四四年（一九一〇）以後、大正一〇年（一九二一）、同一五年、昭和四年（一九二九）に重要な改正がなされ、地方制度も拡充強化された。しかし、戦時体制に突入するなかで、同一八年（一九四三）の改正により、国家統制が強まり、町村会の権限は著しく制限され、地方議会の地位は大幅に低下し、終戦の昭和二〇年を迎えたのである。

3 村議会と郡役所

新しい町村制では、町村長は町村議会が選ぶことになった。そこで町村制が施行された明治三二年（一八八九）四月一日から議員選挙の準備が始まった。有権者は一定の税額以上を納める者に限られていたため、今のように多くはなかった。郡山村議会議員は六月初めまでに次の二名が選出された。

白坂雄一郎	重久厚右衛門	郡山喜平次	山口才之丞
肥後善一	川崎孝吉郎	有馬純幸	郡山喜之進

白坂素一郎 郡山矢一郎 前田 堅盤

議員が選出され、議会が成立し、村長が選出され、役場吏員が採用の後役場の一応の形が整ったのは同年の六月になってからで、実際に動き出すには、なお月日を要した。

郡山村は前述のように、白坂素一郎を村長に選んで発足した。時の町村長はすべて名誉職で、助役および収入役もまたほとんど名誉職で選ばれたが、郡山村は新しい第一回の議会で、条例の第一号「郡山有給助役条例」を制定した。理由は、町村制第五五条によると、助役は名誉職であるのが当然だが、本村のような僻陬（奥深い田舎）の土地では、名誉職では適任者に乏しく、また地域が広いためおのずと事務も多くなるということで、第五六条によつて有給吏員とし、広く人材を求めらるることとする、というのである。大正一〇年（一九二一）郡制が廃止されるまで、日置郡内で有給助役を置いていたのは郡山村だけであった。

庶第五八号

当村有給助役及収入役月俸 本年四月ヨリ左記之通り支給致シ度ク  
村会決議致シ候条、御許可相成度ク此段上申候也

日置郡郡山村長 重久純孝

(略)

ちなみに明治二七年（一八九四）の予算書を見ると、助役の年俸五四円、すなわち月俸四円五〇銭、収入役年俸五〇円四〇銭、月俸四円二〇銭となっている。ここで注目すべきは、助役等の増俸も郡長

の許可が必要だったということである。さらに次のような事実もあった。

有給助役選挙認可稟請

本村有給助役有馬純幸、来ル十月三日ヲ以テ任期満限ニ付、之二先  
タチ選挙執行候処、有効投票総数十点ニシテ 有馬純幸儀 其ノ全  
数ヲ以テ再撰シタルニ付、別紙本人ノ履歴書相添へ 町村制第五  
九条ニヨリ認可ヲ請フ

但来ル十月四日就職相成候様御認可相成度此段申添候、

明治三十年九月

日置郡郡山村 村長 重久純孝  
鹿児島県知事子爵 加納 久宣 殿

町村長や助役が就任するのに、町村会の選挙を経た上、さらに知事の認可が必要だったということである。「稟」というのは上に申し上げてその命令を受けるという意味を持った字である。上部監督者である知事に申し上げ、その許可を請うので稟請としているのである。右をみると、村会議員一〇名が満場一致で再選しているから認可してほしい、なお、一〇月四日から就任できるよう早く認可していただきたい、とある。県はこれにしたがって九月一八日付で認可している。

なお、現在では考えられないことは、役場吏員の採用が町村会での選挙に抛らねばならなかったことである。吏員の数も少なかった

ためであろうが、吏員の権威というものが今では想像しがたいほど高かったことがわかる。

日置郡役所の管轄町村に対する指導監督が、人事面において徹底していることをみたが、行政指導の面でも全く同じであった。議会で議決された歳入出予算案等も日置郡長に報告、若干の漏れでもあれば、再手続きをとることになり、また公文、上申書、稟請といった形式の手続きが大変であった。以上のように村行政の内部にまで深く立ち入った県や郡の指導監督は、大正一〇年（一九二一）の郡制廃止まで続けられた。

大正末期には地方政治にも政党化現象が現れ、また町村長会の結成等が推進された。昭和四年（一九二九）にも市制・町村制の全面的な改正が行われ、市町村議会に発案権が認められ、国家の市町村に対する行政監督の一部が緩和され、府県に市町村の許可事項の権限が移譲されるなどした。

昭和十二年（一九三七）の日中戦争の勃発から戦時体制下の市町村行政が開始されたが、特に同一六年二月の太平洋戦争開戦後の総力戦体制下では、市町村議会及び市町村行政は完全に新体制運動の末端機構として機能した。市町村長の権限が強化されたのに対して、市町村議会の権限は大幅に縮小されたのである（『県史・五』一七〇～一七一頁）。

戦後の昭和二十一年（一九四六）九月、GHQの指令による市町村制の大改正が行われ、首長は従来のように議会で選ばれるのではなく、直接住民の選挙に拠ること、議会はそれ自体で議長をもち、その権限は拡大されるということ、さらに選挙は選挙管理委員会とい

う別に作られた行政機関が管理し、地方公共団体の行財政の監督についても、役場行政とは別個に監査委員会を設置する、というように全く今までとは異なる地方行政制度が規定された。

同年一月四日に、GHQはかつて翼賛会など戦争遂行に努力した団体とその構成メンバーの公職追放を命じていた。それに応えて政府は二月二十八日公職追放を公布し、五月六日には鹿児島県にも公職者適格審査会が作られ、公職者の審査を始めた。かくて翼賛会郡山支部長であり、県の翼賛壮年団総務でもあり、また在郷軍人会村分会長の肩書きをもつ国分村長の公職追放は、もはや時間の問題であった。一〇月二三日、村長は辞表を提出し、翌日付で県知事はこれを承認した。その前々日の一〇月二日、国分村長は村会議長としても最後の仕事として村議会を開催し、五名の選挙管理委員と四名の同補充員の当選を決定している。次の一般住民の選挙によって新しい村長が決定するまで、村長代理は助役の山口盛孝が務めることになり、同二年一月一日事務引継を完了している。

山口村長代理は二月二日村議会を招集し、郡山村会の定例会を毎年二月、四月、六月、八月、一〇月及び一二月の六回開く条例を決め、村会議員等の報酬及び費用弁証等の条例を改正した。役場の資料によると「村会議長年額八〇〇円、副議長年額五〇〇円、議員年額三〇〇円、選挙管理委員長月額二〇〇円、選挙監理委員月額一五〇円、監査委員月額二〇〇円、選挙長、投票分会長、開票分会長それぞれ一五〇円、選挙立会人、投票立会人、開票立会人それぞれ一〇〇円、鉄道二等運賃・車馬賃（一kmに付）一六銭、日当（一日に付）一〇円、日当（一日に付）一〇円、宿泊料（一夜に付）三〇円」という

ことなどが決まった。また新たに村長兼務でない初代村会議長として、郡山源一が選ばれた。

本議会においてはまた前村長国分友睦に対し、一五年六ヶ月在職した労に酬いるために、退職金一万円を贈ることが議決されている。  
〔旧〕郷土史 下 三六〇〜三六二頁

## 第二節 町議会の組織・構成

### 1 議員定数、議会の組織

全国町村議会の議員定数については、人口規模に従って定められている。改正地方自治法第九十一条によると、(1)人口二〇〇〇名未満の町村は一二名、(2)人口二〇〇〇名以上五〇〇〇名未満は一四名、(3)人口五〇〇〇名以上二万名未満の町村一八名、(4)一万名以上二万名未満の町村二名、(5)二万名以上五万名未満の町村二六名、と五区分による定数規定が明記されている。

平成一五年(二〇〇三)七月一日現在、鹿児島県町村段階では、法定数平均一八・一割で現行議員定数平均は一七・九名である。

本町議会における法定数(平成一二年国調)は一八名で、条例による減員数は二名。現行議員定数一六名で、欠員はゼロである。議員の任期は四年で、議会は運営上議員の中から議長、副議長を選挙によって選任することになっている(地方自治法第百三条)。議長及び副議長は「議会の秩序を保持し、議事を整理し議会の事務を統括し議会を代表する」(同法第百四条)権限を持っている。

議会には、議会が最終的に意志決定を行う本会議(定例会・臨時会)と、議案を部門ごとに詳しく審議する委員会とがある。委員会には常任委員会と特定の事件を審査するために期間を限って設けられる特別委員会とがある。

常任委員会は、任意設置で条例によって設けられている。県下の町村段階では委員会設置数三委員会が全体の五一・二割(四二町)、二委員会四五・一割(三七町)、四委員会三・七割(三町)となっており、委員の任期は、二年が九三・九割(七七議会)、残りの六・一割(五町村)が四年任期となっている。

郡山の村議会時代は、常任委員会も特別委員会もなく、みんなと一緒に協議討論していたという。戦後数年間も同じような状況だったが、昭和二六年(一九五二)四月から税務・学務・土木・経済・厚生の五常任委員会が設置されることになった。町制施行の直前の同三〇年(一九五五)五月、総務、教育民生、土木、農政、林政の五つに変わり、さらに町になった同三一年一〇月から総務、建設、経済の三委員会になる。同四六年まで二委員会ができて、五〇年(一九七五)以降平成六年(一九九四)まで総務、教育民生、経済建設の三委員会。そして平成七年(一九九五)は議員定数削減に伴って総務教民と経済建設の二つの常任委員会となった。

委員の任期は二年となっている。前述したように議会は正副議長各一名が選任され、その下で各議員が二つの委員会のいずれかに構成員として選任される。一委員会は八名となっており、さらに必要がある場合において特別委員会が設置される。

委員会は、委員長及び副委員長を各一名置き、それぞれ議会で選

任されることになっている。なお、常任委員会は役場の事務等に関する調査を行い、議案・陳情等について審査し、議会より付議された特定の事件については、議会閉会中も審査活動を行えることとなっている。特別委員会の権限、運営方法等については、基本的に常任委員会と変わりはない。

他に、議会運営や議長の諮問事項等について、調査や審査を行う議会運営委員会がある。委員定数は六名で、任期は二年となっている。

## 2 議会事務局・議会費

「市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる」（地方自治法第百三十八条二項）ことになっている。本町議会事務局には、平成一六年度（二〇〇四）専任の局長一名と書記二名がいる。

議会には議員の調査研究のため、図書室の設置が義務づけられ、官報、県広報をはじめ必要な刊行物は、議会図書室に送付されることになっている（同法第百条十二項・十四項）。本町には図書室の専用施設はなく、事務局・議長室・議員控え室と共用である。なお、事務局には議会の会議録、議決録をはじめ、議会運営に関する諸資料が収められており、議員以外の一般の住民も利用することができる。

議会費についてみると、平成一四年度（二〇〇二）、当初予算の議会費は、本県町村平均は九五七五万円となっており、一般会

計歳出総額の二・二割を占めている。また、平成一四年度決算見込みの議会費は、町村平均で九四九万四〇〇〇円で、一般会計の二・〇割であった。

本町の議会費は左記の表のように、平成一四年度八六一六万円であった。一般会計総額四八億四九七四万円に占める議会費構成比一・八割となっている。平成一〇年度（一九八八）と比較すると、議会費の総額も減り、構成比率も下がっている。

表4-1 議会費（年度決算見込額）（単位：千円）

種別	年次	1998 (平成 10)	2000 (平成 12)	2002 (平成 14)
報酬		46,511	43,552	39,528
給料		13,210	12,728	13,126
職員手当等		27,207	23,627	21,274
共済費		8,018	7,707	7,684
報償費		5	—	—
旅費		2,019	2,204	1,796
交際費		203	208	135
需用費		1,703	1,017	886
役務費		132	152	108
委託料		976	862	724
使用料及び負債料		116	106	67
備品購入費		—	68	—
負担金補助及び交付金		788	804	832
その他		—	—	—
議会費計 (A)		100,888	93,035	86,160
一般会計歳出総額 (B)		5,141,049	5,401,203	4,849,747
構成比 (B/A)		2.0	1.7	1.8

『町村議会実態調査集計表』鹿児島県町村議会議長会編

議会費の推移をみると、

町制施行の翌年昭和三二年度（一九五七）の議会費は一三六万九〇〇〇円だったが、同四五年度一五〇万三〇〇〇円、構成比四・四割に推移している。構成比が三割を下

回ったのは同六〇年度のこと、平成二五年度は一・八割と鹿児島県の町村平均二・〇割より低くなっている。

表4-2 議会費の推移

	議会費 (千円)	構成比 %
昭和32	136.9	5.4
35	185.9	4.0
40	438.9	4.6
45	1150.3	4.4
50	2799.6	4.7
55	4563.7	3.1
60	6241.9	2.9
平成元	7387.4	3.2
5	9756.6	2.8
10	10376.2	2.3
15	8616.0	1.8

『広報こおりやま』より作成

### 第三節 町議会の審議・諸活動

#### 1 定例会・臨時会

議会は、定例会及び必要な場合に臨時会が招集されることになっている（地方自治法第百二条）。定例会は、付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される会議であり、年四回と定められ、招集時期は三月、六月、九月、十二月である。

まず、定例会及び臨時会の会期日数については、県下町村議会の年間の平均会期日数（平成一四年）は、定例会が五三・四日、臨時会が二・六日で、合わせて五六日である。そのうち本会議開催日数は定例会が一三・四日、臨時会が二・六日で、年間一六日となって

いる。本町議会は表4-3で示した通りである。県平均と比べると、若干少ない。定例会は四六日、臨時会は三日、合わせて四九日、県平均より七日間少ない。本会議日数も四日間少ない。

#### 2 会議・付議事件等審議

議会は招集初日に会期を決定し、以後予定に従って会議が開かれるが、その際、まず議長の開議宣告によって始められる。その後、付議された議案が上程され執行部等の提案理由説明があった後、質疑が行われる。特に議会においては議決権が最も重要な権限である。地方自治法第九十六条では、議会の持つ議決権を（一）条例の制定・改廃（二）予算の議決（三）決算の規定等一四項目にわたって列挙している。

まず、条例の制定・改廃権は憲法第九四条でも保障されている自治立法権である。条例の発案権は町長、町議員の双方にある。予算議決権も条例制定権と並ぶ重要な議決権であるが、予算

表4-3 郡山町議会開催回数・会期日数

区分	定例会				臨時会			年間計					
	回数	本会議 日数	委員会 日数	その他 の休会 日数	計	回数	本会議 日数	計	回数	本会議 日数	委員会 日数	その他 の休会 日数	計
平成10	4	9	17	37	63	—	—	—	4	9	17	37	63
12	4	9	17	26	52	3	3	3	7	12	17	26	55
14	4	9	15	22	46	3	3	3	7	12	15	22	49

第45・47・49回『町村議会実態調査集計表』より作成

表4-4 郡山議会の付議事件

区分 平成			定例会			臨時会			合計		
			10	12	14	10	12	14	10	12	14
提出者別・種類別	町長提出	例算算分	25	24	27		2		25	26	27
		条予決事	16	15	18				15	15	18
提出者別・種類別	議員提出	処	4	4	4			4	4	4	
		他の事件	1		5	2	2	1	3	2	6
提出者別・種類別	議員提出	計	20	21	8	2	5	2	22	26	10
		計	66	64	62	4	9	3	70	73	65
提出者別・種類別	町長提出	例書議他	1	1	2				1	1	2
		意見規則	4	4	10				4	4	10
提出者別・種類別	議員提出	計	1		3			1			3
		計	6	5	15			1	6	5	15
提出者別・種類別	町長提出	原案可決	66	63	61	4	8	3	70	71	64
		修正決		1						1	
提出者別・種類別	議員提出	計	66	64	62	4	9	3	70	73	65
		計	6	5	15			1	7	12	15
提出者別・種類別	町長提出	原案可決	6	5	15				6	15	15
		修正決									
提出者別・種類別	議員提出	計	6	5	15				6	15	15
		計	6	5	15				6	15	15
年間延件数			72	69	77	4	9	4	76	78	81

案提出は町長に専属しており、予算が提出されてから、議会は予算案を審議して議決することになっている。

本町議会での具体的な事例を取り上げてみよう。平成一〇年（一

九九八）、同一二年、同一四年に誰が、どのような議案を、どこに提出し審議しているか、表を通して見てみよう。注目すべき第一は、議案の提出者が圧倒的に町長が多いということである。平成一〇年は付議事件数七六件中七〇件、全体の九二・一割、同一二年は七八件中七三件（九三・六割）、同一四年は八一件中六五件（八〇・二割）をそれぞれ町長が提出している。

第二に、町長が提案するなかで最も多いのは条例で、全件数の四割前後を占めているということ、さらに条例発案の九割以上が町長で、議員提案は過去一割に満たないということである。第三に、議案の議決結果は、町長提出案件も議員提出案件もともに一〇〇割近く原案が可決されているということ。第四に、定例会と臨時会の件数を見ると、定例会は年間約七五件、臨時会は約六件となっている。表には示さなかったが、審議方法についてみると、平成一四年、提出案件八一件のうち、本会議審議は五一件、委員会付託審議が三〇件、内訳は常任委員会一六件、特別委員会四件となっている。

### 3 議会の諸活動

地方公共団体における各種の行政が、かなり複雑化し、専門的になってきたことに対応して、議会審議の能率化・合理化を図るために委員会制度が設けられている。委員会は全議員の合議体である本会議の準備、ないしは予備手続きとして議会の審議を補助する役割をもつ機関である。

本町議会の運営にあたっては、前述したように提案された議案等

は、本会議で審議するケースが約六割強、残り四割が委員会付託となっている。付託された議案については質疑が交わされ、必要に応じて町内外に調査・研修などを行い、最後に討論、表決を行って委員会の結論を出している。

本町議会における常任委員会は、過去五年間、年平均開催延べ日数は約二〇日。議員運営委員会は年間平均五日間開催されているが、特別委員会は通常、決算、陳情等を審査することになっているが、本町では毎年決算について審査している。年間の平均延べ日数は四日であるが、平成一四年には「市町村合併に関する特別委員会」が設置されたため、例年より二倍強多く九日間開催されている。他にもう一つ、全員協議会があり、開催延べ日数は九日間である。

請願件数はゼロで、県町村平均でも一件を若干上回る程度。陳情については、過去五年間で年平均一町村で一八件程度。本町では二〇・五件を受理している。採択、不採択はともに二、三件。継続審査が多い。



郡山町議会

一般質問を行った延べ人数、実人数を過去五年間でみると、一年間の延べ人数が二五名、実人数が一人名となっており、県町村平均を若干上回っている。

議会の傍聴についても触れておく。住民が議会に直接出向いて傍聴することで、どんな議案が提案されているか、議案を廻る討論を通してその問題点はもとより、町の当面している状況、課題、争点、それに執行部や議員の意向が明らかになる。過去五年間を平均すると、傍聴者の延べ人数は年間約七〇名となっている。一町村平均と同じ数字である。

傍聴の他に議会の審議内容等を知る機会には、議会広報がある。本町では昭和五六年（一九八一）一月に議会広報誌『議会だよりこおりやま』を発行している。それ以前は町広報紙『広報こおりやま』を活用していた。形式はニュース解説形式で、要点を伝える「広報型」となっている。また編集体制は、議員と議会事務局共同で八名のうち、五名が議員という構成になっている。配布範囲は全世帯。発行時期は、毎定例会ごとの年四回である。議会広報費の決算見込額は、平成一五年五二六万円となっている。なお、議会広報にあたっては、議会広報編集委員会が設置され、会期中、閉会中それぞれ八日、延べ一六日間委員会が開催される。委員長、副委員長ほか三名の委員によって構成されている。

【参考・引用文献】

- 『(旧) 郷土史 下巻』『県史 五』
- 『町村議会実態調査集計表』
- 『広報こおりやま』『議会だよりこおりやま』



## 第五章 選挙

### 第一節 戦前の主な選挙

#### 1 概観

明治三二年（一八八九）二月一日に「大日本帝国憲法」が發布され、同時に同日付をもって「衆議院議員選挙法」が、翌年には「府県制」が制定され、ここにわが国の近代的な選挙制度が確立された。その後、明治・大正・昭和を経て、昭和二五年（一九五〇）の「公職選挙法」によって、各種選挙制度を統合一本化した選挙法の集大成をみるに至るが、この間において、各種選挙制度も度々改正が行われてきた。

以下はそれらのうちから主な選挙について、その制度の変遷を概括的に触れ、さらに郡山村での選挙の結果について述べる。

#### 2 衆議院議員選挙制度

第一回の総選挙は、明治三三年（一八九〇）七月一日に行われた。選挙法による選挙権は（1）日本国民で年齢満二五歳以上の男子、（2）一年以上当該府県内に本籍を定め居住したことがあり、（3）一年以上（所得税は三年以上）当該府県内で直接国営一五円以上を納めている者に与えられた。

被選挙権については、本籍及び住所要件を必要としないが、年齢

については日本国民で満三〇歳以上の男子とされ、納税については選挙権の場合の要件と同じであった。したがって、有権者は全国で約四五万人で、当時の総人口の一・一割に過ぎなかった。

その後、明治三三年（一九〇〇）の「衆議院議員選挙法」の改正により、納税要件が緩和され、納税額一五円を一〇円に引き下げ、期間については一年以上地租を納める者とした。改正の結果、有権者は全国で九八万人増加し、総人口で約二・二割になった。議員定数は六九名増の三六九名となり、投票も公開投票から現行の単記無記名投票の秘密投票制度に改められた。

大正八年（一九一九）の改正では、住所が一年から六ヶ月に短縮され、納税額三円以上となった。その結果、有権者は三〇〇万人、総人口の五割以上となった。選挙区は原則として一選挙区一人の小選挙区制が採用され、定員四六四名となり、鹿児島県は八選挙区で定員一名となった。

大正一四年（一九二五）には大改正がなされ、「普通選挙法」が成立した。選挙権の基本的要件であった納税額が撤廃され、満二五歳以上の日本国民である男子に普通選挙制度が採用された。昭和三年（一九二八）には有権者数が一二四〇万で、総人口の約二〇割となり、鹿児島県でも大正一三年（一九二四）の七万二〇〇〇余名から二九万三〇〇〇余名と増えた。

第二次大戦後、選挙法は大変革を遂げる。すなわち女性参政権が認められ、選挙権は満二五歳から満二〇歳に、被選挙権は満三〇歳から満二五歳に引き下げられたのである。このため総人口に対する有権者の割合は五一割強となった。本県の場合、昭和一七年（一九

四一）四月に行われた第二一回総選挙時の人口対有権者比率一八・五割であったのが、同二年四月の第二二回総選挙では四八・三割と著しく増加した。

昭和二五年（一九五〇）には「公職選挙法」が制定され、衆・参両院議員、地方公共団体の議会議員及び長の選挙について、従来の各選挙ごとの法律が一本化され、現行の選挙制度となっている。

### 3 府県会議員選挙制度

明治一一年（一八七八）に「府県会規則」が公布されたが、これは我が国初の公選制度であった。選挙規程として、選挙権者は満二〇歳以上の男子で、地租五円以上を納める者、被選挙権者は満二五歳以上の男子で、満三年以上府県内に居住し、地租一〇円以上を納める者とされ、議員の任期は四年で、二年ごとに半数を改選することになっていた。

第一回選挙は明治一三年（一八八〇）一月に行われ、議員数は四〇名と定められ、翌年二月、議員定数の改正が行われる。その後、同二三年（一八九〇）に「府県会規則」は全文改正され、新しい府県制が定められたが、同三二年（一八九九）にはまた全文改正され、さらに大正一五年（一九二六）の改正で、衆議院議員選挙の影響を受けて普通選挙が実施されることとなった。

本県では明治一三年一月選挙のことが布達され、鹿児島県議会の定員四〇名で、日置・阿多・甕島の三郡からは四人出すことになった。翌一三年二月、規則の改正があつて、日置郡から三名出すこと

になった。

役場所蔵の「郷土史料8」によると、大正六年（一九一七）の郡山村有権者数は表5-1のように、国會議員から村會議員まで納税資格によって等級が三つに分かれている。同一五年の改正で、この等級をなくしたので、村會議員の選挙権者は国會議員も選挙することができるようになり、国民の自治に参画する範囲が拡張された。

大正一〇年一二月現在の有権者数は、衆議院議員五四九名、郡・県會議員四四七名、村會議員八六六名であつた。

### 4 郡會議員選挙

郡制は、明治三三年（一八九〇）府県制と同時に制定されたが、郡会は郡内の町村会で選挙した議員と、大地主が互選した議員とで構成され、郡會議員は名誉職であつた。任期は町村会選出議員が六年で、三年ごとに半数が改選され、大地主議員は三年で全員を同時に改選する制度であつた。

その後、明治三二年（一八九九）に改正郡制が公布され、その選挙制度も郡内の各選挙権者の直接選挙に改められた。なお、鹿児島県では同三一年に郡制が実施された。時代の進展に伴い、行政の能

表5-1 各議員選挙有権者数

（大正6年）

等級	郡山	西俣	油須木	東俣	川田	厚地	計
衆議院	61	21	7	40	17	23	169
県・郡會議員	128	48	21	79	27	110	413
村會議員	254	81	43	149	76	91	694

率化簡素化という点からこの郡制は二四年を経て大正一〇年（一九二一）に廃止となる。

郡会議員は各村から、所有地価の総額一万円以上の地主が選出する議員で構成され、東市来、串木野両村は有権者の数が多かったため、他村は一名のところを三名選出することができた。しかし、明治三二年一〇月の第二回選挙からは東市来は一名、串木野及び伊作が二名となり、議員の定員は一五名であった（『旧郷土史 下』）。

明治三二年四月の郡会議員選挙時、村内の有権者一二名の投票により、木場貞義が一一票を獲得し当選している。郡制廃止までの郡山村選出の郡会議員は次の通りである（『日置郡誌』、（ ）内は当選時）。

木場 貞義（明治三二年四月） 白坂金之丞（同三二年一〇月）  
 竹内 隆助（同三六年一〇月） 郡山喜平次（同四〇年一〇月）  
 成尾庄之丞（同四四年一〇月） 同上（大正四年一〇月）  
 郡山 繁志（大正八年一〇月）

右のうち成尾庄之丞は、大正四年からの一期間郡会議員七名で構成する郡参事会員をも務め、木場貞義は明治三二年九月二五日、日置郡から選ばれる四名の県会議員の一人に当選し、同四〇年まで二期八年間を務めた。

## 5 区町村会議員選挙

区町村会は明治一三年（一八八〇）に「区町村会法」により設置。その後度々改正され、明治二二年（一八八八）の「市制」「町村制」

の公布により、議員の選挙権は満二〇歳以上の男子で、二年以上その市町村の住民であり、かつ地租または年額二年以上直接国税を納めることを要件とした。しかし大正一五年（一九二六）納税資格を撤廃して普通選挙となった。

前述のとおり、大正一〇年（一九二一）有権者は八六六名であったが、議員定数一八名を割ると、議員一人当の有権者数は四八強となる。「郷土史料15・16」によると、昭和九年（一九三四）九月現在、有権者は一四三五名、議員定数一八名。昭和一〇年（一九三五）一二月現在の有権者数は一四四五名、現員一七名、村議一人当有権者数は八五名となる（「郷土史料17」）。昭和一五年（一九四〇）一〇月の有権者は一四〇九名となっている。

昭和一六年（一九四一）二月、県総務部長から市町村長に宛てて、「衆議院議員及地方議会議員任期延長ニ関スル件」という通達が来た。その後の通達によると、現下の国内外の緊迫状況に鑑み、選挙で国民の間に不必要な摩擦や競争の起きるのを避け、挙国一致国防体制の整備に邁進する必要があるため、衆議院の任期は一年間延長、府県会議員の任期は昭和一七年四月まで、市町村会議員の任期は同年五月二〇日まで延期し、選挙はその後行うというもの。すなわち大政翼賛会を中軸とする新体制を向こう一年間できくりあげ、翼賛選挙で政府を支え援助する議員を選出して、挙国一致政治体制をつくろうという計画であった。

## 6 戦後直後の選挙

戦後まもなく、昭和二二年（一九四六）九月、前述したようにGHQの指令によって市町村制の大改正が行われた。女性の参政権、住民の権利として議会の解散や首長、議員等の解職要求（直接請求権）が認められること、首長は議会で選ばれるのではなく、直接住民の選挙に拠ることなど、戦前とは全く異なる地方行政制度が規定された。

戦後最初の選挙は、昭和二二年四月五日の第一回知事・市町村長選挙である。郡山村長には四名が立候補し、増満喜吉が第一代郡山村長に当選した。有権者は男子二二三九、女子二六〇七の計四八四六名、投票率は男子が八三・一六％、女子が六九・一二％、平均七五・六一％であった。初めて選挙権を手にした女性の投票率は予想以上に低かった。

『(旧)郷土史 下』に掲載された大淵脇強の興味ある思い出話をここに引用しておこう。

この選挙の最中、南方国民学校（五月一日から小学校と改称）の投票所に午前中進駐軍がジープで視察に来ました。記載所の中で、記載する者が丸見えにならないように幕を張れ、という注意です。係員達は応急の間に合わせに、近くの農家から煙草耕作用の天幕を借りて来て張りめぐらしました。ところが午後になってまたやって来て、記載にはいつている者が外から全く見えない状態ではいけない、脚の部分が見える高さまで幕を床から引き上げなさい、との命令です。そこでまた慌てて広い幕を指示通り調整するのに一苦労、一汗かいた（三六二〜三六三頁）。

同二二年四月三〇日、県会議員及び市町村会議員の統一選挙が行

われた。村会議員は復員、引揚等による人口の増加で、定員一八名が二二名となった。この時の有権者は男子二一九九名、女子二七一九名の計四九一八名であった。投票率は男子八七・八一％、女子七三・六七％と、いずれも前回を上回り、平均は四月五日の七五・六一％に対し、七九・九九％という高率を示した。村会議員は身近な存在で関心が深かったと思われる。

次の村長並びに村会議員の選挙は同二六年四月一三日に行われ、村長は増満前村長が無投票当選、村議二二名が選出された。有権者は男子が二一二二、女子が二四三三の計四五五四名で、前回の二二年より下回ったが、投票率については、男子が九九・一九％、さらに女子が九九・三〇％と、今日まで例をみない高率を示した。

## 第二節 主な選挙の執行結果

### 1 各種選挙の結果

昭和三二年（一九五六）一〇月一日町制施行後、同三四年四月に初めての町長、町議会議員選挙が行われた。選挙の当たり年になり、町婦人会が総会の討議テーマに「公明選挙はいかにして行われるか」を決定。町内各団体の代表者によって公開討論会をしたところ「町長、町議会議員の場合も立会演説会を開くこと」が決議された。そこで町婦人会と青年団においては町選挙管理委員会並びに教育委員会の協力を得て、町内六ヶ所で立会演説会を実施したところ、大変な盛況であったという。有権者は候補者の政権を聞き、判断する機

会を与えられ、町民の政治意識を高める点や町制に対する関心を深める点で有意義であった。投票率による成果をみておこう。

○知事・県議選挙：有権者数男

二五六〇、

女三一〇二

計五六六

二

投票率男九

二・二八割

女八九・〇

七割

無効票数

知事の分一

八六、県議の分九四

○町長・町議選挙：有権者数男二五六九、女三一一四 計五六八三

投票率男九四・五九割、女九三・八四割

無効票数 町長の分四一、町議の分三一

投票率においても町長・町議選の場合は三・二七割向上しており、また投票された票のうち、無効になった票も町長の場合は知事よりも少なくなっており、公明選挙運動はこの点からみても一応の成果を挙げているものと思われる（『町報こおりやま』第56号）。

以下、平成に入ってから行われた主な選挙結果について触れよう。



投票風景（1950年代か）

◇平成元年二月一九日 県知事選挙：投票率は六二・六七割で、前

回（六四・二三割）を一・五六割下回る結果となる。また県の投

票率は五一・六九割で、九六市町村の中で、本町は四七番目の投

票率となった。集落別投票率をみると、一位里岳七一・八四割、

二位本岳七一・五三割、三位厚地六九・三九割、最下位は有屋田

の五三・三〇割。年齢別にみると、最も高いのは七〇歳代（七七・

三六割）、次いで五〇歳代（七一・四四割）。最も投票率が低いのは

二〇歳代（四一・九五割）、それに三〇歳代も低い（五一・九

五割）。男女別にみると男性の投票率は女性よりも四・七七割低

くなっている。

◇平成三年四月二日 町長・町議会議員選挙：二二年ぶりの投票

になった町長選は、現職七期を目指す中村正と新人で元町議会議

長の岩戸良治との間で争われ、岩戸町長の誕生。一方一八議席に

対し、二〇名が立候補した町議選は、新人八名のうち六名が当選。

最終投票率は九〇・二三割で前回（九二・一四割）を一・九一割

下回る結果となった。

なお同年四月七日に行われた県議会選挙では、投票率七七・七二

割で、前回（八一・三九割）を三・六七割下回った。

◇平成五年二月七日 県知事選挙：投票率五九・七八割で、県下四

三位という状況であった。投票所別投票率をみると、一位が第五

投票所の大中で六七・九〇割、二位が第四投票所の花尾地区で六

七・三〇割、最も低かったのが第一投票所の郡山地区で五四・七

四割であった。男女別でみると、女性が六一・二三割、男性は五

八・一三割であった。

◇平成五年七月二三日 参議院議員選挙：投票率は五五・七六割。

女子（五六・二二割）が男子（五五・二五割）を若干上回った。

なお、本町の投票率は、日置郡内第七位、県下七二位という低さ

だった（『広報こおりやま』No.391）。

◇平成七年四月二三日 町長・町議会議員選挙：投票率は八八・〇

〇割（前回比二・三三割減）。池山泰正町長初当選。町議の定員

は一八から一六名に減。

県議会議員選挙：投票率七三・三五割（同四・三七割減）。

◇平成八年七月二八日 県知事選挙：本町の投票率は、過去最低の

四七・九二割。投票所別でみると、一位は大中の六・一七割、二

位は常盤の五・三四割、最低が郡山の四・一六割であった。年代

別では六〇歳代六三・七割、七〇歳代六二・九割と高く、低い

は二〇歳代の二三・六割、三〇歳代三一・四割であった。

◇平成八年一〇月二〇日 衆議院議員総選挙及び最高裁判所国民審

査の投票率は、男女別では男子が五六・八四割、女子五六・五七

割であった。年代別で二〇〜二四歳代の投票率が二七・九割とい

うのは極端に低い。若年層の政治への無関心、政治不信の増大が

注目される。

◇平成二〇年七月二二日 参議院議員選挙：投票率は六七・三六割

で、前回に比べて一一・六割アップした。今回の選挙は不在者投

票や投票時間の二時間延長などの制度の改正が行われ、有権者自

ら政治に参加しやすい選挙になった。

◇平成一一年四月一日 県議会議員選挙：本町での投票率は、七

三・二二割で、町内各投票所での結果は次の通りである。

第一投票所（郡山）六九・四〇割、第二投票所（常盤）七二・四

四割、第三投票所（南方）七一・八六割、第四投票所（花尾）七

七・八六割、第五投票所（大中）八一・二三割、第六投票所（西有

里）七八・二〇割。

◇平成一一年四月二五日 町長・町議会議員選挙：町長選では現職

の池山町長が二期目の当選を果たす。なお、町議選において、初

の女性議員が同時に二名誕生した。公職選挙法の改正に伴い、前

年七月に執行された参院選からより参加しやすい選挙になったが、

投票率は前回を下回る八五・〇九割に留まった（表4―2・3・

4）。

◇平成一五年四月一三日 県議会議員選挙：今回の選挙から投票時

間を午後六時までに繰り上げ、また第一投票所を分割し、第七投

票所を新設した。県議選の投票率は六六・二〇割（前回七三・二

一割）で、七・〇一割低下した。

◇平成一五年四月二七日 町議会議員選挙：投票率は七九・七九割

（前回八五・〇九割）で、五・三割下回った。なお、町長選は無

投票で池山町長が三期目へ。

平成11年4月25日執行 町長・町議選

表5-3 公民館別投票状況(%)

公民館	計	男	女
八重	92.20	86.84	97.43
常盤	91.42	89.87	92.70
大宮	90.02	90.34	89.71
雪平	89.65	85.71	93.33
花尾	89.28	89.01	89.56
有屋田	88.99	85.56	91.96
甲突	88.75	89.65	87.36
東俣	88.33	86.63	89.85
川田	87.44	86.43	88.25
大浦	87.30	85.86	88.57
本岳	87.22	85.08	89.38
厚地	86.94	84.84	88.67
西俣	86.64	81.42	91.12
里岳	85.39	83.54	86.86
柿園	85.38	83.95	86.68
油須木	83.95	81.30	86.20
郡山麓	82.27	80.53	87.57
中福良	77.89	73.27	82.14
東秀	77.11	72.09	81.81
賦合	76.92	74.42	79.22

表5-2 投票所別投票率(%)

投票所	男	女	計
全体	82.59	87.34	85.09
第1投票所(郡山)	79.65	84.40	82.15
第2投票所(常盤)	86.60	91.67	89.31
第3投票所(南方)	81.25	86.97	84.29
第4投票所(花尾)	88.37	89.34	88.87
第5投票所(大中)	85.33	90.96	88.17
第6投票所(西有里)	83.01	90.35	86.99

表5-4 年代別投票率(%)

年代	男	女	計
20~29歳代	61.5	71.1	66.3
30~39歳代	75.4	84.5	79.8
40~49歳代	83.4	91.3	87.2
50~59歳代	88.5	91.9	90.2
60~69歳代	91.9	93.2	92.6
70~79歳代	90.8	90.2	90.4
80歳代以上	79.8	77.4	78.2

3表とも『広報こおりやま』No.402

『(旧)郷土史 下』『日置郡誌』  
『議会だよりこおりやま』  
【参考・引用文献】

平成15年4月13日執行 県議

表5-5 投票所別投票率(%)

投票所	投票所別投票率	
	男	女
第1投票所(郡山)	60.52	60.00
第2投票所(常盤)	72.05	70.16
第3投票所(南方)	63.36	66.26
第4投票所(花尾)	69.48	73.31
第5投票所(大中)	71.51	80.00
第6投票所(西有里)	70.95	75.54
第7投票所(中央構造改善センター)	62.12	59.59

平成15年4月27日 町議選

表5-6

投票所	投票所別投票率	
	男	女
第1投票所(郡山)	73.48	78.45
第2投票所(常盤)	77.73	82.26
第3投票所(南方)	76.59	81.61
第4投票所(花尾)	83.68	88.64
第5投票所(大中)	82.46	93.48
第6投票所(西有里)	78.77	86.09
第7投票所(中央構造改善センター)	72.15	75.40

※第1投票所は郡山中学校、第7投票所は郡山町中央構造改善センター  
『広報こおりやま』No.450

## 第六章 經濟

### 第一節 近代の經濟

安政五年、わが国は英米など五カ国との通商条約を締結し、翌年には神奈川・長崎・函館の三港が開かれて世界經濟の一環に組み込まれた。開港により海外との貿易が活発になり、その結果、わが国經濟は、あるいはより具体的には、貿易品に直接関わるような地域の經濟は様々な影響を被ることになった。地域の經濟が世界經濟の動向と無関係には存在できなくなつたのである。

わが国からの主要輸出品は、当初、生糸が全体の八〇割近くを占め、次いで茶が全体の二〇割、外には海産物や石炭・蠟・樟腦に陶磁器などであつた。主要輸入品は金巾等の綿織物に毛織物・絹糸・金属などであつた。原材料輸出・完製品輸入の典型的な後進國貿易であつたといえよう。

主要輸出品であつた生糸・茶の生産地では、生産量の増大により、一部にはマニユファクチュア經營を排出するなどの変化を生み出したが、横浜港の貿易額が断然大きかつたので、その影響は関東・東海地方に集中して現れた。輸入品の綿織物はわが国農村工業の主要生産物であつただけに、輸出品に比べより広範な地域に影響を及ぼした。このような生産面の変化に加えて、流通機構にも大きな変化が起きた。国内經濟の發展がその足元を揺るがし始めていたとはいへ、なお、特権商人による幕藩制的な全国的流通機構がそれなりに機能していたが、開港はそこに大きな打撃を与えることになった。

全国的な流通秩序からは独立して、生産地の在郷商人や居留地に進出した新興商人が、開港場と産地との直接取引ルートを開き、その結果従来の流通ルートに依存していた江戸などでは、日常物資が不足するなどの事態が生じた。物価が高騰し、生活困窮者が多数発生して、一揆や打ちこわしなどの騷擾が頻発するに至つた。徳川幕藩体制的封建体制が維持できなくなつた。

このような動向が直接郡山を襲つたわけではないが、明治維新の政治的變革を経て近代國家の建設に向けて行われた諸施策と日本經濟の資本主義經濟化は否応なしに郡山の人たちの生活と經濟にも変容を迫ることとなつた。

#### 1 地租改正

明治になつて各種の封建的な諸制度が廃止された。明治二年から明治五年にかけて封建的身分制の廃止のような、社會を構成する人々の地位が比較的平等なものになるとともに、經濟的には、明治四年に士族、その翌年には農民の職業選択の自由が認められ、併せて居住・移転の自由が認められた。農民については、明治四年に作付けの自由が認められるなど社會の近代化・民主化が進んだ。

郡山は無論のこと、日本全体で見ても、当時の人々は農民が圧倒的であつたから、これら多くの人々の生活に大きな変化をもたらしたのは、明治五年の田畑永代売買の解禁と翌年の地租改正、さらには、明治一年の分地制限の解禁であつた。

地租改正は、直接的には土地をめぐる租税の制度改革であり、近代中央集権國家の財政的基礎を作り上げるための改革であつた。財政を封建的な貢租制度から近代的租税制度へと轉換する一大變革で



あつたのである。同時に、租税の近代化に不可欠な土地制度の近代化—近代的私有財産制度の確立という意義を持つものであつた。

政府は明治六年（一八七三）七月に「地租改正条令」を公布した。その内容を概略述べれば、一、地租は全国一律の基準に基いて土地の収益還元方式により算定された地価に対して課税されることになつた。旧地租がそれぞれの土地の収穫量に基いて課税されたのと大きな違いである。二、税率は地価の百分の三と定められた。そのほかに付課税として村入り費が地租の三分の一宛て徴収された。三、地租は金納となつた。四、納税者を土地の所有者とし、地券を公布することでその所有権を確認した。納税は土地の所有者個人の責任になるといふものであつた。

これらのことから明らかのように、地租はその土地の収穫米に米価を掛けて得られた粗収入から肥料などの費用を差し引いて得られた純利益を利子率で除して得られた土地の収益価格に税率を掛けて算出され、定率・金納であることから近代的租税であつたわけであるが、他方で、経済発展が未成熟な段階で、農業以外には課税対象がないという状況下で、一定額の財政収入を確保しなければならぬという事情が働いたから、結果として当初は旧貢租と同様の重税にならざるを得なかつた。それゆえ、地租改正条例第六条で、将来における軽減を約束し、かつ、改正事業の進展とともに激しさを増した農民騷擾に鑑みて、早くも明治一〇年にはそれまでの税率三割を二・五割に引き下げている。

このように地租が地価に対する定率租税化し、しかも納付が金納であつたことから、作物の豊凶から切り離され、米価の変動の影響

から免れることが出来たから、地租収入は安定した。

政府は明治六年から明治一三年ごろまでに、鹿児島県を除く、全国の土地で実施した。ところが、本県は門割り制度が土地所有を複雑にしていた上に、士族特に鹿児島城下士に新しい制度が不利であることなどもあつて、実施が遅れていたが、ようやく明治九年五月、大山県令は定め地租改正準備を進めたが、西南戦争前夜のことので、直ちに中断した。実際には、西南戦争が終結した後、明治一二年一月に岩村県令が着手を布告し、二月、各地に地租改正係派出所を置いてからのことであつた。

県は戸長役場を督促して事業の遂行に努力し、一般田畑宅地等は翌明治一三年五月頃にはほぼ終了し、山林原野など一切の土地が明治一五年までには終了し、それに対する地租を記した「地券」の公布は明治一六年五月ごろまでに終わった。しかし、政府が明治一八年に再調査を実施することにしたので、正確な土地台帳が完成し事業が完成したのは明治二十一年のことであり、着手から実に一〇余年の年月を要した。

地租改正作業の具体的進行について『(旧)郷土史』下に詳細な紹介がある。それによれば、大よそ次のような状況であつた。

日置郡・阿多郡・甕島三郡の地租改正事業を受け持つ派出所は市来町湊町に置かれ、御用係伊集院周助が長に任命された。各町村の正副戸長がこれを助け、さらに、各村では村民代表として七人の総代が選出され、事業の遂行に当たつた。

地租を決めるためには、地価を確定しなければならぬ。当初はいわゆる売買地価方式を採用したのであつたが、売買の実績がない

段階でこれは実効性を持たず、収益還元方式に改められた。それゆえ、土地の丈量に基き、その土地の等級を定めて、その土地からの収穫米量を算定し、それを基に地価を算定することになったから、村々に一筆ごとの図面（野取図）を作らせた。測量には七尺（二・三丈）の竹竿を用い、七尺を一間と定めた。縄や竿の使えないところは足測で間に合わせたという。このようにして測量した帳面（野取帳）を作った。さらに、地価を定める基礎となる土地の等級を決めた。地味や道路からの便不便などいろいろ要素が勘案された。

このようにして地価、ひいては地租額が確定されたが、他方で、納税者を特定する仕事がある。納税者＝土地所有者とした以上、その土地が誰のものであるのか、国有地なのかそれとも市町村有のよくな公有地なのか、あるいは私有地だとしてそれは誰のものかなどを確定する必要があった。藩政時代には土地は領主の所有であったから、百姓や、抱地など開墾した土地を耕作している郷士なども、その土地の所有者ではなく、単に占有しているに過ぎなかった。一土地一所有者の関係ではなく、一つの土地に重層的に複数の所有者が存在していた。加えて、本県では、旧貢租のばあい納税の単位は「門」で、門内の要夫（用夫）が納税できないような場合には、門の者の連帯責任で納付していたために土地所有を複雑にしていた上に、士族身分のものが他藩に比べ多数を占めていたから、納税者＝土地所有者の確定にはかなりの困難がともなった。

土地所有者確定の際の困難な事情として、「土地をよけいに持つと納税の責任が重くなる」と思い、自分が食っていけるだけの土地以外はなるべく土地を所有しないようにして、余分の土地は近隣の

人に譲ろうとしたが、近隣の人も同様であったから、土地の所有者を決めるのに大変苦労したことがあった。」（小野武夫『旧鹿児島藩の門割制度』）という一般的な事情も働いた。

所有者の確定は、百姓の耕作している門地は、倉入高（直接藩の倉庫に納税する門地）も給地高（士族の持ち高で百姓はその士族すなわち旦那に上納する）もすべて耕作者の所有とする。（給地高をもらっていた士族はその分だけ金録公債でもらった）また、士族が自分で耕作していた浮面地（税を納めなくてよい土地）、抱地（郷士の開墾地で、高一石につき玄米八升一合を納める）、永作地（郷士百姓の区別なく開墾者が耕作し、高一石につき玄米三斗九升八合を納める）、仕明地（開墾したばかりでまだ税を納めなくてよい土地）などはその耕作者の所有地とするとされた。

このようにして確定された土地の所有者や所有地の所在、さらには地価及び地租が記載され、納税者に公布された地券の事例が前掲書に掲載されているので、紹介しよう。

薩摩国日置郡東俣村一六三番地、字坂元にある田一反四畝五歩に關する地券である。記載されている重要事項を摘記すると、

持ち主は同国同郡同村居住の仮屋休次郎。その地価は一二七円六四銭。地租はその百分の二・五で、金三円一九銭一厘であった。本状の発行は明治一六年五月であったから、すでに税率は二・五割に下がっていた。発行者は鹿児島県である。直接の発行責任者、鹿児島県鹿児島日置谿山熊毛馭謨郡長右松祐永の押印がある。当時は、鹿児島郡、日置郡、谷山郡、熊毛郡、馭謨郡（トカラ列島）の五郡に郡長一人を置き、事務所は鹿児島に置かれていたからである。

地券の裏面には土地の売買譲渡等自由にできることが明記され、売買譲渡等で所有者が変わったときに、そのことを県が証明する欄が五行印刷されている。

ところで、地租改正が暮らしと経済に与えた影響には深甚なものがあつた。地租が金納になったために、否応なしに、農民は商品経済・流通に巻き込まれた。また、作付け制限の撤廃などの措置が、農民の商業的農業への転換を進めるところとなつた。米価など農産物の変動が農民経済を直撃することになつた。明治一五年ごろまではインフレ気味で米価は上昇したから、自作農民の地租負担は軽減された。地主は小作料を現物で収納し販売したから、小作料収入は増加した。同時に、地主の地租負担も軽減された。一方、小作農民は米穀の販売面からは遮断されていたから、米価高騰のメリットを享受することなく、インフレによる生活費の増加に悩むことになつた。

明治一四年から米価は下落し、同年の米価一一円二〇銭が明治二〇年には五円になつた。米価の下落の下、地租は定額であつたからその負担は重くなり、納税不能の農民が激増することになつた。彼らは土地を質入書入れして対応したが、結果として土地を手放すことになつた。

このような農民の困窮に対する救済措置が県によつてとられていく。明治一六年に、地租の半額を現物納、すなわち米で納入することを認めた。この措置は農村不況から脱却する明治二〇年代前半まで継続された後、景気回復により廃止された。この間、不況に加え、度重なる暴雨風にも見舞われたことから、地租貸与を願い出る

嘆願書なども出された模様で、次のような却下の達しが出されている。

丁第二八五六号

其郡下人民より地租貸与出願に付、其筋へ稟議に及び候処詮議に及び難き旨指令これあり、該旨趣に依り、本人共願書へ指令に及び置き候条、右相心得べく、もつとも本人共願書受取方として一村より兩名も当庁へ出頭致し候様、伝達方取り計らうべし、此旨相達し候也

明治十八年十一月七日

日置郡長 池田 休兵衛

下谷口村外五ヶ村

戸長 有馬 源二 殿

(原文有馬喜美氏)

蔵・郷土史下五三六頁

救済策にも拘らず、土地の売買は許可されていたから、農民層は分解して地主小作関係が広範に展開する結果になつた。

2 資本主義経済の成立・確立

明治一〇年代半ばの企業勃興期から第一次世界大戦に至るまでのわが国経済の成長過程は、工業化の進行と日清・日露の戦争を含んだ激しい景気変動に彩られていた。同期間の経済成長率は、実質で見て二・六割であつた。人口の増加率は一・一割であつたから、一人当り国民総生産は年率一・五割で増加した。この成長過程で、輸出の成長率が最も高く、確実にわが国経済は国際経済に組み込まれたといつてよい。しかし、国民総生産成長率に対する部門別寄与

率は、個人消費が最も高く七二・七割を占めていたから、国内消費市場の拡大が経済成長をうながしたのであった。

製造工業成長率は五・〇割<sup>三</sup>、農業成長率が一・七割であった。工業生産が増加したことは顕著であったが、同時に農民生産も、第一次大戦以後と比較してかなりの伸びを示した。

松方デフレ以後の第一次企業勃興期に当る明治二〇年代前半にかけての時期は、会社総数が一七九三社から二三八九社へ、払込資本金は一億六三二万円から一億九四六〇万円に増加した。鉄道・紡績・銀行・保険・電灯等の移植産業で有力な株式会社が生まれた。農林業の成長率は高くはなかったが、同部門の比重が大きかったから、寄与は小さいものではなかった。

日清戦争後第二次企業勃興が起こるが、明治三三〜三四年には金融恐慌による景気低迷、企業倒産等が起きた。とりわけ、紡績・鉄道・石炭業などの不振が大きかった。二度に渡る戦争により、政府の歳出に占める軍事費の割合が急増し、経済成長に政府支出が寄与する結果となった。しかし反面、戦争準備のための増税が営業税・登録税・砂糖消費税・相続税などを新設し、法人所得課税の実施や地租・酒税の増税などとして行われたので、個人消費支出が停滞した。代つて鉱工業・運輸通信業・公益事業の寄与率が上昇した。

日露戦後には明治四〇〜四一年の恐慌を経験し、次いで明治四三年頃第三次企業勃興が発生した。この時には製鉄・造船・車両製造・電気機械製造・人造肥料製造などの重化学工業に近代的大企業が簇生し、その分野に財閥系企業が見られるようになった。さらに都市化の進行に合わせて電力や電鉄などの分野にも有力企業が誕生した。

かくして、大正四（一九一五）年には、産業別人口構成は第一次産業六二・五割<sup>四</sup>、第二次産業が一九・五割<sup>五</sup>、第三次産業が一八・〇割<sup>六</sup>になった。国内純生産の構成比では、それぞれ二七・六割<sup>七</sup>、三二・四割<sup>八</sup>、四一・五割<sup>九</sup>であったから、この段階で漸く工業を基軸にする産業構造が形成されたと言えるようになった。問題は先述の重化学工業の発展が膨大な輸入によって支えられていたことであろう。明治四三〜大正二年は経常収支の赤字が国民総生産の二割にも達していたから、その分に匹敵する投資収益勘定の支払いが必要であった。国内産業の均衡ある発展が望めない経済の構造に転化したものといえよう。

日本経済の資本主義経済としての確立は、そのリーディング・セクターの立地から見れば東京、大阪など大都市圏に限定されがちであった。経済のネットワークを形成する道路や鉄道などの各種インフラの整備も十分ではなかったから、地域経済は引き続き相対的に独自に展開した。

農村地域には潜在的に過剰労働力が堆積していたから、農村地域からの労働力排出圧力は働いていたが、重化学工業の成長が男子労働力を必要とし始めたとはいえず、その量には限りがあった。また、産業資本確立期の二次産業であった紡績業と製糸業は、主として若年女子労働力の吸引・排出という循環を形成したが、なお、その吸引力は微弱であった。本県を含む九州地域からの人口流出は、女子労働力にあつては、かなり長期間に渡り、住み込みの「お手伝いさん」が重要な需要要因であり続けた。

『鹿児島県地誌』によれば、郡山六か村の戸数は一〇六六で、殆

ど百軒が農家であった。下つて、大正一〇（一九二〇）年、農家戸数は一三二二戸で総戸数の九三割、この農家比率は五年たった昭和元年でも同じく九三割であった。さらに、五年後の昭和五年に若干農家比率が低下したが、それでも農家戸数は一八七戸で、総戸数の八八割に上つていた。だいたいこの状況が終戦までつづき、本町は純農村としての経済構造を保持したままで推移した。

ちなみに、社会的分業の展開の程度を大正六年の職業別戸数表によつて見れば次の通りであつた。

総戸数	職業別				
	農業	商業	工業	雑業	計
一〇三〇	専 八七四 兼 一一三	三三	二一	一〇	
	九八七	一六	一七	一〇	

専業農家が全戸数の八四・九割を占めており、兼業農家まで含めると九〇割に達した。一一三軒の兼業農家が、兼業として何を営んでいたのかは分からないが、その大半は林産加工などであつたのであるうか。雑業の内容も分からないから、郡山の産業がどのような広がりを見せていたのかは分からないが、日常生活を営むに必要な生活必需品を取り扱う商店と林業を素材とする加工業、樟脳生産などが営まれていたのであるうか。それにしても、商業と工業を専業で営むものはあわせても僅か五軒に過ぎない。純農村というにふさわしい姿であつた。また、合計した数字は前掲の表と少し異なるが、同年の記録に、農業以外の職業の職種別の軒数が残されている。旅

館業が一軒、売薬業 富山の薬売りかと思われるものが一軒、物品販売業は西俣に四軒、郡山に一三軒、油須木に二軒、厚地に三軒、東俣に八軒、川田に四軒、計三四軒。豆腐屋や鍛冶屋、桶屋などの製造業が二〇軒。合計で五六軒である。

少し時代は下がるが、『日置郡誌』には大正一〇年の営業税を納める商工業者数の記載がある。郡山の商工業者は次の通りであつた。

- 物品販売業 三九人 製造業 四人（職工八人）
- 代書業 六人 仲介業 六人
- 旅人宿 二人 行商専業 一人
- 湯屋 一人 理髮人 三人 染物並紺屋 一人 大工 一人
- 石工 八人 木挽 五人 畳刺 二人 傘張 一人
- 死牛馬解剖 一人 桶結 五人 竹細工 一人 鍛冶 六人
- 茅屋根葺 五人 製材 一人 自転車修理 二人
- 白炭焼 一人（ここは多い順に並べ替える）

前掲の大正六年と比較すると、網羅されている業者数はほぼ倍になつてゐる。しかし、物品販売業は五軒増えているに過ぎない。製造業に分類されるのは、製造業とされている四軒のほか、鍛冶、桶結、製材、染物並紺屋、石工、白炭焼などになるうか。先の分類には第三次産業に分類されるものがなかつたから、これらは雑業としてカウントされていたのであろう。そうしてみると、この雑業がかなり増加して、その内容も多様化している姿が窺えるようである。代書業六が目立つほか湯屋、理髮屋などに村民の日常生活に密着したサービス業の存立に加え、行商人などの宿泊に必要だったのであろうか、旅人宿が二軒、それに何の仲介かは判然としないが仲介業



土地購入代金を投入することではなく、小作料Ⅱ地代負担を選択するということには合理的な根拠がある。したがって、いわゆる自作前進といわれた農業経営の発展の姿がこれには含まれていない可能性がある。

大正一〇年の自作地小作地面積は、田においては自作地が二四五町九反(五一・四畝)、畑地においては四七四町〇反(四六・四畝)であった。総耕地で見ただけの場合には、七一九町九反(四八畝)であったから、ほぼ半分の土地は小作地として貸し出されていた。

県は大正一三年、自作農創設維持事業に着手し、「自作農奨励資金」の貸付をはじめた。また、市町村も公債を発行して資金を作り、自作農になろうとする農民に資金を貸すことにした。昭和元年(一九二六)度に自作農創設資金債の元金および利子の支払い金が二〇九八四二〇銭計上されたから、郡山においても自作農を創出する取り組みがなされたことが明らかである。

### 3 戦間期の経済

明治四〇年代には化学、金属、機械などの重化学工業製品と綿花を始めとする繊維原料の輸入が激増していた。第一次大戦の勃発によって、前者は輸入が困難になったから、輸入代替が進んだ。船舶の不足から、海上運賃が暴騰して海運業が活況を呈するとともに、大量の船舶の発注によって造船業とそれの素材を提供する鉄鋼業が成長した。さらには、アジア市場への綿製品輸出がイギリスにとって代り、アメリカの好況に支えられて生糸輸出も増加した。その結果、日本は純債務国から純債権国に転換し、製造業、とりわけ重化

学工業での高収益が実現した。

このような好況は他方で物価の上昇を招いた。大正五、六年頃から始まった物価上昇は、大正七年には一段と激しくなり、賃金生活者の生活を圧迫した。特に米価の上昇が著しく、米一升の値段が一円にもなった。大正六年の大阪堂島の玄米一石一五円の相場が、翌七年七月には三〇円になった。小学校教員の月給が一八円から二五円の時代である。同年八月富山県で発生した米騒動は、たちまちのうちに全国に広がり一道三府三二県に波及した。

第一次世界大戦が終結するや、大正八年には戦後恐慌に突入し事業破産が続出し、労働争議・小作争議が頻発した。追い討ちを掛けるかのように大正一二年九月には関東大震災に見舞われた。こうした状況から抜け出る暇もなく、対中、対欧貿易の不振も加わり、昭和二年には東京で貯蓄銀行などが支払停止に陥り、連鎖的に次々と銀行が休業した。同年四月の株価暴落が引き金になって金融恐慌に陥った。

政府は三週間のモラトリアム(金融凍結)緊急勅令を発して救済に努めたが、事態の鎮静化は容易ではなかった。さらに昭和四年には世界恐慌が発生し、わが国経済もその影響を受けたが、本県経済にとつては難波銀行の閉鎖が打撃を与えることになった。

かくして、昭和四年における労働争議は六千件を超え、参加者七万八千人とそれまでの史上最高を記録した。昭和五年八月の内務省発表によると失業者は三八万六千余、中小企業の倒産も相つぎ不況が深刻化した。昭和六年は全国的に豊作で、米価は暴落して、白米一升が一五銭にまで低下し、大正六年以来の安値を記録した。また、

アメリカ経済の低迷が、生糸輸出を激減させ、生糸価格も暴落した。生糸は明治一九年以來の安値となった。養蚕は本県農家にとつても主要な換金作物であったから、その影響は甚大で、農村は激しい不況に見舞われた。「米と繭の経済構造」が直撃されたのであった。

**時局匡救土木事業** 政府は農村不況対策として時局匡救土木事業を実施した。この施策を受けて郡山でも昭和七年から八年にわたり道路の拡張及び延長が行われた。本村の土木事業は、国分友睦村長のもと着実に進められた。

昭和七年度 林道大浦線の改修工事が行われた。総予算八三八六円で開始し、二三〇〇円を完工した。年度末支払いの結果一六〇〇円が余ったので、その金で更に五〇〇円を昭和八年度で改修することにした（農村匡救土木事業林道大浦線開きく工事報告書・役場蔵）。林道が改修されたことで、郡山村の部分林の管理を容易にしたとして、「毎年二百円内外ノ管理費ヲ投ジテ、村造林委員之ガ監督ニ当リ、管理状況極メテ良好・・・」と匡救土木事業が村に与えた効果が評価された。

昭和八年の事業計画は  
県道 伊集院・蒲生線（郡山村大字油須木字門松より同大字東俣字打添まで。道路延長七六〇<sup>ノ</sup> 幅員五<sup>ノ</sup>五〇）

村道 国蔵田・松尾迫線（郡山村大字厚地字国蔵田より同字松尾迫まで。道路延長四二〇<sup>ノ</sup> 幅員四<sup>ノ</sup>六〇）  
の二線とし、これらの事業に要する費用は、それぞれ一万円と三五千五五百円であった。

県道は伊集院町中川から郡山までは既製道路であるが、本村油須木から蒲生村までを昭和七年度に県の直営事業として、三六〇〇円をかけ、総延長七六〇<sup>ノ</sup>のうち二四〇<sup>ノ</sup>を開通した。昭和八年度に、本村の直営事業として継続し、完成後は県に移管することとされた。また、村道の伊敷村から厚地の一部までは工事が終わったが、なお予定地に達しなかったもので、昭和九年度まで続行するとした。

この事業については県と十分な打ち合わせが行われていて、昭和八年六月、県内務部長から、この匡救土木事業については、県道の一万円に対して国の補助額が七五〇〇円、村道の三五五五円には二六六六円、補助額合計一〇一六六六円が決定した。工費一万三五五五円から補助額を差し引いた三三八九円は起債を認めるので、早く所定の手続きをせよとの通告があった。この起債分は、借入金利率率年三分二厘の低利で五年間据置、十五年賦返済という好条件であった。したがって、二線に関わる総工事費は一三五五五円であった。その内訳は県道の場合、賃金七一七〇円、敷地買収費一一〇二元、諸材料費三五二元、監督費二二〇〇円、雑費一七六円。村道は、賃金二二二〇円、敷地買収費七二五円、諸材料費二二九円、監督費四二六円、雑費六三三円になった。

工事はいずれも昭和八年九月一日に着工し、翌年三月三十一日に終わるものであった。  
当時このような土木事業が各地で行われ、農民は本業に近い形で、人夫として出勤し、賃金を得て農村不況の苦しい生活を凌いだ。工事の賃金は、昭和七年の大浦林道工事では、人夫賃一日平均五七銭六厘。常備夫・普通土方といった本職人夫は一日八〇銭であった。



「一之宮神社夏祭買物帳」によれば、昭和一〇年の農業人の日当は昼食持参で男六〇銭、女五〇銭であったという。

昭和九年の大干ばつ 救済土木事業にも拘らず、『鹿児島百年』によれば、事業の最終年であった昭和九年の夏に、南九州は空前の干ばつに見舞われ、飢えた人はさらに激増した。県は対策費として、三三七万円を計上し、郡山村の旱害救済土木事業には一五〇〇円を補助することにした。そこで、郡山村は村災害基本財産から五〇〇円を取り出し、県の補助金と合わせて二〇〇〇円の土木事業を計画した。同資金は次の村道二線の拡幅拡張と道路延長に当てられた。

村道 国蔵田・松尾迫線―郡山村厚地字国蔵田より同字松尾迫に至る延長一五二<sup>尺</sup>、幅員四・六<sup>尺</sup>。村の直営事業とし、予算は八〇〇円であった。また、村道 中迫尻・塩田線―郡山村厚地字中迫尻より同字郷戸に至る延長三二〇<sup>尺</sup>、幅員四・六<sup>尺</sup>。同じく直営とし、一二〇〇円の予算であった。以上二線とともに昭和一〇年一〇月一日に着工し、翌年三月三十一日に竣工するとされた。

水害 昭和一一（一九三六）年六月に大水害に見舞われ、前年構築した村道国蔵田―松尾迫線は延長約一〇〇〇<sup>尺</sup>にわたって所々崩壊し、復旧工事をしなければ通行が出来ない状態になった。さらに同年七月には台風が本県を襲い、死者四一人を出すと、いう大きな被害にあった。

本村では、国庫補助による災害復旧事業を申請し、一一〇〇〇円の補助を得たが、工事費は二五〇〇円を要するため、一四〇〇円は村費を支出しなければならなかった。村道の厚地線と常盤線も所々

崩壊したので、復旧工事をしなければならぬが、その費用は二一〇〇円が見込まれたから、村費は合計三五〇〇円を要することになった。

戦間期の本村の状況は以上垣間見たように、農村不況に加えて各種の自然災害との戦いの日々であった。農村不況の克服は出来ないままに、昭和七年に始められた農村匡救事業が打ち切られそうになったので、県下の市町村長は政府にたいし、国民負担の不均衡是正を求め「財政調整交付金制度」の設定を要望したがかなえられなかった。政府はその代わりとして「臨時町村財政補給金」を支給して、農村不況への対応とした。

#### 4 戦時経済

昭和七年から農村では農村匡救土木事業のでこ入れにもかかわらず、長期の農村不況に喘いでいた。実際、農業所得が生活費を上回ったのは、自作農でも昭和一年の事であったし、小作農は昭和一四年まで待たねばならなかった。他方で、昭和七年以降、金輸出再禁止や日銀による赤字公債の引き受けなどの財政・金融政策によって、日本資本主義は急速に景気を回復した。同時に、昭和一一年末から軍需拡大を見越した輸入の急拡大があり、国際収支は悪化した。政府の有効需要政策はわが国工業の重化学工業化を一気に進めたので、国内資源の制約から勢い輸入を激増させたのである。特に、昭和一二年の日中戦争の勃発は輸入を激増させ、貿易は大幅な赤字となった。

そのため、従来の為替管理による輸入統制に代えて、昭和一二年

九月、帝国臨時議会は「輸出入品等臨時措置法」を制定公布して、軍需以外の輸出入を制限・禁止し、重要物資を軍需に振り向けるために、それに関わる生産・流通・消費に関わる制限に踏み切った。

同時に「臨時資金調整法」を制定して資金の軍需産業への集中を図り、軍需資材の獲得のための外貨入手を可能にする輸出品への資金手当を狙った。また、民間会社の船舶を軍需用に調達できるように「臨時船舶管理法」を制定し、「米穀応急措置法」、「臨時肥料配給統制法」など必要な法律を可決した。ここに、貿易・物資・金融・設備投資・肥料統制・船舶管理が開始された。

大正七年に制定されたまま発動されることのなかった「軍需工場動員法」を实效あるものにする「軍需工場動員法の適用に関する法律」が制定され、これに基づいた「工場事業場管理令」でもって、陸海軍は民間重要軍需工場を直接管理するところとなった。

さらに、戦争終結に至るまでを一会計年度とする臨時軍事費特別会計が設定された。

昭和一二（一九三七）年一〇月には企画院が設置され、翌一三年一月には物資供給を陸・海軍や民間需要に振り分ける物資動員計画が作成された。

昭和一三年三月の第七三帝国議会において「国家総動員法」が可決成立し、四月一日公布、五月五日から施行された。同法は第一条で「本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム）ニ際シ国防目的達成ノ為 国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様 人的及物的資源ヲ運用スルヲ謂フ」と規定し、戦時に際し、物資・生産・金融・物価・労働など経済のあらゆる分野にわたって、

政府に強制的に統制措置を実施する権限を付与するものであった。

このようにして国民経済の戦時統制経済化が本格化した。国家総動員法は一三年末になるとほぼ全面的に発動され、国民経済は年と共に戦時経済の色を濃くし配給制、切符制の物資が増えていった。

この頃には鹿児島でも軍需インフレの波がおし寄せ、軍需景気で意気高揚の状態であったという。『（旧）郷土史・下』に「鹿児島百年」からの引用がこの間の状況を伝えているので、そのまま引用する。

・・・昭和一三年の正月を迎えて間もなく、陸軍々需部から夏シャツ、スボン下二十万着の注文が鹿県に舞いこんだ。・・・

また鹿児島市洋服組合には、水平の夏服一万着の発注があった。

物価は上昇したが深刻な失業の世界が影をうすくしたので、ずいぶんと暮らしやすくなった。昭和一三年の春を迎えると、鹿児島市南林寺町の労働職業紹介所の窓口は求人申し込みに応じられなくなった。昨年の春頃までは、職にあぶれた失業者の悲惨な姿が耐えなかったが、昨今はこれと打って変わる好景気・・・。

他方で、政府は飛行機・船舶用の燃料確保のために、「国家燃料統制令」を出したので、県もこれに添えている。昭和一三年三月に揮発油、重油が、五月にはガソリンが切符制になった。

国家総動員体制は国民精神総動員でもあった。昭和一三年七月七日、人々は一汁一菜など華美な生活を廃すことは勿論のこと、全国一戸一品献納、必要なものも買わない、総てを軍事費捻出に向けて奮闘するという内容の運動が始められた。同日は、全国金属回収週

間が始められた日でもあった。貴金属や銅製品などの無償供出が進められた。

## 5 大戦下の経済

昭和四年九月、第二次大戦が勃発した。交戦国からの輸入が困難になり、海外の物価や運賃が高騰したため外貨不足が生じ輸入物資が激減した。政府は物価統制の根拠を輸出入品等臨時措置法から国家総動員法に移し、価格等統制令により一般物価を九月一八日の水準に固定した。地代家賃等統制令、賃金臨時措置令、会社職員給与臨時措置令などの勅令を交付した。

物価統制を強める一方で、戦時経済を支えるための生産力の拡充が政策の柱に据えられた。また、そのための精神的な統合を目的にした新経済体制運動が展開された。

生産力の拡充は一五産業の三六財を対象に、個別企業ごとに生産計画を立案するという徹底したものであった。そのために個別法として、自動車工作機械軽金属製造事業法や重要鉱物増産法などが制定・運用された。しかし戦争の本格化により、「生産力拡充」から「生産」拡充へ、さらには「生産増殖」計画へと、戦争を直接遂行するための物資の増産に比重が移っていく。後者に付いて言えば、昭和一五年以降の新体制構築の過程で、さまざまな要綱が決定され、精神面から増産体制を支えた。これらの動きは主要産業団体令を経て統制会の成立に行き着いた。昭和一五年（一九四〇）一月閣議決定の勤労新体制確立要綱、同年一二月の経済新体制確立要綱、翌年の科学技術新体制要綱、財政金融基本方策要綱などがあった。鹿

児島県史によれば、昭和一五年五月、東京の国民精神総動員本部は一週一日節米運動の展開を、各道府県国民精神総動員本部に示達した。県はこれを受けて、六月に「戦時食糧報国運動」を市町村に指示、節米、供米、増産を督促した。さらに増産対策として、七月には県下の学校、団体等に「報国農場」の設立を指示、あわせて空き地の徹底利用をはからせた。

生産力拡充に果たした統制会の役割は大きかった。昭和一七年一月、臨時生産増強委員会を設置し、五大産業、航空機、船舶に、素材部門としての鉄鋼、石炭、軽金属が指定されて、その緊急増産が図られた。統制会そのものは昭和一六年一月の鉄鋼統制会を皮切りに昭和一八年までに二三業種、三三統制会の結成を見た。統制会の役割は、物資動員計画の中で、生産や労働力などの割当状況や生産状況などをモニタリングすることであった。

かくして、重化学工業化率は昭和一一年（一九三八）の五〇割から昭和一九年の七九割へと飛躍的に上昇したが、わが国の産業構造は重化学工業一般の展開ではなく、航空機生産に特化するような形で、機械工業化が進んで達成された。

**食料政策** 本村の産業は農業が中心であったから、食料政策の推移が直接影響した。昭和四、五年以降の農村不況に対応して、政府は昭和八年三月「米価統制法」を公布した。米価が政府の公定する最高または最低価格を超えて変動した場合、無制限に買入または売り渡しを行い、米価の維持をはかろうというものであった。同年は大豊作であったから、大量買付けが行われたが、翌年は凶作であったから、大量売渡を行って米価の騰貴を抑えた。しかし、市場操作だ

けでは完全に抑制は出来ず、依然として米価は上昇した。

昭和一一年五月には「米穀管理法」を制定し、内地米だけでなく朝鮮・台湾米をも統制の対象とした。翌年には軍用米の確保の必要性から、「米穀応急措置法」と「臨時肥料配給統制法」が制定され、朝鮮米は満州に進出する国民や軍隊に、台湾米は中国に進出した軍隊用に振り向けられた。

昭和一四年四月には米穀配給統制法が制定・公布され、一〇月一日から施行された。米穀取引所が廃止されて日本米穀株式会社が設立され、米穀商の許可制が導入された。その前年に公布した「農業生産統制令」と共に、生産から消費に至るまでの総合的な管理体制が確立した。

同年は、夏季の渇水に石炭不足も加わって電力の供給制限が行われるほどであったから、西日本を中心に旱害がひどく米は減産だった。朝鮮も旱害に見舞われたから、移入米は激減した。朝鮮米の移入は、昭和一三年産米では一〇一五万石あったものが、昭和一五年は四〇万石に激減した。このような事態を受けて、統制が本格化した。昭和一四年一月に、米の強制買入制度が導入され、消費も規制された。すなわち、米穀搗精制限令によって、七分搗以上の搗精は禁止された。同制限令は昭和一五年三月実施に移されている。

昭和一五年一〇月には、米穀管理規則が制定され、市町村の農会（十八年以降は市町村農業会）をして生産者・地主の自家保有米以外を供出させるという米穀国家管理が始められた。いわゆる供出制度である。また「臨時米穀配給統制規則」を公布し、米穀管理規則と相まって、統制価格による米の供出と配給を断行、更に、昭和一七

年度からは米だけでなく、次々に公布した麦類配給統制規則、雑穀配給統制規則、いも類配給統制規則等により主食的食糧全般について政府が直接介入し、従来の間接統制は全面的な直接統制へと移行した。

昭和一七年二月、食糧に関する統制対策を法律的に体系化して、整理統合した「食糧管理法」を制定公布した。同年九月、食糧営団が設置され、供出と配給に関して一元的管理を行うことになった。供出によって集められた政府米は成人一日二合三勺の基準で、食糧営団を通じて公定価格で消費者に配給された。昭和一六年二月には県下の精米所、配給所は統合され、政府の食糧管理機構に組み込まれ、昭和一七年九月鹿児島食糧営団が発足すると、郡山の米穀配給所もその下部組織となった。農家以外の消費者はすべて、配給切符で米を買うか、または所定の食堂で切符を出して食事をする事になった。

農業生産統制令は、主食食糧作物の植付を第一とし、不急の作物は強制的に作らせないようにした。蜜柑畑も麦畑となりソマ畑となり、西瓜の代わりに陸稲を植えるようにとの指導が行われた。養蚕も軍需用に限られたので、桑畑はなくなり、昭和一八年になると、県の養蚕組合は解散した。しかし、郡山の養蚕実行組合は軍需品生産として残った。その後、米穀生産を増加させることを目標に供出制度には様々な工夫が凝らされた。さらに同年には農家の共同体的な連帯責任制が供出制度に導入された。昭和一九年からは、増産インセンティブを与えようと、作付け前に供出の割当量を決め、その割当量の九割以上の供出をした場合には、集落単位で奨励金を交付した。

**生活必需品切符制** 昭和一七年二月に衣料配給切符制と家庭必需品の通帳配給制が実施された。同年五月には、鹿児島県知事 薄田美朝名で、「生活必需品切符制実施費用トシテ左ニ通り公布ス」という書類が郡山町役場に届いた。金額は二一五円以内。その内容は

本補助ハ、砂糖・マッチ・衣料品等の生活必需品ノ切符制実施ニ関スル市町村職員（雇員ヲ含ム）ニ要スル経費ニ対シテ補助スルモノトス。

本補助ハ生活必需品ノ切符制ニ関スル事務ヲ担任スベキ職員ヲ増置スルニ要スル経費又ハ既ニ増置シタル経費ニ対シテ補助スルヲ原則トスルモ、現在此等ノ事務ヲ担任スル職員ニ対スル手当其ノ他給与ニ要スル経費ニ対シ補助スルモ差支ヘナキモノトス

というものであった。

本村役場はこれに対し、十月、郡山村長国分友睦名で、書記末吉時義を生活必需品の切符制に関する事務担当者として雇い、そのために月額給料三八円、その四月から九月までの六ヶ月分給料二二八円に充当したと報告した。

切符の配布は部落会長、隣組長の仕事であった。その事務とともに、生活に迫る必需品配給切符制度実施に対して、経済面生活面の裏打ちとして、精神面の昂揚をはかる翼賛運動が翼賛会鹿児島県支部長の鎌田知事から発せられた。これは全国的に昭和一七年二月三日から九日まで行われた経済道義昂揚運動の一環であった。

部落会長や隣組長は、この精神的運動の推進と生活に即した行政事務処理で大変であった。これを見越して、昭和一七年二月二日、

大政翼賛会県支部長名で郡山村支部長に活動費金五〇円を贈り、さらに同年一月一四日、第二・第三回交付金として金五〇円を贈った。

衣料が配給制になると、昭和一七年五月、原料である桑皮の集荷が大政翼賛会の運動として示達された。これには部落会・町内会を初め学校の生徒も参加させて、その供出の量に従い学童用衣料を還元することになっていた。

油の原料になる「ヒマ」の栽培もあらゆる空き地に植えるよう指導が強化され、種子の配布集荷に農会が当たった。ヒマ栽培は終戦時まで続いた。

**自作農創設** 昭和一三年四月、「農地調整法」が施行された。こ

の法は「県・市町村に農地委員会を設け、小作関係の調整・処理・自作農創設維持・未墾地開発・農地交換分合等農地に関する各般の事項を自治的に解決させること」が規定されたから、小作権強化の意味合いを持つと同時に、自作農創設を方向付けた。

小作権の強化は昭和一四年一二月に「小作料統制令」が出され、小作料は同年九月一八日の水準に固定化された。また、昭和一六年九月には米穀管理実施要綱が改正され、米穀の全量買い上げ制に移行したので、地主の小作米を小作人が直接供出し、地主には代金を納入する仕組みに変更された。事実上の代金納制度が出来たのである。さらに同年一二月には、米穀生産奨励金交付規則が制定され、生産者は一石当り五円の奨励金を受け取ることになった。その結果、生産者・小作人の販売価格と地主の販売価格には格差が生じ、いわゆる二重価格制が成立した。その後、奨励金の価格が引き上げられ

たから、小作料率は確実に低下した。ちなみに、昭和一六年の小作料率はおよそ四九割であつたが、昭和二〇年には三〇割に低下した。

郡山町農地委員会に対して毎年五〇円から六〇円の県費補助があり、昭和一八年からは農地交換分合幹旋費補助二〇〇円、農地調整補助八〇円の県費補助がついたので、これらも農地係の仕事になつた。最も大きな事業は自作農創設維持であつた。

自作農創設維持政策は、大正末年から戦後の農地改革に至るまで、農地政策の中心をなし、小作人の数を少なくし、自作農家を多くして農村振興の基盤を作り、更には農産物の増産を図るのが主旨で、事業主体には市町村若しくは産業組合あたり、小作者に小作地を購入する資金を貸して自作農家となし、自作農家の転落にも資金を貸して小作化を防ごうとするものであつた。昭和一三年から事業の拡大がはかられ、とりわけ一八年からの皇国農村確立運動との関連で第三次自作農創設維持事業が開始され、格段に規模が大きくなつた。

昭和一五年の郡山村予算決算書では、自作農創設維持転貸資金の村債二八九〇円を全額自作農創設資金に貸し付けた、さらに昭和一七年には九四〇〇円を貸し付けている。昭和一五年度には、以前に貸し付けた自作農資金の償還金が六一三一円五四銭に上り、昭和一六年には五五五七円五八銭が、昭和一八年には七〇五〇円九八銭、昭和一九年は七〇五三円と順調に償還され、それらは借りた公債の元金や利子の支払いに充てられた。

**物資窮乏** 軍需中心の経済が長期に続いたため、様々な日常生活に

必要な物資が欠乏した。古紙供出の依頼書にもその一端が現れている。昭和一九年三月二日、九州紙原統制株式会社取締役永浜太一名で、時局益々重大の折柄、屑紙の使命も戦力増強の一端を担うもので、その集荷増進に一層のご協力をお願いしたいという内容の依頼書が役場に届けられた。

依頼書によれば、木材の関係でパルプの生産が少なくなり、その代用として古帳簿、古官公報、古雑誌、伝票などの古紙が重要なものになってきた。全国製紙工場では軍納塵紙すら製造に支障をきたしている状況で、役場や会社、銀行の不用帳簿等の供出をお願いしたく、量の多少に拘わらず、ご一報次第参上するということであつた。供出の連絡先は鹿児島市銀座通り、永浜商事。

また、同年三月九日、役場は県経済部長からの「事務用紙ノ割当ニ関スル件」通達を受け取つた。それには、本年一月から三月分までの郡山村役場に対する事務用紙の割当量は三貫(一一・七五kg)であるが、用紙の需給状況が相当逼迫しているので、今期の割当量は前期の二割方減少している。極力消費規制に努められたいと述べられていた。同年五月十五日、郡山村長は県知事宛に畳表二十四枚の特別配給申請を出した。災害復旧で役場の小使室及び宿直室(八畳三間)を建設中であるが、畳がないので「特別ノ御詮議ヲ以テ配給相成度」と要望した。

夜間警備用に公共団体が必要とする乾電池の配給割当について、県から役場に照会があつたらしく、郡山村長は昭和一九年七月十七日、二〇〇個を要求している。あらゆる生活必需品が配給割当制に組み込まれていたといつてよい。

## 第二節 産業の発展

## 1 農業振興

明治末年の鹿児島県の産業を生産額の点からみると、農業六一割、工業一四割、水産八割であった。蚕糸業四割、畜産四割を農業に加えると農業生産は七〇割に達した。「本県産業上農業の占むる地位は圧倒的に大であり、本県が農業県たる所以である。」と県史(四巻六九〇頁)が述べているように、県そのものが農業県であった。明治二一年の本県農事調査によると、農業戸数は一七二八三五戸で、総戸数の八三・五二割を占めていた。

農業従事者一〇〇割に近い郡山の場合、農家経済の盛衰は最も切実な問題であった。明治末年から大正にかけて農業指導センターである農会、これは国、県、郡市、町村と系統化されており、その指導の下に農事実行組合の育成強化が進み、各種農産物の生産が目覚ましい勢いで向上した。

中心作物は水稲であった。馬耕、正常植等技術改良の結果、収量は明治一〇年代の倍以上になった。煙草、養蚕は農家の換金作物として重要なものだったが、大正末にかけては画期的な増産を見て、本県農家を潤した。郡山においてはこのほか良馬の生産が目立つが、これは昭和四、五年頃から減少し、代わりに牛が増えた。

大正末から昭和にかけて、郡山にもようやく商家のならば町並みらしいものが生まれたが、それは農家の潤いを根底にしたものであった。

**農業教授人** 中心作物の水稲作の振興に当り、本県では農業教師を

雇い入れて技術の向上を計った。明治十九年に熊本県から農業教師を雇って米作の改良に当らしめたところ、成績がよかったので、各郡役所に農事教授人を置いて指導に当らせた。明治二四年以降は町村にも配置するようになった。配置を希望する町村は多く、明治二六年には三〇人、二七年には四五人に増やして、一村に三ヶ年ずつ配置し、三四年には県下各村はすべて、一度は教授人の指導を受けることができた。

農業教授人は主として熊本県から来て貰ったが、明治二九年に本県農学校が設置されてからは、その卒業生が漸次これにとって換わった。

一方県は二八年から米・麦の改良、湿田の排水工事、馬耕の伝習等に補助金を出すことにし、農業教授人はそれらの事業の指導にもあたった。

**農会** 農業振興の機関として「農会」が設置されることになった。本県では「明治二十七年十二月始めて県は農会規則を發布し、県・郡・市・村の三級農会を系統的に設置せしめ、従来知事の認可を経て成立せるものも、凡て之が組織下に統一することとした。

即ち翌年四月に至り、右に基く鹿児島県農会規則は認可された。」(県史四巻六九五頁)

「日置郡誌」に日置郡農会についての記述がある。

「本会は初め日置阿多二郡農会と称し、明治二十七年十二月本県令第八六号農会規則の下に成立したる各村農会を以って組織し二十八年四月一日より其事務を開始す。」とあり、そのことから、「郡山村農会も明治二十七年に組織されている筈」だと推測されている。そ

の後阿多郡は日置郡に吸収されたので、日置郡農会となり、鹿児島県農会の系統下に属した。

明治三二年六月、国は農会法を公布した。明治三四年四月一日から施行された。同年、産業組合法も公布・施行され、農会の下部組織として農事改良の担い手となった「農事小組合」も発足した。

農会法の実施にともない、郡・村農会もまた装いを新たにしてお発した。明治三六年に日置郡農会が実施した事業は、水稻競作会、麦競作会、馬耕競犁会、繭品評会、種蚕共同飼育所、水稻選種田、共同苗代田品評会、堆肥品評会、農事功労者表彰等が実に多様であった。

郡の競作会、品評会に出場もしくは出品するためには、まず村段階で予選が行われ、出場者や出品物が決められた。

明治三七年度、日置郡山村農会「支払領収書」綴には、同年度の競作審査日当一日三〇銭宛八日分を審査員白坂金之丞が受け取った領収書が、同じく同人が水稻競作会、粟堆肥審査に当たった八日分の日当領収書、大淵脇半助が水稻競作、大豆及び苗代田麦畑審査に当たった延べ一二日分の日当領収書があり、郡山においても以上のような競作会が行われていたことがわかる。

農会には会長、副会長、評議員、技術員が居り、技術員は村技手との兼任が普通だった。郡山村農会長の桑原登之丞は、役場の勸業費の中で村教授人として明治三二年には八円五拾銭の月俸を貰っていたが、農会長になって月三円の報酬があるようになったので、役場の方からは六円を支給された。村からの農会補助金は年によって差があるが、明治三一年は一三〇円、明治三八年は一三三円一七銭、

明治四五年は二九九円六〇銭となっている。煙草の所で述べる煙草技手や、会長、書記等の人件費は、はじめの頃はこの補助金をたよりにしていたと思われる。

農会は農事の改良発達を図ることを目的とし、次のような事業を行うことになっていた。

- 一 農事小組合の活動督励
- 一 各種農作物の種類及び耕作法の改良奨励
- 一 果樹栽培、蔬菜園芸の奨励普及
- 一 畜産
- 一 防虫害防除
- 一 農具改良
- 一 種子斡旋
- 一 農事統計
- 一 農作物の俵装、調整、乾燥、販売上に関すること
- 一 農談会
- 一 競作会、品評会
- 一 勤儉貯蓄

右の外、今森林組合がやっている「造林及山林保護」もその事業の中に組みこまれていた。

**郡山農会** 郡山村農会は明治二八年には設立されていた。明治三七年の日露戦争の開始は軍需産業と並び食料農産物の増産が課題になったので、県では同年三月農事奨励要綱を發布して農業の推進をはかった。これにもとづいて郡山村農会は次のような「奨励規程」を定め、優良なものには賞金を与え、改良増産をはかることにした。



郡山村農会農事奨励規程

第一条 本規程ハ農事ノ改良ヲ期シ、農事小組合ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

農業の改良農産物の増大は農業の第一線部隊である農事小組合の發展進歩にあることをこの第一条は明確に示しています。

第二条 各組合ニ於テ左ノ各項ヲ実行シ、成績良好ナリト認ムルモノアルトキハ、村農会長ハ第二条ノ規程ニ依リ之ガ調査ヲ遂ゲ、郡農会長ニ褒賞申請ヲナスモノトス

一 籾種子塩水選 一 麦種子塩水選 一 苗代整地

一 緑肥栽培 一 稲正常植 一 堆肥場設備及製造

一 選種田 一 貯金 一 煙草栽培 一 桑植栽培

第三条 第二条各項ノ成績ノ標準ヲ定ムルモノ左ノ如シ

一 小組合戸数二十戸以上五十戸以下ハ成績九歩以上

一 同五十一戸以上百戸以下ハ成績ノ八歩以上

一 同百一戸以上百五十戸以下ハ成績ノ七歩以上

一 同百五十戸以上ハ成績ノ六歩以上

但シ二十戸以下ノ組合ニ在テハ連合スルモヨシ

第四条 賞与金交付ノ割合ハ各村ノ農家戸数ニ依ル

第五条 賞与ハ一等二等三等四等トシ、其ノ金額ハ左ノ例ニ依ル

一等交付金 惣額ノ四割

二等交付金 惣額ノ三割

三等交付金 惣額ノ二割

四等交付金 惣額ノ一割

第六条 成績調査ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第七条 賞与金ハ可成組合ノ基本金トシテ之ヲ貯蓄スベシ

附則

第八条 本規程ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(前田委員蔵文書による)

歴代農会長は次の通りである。

桑原登之丞 自明治三十二年 至明治四十五年

竹内隆助 自明治四十五年 至大正七年

木場貞義 自大正七年 至昭和五年

多丸善太郎 自昭和五年 至昭和六年

国分友睦 自昭和六年 至昭和十八年

(昭和十八年農会は農業会に吸収された)

次に、大正一二年の郡山村農会歳入歳出決算書から本村農会の活動状況を見よう。

歳入予算は三二一八円、そのうち会費が三〇二五円を占めており、大半が会費でまかなわれていた。会費は、会員戸別割が会員一人につき三〇銭、会員一九五〇人で五八五円、さらに地租割があり、地租一円につき三〇銭が割り当てられ、その総額が二三三二円、しめて三〇一五円であった。これに前年度繰越金一五〇円と茶業組合からの補助金二三円があり合計三二八八円であった。

会費制になったのは大正一一年からで、大正一〇年までは村費補助が一七二三円、郡農会から四七二円、郡費から一〇〇円と合計二二八六円の補助があり、これを中心に二三〇六円という予算が組まれていた。郡制が廃止され、郡からの補助がなくなり、また、農会もひとり立ちをしなければということか、村費補助も打ち切りとな

り、大正一一年から会費徴収ということになった。

同年（大正一一）は戸数割が一戸につき七〇銭、地租割りは一円につき一八銭二厘であった。それで二二五八円の歳入があり、前年の郡・村からの補助金二二八六円に見合うものになった。これを実施したところ、土地をよけいに持ち、それで農業も手広く経営し、収入の多い地租納入者が会費をよけい負担すべきだとの議論が起り、戸数割は翌年は半分以下の三〇銭になった。

その結果、大正一二年の歳入は二〇〇〇円台から一挙に三〇〇〇円台に上昇した。ちなみに大正一一年は二三〇六円、大正一二年が二二九八円であった。

歳出は、会長の報酬が月一円五〇銭、副会長が一円、評議員が五人おり、一人三円であった。そのほかに、会長には年三〇円の、副会長には年一〇円の賞与があった。

事務所には専任の書記が一名おり、月俸三〇円で年一〇円の賞与が付いた。小遣いが一人、給料は月一円。忙しいときには臨時を雇い、その予算は一日一円の三〇日分であった。そのほか事業費のなかに、雑給として緑茶練習所教師二人分の手当てが三〇円、蚕業技手の手当てが三六円、煙草と普通農業の技手がそれぞれ一二円宛て組まれ、また各種品評会の立会人や害虫駆除監督に当たった人には一日一円四〇銭の日当てで七五日分が計上された。

水稻競作会において優良者に賞金が与えられた。一等が一点で三円、二等は二円宛で二点、三等は一円宛で一三点、四等は五〇銭宛で三〇点であった。麦の競作会には三〇円、陸稻のそれは二六円が計上された。

堆肥品評会は小組合別と個人別の部があって、それぞれ四等まで賞金が与えられた。小組合の一等賞金は一五円と金額も高く、総額一三一円が組まれ、堆肥増産に力を入れていることがわかる。畜産にも力を注ぎ、その品評会の賞金代は一三三円。このほか桑園品評会（三〇円）、手芸品評会（三〇円）にも賞金が組まれ、養蚕と煙草は二二年まで品評会を開催していたが、大正一一年の農会予算には経費を計上していない。

優良小組合の表彰には一等五円、二等四円、三等三円、四等二円 四人の小組合長個人にも五円の賞金がついた。

歳出項目で注目を引くのは、事業費の第一〇項に「婦人会指導費」二〇円が組まれていることである。前年は二五円であった。指導費というのは婦人会の総会費で、農会は戦時中農業会になり、戦後農協になるが、婦人会の指導援助は一貫して引き継がれた。

郡農会は管轄下の町村農会を指導し、その活動を盛んにするため、すでに述べたような色々な競作会品評会講習会等を開催した。また、明治二九年以来、毎年優秀な成績をおさめた農会を表彰し、名誉褒賞旗を授与した。この名誉褒賞旗は明治二九年、当時の日置阿多二郡農会長上床吉の献言によって、加納知事が大日本農会総裁小松宮にお願ひして、国本の二字を書いてもらいそれを染め出したものであった（日置郡誌——名誉褒賞旗ヲ授与スルノ趣旨）。

郡山農会は大正五年水稻競作会、麦競作会、葉煙草品評会、桑園品評会、繭品評会の各種目で優等の成績を収め、農会長竹内隆助がこの名誉褒賞旗を授与された。

農会は大正一一年の法改正によって、従来の生産改善に加えて農

家の経済に直結する農産物の販売斡旋にも踏み出すことになり、一方肥料や農具其他農業資材の共同購入にもあたることになった。これらの新分野は産業組合の主たる仕事であったが、産業組合が全面的に結成されていなかったため、農会は成立した産業組合と密接な連絡をとりながら、次第にその機能を發揮していった。

**農事小組合** 農事小組合は日清戦争後、加納知事が郡市町村長と謀って、農会の手足として組織強化した。これに戦時における将兵の緊張した精神と統率ある訓練を植えつけ、報効の二字を先頭に立て、農業の開發に一層の効果を挙げようとしたものが報効農事小組合である。

賦合報効農事小組合規約 (つもりあい部落)

第一条 本組合は教育勅語・戊辰詔書の御趣旨を奉戴し、組合員協同一致して農事改良の実行を期し、農家経済の向上を計り、自治の發展に努め、以て報効の実を挙るを目的とす。(戊辰詔書は日露戦争の勝利に酔って国民精神の弛みが感ぜられた明治四十一年十月に、勤儉自彊の精神作興のため発せられた詔書である。)

第六条 本組合は村及び村農会の監督指導を受くるものとす。

第七条 本組合に左の役員を置く

組合長 一名 副組合長 一名

相談役 三名 五人組長 五名

第九条 役員の選挙は通常総会に於て投票によりこれを行ふものとす。

第一〇条 役員任期は三カ年とし、再選するも妨げなし

第一一条 組合会は通常総会臨時總會の二種とし、通常総会は毎年

春秋二回とし、臨時總會は必要に応じ組合長之を招集す。

第一四条 本組合員は左の各項に付き、別記必行事項の外組合会の決議事項を実行する義務あるものとす。

一 農事の改良發達に関する事

二 勤勞の増進に関する事

三 貯金に関する事

四 租税に関する事

五 教育に関する事

六 兵事に関する事

七 衛生に関する事

八 風紀に関する事

九 精神修養に関する事

一〇 知能の啓發に関する事

二 公共事業に関する事

第一六条 本組合の経費は組合員の負担とす。

第一九条 本組合の規約は郡長の許可を受くるものとす。

第二一条 本規約に違反し、または組合会において決議したる事項を實行せざるときは、役員会の協議により、違約処分をなすことあるべし。

第二三条 本組合員は本規約を遵守し、之が實行を誓約する為、左に署名捺印す。

郡山村農会は右のような小組合を基礎に活発な運動を展開し、農業生産は飛躍的な増加を見た。

「日置郡誌」によれば、明治三二年の日置郡の米の総生産高は六万

四三七八石であったが、大正一〇年になると一萬九六五三石となった。二二年間に五万五二七五石、八五・八割増加した。実はそれより三年前の大正七年に一一万六九五四石を記録しており、煙草にしても養蚕にしても、この期の躍進は目覚ましいものがあつた。

郡山村の場合は、明治一五年ごろの資料である「鹿児島県地誌」では、郡山郷六か村の米の産額は三四一〇石であり、それから三十年たった大正元年には九一九二石を記録した。それ以後は大正五年が八八五八石、大正一〇年が八〇七八石と八〇〇〇石台を上下した。

**産業組合** 県史第四巻によれば、明治三十三年（一九〇〇）三月、産業組合法が公布された。同組合は、重要物産同業組合法と並び組合制度の中枢的地位を占めた。同法は明治三七年、明治四二年の二度にわたり大改正を加えられた。信用組合の多種組合との兼営や中央会、連合会組織を結成するなど組織上の改善をすすめた。

本県における産業組合は、明治三四年、日置郡串木野村に有限責任串木野水産信用組合が設立されたのが初発であつた。同年大島郡に三組合、明治三五年川辺、日置郡に各一組合が設立された。

日置郡誌に拠れば、串木野水産組合ができてから「以来四十年まで全く設立ヲ見ルニ至ラズ。漸ク四十一年ニ至リ一組合設立、以下次表ノ通り」としており、四十三年に五組合、四十四年に三組合が設立され、従来の組合と併せて郡内に一〇組合が設立された。

郡山村では明治四三年に有限責任郡山信用販売購買生産産業組合が、翌年に有限責任東俣信用購買販売生産利用産業組合、そして大正三年に有限責任常盤信用販売購買生産利用産業組合が設立された。

郡山産業組合は郡山麓の十文字の位置にあつて、二階建ての建物であつたが、大正一一年に経営不振で解散し、常盤組合も昭和初期には倒産してしまつた。東俣産業組合は創立以来種々の難関を乗り越えて継続運営され、戦時中農業会に吸収されるまで続いた。

大正六年の調査と思われる『郡山史料八』によると三組合の区域及び戸数は次の通りであつた。

郡山産業組合		東俣産業組合		常盤産業組合	
西俣下	三二戸	東俣西上	五七戸	常盤	三四戸
同 中	一九	同 下	四八	大浦上	三三
同 上	一三	湯屋	四二	雪元	二八
常盤	二六	白石	四二	平原	二四
坪久田	三二	永山	一二	下伊集院村嶽	六二
中福良	二六	川田上	四七		
柿木平	二七	川田下	四二		
上 園	三三	丸山	四四		
馬 場	二六	宮脇	二五		
賦合	二二	大平	二一		
油須木下	一八	向谷	二三		
同 上	八	久保田	一九		
茄子田	三〇				
岩 戸	九				
計	三一一		四二二		一八一

産業組合の活動内容は、日置郡誌によれば次の通りであつた。組

合事業のうちの信用事業は貯金受入と金銭貸借である。購買販売事業の取り扱い品目は、肥料、農機具（鋤、鋤、鎌、三股、山鋤、噴霧器、稲扱、足踏用回転脱穀機の類である）、石油、塩、砂糖、煙草、焼酎、醬油、酢、種油、ソーメン、衣料品等であった。

東俣信用販売購買生産利用組合は大正八年から川田と花尾に支店を設け、大正一〇年には茄子田支店を設けた。また大正一四年からは製茶工場を開設した。当時の組合長は吉村畷市であった。郡山産業組合の解散時の組合長は勝目藤吉で、解散に当っては赤字補てんに家財道具を売り払って鹿児島市に移住されたということである。常盤産業組合は常盤地区と本岳地区の住民を組合員として結成され、前田中次郎理事を初代組合長に選び、理事一〇名幹事七名をもって運営を開始した。大正六年には水利権を得て水車を始めた。水車の仕事は精米・精麦・精粉・骨粉製造であった。事業は水車のほか木炭の集出荷もやった。水車の作成には低利資金を借りられたが経営不振となり、水車が組合の命取りとなった。

昭和四年三月の総会決議によつて解散を決め、水車はしばらく下茂善吉に貸していたが、昭和九年に譲渡した。組合員個々の出資金に対する赤字は村から借金して払い、その返済は昭和一八年まで掛かったから、名実共に解散したのはこの時である。

**農業会** 政府は昭和一八年三月、農業団体法を制定し、従来の農会、産業組合、茶業組合、畜産組合、養蚕組合など農業関係団体組合を統合した農業会を作ることにした。食糧増産、食糧統制は戦時体制確立上ますます重要な課題になっていたからである。

県農業会の発足は、県史年表によれば、昭和十八年一月二二日

のことである。農業会の事業は

農業の指導奨励

農業の発達に関する施策

農業の統制に関する施策

会員の販売する物の売却又はその加工に関する施策

会員に必要な農業資金の貸付又は農業用設備の利用に関する施策

会員の貯金に関する施策

などで、従来の農会、産業組合、各種農業団体の行っていた事業をすべて引き継ぎ、これを統制して、戦力増強に資することを目的とした。

昭和一九年元旦、郡山村農会と産業組合を合併して、郡山村農業会が発足した。『(旧)郷土史・下』には、編纂に当たった福田調査委員の聞き取りに基き、当時の農業会の様子が記載されている。聞き取りの相手は当時農業会に勤務していた大淵脇強氏である。それによれば、郡山農業会の会長は、国分村長であった。それまでの農会事務所は役場にあったが、農業会事務所も引き続き役場内に置かれた。職員数は六〇人くらいで、その当時、役場職員が一〇数名だったからかなり多かったと述べられている。この聞き取りの内容が正確であったことは次の資料に明らかである。昭和一九年四月二十一に付報告書類 郡山村長から日置地方事務所長宛 「職員調二関係ル件」に、同年四月一五日現在の職員数は、町村役場が二〇人、農業会は六〇人で、計八〇人と記されていた。

引き続き、聞き取り内容を追うと、朝礼も役場職員と一緒に、日直宿直も一緒に割り振りであった。当時部課長会は役場の課長と農

業会の部長との会合で、農業会の仕事は村政と一体でしあった。

組織は指導部と経済部。指導部はもとの農会系統で、農業経営、農業振興の技術面の指導と増産に当り、普通農業、養蚕、煙草、畜産、竹林、蜜柑などがその対象だった。

経済部はもとの産業組合系統で、金融(貯金貸付)、購買(農家の必需品購入)、販売(農家の生産物の販売)、利用(精米、製粉、製茶、松根油等)などの事業を行った。

支所が郡山と東俣にあり、川田に出張所を置いた。

記憶によれば、米の配給、地下足袋の配給、肥料の配給が、村民の一番要求した、切実な問題であったという。これらのほか、関係外と思われる医療事務も実施していた。常盤と東俣に診療所を作り、東俣の診療所には看護婦が五人もいたことがある。

人事は、発足当初から昭和二〇年三月末まで、指導部長は吉村進氏、経済部長は永田清義氏であった。二〇年四月から指導部長に永田氏が、経済部長は大淵脇強氏がつとめた。書記は初め有馬秀夫氏で、その後を谷山静雄氏がつとめた。

農業会職員の六〇名というのは、統合した産業組合の組合長、常務理事、支所長、その他の職員、東俣産業組合から村農業会に移管された診療所、国民健康保険関係職員、農会所属の各種部門の技手などが皆農業会職員として登録されたから、多数になっているが、農業会本部に常勤するものは数名に過ぎなかった。以上が、聞き取りの内容である。

## 2 農産物生産の動向

### 煙草

明治初期における煙草の主産地は国分や指宿であった。そのほかに始良郡、揖宿郡、川辺郡、出水郡、垂水、根占、桜島などがあつた。

郡山でも藩政時代から耕作していたが、畑の一隅に厩肥や下肥で自家用を作る程度であつた。(「郡山郷土史料」)

明治三〇年、葉煙草専売法が実施された。これにより煙草の葉は政府の全量買取制に成つたので、煙草の自家製造はできなくなった。

政府の買い取り価格はよく、品質のよいものほど高く売れた。農家にとって、煙草は魅力ある換金作物になった。

明治三二年ころには、郡山でも栽培面積が二・三町歩になった。従来から名声を博している町村が技術品種共に改良を加え、多額の収入を得ているのに刺激さ

表6-1 郡山煙草耕作の推移

年次	耕作者数	一反歩当賠償金	耕作反別	賠償金総額
明治37年	132人	17円55銭	3町83畝19歩	673円60銭
〃 40 〃	422	28. 38	13. 05. 15	3,705. 16
〃 42 〃	708	51. 88	30. 04. 01	15,587. 37
〃 44 〃	732	53. 83	40. 11. 06	21,611. 54
大正1 〃	331	47. 80	19. 25. 17	9,166. 17
〃 5 〃	534	70. 47	30. 68. 00	21,804. 93
〃 10 〃	648	153. 86	57. 14. 02	87,913. 93
〃 13 〃	736	175. 32	69. 35. 06	121,385. 52
昭和1年 大正15年	758	159. 12	71. 29. 19	113,527. 20
昭和5 〃	650	132. 52	56. 88. 21	75,959. 10

『(旧)郷土史』下204-5頁より転載

れて、明治三六年、耕作者達が話し合つて、出水から伊藤伊兵衛なる人物を招き、苗床から栽培、調理にいたるまで指導を受けた。その結果、表1に見るように、耕作者数は急増し、明治四〇年には三倍になり、さらに明治四四年には耕作者人は七倍の七三一人になった。作付け面積も伊藤技術指導員を招聘した頃は、四町歩に満たなかったが、明治四四年には四〇町歩を越え、一〇倍以上に増加した。それ以上に、一反歩あたりの賠償金は増加しており、技術の進歩向上が窺われる。

その後も、伊藤氏の後には曾山氏、五領氏など連続して技術者を招き、農会に常置した。一般に煙草技手といったが、「史料」記載の技術員の氏名と任期は次の通りである。

表6-2 煙草技術指導員

氏名	任期	自	至	役職
曾山 兵衛門	自明治四一年		至同四三年	専任
五領 与助	明治四三年		大正四年	普通作兼任
今重 幸八	大正五年		同一二年	専任
平迫 金四郎	大正一二年		昭和五年	専任
寺崎 新助	昭和四年		昭和六年現在	書記兼任
西田 助八	昭和五年		同六年	専任
福崎 庄右エ門	昭和六年		昭和六年現在	専任

『旧郷土史』下 二〇四頁より転載

明治四五年には耕作者、作付け面積ともに半減したが、その後再び増加して、大正一五年には耕作者数は七五八人を数え、明治三七年以降では最大になった。また、作付け面積も七一町三反と過去最高を記録した。総賠償金額は一〇万円を超えた。

総賠償金額は、大正一〇年に八万七九一三円、同一一年には一〇万円の大台に乗り、一〇万〇九七八円になった。さらにその翌年は一二万一二八五円と増加した。同年の郡山村の歳入総額は九万五九七五円であったから、第一次大戦後の農村不況の時期に、当時としては莫大な葉煙草代金収入があったことになる。

このように煙草は優れた換金作物として本村に普及し、生産の拡大を見たが、それだけではなく、本県の第一回葉煙草共進会に於いては一等賞に東俣の井上庄助、二等に同じく井上市郎の二人が入賞の栄冠を得て、煙草生産の質の高さを立証した。

葉煙草産業の隆盛は、郡山村に限ったことではなかったらしく、県史四巻は本県の情勢について次のように述べている。「本県に於ける主要産物のひとつたる煙草は、欧州大戦後一般経済界の好況と、煙草以上の有利なる換金作物を有しなかったことにより、大正・昭和の交に於いて全盛期を現出し、耕作反別約七千町歩、其の人員七万人を数へ、賠償金亦一千二百五十万円を獲得した。」(県史四巻九一九頁)

ところで、郡山の人たちは、生産した葉煙草を収めるには伊集院駅の近くに設けられた市来煙草専売出張所の伊集院取扱所まで行かねばならなかった。東俣や花尾あたりからは二〇km余もあつて道路は悪く、牛の引く「ダシゴロ」や大八車などで運ぶと半日かかった。風雨の時など荷ごしらえや運搬に困難を極め、場合によっては伊集院の町に宿泊せねばならないこともあつて、かなりの費用をかけねばならなかった。そのため、どうしても郡山に取扱所を設けてもらおうと、当時の下伊集院村の嶽、有屋田の人々と申し合わせ、大正

一三年九月から専売局に対して取扱所の設置を要望したが、なかなか取り上げてもらえなかった。昭和三年になって漸く許可が下りたので、耕作者達は一万四〇〇〇円を投じて、郡山の上園に葉煙草取扱所の建物を建設し、昭和四年産からそこで収納することになり、愁眉を開いたのであった。

ところが、「昭和四年来、上級品の需要全く地に落ち、嗜好は口付きより両切に変転し、・・・本県の如き上級品産地は非常な打撃を受けることとなった」（『県史』）とあるように、上級品の需要減退に対応して、専売局は上級品の生産割当てを減らしたから、鹿児島県は大きな打撃をこうむったというのである。それに加えて、煙草は専売局の認可によって生産すれば、賠償金制度で必ず買上げられるから、新生産地が全国的にあらわれ供給量が増加し、それも鹿児島県の煙草生産に大きく影響した。

在来種は「丸葉」に代表され、それにかわって奨励された中級品は達磨種であったが、これもまもなく廃止され両切煙草原料の黄色種（米葉）の需要が急増したのでそれへの作付転換がはかられた。

米葉の生産には、昭和五年以来その耕作上の徹底的改善が要求され、また乾燥に特別の建物を必要としたから、相当の資金とエネルギーと勉強が要請された。

「郡山郷土史資料九」に、おそらく耕作者か耕作組合当事者の話と思われる一文がある。「古来薩摩煙草の銘葉の産地であったのに、今はそれは夢となって、再びその時代が巡ってくるとは思われません。まことに情けない時代となったものです。その原因は嗜好の移り変わり、一方は経済不況によって丸葉が生産過剰となったこと

です。昭和六年からは在来種反別は毎年減反を余儀なくされ、一方では賠償金の引下げとなりました。

従来の上等品質生産の耕作法は、中級品多産の耕作法に指導が変り、今までで見たことも聞いたこともなかった達磨種の植付けとか、乾燥方法が違う米国種の耕作とか、昭和六年からは毎年種類も定まらなければ割当反別も安定せず、今までの育苗は地床苗を以って耕作していたのに、中級品多産と新品種の植付けで、前からの習慣は廃して、昭和七年からは全部揚床苗を設置せねばならんことになりました。

さらに米葉の乾燥室として初年度三七棟を建設しましたが、一棟分の建設費が二百四・五十円の多額を必要とし色々と複雑なことは今に忘れることができません。

今は在来種の反別も、ほとんど全盛時代の半分足らずで、米国種を併せて四十四町歩であります。煙草耕作者の受難期で、煙草の非常時代といえましょう。「耕作者の苦勞がよく分かる話である。

県史は「昭和十年現在県下総反別四千九〇三町歩（全盛期は七千町歩）の内、在来種二千四四一町歩、黄色種（米葉）二千四六二町歩と著しい急変を見た」とし、煙草関係者のこの危機に対する非常な努力の結果を述べている。「地床苗から揚床法への改良は、着手以来実に両三年で普及徹底させた」という。

表6―1および表6―3によって、昭和元年から昭和八年の郡山煙草耕作の推移を考察してみよう。表6―3には耕作人は煙草の品種ごとに計上されているから、表6―1との直接の比較は出来ないが、それにしても表6―3に示された四年間の推移から推し量れば、



表6-3 郡山煙草耕作の推移（続き）

年次	種類	耕作人	反当量目	反当賠償金	耕作反別	賠償金総額
昭和6年	丸葉	626	買 欠 37,000	118. 円 34 銭	34. 町 22. 24 歩	40,506. 95 銭
	達磨	658	35,500	87, 72	28, 02, 01	24,579. 66
	計	1,284	72,500	206, 06	62, 24, 25	65,086. 61
7年	丸葉	559	32,900	106, 49	29, 20, 28	31,053. 30
	達磨	217	39,400	84, 84	9, 03, 06	8,024. 76
	米葉	183	29,100	57, 77	11, 93, 25	6,896. 60
	計	949	101,400	249, 10	50, 17, 29	45,974. 66
8年	丸葉	480	42,200	119, 96	30, 02, 03	36,014. 07
	米葉	153	44,900	103, 72	13, 96, 18	14,489. 91
	計	633	87,100	223, 68	43, 98, 21	50,503. 98
9年	丸葉	418	48,000	152, 28	30, 15, 15	45,920. 02
	米葉	122	50,600	136, 35	13, 96, 19	19,039. 99
	計	540	98,600	288, 63	44, 12, 04	64,960. 01

『(旧) 郷土史』下 207頁より転載

かなり急速に減少したものと思われる。作付け面積はピークの七一町三反から昭和六年には六二町二反に、さらに昭和九年には四四町に減少した。総賠償金額も昭和五年には七万五九五九円、昭和六年には六万五〇八六円、さらにその翌年は四万五九七六円と落ち込んだ。

丸葉は依然反当量目も貫当り価格もよかったが割当反別が減らされた。それゆえ、育苗から耕作法までちがう達磨や、価格は安い上に乾燥法まで難しい米葉を、少しでもお金を取るために四苦八苦し

て新しい煙草の耕作に奮闘せねばならなかった。その努力の結果、新しい技術方法を習得し、反当量目を増やすことにより、耕作反別は減ったものの、昭和八年には賠償金総額を六万五千円近くまで延ばすことが出来た。

### 養蚕

「日置郡誌」の沿革大要によれば、養蚕は明治の初め頃は日置郡の南部諸村に飼育されていたが、天然の桑を利用し、特別な育蚕法となく、自家のまゆを取るぐらいであった。「県史第三卷第四章」によると、明治八年には県は群馬県から畑中源左衛門を連れてきて養蚕を指導させたのである。

下って、明治十七年頃に日置郡内でも桑の優良苗を栽培するようになって、蚕業の系統的経営がなされるようになった。各村の土族の間に蚕業熱が浸透し、製糸会社創立の気運がおこったそうであるが、生糸貿易が不振となって頓挫した。（「日置郡誌」）しかし、日清戦争後から立ち直り、明治三三年頃から、生糸好況時代を迎え生産額は向上した。ところが大正三年の「桜島爆発の災害ハ折角四十年星霜ヲ積ミ築ケル本郡蚕業ヲ根本的ニ破壊」した。

郡山の蚕業については明治一五年頃の調査である『鹿児島県地誌』には何も述べられていない。「郷土史料八」は大正元年から大正六年までのものであるが、そこから表6-4に春蚕之部の推移を示した。

飼養戸数は大正三・四年と減少したが、その後増加に転じた。算出数量、価額ともに大正三年はひどい状態であったが、飼育戸数同

表 6-4 春蚕之部

年度	飼育戸数	数量(上・玉・屑繭合)	価格
正元	一七四	六二石	二、一七八円
二	一七六	九五・	三、一七四
三	一六〇	五・八	二八六
四	一四五	七六・七	二、二七五
五	一六一	一〇七・	五、〇八八
六	二二六	一二六・六	七、一七二

様増加に転じ、大正六年にはいずれもこの期の最高を記録した。

「秋蚕」の飼育戸数が大正四年以降は「春蚕」より若干多くなり、大正六年には数量も二〇〇石、売上金額は一万四四二円になった。

この年の春繭は一二六・六石、七一七二円であったから、春秋合わせると売り上げ金額は一万七六二四円、大正元年(一九一三)の四倍強になった。

「日置郡誌」によれば、大正一〇年の郡山村は春、夏、秋の三回飼育で、売上額は五万三七〇六円となり、煙草の八万七〇〇〇円に迫る勢いであった。養蚕農家数も四七八戸になった。

「稚蚕」は大正の半ば頃、伊集院の石神家が掃立飼育はきだてを始めたのでそこから購入していたが、昭和二年(一九二七)に寺下の郡山村上原尚定が種卵と稚蚕飼育を思い立ち、次男宅万尚熊に研修させ、翌年春から宅万政弘氏宅で開業した。

品種の育成は日本種と支那種の交配、一代雑種を育成し、郡山村だけでなく、市来、東市来、上伊集院などの近村を主とし、遠くは種子島まで配達した。

この蚕種製造の技術指導は東市来町湯之元の蒲地金定氏が、宅万家に住み込みで昭和八年頃まで行った。その後は技術を修得した村内の処女会員が行い、昭和六年企業整理のため片倉製糸宮之城工場がこの事業を一手に引き受けることになり、郡山における蚕種製造は閉鎖になった。

## 馬

「日置郡誌」には「本郡ノ馬匹ハ総數六千ヲ數ユト雖モ、生産地トシテハ郡山、東市来ヲ主産地トシ、伊集院地方之ニ次ク。」とし、「古来郡山ハ相当ノ馬産地トシテ知ラレ」とある。郡山は藩政時代から「花尾馬」で知られていた。

藩政時代は馬は軍用にも重要であったから、藩は各地に牧場を設け優良馬の育成維持につとめていたが、明治になってそれらはみな廃された。

本県が本格的に馬匹の改良増産に努めたのは、加納知事時代、すなわち明治二年からである。其の後の指導奨励、施設の拡充、洋種の導入等で本県は昭和に至ると北海道に次ぐ全国有数の馬産地になった。

郡山での馬の先覚者は西園喜八、折田権之丞等で、明治一〇年代に私種馬を持って自由種付けをして優良馬の生産に寄与した。其の後も私種馬での種付けが自由であったから、鬼丸喜代二、田中三畝、中園某の諸氏が優良馬を購入して繁殖に努めた。其の頃の種付料は一頭について五〇銭であったという。

その頃の飼養頭数を「鹿児島県地誌」(明治一五年頃の調査)によつ

て見ると

厚地村 三〇三頭 郡山村 二九二頭  
 東俣村 二二二頭 西俣村 一〇九頭  
 川田村 九五頭 油須木村 六〇頭

ちなみに嶽は一一七頭、有屋田は三三頭を飼育していた。郡山六ヶ村では一〇六一頭、嶽・有屋田を入れて一二二〇頭を記録する。

明治三二年五月二十七日、村議会は村長郡山喜平次が提案した「村有種牡馬一頭購買ノ件」を可決した。購入資金は本県農工銀行から年賦償還の方法で金三三五円を借りてこれに充てた。村が改良馬の増産に踏み出したのである。(明治三二年五月二十八日の郡山喜平次村長から日置郡長池田正義宛報告書。役場保有。)

明治三九年一二月、政府は「種牡馬検査法施行手続」を改定し、自由種馬の検査を行い、不合格となった不良馬の種付けを禁止した。この検査に合格するような優良種馬は郡山村が購入した種馬代を見ても、個人では容易に買えない価格であった。そこで郡も購入するようになったものと見え、明治四〇年には日置郡で買入れた岩手号という郡優良馬が郡山村に配置されている。

以上のような郡山村の馬産熱と実績が土台となって、「大正六年郡山二国有種牡馬種付支所ノ設置ヲ見」るに至り、中福良の瀬戸山に設置された。翌大正七年一月、村長木場貞義は、国有種馬種付所の厩舎一棟(小板葺平屋建、間口六間奥行三間三尺)と、牧夫の居家(間口三軒奥行二間)一棟を購入(代金七七二円五〇銭)し、ここに国有馬の種付所が出来た。村はこの「村営造物」の使用について条例を作り、種馬利用者に対し「馬匹一頭ニ付金二円」の使用

料を徴収している。

大正九年七月、村議会は「産馬奨励補助規程」を可決した。これは右の種付所使用料をもって馬匹改良奨励費に充てようというものであった。

第一条 生産ノ目的ヲ以テ村内産ノ優良ニシテ入賞シタル(役場は日置郡長の照会に対し、この入賞とは村農会主催の畜産品評会に入賞したものであると答えている)牡馬ヲ購入シ、又ハ生産者自ラ飼育セントスルモノニ対シ、三十円以下ノ補助金ヲ交付スルモノトス

但當分ノ中一受賞及ニ受賞ヲ得タルモノニ限ル

第二条 補助金ハ国有種馬種付所使用料ヲ以テ之ニ充ツ

第三条 補助ヲ受ケタル牡馬ハ満六歳マデハ之ヲ村外ニ売却スルコトヲ得ズ

但、生産用トシテ優良ナルモノニ売替ヲナスハ此限ニアラス、此場合ハ村長ノ承認ヲ受クベシ 後略

ところで、大正一〇年の日置郡内町村馬飼育並生産頭数(『日置郡誌』)によれば、本村の飼育総頭数は東市来村などと比べると二分の程度であり、その他の村のなかでも特に多いほうではないが、洋種の飼育頭数と生産頭数では他町村を圧していた。また、生産頭数では東市来村をも凌ぎ、郡内第一の地位にあった。(表6-5)「日置郡誌」に大正一〇年の定期市場における子馬の成績表がある。郡山の子馬の最高価格は他町村を引き離し、優良子馬生産をしていたことが判る。昭和元年の郡山村予算決算書によれば、特別会計の

中に「国有種馬種付所費」として一九七円を計上し、種付所の活用をはかっている。

このような取り組みの成果といえよう。その後の馬の飼育状況は「郷土調査資料九」に拠れば、年々減少の一端を辿り、昭和四年には二〇〇頭を切った。明治一五年頃に千頭を越える飼養があったことからすれば、隔世の感がある。

馬の飼養がこのように減少したのは、「大正の半ば頃までは大抵の農家が馬牛それぞれ一頭を飼っており、少し耕地の多い家では馬は二頭が普通でした。丘に焼畑を持っている農家は収穫物や肥料の運搬に馬が必要でした。勿論平地での運搬に使用しますが、水田の

表6-5 日置郡内町村馬飼育並生産頭数(大正十年度日置郡誌)

村名	種類	飼育頭数		生産頭数	
		牝	牡	牝	牡
串木野村	雑種	二八	二〇九	三	七
西市来村	雑種	四	三七六	一	一〇
東市来村	雑種	三五	三八〇	一	二
計	計	三〇二	七〇一	一九	二二
下伊集院村	洋種	七	八	二	一
計	計	三四四	八一九	二二	二四
伊集院町	和種	五	一六三	一	四
計	計	二五七	五七二	一一	一一
上伊集院村	洋種	九	九	一	一
計	計	一四〇	二四五	一九	一六
郡山村	洋種	五	一	一	一
計	計	二二五	五四一	二〇	一七
日置村	雑種	一八	九	三	一
計	計	四四八	二〇七	三九	七〇
吉利村	雑種	一五	七五	一〇	二
計	計	四六三	一七一	四九	八二
永吉村	雑種	六一	七	四	五
計	計	一四〇	二〇二	二	四
伊作町	雑種	二七	六二	二	三
計	計	二七四	三三〇	四	七
田布施村	雑種	一一	六〇	一	一
計	計	三〇	三八〇	一	二
阿多村	雑種	三〇	三三〇	一	二
計	計	三三〇	六四〇	二	三
日置郡	洋種	一三〇	一三	一	一
計	計	二、四一〇	四、六二五	二二	二二

耕耘にはほとんど牛を使いました。また馬の糞は牛とすると肥料にするのに扱いやすい特徴がある。

ところがだんだん焼畑は作らなくなり、また大正の末からは金肥を使うようになって、馬糞の必要度が減りました。

馬は牛に比べると管理が面倒で、運動不足になったり厩舎の衛生管理が悪いと病にかかり易く、牛は飼いやすい上に需要がだんだん高くなり子牛の値段もあがってゆくの、牛に切り替えていくようになった。」(前郷土史編纂委員前田氏による白石三畝氏からの聞き取りによる) ことに加え、道路の改良による貨物自動車への荷物運搬手段の移行も与かっていた。

飼育頭数が減少していく昭和八年三月、国分友睦村長は種付所の事務所として木造瓦葺平屋一二坪の建設を議会に提案、承認を得た。建築費は四三〇円。また同年五月には種付所に配置する試情馬(六〇円)を購入した。

昭和一〇年度の決算書を見ると、種付所使用料は予算を二〇円も上回る収入を上げた。種付所の維持は重要視されていて、この年に関係団体個人から五百円の指定寄付を受け、国庫補助と合わせて一千円の厩舎を新築した。背景に優良軍馬の生産という国家的要請があった。

それで、種付所費は昭和元年の一九七円から、物価の騰貴があったにしても、決算額で四五七円五七銭は内容の充実を示した。吏員は兼務と思われる年俸六〇円と同じく四五円の助手、見しまり人の人夫費が計上されている。

それにしても、産馬熱高揚のために計画された牝馬購入費補助が、

この年は一五〇円計上されながら、ひとりも申し出がなかったことに示されるように、馬の飼養は時代状況を反映して大きく後退せざるを得なかったのである。

牛

「本郡ノ牛ハ総數六千七百ニ達シ、内生産用ニ供スルモノ二千五百ニ及び、時代趨勢ニ從ヒ近時長足ノ發達ヲ遂ゲ、県下摺宿ニ次グノ産牛地」(日置郡誌)となつたのが、大正一〇年前後のこと。「産地トシテハ串木野ハ古來ノ産地タリト雖モ、郡山近年著シキ進捗ヲ來シ、伊集院其他郡内汎ク其ノ生産ニ着手スルニ至レリ。」と牛生

表6-6 大正10年日置郡内各町村飼養頭数 (日置郡誌) (1921)

町村村	牝	牡	計
串木野	1,338	117	1,455
西市来	543	45	588
東市来	840	137	977
下伊集院	212	23	235
伊集院	153	115	268
上伊集院	132	745	877
郡山	604	60	664
日置	79	14	93
吉利	63	4	67
永吉	85	55	140
伊作	380	336	716
田布施	420	79	499
阿多	147	119	266
計	4,996	1,849	6,845

『(旧)郷土史』下 225頁より転載

産の躍進を語っている。表6-6に、大正一〇年日置郡内各町村飼育頭数を表示した。本村の飼育頭数は最も多かった串木野の約半分、六六四頭で日置郡内五番目であった。「鹿児島県地誌」の数字が、郡山六ヶ村で郡

山村一七三頭、油須木村二〇頭、西俣村五七頭、東俣村六〇頭、川田村二六頭、厚地村八三頭で、合計が四一九頭であったから、これと比べればやや増加している。

昭和八年が成牛飼育頭数、飼育戸数共に最高を記録した。

表6-7 郡山村牛飼育頭数 (郡山郷土調査資料九)

年次	飼育戸数	頭数
大正14年	266	270
〃 15	223	227
昭和 2	222	229
〃 3	204	212
〃 4	178	183
〃 5	152	164
〃 6	134	140
〃 8	142	143

大正14年から昭和8年まで (昭和7年欠)

大正一〇年の飼育頭数六六四頭の倍近い。これまで五頭以上飼育農家はなかったが、昭和八年には三頭以上が一三七戸、五頭以上は一五戸に及んだ。

仔牛生産も年を追って伸び、「県史」(四巻 一〇一四頁)に拠れば、本県牛の体格、資質の改良が行われ、枝肉用として飼育されるものの外、肥育牛として県外へ移出するものが毎年数千頭に及び、「昭和八年度産牛の全国における地位は、総頭数、生産頭数共に第一位」となったという。

昭和四年まで毎年のびてきた飼育戸数及び頭数が、昭和五年、同六年と減少していったのは、農村不況の中で、売却が進んだことによるものであり、当時の深刻な状況が窺われる。

3 林業・林産物

林業は農業に次ぐ産業であった。大正一〇年の森林面積は、国有林が四八三町歩、村有林一一町歩、神社有林五町歩、私有林八三〇・四町歩で合計一三二九・四町歩であった。そのうち人工造林は六町

七反であったから、伐採跡地の造林が行われず、林業経営が未成熟な段階にあったことを物語っている。

同年の民有林伐採実績は、杉が二五八石で二三二二円、松が四八一石で三六〇七円、計七〇三石で五九二九円であった。特に薪炭材が七五八〇石で三万〇三二〇円を占めた。

竹林が五二〇町歩あり、竹材の販売額が二〇〇〇円。竹は郡山の名産のひとつであった。

## たけのこ

ここで紹介するのは産業としてのたけのこ生産のことではない。早掘りたけのこの技術が芽生えたにも拘らず、産業化には繋がらなかったのであるが、たけのこを特産物とする本町の面目躍如たる「事件」の記録である。

昭和一〇年度決算書 歳出臨時部のなかに「御料筍栽培費」という費目があって、二八五円計上され、決算で二八四円七二銭が支出されている。これは昭和一〇年の陸軍特別大演習が鹿児島、宮崎両県下で行われ、鹿児島市加治屋町の当時第一高等女学校、現在の中央高等学校が大本営にあてられた。天皇陛下が一月八日御来駕、大演習御統監は勿論、霧島神宮等への御親拝、第七高等学校、高等農林学校其の他への行幸のほか色々な行事のため前後十一日間滞在されることになった。その際に、天皇の御膳に鹿児島名産の筍をとの話が持ち上がり、四月初めに生える孟宗竹のたけのこを一月初めに採取するというこの難題を国分村長が引き受けた。それに掛かる経費の支出である。

以下、そのときの「栽培奉公者」になった白石三畝氏から当時の思い出を聞いた前田委員の報告の要約である。

「村の林業技手玉利氏が「栽培主任」に、白石三畝が「栽培奉公者」に任命された。任命されるまでには、それぞれの家族全員の健康診断を受けさせられた。田植上がりの七月初めのある日、村内全部の在郷軍人が奉仕して、新山氏の家の門から栽培竹林まで、約二キロ余りの山道の拡幅整備作業が行われた。其の頃はほとんど各戸に在郷軍人がいた。だから作業は一日ですんだ。それより前、玉利主任と白石の二人は測量竹串打ちを行った。そのあと引き続き栽培地約三畝くらいの竹林を設定して清掃し、一面に肥料の大豆粕をまき、その上に藁や青草を敷き、土で覆った。

周りにはずっと竹垣を結回し、人の立ち入りを禁じた。準備がすっかり完了した七月の半ば、県林務課からも見えて、村長はじめ議員、村内各部落代表者、それに白石部落は各戸及び婦人会員が参列して、厳かに神事が行われ、そのあと国分村長宅で盛大な直会の宴があった。

白石は数日おきに栽培地を見回り管理に当りながら、うまく筍が生えますようにと祈った。

いよいよ十一月に入り、そして筍を採取する日となった。玉利、白石の二人はともに清浄な白衣に白のズボンを着け、白のズックといういでたちで採取にかかった。玉利主任が鉄の細長



御料筍栽培地記念碑

い棒で探り掘りをして、一〇本ほどの筍を掘ることが出来た。

掘りあげた筍は用意された白木の箱に納め、白布で包み、それから両手で捧げるようにして持って山を降りた。今の白石バス停から南方小学校手前の曲り角まで、路上には村内各小学校の児童及び白石部落婦人会員がずらりとならんで見送る中を歩いて行った。それから自動車に乗って鹿児島島に向ったが、鹿児島でも道端に並んだ人たちの盛大な出迎えを受けた。そのあと玉利主任がその筍を持って献上した。」当時の様子が生き生きと蘇る思い出話である。

## 木炭

昭和一三年、郡山村は「経済更正特別指定村」の指定を受けた。

そのことにより、県からの補助、経済更正特別助成施設費補助を受けた。補助金額は一三年度が三〇四〇円、一四年度は五三二〇円であった。木炭生産は自家用燃料源としての重要性は勿論のこと、本村経済にとり重要な生産物であったから、一四年度には、この補助金からそれぞれ五〇〇円宛て支出して、郡山と東俣に木炭集荷倉庫を作った。郡山には同年農家共同利用施設も作っている。さらに翌年木炭倉庫を二ヶ所、集荷所三ヶ所などが作られた。

ところで、国は農山村生産拡充の一要素として木炭生産を要請していた。県は郡山村にも計画的に木炭を生産するよう要請した。

昭和一五年の追加予算は、木炭生産事業費として一万三四〇五円を計上した。木炭七三三三俵の生産を見込んで、その運搬費一俵につき一六銭、倉庫料一俵につき二銭という予算であった。生産結果は木炭売払代金一万三三七七円四五銭、木炭生産助成金二八〇円、

計木炭生産事業収入一万三六七七円四五銭であった。村の事業としての木炭生産は昭和一五年度に見られるだけであったから、あとは村木炭組合への委託であったかと思われる。

村は木炭組合に昭和一〇年に三〇円の補助金を出し、昭和一一年からは五〇円に値上げして、爾後同額を終戦時まで補助した。

このような産業関係に関する補助は一〇年は三八〇円であったが、以後二四〇〇円台に増額された。郡山村勸業補助費の推移によれば、煙草耕作組合と農会への補助が補助費の大部分を占めた。農会は食糧の集荷配給という戦時下の重大な役目を担っていたためであろうし、煙草作りは郡山村農家の経済を支えているので多額の補助がなされたのであろう。

昭和一九年になると、労力不足や食糧増産が第一になり、不急不要の作物は減産ないし不作の方針に転換した。そのためか補助額は僅少になった。村財政の逼迫も背景にあるのだろうが、柑橘組合、木炭組合、竹林組合等への補助が次々と打ち切られていった。養蚕実行組合への補助が続くのは軍需品としての生糸の生産割当てが行われていたからである。

## 森林組合

森林組合へは昭和一五年度に一度だけ四〇円の補助金が出た。県史によれば、森林組合は明治四〇年の森林法によって制度化されたが、昭和一三年まで、県下では一六組合しかなかったというから、郡山村にはこの時点までなかったのかもしれない。同年、森林法が改正されて、昭和一六年から県内各市町村を一地区として、強制設立・強制加入の組合が組織された。昭和一五年度補助金はこの結成準備

のためだったのではないかと思われる。

郡山森林組合の出資は昭和一六年一月頃から開始された。昭和一七年一二月現在で組合員は六四二名、口数は一五七三口、組合長は国分村長であった。森林組合の仕事は、造林、間伐、平木作りなどにも従事したが、主として軍用木材の供出であったようだ。

#### 4 製造業

##### 樟脳製造

樟脳は楠木の多い鹿児島県の特産といつてもいいほどで、藩政時代から製造され、輸出品にもなっていた。明治三六年には国の専売となった。明治から戦前にかけてたいした規模ではないが、県下の町村に樟脳釜が何箇所かあつて樟脳を製造した。

明治二二年八月に県令で出された「樟脳及樟脳油製造営業取締規則」が明治二七年一月に改正された。規則の第一条は、樟脳及び樟脳油を製造しようとする者は、属籍、住所、氏名及場所を記し、明細書等の書類を添えて、所轄警察署巡查派出所へ願出で、免許を受くべしとあり、原木や焚子、また釜の設置場所等も詳しく報告し、警察の許可が必要で、駐在巡查の検査も行われ、規則違反には罰則が定められていた。

次の書類はこの規則によって作られたものである。

樟脳及樟脳油製造営業期限延期願

日置郡郡山村厚地三拾番戸

士族 山田 久就

私儀明治廿六年一月十六日ヨリ全年十二月卅一日迄御許可ノ上樟脳

及樟脳油製造営業仕来リ候処、就テハ其期限内ニ於テ該製造済ニ付今般東俣村社一之宮神社境内楠木式本払下御許可相成候ニ付、来ル廿七年三月一日ヨリ同年十二月卅一日迄 月間延期製造仕度候間、御許可被成下度、此段奉願候也

右 山田 久就

年 月 日

市来警察署伊集院分署長

警部 宍野 剛殿

明細書

原料

日置郡郡山村東俣字川原崎村社一之宮神社境内

一、楠木 壹本 但長三間目通回壹丈七尺

一、同 壹本 但長貳間目通回八尺

製造釜床

日置郡郡山村東俣字川原崎六拾壹番乙号

一 此釜数 一枚

製造期限

明治廿七年三月一日ヨリ同年十二月卅一日迄

焚子姓名

日置郡郡山村東俣廿九番戸寄留

辻 市太郎

二十七年



日置郡郡山村東俣廿九番戸寄留

花倉 市之丞

二十五年

日置郡郡山村字東俣四拾壹番戸

八木 彦次郎

同郡同村同廿八番戸

田中 彦四郎

(前田委員蔵)

### 製糸工場

養蚕の展開を背景に製糸工場が設立された。創業者は飯屋重一氏、昭和三年頃のことであった。工場が設立された処は、東俣九四八番地、東俣公民館の場所にあたる。工場は敷地面積が七五坪位で、建物は三〇坪程度であった。

郡山には本格的な工場はこれとてなく、この工場を評して「郡山にもたった一本ではあるが煙突が立った。それは東俣の製糸工場だ。」と言われたという。

その当時は、金融恐慌の真只中、世界恐慌に巻き込まれる時期とあって、農村は不況に喘いでいた。生糸の主要輸出先であったアメリカが世界恐慌から脱却するのは、いわゆるニューデールの登場以後のことで、本格的な景気回復は戦争経済への転換を待たなければならなかったから、製糸工場の設立は当初から荒波に船を漕ぎ出すの態であった。さらに、人造絹糸が開発されたこともあって、工場

は昭和八年ごろには閉鎖された模様である。建物はしばらく放置されていたが、後に西下公民館に金一〇〇〇円で売却された。

四、五人の女性従業員を雇用して、それに家族労働が加わった規模のものであったらしい。工員の日給は四〇〇〜五〇銭で、月の手取りが一〇円から一三円位、夏にボーナスとして浴衣一反が支給された。技術指導には鹿兒島の繭検定所から大根占出身という二〇歳を少し超えたくらいの若い女性の先生が来て、月給は二二円であったという。

### 機械精米・製粉

精米・製粉の原動力として、古くから水車が利用されていた。たとえば、次のような記録がある。いずれも水車設置の為に、公有水面の使用と提塘の使用を願い出て許可されたものである。

明治三二年二月、白坂幸蔵が大字郡山字免田の甲突川支流筋使用を願い出た。翌年四月には、柳元庄助が大字東俣字百田川流筋の使用を、さらに同年同月、鶴村仁左衛門が大字東俣字小原永山川流筋使用を願い出ている。

これらは水力を利用して臼の中の粉を搗いて玄米にしたり、精米したりする古いものであったが、この水車を動力源にして、効率の高い機械精米製粉が始められた。大正六年頃には常盤産業組合がこれに取り組み、大正一三年頃に東俣で東善之助が開始した。

吉村忠五郎が大正の末、木炭発動機を使って、精米を始めたが、故障が多く能率が上がらなかった。そこで鹿兒島の電気会社に話し、動力線を東俣に引いてもらい、電動機を使ったのが昭和三年ごろで

あつた。

## 菓子製造

大正一一年一月、二五歳であつた淵脇正一が、東俣の湯之元に借家して菓子の製造を始めた。当時はようやく郡山の道路整備が本格的に展開し始めた時期に当り、このあたりにはまだ新道もなく、田んぼ道沿いに数軒の家が立ち並ぶだけであつた。しかし、その数軒が、徳留長吉の乗合馬車、寺光三四郎の床屋、それに銭湯という人の集まりやすい店のほか桶屋、豆腐屋などであつたから、なんとなく新しい時代の活気を漂わせていた。

鹿兒島から菓子職人を雇い、自分も雇用主兼見習い職人として営業を始めた。主製品は、飴・せんべい・カステラ・もなか・八百屋饅頭・もしこ(落雁)などだつたそうである。

五年ぐらいの研鑽で菓子職人として自立し、その後は一人で製造販売を始めた。販売は、開業間もない頃からにない棒で担って、永山・丸山・吉田・比志島・小山田など行商して回つた。

白飴が一銭で一五個くらい、一日の行商売上げが四円五〇銭くらいであつた。自分で売り歩く行商を続けながら、仲買行商に卸したりして次第に繁盛した。ここが終戦後まで東俣唯一の菓子屋だつた。

## 5 商業

### 魚屋

昭和四年正月、徳留長吉(後述の乗り合い馬車の草分けでもあつた)が、東俣に鮮魚店を開業した。それまで同地に魚屋はなかつた。自転車で鹿兒島の納屋馬場まで仕入れに行つた。一回に氷詰の鮮魚を何十キロと積んで、一日二往復。時には三往復もした。坂道の多いでこぼこ道を重い荷をつけて自転車で往復するのは重労働であつたに違いない。東俣の人が塩付けでない「無塩のいお」を買えるようになったのはこのときからである。

### 自転車屋

郡山麓に自転車屋が開業した。大正一二年に中俣友次郎、翌年には吉村操と相ついで店を開いた。それからかなりの時を置いて、昭和一〇年頃、東俣に大淵脇市二が自転車屋を開業した。

自転車は日露戦争前頃に移入され、明治三五年には自転車取締規則が県令で發布された。「日置郡誌」によれば、郡山村の自転車台数は、大正一〇年に四八台、同一年は一二一台と急速に普及していったから、同年には二名の自転車修理を業とするものが居たことが記されている。いずれにしても、その後も自転車の所有台数は、大正一四年に一八四台、昭和五年には三五三台にと年を追って増加した(表6—8)。こうした状況をいち早く察知して、二人は自転車屋を創業したものであろう。

しかし、不況を反映したものであろうか、昭和五年台になつてからは、所有台数は横ばいになっている。

自転車の価格は、当時の新高級車プライムが一四五円、アサヒが八〇円くらいだつた。これを昭和元年の村長の給料、月五五円、助

1 道路

第三節 生活と産業のインフラ

役の四六円、書記の平均給料が三三円と比べるとなかなか簡単に購入できる金額ではなかった。そこで、毎月一口五円の自転車摸合いを掛けて新車を購入する者が多かったという。

これに比べると中古車はうんと安く、一台一四・五円であったからよく売れたと言うことであつた。パンク修理代は十銭であつた。

また、自転車屋には貸し自転車があり、半日の借り賃が三銭であつたという。

昭和元年一〇月二五日発行の郡山村々報「汗と愛」第一二号には、〈村内雑事〉欄に自転車による通学の記事が掲載された。「近年一中、二中、伊集院中、商業学校等へ、自宅より自転車にて通学するものが八、九名もある。片道の時間数は大抵三〇分。」とある。従来であれば徒歩で通うことは容易ではなく、下宿には負担が大きかつたから、鹿児島や伊集院の中学に通うことは難しかったが、自転車であれば三〇分で通学できるというのだから、郡山の姉弟にとつて、教育を受ける機会が格段に開けたということである。

表6-8 自転車の年次別推移

大正6年	10年	昭和元年	5年	6年	7年	8年
23台	48台	275台	353台	341台	331台	334台

国道が本村を直接通過することはなかったが、村の南辺を現在の国道三号線が通過した。明治二二年の事であつた。

明治一四年、政府は道路を三種に分ち、国道、県道、および里道とした。さらにそれぞれを一等から三等の等級に分類した。この年、旧西目街道が国道三等に指定された。旧西目街道は鹿児島から水上坂を越え、伊集院、市来、川内、出水へと通ずる参勤交代の道路であつた。この道路は明治一六年に国道三七号線となつたが、この国道ですら起伏や曲折が多い上に道幅は狭く、人馬の交通物産の輸送に甚だ不便で、平坦な幹線道路を作ることが早くから要望されていた。ようやく明治一七年一月、渡辺知事が大規模な道路開さく五か年計画を県会に提出し、可決された。

明治一八年四月から国道三七号線に代わるものとしての現在の三号線の開削が始められた。これは当時下伊敷村であつた草牟田から甲突川に沿つて北上する、当時としては驚くべき幅員四間（七・二七メートル）道路の開さくであつた。知事以下県庁役員、警官が率先して退庁後あるいは暇を見ては工事に奉仕し、沿道村民もまた毎日二百人ぐらいつつ出勤奉仕したという。中川峠の大掘割や、野田トンネルの掘さくなどの難工事を、工期二年、工費二一八〇〇〇円余を以つて完遂した。

この国道の開通は、その後の県道の整備とともに鹿児島市との往還を容易にしたので、本町経済発展にとり重要な基盤となつた。

村内道路

明治一〇年頃の村内幹線道路は、県道三等の一名肥後別路と呼ばれていた郡山街道であつた。村内を通過する唯一の県道である。小

山田から郡山麓を通り、油須木から厚地を経て入来に向かう、道幅は一間（一・八一メートル）であった。

他に里道一等に属するものとして、伊集院の中川から有屋田を通り、智賀尾神社前を経て郡山麓に達し、それから油須木、東俣を経て吉田村に通ずる吉田往還道があった。道幅は一間である。もうひとつは比志島村から川田、そして東俣厚地を経て蒲生町白男に通ずる道路で、これも幅一間であった。

これ以外に村内を経過して各地に通ずる道路があったが、せいぜい道幅一メートル若しくはそれ以下の道幅で、人が通ることができただけというものであった。郡山村は明治一〇年代から二〇年代初頭にかけて教育費に予算の半分以上を食われて、ほとんど土木費を計上することが出来なかった。時々村道の修理費が出るくらいで、県道以外は道路の維持管理は地域住民の奉仕作業によっていたものと想定される。

明治三〇年三月一七日、郡山村議会は村長重久純孝の提出した「大字厚地一部共有土地売却案」を了承議決した。これは橋梁の架け替えに関する事例ではあるが、当時の村財政並びに道路整備のあり方がよく示されている。

議案の内容は、大字厚地のうち字川添及び宮田川線に架設の橋は厚地の人たちの耕作路線の橋で、昔から板橋で旧厚地村一村の負担で修理や架けかえをしてきたが、古くなって今は牛馬は勿論南方尋常小学校の生徒の通学路なのに、雨天のときは全く通れなくなった。そこで板橋に架けかえようとしたが、適当な用材がないので石橋にするほかはない、ところがそれには多額の費用がかかる。それで厚

地一部共有の土地を売却してその費用に当てたいという厚地人民の願出である、というものであった。

また、明治三六年一〇月の村会に、村道の修理及び橋梁架設のため、村は東俣、油須木、川田、郡山に持っていた村有林の売却案を提案し、議決された。さらに、明治三九年五月二日、村長郡山矢一郎は、大字厚地及東俣全体に関係のある橋梁数か所が、明治三四年の洪水で流出したのでこんど架設したいが、多額の費用があるので大字厚地及東俣が共有している土地（原野一町二反九畝二六歩、畑一反八畝）を売ってその代金に充てたいという議案が村会を通過したので、その許可願を日置郡長中山春美に提出している。

これらの事例から明らかのように、この頃の村道里道、それに架けられた橋の大修理等は、明治二年前の村（大字）が昔からやってきたきたたりを踏襲して、大字が自分たちの共有している山林を売却し、村有林の売却によって維持管理を行っていたのである。

このように、村道以下についてはその維持がやっとという状態であった。

### 道路の拡張整備

県は明治二五年から道路の拡張整理第二期計画を開始し、主要県道一四路線の更正工事に着手した。国道の鹿児島郡伊敷村小山田から分岐し、甲突川の本流沿いに北上して麓方面に至り、油須木川に沿って北上、大字厚地の西部茄子田を通過して、土瀬戸を越え、入来、宮之城に通ずる郡山街道は、県道三等に属していたから、九二年に改良工事の対象となり、幅員二間余（四・五メートル）の大道路になった。これに対し、先述の時期に限らず、明治期には土木費

の予算はほとんど計上されなかったから、村の道路の整備は殆ど手付かずの状態であった。大正期に入ってようやく村道の整備も軌道にのり、道路の改修、開設が進んだ。

県は明治三〇年に市町村土木費補助についての規則を定め、昭和三年からは工事予算総額がその市町村の地租の十分の二及び戸数一戸について一〇銭の標準を超過した場合は、その超過額に対して百分の三〇ないし五〇を補助することとした。また、国は昭和七年下半年から三年間に渡り、農村不況による疲弊救済のために「時局匡救土木事業」を起し、町村事業に対しては四分の三を特別補助するなどしたので、本村の土木費計上額は昭和七年から一〇年にかけて、百五〇円から一挙に七百円台、九百円台に膨張した。

「郷土資料九」は昭和九年の道路状況について「本村に国道はなく、県道が二線、村道及び里道があるのみ」と伝えている。

県道の一つは、先に述べた県の第二期道路開鑿計画に組み込まれて、明治二五年から五年間掛けて完成した「伊敷宮之城線」であった。本村に係る長さは二里一九町二五間（九キロ九九〇メートル）であった。もう一つの県道は、伊集院から有屋田、西俣を通り、麓に至り、それから賦合を経て東俣へ越え、始良郡蒲生へ通ずる「伊集院・蒲生線」で、本村に係る長さは二里二七町（六キロ八七二メートル）であった。「郷土資料九」では、昭和九年の時点では、「此道路は今なお工事中であるが、ほぼ完成に近いから、完成の暁には、本村の交通は一層便利になるであろう」と述べている。

県道二線の本村における総延長は四里三五間（一万六七六三メートル）となり、道幅は広いところで、三間（五・八メートル弱）、

橋梁が二か所という状況であった。

村は大正一四年から昭和四年にかけて五年計画の下に、毎年一万八〇〇〇円の巨費を投じ、村道の開さくを進め、三〇年代にも継続して開削に努めたので、整備拡張が進んだ。「郷土調査資料九」によつて主要村道、里道を整理すると次のようである。

昭和四年から八年に掛けての道路の拡張状況を見ると、この時期に急速に道路整備が進み、車馬交通の便をもたらし、農村経済発展の基盤となったことが明らかである。

昭和四年には厚地線が四三七二<sup>ミ</sup>、翌年、同じく厚地線が一一九二<sup>ミ</sup>延長された。この年は集中的に工事が進められ、外にも東俣西線が五三五<sup>ミ</sup>、花尾社参道が二二五<sup>ミ</sup>延びた。さらに、六年に常盤線の五〇七三<sup>ミ</sup>、七年の大浦線が三四二〇<sup>ミ</sup>、八年には花尾線の四三一<sup>ミ</sup>と東俣西線の七六〇<sup>ミ</sup>が延長された。総延長<sup>キ</sup>は一六<sup>キ</sup>に及んだ。

整備された主要村道の一つには厚地線があった。これは伊敷村の塚田から川田、東俣、厚地を経て入来街道に通じていた。昭和二年から川田―東俣間を皮切りに工事が進められた。また、昭和五年に完工を見た常盤線は本村麓から常盤、平原を経て下伊集院村嶽に至り、将来薩摩郡樋脇町に通ずるものであった。

そのほかに、樞要里道として次のものがあつた。

1. 東俣・小山田線
2. 東俣西線
3. 永山線
4. 丸山線
5. 大平線
6. 久保山線
7. 岩戸線
8. 松尾追線
9. 同上
10. 上之丸線
11. 西俣線
12. 中福良線

これらの村道里道は道幅大よそ三メートルないし四メートルで、

長さは八里三五町一五間であった。

## 2 交通手段

### 乗合馬車

道路整備の進展にともなって、各種の交通手段が発達した。さしあたり道路が未整備で車の運行に支障がある段階では、馬車が多用された。県史によれば、乗合馬車が明治二一年に四台導入されていたが、便利で手頃な中距離交通機関として発達し、明治四四年度には県下で七〇六台に達したという。

郡山では明治末頃に、麓から鹿児島市の千石馬場まで、一馬車一往復、甲斐どん隣の乗合所から出ていた。後には油須木からも運行されるようになったので、台数は三台に増えた。(日置郡誌 大正一〇年)

ところで、先の郡山郷土史編纂に携わった前田氏によれば、東俣で乗合馬車の草分けは徳留長吉であり、その開業は大正九年前後のことであった。その頃はまだ花尾・塚田間のいまの道路がなくて、馬車は湯之元から川を渡り(馬車の通れる橋がなかった)、西下から大正八年に開通したトンネルをぬけて小山田に出て、鹿児島に往復したのだという。

明治末期において、鹿児島までの馬車賃は三〇銭か四〇銭、これが大正一〇年には六〇銭になった。この頃の伊集院西鹿児島間の汽車の運賃は二九銭であった。

車輪はゴム製ではなく鉄輪であったから、砂利道を音を立てて走っ

た。ゴム製に代わったのは昭和になってからのことであった。昭和になると、自動車、バスに押されて衰退の道をたどった。本村の乗合馬車は大正一三年から昭和二年までの四年間は八台を数えたのに、翌五年は四台に減り、六年には廃業に追い込まれた。この間の経緯について、前田氏は、徳留は昭和二年に現役兵として入隊、そのあとを八木秀雄が引き継ぎ、外に高尾善助、畷吉の親子が大正末年から営業した。昭和二年に掛けて新道が開通し、乗合馬車は乗合自動車に取って代わられた。しかし、昭和一五年頃になると再登場し、速度は遅くとも時々エンコする木炭自動車よりも確実さが買われて、戦時中大いにその面目を発揮したと述べている。

### 乗合自動車

自動車も自転車と前後してあらわれた。県史によれば、明治三七年五月一日から鹿児島と谷山間に乗合自動車の営業が始まった。所要時間は四十五分であったとある。

「日置郡誌」によれば、大正一〇年に自動車のある村は串木野と郡山だけで、それぞれ一台ずつであった。郡山では、大正九年に鹿児島ナンバー一二のプレートをつけた車が、麓の有馬旅館から鹿児島千石馬場まで走るようになった。営業していたのは、有馬盛之丞、久保田伊衛門の二人であった。一日二往復し、片道の運賃は四〇銭であった。

大正一四年に久保田万畷がこの車を引き継ぎ、さらには昭和六年、時崎清彦がこの車体番号一二を引き継いで、一日一往復した。一〇年には梨木野まで延ばし、更に一一人乗りバスを鹿児島・郡山間に

四往復走らせた。

昭和二年、塚田・花尾間の新道が開通するや、東俣西下の馬場勇吉が営業免許をとり、花尾・鹿児島間を六人乗りのシボレーで二往復の定期便を始めた。同人は鹿児島市原良町に大正八年に建設された薩摩製糸工場の自動車運転手を勤めていた。

花尾から鹿児島の千石馬場まで、料金は最初は四〇銭、東俣からは三〇銭であった。一日平均一〇円くらいの収入があり、その当時、校長先生の給料が月一〇〇円だったから、その三倍はあった。

馬場は、三年後に一二、三人乗りのマクロバスを購入し、定期便にあて、外にタクシーを一台常置し、これには運転手をひとり雇用了。昭和四年には、川田の山田為次郎がフォードの六人乗りで乗合自動車の営業を開始した。

昭和九年頃には、左に見るように、郡山の乗合自動車はかなりの活況を呈していた。

- 一 鹿児島・郡山間 四往復 郡山自動車
- 二 同 四往復 木下自動車
- 三 市比野・鹿児島間 一往復 菊水館自動車
- 四 鹿児島・宮之城間 一四往復 林田自動車
- 五 鹿児島・伊集院間 四往復 安楽自動車
- 六 伊集院・郡山間 四回半 同
- 七 鹿児島・花尾間 三往復 馬場自動車
- 八 同 三往復 山田自動車

菊水館自動車は市比野、安楽自動車は伊集院が本拠であった。林田

自動車が一四回も、土瀬戸、茄子田、油須木、郡山、小山田と郡山村を南北に走る県道を走って、鹿児島に往復するようになり、郡山・木下自動車の八往復と合わせて、郡山中央部村民の生活に至大の便宜を与えた。また馬場、山田の両自動車は郡山東部村民の、また安楽自動車は西俣、有屋田の住民の広域的な行動を支える足の役割を果たした。

郡山における自動車の年次的台数の変遷は下の表6-9の通りであった。

第二次世界大戦下でガソリンの手当てが出来ず、木炭自動車に故障が多く、昭和一八年以降は乗合自動車は廃業に追い込まれた。

**貨物自動車**

荷物運搬はほとんど荷馬車依存であった。荷馬車は大正六年が四九台、一〇年には六六台に増えた。六六台という台数は同年の串木野村九〇台、伊作町八四台、東市来町七二台に次ぐ、日置郡四番目にあたる。自動車交通が盛んになるにつれて、トラックに押されて昭和八年には三七台に減少した。

貨物輸送の主役が荷馬車からトラックに取って代わられるためには道路整備が不可欠であった。郡山で最初のトラックによる貨物輸送は大正一〇年頃に西 省三がナンバープレート三八号のトラック

表6-9 集合自動車・トラック年次別台数

年次	大正12年	13年	14年	昭和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
客車	2	2	2	2	2	2	4	6	4	4	5
トラック	1	1	1	1	1	1	3	4	3	3	3

で輸送を開始したことに始まる。先の表で明らかのように、郡山のトラック台数は昭和三年まで一台だけであった。四年頃、東俣で出来盛熊がトラック運送業を開業したように、開業するものが増え、それにつれてトラック台数が増えた。客車もトラックも同じ時期に増加し始めていて、道路整備が進捗したのと照応していた。その後一〇年には六台になった。

### 3 生活インフラ 電燈

郡山で始めて電気の灯がともったのは、大正八年のことであった。柿木平、上園、そして賦合の役場まで道路に沿って電柱が立てられ、電線が引かれたからである。道路沿いでは電灯の利用が出来るようになった。

本県の電気事業は、郡山初の電灯に二〇余年も先立つ明治二十九年十一月に祁答院重義等により、鹿児島電気株式会社が創設されて開始された。翌三〇年八月には会社事務を開始し、九月、鹿児島郡伊敷村小山田の発電所建設に着手した。三一年七月に竣工し、鹿児島市及び付近村落に電燈・電力の供給をした。(県史第四卷七七三) 近傍の小山田に発電所を有していたにもかかわらず、東俣、川田、花尾の一部に通電したのは大正一〇年頃のことであったし、岩戸、茄子田、大浦では大正一二年に蒲生発電所から電線を引いた。

最初の頃は殆どの家が一燈、五ワットのほの暗い明かりではあったが、近代を実感させる明かりであった。

### 郵便

明治三年にポストが作られて、近代的郵便の制度が発足した。それまでは、飛脚屋に各自持参していた書状などを、「切手売下所」で切手を入手して、「書状集め箱」に投函する仕組みが出来た。

料金が明治六年四月からは二匁(七・五<sup>ウ</sup>)当り二銭と決められ、全国どこに出しても均一料金になった。さらに、同年一二月には郵便葉書が発行された。

郵便局の前身は「郵便取扱所」と称されたが、明治八年に郵便局と称するようになった。この郵便取扱所は全国あまねく、いたるところに設置することが、住民の便益を増進させることになったから、すべてを国費でまかなうことが出来なかった。したがって、多くは各地の名望家を郵便取り扱い役に任命し、その自宅を取扱所にして業務に当らせた。

本県最初の「郵便取扱所」は、明治五年七月に鹿児島の大黒町に設置された。郡山近傍では、六年四月、伊集院郷麦生田に開局され

表6-10 郡山郵便局の取扱実績

種目	通常郵便物件数		小包		電信		電信	
	引	配	引	配	着	着	着	着
大次	三、三九八	八〇、三三〇	三七七	八八一				
一三	二、八〇七	二、九五五	二、一九九	二、四〇〇	二、五三三	四、〇〇八		
一四	二、七〇一	二、九五三	二、三六三	一、八八二	一、七三八	二、三三五	一、八三四	三、三五
昭二	六、八九二	二、八三〇	二、二〇二	一、八〇九	一、五九二	三、四八四	三、七三七	五、五三
五	七、七六三	二、七〇二	二、二一五	二、一〇八	一、四八九	二、一〇〇	三、六六六	六、七〇
八	七、〇三四	二、五〇七	一、三三四	一、四三三	一、四六三	二、二三四	三、二二九	五、三九



た。局長は宅方直定であった。同時に、郡山の東俣に一か所、花尾に二か所、それに大浦に一か所、「郵便切手売捌所」が設置され、それぞれに郵便箱が置かれた。同局は明治一八年一〇月から郵便貯金の取り扱いを開始した。また、二八年に局長が上原尚志に代わった。三〇年七月、小包郵便を取り扱うようになった。

大正四年九月、麦生田郵便局は郡山村郡山麓馬場に移転した。その結果、郵便物の集配が迅速になって、住民の便益が高まった。しかし、電報の取り扱いを開始したのは大正一三年からだったから、それ以前は伊集院か鹿兒島まで行かなければ利用できなかった。急を要する電報であるだけに、その不便さはいまでもなかった。翌年八月には電話が取り付けられ、生活と経済に大きな便宜を提供することになった。当時の郵便物などの取扱状況は表6—10の通りであった。

#### 電信・電話

わが国における電信は、明治二年八月にスタートした。横浜の灯明代役所と横浜裁判所間で送受信が始められた。同年、東京への電信線架設工事が着工した。

鹿兒島県の場合は、西南戦争が電信線の敷設を促進した趣がある。熊本から大口、加治木を経由して鹿兒島までの敷設が完了したのは明治一〇年一〇月であった。この時から官報の取り扱いに加えて加治木電信分局での私報取扱が開始された。郡山の電信取扱は大正一

三年からであったことを考えると、ずいぶん長いこと不便を困ったことになる。

電話は大正一四年に郡山郵便局に設置されていたが、その二年後には郡山役場にも設置され、一般の商店や事務所に電話が設置されたのは昭和五年以降のようであった。

(ここまでの一節、二節、三節は『(旧)郷土史』下に依拠して、それに、若干の加筆修正を加えたものである。したがって、文章の引用に際して引用符をつけて叙述していない)

### 第四節 現代の経済

#### 1 戦後復興期の経済

##### (1) 厳しい生活困窮

第二次世界大戦直後の郡山の姿を統計的に知ることは難しい。ここでは、『県史』五巻などを手がかりにして、当時の経済事情を類推することにする。

戦争直後の日本経済はあたかも農業国の様相を呈していたといわれている。長期にわたる戦争による消耗により疲弊していたことに

加えて、相つぐ空爆による生産設備の壊滅的打撃や設備そのものの老朽化によって、工業生産能力が極度に低下したからである。郡山村は直接的な破壊を被ったわけではなかったが、隣接する鹿児島市は空襲により焦土と化していたし、昭和二〇年九月、一〇月と相ついで枕崎台風、阿久根台風が襲来し、更に翌年には櫻島の降灰にあらうなど農業を主体とする郡山であっただけに、その被害は甚大で生産活動は困難を極めた。

経済復興を困難にした事情としては、すでに戦時中に進行していたインフレーションが、終戦と共に一層激しく吹き荒れ、昭和二〇(一九四五)年末には悪性インフレとなったことから物価が急上昇したことも挙げられよう。

戦後インフレは軍人軍属などに支給された俸給や終戦により退役するものへの退職金、軍需会社への未払い金や補償金などの支出が一気に膨らんだことに加え、経済復興に向けて活発化した民間資金需要やインフレにより生計費が増嵩したことに対応して個人個人の預貯金の払い出しなどに民間銀行、日本銀行が信用創造で応えたことにより加速された。

これに対し政府は昭和二二年二月「金融緊急措置令」「日本銀行券預入令」を公布施行した。預金などの金融機関の債務は封鎖された。通貨膨張を権力的に押さえ込もうとしたわけである。

封鎖された預金は特定の場合にだけ払い出しを認めることとされた。たとえば、生活資金の払い出しの場合は、世帯主には月額三百円、その他世帯員はひとり百円が限度として認められた。定期給与は一人月額五百円が現金で支給されたが、それを超える分は封鎖預

金の扱いを受け、自由に払い出しを受けることができなかった。また、現に流通していた十円券以上(後に五円券も)の日本銀行券は、三月七日までは金融機関に預入を認められ、封鎖預金となった。この日本銀行券(旧券)は三月三日以降になると通用力が失われることとされ、代わりに新日本銀行券(新円)を発行して、二月二十五日から三月二日までのあいだに、個人についてはひとり百円を上限として新円と引き換えられた。(以上、『県史』五巻下)その事情を『旧郷土史』下巻は「郡山役場には二十一年二月三〇日、日銀鹿児島支店長から、今般緊急勅令で現在流通している日本銀行券を新円に引き換えることになったから、村内の銀行、農業会、郵便局でその引き換えの取扱をするので、時局柄この事務がスムーズに且つ確実に実施されるよう、町内会、部落会、隣組等に格別のご協力を仰ぎたいので、なにぶんご高配くださいとの文書あり。郡山ではこの事務は農業会と郵便局で取り扱った」とのべている。

インフレ対策は更に臨時財産調査令、食糧緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令、物価統制令などとして、いわば総合的に実施されたので順次通貨供給量が縮減され、物価も沈静化した。しかしながら、昭和二二年一月開業の復興金融金庫による復金債を財源とする融資が再びインフレーションを惹き起こすところとなった。これが沈静化するには、二四年のいわゆるドッジ・ラインによる「超均衡予算」の導入まで待たなければならなかった。

インフレの収束、経済の安定が図られたが、逆に、デフレを基調に徴税強化や財政緊縮、復金融資の停止、補給金の減廃などにより、物価暴落、滞貨激増、中小企業の金融難・整理倒産、失業増大、農

村経済悪化などいわゆる安定恐慌が発生した。昭和二五年六月の朝鮮戦争勃発が、事態を一変させた。「特需」と輸出増加によって、滞貨は一掃され、生産が拡大した。

本県でも、昭和二三年度には主要金融機関の預金・貸付ともに著増したが、翌二四年度には、預貯金純増額は前年に及ばず、農業関係の系統金融機関では残高の減少を見た。他方貸付金は増大し、農村でもこの年に相ついで台風被害もあつて、預金とは逆に増加し、中小企業関係金融機関でも同様に増加していたが、なお、資金難を訴える声が高かった。

インフレーションと並び、当時の経済事情を悪化させたものとして食糧危機があつた。戦争の長期化により人手も、農業資材も、肥料・農薬も不足したから、食料の供給力は急速に低下した。台風により水田の水没や減収もあつて、米の闇値は定価の一三二倍にもなつたといわれた。県史五巻によれば、本県の米の生産は昭和二〇年には昭和一六年（一九四一）の七割程度に減収し、麦も甘藷も過去最低を記録したという。翌二二年二月には、食糧緊急措置令が施行され、食糧供出について強権発動が用意された。鹿児島県では、二一年六月、臨時県会を開催し、食糧危機突破対策を講じ、県内食糧の高度利用、供出の強化などが議せられた。

農業生産力の低下に加え、復員・引揚者などによる人口急増が、食糧事情を更に危機的な状況に置くことになつたのである。『(旧)郷土史』(353頁)に、当時の郡山町への引揚帰郷者に関する記載がある。

引揚者給付金を請求した郡山町在住者名簿による世帯数は二四五世帯。朝鮮、台湾、中国、南方からの引揚者は割に早く、ソ連占領下に抑留された人たちは遅く、最終引揚者は二八年四月であつた。引揚地と引揚世帯数は、支那 五四、台湾 三四、北鮮 一四、南鮮 二七、満州 一一五、南方 一 計 二四

戦前期おおむね七千人台で推移した人口は、昭和二〇年調査によれば、一気に一人を超えて一万〇三八のような事情であつたから、短期間であつたとはいえ、農村地帯であつたにも拘らず、人々の食生活は「冬野菜の乾燥貯蔵、野蒜や芹、土筆や蕨、食べられるものは何でも集め南瓜の花、甘藷の茎など、アメリカ輸入の家畜飼料用の麦粉やふすまなどに混ぜて食べ」という、いわば飢餓線上をさまよう有様であつた。二一

表 6-11 市町村別米の供出割合22年～25年

年度別 町村名	米の供出割合					雑穀を含む 25年供出
	22年	23年	24年	25年	平均	
市 来	1,198石	1,114石	1,241石	1,238石	1,197石	1,373石
東市来	3,702	2,488	2,322	2,045	2,639	2,680
下伊集院	2,578	2,322	2,308	2,089	2,324	2,521
伊集院	2,266	1,987	1,908	1,704	1,966	2,199
上伊集院	2,418	1,597	1,625	1,461	1,775	2,044
○郡山	3,808	2,982	2,982	2,666	3,109	3,189
日置	1,227	1,016	973	765	995	915
吉利	717	543	519	422	550	536
永吉	1,204	810	816	640	867	754
伊作	2,714	1,951	1,847	1,651	2,040	2,088
田布施	4,174	3,439	3,414	3,174	3,550	3,735
阿多	2,733	2,197	2,184	1,949	2,265	2,317
合計	28,739	22,446	22,139	19,804	23,277	24,351

『(旧)郷土史』下巻

年秋の甘藷の収穫によって、ようやく危機を脱したという。

供出割当は二一年から甘藷についても行われ、二二年からは麦も加えられて二六年まで続けられた。強権的な供出といっても、現場での供出督励の努力を抜きに、その実効性は期待できない。農業会及び役場吏員がその任にあたり、その苦勞は並大抵のものではなかったという。

二三年七月、食糧確保臨時措置法が制定され、従前の末端からの申告に基づいた供出割当の作付け計画を立て、それにより行う事前割り当て制度に変えて、割当の合理化をはかった。追加供出には特別価格を支払い、生産者米価はパリテイ方式で算定した。更に、食糧配給公団を作り配給統制の一元化をはかった。こうして、食糧生産は増加し、輸入食糧の増大もあつたので、ようやく二六年ごろから食糧事情が緩和され始めたので、米は漸次統制からはずされた。

## (2) 生産の回復と農地改革

食糧生産物の増産による食糧事情の好転には、米価政策やいわゆる傾斜生産方式に基く産業政策に加えて、農地改革による農村の變化が大きく与かつていた。

昭和二一年（一九四六）一〇月二一日、農地改革関連法が成立した。農地改革の具体的な内容は、

- (1) 不在地主の所有地、在村地主の所有する小作地で内地は平均一町歩、北海道では四町歩をこえる分、及び自作地と所有地合計が内地では三町歩、北海道では一二町歩をこえる分の小作地は強制買い上げとなる。

(2) 自作地は原則として強制買い上げの対象とはならないが、請負小作地や不耕作地は買収される。

(3) 土地の買収・譲渡は市町村農業委員会が当り、その構成人員は地主三、自作農二、小作人五の割合とする。

(4) 土地取り上げを制限し、新たに最高小作料率を定めた。田では総収穫米代金の二五割、畑ではその主作物の代金の一五割以下とする。

こうしたことから、自作農民は高額小作料（地代）負担から解放されて、労働意欲が喚起された。増産に励むインセンティブが与えられたので、順調に食糧生産は回復・発展することが出来た。

二二年三月には買収開始が指示された。買収は三〇年に終わったが、本県では、二五年の第一六回買収をもって実質的に終了した。当初計画より四九三一畝を上回る買収実績を示した。その結果、全国的には小作地が二八・五割から五・一割に減少し、自作地は三二・八割から六一・九割に増加した。本県では小作地三五・六割が九・二割になり、自作地は六四・四割が九〇・八割に達した。県史は「封建的色彩の強かった（本県の）地主的土地所有は崩壊した。」と述べている。

農地改革は小作農民が有償であるとはいえ土地を手に入れ、自作農民になることでもあつた。そしてそれが食糧増産の基盤でもあつたわけであるが、戦前期の日本社会で圧倒的な人口がその下で生活していた仕組み、寄生地主制が根本的に変わるといふ大事業であつた。このような大事業が、本県で見れば法制定からわずか四年で遂行されたことになる。県史五巻では、農地委員会は買収計画に迫

れて農地の実情を調査する余裕はなく、既存の土地台帳や名寄帳、および農地所有権者の申告書を買収計画の基礎資料とせざるを得なかつたということである。なお、本県の場合はGHQが強く要請した小作地八〇割解放を達成するためには、三万二〇九五町歩を強制買収せねばならなかつたので、先掲(一)の在村地主、不在地主に認められた小作地所有限度は七反歩に減らされ、自作地と貸し付け地合わせて三町歩まで認められたのが二町歩を限度としなければならなかつた。

郡山の場合をみると、農地委員は昭和二二年二月に公選された。委員は以下の一〇人であつた。

西 盛吉 畠田 仲岐 柳田 繁志 野下 孝吉  
 白坂 昇 横山 勇一 福元 喜吉 荻谷 清志  
 鬼丸 清治 前田 兼行

会長を西とし、指定村の面目にかけて、他町村が二二年三月三十一以降に仕事を始めたのに対して、二二年度中に件数にして五二件、田畑筆数七五八、面積にして五三町一反九畝一歩を買収し、買収した全地積を四一三人に売り渡している。買収価格は田畑平均一反歩当り六六一円で、旧小作人への売り渡し価格も同じであつた。

昭和二二年度には、田が反当り八〇〇円位、畑が三〇〇円前後で、平均五六二円となり、二三年度が五七六円、二四年度が五七八円、二五年度が四九六円で、田一反清酒一本代、畑一反焼酎一本代といわれた。

買収件数は二二年度が四三九件で、二五年度までの取扱件数の五

八割を占めた。解放面積は九三町六反一畝二七歩で、対価は五二万九五六二円五八銭になつた。二三年度が一八一件、地積二四町六反一畝二七歩を買収したが、二二年度からこの年度までで解放された在村及び不在地主の土地は一七一町四反七畝二六歩となり、すでに郡山村における農地改革の大半を終わつた。

昭和二四年度に農地委員の改選があり、次の十人が選出された。会長は引き続き西が努めた。

会長 西 盛吉  
 委員 鬼丸 清治 前田 兼行 末吉 直次郎  
 井上 重二 淵脇 為吉 請園 作次郎  
 吉永 栄 白坂 昇 野下 孝吉

昭和二四年度は五六件、六町八反五畝二二歩を買収譲渡し、二五年度は二八件、二町七反四歩を買収譲渡した。農地改革はこれで實質的に終了した。

解放された地積は、一八〇町九反九畝二二歩であつた。郡山村田畑全面積(大正五年村長報告、田四八七町四反六畝二八歩、畑一〇四一町四反二畝二七歩)の一・八割を占めた。最も買収面積の大きかつた地主は、一八一筆、一一町五反二畝一三歩である。

二二年度買収値段は田が一反当り、六九一円九六銭、畑は二二〇円二〇銭。その後農地法による農業委員会が農地を取り扱つた二三年ごろは、公定価格も田一反当り七二四七円九五銭、畑は一六五三円二三銭にはねあがつた。

農地の買収譲渡はその後も行われ、五〇年九月からはポツダム政

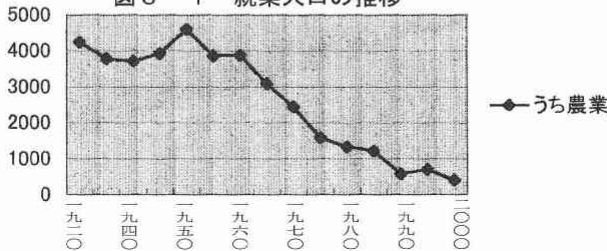
令により、農地関係法の改正もあったが、講和条約発効後はポツダム政令は廃止され、五二年七月一日に代わって農地法が制定され、一〇月二日から施行された。

(3) 経済復興期の産業状態

表6-12 産業別就業人口・国調

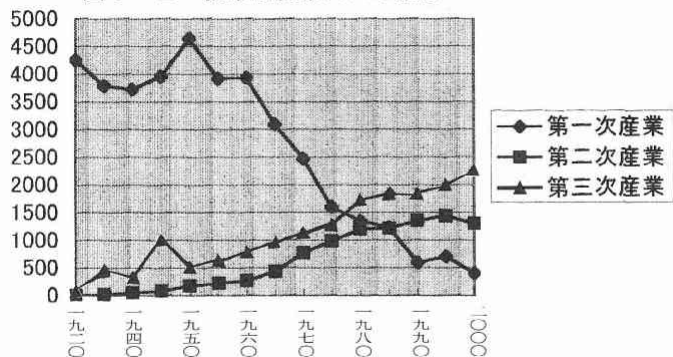
	第一次産業	うち農業	第二次産業	うち製造業	第三次産業	合計
1920	4251	4243	5	0	74	4330
1930	3785	3777	19	0	455	4259
1940	3721	3710	46	0	327	4094
1947	3956	3929	78	21	1022	5056
1950	4635	4601	168	115	524	5327
1955	3916	3870	215	140	620	4751
1960	3933	3884	263	153	774	4970
1965	3093	3084	427	219	964	4487
1970	2469	2445	773	425	1122	4364
1975	1594	1581	980	456	1278	3857
1980	1344	1329	1189	509	1721	4254
1985	1222	1210	1206	589	1833	4261
1990	591	573	1349	767	1835	3775
1995	703	691	1430	749	2001	4141
2000	402	396	1292	675	2254	3948

図6-1 就業人口の推移



第11表は戦後の産業別就業人口の推移を見たものである。それによれば、昭和二二年の産業別就業人口構成は、第一次産業が七八・二割、第二次産業が一・五割、第三次産業が二〇・二割であった。これが二五年にはそれぞれ、八七・〇、三・二、九・八に。また、三〇年で見ると、八二・四、四・五、一三・〇である。二年の数値は第三次産業に分類されている中に分類不能産業七五二人が計上されていることよって、第一次、二次の比率が少なめに計上されている。その点を考慮すれば、第一次産業従事者が圧倒的であったことがわかる。(ただし、この数字はいささか正確ではないと思われる)。第一次産業と言いつ、そのほとんどが農業就業者であった。この時点で鹿児島県の就業構造を見ると、第一次産業が七八・二割、第二次産業が一・五割、第三次産業が二〇・二割であったから、それと比べても圧倒的に農業を中心とした構造であったといえよう。戦後復興期にあつては、郡山町は文字通り、過剰人口を抱えたまま、農業の町としてのスタートを切ったのである。

図6-2 就業別就業人口の推移



## 2 高度成長期の経済

## (1) 町経済を取り巻く環境

わが国経済は昭和三〇年ごろからいわゆる「もはや戦後ではない」という段階を迎え、その後は文字通りの高度成長に突き進むことになった。昭和四八年の第一次石油ショックによる成長減速まで、年率一〇割を越す成長を続け、「日本経済の奇跡」といわれた。本県経済も比較的順調な発展を遂げ、国民体育大会が開催された一九七二年度には一四・五割の成長を見た。これは、同年度の国の成長率七割余に倍するほどの勢いであった。

よく知られているように、高度経済成長は重化学工業化を通じて達成された。そこでの主導部門は鉄鋼、造船、石油化学工業に自動車・電気機械など組み立て加工型産業であり、これらの産業は産業インフラ整備の進んだ地域に集中して立地し、いわゆる太平洋ベルト地帯を形成した。ところが、本県はこれら地域とは遠隔にあつた上に、経済は農山村として農林業を軸に展開していたから、都市向けの農産物や労働力の供給地という性格を帯びて国民経済に組み込まれた。

確かに、本県も昭和四三年の『二〇年後のかごしま』において、「工場の大形化や原料の海外依存の増大などによる工業立地動向の変化に伴ない、船舶の巨大化に即応しうる大型港湾と広大な臨海用地、用水を確保できる鹿児島湾、志布志湾には国際競争力を備えた近代的臨海工業地帯を形成しようとするものである。この新しい臨海工業地帯は、関連の第三次産業の展開をも含めて本県経済を飛躍的に発展させるための起動力となり、雇用機会の増大、所得の向上

をもたらすことになる、またこれらの臨海工業地帯は、東南アジア諸国等との原料輸入や製品輸出を通じて本県の国際交流における地位を高めることになるであろう」とした。近代的臨海工業地帯形成による経済的浮揚を狙ったもので、そこには本県経済構造が、「あまりにも農林業に偏している」との認識に基づき、工業開発による本県経済構造の後進性の脱却が目指されていた。

郡山に近いところでは、鹿児島市に臨海工業地帯を形成して、機械金属、住宅産業、造船などの多様な工業を立地させようという計画が注目された。仮にこのような開発が実現したとすれば、鹿児島市近傍の郡山では、就労の機会が増加すると共に、拡大する労働需要に対応する人口流入が生じ、また、これら需要に対応する食糧生産の拡大がはかられたかもしれない。しかし、現実には昭和四八年の第一次オイルショックや公害が大規模開発を不可能なものにし、その実現は見なかった。

郡山町を含む鹿児島県経済がこうむった外部経済からの影響は、本県をそして本町を全国的な労働市場からの吸引の嵐に翻弄させる結果となった。

基本法農政下で本県が食糧供給基地、畜産基地とされたこともあって、先の構想にもかかわらず、農業関連工業として配合飼料の安定的供給が実現したことで、大規模畜産の条件が整ったといえる。後述するように、生産と肥育の分離を通じて、それなりに規模拡大が進んではいく。

昭和三十一年に三光飼料(有)鹿児島工場(五六年に光産業と改称)が飼料製造を開始してはいたが、昭和三〇年代前半までは、北九州

の工場からの移入に依存していたといつてよい。四二年「鹿児島組合飼料(株)」、四五年「鶏協飼料(株)」が操業を開始した。四七年鹿児島市臨海工業団地の整備に伴い四七年から四九年にかけて八社の飼料工場が立地し操業を開始した。配合飼料の安定供給体制が出来たのである。四七年に南九州くみあい飼料、日本配合飼料鹿児島工場、南日本グリーンセンター(株)、鹿児島事務所、四八年に丸紅飼料(株)、鹿児島工場、日清製粉(株)、鹿児島飼料工場、河田飼料(株)、鹿児島工場、三光飼料(株)、鹿児島工場、四九年に、全国酪農業協同組合鹿児島飼料工場、日和産業(株)、鹿児島飼料工場の各々が操業を開始している。

## (2) 本町の振興計画の性格・方針

昭和三七年(一九六二)の町議会において、国分町長は町政運営の基本方針を「住民の福祉の増進におき、・・・限りある財源が最も有効適切に消化されるよう努力」するとした上で、「町民の八九割が農業であり、農業振興はきわめて大事」であると述べた。具体的には、早期水稲、特産物としてのアスパラガス、葉タバコ、の育成に努め、畜産の振興を図ることとした。特にアスパラガスについては、本町の基幹作物にすると述べている。

昭和四三年の施政方針も町民の福祉の増進に努めるとされたが、その内容は『産業、教育、交通』が重点とされて、道路整備、ヤサイ供給地の確立、畜産の振興、人づくりのため社会教育の充実の四つを柱としているが、道路整備の筆頭に上げられたのが宮之城一郡山線の国道編入を推進(国道三号線のバイパスの役割を強調することであったから、生活道路の整備というよりは経済機能に着目したも

のであったようである。実際に産業振興の柱に、ヤサイ供給地の確立が掲げられ、普通園芸、施設園芸を推進するとされており、吉野、谷山の宅地化をにらんで鹿児島市への供給を可能にする基盤としての道路整備が意識されていた。この段階ではまだ米の減反は始まらないが、町の基幹産業としての水稲という位置づけに変化が生じている。これらは昭和四五年制定の『(第一次)郡山町振興計画』の基本方針となった。

昭和四四年には「わが町も例外なく過疎の現象が現れつつある」との認識が示されたが、なお、施策は抽象的で、「交通手段の改善、公共施設の整備、生活環境の充実などと併行して、社会開発に努力」したいと述べるに留まっている。他方で、県道鹿児島―水俣線が今年度国道に昇格するという見通しが立った(昭和四五年四月一日には県道鹿児島出水線が国道三二八号として正式に昇格した)ことにより、農業については一層鹿児島市との関係が強調され、鹿児島市近郊という地域的特性を生かし、畑作の重要性が高まりつつあるが、畜産、園芸など大型経営の近代化促進に努力したいとのべている。翌四五年には、「経済の高度成長は人口の過疎、過密現象に更に拍車をかけることが予測され、人口の過疎化の対策として、積極・消極両面から・・・対処」していくとして、具体策が掲げられるに至った。ここで、消極的というのは部落公民館の整理統合、本来の公民館活動を通じて地域社会の開発を進める。更には学校統合を進めるというもので、人口減少による部落の空洞化に現実的に対処しようというものであった。この段階で五二あった部落が二〇に再編統合された。また、積極的というのは、企業誘致を全力ですすめるとい



うことであり、その受け皿としての住宅団地を作るというものであった。

鹿児島県や郡山町において過疎問題が現実のものとなる中で、県は四七年、第一次県勢発展計画の見直しを行った。ここでは、過疎問題が予想以上に深刻化しているとの認識と並んで、全国的に進行する自然破壊、公害問題の深刻化について触れ、第二次県勢発展計画は自然保護と人間尊重を基調として、県民等しく豊かで生きがいのある生活を実現することが基本目標に掲げられた。ここでは産業経済の発展方向として、引き続き工業化の積極的推進が目指されているものの、保養・レクリエーションの場の整備などが掲げられ、開発政策の転換が示されている。

郡山の場合、工業化の歴史的蓄積はないに等しかったから、そもそも町経済の発展方向として工業化が正面から課題になることはなかったし、いわんや、大規模開発方式が標榜されたことなどなかった。それでも、本町でも「最近長年の高度成長政策への反省が高まり、自然環境保全と福祉充実が強く要請されるようになった。．．．改めて、生活福祉優先の立場にたち、新時代に対応する産業の振興、町の発展を支える交通通信網の整備．．．を重点目標に、町振興計画を中心に広域市町村県計画、過疎計画などと有機的な連携を保ちつつ、積極的な施策、事業などの推進をはかる。」とされ、成長政策への反省が語られている。翌四九年には「本町も簡易水道の完成、あるいは国道三二八号線の整備、県・町道の改良整備や通信施設の完備など、ようやく後進性から脱却しつつあるとき、この恵まれた自然を有する郡山町を、鹿児島県の衛星町として今後大きく発展

させることは夢ではないので、乱開発を防止しながら魅力ある豊かな住みよい街づくりに、あせらず、じっくり検討してまいる」つもりであるとの所信が表明された。

### (3) 人口流出Ⅱ過疎問題の深刻化

高度成長は日本規模で「民族の大移動」と称されるほどの大量の人口移動を伴ないつつ実現した。本町からも大量の人口流出を見た。昭和三五年から四〇年にかけて人口は九〇九人（九・一割減）、四年にかけて更に減少して、減少数は一〇二八人、率にして一一・三割に上った。この傾向は四九年まで続き、五〇年には三五年から見ると実に二五割の減少であった。

ところで、一般的に言って、ある地域のもつ扶養能力を超える過剰人口は、なんらかのメカニズムを通じて地域外に排出されざるを得ないものである。寄生地主制化の農家の次三男問題や紡績・製糸工場で働く小作農の子女問題はまさにそのことを意味していた。そしてそれは、在村する農業経営の存続を可能にしたという意味で、ある合理性を有していたといつてよい。高度成長によって都市部に吸引された労働力が地域内で希望する職業を選択し、それに就くという可能性は非常に低かったから、一面過剰労働力の性格をも有してはいた。しかしながら、この流出は若年労働力の根こそぎ動員の様相を呈していたから、将来の地域社会を支える労働力の喪失を意味し、その面から「過疎」を強制したといえるものである。

ここで、その一端を、「町報こおりやま」から紹介しよう。昭和三五年三月三十一日発行「町報こおりやま」No. 61号は郡山中学の卒業

生の就職壮行会が開催されたことを伝えている。

三五年といえば、高度成長が本格的に展開して、全国津々浦々から多くの新卒者が都市部へと集中していたときである。本県の同年の中学校卒業者の就職率は四四割で、その内、実に七五・九割が県外への就職者であった。昭和三年（一九五〇）以来、いわゆる「集団就職の列車」が特別仕立てで運行されて、毎年の春の風物詩となったが、郡山中学校でも、近日中に立出するこれらの県外就職者に対し、町教育委員会と中学校が共同で壮大な壮行会を催したというわけである。注目すべきは以下のことである。記事を要約すると、

「郡山中学校の昭和三五年卒業生は一九六八人。そのうち就職するものは男子四五人、女子六四人の計一〇九人だった。就職率五六割で県平均を上回っている。このうち町に残って自家の経営に従事するのは男子五名、女子四人で計九人であった。県外からの求人増加はかつてないほどの規模に膨れ上がり、就職を希望する生徒は希望するところにすぐに決まるといふ。

就職地は県内が、男子一〇人、女子六人の二六人（一四・七割）  
県外が九三人（八五・三割）に上った。ここでも県平均を超えている。主な就職地を見ると、男子は愛知一七人、大阪一二人、東京三人。女子が愛知二五人、大阪一二人、滋賀・岐阜ともに五人、兵庫四人などであった。」

本県の中学卒業者に対する県外からの求人は昭和四〇年（一九六五）には八万人に達し、いわゆる「金の卵」と喧伝される騒ぎになっ

たが、この年をピークに漸次求人数は減少していった。求人が高校卒にシフトしたことがその原因のひとつである。それでもなお、第一次石油危機に至るまで四万人を超える求人があり、売り手市場であることには変わりはない。この求人の減少とともに、就職者の減少→高校進学率の上昇と、県内求人の伸びも重なって、集団就職列車は四九年に一八年の歴史を閉じた。この間都合二四六回の列車が若者の夢を乗せて旅立った。

同年の九月の町報No.65号では、郡山中の中野秋美先生の職場訪問記が、もう一つの事情を伝えてくれる。県公共職業安定所の職場訪問基本方針に基づき、同先生が大阪、名古屋を中心に、二三の会社に一一〇人の卒業生を訪ねた際のものである。

訪問先の社名を掲載順に記すと、岡山では、鐘紡、加古川の日毛、大阪の染色工場、大阪天王寺区では自動車工場、尼崎ではビニール製造工場、泉南では日本化学、大機紡、彦根の東洋繊維、岐阜大垣の帝国繊維、近江絹糸、和興紡、名古屋瀬戸の山定製陶、愛知紡、豊田市の加藤鉄工所、知多郡の山宗職布、一宮の浅井ペイント、浅田紡の名が並ぶ。

もうひとつ、昭和四〇年二月一〇日の町報九二号には、愛知県半田市の大心紡績で働く大谷出身の北美智子さんの職場通信が載った。先の中野先生の紀行文にも、「町報や郷土の便りなどが一番うれしい」との卒業生の声が伝えられていたが、北さんは「郡山中卒業者が、集まって郷里の話をしたり、町報を楽しんで読んでいる姿」を紹介している。また、友人が退職する一方、四月にはまた郡山中卒

が入社することに触れられていて、この期の集団就職が先輩の後に後輩がという形で、受け継がれていったことがわかる。

勿論、この時期の人口流出は中学や高校の新規学卒労働力に限られていたわけではない。産業別就業人口の推移に現れたように、主として農業労働力の離農転出という形で、その基幹労働部分をも流出させて、地域と産業を危機にさらすことになった。

このような人口減少は郡山町に特有な現象というわけではなく、県内に限ってみても、三五年の県内九八市町村のうち、人口が増加したのは鹿児島市、谷山市、名瀬市の三市だけで、三島村や十島村のように三〇割を超える激しい人口減少に見舞われたところもあった。さらに、このような現象は全国的に進行したから、政府は四五年四月、「過疎地域対策緊急措置法」(五五年までの時限立法)を制定公布した。同法では、「人口の減少が進行中の地域に対し、緊急の対策として、生活環境におけるナショナル・ミニマムを確保しつつ、開発可能な地域には産業基盤等を整備することにより、人口の過度の減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊及び市町村財政の破綻を防止すること」を目的にしていた。

郡山町の人口減少率は、当初の五年間で見れば、九・一割であったから、過疎法による過疎地としての規定、同期間に一〇割以上の減少からすれば、取りたてて大きな減少ではなかったが、集落単位で見れば、「地域社会の崩壊」を思わせるような事態が進行していたといえよう。

本町が過疎地域振興計画を作成したのは四六年五月であった。四五年に策定した『郡山町振興計画』の基本構想にもとづいて過疎地

域振興計画や広域市町村圏整備計画などを作成し、施策の指針とした。四六年の過疎地域振興計画の目標では、基本目標を「激動するわが国の諸情勢の中で、郡山町の自然的、社会経済的条件をより高度に活用し、特色ある町づくりを推し進めるため」として、五項目に集約し未来像とした。その五項目は

- ① 農林業を主体とした生鮮やさい、畜産物の供給地域
- ② 鹿児島市近郊として天然資源を生かした観光、レクリエーションの町

③ 時代に対応しうる人間開発を目標にした教育文化の町

④ 衛生・福祉・行政を進め健康で住みよい町

⑤ 職・住一体化のニュータウンの誘致を図り、住宅の供給と雇用の推進

というものであった。

過疎への対応策は生活環境における最低限度の条件確保と産業基盤の整備におかれたから、勢いその施策は総合的にならざるを得ず、郡山においても計画の目標はかなり総花的である。

このような目標を実現するために準備された具体的な基本施策は(1)交通通信体制の整備、(2)産業振興、(3)住民の福祉向上、(4)教育の振興、(5)広域市町村圏の位置づけの五項目であるが、ユニークなのは(5)広域市町村圏の位置づけであろう。これまでも、産業振興を考える場合、鹿児島市近郊に位置することを意識して都市近郊農業の発展を志向することはあったが、「公害のない静かな自然環境のもとに中核都市鹿児島市の近郊としてのニュータウンと観光的週末休養地として位置づける」と、一層広域の中に

本町を位置づける姿勢を強化したのである。

### 3 安定成長期以降の動向

高度成長の終息は単に成長率の低下に留まらなかった。それはわが国経済に構造的な転換を迫ることになり、俗に、重厚長大型から軽薄短小型への転換と称された。高度成長を主導した重化学工業部門は、鉄鋼、造船、石油化学などのいわゆる構造不況業種と自動車、電気機械工業に代表される組み立て加工型工業などの成長業種とに分裂した。とくに、五十年代に入ると、同成長分野はME機器導入による省エネルギー・省力化などの徹底した合理化投資によって国際競争力を強化し、主としてアメリカ市場を中心に輸出ドライブをかけたから、ジャパンバッシングに象徴される日米貿易摩擦を激化させた。その結果、いわゆるプラザ合意が形成され、円高が急速に進んだ。六〇年には一ドル二四五円であったものが六二年には一五〇円にまで上昇している。また、このような円高の進行と貿易摩擦の激化はわが国経済の一層のグローバル化を推し進めることになった。自動車・電気機械工業部門の国内工場の閉鎖・縮小と雇用調整、海外進出が進められた。かくして、余剰資金は物づくりから投機性の高い商品である土地・株式・為替にシフトした。いわゆるバブルの発生である。国内における製造業関連投資は、なお、自動車や電気機械・電子機械部門を中心に主として東京圏で活発であったから、再び大都市圏での労働力需要を生み出し、労働力の吸引が行われるに至った。しかしながら、そこで必要とされた労働力の質は展開するME関連の雇用の増大であり、東京の「世界都市」化にともなう

世界的資本の移動拠点化であったから、管理中枢的機能を担う専門的従事者への需要であった。また、経済のサービス化による専門的・技術的労働力への需要であったから、地域経済に及ぼす影響は高度成長期のそれとは異にするものであった。それゆえ、農村地域からの労働力の大量流出という事態を惹き起すものではなかったといつてよい。

本県においても、高度成長の終息による景気の低迷が、和装需要の減退と相まって奄美の地場産業である紬の需要不振をうみ、過剰となった機械の廃棄や企業の倒産に至る事態や、石川島播磨重工の進出見合せなどとして現れた。あるいは、本県や、本町のように農業を主軸にする経済にしてみれば、輸入品価格の低下による脅威にさらされることになった。加えて、アメリカの貿易赤字を農産物などの輸出によってカバーしようとする動きが強まり農産物輸入の自由化圧力が強化される結果になったから、全体としての経済成長の鈍化による農産物需要の低迷に加えて、直接的な影響が現われた。たとえば、昭和五九年の畜産・果樹の自由化のもとで農産物価格は低迷を余儀なくされた。また、バブル期にはゴルフ場開発や不動産投機の横行を生み出した。

本町を取り巻く経済環境のこのような変化は、すでにUターン・Jターンとして話題となった流出人口の還流（絶対数のピークは四七年）を一層顕在化させ、人口流出にも歯止めがかかり、人口は二四年以降増加に転じた。その人口増加の地域特性に本町のベッドタウンとしての性格が出ている。

人口の増減を都市計画地域とそれ以外とに分けてみると表6―13、

表6-13 都市計画区域別人口の推移

		町全域				都市計画区域				都市計画区域外			
		1970	1975	1980	1985	1970	1975	1980	1985	1970	1975	1980	1985
町全域	人口	8074	7509	7910	8131	5647	5139	5852	5980	2427	2370	2058	2151
	男	3857	3585	3810	3880	2688	2412	2782	2836	1169	1173	1028	1046
	女	4217	3924	4100	4251	2959	2727	3070	3142	1258	1197	1030	1105
	世帯数	2138	2144	2350	2497	1574	1472	1762	1840	564	672	588	657
郡山地区	人口	2726	2686	3077	3427	2726	2686	3077	3427	0	0	0	0
	男	1271	1246	1444	1607	1271	1246	1444	1607	0	0	0	0
	女	1455	1440	1633	1820	1455	1440	1633	1820	0	0	0	0
	世帯数	745	786	935	1048	745	786	935	1048	0	0	0	0
南方地区	人口	1682	1509	1585	1611	1532	1410	1481	1513	150	99	104	98
	男	809	704	753	757	733	649	695	705	76	55	58	52
	女	873	805	832	854	799	761	786	808	74	44	46	46
	世帯数	449	427	461	500	411	399	430	470	38	28	31	30
花尾地区	人口	1681	1595	1653	1526	561	626	648	644	1120	969	1005	882
	男	825	795	831	757	279	313	329	325	546	482	502	432
	女	856	800	822	769	282	313	319	319	574	487	503	450
	世帯数	412	428	456	446	186	171	182	190	226	257	274	256
常盤地区	人口	1130	967	913	924	363	323	288	333	767	644	625	591
	男	534	457	435	443	175	157	134	164	359	300	301	279
	女	596	510	478	481	188	166	154	169	408	344	324	312
	世帯数	297	273	274	286	101	89	89	106	196	184	185	180
大谷地区	人口	855	752	682	643	465	94	358	63	390	658	324	580
	男	418	383	347	316	230	47	180	33	188	336	167	283
	女	437	369	335	327	235	47	178	30	202	322	157	297
	世帯数	235	230	224	217	131	27	126	26	104	203	98	191

注：人口は国勢調査，出典は「国土利用計画 82」

五〇年から六〇年までに人口は六二二人増加し、男子が二九五五人、女子が三二七人であった。世帯数は三五三世帯の増加であった。人口の増加は、都市計画地域が八四一人の増加であったのに対して、それ以外の地域で二一九人減少したことの結果である。世帯数も都市計画地域が三六八増加したのに、それ以外では一五減であった。

郡山地区は全域が都市計画地域に指定されており、最も人口増加の多かった地域であった。それ以外に人口が増加した地域は、南方地区だけである。南方地区の場合都市計画地域の人口は増加しているが、それ以外の地域ではほぼ横ばいであったことの結果であった。花尾、常盤、大谷地区の人口は微減若しくは横ばいという状態にあったが、それぞれの地域内をみると、都市計画地域以外では人口が減少したのであった。本町における住宅団地開発が比較的鹿児島市に近い郡山、南方地区においてすすめられ、そこには家族単位の流入があつて、世帯数の増加を惹き起こしているものと思われる。鹿児島市のベッドタウン化が進行していると見てよく、そのことは、逆に通勤による昼間の域外流動として結果することにもなった。

### 政策転換

高度成長が終つて周りを見渡してみると、経済社会の情勢は大きく様変わりしていた。この間の変化を昭和五三年の『鹿児島県総合計画』は次のように把握している。「大都市圏では、人口、産業の集中により過密の弊害が顕在化した反面、地方圏では、若年層の流出により地域の活力と魅力が失われ、過疎問題が深刻化した」。しかし(高度成長は)「結果として地方分散のメカニズムをはぐくみ、人口、産業の地方への分散、地方都市での集積の兆しが現れはじめてきた」、「このような動きを踏まえて、国はそれぞれの地域について、自然的・社会的・歴史的條件に沿って居住環境を総合的、計画的に整備しようとする定住構想を国土政策の基本」に置いたという。五一年の「第三次全国総合開発計画」である。

本町に於いても、五四年には、「国・県及び広域市町村県の諸計

画、施策との整合性を保つよう配慮し」つつ「郡山町振興計画」を策定している。そこでは、計画の時代背景として、「人口は近年減少が鈍化し、県立甲陵高校の設置にともない住宅団地の建設がはじまり、今後人口は増加するもの」とされる一方で、「人口の高齢化が顕在化し・・・、非過疎市町村との格差はなお解消されず、財政力は脆弱であり、町民の就業機会も乏しい」との認識を示した。それゆえ、「活気あふれる明るく豊かな郡山」を作るに当り、鹿児島市への労働力供給町としての性格が強まっているので交通通信体系の整備を第一義的に追及するとした。産業振興にあたっては従来からの基幹作物である米に加えて、都市近郊の性格から園芸・畜産を重点産業に据える一方で、先に触れた就業機会の不足を補うために、大規模な工場誘致の条件はない（土地と水）としながらも、多量に水を使わず、公害のない雇用型工場の誘致をはかることを重要課題に据えた。

この期の振興の考え方を示す「自立自興」が登場するのがこの年である。平成二年（一九九〇）に過疎地域活性化振興特別措置法の指定期間から外れたように、「郡山町の発展の兆しが見えた」として町の発展は町民自らの手で図ることとされ、その手法としての住民との話し合いが強調された。

なお、この「自立自興」を促す背景には、いわゆる「地方の時代」と表現された思潮の変化があった。これは本県においてはサンライフ運動や農村振興運動の実践として具体化された。しかし他方で、この五五年以降に顕著となった「地方の時代」には、財政困難により国からの援助が期待できないという客観的な状況があった。国の

経済運営を彩った行政改革がそれである。特例公債依存体質からの脱却と公債依存率の引き下げをスローガンに、節減・合理化と財源の重点配分が標榜され、昭和六〇年には自治省から地方行革大綱が示された。

本町でも、これらを受けて地方行革推進のための行革推進本部が設置され、そのために委員会が置かれて取り組みが始まった。

ごみ収集の業務や学校給食運送業務などを民間に委託することや、電話交換のパート化などのほか、さらに多くの業務を民間に委託できるようにOA化を勧め、人減らしによる人件費の抑制などに取り組んだ。さらに、これらの直接的な行政改革と並び補助金を見直し、各種団体への補助をカットしたりすることが行われたが、実際にはなかなか削除できずに終わったようである。

#### 4 平成不況期

昭和六三年の国による積極財政への転換は、いわゆるバブルを生させた。同時に、第四次全国総合計画が策定され、東京一極集中の傾向が強まる中、ふるさと創生事業「自ら考え自ら行う地域づくり事業」がスタートする。

内需拡大を合言葉に、かつてなかった活況が訪れた。消費も拡大し、値段の高いものから売れるという珍現象が発生し、新聞をにぎわせた。生活バブルであった。これは、いわゆる土地神話にも支えられて、日本人の生き方が変わったのではないかと思えるほどのバブル状態が現出した。

バブル期に膨れ上がった信用の急収縮が起こり、株価や土地価格

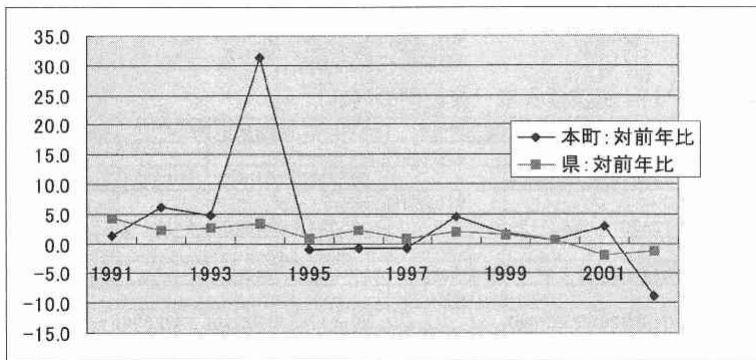
の急落、いわゆる金融恐慌が発生した。日本長期信用銀行、北海道拓殖銀行、山一証券の倒産などなど、不良債権の処理が当面の課題としてあらわれたのである。同時に、実物経済面における生産調整局面が長期化し、設備投資は停滞した。一〇年を超える不況の継続である。

### 平成不況期の本町経済への影響

このような日本経済の状況を前提にこの時期の本町の状態を観察すると、まことに奇妙な感じがする。後述のように、本町の経済成長をマクロで見ると停滞若しくは低下すらしている。しかしながら、本町の外観の変化はむしろこの時期に現出しているのであり、一見不況とは無縁の経済運営が見られたのではないかとさえ思われる。

詳しくは後段で見るが、この時期、先のふるさと創生事業による「八重山公園事業」をはじめ、西俣工業団地の完成や総合運動場の

図6-3 経済成長率の推移



『市町村民所得推計報告書』 1991(平成3年)～2001年(平成13年)

建設、また賦合公営住宅の新設・建替えなど、各種事業が展開されて、町の外貌は一変する。

この様な見かけ上の変貌にもかかわらず、バブル崩壊により経済成長率は急速に低下した。図6-3は県ならびに本町の経済成長率(名目)を見たものであるが、それによれば、バブル期の余韻が残る平成三年には、県の成長率はまだ四割台にあった。九〇年代前半には二割台になり、その後低下して平成七年には〇・八割になり、一進一退を繰り返しながら平成一三年にはマイナスに転じた。本町の経済成長率は、おおよその傾向は県のそれに近いが、二〇〇〇年以降はとうとうマイナスに転じた。本町での動向を見ると①県のそれに比し振幅が大きい。②マイナス成長がある。③九二年から成長率を高め、九四年には突出した成長を記録した。④二〇〇二年のマイナスの幅が大きいという特徴が見られた。振幅の幅が大きいという特徴をもっている。長期不況化にあっても県内総生産は絶対額では四兆四千亿円から五兆四千亿円に十年間で一兆円増加した。同時に本町の場合も百十億円から百七十億円へと六十億円の増加を見た。しかし、県の場合には平成一三年(二〇〇一)にマイナス成長になるまで、低い成長率ではあったがプラス成長をつづけたのに対し、本町は平成七～九年の三年間にマイナス成長を記録した。

経済の規模が県では四～五兆円であるのに比べ本町は百億円台と小さく、それだけ動きが極端に成るといふことは避けられない。

最も特異なのは平成五・六年の動きで、実に三一・四割の成長である。この年、前年の総生産額百二十四億円が百六十三億円に、実に三十九億円の増加であった。この三十九億円の増加は、第一次産

業の一・四億円と第二次産業の三十四億円、それに第三次産業の五・九億円の増加の総和である。八割が第二次産業によって生み出された。

ここには、一〇〇年に一度といわれた「八・六水害」からの復興に関わる事業費の増大が、反映したものである。このような特殊事情を除いて、政策課題は高齢化の進行、あるいは、人口は増加するが、働き場がないことに対応して、交流型地域社会の創造に力点が移った。

### 特徴ある政策

この時期の町の動きを特徴付けることになった大規模プロジェクトが取り組まれた。

#### (一) 総合運動公園

平成五年(一九九三)に、東俣に総合運動公園を建設する事業が開始された。同年度内に総合運動公園の用地買収、実施設計を終え、平成六年一〇月には起工式が行われた。総額三六億五九〇〇万円に上る事業費は、一期分が「ふるさとづくり事業」、また、二期、三

表6-14 経済成長率(変動期の内容)

	第一次産業	うち農業	第二次産業	うち製造業	建設業	第三次産業	うち不動産	運輸通信	サービス	政府サービス
1993	826555		3425421			8564741				
		670943		1485792	1848264		2075538	1013013	1076571	2848477
1994	968606		6800346			9132631				
		801702		1231610	5444159		2253147	1148108	1110472	3089763
	第一次産業	うち農業	第二次産業	うち製造業	建設業	第三次産業	うち不動産	運輸通信	サービス	政府サービス
1997	684461		4894120			10957980				
		557591		2106829	2568990		2916176	1182710	1482896	3540839
1998	693580		5170658			11349532				
		552953		2365743	2649918		3235420	1165768	1663796	3456114

『市町村民所得推計報告書』より作成

期事業分は「まちづくり特別対策事業」で賄われた。

同公園の設立目的は「人・物・情報三つの拠点づくり」にあったから、多目的陸上競技場、多目的広場、テニスコート、グラウンドゴルフ、児童公園、いこいの森、ジョギングコース、駐車場などと総合的機能を持つように計画された。

平成八年度には体育館などの着手と共に、総合運動公園内に温泉を掘削し、町民の健康増進の施設としての機能を強化することが企図された。九年には健康増進対策の推進のため保健センターの建設に着手している。(本町には、温泉の湧出があちこちで確認され、すでに民間企業による温泉掘削事業が推進されていた。)この施設は平成一〇年温泉施設建設の着手に結果した。

平成九年五月、町制施行四〇周年記念式典とかねて総合運動公園の落成式が挙行された。オープニングセレモニーでは招待チームや本町出身者の紹介、花束贈呈などがあり、また、神村学園高校の鼓舞道部による太鼓や踊りの披露などがあった。午後から、総合運動公園オーブン記念事業Ⅱサッカー招待試合が行われ池山町長が始蹴式を行った。

招待試合には九州高校サッカーの名門東福岡、国見高校のほか、地元からは鹿児島実業、鹿屋体育大学、鹿児島高等専門学校などが招待された。

八年度の温泉掘削から始まった温泉活用型施設が一二年七月に竣工した。同時にオーブンされ、総合運動公園の陣容が整った。それに先立って、総合運動公園と温泉活用型施設の名前が「スポランド郡山」、人々がスポーツレクリエーションを通じて交流するゾーン



の総称・「スパランド裸・楽・良」スポーツ交流基地の核、心と体のリフレッシュゾーンに決まった。

総合運動公園の多目的陸上競技場は、町内大運動会をはじめ各種競技会の開催場所として有効に活用され、また、多目的広場は「ふるさと祭り」の会場として、また、地元の新鮮な野菜が並んだら・ら・ら良かもんまつりが開催されるなど、まちおこしに一役買っている。スパランドもまた多彩な催しに利用されてきたが、そのひとつに健康で楽しく充実した人生づくり：「ら・ら・らカルチャースクール」の開設がある。同スクールは平成二二年一月から一二講座がスタートした。平成一六年一〇月町報のららら告知板によれば、ら・ら・らカルチャー講座の開設状況は表6-15の通りであった。

平成一四年三月、スパランド前に「仮遊館」がオープンした。高齢者の交流や青少年のふれあいの場として活用し、高齢者の生きがい作りや社会参加を促進する目的で設立された。総合運動公園の建設は、その目的の通り、市民の交流の拠点としての機能を果

表6-15 ら・ら・らカルチャーセンター講座

ハワイアン・フラ (1クラス)	月 (11:30~13:00)
楽しい琴(生田流) (1クラス)	火 (15:30~19:00) (個人レッスン有)
フラワーアレンジメント (2クラス)	火 (10:00~11:30) (19:30~21:00)
純銀粘土アクセサリー (1クラス)	第1・第3水 (13:30~15:30)
日本舞踊 (2クラス)	水 (19:00~20:00) (20:00~21:30)
茶道(表千家)(1クラス)	水 (17:00~20:00)
パッチワーク教室 (1クラス)	木 (14:00~16:00)
詩吟教室[綿城流] (2クラス)	木 (14:00~15:30) (19:30~21:00)
楽しい大正琴 (1クラス)	木 (17:00~20:00) (個人レッスン有)
社交ダンス (1クラス)	金 (11:00~12:00)
楽しい陶芸 (2クラス)	金 (14:00~16:00) (19:00~21:00)
演歌カラオケ教室 (2クラス)	土 (14:00~16:00) (19:00~21:00)

広報こおりやまNo.466より

たすことになったが、同時に、造成工事が郡山町造成工事共同企業体に、調整池工事(第一工区)は鮎川・石嶽建設工事共同企業体に、さらには調整池工事(第二工区)が南生・片平建設工事共同企業体に発注されるなど地元企業を基本に実施されたから、その当初から町経済にとって大きな効果を発揮した。

## (2) 郡山中央地区土地区画整理事業

郡山地区は旧来からの中心市街地ではあったが、近年のモータリゼーションの進展が旧来の狭い道路など、いわゆるインフラ整備の遅れなどを嫌って、なかなか市街地としての発展が難しくなっていた。ところが、平成五年の「八・六水害」によって手痛い被害を受けたので、土地区画整備を進めることで、商業地としての復活を図ることとした。

道路・公園・河川の改修などのインフラ整備、居住環境の改善によつて宅地の利用を進め、商業集積を作り出して市街地を形成する。あわせて、八・六の経験から、水害に強い市街地造りに留意する計画作りが進められた。

町は地域の合意形成に関しては、平成六年八月から地域住民とのまちづくり案の検討を始めた。同年九月には、郡山麓(一三一人)、柿園(八人)、中福良(六人)、賦合(四人)の四地域に「まちづくり委員会」を発足させ、説明会や勉強会を延べ五〇回を重ねた(カッコ内は委員数)。翌年八月には四地域代表(各二人)からなる「郡山中央地区まちづくり連絡協議会」を設置した。同組織は九年一月からは、土地区画整理審議会(メンバーは選挙で選ばれた八人と

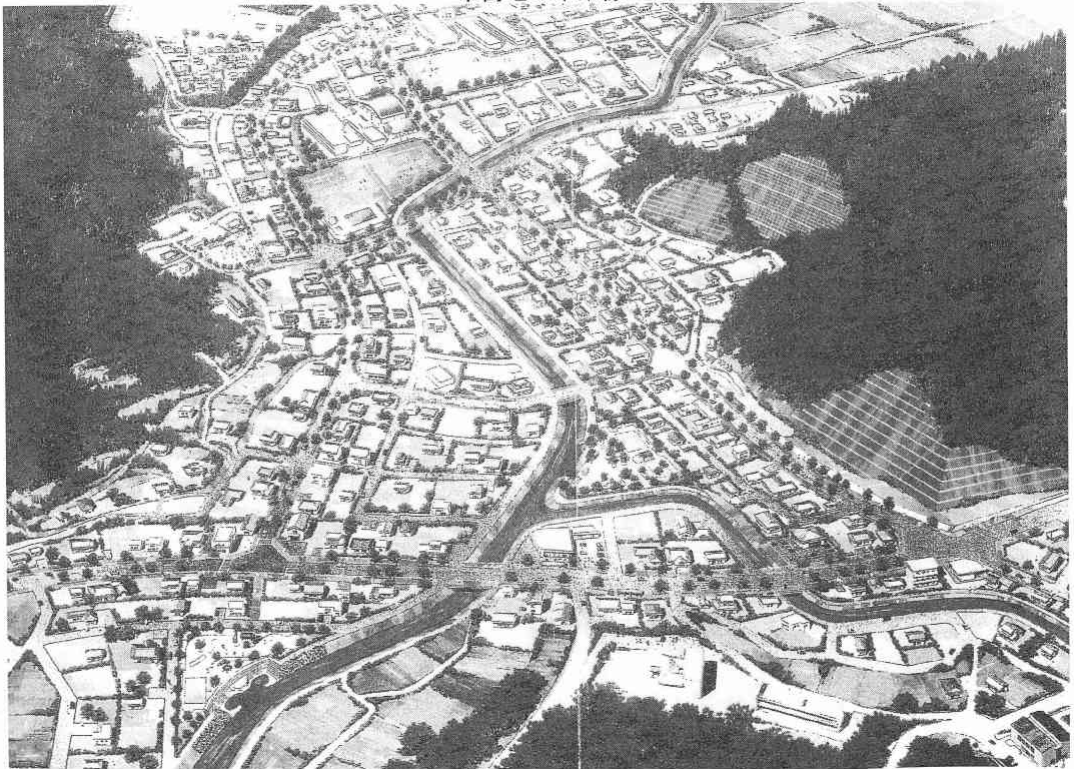
学識経験者二人、それに審議会の同意による委員三人の計一三人）に移行した。

一方、平成六年度には国の基本計画承認を受け、翌七年三月、鹿児島県都市計画地方審議会で郡山都市計画道路及び中央土地区画整理事業区域が、決定・承認された。さらに翌年三月に、計画概要と事業計画が県知事の許可を受けて決定され、事業に着手した。

この事業は、施行面積 四五・八<sup>〇</sup>、当初の計画では施行期間の予定は平成七年度から一六年度で、概算の総事業費は六七億六三〇〇万円という大型プロジェクトであった。その後、平成一〇年三月に、国との実施計画協議により施行期間や総事業費の見直しが行われた結果、施行期間が九五（平成七）年から平成一六年度の予定から、平成二〇年に延長された。また、総事業費も六七億六三〇〇万円であったものが一一〇億円（補助基本額は五二億三〇〇万円）に増加した。事業内容も公園種が四箇所から五箇所に増加するなどの変更が行われた。

現時点での計画の内容を見ると、「区域内現在人口は八二七一人（一八人／<sup>〇</sup>）<sup>〇</sup>、市街化率五一・八<sup>〇</sup>、計画人口は一九六〇人（四三人／<sup>〇</sup>）<sup>〇</sup>」である。また、「権利者の総数は三六六人、建物戸数は二八七戸（五八九棟）で、うち要移転戸数は二八一戸（五七三棟）で、移転率九七・三<sup>〇</sup>」である。「平均減歩率は二七・六<sup>〇</sup>」で、保留地面積が一九九三〇平方<sup>〇</sup>、主な公共施設として、都市計画道路四本、三七三<sup>〇</sup>、区画道路等八七一<sup>〇</sup>、公園五箇所、緑地六箇所の一七五九三平方<sup>〇</sup>、関連事業として、県が国道・河川整備事業を併行している」とある。

市街地の未来像



このようにして、大掛かりな区画整理事業が実施されているが、その進捗率は、一六年度末現在、事業ベースで四一割、建物移転が三四・七割である。いずれにしても、同地域は、国道幅員が一三メートル（片歩道）から二〇メートル（両歩道）に、県道幅員が七メートル（歩道なし）から一三メートル（両歩道）へと拡張され、ファミリーレストランやコンビニエンスストア、スーパーマーケットにマンションなどが計画的に配備された市街地に姿を変える途上にある。

### (3) まちづくり事業

むら・まちづくりあるいはまち興しは、自らの地域の置かれた客観的条件にいわば受身で対応するという営みから生まれるという場合がある。本町における受身に見えるべきこととして、昭和四四年に始められ四六年に終了した公民館の統合があった。これは高度成長の過程で過疎が本格的に展開する中で、住民生活の視点からも、行政の効率的運用の面からも改変が迫られた出来事であった。五二あった集落が一丸に統合された。集落は生活の基礎単位であり、運動会であれ敬老会であれ、各種行事の基礎単位でもあったから、いわば人々のアイデンティティの拠って立つ基盤を改変するという重大事であった。それが大きなトラブルも無く短期間に実行された背景に、そこに住む人々の自発性や地域にかける期待がマグマとして存在したことを抜きには語れない。

その結果は次の通りであった。( )内は旧集落名

本岳（仕明、梨木野、大中、平、大東）、里岳（里岳上、里岳中、里岳下）雪平（西雪元、東雪元、平原）、八重（上の丸、笹之段）、

大浦（大浦上、大浦中、大浦下）、常盤（上常盤、小浦）、西俣（西俣上、西俣中、西俣下）、有屋田（有屋田上、有屋田下）、甲突（清和、坪久田、中福良）、柿園（上園、柿木平）、郡山麓（郡山、馬場）、賦合（賦合）、油須木（油須木）、厚地（峠、茄子田、岩戸）、花尾（久保山上、久保山下、向江谷）、大宮（大平、宮脇、大下、丸山）、東秀（永山、湯屋、宇都、有島）、東俣（西上、西下、白石）、川田（川田上、川田中、川田下）。

人々は早く昭和三五年には「農民祭」（第一〇回に当たる昭和四六年から「町民祭」に改称）を開催し、三七年からは八重山を舞台にハイキング・夏祭りなどを毎年実施してきた。このような継続する力が、平成二年以降になって町行政を中心に各種事業として取り組まれたものと、住民の自主的な活動とが分かちがたく結びついて一気に開花した。

一方では、平成二年一〇月に発足した町特産品協会のように、町の観光・特産品の発展を図る、産業としてのまちづくりを生み出し、他方では、平成六年七月の「魅力あるまちづくりシンポジウム」に二五〇人が参加するという結果を生み出したように、不特定多数の住民参加型のまちづくりを生み出した。

平成二年七月、大平の老人クラブが中心となって「花尾瓢箪村」を開村した。瓢箪村の誕生には町の異業種交流振興会の「花尾イキイキ班」が深く関わっていた。翌年九月には、里岳地区老人クラブが「里岳の餅が丘観光農園」を開園した。同園は、鹿児島市の「さつまいも館」との交流・連携し、花尾の瓢箪村は、むらづくり自慢・ふるさと自慢に出店するなど、いずれも多様な活動を展開した。

住民参加型のまちづくりに果たした行政の役割も大きかった。本来の業務である都市計画の推進なども重要であったが、ここでは、むしろソフト面での行政のかかわりに注目しておきたい。平成二年の「町観光レクリエーション基本構想」の策定（「自ら考え自ら行う地域づくり事業」や「水から考え水から行う地域づくり事業」）の策定を皮切りに、平成七年には、「ひと・水・わくわく地域懇談会」を地域公民館で実施して町長と住民との直接対話を実現し、また、八年以降は、地域の各種団体や同好会・スポーツクラブとの懇談を進めて、その意向を把握することに努めた。同様の趣旨で、「町長と語る日」が毎月一回設けられた。この延長上に、一一年、郡山町地域活性化推進協議会「わくわくネット郡山」が設置された。

平成一三年には、概ね二〇年後の郡山像を描く「都市計画マスタープランづくり」に着手して、翌年一月に「まちづくりアンケート」を実施した。

### 高齢化問題に重点が移行

過疎問題の解決が政策課題から退いたわけではないが、高齢化が深刻になるにつれて、重点は移行したといつてよい。実際、総人口は僅かながら増加したから、町総体としては過疎地域の要件からは脱却したといえる。しかし、同時に、昭和五四年の長期振興計画で指摘された高齢化の問題は、年を経るごとに深刻化した。総人口の増加に高齢化が寄与するという、まことに奇妙な社会現象が生じていた。

町は、昭和六三年に町報No.289号で「高齢化社会を考える」を特集

している。

もともと、高齢化社会の目安としての老齢人口比率七割は三五年には超えていたのだから、高度成長期にも高齢化は進んでいた。実際、表6-16に見るように漸次老齢人口比率は上昇し、昭和四五年には一〇割を超えた。その後も上昇を続け、平成一二年には二四割、四人に一人は高齢者という社会になった。（表16 従属人口と老齢化指数の推移）

一方、従属人口指数を見ると、三五年の九〇・四割から低下して五五年には五二・六割になった。この間人口流出も進んで、生産年齢人口も減少する中で、老齢人口は増加したものの、幼年人口が激減して、従属人口指数は低下したのであった。四〇年までは、戦後ベビーブームがまだ幼年人口を構成したから、絶対数では三千人台にあり、その後の水準とは段階をことにしていた。この年齢層が域外流出するに及び、生産年齢人口は一層減少し、その結果出生数も減少することになり、（出生率には大きな変化がなくとも）五五年には一六五三人と半減した。この間、老齢人口は増加した

表6-16 年齢階級別人口の推移

	幼年人口	構成比	生産年齢人口	構成比	老齢人口	構成比	総数	幼年	老年	郡山町	鹿児島県	全国
1960	3981	39.8	5259	52.5	771	7.7	90.4	75.7	14.7	19.4	19.7	19.1
1965	3168	34.8	5059	55.6	875	9.6	79.9	62.7	17.3	27.6	26.4	24.6
1970	2211	27.4	4952	61.3	991	11.3	63	44.6	18.4	41.2	37.2	29.5
1975	1700	22.6	4863	64.8	946	12.6	54.5	35	19.5	55.6	48.5	32.7
1980	1653	20.9	5183	65.5	1074	13.6	52.6	31.9	20.7	65	56.8	38.7
1985	1685	20.7	5247	64.5	1199	14.7	55	32.1	22.9	71.2	65.5	47.9
1990	1510	18.6	5150	63.5	1450	17.9	57.5	29.3	28.2	96	83.6	65.9
1995	1272	15.4	5177	62.8	1801	21.8	59.4	24.6	34.8	141.6	109.4	91.2
2000	1200	14.4	5074	61	1994	24	62.9	23.6	39.3	166.2	143.6	118.7

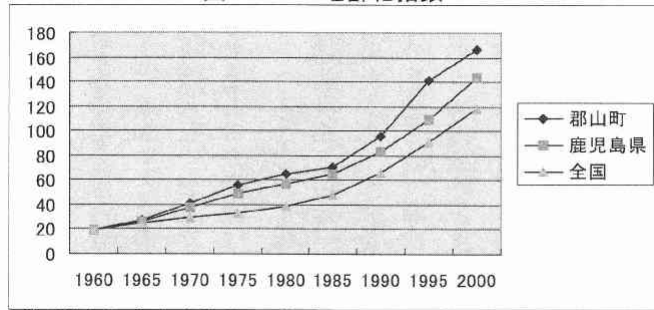
『国勢調査』各年度版より作成 1960(昭和35年) 1950(平成2年) 2000(平成12年)

のだが、幼年人口の減少を埋め合わせるには至らず、従属人口の減少に結果したのであった。昭和五〇年以降昭和の末期まで、還流人口と若年層の流出の停滞が重なって幼年人口の絶対数は横ばいで推移したが、平成二年に入り、生産年齢人口の変動が小さかったにも拘らず、幼年人口は激減した。結婚年齢が上昇し、未婚者の増大がある中で、いわゆる少子化が急速に進んだことが原因であった。他方で高齢人口は絶対的に増加し、七年にはとうとう幼年人口を上回ってしまった。その結果、従属人口指数は昭和五〇年代半ばに反転して上昇し始め、平成一二年には昭和四五年と同水準になった。

ところで、高齢化を示す指標としての老齢化指数を見ると、三五年では、本町のそれは鹿児島県、全国のそれと同水準にあった。その後の展開は、本町の老齢化指数の上昇が先行し、県とは五年、全国と比較した場合は一〇年先行し、老齢人口が幼年人口の一・七倍に達している。

生産年齢人口比、従属年齢指数が共に昭和四五年と平成一二年がほぼ同じ水準にあるが、その内容は幼年人口の半減、老齢人口の倍

図6-4 老齢化指数



『国勢調査』各年版より作成

表6-17 計画と現実 (比較表)

	人						
	基準年人口	予測年	予測年の実際	策定年	基準年	予測年	
一) 新町建設計画書	9343	10400	9102(65)	1959	1955	1968	
二) 第一次振興計画				1970			
三) 第二次振興計画	7900	10200	8110(90)	1979	1978	1988	
四) 第三次振興計画	8131	10500	8489(00)	1989	1985	1999	
五) 第四次振興計画	8317	10000	8545(04)	1995	1994	2003	

	人						
	基準年就業者	予測年	予測年の実際	策定年	基準年	就業者数	
一) 新町建設計画書	5210	5121	4487(65)	1959	1955	1968	
二) 第一次振興計画				1970			
三) 第二次振興計画	3857	5200	4261(85)	1979	1975	1988	
四) 第三次振興計画	4261	5830	4141(95)	1989	1985	1999	
五) 第四次振興計画			3948(00)	1995	1994	2003	

	円						
	基準町民所得	予測年	予測年の実際	策定年	基準年	町民所得	
一) 新町建設計画書	109182	151653		1959	1955	1968	
二) 第一次振興計画				1970			
三) 第二次振興計画	716000	1850000		1979	1975	1988	
四) 第三次振興計画	1232000	2780000		1989	1985	1999	
五) 第四次振興計画				1995	1994	2003	

資料は各振興計画書及び人口と就業者数は国勢調査、所得は市町村所得統計書による

増の結果であるから、本町の高齢化はかなり深刻なものになった。

5 郡山町経済の特徴

町総合計画の描いた未来像と現実の姿

これまで1から5を通じて、戦後の本町を取り巻く環境の変化を踏まえながら、それに本町がどのように対応しつつ、町経済の発展を図ろうとしたかを述べた。

次に、本町経済の特徴を考える一端として、計画と現実を比較してみる。町が策定した各種「振興計画」書から、未来像として数量化された、人口予測を中心に比較した。

次表はこの関連をまとめたものである。

まず、昭和三四年の新町建設計画書は、基準年の三〇年の人口（これには嶽、有屋田集落が含まれていない）九三三三人をスタートとして、四三年の予測人口を一〇万四〇〇人と推定した。四〇年が一万〇四六〇人。また雇用計画に関しては労働人口を三〇年の五二一〇人が四三年には五二二一人になるものと予測している。

第二次振興計画では、それぞれ七九〇〇人から一万〇二〇〇人と三八五七人から五二〇〇人へ、第三次振興計画の場合は八一三一人が一万〇五〇〇人、四二六一人が五八三〇人に増加するものとされた。第四次振興計画の予測は、人基準年人口は八三一七人でありこれが平成一五年に一万人と予測したものの労働人口の指標は掲げられなかった。

人口に関する予測と現実の関係は、新町建設計画の場合、予測年に先立つ四〇年に九一〇二人まで減少していたから、未来予測と現実との間にはかなりのズレが生じた。計画の見通しも、漸次人口が減少するものとされてはいたが、この時期の人口減少の程度はその予想をはるかに上回った。第二次振興の段階になると、人口増加が予測され、一〇年間で約二三〇〇人増と見積もられた。確かに人口は昭和四八年以降増加に転じてはいたのだが、実際は予想年の二年後が八一〇人で、予想よりも二〇〇人以上も少なかった。同様に第三次振興計画も予想に比べ実際のほうが、やはり二〇〇〇人近

くのズレが見られた。この間は人口が漸増する傾向にあったから、方向性に問題があったわけではないが、期待するほどの人口増加を見ていない。第四次振興計画はそれまでの計画よりやや慎重に一人の予測をしているが、それとても「希望」に過ぎず、平成一六年でなお、八五一〇人に留まる結果となった。

就業人口についてはどうだったか。予測は四三年が五一二一人、六三年が五二〇〇人、平成一〇年には五八三〇人とされた。人口の将来予測に比し、よりシビアな未来像である。結果は四五年が四四八七人、平成二年が三七七五人、平成一二年が三九四八人であった。計画の成果を評価する必要は感じられるもの、あるいは、計画は仮に実現しなくとも、未来像を示してそれに向けて頑張る目標という性格も持っているから、ただ、シビアに現実の前にひれ伏すというわけにはいかないということであろうか。どのような将来予測を立てることが望ましいのかは地域住民の思い方に掛かっている。こうしたひとつの考え方なのか、第四次振興計画では、人口以外の予測は数値としては示されなかった。

### 経済構造の変遷

本町経済が、戦後六〇年の間に、どのような変化をたどってきたのかを概略知るために①産業別就業人口の推移 ②町民生産所得の推移 ③労働力の流出入の推移の三項目について検討する。経済の姿を人の活動の結果として覗いてみようというわけである。

#### 〈産業別就業構成の変化〉

表6—18は国勢調査によって一五歳以上人口の労働力状態を見た

ものである。

本町における一五歳以上人口は緩やかではあるが、昭和五〇年まで減少した。その後は減少率よりやや高い割合で増加に転じている。三五年から五〇年の一五年間に減少した人数が、次の五五年にはすでに回復してしまった。その後もずっと増加を続けている。これには出生と死亡、流出と流入というその地域の人間の増減を左右する要因が働いているわけであるが、細かい説明を省けば、少子化と高齢化に結果するような事情が働いて、期間を通じて自然増が若干なりともあったと見ることが出来るから、昭和五〇年までの一五歳以上人口の減少は社会的な移動を主因にして惹き起こされていたものである。

仮に、若年労働力がほとんど流出してしまうようなことが続けば、その地域社会に若者がいなくなり、その結果子供も生まれないなどという極端な場合も考えられなくもない。さらには、今日問題になっているいわゆる出生率の低下による少子化が極端に進めば、人口の絶対減が起きるわけであるから、そのことも考慮しないわけにはいかない場合もあるが、いずれにしても、少子化の影響で一五歳以上人口が絶対的に減少するにはかなり長い時間を要するから、この期間には一応考慮しなくてよい。それゆえ、一五歳以上の人口の増減は、主として社会的な移動のあり方に関わっているといえよう。

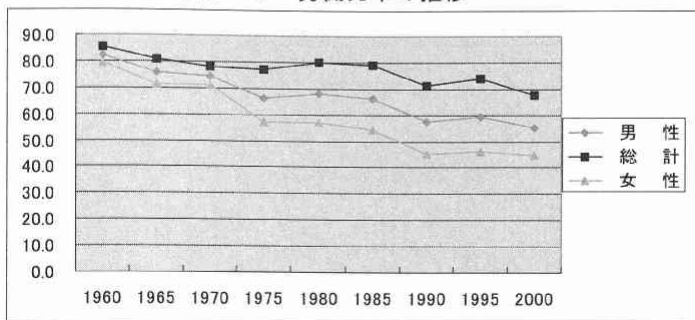
次に、この人たちが何らかの職業について働いているかそれとも働いていないかを基準に見ると、勿論労働力人口のほうが多い。いずれの社会にあっても、人は働いて生きることからは基本的に逃れられないものだと考えてよい。ところが、労働力人口は（実際に何

らかの職業に現に就いている人Ⅱ就業者と働く意欲はあるのだが、たまたまいま仕事についていない人Ⅲ失業者を加えたもの）ジグザグしているとはいえず、傾向的には減少している。それに対して、非労働力人口のほうはほぼ一貫して増加し、平成一二年では四対三くらいの比率になっている。勿論、一般的にいつて、その社会の労働力人口が減少することが、直ちに経済的な問題を生じさせるわけではない。これも一般的にいつて、生産力の上昇があれば、より少ない人数で多くの人を養うことが出来るからである。そうでなければ、いわば、それ以前の社会では、働くことを強制される年齢層が、学生などとして、一方的に寄食する時代を過ごすことは許されないことになる。その意味では、社会における労働力人口と非労働力人口の比率や労働力人口の絶対数がストレートに問題を示すわけではない。さらに一五歳以上人口の数が少ない昭和五〇年までの時期のほうが、その後の人口が増えた時期よりも労働力人口が多いのである。もうひとつ、労働力人口の内部での変化が注目される。労働力人口のうち、実際に働いているものは三五年以降絶対数で減少し、五〇年には三五年と比べると、一一〇〇人余も減少し、四分の三程度になった。その後増加したものの、増加傾向が維持されたわけではなく、傾向的には減少がつづいた。その一方で、労働力人口のうち実際に働いているものの比率は昭和三五年ごろの九九・六割、殆ど総ての働く意欲のあるものは何らかの就業につくものであるという状態から、少しずつではあるが失業者が増加している。働く意思を持つものが、その近傍に希望する職種や労働条件の仕事の機会がなかったり、仮にあったとしてもその絶対量が希望者の量よりも少ないな

表6-18 労働力状態の推移

	総数	労働力人口	就業者	失業者	非労働力人口
1960	6035	4990	4970	20	1045
1965	5934	4506	4487	19	1425
1970	5863	4937	4364	33	1466
1975	5809	3935	3857	78	1874
1980	6257	4322	4254	68	1930
1985	6446	4367	4261	106	2071
1990	6600	3916	3803	113	2663
1995	6978	4273	4141	132	2701
2000	7114	4147	3948	199	2967

図6-5 労働力率の推移



『国勢調査』各年版より

どの事情で、生じていることが考えられるから、この場合は、その地域社会の経済問題といわざるを得ない。大雑把に言って、四五〇年以降、とりわけ平成に入ってから、失業率は上昇せず、逆に五年には五割近くまで達した。人口流出がとまり、還流人口を迎え入れることになった時期には、いまだ本町の産業はその受け皿を準備できなかったことを想像させるとともに、平成に入ってから長期不

況がその事態を深刻化させ、かつ顕在化させたものと思われる。同時に、その両期間を通じて、本町の産業構造が大きく変化し、潜在失業者を顕在化させてしまう構造が形成されたことが窺えるように思われる。

町の労働力人口が減少して非労働力人口が増加したり、就業者数が減少して、失業者が増加するなどの現象が起きる原因は複雑である。まず、前者の原因を図5を手がかりに尋ねてみよう、同図には男女別に見た労働力率の推移を示した。労働力率が急速に低下していることがわかる。特に女性のそれが急速である。男性もすでに二人に一人しか働いていない状態に近づいているが、女性がそれをも下回るに至ったことが、全体として働いているものの割合を下げてしまった。したがって、仮に一五歳以上人口が増加したとしても、労働力人口は減少するわけである。労働力率を低下させるひとつの要因として、進学率の上昇が考えられる。また、高齢化にともなう事実上のリタイヤもそのひとつであろう。さらに加えて、時代の考え方、中でも、女性の就労に関する意識の問題がある。進学率の上昇や高齢化は比率を低下するよう働き、就労意識の変化はどちらかといえばそれを上昇させる方向で働いた。

高齢化によるリタイヤや就業意識の変化を動かす人々のありようは、職業に関する選考のあり方と深く結びついている。そこで、このような事態を生み出した事情を見るために、再び表6-18を検討する。

〈就業者数の推移〉

就業者数の推移は男性の場合、昭和五〇年まで緩やかに減少した。



その後五五年にかけて三五五年を超えるところまで増加したが、それ以降はほぼ同じ水準にあった。しかし、平成一二年にかけ再び減少に転じた。一方女子の場合には、三五年から五〇年にかけての減り方が男性よりも激しく、三五〇四四年代を通じて絶対数では男性を上回っていたものが、昭和五〇年には逆転し、それ以降は男性との差を拡大して平成一二年の男女比は一对〇・七五になった。ちなみに昭和三五五年ではそれは一对一・一で女性のほうが多かったのである。

まず、おおよその検討をつけるために、クラーク・ペティ法則を確認しよう。経済の発展とともに、第一次産業人口が減少し、第二次産業人口が増加する。しかる後に第三次産業人口がさらに第二次産業人口を凌駕していくというものである。クラーク・ペティの法則の意味するところは、地域外との流入入をともしないつつ、第一次産業従事者が、経済の発展とともに進展する産業構造の変化に対応して、転職するということがある。一方、第一次産業の生産性が上昇する。さらには、経済の発展と共に生活水準の向上による対個人サービスの展開と、第二次産業を支える企業群に対する対事業所サービスの需要の増大がいわゆる経済のサービス化を引き起こして、第三次産業従事者を増大させていくことが想定された。

この点では、本町の推移はやや特異な展開を示している。確かに、第一次産業人口は昭和三五年代以降激減し、平成に入ってから、第二次産業人口がこれを上回った。しかし、第二次産業人口は一貫して少なく、一度として第三次産業人口を超えたことがなかった。

本町の場合、第一次産業従事者はその殆どが農業従事者であった

から、やや詳細にその動向を見よう。戦後の急激な就業者増は、すでに指摘した、焦土と化した都市からの帰村人口と海外からの復員などによる引揚者が当面農業者として生きていたことを示すものであった。その後、この膨張した従業者は、多様な経路を通じて、農外に排出されて急減した。すなわち、昭和三五五年の三八八四人が平成一二年には三九六人になった。その減少率は実に九割に達する。

農業就業者は全就業者の一割に過ぎないものになった。三五五年ごろには、郡山の就業構造はその全就業者の七八割が農業者で占められていたから、そこには農業を基幹とする郡山経済が確かにあったのだが、もはや農業を基幹産業とするとはいいがたいものに変化した。このような大変化は昭和五〇年まで二〇割を超える減少を続け、その後一〇年間は減少率が若干緩やかになったものの、昭和五五年ごろからはさらにその速度を速めて、五〇パーセントを超える減少率を示したことで実現した。当初は農業・農村の過剰人口の排出という、健全な性格を含みつつ、域外労働力需要に対応する形で労働力の減少が進行した。しかし、昭和五五年以降は、就業者に占める農業者の割合は三割を割っており、労働力の農業からの離脱が農業の解体と共に進行した姿が示されている。

本町における農業からの離脱の過程は、絶対数こそ当初から女性が多いことを除けば、昭和五〇年まではほぼパラレルに減少した。五〇年以後男子の減少が緩やかになったのに比し、女性のほうがさらに急激な減少をしたから、絶対数においても平成に入ってから同じ水準になった。総数を減少させつつもなお女性の就業者数かなり男性に比べて多かったから、いわゆる三ちゃん農業の姿があったように

思われるが、平成に入ってから、もう老齡農業と称することにも無理がある。ただ、後に触れるように、ごく少数ではあるが、本町農業の特性を形成する、若年層に担われた農業従事の姿が浮かび上がることにもなった。

老齡リタイア農業者を除く転職者の受け皿はどのようなものであったのだろうか。再び、同表にかえると、第二次産業での就業者数は三五年には二六三人(五・三割)に過ぎなかった。第三次産業は同時期に、七七四人(一五・六割)であった。それが、平成一二年にはそれぞれ、一二九二人(三二・七割)、一三五四人(五七・二割)になった。構成比から言えば、就業構造の近代化が進んだといえよう。第二次産業では製造業と建設業がほぼ期間を通じて二分する形であった。四五年から六〇年ごろまでは建設業の伸びが大きく、製造業従事者を凌駕するが、昭和六〇年頃からは、行革・財政再建の中で公共事業の見直しが進む一方、本町での企業誘致が漸次実効を挙げて製造業が進展したことなどから、再び製造業の従業者数が上回った。ところで、この動きを性別に観察すると、製造業と建設業の合計を比較すると、男子が二倍以上になる。しかもその差は少しずつではあるが拡大してきた。これを製造業に限ってみると、四五年ごろまでは男女の差は大きかったが、その後男女ともに従業者数は伸びたが、女性の伸びの方が大きかったので、その差は縮小し、平成二年には女性の従業者数が男性のそれを上回るに至った。その後再び男性のほうが多くなったものの、その差は僅かなものに留まっている。こうした動きを、製造業の雇用者増を体現した誘致企業を中心とする本町主要企業の男女別雇用の様相としてかいつまんで示

せば、西俣の昭和五〇年創業のアサヒ物産株式会社の場合は、食肉の製造加工販売を業としており、平成一三年の従業員数九三人中男性が三一人、女性が三五人で、そのほかに女性によるパートが二十七人だという。また、南九州一を誇る仏壇メーカー、郡山の株式会社せとぐちでは全従業員四八人のうち女性は二二人の正社員とパート一人で七〇割に達する。パートを含む従業員の女性比率が高い職場があるがゆえに、生じたものであり、進出企業がすべて女性労働力向けの企業であったわけではないが、その就業の形態を含めて女性の職場進出の機会が増大したことに間違いはない。

男子の場合、昭和二〇年代には製造業が主たる就業先で、建設業はその半分程度であったが、その後は一貫して建設業従業者数が多く、女性の場合には、常に製造業が建設業のそれを上回った。

次に第三次産業の動向に触れよう。ここでも男女ともに従業者数を増加させていることは先に見たとおりであるが、女子の増加率が男性のそれを上回ったので、平成一二年には殆ど変わらないところまで来た。特に男性の場合には、平成に入ってからほとんどその数に変化がない中で、ひとり女性のみが増加を続けたことがその原因となった。

ところで、男性の職場としての第三次産業はサービス業、卸小売業が双壁であり、それに運輸業が続く。女性との対比で言えば、前者が中心であることに変わりがないが、それぞれに男性より女性のほうが集中度が高く、女性の場合にはほぼこの二業種に就業の場が限られている。他方の男性では、公務員の比重が高いという特徴が見られた。

双璧をなす兩業主で見れば、近年卸小売業での従業者数は停滞若しくは減少しているのであるが、サービス業が男女共に伸びて、この間の第三次産業の伸びを支えた格好である。都市計画事業などの進展はあるものの、いわゆる商店街の形成力の弱い本町第三次産業の姿が浮かび上がっている。

### 町民所得の推移

本町経済の特徴を所得面から考えてみよう。高度成長末には日本全体でかなりの所得の増加を実現した。本県の春闘の妥結状況は昭和三五〜四四年代を通じ年々上昇し、賃上げ率は一〇割台とかなりの高率であった。四八年には妥結額が遂に一万円を超え、さらに翌年には二万三千円に達した。したがって、賃上げ率はきわめて大きく、四六年には二〇割台に、そして最も高かった四九年には三六・六割にもなった。勿論この時期は四八年の「物不足」に端を発したパニックに示されたように、異常な価格上昇に見舞われた。ちり紙から砂糖、灯油、洗剤に至るまで、消費生活に直結する商品価格が暴騰した。同時に、電気やガスなどの公共料金も上昇したから、実質の所得の伸びは数字に示されたほどの意味はないが、それでも生活はかなり改善された。

高度成長の終焉によって、賃金の伸びは一気に鈍化し、年々額、率ともに低下し、賃上げ額も一万円を割り千円台に、また、賃上げ率も三〜四割と一桁台前半にまで落ち込んだ。

本町町民所得の推移を見たのが表6-19である。それによれば、四八年から四九年への変化は八億五五〇〇万円、率にして、二三・二割の増加であった。その翌年は八億三二〇〇万円、一八・三割に

低下、五五年ころになるとほぼ横ばいとなった。再び所得は増加するが、平成九年をピークに絶対額での減少が始まった。

このような推移は、一人当り町民所得を見ると一層顕著なものがある。四八年から四九年にかけて、名目で、一万三千円あまり、率にすれば二二・九割の増加を見た。このとき県民所得は額にして一三四千円、二二・四割であったから、本町の場合県と比較すると額では低く、率では高いという結果になった。実のところ本町の所得は県と比べ、額においては常に下回っていた。昭和四五〜七年頃には本町町民所得は、県民所得の八二〜八三パーセントであったものが、その後平成四年の九五・二割までその格差を縮小させ、それ以後は再び格差を拡大させ、平成一四年に八六・八割になった。

この間の本町産業構造の変化、具体的には、農業を中心とする構造からの脱却、農業従事に典型的に展開していた自営業主、家族従業者が雇用者へと就業上の地位を変化させたことなどが、そうした結果を生んだと思われる。

ところで、町民所得は町内生産所得と町外純所得からなる。前者は町内での経済活動の結果が示されるのに対して、後者は町外での経済活動の結果を反映したものとなる。この両者の関係は明瞭な傾向を示すものとはなっていないが、高度成長期には賃金上昇を反映して、町民所得の七〇割が町外からの所得であるという状態にあった。その後、景気が低迷し所得が伸び悩む中、町外との結びつきが弱くなったこともあって、その比率は五〇割台にまで低下した。昭和五〇年代半ばには再びその比率を高めたが、平成不況下で低迷するという結果をもたらした。

表6—19 町内純生産所得の推移

	小計	農業	林業	水産業	小計	鉱業	建設業	製造業	小計	卸・小売	金銀不動産	運輸通信	電力水道	単位：千円 町民所得／人口			
														サマニノ公算統計	一人円	控除前	
1973	601806	461811	138261	1734	1116576	92485	703992	320099	995730	205297	127331	129572	6777	526753	2714112	494568	2714112
1974	668336	562337	122255	1734	863536	29802	363217	470517	1162260	248477	128510	118901	8221	658151	2712132	607744	2712132
1975	778029	716649	59780	1600	1084321	29174	481410	573737	1603363	350150	181385	211943	26670	833215	3465713	715944	3465713
1976	851674	786736	63702	1236	1044149	31024	561664	451461	1601290	187927	224700	134296	40997	1013370	3497113	823696	3497113
1977	1133815	1022343	110781	691	1433553	47581	615624	480348	1727168	216196	284837	216737	32236	977762	4004536	908914	4004536
1978	953671	851046	101251	1374	1208050	52420	614699	540931	2100989	322425	367448	208024	40695	1162397	4262674	899660	4262710
1979	746446	649031	93610	3805	1287572	46744	790403	450425	2832741	437562	326074	313137	29823	1526145	4483515		4666759
1980	708749	575676	129647	3426	1395021	56010	761456	577555	3070210	535905	581360	347384	116511	1489050	5173980	1064677	5173980
1981	951702	820741	128839	2122	1495935	125046	875795	495094	3239402	529035	628870	326682	55170	1699645	5687039	1210713	5687039
1982	912911	745494	163529	3888	1932131	0	1333717	598414	2878515	584942	134633	346114	21397	1781429	5714557	1087250	5723557
1983	745720	622557	120648	2515	2034446	0	1300576	733870	3133075	581330	123892	395710	14340	2017803	5913241	1123239	5913241
1984	700974	641056	47707	12211	2088434	123100	1091404	873930	4246934	677517	557916	420377	19895	2571229	7036342	1284995	7036342
1985	587342	480838	100254	6250	2029003	170559	1205525	652919	4072092	616446	1060539	300094	115017	1979996	6437483		6688437
1986	654331	549365	97678	7288	2227083	185721	1403486	637876	4677747	638706	1134393	345249	137041	2422358	7303400		7559161
1987	671300	503565	154591	13144	1986454	172020	962229	852205	5042936	776337	1273097	351930	129665	2511907	7353961		7700690
1988	662133	534253	123474	4406	2765137	186620	1601620	976897	5311501	765660	1322772	255119	133969	2833981	8328717		8738771
1989	660788	553984	102332	4472	3082764	189657	1575286	1317821	4821613	633656	1093063	241032	138431	2715431	8148205		8565165
1990	680085	542920	132666	4479	2833265	0	1536297	1286968	5256428	815106	1131173	392382	141349	2782418	8332660	1831000	8769778
1991	609308	516735	88060	4513	2788428	84808	1193066	1510554	5665772	916620	1185647	426991	154364	2982150	8577576	2016000	9063508
1992	665147	556272	99011	9864	2834922	91519	1324479	1418924	6012286	905088	1337556	530881	148063	3090718	9073382	2043000	9512355
1993	556049	455405	96768	3876	3133462	67127	1661797	1404538	6418915	966837	1496948	511976	191350	3281804	9616364	2057000	1E+07
1994	691744	570416	112191	9137	4876213	92812	3692937	1090464	6431427	906666	1729903	487567	191802	3115559	1.1E+07	1945000	1.2E+07
1995	611649	513543	95332	2774	4223337	192493	2426051	1704793	6961585	962084	1810143	642489	190860	3336009	1.1E+07	2063000	1.2E+07
1996	578666	454063	123166	1467	3947888	156064	2241979	1449845	7322048	963705	2000599	783522	188294	3437928	1.1E+07	2158000	1.2E+07
1997	517050	401304	114742	1004	3953749	168379	2212816	1572454	7442208	833867	2206527	774697	186114	3421003	1.1E+07	2106000	1.2E+07
1998	491177	405759	84787	631	4103922	116903	2167369	1819250	7254407	798340	2238552	757010	190900	3269605	1.1E+07	2078000	1.2E+07

注：1985年からは、果統計課から入手した資料。それ以前は、市町村民所得推計報告書、各年度版。  
82年修正は同じ。いずれも、純生産 1973(昭和48年)～1989(平成元年)～1998(平成10年)

町民所得の増加は町内生産所得の上昇による面もあるが、その寄与の度合いは町外純所得のほうが大きく、かつ、町外純所得の変動が町民所得の増加の程度を左右してきたことが読み取れる。この間の町外純所得は、ほぼ賃金収入と見てよいから、収入面から見た本町経済の特徴のひとつは、鹿児島市への通勤に依存した経済であるということになる。

次に、生産所得から見た本町経済の特徴を概観しよう。絶対額もさることながら、ここでは、所得を形成する産業分野の構成比に目を向けよう。昭和四五〜五〇年には、第一次産業から二二割、第二次産業から四一割、後の三七割が第三次産業からという構成であった。最も大きかったのは建設業で、ここだけで四分の一を占めた。そのほかではサービス業が一九・四割、農業が一七割で続き、製造業は一割程度に過ぎなかった。その後短期的な増減はあるものの、傾向としては第一次産業が三割前後に、第二次産業が三〇割半ば、第三次産業が六〇割代前半にまで伸張した。かくして第三次産業中心の所得構成になった。第一次産業の比重低下はもちろん農業の地位低下の結果であったし、第三次産業の増加を支えたのはサービス業であったことは言うまでもないが、金融不動産業が二割弱まで伸長して、建設業とほぼ同じ所得形成をして、サービス業に次ぐ位置を占めた。町内での産業の変化が如実に示されている。さらには、町民所得に占める雇用者報酬の割合を見ると、平成二年以降で見ても、一〇割ほどの上昇があり、本町の経済が雇用賃労働関係の浸透過程であったことを物語っている。この点では、県経済全体の賃労働雇用関係の浸透度に比べても数割高くなっている。

### 人の流出入から

本町経済の特徴を人の流出入という点から眺めてみよう。経済の高度成長期に新規学卒者を中心に、農家の基幹的労働者も含めて本町から若年層が大量流出したことはすでに述べたところである。その流出先は、一般労働者は主として関西方面に、学卒労働力では中学卒が関西、高校卒が東京その他に集中して流出し、人的交流の太いパイプが形成された。高度成長後にはこのルートは細くなりつつも、なお継続していたが（過疎の継続）、本町と県外他地域との人的交流の問題は別の機会に譲り、ここでは、主として県内で展開された人の交流のうち、公務員などの転勤を含む居住地の変更による流出入の問題も然りながら、日々繰り返される人的交流の一形態として、通学・通勤による町域を超えた流出入の問題を考えてみる。勿論そのほかに、日々の買い物を中心とする商圏の問題もあるが、それも後段に譲る。

さて、通勤・通学という流出入で、経済的に意味のあるのは言うまでもなく通勤である。しかし、より広く交流圏を考えると、通学の問題も無視できない。というのは、いずれの形態をとるにせよ、町域を超えた流出入を可能にする条件として道路の問題と公共交通体系整備の問題がクリアされなければ、日常的な流出入は不可能である。そして、この点こそが本町における発展計画の核に据えられていたことを先に見たところであった。繰り返して述べておけば、鹿児島市近郊であることの強調と、薩摩半島の中心に位置し、国道328号線など、空港を含め一時間の時間距離の中に周辺を組み込む交通体系の整備がその重点課題とされたのであった。

表6-21に流出人口の推移を示した。それによれば、流出と流入の差は常に流出超過ではあるが、その絶対水準には大きな変化が見られない。しかしながら、総人口に対して流出若しくは流入により町域を越える人々の動きを示す流動率は確実に高まった。同比率は昭和四五年には二〇割であったが、平成一二年には四五割弱となり、ほぼ倍増した。すなわち、四五年の流動量は一六一一人であったが、平成一二年には三六七六人に上ったのである。

まず、通学者の動向を見ると、県立甲陵高校の設立が推移に大きな影響を与えている。同校の設立以前は、当然のことではあるが通学流入はない。設立後の動きはやや複雑である。

昭和五五年以降（八〇年代）を通じて同校への通学者が八〇〇人程度あり、地元通学も生じたから通学流出数は減少する。しかし、平成に入ると通学流出数が増加し、通学流入者数は減少に転じている。平成一二年にはかなりその数が近接するのだが、それでもなお、流入数が流出数を上回っている。

表6-20 昼夜間人口

	単位:人			
	夜間人口	昼間人口	昼夜間偏差人口	率:対夜間比
1970	8074	6635	1439	17.82
1975	7509	5850	1659	22.09
1980	7910	6945	965	12.20
1985	8131	7059	1072	13.18
1990	8110	7155	955	11.78
1995	8250	7186	1064	12.90
2000	8314	7056	1258	15.13

国勢調査各年版

注:偏差人口=夜間人口-昼間人口  
対夜間比率=偏差人口/夜間人口

他方で、通勤者の動向から明らかなのは、流出入ともに時を追って増加していること、増加率から見れば、流入者が四五年の八五人から平成一二年の七七八人へと、およそ九倍強になり、一方、流出は二倍になったに過ぎないから、流入の増加が急であつたといえようが、絶対数においては流出が流入の三倍を越える水準にある。その結果、通学流入の超過を通勤流出の超過が上回って、昼間人口が夜間人口の八五割程度に留まったことは、表6-20に明らかである。

とりわけ、この通勤流出者の水準は、その殆どを雇用者と仮定してみると、本町雇用户から流入者を差し引いた雇用户数に匹敵する水準にあり、町内の雇用機会の少なさを示すと共に、町域を越えた「経済圏」の成立を、少なくとも労働力移動の面で確認できるものではないかと思われる。

次に、この流出入が作り出す「経済圏」、 「交流圏」を考えよう。この動きを表6-21に示した。最大の特徴は通勤・通学の流入が鹿児島市との緊密な関係を持つてい

表6-21 流入人口の推移

	流入人口			A/D	流出人口			C/D	(C+C')/D		総人口D
	通勤A	通学B	計C	流入率	通勤A'	通学B'	計C'	流出率	入-出	流動率	
1970	85	1	86	1.1	1025	500	1525	18.9	1439	20.0	8074
1975	142	0	142	1.9	1383	418	1801	24	1659	25.9	7509
1980	283	861	1144	14.5	1780	329	2109	26.7	965	41.1	7910
1985	357	800	1157	14.2	1944	285	2229	27.4	1072	41.6	8131
1990	417	762	1179	14.5	1840	294	2134	26.3	955	40.9	8110
1995	628	711	1339	16.2	2056	347	2403	29.1	1064	45.4	8250
2000	778	435	1213	14.6	2101	362	2463	29.6	1258	44.2	8314

国勢調査各年版

いてやや仔細に観察してみよう。(他市町村との関係は平成二年以前は把握できない)

まず、通学圏であるが、平成二年の流入者の九〇・九割が鹿児島からであった。以下、吉田町から三・五割、伊集院町から二・四割であるから、殆ど鹿児島市からの流入者で占められていたといつてよい。そして、この傾向は基本的に変わらなかった。すなわち、平成七年にも、鹿児島市からの流入率は九一・八割、一二年には若干下がるが、それでも八八・三割が鹿児島市からの流入であった。次に吉田町、伊集院町が続く点も変わらない。ただ、この間吉田町、伊集院町からの流入者の絶対数には変化がないものの、鹿児島市からの流入者数は減少している。同期間に県立松陽高校と武岡台高校とが開設され、鹿児島市の入学定員が増加したことがその減少の一因である。

次に本町生徒の流出先であるが、平成二年には鹿児島市が七七・六割であった。鹿児島市の占める割合は、七年は七二・六割、一二年に七五・一割であったから、流入ほどの鹿児島市との関係はないものの、その集中度は高い。伊集院町、串木野市、入来町という隣接市町村が次位に来るのだが、いずれもその割合は一桁のオーダーであった。このように、本町の通学圏は本町立地の甲陵高校を基軸にしつつ、鹿児島市との一体性の高い圏域を構成していたのである。町経済の特徴という点では、通勤圏がより重要である。ここでも同様に鹿児島市との深い関連がその特徴である。道路整備や交通体系の整備が進展し、かつ、モーターゼーションの進展の結果、本県居住者の鹿児島市への通勤は年を追ってその比重を低下させ、地域

的拡散が見られた。しかしながら、なお、町域外通勤者の七割近くが同市への通勤者であった。同市に次ぐ通勤圏は伊集院町であり、ここは平成二年の一三・六割から一三・二割、一五・六割へと比重を高めた。そのほかに、東市来町、川内市、入来町、吉田町など若干流出率を上昇させているが、二〜三割程度を占めるにすぎず、主たる通勤圏は鹿児島市と伊集院町に集中した形となっている。流入の場合は、通学圏とはやや異なり、むしろその集中度は小さかった。鹿児島市からの通勤者の比重は六割を割っており、伊集院町の比重が一七割と高かった。その他の市町村は二〜三割に過ぎないものの、松元町や始良町など一層その圏域は広がっていった。

いずれにしても、以上のことから明らかなのは、本町から見た場合の交流圏は鹿児島市との関係が著しく際立っており、商圏をも考慮すれば、鹿児島市との合併を選択する客観的な条件が形成されていたといえよう。

## 第五節 産業の動向と振興政策

### 1 農業の概況

#### 戦後の農業

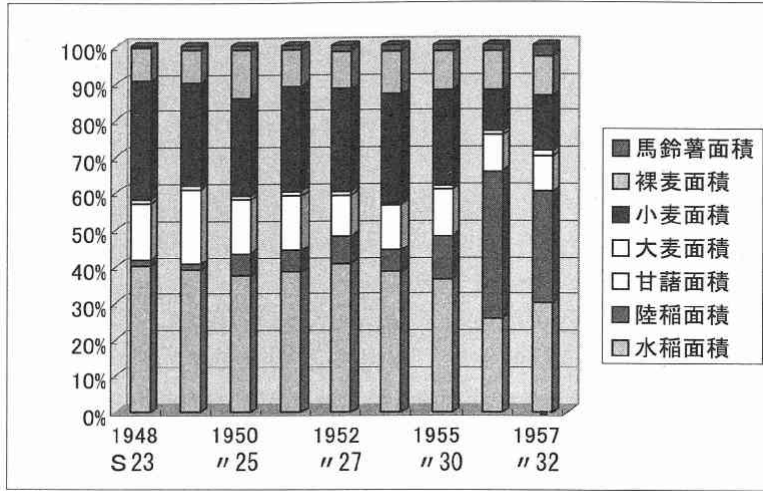
昭和二〇年代の農業生産の実態を、『新町建設計画書』(「新町資料」)によってうかがい知れる限りにおいて述べれば次のような姿が浮かんでくる。大雑把な言い方をすれば、地主的土地所有の制約から解放された「自由な」農家により担われ構成されるという点では、大きな変化が予想できるとしても、なお、農業生産に関してみるな

らば、戦前期農業・農村の姿を色濃く残したものと見えようか。

農業生産額は普通作物が一億九二二一万円、特用作物が二億八五四六万円、果樹が五四万六千円、蔬菜四三二六万円となっており、この合計は二億六四四六万二千元。

したがって、七二・六割が普通作物である。米麦及び甘藷が主力生産物であった。しかも、これら生産物はその七二割が自家消費に当てられており、普通作物ではその八一割が自家消費である。商品的農業の展開を思わせるのは特用作物であったが、特用作物が逆に八二割が町外向けの販売に回されていた。(果樹は自家消費が六一割、三九割が販売に向けられているが、町内での販売である。蔬菜も同様に約三割が販売にまわされている。これはその八六割が町外に販売された)

図6-6 作付面積



『新町建設計画書』より作成

当時の作付け面積と生産量を図にして示した。

まず、作付け面積であるが、水稻が全体の四〇割を占めて最大、次いで小麦の三〇割。しかし、稲と麦類がほぼ同じ面積を占めている。昭和三〇年から三二年の陸稲が異常に大きく出ているため、その間の構成に変動があるが、基本的にこの両者が大半を占めていたことに違いはなからう。この間の変化といえば、甘藷が若干減少したのに対し、馬鈴薯が少しずつではあるが面積を拡大しているということであろう。したがって、生産量の動向も基本的に変化はない。(二七年の小麦収量は異常であり、誤記であろう) 馬鈴薯だけが反収を増加させつつ、面積も拡大したので、昭和三一年まで順調に生産量を伸ばしている。新しい動きとしては三二年からビール麦の生産動向が計上されていることであろう。同年が五〇反、六五石、その翌年は七〇反で四〇石の生産をあげたことになっている。

当時の米麦の主要品種は、水稻粳米では農林一八号がほぼ六割を占め、以下瑞穂が二〇パーセント程度ありこの両者で八割を占めた。農林一八号・瑞穂につるぎばがついでいたが、漸次農林四〇号がつるぎばに取って代わられている。陸稲粳米は新葉冠が六割、農林一八号が四割であったが、順次岩手くるみが増えてきている。麦類は、大麦では在来種、裸麦は白麦八号、改良膝八、紅梅が、小麦は農林六〇号、四五号に江島神力が主力品種であった。

主要農機具を見ると、電動機が三HP農家数と比べて極めて少ない以下を含めても三五台、石油発動機が一HP以下を含めて一八台で、反当り所要労働量は人力二三三三人、畜力二・二頭が必要とあるから、畜力人力に依存した農業の姿が浮かぶ。したがって、「田

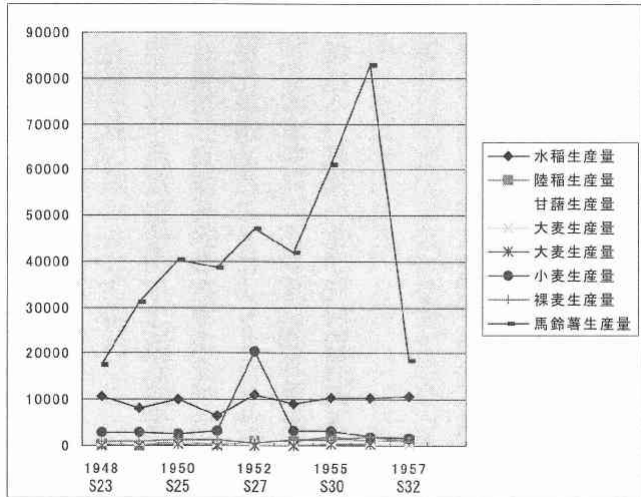


植時に於いては親戚間または各班別等により大半『ユイ』が行われている」とされ「経営面積の大きな農家は田植、収穫、甘藷等の作付から収穫まで雇用する」とされている。

(『前掲書』三五頁)

次に畜産について。当時の一般的な農家の姿は、次のようなものだったであろう。先に述べたように、機械化段階以前における稲麦と甘藷作を中心とする本町農業にあつては、役用牛が重要な労働力を構成していたから、どの家でも一頭程度の飼育をしていたものであろう。実際、この頃の役用牛飼養農家は農家のほぼ七割を占め、平均的に見て一・二頭程度。一年間の農業における牛の必要量は平均で二・二頭であったから、一部牛の貸借を前提としていたに違いない。実際、豚や鶏などは違い、大型家畜の飼養は容易ではなかったから、多頭飼育は考えにくかった。それに比べると、鶏はほぼ一〇〇軒の農家で飼育

図6-7 生産量 『新町資料』より作成



されていた。勿論、企業型養鶏が行われていたわけではなく、平均五羽くらいの庭先養鶏であった。鶏卵と何かのときの鶏肉が飼養の目的であろう。豚はこの段階では飼養農家割合は一割を前後する水準に過ぎず、一般的とは言いがたい。そのほかに綿羊や、山羊、兎にアヒルなどの飼養があるが、戸数としてはいずれも少なくマイナーなものであった。それゆえ、畜産といっても、産業としての意味合いは小さく、役用牛一頭と鶏四〜五羽を飼育する農家が、あるいは労働力として、あるいはまた自給食糧として飼育していたというのが一般的であった。しかしながら、役用牛としての飼育ではあったとしても、子牛は販売に繋がるものであるから、一定の貨幣収入をもたらした。この期間に年間およそ五百頭ほどの子牛生産があり、金額にして一千万円を超える生産額を生み出している。他方で、昭和三〇〜三一年頃から豚や鶏の飼養等羽数が増加し始めており、さらには、まだ金額は少ないとはいえ乳牛が導入されて生乳販売が始まっている。「畜産の郡山」に一步踏みだした感があるが、後に畜産業の柱の一つになる肉用牛の飼養はまだ動き出してはいない。逆に、兎やアヒルが飼養農家戸数、飼養羽数共に減らしてきており、商品化の浸透が予測される展開となっている。

このような家畜飼養の一般化は飼料基盤の形成を問題化する。飼料作物栽培はほとんどの農家が実施しているが、レンゲ、麦、大豆を中心にコンモンベッチや青刈りエンバクなどを合わせて二一六一反で行うと共に、大豆粕が一万一〇〇〇貫、養鶏飼料が一万〇六〇〇貫などかなり部分購入飼料に依存していた。

減少傾向にあったものの、なお一〇〇戸ほどの養蚕農家が存在し

た。総農家に占める割合は七〇八割、すでに昭和三二年には戸数にして五二戸、二・七割になってしまふ。養蚕農家一戸あたりの桑園面積は一反前後で、農家一戸当り総収繭量は八五〇〇貫位で、春繭、初秋繭、晩秋繭あわせて二百万円の収入であった。貴重な現金収入源ではあつたであらう。

### 資本主義の発展と農業

高度経済成長に象徴される資本主義の発展は、農業・農村に大きなインパクトを与えた。高度成長を主導した産業部門立地地域から遠隔な地である本県の場合、労働力供給地域としての性格を刻印されたことはすでに述べたところである。農家の基幹的労働力の流出が農業・農村に変質を迫ることになったことについては後に見るとおりである。

高度成長が本格化した昭和三六年六月、農業基本法が制定された。そこで描かれた農業の近未来像は、農業構造改善事業を展開して、農地基盤を整備し農業の機械化を進めることにより「近代的農業」「企業的農業」を実現するものとされた。本県では畑地灌漑による基盤整備と牛馬耕から農業機械への転換、化学肥料の導入と農薬利用などによる農業生産性の上昇がはかられた。

農業近代化とは、言ってみれば、都市工業の生産物市場に農村を組み入れることであり、同時に、都市工業に良質安価な工業原料を提供すること（たとえば、食品加工業）と食生活の洋風化と称される事態の進行に対応して、米麦作からの転換を図ることであった。都市生活者の食品需要の多様化に対応する農業・農村像といえようか。

本県のこの時期の位置づけは、南の食糧供給基地であつたが、その核は畜産であつた。「全国有数の畜産生産県になつたが、農業粗生産額では全国第四位（昭和六三年）、農業所得は第六位に位置したが、四二年米の自給率達成により生産調整Ⅱ減反と農産物輸入自由化の進展によつて農業をめぐる情勢はきわめて悪化した。」

低成長期に入つても、農業の担い手不足や高齢化・婦女子化の高度進、更には農村の過疎化がこれに拍車を掛けた。農家一戸あたり農業所得は全国でも下位に位置した。大量の零細農家、高齢農家の存在という本県農業の構造的脆弱性が際立つことになつた。以下、資本主義の発展の中でそこに組み込まれつつ形成された本町農業・農村のあり様を素描することとしたい。

### 農家数の推移

終戦直後、本町の農家戸数は一五二一戸であつたとされる。（昭和二〇年一月一日現在、新町資料）、また、昭和二二年の国勢調査によると農業世帯数が一四七七であつたから、およそ一五〇〇程度であつたものと思われる。当時の混乱からして正確に把握することは難しかったらしく、二二年国調でも、全世帯の一三・六％に当る二五八世帯が職業分類不能世帯として計上された。とにかく帰郷したものの安定的職業従事を果たしえない人々が多数存在していたものであらう。復員その他の外部からの流入者が開拓を含む農家の創設に向かい農家数が増加し、また、昭和三一年の有屋田、嶽集落の町への編入などによつて農家戸数は三五年頃まで増加した。三三年には農家世帯数が一九八四に上つた。（前掲資料）。

昭和四〇年以降の高度経済成長の過程で、労働力の農業からの流出が続き、農家戸数は漸減したものの、なお、平成七年までは総戸数に占める割合は比較的高い水準を維持していた。平成一二年には九〇二戸と一〇〇〇戸を割り込むところまで減少し、戸数減少率は四割に達したが、それでもなお、県内他地域と比較して、減少率が高かったとはいえない。県全体の減少率はこの間五割に達していた。高度成長のもっとも著しかった昭和四〇年から四五五年に掛けての減少率は本町では四割であったが、県レベルで見れば一四割に達していたのであり、ここには時間的な差異が見られた。本町の場合、むしろ、昭和五五年以降減少率は八割台に上昇し、更に平成二年から七年の五年間には一六・五割に達し過去最高を示した。その後も減少率は二桁と高水準を記録した。高度成長期には農家労働力の流出という要因が、そのまま農家戸数の減少として現れることなく、その下で進行した農家人口の高齢化がここに来て大量の離農を生み出した結果と思われる。農家数の推移から見て、本町の農業は平成に入って、かなり深刻な状況に立ち至ったといえよう。

### 専兼別農家数の推移

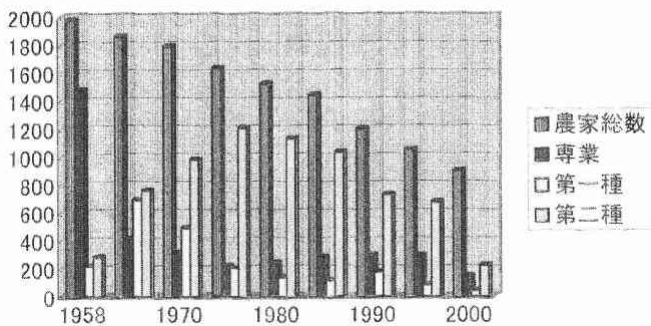
農家戸数の減少は、その質的变化を伴っていた。この点をまず、専兼別農家数の推移としてみると、専業農家は昭和三年の七四・六割から四〇年に二二・一割と激減した後、五〇年の一三・一割まで減少したが、五五年には一六・一割、平成二年には二〇・一割、七年には更に二七・七割まで上昇した。その後再び減少して平成一二年は一五・九割となっている。昭和五〇年代以降農家総数は減少

しながら、その内部で専業農家率が増加しているのは、よく言われるように、兼業農家の減少が専業農家率を高めたことが原因である。なかでも主として農業に従事しつつ、農業外の仕事にも従事するという第一種兼業が急減したことがある。農業を主とする兼業の場合、兼業種類が出稼ぎや日雇いなどの不安定就業の場合が多かったのであるが、これらの就業形態が減少したことによっている。雇われを主とする兼業農家の場合も五五年までは増加していたものが、その後減少に転じている。絶対数で見ると、平成七年までは専業農家はむしろ増加すらしていたのである。そこには、専門的商品生産農家の創出が予測される様でもあがあるが、同時に高齢専業農家の増加が窺われる。

この点は、農家人口の年齢構成に如実に現れていたし、規模別農家数の推移を見ることでその一端が窺えよう。

まず、昭和二〇年であるが、一齢未満の比率が八三・四割から、五〇年の九六・四割へと上昇していた。専業農家が減少し兼業化が進む過程であったから、零細化の進行はある意味では当然であった。ところが、専業農

図6-8 専業別農家数



家が絶対数・比率ともに増加した五〇年以降において、一戸未満農家の比率は五〇年が九六・五割であり、それ以後五年毎に、九六・九、九五・九、九五・八、九四・八であったのであるから、専業農業の増加にもかかわらず、その経営規模は零細なままであり経営規模の拡大を通じた自立農家の形成が見られなかった。

### 農業労働力

国勢調査による、農業就業者数の推移を見ると、戦前は終戦まで一貫して農業就業者数が減少している。大正九年からの一〇年間は一割の減少率であったが、次の一〇年は、一五年戦争の時期を含んでいるも関わらず二割に達せず比較的安定していたといえる。

戦争が終結するや大量の還流人口があり、かつ、先に見たように農家戸数も増加したので、就業者数は急増して一気に戦前水準を越えている。郡山の場合、この特殊事情による就業者数の急増はその後昭和三〇年に掛けてかなりのスピードで修正され、概ね三五年ごろには戦前水準に回帰した。人口が戦前水準に回帰するのが概ね五〇年頃のことであった事と比べ、かなり早いといえよう。最も、総人口のほうは高度成長が労働力を吸引して、過疎が問題視される段階でなお、戦前よりも多くの人口を抱えていたのであるから、総人口そのものの水準が特段の意味を持つわけではないのかもしれない。それはともかく、三五年以降の就業者の減少は急であった。五〇年までの一五年間に、実数にして二三〇三人、率にすれば五九・三割である。この間の総人口の減少はそれぞれ一九三七人、一九・三割の減少であったことと比べれば、いかに急激なものであったかが

分ろう。先に触れた一時的に囲い込んだ過剰人口の排出過程は一応終了した後に、すなわち戦前期に於ける農家の次、三男問題のような、過剰人口の排出圧力によって農家人口、ひいては農業就業人口が減少するというのではなく農業就業人口が減少するという過程は、農業の基幹的労働力の空洞化を招く可能性を持っていた。確かに、農業労働の機械化が労働力を過剰にする可能性を開いていたし、農家数の漸減は、個別農家にとって規模拡大の可能性を与えるものではあったが、すでに見たように、この間、農家の経営規模はむしろ零細化を深めていたのであるから、農業からの転職の急速な進行があったといわざるを得ない。

ただし、この間の農家戸数の減少は労働力の減少ほどには進まず、昭和五五年までは、第二種兼業農家の増加傾向が見られた。鹿児島市と近郊に位置している郡山の有利性が働いていて、在村兼業を可能にしたものといえよう。

### 労働力の高齢化・婦女子化

ところで、郡山町における農業就業者は一貫して女性の就業者が男性のそれを上回っていた。ほぼ戦前水準に戻った三五年の男女比はほぼ一対一・五であった。これが五〇年には一対二・二に拡大した。男性の農業からの離脱がさらに進み、農業労働力の婦女子化<sup>11</sup>三ちゃん農業と喧伝されたところである。

昭和五〇年以降も女性の就業者減は緩やかに進むが男性はほぼ横ばいであった。六〇年から再び男女ともに減少し、平成一二年には実数では男性二五人、女性一八一人の合わせて三九六人に過ぎない。ここには、かつて喧伝された、農業労働力の婦女子化の姿はな

次に、農業労働力の年齢別構成を見よう。ただし、この統計はすでに、大量の労働力の農業離脱が明瞭になった五〇年センサス以降分しか利用できない。

それは農業就業者のうち主として農業に従事したものについてのセンサス調査結果であるが、それによれば、昭和六〇年の二九歳以下が一六〇人（九・一割）、三〇〜四九歳が四五一人（二五・六割）、五〇〜六四歳が六一五人（三五・〇割）、六五歳以上が五三五人（二〇・四割）であった。これが、平成七年にはそれぞれ、三一人（〇・一割）、二〇二人（一四・〇割）、一四〇人（三四・五割）、三六四人（五二・四割）になった。これだけでも高齢化の進行は相当深刻なものであったといえようが、平成一二年にはとうとう二〇歳代がゼロになった。六五歳以上は一五二人（三八・五割）と比率は下がったが、これはむしろ高齢者の農業離脱が進んだ結果である。六〇歳以上ということで見れば、八七・八割に達しており、超高齢化農業の姿がそこにはある。

この間、町全体の老齢化が県より五年先行し、全国とでは一〇年から一五年も先行していたから、（国勢調査、年齢別人口の推移による）農家・農業に特有の現象ではないとしても、驚くべき姿ではないか。

このことから、当然農業の担い手の育成が政策課題となった。そのひとつの帰結が、農村経営基盤強化促進法に基く認定農業者の制度として施行された。平成一六年の認定農業者一五人の年齢構成を見ると、四〇歳代までが七人、全体の六〇割を占めて、日置郡全体

が三五割であることと比べれば良好といえようが、一方で六〇歳代の認定者が二人いることからしても安心できる状態とはいえない。

**農業生産額と農業所得**

表6-22に示した農業粗生産額の推移によれば、農業粗生産額は基本法農政が本格的に展開し、食生活の変化も働いて、耕種農産物中心から果樹・畜産へシフトする過程で、昭和四〇年代を通じて急成長をしたものと思われる。一度のオイルショックの後、経済が円高構造不況に直面する六一年までは緩やか

表6-22 農業粗生産の推移 (1980(昭和55年) 1989(平成元年))

	1980	1982	1983	1985	1986	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003
耕種	925	716	667	583	676	577	529	483	564	377	559	589	563		577	553	562	557	548
米	474	459	420	411	495	394	371	335	400	221	357	409	381		339	299	317	317	308
麦類	9	13	10	11	11	5	4	3	2	1	0	0	0		0	0	0	0	
雑穀・豆類	3	6	5	4	4	4	4	3	5	3	3	2	2		8	5	7	5	6
いも類	9	37	29	27	23	21	10	11	9	13	19	8	9		16	16	20	11	12
野菜	313	151	153	88	85	95	100	97	106	103	152	145	151		198	197	196	198	187
果実	5	7	9	3	12	23	8	7	7	7	7	7	7		2	2	3	2	2
花木	2	3	2	5	6	12	12	12	15	17	11	11	8		8	8	12	17	27
工芸作物	36	4	34	29	32	19	15	9	15	9	7	5	2		4	4	5	5	5
その他	1	1	4	5	4	6	6	6	5	4	3	2	2		2	2	2	2	1
養蚕	1	1	1	1	-	-	-	0	-	-	-	-	-		-	-	0	0	
畜産	1240	1390	1410	1591	1588	1411	1388	1088	1167	942	926	868	918		540	531	480	510	495
肉用牛	318	371	402	507	491	575	634	414	488	337	313	287	341		174	165	154	145	152
乳用牛	0	0	-	20	24	27	37	34	40	36	34	33	38		44	43	42	44	55
豚	400	442	488	478	441	339	277	264	225	188	160	132	93		68	80	67	74	58
鶏	513	567	511	579	623	466	435	369	445	377	417	404	445		254	236	212	245	228
その他	9	10	9	8	8	4	5	6	2	3	2	3	1		-	7	5	2	2
加工農産物															-	-	0	0	
合計	2168	2107	2079	2175	2264	1988	1917	1571	1731	1319	1485	1457	1481	1146	1117	1064	1042	1067	1043

に上昇を続けた。同年の粗生産額は二億七〇〇〇万円であった。ところが、同年を境に平成一五年までほぼ一貫して減少を続けている。平成一五年は一〇億四三〇〇万円であったから、昭和六一年の四六割に過ぎない。農業純生産 $\parallel$ 農業所得も同様に減少傾向にあり、すでに昭和五〇年ごろには、減少過程に入っているが、粗生産額の急上昇にも拘らず所得が減少したのは、粗生産額の構成が変化したことと関係していた。

農業粗生産額の構成比の変化を、表22によって見れば、六一年に掛けての増加期において、これを主導したのは畜産であった。耕種部門が減少する中で、その減少を上回る畜産の増加が、結果として生産額を押し上げるようになっていたのである。したがって、見かけ上は粗生産額は増加していたものの、畜産は生産に掛かる経費が大きき所得率は小さいから、農家の所得はそのようには増加しないのである。平成期を通じて、耕種部門は横ばいであったのに対し、生産額の増加を支えた、畜産がかなり急速に低下して、平成一〇年以降には耕種とほぼ同様の水準に低下してしまう。それに合わせる形で農業純生産もほぼ横ばいで推移している。

ところで、この生産額増大を実現した畜産の内容であるが、昭和五五年以降についていえば、ブロイラー、肉用牛、豚の三者共に増加したが、五八年にはブロイラーが、平成元年には豚が、さらに二年には肉用牛がピークを迎え、それ以後は三者共に減少した。なかでも豚の減少幅が大きく平成一五年にはピーク時の二割になった。同年ブロイラーは四六・七割、肉牛が二四割であった。

耕種部門では全国的あるいは県の動向とは異なり、一貫して米の

比重が大きい。生産額そのものは減少するわけではあるが、なお絶対額で首位を占めるとともに、昭和五五年の米の構成比は耕種部門の五一・二割を占めており、これが平成一五年には五六・二割と比率を高めている。確かに、昭和五五年に掛けて、野菜生産の伸びが大きかったのだが、これには、振興計画で言う「都市近郊やさい供給産地」としての郡山がイメージされたわけだが、五五年以降急減して、生産額は半分以下になり、それ以後横ばい状態が続いた。平成に入って再び増加したものの、五五年以降の水準には遠く及ばず、傾向としては伸び悩んだ状態にある。

かくして、本町の農業生産額から見た特徴は①平成に入ってから生産額の減少が激しかったこと。②総ての部門で減少するとはいえず、畜産の郡山といった畜産部門で急であったこと。③畜産部門では平成一二年以降の段階では、ブロイラーが畜産全体の半ば（四六割）を占めて、首位の地位にあること。ブロイラーがもつとも盛んであった六一年でもその比率は四〇割に満たなかった。④耕種部門の米の比重が、平成期には一層際立ったこと。⑤本町農業の期待の星であった、野菜の伸びがはかばかしくないこと。したがって、⑥本町農業は、ブロイラー、肉用牛、豚の畜産三部門合計と米とがほぼ同等の比重を占めた構造を持つに至ったことなどである。

## 2 農業生産物の動向と振興施策 (耕種農産物)

### 稲作

戦前期日本農業が「米と繭」の農業構造と評されたことはよく知

られている。昭和二五〜三四年、水稲の作付面積はおよそ四五〇〜五〇〇<sup>ヘクタール</sup>、陸稲がおよそ八〇<sup>ヘクタール</sup>、麦類が五〇〇<sup>ヘクタール</sup>、甘藷が一六五〜二六〇<sup>ヘクタール</sup>であったから、本町では「米麦と甘藷」の農業構造といふべきか。

こうした構造に転換を迫ったのが、昭和三六（一九六一）年の基本法農政であった。本県農業もこの影響下に転換を迎える。県レベルで言えば、米の生産量は早くも三八年をピークに減少し始めている。しかし、他方では、本県の四二年に始まる「稲作総合改善」のように稲作回帰への動きが活発化する。加えて、この時期米価の算定方式が「所得生産費補償方式」に変更され、政府の買入価格は三五年の一万〇四〇五円／一五〇<sup>キログラム</sup>から四五五年には二万〇六八一元／一五〇<sup>キログラム</sup>へと米価は急上昇した。佐賀を中心に平均反収の増加もあって、大豊作が続いた。しかし、他方では食生活が多様化して、米の消費量は減少し、肉・乳製品の消費が急増した。ちなみに、日本における米の一人当たり消費量は大正九〜昭和の初めには一六〇<sup>キログラム</sup>に達したが、戦後は三七年の一八<sup>キログラム</sup>がピークであった。かくして、四三年には米の過剰が一気に顕在化した。

政府は四四年に稲作転換政策を採用し、更に四六年からは本格的な生産調整に入った。このとき郡山では三六<sup>ヘクタール</sup>の割り当てに対し、四〇<sup>ヘクタール</sup>の転換の希望が出て目標面積を若干上回る転作実績を上げた。これは都市近郊という地域性を生かし、園芸作物の増産に主眼点を置くべきだと考える町の後押しを受けてのものであった。

しかしながら、転作作物の経済性は米に遠く及ばず、転作作物の伸びは芳しくなかった。農家の対応は生産調整を面積で規定され

ば、作付面積は減らしながら、反当り収量を増加させてその減少分を補うことで対応する。個別農家に即してみれば、これは合理的な判断である。実際、本町の水稲生産量は、三〇年代には反当り収量は三〇〇<sup>ト</sup>程度であったものが、四〇年代中葉以降には四〇〇<sup>ト</sup>を超えたことから作付面積の減少にも拘らず昭和二〇年代の一二〇〇<sup>ト</sup>から四〇年代の一六〇〇<sup>ト</sup>へと増加した。

政府は五一年には「転作作物作付け奨励金制度」を導入して「水田総合利用対策」をついで、五三年には「水田利用再編対策」が始まっている。その都度生産調整面積が拡大されるとともに、その実現を図るために、五九年の再編対策第三期には他用途利用米の導入が始まるなど様々な工夫が模索された。そのこともあって、水稲の作付面積は（五〇年ころになるとますます減少のテンポを速め、）五六年四〇八<sup>ヘクタール</sup>から平成六年には三〇〇<sup>ヘクタール</sup>へ、さらに平成一六年には二六八<sup>ヘクタール</sup>へと減少した。その結果、反当り収量は引き続き増加したものの、総収穫量は漸次減少し、平成六年に一三三三<sup>ト</sup>、一六年には一二七〇<sup>ト</sup>になった。

この間の本町実績を見ると、生産調整の対象面積は当初三六<sup>ヘクタール</sup>から、五九年には六六<sup>ヘクタール</sup>へ、さらに平成五年には一四〇<sup>ヘクタール</sup>へと大幅に拡大されてきたが、町では、米生産調整推進会議や集落説明会などを実施してこれに対応したが、転作実績は三〇<sup>ヘクタール</sup>程度に留まって、いわば、政府方針を受動的に受け入れ、「割り当てられた」面積を消化するという結果に終始し、稲作を柱に農業の総合的な展開を図るといふ意味での「本格的な構造改善」への取り組みが実施されたとは言いがたい。本県の稲作生産の発展方向を特徴付けた、早期栽

培の動きは本町では定着していない。ちなみに、転作作物は特例作物である野菜が一二〜一三畝で最も多く、一般作物である飼料作物と地力増進作物がこれについている。

## 麦類

麦類の作付面積は二五〜三四年代には五〇〇畝に達した。生産量は六〇〇トを超えた。三〇〜三四年代以降小麦の作付面積を三五〇畝から二五〇畝へと減少させ、生産量も減少した。一方、大麦、裸麦は県による早生種への転換指導などにより作付面積を拡大し、生産量も増大した。しかし、麦の輸入自由化が進んで大量の小麦が輸入され、同時に、需要変化が大麦・裸麦の需要を減退させたので、昭和三五年ごろになると国は「麦生産合理化事業」により他作物への転換を奨励するようになった。その結果、小麦・裸麦は作付面積を減らし、生産量も減少した。本町でも昭和三〇年ころからはビール麦の生産が開始され、大麦の増産がはかられていたから、大麦の作付け面積と収穫量はむしろ増加傾向にあった。

四五、六年の食糧危機は、小麦の国際価格は三倍にまで引き上げ、四九年には、輸入小麦価格が政府買い入れ価格を上回るという事態にまで発展した。政府は麦価の大幅引き上げで国内供給量を増加させ、国際的な需給逼迫に対応できるように、生産奨励作に転じた。しかし、本県の作付面積はそれ以降も減少を続け、本町においても、政府の買入価格を引き上げた五二年には麦類の総作付面積は二四〇畝にまで減少していた。その後も作付面積に大きな変動は無く、政府の価格引き上げ効果は働かなかった。平成に入ると、本町の麦類の生産は、たとえば、平成六年には僅か一畝になり、平成一六年には

それをも下回るにいたって、ほとんど消失してしまった。

## 甘藷

昭和二八年、国は農産物価格安定法を制定した。これにより甘藷でんぷんの政府買い上げが行われたので、原料である甘藷の価格維持機能を持つことになった。実は、甘藷の需要が食用であったものから、でんぷん、加工原料さらには飼料用へと変わる中で、甘藷価格の変動幅は大きくなった。したがって、農家から見て甘藷はあまり有利でない商品作物という位置に置かれ、作付面積、収穫量共に減少気味であった。本町の作付面積も終戦直後の食糧難の下で増産に努めていた状況から、食糧事情が安定するのともない二四年の二五九畝まで拡大していたものが、二七年には一三四畝に急減していた。二八年以降この施策の効果も出始め、耕作面積は増加に転じた。しかも、国は、甘味資源自給力強化の方針に基づき、三九年に甘味資源特別措置法、その翌年には「砂糖の価格安定等に関する法律」を制定して、甘藷の保護対策を実施した。さらには、本来本町のように畜産の町を標榜し、都市近郊農業としての園芸作物を重視することから言えば、畑地利用の高度化、輪作体系の一環としての甘しよの増産は重要であった。それにも拘らず、農業基本法に基づく選択的拡大政策によって、畑作物の甘しよ生産は減少の一途をたどり、五〇年の作付面積は四〇畝、五五年代以降も年々減少して、平成一五年には五畝になった。生産量も五二年の九六〇トが平成一五年には一一〇トになった。しかし同時に、県は四七年から特産物生産育成事業を導入し、翌年には青果用甘しよ生産拡大対策事業を実施し、でん粉用の栽培を基本としつつ、新たに青果用、加工食品



用などに向けて生産を拡大する政策を進めた。本町でも、漸次、青果用甘藷への取り組みが進み、平成一五年には栽培面積一畝、生産量二一トに達し、ほぼでん粉用と拮抗するところとなった。(栽培品種は昭和一七年にアルコール原料用の多収性を特徴とする「農林二号」、食用の「農林七号」、「ナカムラサキ」、「農林九号」、さらには早生品種の「フクワセ」などが次々と改良され登場した。のちには、化学肥料対応能力に優れた「ユガネセンガン」が県の奨励品種に採用されると共に、その高でん粉・多収性が評価され、急速に普及した。奨励品種としては、昭和五〇年に「ミニユタカ」があり、六〇年の「シロユタカ」など)

### 野菜

二五年ごろの本町の実情は、「村内店舗に並ぶ野菜は遠く熊本・宮崎から」移入されたものであり、「ゆゆしき事態」といわれた状態にあった。一般的に言って、所得水準が上昇し、食生活の欧風化、都市的生活様式が普遍化する過程で野菜の需要は増加した。このような動きを政策的に下支えたのが国による農業基本法であったし、本県でも野菜は基幹作物の一つとされ、振興の対象になった。さらに、本町の場合は、都市近郊農業としての発展の一環に位置づけられたことが預かっていたことは言うまでもない。それゆえ、野菜生産は昭和三五年ごろに入って急速に増加した。

当初本町が本格的に振興を図った野菜はアスパラガスであった。吉留食品工業郡山工場の進出が生産を始める契機となった。三四年四月の名古屋での全日本アスパラカンヅメ協議会において、同社の国内産第一号のアスパラ缶が高い評価を受け、それに原料を供給す

ることを目的に振興が図られた。同年二九六戸の農家が栽培に取り組んだが、百戸は出荷せず、出荷した農家でも全収穫期間にわたって出荷した農家は僅か五六戸に過ぎなかったという。それゆえ、三四年の集荷量は僅かに四八〇六トに留まり、アスパラ生産組合が掲げた集荷目標四万トの十分の一程度に過ぎなかった。翌三五年には一万トに拡大したが、その後順調に伸びたとはいいがたい。

昭和四一年、国は野菜出荷安定法を制定公布した。この法律は、「指定産地における指定野菜の生産と出荷の近代化を計画的に推進するとともに、指定消費地域への出荷体制について規程し、交付金制度によって、生産者の経営の安定と野菜の価格安定をはかるものであった」。県内では、指宿市と出水市が冬キャベツ、国分市と隼人町が冬春トマト、東串良町が冬春キュウリの指定を受けたのを皮切りに、指定消費地を京阪神及び北九州とする地域指定が昭和四五、六年までに秋冬さといも、春にんじんにピーマンなど種類を増やしつ、九産地と六種類の野菜が指定された。さらに県独自の施策も実施された。県は三八年に施設園芸奨励事業を、また四一年には施設園芸緊急対策事業を実施した。スイカやトマトの共同育苗施設や共同集荷場を設置するなどして、産地集団化、共同管理体制の確立などに努めた。その結果、スイカ、メロン、えんどうにタマネギ、キュウリなど多様な品目に主産地が形成された。

本町では、トマトが三九年から、イチゴは四二年から導入された。四三年に宮脇、川田、西俣、常盤、賦合の各生産グループが、水田の前作として南瓜の早熟栽培に着手した。また同年、ビニールハウスによるキュウリ栽培が始められている。キュウリは五二年に産地

指定を受けた。

イチゴは当初、二五〇〇平方メートル程度でスタートしたが、昭和四八年頃にはビニールハウスでの栽培に主力が移行し、五一年には西俣有屋田地区のビニールハウスでのイチゴ栽培に二二人が取り組み、栽培面積は一万七八〇一平方メートル、ハウス数は八九棟を数えた。新たに加わるものもあらわれ、共同で選別、販売を実施するなど、イチゴ団地の基礎が固まりつつあった。

他方で、西上、里岳、有屋田では水田裏作として、県内全市町村に先駆け昭和五〇年、長崎県から加工苺（露地苺）の苗一〇アール分を取り寄せ、試験栽培の結果、一〇アール当り販売額二〇万円（純益一五万円）と、水田裏作としてはすばらしい成果を得た。しかし、昭和三七年に導入した先発組、伊集院町や東市来町では団地化に成功して産地の形成が進んだが、それに比べて、本町では、五一年には栽培面積は一・五畝、六〇年には栽培面積は一畝と減少を続け、平成元年には本町イチゴ栽培農家は八戸に減少し、生産量も、二〇トを前後する水準に留まった。生産農家の高齢化や近年の価格の低迷がこのような傾向に拍車をかけた。

本町の野菜生産は水田の生産調整における転換作物として最大の作物であったことなども手伝って、昭和四〇年代後半にかけて拡大した。生産額は年々増加した。露地野菜や施設野菜に認定農業者を輩出するなど、活性化している部分を生み出したものではあったが、昭和五五年以降は生産量が激減して、平成一二年代には昭和四〇年代後半の割にも満たない水準に後退してしまった。

他方で、昭和六〇年ごろより本町ではレイシが販売目的で栽培さ

れ始めた。平成三年、町の重点品目野菜に指定され、労働力を要せず、高齢者でも取り組める上、収益性も高い商品として推奨された。町が広報誌を通じて積極的に栽培農家を募集し、通年販売を目指してハウス・露地栽培を組み合わせた産地作りが推進された。

平成四年度からはパイプ棚への補助もつき、七年度にはJAさつま日置農協が「県単村づくり補助事業」でレイシ選別機を導入するなど経営支援の体制も順次整えられた。さらに一〇年には、町とJAさつま日置農協が優良品種確保事業として市来農芸高校に委託していた優良種子の採取が、同校のバイオ技術によって成功し、種子の品質安定化が実現した。この年以降、継続して同校から優良種子の提供を受けている。

栽培面積も漸次拡大した。四年は露地物を中心におよそ二畝の栽培面積であったが、六年には、ハウス一三アール、露地物五・

一畝に拡大し、九年にはハウス四八アールをふくむ七・二畝へと順調に拡大した。町をあげて一〇



スタミナチャンピオン

畝、販売額一億円を目標に掲げて取り組んできたが、その後若干栽培面積を減らし、一〇年には七畝、販売額七六〇〇万円になり、一年以降は一五年まで六畝であった。面積当たり収量も若干低下気味で、価格もやや低迷して、一五年では生産量が一七六ト、販売額

が五六〇〇万円と伸び悩んでいる。

マーケットは主として鹿児島と京阪神市場で、夏場におけるスタミナ料理野菜として好評を博し、特に初値は一ケース(ニキョウ)が二千円前後の高値で取引された。平成七年の七月から八月にかけての県外キャンペーンや、大阪でのテレビ生出演など宣伝活動も展開されて、スタミナチャンピオン「スタチャン」のブランド名が確立した。こうした取り組みが評価されて、八年には町野菜振興会副会長・レイシ部会会長を歴任された堀之内豊さんが同年の町民表彰(産業経済部門)を受賞された。また、平成一五年には町のレイシ部会長福田薫さんが本県で二人目の「地域特産物マイスター」に認定された。

一五年の野菜の栽培面積は四九<sup>ハ</sup>で、主なものはレイシが六<sup>ハ</sup>、大根が五<sup>ハ</sup>、以下、かぼちや、馬鈴薯が四<sup>ハ</sup>、キャベツ三<sup>ハ</sup>などであった。

### その他の農産物

昭和三五年頃になると花き需要、とりわけ切花需要が拡大した。本県各地に花き同好会が結成されて、花き生産が盛んになるのはその時期のことであった。鹿児島県花き振興連絡協議会が設立されたのは昭和三三年であったがその頃はすでに産地として確立されていた輸出のユリ球根を中心に、暖地における球根栽培に重点があり、生産技術講習会などを通じての生産奨励が試みられていた。

昭和三〇年代中葉以降には、生活様式の変化と結びついて、それまで、お盆期の需要急増に典型的な季節的需要増とは異なり、年間を通じての需要が形成された。そのため、生産が需要に追いつかず、

県外産花きが移入されるほどであった。かくして、昭和四〇年代後半には各種施策も講じられて本格的な花き生産の段階に突入した。同時に流通過程も、四九年には、二つの地方卸売市場が認可されるなど整備された。五八年には「鹿児島フラワーセンター」が新設され、花き生産の指導的役割を担った。

本町の場合、町の農政行政における花き生産の地位は高かったとはいえない。しかし、菊類を中心に花き生産は行われていたうえに、近隣の東市来町や松元町などで洋ランや、ガーベラ、ユリなど換金性の高い花き生産が進められていたから、本町においても昭和四〇年以降には徐々に推進されることになった。特に五〇年代後半には栽培面積が二<sup>ハ</sup>に拡大し、生産額も一二〇〇万円を超えた。

平成に入るや、景気の低迷を反映して需要が減退したから、本町の花き生産は、栽培面積、生産量、生産価額のいずれもが減少した。栽培面積は昭和四〇年代半ばの水準にまで縮小し、生産価格もピーク時(平成五年)の二分の一になった。しかし、七年に導入されたソリダゴが、九年から生産を本格化させるに及び、花き生産が一気に活性化した。この成果が花き全体の生産価額に反映したのは平成一三年からであったが、ソリダゴそれ自体は、一一年の作付け面積四<sup>ハ</sup>が翌年には四倍増の一六<sup>ハ</sup>になった。生産量も三倍、生産額は二・五倍になった。これが一四年にはさらに拡大して、六八<sup>ハ</sup>になり、生産量、生産価額はそれぞれ一一年の六・一倍、五・八倍にまで増加した。日置地区の花き生産額の四割を占め、串木野、伊集院などと並ぶ管内有数の産地となった。かつて、農業基本法施行にともなつて町が推進した温州みかん、また、古くからの換金作物とし

ての葉煙草、茶の生産額を凌駕して、花きが米、野菜に次ぐ生産額の地位を占めるに至ったのである。

果実は結果として本町には根付かなかった。本町でも、果実への取り組み本格化した時期があった。昭和三二年一二月、常盤校区果樹振興会が会員四四名の参加を得て発足した。果樹先進地、東郷町山田部落の蜜柑園視察の結果発足したものが、これには常盤小学校池永校長の努力が大きかったという。

振興会の会員たちは、三三年秋植一〇七六本、三四年春植六六五本、同年秋植一二〇〇本と果樹栽培を本格化した。その後、会員数は地域外の会員を含め九一人になり郡山町全域に広がったので、名称を郡山町果樹振興会に改称した。会長は西正義、副会長は豊田景守、そのほかの役員も全員再選された。昭和三三年度からの五年計画で、五〇町歩を確保し、一名三反以上を確保することと一地区を選び集団経営でグループ活動による一貫作業を実行することを決めている。当初は壮大な計画と意欲に満ちた取り組みがあったことが示されている。

このような自発的な取り組みを前提に、いわゆる選択的拡大路線が推進され、これに対処するのに本町では温州みかんを推奨することにした。しかし、町が推進した温州みかんは、昭和六〇年、平成二年と一畝の栽培面積で、二二・七トを生産したが、それ以後は急減して一ト、生産額は百万円にも達しない状態になった。平成一五年で三畝ほどの果実の栽培面積があるが、その後の果実栽培をリードすることになったポンカンもデコポンもぶんたんもない。その殆どは梅、栗の栽培である。

本県は昭和三〇年代に地域としての生産規模を大幅に拡大し、日本におけるあら茶生産地としての地位を確立した。本町では、こうした動きに触発されながらも、近隣の松元町などが産地形成を図る中で、なかなか生産量の拡大を見ることが出来なかった。

### 葉煙草

葉タバコは伝統的な換金作物として、農家経済に重要な地位を占めてきた。

本町の葉タバコ生産農家は、昭和二七年度の耕作者の総会で、翌年度の耕作面積四七町歩、総収納代金二二七五万円を目標に一丸となって取り組む決意を表明した。本県における葉煙草生産の最盛期は三〇年ごろであるといわれているから、それなりの見通しに基づいてのことであつたと思われる。しかしながら、事實はやや違った展開を示した。

表6-23 葉タバコ耕作実績

	1960	65	70	75	80	85	90	95	96	97
耕作面積	2390	2245	1247	847	560	460	217	92	50	41
耕作人員	178	73	31	19	12	10	6	2	1	1
買入重量	45756	39437	22128	23055	13397	12365	6492	2297	1004	1132
買入代金	16173	16894	15272	31283	22861	21101	11495	4957	2059	2290
1kg当り代金	353	451	690	1357	1706	1707	1771	2158	2051	2024
10a当り重量	191	167	177	272	239	269	299	250	201	276
10a当り代金	68	75	122	369	408	458	530	539	412	559

資料は日本たばこ産業株式会社鹿児島支社  
耕作面積＝a、耕作人員＝人、重量＝kg、代金＝千円  
栽培品種は第一黄色種、第二黄色種、第三黄色種である。

三二年の実績を見ると、耕作面積は丸葉が七町二反、黄色が二八町一反で、あわせて三五町三反であった。これが、昭和三四年には丸葉が三町九反、黄色が二二町、計二五町九反に減少し、さらに三五年は、三町、二〇町八反へとさらに減少したのであった。こうした流れはその後も続き、三九年が合計で一九町、四一年、一八町一反へとさらに減少、五〇年代ごろにはとうとう一〇町を下回ってしまった。この間、耕作者数も減少した。昭和二〇年代中ごろには一八〇人をこえる耕作者がいたが、四〇年代中ごろには四〇人、五〇年ごろには二〇人以下になった。このように栽培面積を減少させつつ、同時に耕作者も減少した。後者の減少が激しかったから、一戸当りの栽培面積はむしろ拡大した。総収納金額は三五年が一六一七万円、三六年が一九一三万円、三九年が一八七〇万円、四一年が二〇四三万円、四三年が二四三九万円と推移したから、一戸当り収納金額も増大した。ちなみに五〇年産では収納代金三二一八万円で、一戸当り平均は一六四万四千円になり、農産物中最も安定した収入を稼得したのである。

昭和年代末期にはいつそその耕作者減、耕作面積減が続き平成一〇年にはその姿を消してしまった。

(畜産)

鹿児島県では昭和五一年に耕種生産物と畜産が生産額において逆転した。これまでもたびたび触れたように、国民の所得の上昇にともなう食生活の変化が食肉需要を増大させ、それに対応する形で、各種振興策が具体化されて生産を増加させた結果であった。国民の栄

養摂取形態が大きく変化し、油脂・肉類・乳製品が米に取って代わった。たんばく質の摂取も米から畜産・酪農製品に移行したのである。

国は、四七年度には「畜産基地建設調査事業」を開始し、そこで本県の大隅地区が全国一カ所の食糧供給基地のひとつに指定されるなど畜産供給県としての性格が明確になった。県はこのような国の動きに先立って、昭和三一年の「農業総合計画」では、早くも畜産を振興することとした。これらに基づいて、県は家畜貸付事業や制度融資枠の拡大や食肉産地処理施設の整備など畜産の振興を図る多様な施策を講じている。本町は「畜産の郡山」の声をかなり早くから掲げてはいたが、町の振興計画では長期にわたり基幹作物は米であったし、振興の重点移動が見られた段階でも、園芸と畜産のセットで考えられていたようである。畜産がそれのみで基幹作物の位置づけになったのは、畜産そのものの生産価額が減

表6-24 家畜・家きん飼養頭羽数と飼養戸数

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1998	1999	2000	2001	2003
乳用牛戸数						0	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
乳用牛頭数					0	70	70	80	80	80	70	70	90	90	90	90	90
肉用牛戸数	1104	895	595	460	357	265	254	248	240	210	193	177	157	130	119	111	95
肉用牛頭数	1464	1271	1381	1290	1540	1310	1470	1540	1600	1550	1340	1250	1060	980	870	920	830
豚戸数	144	137	87	60	42	21	17	13	8	7	6	6	6	5	4	4	4
豚頭数	757	2488	2696	3860	3130	3390	3380	2770	1620	1690	1670	1660	1610	1420	690	720	750
卵用鶏戸数	1401	1500	2	210	212	140	X	-	X	X	X	-	-	-	-	-	-
卵用鶏・百羽	217.4	197.1	18.1	31	21	1	0	-	1	1	1	X	-	-	-	-	-
肉用鶏戸数	-	10	7	8	9	8	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
肉用鶏・千羽	-	52.5	125	147	244	301	200	181	195	194	175	175	147	147	147	117	117

資料：県畜産課 県統計年鑑

注：1. 乳用オス肥育牛は肉用牛頭数に含む 1965(昭和40年) 1990(平成2年)

少し始め、町産業の振興の柱が農業以外に向けられた平成に入ったころのことであったように思われる。表6―24に本町における家畜・家きん飼養頭羽数と飼養戸数を示した。

## 肉用牛

まず、肉用牛であるが、最も飼養頭数が多かったのが昭和三五年であった。この年飼養戸数も最大を記録した。しかし、周知のように、食糧増産が緊急であった時期には役畜として牛の飼養が奨励されたが、耕運機の普及により、牛の役畜からの開放がすすみ、その後は肉畜としての重要性が増すという経過をたどったのであり、昭和三五年ごろはこの転換の過渡期に当たる。このころから、肉用素牛導入事業により奨励されてきた若齢肥育が進み、生産から育成・肥育までの一貫経営が肥育専門経営を分化して、肉用牛飼育が本格化したのであった。

この過程において、飼養戸数は減少し、飼養頭数は増加したから、一戸当たり飼養頭数は増加した。昭和三五年の一戸当たり飼養頭数は一・一四頭に過ぎず、二二年のそれが一・二頭、三〇年が一・一五頭であったから、この時期本町で展開していたのは多頭化の進行ではなくて、より多くの農家で牛飼養が可能になっていくという事態であった。

昭和三五年以降になると、飼養戸数は急減した。これは役畜使用の急速な後退といつてよい。一方、飼養頭数は年によるジグザグはあるものの、四〇年の一四六四頭が五三年の一二八〇頭にまで減少した。しかし、一戸当たり飼養頭数は五三年には二・六二頭に増加した。この間の飼養頭数の増減は役畜飼養を放棄した農家が相当数に

上ったことと、肉用牛飼養農家が子牛価格の変動に対応して頭数を増減させた結果であった。昭和三八年に子牛価格が下落したために、肉用牛の出荷頭数は増加したので、三九年から四二年まで飼養戸数、頭数ともに減少した。四三年には子牛生産意欲が高まり、飼養頭数が増加したのだが、一転四四、四五年には飼養頭数が減少した。一時的には子牛価格、肉用牛価格が上昇したが、四六年に再び飼養頭数が増加したのだが、ニクソンショックの影響もあって、四七年には早くもまたまた子牛価格が低迷したので、屠殺頭数が増加し飼養頭数が減少した。また、昭和五四年から子牛価格が急騰したことを受けて、飼養頭数が五八年以降は四年連続して一五〇〇頭台半ばに増頭された。この間、子牛の生産量は四〇〇頭台から五〇〇頭台に増加している。子牛生産量は昭和六二年から減少するが、平成三年増加に転じて、五年には子牛生産量も四五頭回復して、一六〇〇頭になり、昭和三五年の一六五〇頭を除けば過去最高の飼養頭数になった。この間緩やかに飼養戸数は減少したから、一戸当たり飼養頭数は平成五年には六・六七頭に達した。

その後の一〇年間にも、一戸当たり飼養頭数は増加を続け、平成一五年には八・七四頭になった。しかしながら、この一〇年は飼養頭数が四八割も減少したのだが、他方で、飼養戸数がそれを上回る六〇割も減少したことから一戸当たり飼養頭数が増加したのであったから、産地総体としては衰退する中で、個別的には規模を拡大した経営が出現したということであった。平成五年以降子牛生産は減少傾向にあり、平成一〇年ごろには最盛時の一五割程度に減少した。平成になってからの子牛価格はほぼ横ばいであったから、ここでの

飼養頭数の減少は高齢化等による農業離脱の影響が大きかったものと思われる。

### 酪農

次に酪農。本町では乳用牛飼養農家は昭和二八年に一戸、飼育牛は一頭から始まった。翌年には二戸二頭になり、三一年に一気に増えて二六戸、三二頭になった。農家副業酪農であった。

基本法農政以降、県レベルで見れば、農家副業から専業的酪農経営に移行したが、本町では三五年に一二戸、二四頭、さらに翌年が一戸、二八頭であったから、専業的酪農経営が族生するという事態には至らなかった。その後副業経営が消失して、乳用牛飼育農家数は減少した。昭和四四年には二戸、一九頭であった。農家戸数の減少とともに飼養頭数も減少し、四八年には消滅してしまつた。

この時期、県のレベルでは、飼育頭数は順調に増加した。しかし、昭和五〇年代には、消費量の頭打ちによる過剰生産に加え乳製品輸入が増加したから、昭和五四年には生産調整が開始され、頭数増加も頭打ちになった。一戸当たり飼養頭数は、専業化の進展、



豚の品評会（昭和40年代）

飼料基盤の拡充などにより増加している。

久しく本町から姿を消していた乳用牛飼養が再び始まつたのは、六一年からであった。当初五〇頭でスタートしたが、その後若干ずつ増頭して、平成二年には七〇頭、一〇年以後は九〇頭になった。

### 養豚

本県における養豚は、いも利用養豚か残飯養豚の農家副業的なものであった。昭和二七年の本町の飼養農家数は四九戸に過ぎず、その後漸次増加したとはいえ、三五年でも三二〇戸、五一〇頭であったから、一戸当り一・六頭の零細規模で、農家の庭先に作られた豚小屋で飼育されていた。

農業基本法への対応の中で、肉用牛、養鶏などと並んで本町の重点作物のひとつにあげられたので、伝統的なバークシャー種の黒豚に代えて、大型の雑種（昭和三六年輸入のランドレース、四〇年輸入のハンブシャー、ダイヨークシャーなど）の導入が行われた。飼料も配合飼料に変わり、専門豚舎の飼育も始められて、庭先の副業養豚からの脱却が図られた。

豚肉の需要も増加してきたから、全国的にも増産が進み、昭和三七年に価格の大暴落があった。そのため、三六年に八八四頭であった飼養頭数が、四〇年には七五七頭に減少した。一方で飼養戸数が大幅に減少したので規模拡大は進んだ。子豚の価格は一万円台に上昇した後、五〇年には二万五千円、五五年ころからは三万円台に突入したから、順調に飼養頭数は増加し、他方で飼養戸数が減少した。五四年には六三戸、四一一〇頭になり、本町における飼養頭数のピークを記録した。昭和五五年以降には本町の子豚の出荷頭数は概ね六

千頭を前後する水準にあったが、平成に入っても子豚価格は概ね三万円台で推移したにも拘らず、出荷頭数は激減し平成五年には二〇〇頭を下回り、平成一〇年には生産ゼロとなった。高齢化が進行し零細規模の子取り養豚経営が離脱する一方で、少数の多頭肥育経営が規模を拡大する養豚経営の専門化が進み、飼養戸数は減少の一途をたどった。その結果、地域全体としては飼養頭数を急減させ、平成一五年にはピーク時の二〇割にも満たない水準に後退した。

子豚は主として県内肥育農家に引き取られていたが、肉豚は、昭和三〇年代半ばには、主に東京芝浦市場などに生体輸送されていた。順次食肉処理工場が整備されたので、枝肉、部分肉に処理されて出荷されるようになった。枝肉の価格は豚肉の需要と子豚の価格によって左右されるが、豚肉の需要は牛肉や鶏肉の消費と競合する関係にある。とりわけ牛肉需要が増大し、さらには競合する輸入豚肉が増加したから、先に見た子牛価格の横ばい状況にも拘らず、枝肉価格は低下傾向にあった。それでも、本町の経営専門化が進行した昭和五〇年代後半から六〇年代にかけて四〇〇トから六〇〇トへと出荷量を増大させたが、平成に入り一〇〇トそこそこにまで減少した。

### 養鶏

養鶏も本町畜産のもうひとつの柱であった。鶏は大家畜とは違い飼料の心配もない飼養の簡単な動物であったから、どこの農家にもいわゆる庭先養鶏として四〜五羽はいたものであった。勿論この段階は商品生産ではなく自給的性格のものであった。

昭和三〇年代には始良と出水に県の主産地形成事業が導入され、農業構造改善事業による採卵鶏の規模拡大も進んだから、北米産ハ

イブリッド鶏が導入・普及されて急速に成長した。本町でも昭和四〇年以降に向けて増羽がすすみ、飼養羽数は二万八千羽になった。

(この年がピーク)しかし、この時期にはすでに鶏卵は過剰基調にあったから、国は三千羽以上飼養している農家を登録制にして規模拡大を抑制したり、県毎の飼養羽数の枠設定を行い(五六年)、計画生産による生産調整を実施した。本町では採卵鶏の飼養羽数はこの年をピークに減少し、四八年には一万羽を切り、同年飼養戸数も壱千戸を割った。昭和五〇年代を通じて二〇〇戸ほどの農家が飼養を続けており、中にはそれなりの経営規模の農家があったから、毎年三〇〜四〇トくらいの生産量が見られたが、それも平成に入り一〇ト台に減少し、それ以降は飼養羽数も飼養戸数も激減して、平成七年ごろには統計上姿を消してしまった。

採卵鶏がピークを迎えた昭和四三年からブロイラー生産が開始された。

鶏肉生産は採卵鶏の副産物にすぎなかったが、県の薦めたホワイトコーニッシュ、ホワイトロックなど外国鶏の導入によりブロイラー養鶏が産業になった。その年の飼養戸数は九、飼養羽数は二万七千であったから、羽数では早くも採卵鶏のそれに迫るものであった。

ブロイラー使用経営数はその後も大きな変化が無く、四五年の一〇戸が最大で、平成二年でも八戸であった。その後は若干減少したので、一五年は四戸であった。飼養羽数は緩やかに増加して、四八年に一二万五千羽、五六年に二二万七千羽、平成元年に三〇万八千羽になった。しかしこの年を最高に、以後減少が始まり、平成三年には二〇万羽、平成一五年には一一万七千羽になった。一戸平均三万



羽弱で極端な規模縮小があったわけではないが、昭和五〇〜六〇年ごろの水準に戻った。

### 農用地開発と基盤整備

戦後直後の開拓の状況が判明しているのは次の二地区である。郡山町郡山笹之段集落に、地区総面積一八八反歩の開墾が行われ、入植農家六戸分に一六〇反歩が入植用地として利用される一方、二八反歩の増反用地が一〇戸によって利用されることになっていた。もうひとつは、同じ郡山町郡山の雪元集落で、二三五反歩の開拓が行われ、そのうち一四三反歩が四人の入植者に、九二反歩が一九戸分の増反用に振り向けられた。更には、もっぱら既存農家一〇戸の規模拡大を図るために、郡山町一円において小団地が開墾された。更に入植地拡張を希望することから、可能性が追求されたが、林地四〇反歩が適地とされた。(以上は昭和三二年ごろの話)

これらの事業は昭和二六年一〇月発足した「開拓委員会」が担当した。同委員会は、農地委員会の改組により「未墾地配分委員会」(会長は農地委員長)及び「入植者増反者選衡委員会」(会長は村長)が廃止されたことに伴い設立された。

設立当初、開拓委員会の業務について元郡山村入植者増反者選衡委員長 増満喜吉、元郡山村未墾地配分委員長 井上重二兩名の名前で、次のような告知が町報上で行われた。

「新委員会の任務は・前記二委員会の所掌事務を統合したもので具体的に述べますと、一、土地配分問題に関しては県及び村農業委員会の補助機関であり、二、入植増反者の選衡問題に関しては村長の諮問機関であることは勿論、さらにこの二委員会の統合に依つ

て農業委員会を中心として、広く村内の有識者経験者を網羅した広い視野に立って、開拓財産たる土地の即地的適正妥当な配分と入植増反者の真の適格者を選衡し、且つ村内の開拓に関する諸調査を行う等、村内開拓行政の円滑適正を期するものであります。」

新委員会の委員及び幹事(任期二カ年)並に事務所は次の通りであつた

- ・会長 農業委員会会長 井上重二
- ・委員(会長代理) 村長 増満喜吉
- ・委員 村議長 折田政雄、農協長 吉村 進
- ・経験者 白坂正男、学識者 重久尚孝、農業委 肥後盛親
- 前田兼行 福永義雄 末吉 忠 淵脇為吉
- 村経済課長 小原栄満
- 地区代表 笹之段 小桜薩州男、雪元 嶽 弘
- 幹事 村収入役 吉留義行、村総務課長 諏訪田畷吉
- 事務所 郡山農業委員会事務所内に併置

### 農業・農村振興

#### (1) 農村三作運動

昭和三八年(一九六三)、県は農村三作運動を提起した。運動の目的は「仲間作り」「ものづくり」「環境づくり」である。「仲間作り」は機能集団・後継者を育成し、新しい農業者の仲間をつくらうということであり、「ものづくり」は主産地形成で、商品性の高い農産物をつくらうとする、そして「環境づくり」は農村環境を整備し、住みよい働きよい環境をつくらうというものである。昭和三六

年の農業基本法を受けて三十七年に農業構造改善事業が一〇年計画で開始された。そこで目指された主産地を形成して構造改善を図り、自立経営農家を育成することが、本県では農村三作運動として具体化したのであった。

昭和四〇年に、本町は鹿児島県の農業構造改善事業の予備指定を受けた。そこで、町内に散在する各種の目的機能集団の連絡を図る目的で、五部会からなる「郡山町機能集団連絡協議会」を結成して三作運動をすすめた。

昭和四六年一二月に農家総合指導推進事業の指定を受け、推進員や協力推進員が委嘱され推進体制が出来た。当時の実態調査によれば、「農家総戸数の減少と、第二種兼業農家の増加が特徴であった」との指摘があり、構造改善の必要性が強調された。そのためには農地の基盤整備が喫緊の課題とされた。

## (2) 農村振興運動

昭和五二年、県は話し合い運動と村づくり事業を柱とする新しい農村振興運動を展開した。「あぜ道の声を積み上げ、豊かでぬくもりに満ちた村づくり」がその目標とするところであった。地域が抱える問題を話し合い活動により自らの力で解決すること。いわゆる「自立自興」がその精神を表現していた。地域問題は、農業分野に限るわけではないから、生活環境から住民の健康問題、さらには伝統芸能の復活など広範囲にわたり、「話し合い」によって住民相互間に連帯感を生み出し、活力に満ちた地域社会を作ろうというものである。

おりしも、日本経済は高度経済成長がもたらす地域間経済格差の

激化や深刻化する公害などによって、成長への反省から地域主義的な考え方が主流になり始めていた。農業分野でも地域農政特別対策事業や地域農政推進対策事業など「地域」を意識した政策が追求されていた。

昭和五七年、県は話し合いの単位をそれまでの集落から拠点集落を核に面的広がりを持った地区に拡大し、話し合い活動の水準を一段階引き上げることをはかった。それに基づいて、郡山町においては、「村づくり重点地区」として里岳、西俣、大八、東秀の四地区が指定された。村づくり委員会を中心に農業振興を核に活発な話し合い活動が展開された。

農村振興運動第二期対策として、郡山町では次の重点施策を実施することを決めた。話し合い運動については

- ① 拠点地区話し合い活動事業
- ② 村づくり人材確保要請事業
- ③ 「知事とむらづくりを語る会」の開催

④ 農地銀行設置事業 農業の振興を図る上で、作付けの集団化や農地の流動化、有効利用をはかることは重要な課題である。そこで、町や集落に「農地流動化推進員」を置き、集落内での話し合いを通じて、計画的な農



圃場整備 (西有里)

用地の貸し借りや売買が出来るよう、町に農地銀行を設置する。他方、村づくり事業は、地区の「むらづくり方策」を達成するため、自力で解決できない課題について実施する事業である。

このような、いわばソフト面での振興策が推進される一方、土地基盤のようなハード面での整備も並行して進められた。本町における基盤整備は、五三年度に国の指定を受け、五四年一〇月から工事を開始し、五五年に完成した西有里地区のほじよう整備が最初のものであった。同事業は総事業費一億〇九一八万八千円、実施面積が一七・七〇。一枚区画の面積約三千平方メートル。水路は幹線が二本で、延長二四三二メートル。支線が一本、延長一三四五メートル。排水路は一二二本、延長二二一五メートルなどとなっており、車で乗り入れが可能になった。

ついで五六年度に岩戸地区のほじよう整備を（約二・六〇）団体営土地改良事業として着工した。（西有里、岩戸のほじよう整備の実施で、ほじよう整備後の水田転作が推進されている。各一箇所展示圃場をおき、特定作物としての有利性と作物の品質向上及び増収を目的として、地域に広く普及するために、栽培農家と普及所・町が一体となって実施中。秋大豆・品種は「フクユタカ」）

昭和五七年一月、生産性の向上、生産額の増大、労働時間の短縮を目標に、南方地区県営ほじよう整備推進協議会が発足した。川田川沿いの水田一〇〇〇を整備することとし、事業費は国が四五〇、県が三二〇、町が八〇を補助することから、農家負担は一五〇。現在の事業費は反当り九〇万円であるから、農家は約一三万五〇〇〇円程度を負担する。役員は、会長中園良清、副会長大平正一という内容であった。

昭和五七年度には、岩戸について平谷地区土地基盤整備事業が開拓された。さらに、平原地区も同事業を実施したが、岩戸・平谷・平原の三地区が圃場整備に踏み切ったのはいずれも農村振興運動二期対策の話し合い活動の成果であった。

昭和五五年には農用地利用増進事業、また、町は六〇年度に新農業構造改善事業地区指定を受け、六一年度計画認定を受けた。この事業は八年間八億円の事業規模で、土地基盤整備や農業近代化施設整備・環境整備等を総合的に行う計画で、その専任推進員に郡山麓の寺尾重敏氏が委嘱された。また、五八年度からは地域農業の活性化を図るために、地域活性化事業が開始され、地域農業集団も町内全集落で指定を受け、各集団共に、土地利用点検地図の作成や農地の有効利用方策づくり等、いわゆる「むらづくり方策の作成」により活動を開始した。こうした活動を円滑に進めるために、専任推進員には、各集落と町や農協等、関係機関のあいだのパイプ役としての役割が期待された。六二年には賦合の有川博氏が専任推進員に委嘱されている。

六一年には農村地域農業構造改善事業が導入され、農協に農村情報連絡施設が設置された。また、六三年には農村地域農業構造改善事業によって町中央構造改善センターが建設されるなど、引き続きハード・ソフト両面での振興が図られた。

土地基盤整備は東俣、川田にシラス対策事業や南方地区（一部花尾を含む）の土地改良事業をすすめ、さらには後継者の育成や担い手農家の育成に取り組み、土地利用型農業規模拡大のため六二年に大宮・大平地区などの基盤整備を実施した。

平成に入ると、一層農業の地位低下が進み、農村地域の混住化の進行や多様な職業従事者の量的な増大という事態が無視できないほどになり、町振興策も大きく舵を切ることになる。そうした事態に対応する形で、農村振興運動は平成五年度から新・農村振興運動として衣替えした。基本的な推進手法に変わりはないが、話し合い活動を通じて、担い手の育成、地域ぐるみ営農体制及び生活環境の整備など、農業構造・農村社会の改善、「ゆとりと潤いのあるむらづくり」をめざすとして、より広範な目標が設定された。話し合い活動を通じて一層の「自立」が志向された。重点地域指定を目標として「むらづくり活性化計画」を策定し、むらづくり事業を積極的に活用するためのむらづくり相談員を設置して効果あらしめるよう計画された。同時に、足腰の強い農業の確立と快適で住みやすい郊外型田園地帯をつくるため、生産基盤の整備を重点的に居住地域と農業生産の場とを計画的に配置した、農村住環境の整備を行い、緑や居住環境を生かした農村を建設し「水と緑に包まれたうるおいの里・郡山」のイメージづくりを目標に、県営農村活性化住環境整備事業が平成四年度からスタートした。同事業は県営事業であり、ほじょう整備と共に、農地の一部を新規の住宅や緑地として多面的に活用し、地域の特色を生かした住環境整備を実現して、住みやすい空間を後世に残すとして郡山地区の約六〇％にこの事業が導入された。平成六年には、同事業の農業振興対策として、レイシ・ナスの資材補助や市場調査を行い、里岳集落にふれあい農園を開設した。同年、油須木、常盤、甲突の三地区を対象地域に基盤整備が実施された。さらに、生産基盤の整備に関しては、平成一一年度になって、農作

業の省力化と労働力の有効利用を目的とする、県営中山間地域総合整備事業東部地区（面積二六〇）が始まった。同年に湯屋原・前田・山下・下川原田が、翌二二年に中玉を中心とする地区が整備された。農業・農村振興のもうひとつの柱が、「むら自慢」「むら特産品」の開発であった。

農村振興運動の一環として「村自慢づくり」が昭和五九年に始まった。西俣集落は話し合いの結果、「さゆり漬け」を村自慢とすることに決めた。これには前史がある。昭和五〇年に西俣集落に、女性による八千草生活改善グループが結成された。彼女たちは多様な農産加工品づくりを通じて生活改善活動を活発に進めていた。同地が国のキュウリの産地指定を受けた五二年以降、規格外品キュウリを有効に利用できないかと試行を重ね、五八年、開発に成功したものである。県産品愛好運動推進協議会主催の第四回ふるさと産業創意工夫製品コンクールで、食料品部門の奨励賞に、本町の生活改善グループ（代表―肥後トミ子さん）が輝いた。かくして「さゆり漬け」は優良県産品の仲間入りを果たした。

昭和六二年一二月、第一回むら自慢大会が町中央公民館で開催された。西俣集落を含めて各集落が村自慢を定めて集落の活性化を図っていたところ、町内の村自慢が一堂に会しての大会を開催して、一層の運動の推進を図ろうというものであった。当日はリーダー・功労者表彰や公演、また展示即売会が行われた。この催しはその後ほぼ毎年一二月に開催され、平成一六年には第一五回を数えるに至った。

むら自慢大会は、平成三年の第五回大会から、ふるさと祭りに名

称を変更し、村自慢の枠を超えた町の一大イベントに成長した。ちなみに、第二一回目の一二年は、新農村振興運動（平成五年に開始）と美しいむらづくり推進事業の一環として、町総合運動公園広場に二千五百人が参加して盛大に開催された。町内一周駅伝とふるさと大賞の授賞式も同時に行われた。

アトラクションに、石井流津軽三味線ショー、北海太郎のものまねショー。町特産レイシの早飲みショーがあり、その他、なんでも

市場（町内特産品コーナー、青空市コーナー）、体験コーナー（トシカチ号、シートベルトコンベンサー）、スポーツコーナー（ストラックアウト）、卵のつかみ取りなどに町内特産品や景品の抽選会があるなど、内容も年々拡充された。

催し物も多彩になり、第二二回では伊集院町在住の嶋崎ジャルワシさんのタイ民族舞踏が人気を博し、第二三回祭りには岐阜県輪之内町からの出店もあった。人も年々多くなり、第一三回ふるさと祭りには三千人、第一五回には過去最高の約四千人が参加した。

町外で開催される催しにも本町のグループ・個人が積極的に参加した。二三紹介すると、鹿児島県提唱の「ふるさと特産運動」、「村自慢作り運動」に呼応しての特産市が昭和六二年から「ふるさと農



レイシの早飲み

林水産祭り」と合同開催された（与次郎MBCグラウンド）。本町も、農林産物をはじめ特産品を一堂に展示して郡山のPRに努めた。また、平成二年には、「ふるさと的心、ふるさとの味と香り」を再発見する目的の「ふるさと秋まつり」に、本町は平成二年八月設立の特産品協会として出場した。「花尾瓢箪村」の大瓢箪が目立ったが、特産品も多彩であった。（有）高橋食品の「たけちゃん漬け」などのタケノコ製品群、（株）南国薬草のドクダミ茶・ハーブティ・インテリア芳香剤、生活改善グループのさゆり漬け・ふくれ菓子などの手づくり品、大和木材（株）のナマズ・イズミ鯛・木製花鉢などの木工品、同年六月発売の錦灘酒造（株）の「郡山源水」、藤本窯の郡山焼、（有）郡山温泉のミネラルウォーター、花尾瓢箪村のひょうたん類などなど。これらを契機に一層の集落の活性化がはかられた。

### 3 林業

本町では総面積のおよそ七〇％が山林原野である。林野総面積は昭和三〇年が三九八二ヘクタールで、平成一五年が四一七二ヘクタールであったから、この五〇年ほどの間に一八〇ヘクタール増加した勘定になる。



ふるさと祭なんでも市場

所有形態別に見ると、国有林はほぼ横ばいで昭和四五年以降五四四畝であった。(昭和三〇年からの一五年間に三〇畝減少したが) 民有林が若干増加した。時期別に見ると昭和四五年以降に増加し始め、農業における労働力不足から耕地が山林に転換される事態も進んでいることなどから、とりわけ平成二年以降になって増勢が増した。

本町には大規模山林地主が殆ど形成されなかったから、林地の所有者は同時に農家であった。経済基盤という点から見れば、農家が森林を所有している形態だと考えてよい。昭和三〇年の山林所有農家数は一六四二戸で全農家戸数の八割を超える。その後、林地所有戸数は農家戸数の減少同様に減少した。林地所有戸数が減少し、若干なりとも林や面積が増加したわけであるから、規模拡大の可能性が生じたわけだが、事態の推移はむしろ所有規模の平準化は生じたが、大きく規模を拡大して林業専業経営を生み出すような結果にはならなかった。

所有規模別の分布を昭和三〇年についてみると、一畝未満の零細所有が全体の七六・五畝を占め、一畝以上五畝未満とあわせると実に九七・四畝を占めた。三〇畝以上所有者がそれでも一六戸あり、最大は七八畝所有である。これが、四五年には一畝未満が若干減少して七五・八畝になったが、五畝未満で見れば九八・二畝でむしろ増加している。さらに五五年には同様に、七二・一畝、九八・八畝であったからごく零細規模の所有者がその保有する林地を譲渡し、それを零細所有者が小地片を買い増したということであった。逆に、三〇畝以上の保有農家がその林地を手放しており(農地改革の結果)、

五畝以上保有層も絶対数を減少させるのだが、それでも四五年には一〇畝以上五〇畝未満層が七戸を数え、五五年にも六戸がその層にあった。

次に公私有林について林地の樹林種別推移を見ると、表6-25の通りである。

昭和三五年頃には、針葉樹林が四五畝、広葉樹林が三八畝、竹林が九畝で、外に伐採跡地八畝という構成であった。主として用材林は戦時戦後において乱伐・過伐の状態にあったから、その後伐採跡地への植林が二五〜三四年に進んではいたのだけれども、なおかなりの伐採したままの林地を残した状態にあった。『三六年度町政要覧』によれば、森林の樹種別蓄積は(昭和三五年)、国有林ではスギ、ヒノキ、クロマツが二三万七千石、広葉樹が四万石、外に竹林が一万石であった。町有林・部落有林を含めた公私有林では、スギ、

第6-25表 公私有林面積

単位: h a

	1959	1960	1966	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000
総数	3047	3083	3073	3096	3261	3378	3387	3448	3703	3644
人工針葉樹林	1285	1357	1542	1638	1893	2000	2013	2086	2000	1985
天然針葉樹林	73	-	29	-	2	1	0	-	-	-
人工広葉樹林	5	8	4	2	4	4	5	13	9	16
天然広葉樹林	1147	1144	-	987	964	934	978	947	1203	1188
特殊樹林	-	-	303	-	-	-	0	-	-	-
竹林	280	280	25	292	265	270	283	280	331	336
伐採跡地	257	257	150	25	19	1	4	13	5	2
未立木地			3	151	113	162	98	96	146	117
更新困難地				1	1	6	6	14	10	1
その他		37	37	-	-	-	0	-	-	-

資料: 県林務水産課

ヒノキ、マツの針葉樹が三〇万七千石、広葉樹が一九万五千四百石、竹林が三四万石であった。針葉樹が半分を占め竹林と広葉樹が四分の一ずつという構成であった。針葉樹がほぼ面積比率と同じで広葉樹は面積では四〇割であったが蓄積量は二五割弱であり、逆に竹林は面積では七割に過ぎなかったが、蓄積量では二五割を占めていた。ちなみに国有林はその殆どが針葉樹であり、全町域の針葉樹面積の一八割、蓄積量の三四割を占めていた。民有林が先行して伐採されていた姿がそこにはある。

昭和三九年林業基本法が制定された。そこで従来の森林政策の基本であった資源政策から、林業経営を産業として位置づけ、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図るといふ、経済政策としての林業政策への転換が行われた。具体的には林業構造改善事業による大が目指された。

構造改善事業は市町村単位で指定された。鹿児島県では一九地域が指定されたが、本町は林野面積が五千畝以上、内民有林が千畝以上、林野率七〇割以上という条件を満たさなかったから、その指定からもれた。指定からもれたとはいえ、林業近代化は本町にとっても実現すべき課題であったから、共同化を含めて経営規模の拡大を進め、蓄積を増加させるためには造林計画を立てて伐採跡地の新植を進めることが必要であった。そのためには、林道などの基盤整備が不可欠である。

もとより林業基本法を待つまでもなく、林道整備は林業振興の前提でもあったから、多くの計画が進められたわけでその詳細は紹介し得ない。その一端を、『新町建設計画書』に見ることが出来る。

その後昭和三五年頃には林道の整備が進められ、四三年には笹之段林道一期工事八〇〇畝が完成した。また、その翌年には同二期工事六四〇畝が完成した。林道整備には各種補助金がついた事業があったが、昭和三〇年代中葉以降の主な事業は三六年の山村振興林道事業や三八年の幹線林道事業、また四一年のいわゆる農免林道事業としての峰越連絡林道事業などがあった。

戦後の住宅建設は木材需要を増大させた。一方、木材供給は森林の蓄積量の減少していた上に、新植が伐採期に達していないこともあって不足気味であったから、木材価格は上昇した。これに対応して、昭和三五年の国の長期造林計画は「拡大造林」を推奨して、生産力を増大させる政策に積極的に取り組んだ。これに先立って、昭和二六年に昭和一四年制定の森林法が改正され、同年八月から新造林計画により造林と伐採の合理化をはかることになり、造林については伐採跡地には二年以内に植林することが義務化された。本町でも、昭和三二年にスギ五〇〇畝、ヒノキ四五〇畝、マツ二五〇畝の造林計画を立てた。この造林計画の進捗状況は、同年七月に夏山の

第6-26表 林道整備計画

	区間	種別	延長	幅員	事業量(千円)
平原林道	西俣	新設	1200m	3.6m	1440
花尾山 "	厚地	"	1230m	3.6m	1500
土塔 "	東俣湯屋	新設改良	800m	3.6m	900
大谷山 "	川田上	"	1800m	3.6m	1800
本岳 "	岳(本岳)	新設	1000m	3.6m	1200
油須木 "	油須木東谷	新設改良	1000m	3.6m	1000
梨大野 "	岳(梨木野)	新設	1000m	3.6m	1500
いらか谷 "	東雪元上の丸	"	600m	3.6m	720
馬渡 "	大平馬渡	新設改良	1500m	3.6m	1800
東原 "	岳(東原)	"	1000m	3.6m	1200

『新町建設計画』20ページより転載

手入れ風景としてNHKに紹介された。その進捗状況はスギ一六〇、ヒノキ二二〇、マツ三二〇の実績であったが、さらにその翌年（二五年）にはマツを主体に一一〇と、対前年四〇の増の実績を上げている。その後新植面積は減少するが、それでも昭和五〇年代中葉から昭和末期にかけて拡大増林が行われたから、平成二年の樹種別構成比は針葉樹が六〇・五割に、広葉樹は比重を下げた二七・八割になっている。同時に、伐採跡地と未立木地が減少して三割になった。マツはかつては森林資源の代表的な樹種であったが、松くい虫の被害もあつて三六年をピークに激減するとともに、新たに植栽されなくなった。四六年には、松くい虫被害跡地樹種転換事業を実施し、被害林分の解消を図った。

本町では造林の主流が昭和四〇年代にはヒノキ、五〇年代になるとスギになった。これらの拡大増林は、天然広葉樹林の伐採跡地に植栽され

第6-27表 公私有林造林面積

単位 h a

	昭和34	〃 35	〃 41	〃 45	〃 50	〃 55	〃 60	平成2	〃 7	〃 12
総数	70	110	66	43	28	37	28	6	2	6
まつ	32	62	3	-	-	-	-	-	-	2
すぎ	16	16	18	13	10	22	13	4	1	5
ひのき	21	32	45	30	18	15	6	1	1	1
その他	-	-	-	-	-	0	9	1	-	0

資料：県林務水産課

たものであった。広葉樹種としては、樟脳原木としてのクスが主流であったが、木炭の原木用であったクヌギが昭和五五年以降にシイタケの原木として造林されるようになった。

昭和四六年には竹林改良事業を実施した。

高度成長期には早くも労働力問題が顕在化した。造林計画の進捗が思うに任せなかったのもここに原因のひとつがあった。県では昭和四九年度から除間伐対策事業を実施して、森林整備促進事業、間伐促進事業、集落除間伐基盤整備事業など矢継ぎ早にその対策を講じた。本町でも、同年には森林組合の労務班の育成強化を図り、林業振興奨励事業を実施するなどして、間伐対策と担い手問題に取り組んだ。

さらに、昭和五三年からは「みぞこ運動」を展開し、集落ぐるみの除間伐を進めた。本町でも労働力の育成確保の対策として積極的に取り組んだ。たとえば、「除伐や間伐をすれば、木の成長が良くなり、価値の高い山ができる」とともに、間伐材からの収入が得られ、一石二鳥ということになる」ので、間伐材の土場（集荷場所）買取に向けて、集落ごとに間伐材の集荷日を第一、第三火曜日を決めて集荷した。その収入は「末口一〇〇〇円、長さ四割で六七〇円であったから、一〇本担ぎ出せば六七〇〇円」にもなったという。

また、昭和五二年には、林業の置かれている厳しい条件を克服して、生産性の高い林業地帯を形成し、林産物の生産量を増大し、林業従事者の所得の向上を図れるような、いわば地域のモデルになる先進事例を形成すべく、県単事業である林業経営団地育成事業を導入し、地域モデルにふさわしいモデル林業経営団地を選定すると



もに、町林業振興計画を作成して、林業の振興を図った。大字厚地の五七六畝が指定された。

平成に入ると労働力問題が一段と厳しくなり、かつ、国産材の需要が低迷して、植林の動きはめっきり少なくなった。国産材需要の減少は、平成になって始まったことではなく、パルプ材を含めて早くも昭和三六年頃には外材が主要部分を占めるようになっていた上に、住宅建設も木材を使用することが少なくなり、且つ又、木材に代替する素材の出現もあって、市場条件は厳しいものがあつた。昭和五五年以降には国産材需要の喚起を目的とする木材需要総合促進事業を始め、木材産業再編緊急対策事業など緊急対策を含めたような国の取り組みが展開された。しかし、本町では再び未立木地が増加するなどして、用材向けの森林経営の発展は困難な状況にある。

本町に特有のことではないが、すでに、昭和四〇年ころから林道整備が、生産基盤Ⅱ森林資源開発の基盤の整備から地域対策あるいは環境対策としての林道整備にその理念の転換が見られたが、ここに来て森林の持つ水源涵養の機能や森林浴・レクリエーション空間など森林の持つ他面的な機能が着目されるようになって来た。林業もまたそのような機能と共生するものとして位置づけられるようになった。

### 森林組合

このように林業の置かれている厳しい条件と林業に期待されている公益的機能を果たせるように、平成一年七月、一市八町の森林組合が合併して、日置森林組合を結成した。参加組合は串木野市、市来町、東市来町、伊集院町、松元町、日吉町、吹上町、金峰町に

本町の森林組合であつた。その結果、新組合の陣容は、組合員数 一万一〇八〇名(正組合員 一万〇九七七名、準組合員 一〇三名)、出資金額 一億三五四万七千円、役員二名、職員一九名、作業班五三名にチップ工場、坑木工場、しいたけ乾燥施設を擁することになった。

本町森林組合は昭和一八年に郡山一村を地域とする郡山村森林組合を前身とした。昭和二六年の森林法の改正により、任意組合としての協同組合組織に再編成された。それまでは、強制設立・強制加入の組合で、軍用の材木切り出しを主たる任務にしており、組合長は国分村長であつた。さらに、同協同組合組織は同年一二月に、森林法施行規則第七条第二項によって、新郡山森林組合として発足した。組合長若松政之氏以下八名の理事、組合員九六六名での出発であつた。やがて法に基づく組織としての森林組合とは別個に校区を単位に愛林会が立ち上げられた。昭和三二年には常盤校区愛林会が発足した。同会の目的は「山を愛し山を育て山によって明るい豊かな郷土社会の建設」であつたから、いわば親睦会である。同時に、他町村の除間伐や枝打ち作業の見学など育林研修をも行う組織であつた。特に除間伐推進員や県の専門技師を招いての現地指導は、愛林会独特のものであるとされた。昭和三五年一月には郡山愛林会が発足した。さらに、その連合組織としての郡愛林会も結成され、品評会などを開催して、林業経営に資する事業をさまざまに企画・実施した。

### 特用林産物

森林の提供する生産物は、用材やチップ材にとどまるわけではな

い。それ以上に生活に直接関わる産物を提供しつづけてきたといつたほうが良い。本町の森林も実に多様な産物を提供してきた。それらはむしろ商品化されることなく生活に直接取り込まれて人々の生活を支えてきたものであった。シイタケやきくらげなどのきのこ類を始め、たけのこやツワブキなどの山菜類、クリや銀杏などの樹実類、つばき、山茶花、ハゼなどの樹油類、さらにはくす、つげ、竹類、木炭・薪に至る実に多様な生産物が提供された。

これらの恵みの中から、商品化するものが現れ、それは生活の様式の変化とともに盛衰してきた。

木炭は山村経済に不可欠な存在だったが、昭和三五年を前後する時期にエネルギーの石油への転換が行われ、生活様式が変化したことよって消費量は激減した。生産量が最も多かったのは、敗戦をはさむ前後一〇年位の期間であった。それ以降は製炭従事者が激減し、生産量も急減した。それでも三五年頃には、本町の木炭生産は三万一千俵あった。生産額も八一〇万円で用材以外では最も多かった。五〇年頃には四五〇俵にまで減少した。その後復活して五五年には二五〇〇俵、五五〇万円となったが、たけのこの一億四千四百万円には遠く及ばない。その後は減少した。薪は金額的にははるかに小さいが、三五年頃には八十万束あったものが、五五年には五〇〇束まで減少し、その後たとえば六二年には三万五〇〇〇束まで生産量が増加した。用途は異なるが同じような軌跡をたどったものに、竹材がある。竹材はすだれやタルの帯、浮き竹などの他支柱などに使われたから、一定の需要を確保できた。さらに、後に触れるように、竹材生産の伝統は、六三年の「竹による食文化の創造」を中心

とした竹製品（竹食器類・盃やコップなど）の商品化に向けた試みのような新しい動きを生み出すことにも一役買った。

### シイタケ

商品化に成功したのはシイタケとたけのこである。これらは県の特用林産物振興政策でも主産地作りが目指された。本町におけるシイタケの人工栽培は昭和二〇年代には僅かなものであったが、昭和三〇年代に入り産業として発展した。その結果、シイタケ原木の不足を生じるに至ったので、県はクヌギの造林を奨励し、昭和四六年にはシイタケ原木造成対策事業を実施し、クヌギ造成林地の肥培管理を行うなどしている。多量の原木が県外からの導入されたのはこの頃であった。本町のシイタケ生産量は昭和五〇年ごろまでは順調に伸張したが、それ以降は停滞気味である。

### たけのこ

たけのこはシイタケ以上に本町の特産品に成長した。県は三七年に県単事業の竹林改良奨励事業でたけのこ専用林の造成による早掘りたけのこ生産を奨励した。たけのこ専用の竹林を造成することや竹林に作業道を開設する等のことに助成金をつけた。翌年、本町の山林所有者は県と町からの補助金を受けて、三町歩の竹林改良を行った。当時は商品化の初期段階であったから、共同販売の体制も無く、「仲買人に甘い汁を与えているのではないか」との危惧が表明されたりした。たけのこ需要はカンヅメ加工用として伸びたので、本町には吉留食品工業のカンヅメ工場が進出して来ていたから、産業としての発展にとって格好の条件があった。加えて生食用のたけのこ需要も急増したから、早掘りたけのこの産業化が促進された。

昭和四六年には町の奨励で、八万平方メートルの竹林改良が実施され、翌年にはさらに一五万平方メートルが改良された。五年間に六〇万平方メートルを改良しようという計画であった。四七年度に町が竹の専用展示林を完成し、翌年度には竹林新植委託試験展示林を作った。

早掘りだけのこの初出荷は毎年一〇月下旬に、主として東京市場に空輸で出荷された。出荷量は年によってかなりのばらつきが見られるが、かなりの高値で取引されており、平成一四年の事例で見ると、三戸の農家が、大東に設けられた集荷場に九・八キを初集荷した。一キ当たりSサイズで四千円、Mサイズは五千円で取引されたという。

#### 4 商工業

##### (1) 戦後当初の状況

第二次産業就業者数は昭和二五年が一一五人、三〇年が一四〇人であった。『新町建設計画書』の基礎調査によれば、三二年の工場数は一八ないし一九で、従業員数は八八ないし一〇四人である。両者の差四〇人ほどは鹿児島市など町外に働きに行っていた者である。工業は農産物や山林資源を原料とした零細なもので、主として零細農家の副業的性格を有していた。

最も多かったのは樟脳製造業で八工場、従業員三七人、次いで製油(菜種)業が三で一五人、製茶業が三で六人、以下製材業が二で、これは従業員が多く三八人、澱粉(郡山農工KK)、パン、豆腐が各一でそれぞれ一三人、三人、二人ということであった。従業員規模別には五人未満が一五で大半がこの規模である。製材業の大和木材KK

と郡山森林組合の二工場が二八人の工場と一〇人の工場であり、前者が最大規模であった。そのほかには従業員一〇人以上の工場はでん粉工場の一三人で、これが第二番の規模を誇った。総生産価額はおよそ四千万円であった。その六七割を製材業が、一四割をパン製造業が稼ぎだしていた。従業員規模第二位のでん粉工場の生産価額に占める割合は僅か一割であった。

第三次産業ではサービス業に就業するものが最も多いのだが、町内には該当する職場はなくこの分野は町外に職場を有するものと考えられる。ついで多い卸・小売業の就業者は、若干なりとも町内での営業があり、そこへの就業が想定できる。そこで、商業の現状はといえば、商店数は九一店舗あり、従業者数は男七三人、女八三人の合計で一五七人であった。したがって、国勢調査との差二〇人余は町

表6-28 農村工業

従業員数別	区分	工場数	従業員数	主な生産物	稼働期間
5人未満		16	40人	粗製樟脳 菜種油 製茶その他	1~12
5~10		1	9	製板類製ひき割類製ひき角類	1~12
10~15		1	13	澱粉	10~12
15~20					
20~40		1	28	製板類製ひき割類製ひき角類	1~12

『新町建設計画書』より

第6-29表 業種別構造及び生産額

業種別	項目	工場数		従業員数		生 産 額
		実 数	比 率 %	実 数	比 率 %	
製 材 数		2	12	38	36	26,548,000円
樟 腦 製 造 業		8	43	37	35	4,200,000
精 油 ( 菜 種 業 )		3	15	5	5	1,473,000
澱 粉 製 造 業		1	5	13	13	393,000
パ ン 製 造 業		1	5	3	3	5,519,000
豆 腐 製 造 業		1	5	2	2	828,000
製 茶 業		3	6	6	6	408,000

第6-30 規模別構造及び生産額

規 模	工場数		従業員数		生 産 額
	数	比 率 %	数	比 率 %	
100人 ~ 199					円
50 ~ 99					
30 ~ 49					
20 ~ 30	1	5.6	28	31.8	21,389,000
10 ~ 20	1	5.6	13	14.0	5,519,000
4 ~ 9	1	5.6	8	9.9	5,695,000
3人以下	15	83.2	39	44.3	7,322,000
計	18	100.0	88	100.0	39,925,000

表6-31 業種別構造及び販売高

業種別	商 店 数		就 業 者				1商店当り 平 均 数
	実 数	比 率 %	男	女	計	比 率 %	
一 般 卸 売 業	2	2	5人	0人	5人	3	2.5人
貿 易 業	0	0	0	0	0	0	0
代理店及び仲立業	0	0	0	0	0	0	0
各種商店小売業	68	75	52	68	120	76	1.8
専 門 品 小 売 業	8	9	4	7	11	7	1.4
製 造 小 売 業	12	12	13	5	18	11	1.5
飲 食 業	1	2	0	3	3	3	3
計	91	100.0	74	83	157	100.0	1.7

外での就労ということになる。ところで、商店は卸売業が二店舗あるのみで、あとは一店舗の飲食業を除けばすべて小売業である。ところで、これを従業員規模別に見ると、一商店が従業員数六人であるのみで、後は五人以下の主として家族経営によるものであった。当時、商工業者は経営の合理化を進めることが経営基盤の確立に不可欠であった。すでに若年労働力の流出が始まって、その確保は至難の技であった。いわゆる経営近代化のためには、円滑な融資の確保が不可欠であったが、個別企業での対応は困難であるとして、昭和三二年（一九五七）七月、任意団体としての商工会が発足した。

(2) 商工業の発展

昭和三五年度の事業所統計によれば、事業所総数は二七一、そのうち卸小売業が一三三で最も多く、過半に近い。次いでサービス業が八一、製造業の二一、建設業がほぼ同じで一九であった。事業所総数は四一年に三三三まで増加したが、その後は一進一退で昭和四〇年代後半は二五〇台、その後増加したが平成一三年でも二七四に留まり、量的には昭和三

〇年ころと変わらない。他方で、事業所の産業分野別構成は若干変化した。事業所の一〇軒に八軒が卸・小売業かサービス業を営んでいた。製造業や建設業は合わせても一〇軒に二軒に満たなかった。事業所らしき建物は殆どものづくりには関係なかった。

昭和三六年郡山町商工会が新発足した際、一〇〇ほどの事業者がこれに参加した。二七一の事業所の半分をもカバーできてはいないが、その業種別特徴は次の通りであった（「商工会だより」）。参加した事業者の地域分布は、郡山地区が五二店、南方地区が一五店、花尾地区が一四店、大谷地区が二三店、常盤地区が七店であった。商品取扱店が最も多く、七五店、実に七五割、四軒に三軒の割であった。ついで多かったのが土建業を含むものづくり店で一六店（二軒に一軒に達せず、事業所統計の比率とほぼ同じ）、以下配達業が四店、理容三店、食堂二店、美容が一店であった。

取扱商品は日常生活品が中心だから、多岐に渡っているが、最も多かったのが食料品店で一二店、これに酒・食料品とたばこ・食料品、衣料・食料品など、何らかの異なる商品をも販売しているが、食料品をも取り扱っている商店を加えると四六店を数えた。このほか豆腐を商っている店が五店あったから、食料品取扱店が過半を占めていた。そのほかは鮮魚だけを扱うものや文具商、自転車商に電器、金物、菓、菓子などを専門的に扱う店がそれぞれ一〜二店あった。

物づくりに関わる店は精米業と豆腐製造が五店で最も多く、そのほかは製油、溶接、木材、製麺、建具、製パンに菓子製造、鉄工所がそれぞれ一店ずつ。配達というのは、新聞に森永牛乳、ヤクルト、

プロパン商いである。対人サービス業としては理容と美容のほかにクリーニング業が一店であった。ちなみに町内に印刷業はなく、「商工会だより」は伊集院町の伊集院印刷で印刷された。

平成一三年の産業別事業所構成比を見ると、昭和三五年と同様に卸・小売業とサービス業が一、二位を占めているが、その割合はかなり低下した。両者合計で六〇割弱になった。他方で、建設業が三位で二割弱、次いで製造業が一三割になった。両者で三五割を占めた。平成になって以降年に卸・小売業を営んでいた商店が一気に四三店舗も消える一方、徐々に増加していた製造業工場がここに来て一五工場ほど増えたので、ものづくりに関わる事業所がかなりヴィジブルになり、本町における空間が見て変わったと思われるようになった。

ところで、卸・小売業の内訳を見ると、卸売業を営むものはかなりの増減があるのだが、いずれにしても、一〇割内外であるから、殆どが小売業であった。小売業としては、生活に直結する食料品小売業が殆どといってよく、昭和三五年には七割を占めていた。同時にこの商店が相つぐ廃転業に見舞われたわけで、商店数全体の減少を体現した。特に平成にはいりその傾向がはっきりしてきている。それに代わって、其の他小売業が少しずつ増加してきていたが、それも同時期にははっきりした減少傾向をたどっている。それに比べ、家具・建具・什器店や織物・衣服・身の回り品店は数に変化が見られなかった。その結果、平成一四年でもなお食料品小売店が過半を占めているが、その他小売店が四分の一を占めるに至った。ここには計上していないが、生活様式の変化を反映して飲食店が昭和五五

第6-32表 産業大分類別事業所数・従業者数

	1960	1963	1966	1969	1972	1975	1978	1981	1986	1991	1996	2001
T・事業所数	271	272	332	294	253	259	264	281	277	264	250	274
農林水産業		0	2	3	4	5	3	3	3	1	1	1
鉱業	0	6	5	9	7	6	2	3	4	3	2	1
建設業	19	17	19	35	30	26	30	33	28	28	31	58
製造業	21	12	16	22	15	21	32	29	31	31	35	35
卸・小売業	133	132	125	120	111	107	102	116	119	123	88	81
金融・保険業	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1
不動産業	1	1	1	0	0	1	0	3	1	1	2	1
運輸・通信業	12	8	11	15	7	6	6	7	6	6	7	10
電気・ガス業	3	8	11	8	7	8	8	7	4	3	3	3
サービス業	81	87	140	81	71	71	73	73	73	60	72	76
公務						7	7	6	7	7	7	7
T・従業者数	749	750	925	965	935	1265	1269	1362	1512	1714	1962	2118
農林水産業		0	6	9	46	11	10	8	9	1	1	1
鉱業	0	35	26	28	7	87	28	37	51	32	26	18
建設業	37	34	38	69	89	122	238	270	239	230	359	371
製造業	183	104	229	302	221	378	286	234	313	411	475	510
卸・小売業	222	226	227	212	210	227	217	280	304	490	346	350
金融・保険業	x	x	5	1	1	1	10	11	8	9	19	13
不動産業	x	x	1	0	0	1	0	3	11	4	15	41
運輸・通信業	46	64	46	62	58	49	51	57	60	49	46	78
電気・ガス業	7	16	13	10	36	33	20	16	10	7	20	8
サービス業	248	265	334	272	267	268	302	354	403	374	481	608
公務						88	107	92	104	107	174	120

注：事業所統計各年度版

年以降に入ってから増加したことがもうひとつの特徴である。これら小売業は後に触れるように、基本的に家族経営であるが、飲食料品店でも大型店の進出もあり、雇用規模を拡大する企業も現れて、一事業所当り従業者数は増加傾向にあった。なかでも自動車販売店が出現して従業者七人という経営が出来たり、その他小売業者の中に、いわゆるコンビニが出来たことで雇用規模を拡大する動きがあらわれた。

製造業について工業統計と事業所統計を比較するとかなりの数字のズレが見られる。これは調査方法の違いによるもので、工業統計は従業者四人以上の事業所の調査であるから、事業所統計との差は、一〜三人規模の工場の差であると考えられる。しかし、多いときには一九、少ないときには逆に工業統計が二工場多くなっているという状況があるから、必ずしも正確だとは言いがたい。しかし、中分類が分かるのは工業統計であるから、そこからおよその町の様子を窺うことにする。

まず工場総数は昭和が終わるころに増加が明瞭になったことがあげられる。さらに、その増加にともなって工場の種別が拡大したことが特徴である。ある事業を営む工場が集中してくるというよりは、多様な業種の工場が少数立地開業するという姿が見られた。昭和五五年ごろまでは、食料品製造工場が主なもので、外には木材・木製品工場が目立っていた。いずれも地元にある素材を加工するタイプの工場であった。昭和四七年にやや性格の異なる一般機械工場がひとつあることが目につく。ところが、昭和六一年以降になると、そのほかに電気機械工場、プラスチック製品、輸送用機械工業など本

表6-33 業種別商店数

商店数	1960	1962	1964	1966	1968	1972	1974	1976	1979	1982	1985	1988	1991	1994	1997	2002
卸売業	103	86	106	92	92	86	84	82	88	111	105	106	109	88	82	62
代理商・仲立業	3	5	15	5				1	1	7	7	13	11	9	4	6
各種商品小売										3						
織物・衣服・身の回り品			1	1												
飲食料品小売	5	3	5	4	4	5	5	4	4	4	4	4	5	4	4	3
自動車・自転車小売	70	68	64	62	63	56	55	53	58	59	58	54	51	43	44	31
家具・建具・什器小売	2	1	2	2	2	2	2	2	2	5	6	5	5	2	2	1
その他小売	11	3	4	10	11	10	9	10	10	10	7	9	10	6	8	5
飲食店	12	6	15	8	12	13	13	14	15	23	23	21	27	24	20	16
	2	1	2	2	2	4	4	3	8	12						
従業者数	1960	1962	1964	1966	1968	1972	1974	1976	1979	1982	1985	1988	1991	1994	1997	2002
卸売業	171	156	263	216	209	216	175	217	265	277	323	353	404	337	332	270
代理商・仲立業	8	23	61	13				x		23	20	49	53	62	22	40
各種商品小売										3						
織物・衣服・身の回り品																
飲食料品小売	10	9	14	14	12	11	11	12	9	8	8	8	20	9	x	8
自動車・自転車小売	120	109	106	109	104	94	107	91	115	131	138	118	136	107	134	149
家具・建具・什器小売	4	x	x	x	x	x	x	x	x	17	16	18	13	x	x	7
その他小売	12	4	7	15	25	16	15	13	16	17	12	13	20	10	16	11
飲食店	14	11	68	65	63	81	26	91	101	47	127	147	162	x	140	55
	3	x	x	x	x	10	11	10	21	31	38					
年間販売額(万円)	1960	1962	1964	1966	1968	1972	1974	1976	1979	1982	1985	1988	1991	1994	1997	2002
卸売業	9301	10529	20185	18222	19981	59255	61303	142012	176701	235728	273272	344599	535093	409126	441850	457684
代理商・仲立業	1111	2640	5894	2223				x		20214	15877	98683	93588	139462	72165	135845
各種商品小売																
織物・衣服・身の回り品																
飲食料品小売	1046	609	1424	2030	2366	3663	4050	6728	3570	6785	7601	8297	60060	8678	x	4880
自動車・自転車小売	5899	6299	9236	10993	10918	19915	34531	35101	51361	99521	104919	119578	200502	134245	218003	218847
家具・建具・什器小売	82	x	x	x	x	x	x	x	x	7150	17344	16993	9550	x	x	x
その他小売	584	276	932	1528	3389	4895	5123	6154	8219	11914	8762	11524	19905	8400	14198	87820
飲食店	554	705	2461	1448	3133	27658	14274	88277	101612	78280	118771	89524	151488	x	109009	87820
	21	x	x	x	x	1744	1671	5752	10429	11864						

商業統計各年度版より

第6-34表 産業中分類で見た工場数・従業者数・出荷額

	1966	1969	1972	1975	1978	1981	1986	1991	1996	2001
工場数	15	15	17	17	18	10	18	23	22	23
食料品	7	8	9	7	7	1	4	5	5	4
飲料・飼料・たばこ							1	1	1	1
繊維工業製品							2	1		
木材・木製品	2	3	4	5	5	4	4	5	6	5
家具装飾品							2	1	1	2
パルプ・紙	1									
化学工業	4	1			1	1				
プラスチック								1	2	2
窯業・土石		1	2	2	2	2	2	1	1	2
金属製品								2		1
一般機械器具			1				2	2	3	4
電気機械器具							1	1	2	2
輸送用機械器具								1		
その他	1	2	1	3	3	3		1	1	

	1966	1969	1972	1975	1978	1981	1986	1991	1996	2001
従業者数	331	270	203	293	208	166	254	439	425	470
食料品	263	170	55	129	43	x	56	86	105	89
飲料・飼料・たばこ							x	x	x	x
繊維工業製品							x	x		
木材・木製品	x	62	85	89	82	67	61	88	93	84
家具装飾品							x	x	x	x
パルプ・紙	x									
化学工業	9	x			x	x				
プラスチック								x	x	x
窯業・土石		x	x	x	x	x	x	x	x	x
金属製品								x		x
一般機械器具			x				x	x	49	83
電気機械器具							x	x	x	x
輸送用機械器具								x		
その他	x	x	x	43	x	x		x	x	

	1966	1969	1972	1975	1978	1981	1986	1991	1996	2001
出荷額・年	44242	80355	94787	151111	126115	160349	492853	418954	503976	651652
食料品	31146	48727	45565	41990	21163	x	39030	74195	81634	70762
飲料・飼料・たばこ							x	x	x	x
繊維工業製品							x	x		
木材・木製品	x	20072	26477	38530	44800	49267	43467	109894	101147	91716
家具装飾品							x	x	x	x
パルプ・紙	x									
科学工業	277				x	x				
プラスチック								x	x	x
窯業・土石		x	x	x	x	x	x	x	x	x
金属製品								x		x
一般機械器具			x				x	x	58784	157871
電気機械器具							x	x	x	x
輸送用機械器具								x		
その他	x	x	x	142252	x	x		x	x	

工業統計各年版



町には労働力と輸送の利便性などを念頭に進出した誘致企業が半数近くを占めるようになる。そのような動向が、従業員数のかなりの急増と、製品出荷額のこれもまた急進に現れた。ちなみに、昭和四一年の従業員規模二〇人以上の製造業企業は三、昭和五〇年で四、五三年には三〇人以上の規模が一、平成三年に四、平成一三年には三に減ったが、総じて規模の大きな企業が増加していることが明らかである。

事業所数が伸び悩む一方で、従業者数は昭和三五年度の七四九人から平成一三年には一九九八人へと二・七倍になった。この四〇年間は、労働力の大量流出を見た高度成長期、石油危機により成長がストップした。いわゆる安定成長期、そしてバブル崩壊後の平成大不況期という激動に満ちた時代であったのだが、本町の従業者数は確実に増加を続けたのである。

従業者増は農林水産関連を除く総ての産業部門で生じた。しかしそのテンポは異なっていて、サービス部門は二四八人が六〇八人へと三六〇人増（二・四五倍）と最大で、以下建設業の三三四人増、製造業の三二七人増であった。建設業は最も従事者数が少なかったこともあって、その伸び率は最大で一〇倍になった。昭和三五年度の産業別従業者の構成比と平成一三年のそれを比較すると、サービス業が最も従業者を抱えた産業であった。しかし全体としての従業者数の増加が二・七倍であったのに、同産業が二・四五倍であったから、三三・一割から三〇・四割へ若干構成比を低下させた。三五年にサービス業について従業者の多かった卸・小売業でも一三〇人ほど従業者を増加させたのだが、その比率は二九・六割から一七・五

割に低下した。これらの第三次産業が構成比を低下させる一方、製造業は二四・四割から二五・五割に、また建設業は四・九割から実に一八・六割を占めるまでに増加した。

本町の商工業の発展は、企業の近代化、規模の拡大傾向のうちにも示された。すでに見たように、昭和三五年、事業所の過半を占めたのは卸・小売業であったが、そこで働くものの数は三〇割に満たず、一事業所当り、一・七人と零細な家族経営が多かった。建設業も一・九人と同様な状態にあった。事業所平均は二・八人であったから、サービス業は三・一人でそれよりやや大きかったが、製造業は事業所数では七・七割を占めたに過ぎないが、従業者では二四・四割、一事業所あたりの従業者数は八・七人で群を抜いて大きかった。

平成一三年には、事業所平均が七・七人と増加し、最大の鉱業では一八人である。ただし、同産業は一社のみがあるだけであったから、全体の動向を代表するという訳にはいかないが、製造業が一四・六人、サービス業が八人、建設業が六・四人であり、卸・小売業も四・三人になった。いずれの分野も、この間の変化は一事業所あたりの従業者数を増加させたのであったが、規模拡大は製造業で最も早く、昭和四〇年代以降から、サービス業が昭和四〇年半ばに入っただ頃から、そして建設業・金融保険業が昭和五〇年代に生じている。

### (3) 誘致企業

製造業が先行して規模拡大を実現したのは、本町が積極的に進めてきた企業誘致の結果でもあった。実現したのも、進出したもの

の撤収してしまったもの、あるいは、立地協定の締結に至りながらも、結果として進出を断念したもので、実に様々であったが、非常に多くの努力がそこに傾注されてきた。その中から、主だったものについて述べれば、本町に初めて本格的な工場が建設されたのは、誘致第一号であった吉留食品郡山工場が操業を開始した昭和三三年二月のことであった。昭和三二年頃と三五年を比べて、製造業の事業所数は増加してはいないが、従業者数は百人前後から一八三人へと二、三年の間に八〇〇九〇人の増加があったことになる。誘致企業の第二号は、昭和四九年に鹿児島市草牟田から花尾に移転してきた薩摩人形の製作で、従業員は男七人、女三三人、その七割が本町雇用に依存し、その他に内職者百人を抱える女子雇用型企業であった。

企業誘致はかなり早くからの政策課題であった。早くも昭和四一年には工業誘致の確保を試み、柿木平に水田二六〇〇坪を確保した。その段階で、鹿児島市の藤安醸造株式会社が、味噌・醤油第二次加工工場を建て、進出することになった。

その後は、工業団地の建設は進まなかったが、企業誘致に掛ける期待は町当局のみならず住民の間でも高かった。昭和六〇年六月に町が実施した「労働者アンケート」によれば、回答者の九五・三割が企業誘致を希望するという結果であった。このような意向を受けて、町は平成三年に、西俣工業団地を建設した。同団地は、農村工業導入促進法に基づく事業として造成され、面積は二・二haであった。つづいて、九年から里岳工業団地の造成が始まり、平成一年八月に完成した。敷地面積はおよそ八haであった。平成一二年二月まで

に一〇社ほど企業進出があったが、里岳に二社、西俣に三社、嶽の大谷小学校跡に一社と半分がこの時期に集中して立地した。工業団地の完成にともない、企業誘致に拍車が掛かった。

昭和六三年には、大和銘木株式会社郡山油須木に工場を新設した。建築用銘木専門メーカーとして昭和四二年に熊本で創業した同社は、福岡と鹿児島に営業所を設置して、関東、中部、九州へ同社製銘木製品を販売していたが、住宅需要の拡大に対応するために工場の新設拡大地を本町に定めたものである。平成二年四月には操業を開始した。他方、同時期に立地協定の締結に及んだフクヤマ食品の場合は、誘致に失敗した。誘致の成功しなかったケースには、西俣・郡山地区に建設予定であったゴルフ場、また平成四年に立地協定を結んだ竹之下商店などがあった。フクヤマ食品の場合は鹿児島市の新川改修にともなう移転補償額と郡山への移転の費用とのバランスシートが合わないという、やや特殊なケースであったが、ゴルフ場建設断念と竹之下商店の場合は、移転を取り巻く社会状況に規定された結果であった。ゴルフ場建設に関しては、かつて昭和四九年にも川田にゴルフ場をという動きがあったが、今回の場合は昭和五九年のいわゆるリゾート法の施行を背景に全国的・全県的に進められていたスポーツ振興によるまちづくりの事例であった。本町ではやや遅れて、昭和六二年以来、計画が推進されて、平成三年にスポーツ振興株式会社を誘致することに決め、さらにその翌年には誘致企業の指定を南九州開発株式会社に変更するなど、紆余曲折の結果、建設断念に至った。南九州開発株式会社指定辞退にはやはり特殊な事情があったとはいえ、むしろ、バブルが崩壊しかつゴル

フ場の環境への負の影響に関する懸念などが増大したという社会的状況の変化が、断念の真因であったと思われる。平成五年二月の竹之下商店の進出断念の事情が、景気の低迷に求められていたことにも通ずるものであった。

経済事情の悪化にも拘らず、平成二年に、ダイヤフーズ株式会社 が常盤に同社鹿児島工場を建設し、一〇月には操業を開始した。同社は大阪での創業以来、食品包装容器メーカーとして発展した。特に「ピイバック」（糸つき卵ケース）などへのPOSシステムを導入するなど、常に同業界をリードしてきていたが、本町にあっても、主力商品はプラスチック製食品包装容器の製造に従業員七五人（平成一三年現在）を要する主力企業のひとつになった。

このほか、八年に二社、翌年にも二社と立地協定を結ぶことに成功した。八年分は二社ともに工場を里岳の県道山田湯之元停車場線沿いとし、平成一〇年四月操業開始を予定した。一社は、積水化学・積水ハウス・積水化成のグループ企業である積水樹脂株式会社（本社は大阪市、社長は増田保男氏）が、鹿児島積水樹脂（株）を設立、都市景観製品及び道路製品（主に大型の道路標識・支柱・照明灯・道路景観製品）の製造・販売を計画した。もう一社は鹿児島市に本社を持つ、ロードエンタープライズ（株）であった。同社もまた大型の道路標識設計製作・防護柵・看板などの景観製品を製作・販売・設置を行う工場を進出させることになった。同年の町報では「この二社の進出にともない、若者の都市部への流出や急速に進む高齢化、道路をはじめとする社会資本整備の遅れなど多くの課題を抱えている中、若者の定住化促進と町の活性化に効果を持つ」と大きな期待

をよせた。

翌年の誘致企業は、西俣工業団地への進出となった。本社を福岡県久留米市に置く（株）創世エンジニアリング社の鹿児島工場と本社を熊本市に置く（株）サン・プロジェクト社。創生エンジニアリング社は、半導体樹脂封止・半導体リード加工・精密プラスチック成形用の金型および装置・部品の設計製作を行う企業であった。一方のサン・プロジェクト社は、にんにくと卵を原材料に健康食品（にんにく卵黄）の製造・販売を行う企業で、すでに鹿児島工場を設立して営業を行っていた企業であった。その後、平成一二年には、西俣工業団地にヒノマル株式会社が進出することになった。同地には、一〇〇軒ヒノマルの出資タイハク商事（株）郡山工場が設立され、平成一三年八月に農業資材加工工場が完成し、農業施設用ビニールの加工を開始した。さらに、園芸施設モデルハウス建設、流通センター建設。平成一七年操業予定。

これまで垣間見たものづくりを軸とした企業進出は誘致とは性格が異なるが、同年、社会福祉法人「くろしお会」が、嶽の大谷中学校跡地に情緒障害児短期治療施設を建設した。

#### （４）商工会

昭和三三年（一九五七）七月、商工会が新規発足した。名称は郡山町商工会であった。商工業者が経営の発展を図るには、企業合理化を進め、融資の斡旋を円滑に行うこと等が課題となっているが、その実現には組織の力が必要であるとして結成された。したがって、同会の目的は「地区内に於ける商工業者の公正な与論を結集して、

その実現に努め緊密な連絡協力によって、商工業者の利益を増進し総合的に産業の進歩発展を促進しあわせて社会一般の福祉と繁栄に寄与すること」とされた。そうした要請から、実施事業は商工会としての意見表明や講演会講習会の実施など多岐にわたったが、1、盆正月等大売出の資金円滑を期するため金融の斡旋回収に当ること。2、商店の内外部診断を行い経営の合理化を図る商店経営指導等を行うことが、具体的な事例として掲げられた。

初代役員は以下の通りであった。

(会長) 国分友睦、(副会長) 橋口静雄、(理事) 肥田木国男、井上馨、淵脇為吉、吉永藤吉、今村静香、(監事) 肥後盛寿、脇正吉、稲田猛、(顧問) 重久尚孝、吉村進



昭和34年の麓商店街

昭和三五年、商工会の組織等に関する法律(商工会法)が制定された。本県ではそれに基ついて鹿児島県商工会連合会が結成された。同会は、当初任意団体であったが、三六年の法改正によって同年八月特殊法人になった。同会は商工会の組織や事業についての指導をする機能を持っており、県内各地域の商工会が加盟した。

本町商工会も、このような動きを受けて、発展的改組を行い、昭

町報43号(一九五七・七)

和三六年六月、法人郡山商工会として百人近い会員を結集して新発足した。八月には「商工会だより 郡山町」第一号が発行された。商工会法の「小規模事業者のための事業活動を促進するための事業を講じ・」その実現のために「・町内における商工業の総合的改善発展を図るため・商工会を設ける」とする制定目的と問題意識は重なりつつ、町内の購買が鹿児島市に流れているという現状をふまえ、客が入り易い店、買い易い応対等の改善の重要性を指摘して、商工会員が自覚的に商店街を形成する必要性が語られた。その核としての商工会への期待が表明されたものか。

また、おりしも国民所得倍増計画が実施に移された時期であったため、その観点からの認識が示された。すなわち、商店の経営改善は、住民の所得の増大が地域社会で消費されることによって実現される。そうだとすれば、本町の圧倒的多数が農業者であるということから、農業の将来、農業所得の伸びが期待できるかどうか、あるいは、農業所得が増大するような実効性ある政策が打てるのかどうか、本町にとっても、商工会にとっても最大の関心事であると考え、その上に、先に指摘したような、商工者の努力がその消費を地元で実現できるかどうかののだという考え方が広く示されたのであった。

新商工会発足にともなって、三六年には商工会事務所が設けられた。(経営改善普及員はここに常駐した)。爾来、商工会事務所は借家を転々として、不便を困っていたが、ようやく昭和五〇年四月、郡山町郡山に商工会館の完成を見た。ここを拠点に商工会のソフトな事業展開が図られた。

昭和五〇年八月には「観光パンフレット」を作成して、自然のふるさと、として花尾神社を表紙に案内図、温泉などをカラーで印刷・配布した。昭和五五年以降にはふるさと祭りや八重山ハイキング、夏祭りなど広く地域振興のための取り組みも活発化した。本業としての経営改善の取り組みでは、昭和六二年一二月、異業種交流振興会を発足した。同振興会は、会員相互の技術開発、経営問題等に関する共同開発、情報交換、技術移転等を促進し、地域産業の技術高度化や地域資源の発掘とこれらの振興を通じて、地域活性化を図ることを目的に結成されたものであった。昭和六三年三月には、業種交流振興会メンバー二〇人が、技術・人材育成を目的に開設されたばかりの、鹿児島県工業技術センター（隼人町）や鹿児島県人材育成センター（国分市）などを視察研修した。メンバーは小売業、機械金属、木材、食品デザイン、流通などの異業種の人たちであった。同月、「交流から開発へ」をうたい文句に、「竹による食文化の創造」を中心とした竹製品の試作化を開始した。同年五月には竹製品の試作品、竹食器類・盃やコップなどの商品化に向けた検討会を行っている。会員のほか、中村町長、相談役である石神商工会長（昭和三六年商工会設立当初、専務理事、四八年から会長）、吉崎法人会長、鮫島鹿銀郡山支店長、白坂経済課長などの面々が参加し、文字通り商工会・町が一体となった取り組みに発展した。

そのほか、小規模事業者を対象にしたワークショップ教室を主催したり、一般向け講演会を開催するなど幅広い活動を行ってきた。平成二年が創立三〇周年に当ることから、より地域社会に貢献する商工会を目指して、新機軸をとということで、毎月一〇日を「商工会交通安全

の日」と定め活動を始めた。

鹿児島市との合併が現実的な日程に上るなか、この過程で組織の再編問題が浮上したが、その背景には国の政策転換とそれに対応した県商工会連合会の方針があった。

国は中小企業政策を転換し、商工会との関係では経営改善普及事業を経営革新や創業支援に重点を移していた。あわせて、商工会に対しては会員ニーズの多様化、高度化などの変化に対応するため、広域化や合併などによって提供するサービスの質の向上を要求するようになった。さらにそうした転換を促す事情として、商工会に財政硬直化や活動範囲の広域化の問題などがあった。そこに県商工会連合会の見解「基本的方向は合併で、今後は、職員の設置基準などの見直しなども行われて、そのままでは存続できなくなっていく」が提起された。

本町商工会は、これらの事態に対する対応方針をまだ決めておらず、周辺商工会の動向を見ながら態度を決めることにしている。

直近の商工会長には吉崎通。大和木材（株）の社長。（町の法人会長でもある。）が選ばれ、石神盛行会長の後を受けた。新役員は：次の通りである。

平成一七年（二〇〇五）五月 役員

会長	福永朋春、副会長	郡山博昭、同	東洋一
専務理事	北孝義		
理事	大迫一男	谷崎正弘	徳田要
	末吉久志	内信好	小城章裕
			小永吉輝久
			鈴木勇

前田佐枝子

監事 福元純一 井上興一

事務局 指定職員(経営指導員) 高崎 充

補助員 宮脇みゆき 記帳指導員 松下真由美

## 第六節 産業と生活のインフラ

### 1 住宅—住宅団地と公営住宅

戦後の人口増加と新しいむらづくりを展望して、住環境改善への取り組みが進められた。わが国の住宅政策は、基本的には、いわゆる持ち家の推進として進められたから、本町においても、住生活の改善は既設住宅の改良を基本として進められた。老朽化した家屋の建替も視野にはあるが、当面、既設住宅を改良して、快適な住環境を整備すること、さらには台風などの自然災害にも強い住宅にすることなどが目指された。具体的には、家屋の住居部分と作業場とを分離し、住居をより快適なものに造り替えることが進められた。そのための行政的な支援が、農村モデル住宅を展示し、その普及を奨励する手立てを講じるとともに、住宅を建築しようとするものにはその建設費の一部を補助するという取り組みになった。

一方、小中学校教員や県の改良普及員など、いわゆる転勤族の住居として、かねてから町営の住宅が建設されてきた。昭和三五年代初頭にはそれは十六戸、外に教員住宅六戸が設置されていたが、なお不足する状況にあった。昭和三二年の吉留食品郡山工場の操業開始などもあって、その不足感は一層強まった。さらに、道路舗装の

進捗から、鹿児島市への通勤条件が改善されたので、本町への移住の受け皿としての住宅への新規需要も見込まれることもあったので、町営住宅建設事業として、昭和四一年度から四三年度にかけての三年計画で、郡山地区(賦合)に総事業費一〇九〇万円をかけて、一種住宅二〇棟、二種住宅二〇棟を建設することにした。昭和四三年に完成したが、計画の四〇戸には至らず、二七戸に留まった。

久しく公営住宅の建設は計画されることはなく、昭和六〇年になつて花尾、南方に建設された。花尾では一種住宅四戸が厚地に、南方では東俣に二種住宅六戸が建設された。さらに翌年南方に一種住宅四戸が建設された。当初の賃料は花尾の一種住宅が月額二万八千円、南方のそれは二万七千円、第二種住宅は二万三千円であった。六三年には、中福良に一〇戸(一種が四戸、二種が六戸)建設され、さらに平成二年には郡山甲突に同様に一〇戸が建設された。年とともに建築費も高騰したから、賃貸料も少しずつ上昇した。中福良の場合には、一種が二万九千円と三万円に、二種が二万六千円と二万七千円になりそれぞれ二、三千円高くなった。

平成四年になると、昭和四一年に建設が着手された賦合の住宅が二四、五年たつて老朽化したことに加え、その後の生活様式の変化が大きかったこともあって、より現代的な快適住空間を求める声があり、新装建替することになった。平成四、五年の二年間で第一種一二戸、第二種一八戸からなる、鉄筋コンクリート造り、三階建ての住宅五棟が完成した。「ストリームタウン賦合」と命名された。同住宅は、「若者に魅力ある住宅を」とのことで、3LDK、バルコニー付の、外観にも気配りの行き届いた近代的なものであった。

並行して、平成四年には県営住宅の誘致が実現した。川田に第一種四〇戸、第二種一〇戸の「ガーデンヒルズこいやま」が完成し、同年九月には入居者も決定した。ごく最近のものとして、花尾の第二町営住宅が平成一五年に完成している。

このような公営住宅の建設は、当初は先にも触れた小・中学校教員、県改良普及員のほか国鉄バスや食糧事務所の職員など転勤族のための住宅需要に対応していたものであったが、昭和四五年の町長の施政方針にも見られるように、過疎対策としての側面、企業誘致とそれを可能にする住宅団地の建設、あるいは公営住宅による若者の定住条件の充実という側面に重点が移った。

このような住宅建設とは別に住宅団地の建設も進められた。先述の四五年の町長施政方針では、町が南国地所と連携して住宅団地作りのために土地所有者と交渉を開始することが述べられている。住宅政策の柱はむしろ住宅団地建設―分譲にあったといってよい。実際、昭和五〇年代も後半になると、表35のように、人口増加と核家族化の進行、世帯数の増加に合わせて、民間デベロッパーによる開発が積極的に進められた。昭和六〇年代後半までに二一団地、約八



ガーデンヒルズこいやま(川田上)

四四区画の団地が形成され売却された。このような民間デベロッパーによる開発は、ややもすれば、町の土地利用計画に虫食い状態を生じさせることにもなったので、平成一〇年には、鹿児島県町村土地開発公社郡山支社による上油須木団地(二一区画)と油須木団地(四区画)が完成した。目下、分譲中である。

## 2 水道

水道というインフラ整備は戦後当初は二つの契機で進められた。一つは、新生活運動で、ここでは、生活の近代化・効率化、より具体的には水汲み労働の軽減などの生活合理化が求められていた。もうひとつは、これも水を井戸水若しくは湧き水に求めていたことと関係するわけだが、衛生面の改善から志向されたものであった。

第6-35表 宅地開発の状況

図面No.	年度	開発主体	団地名	開発面積	宅地区画
1	54.11.30	片平直矢	三重岳入口団地	0.29	4
2	56.7.28	五輪商販工事(株)	山伏田団地	0.72	15
3	県許可	大英産業(株)	大英郡山ハイツ	10.45	304
4	54.7.28	石嶽組(株)	郡山ニュータウン	1.23	42
5	55.7.30	大重幸治・八木弘史	大重八木団地	0.97	21
6	55.4.22	(株)鹿児島大丸建設	甲陵苑団地	0.76	21
7	県許可	東南開発(株)	東南2号団地	1.98	27
8	51.12.25	八城建設(株)	郡山2号団地	1.78	119
9	51.10.25	東南開発(株)	東南2号団地	0.95	47
10		八城建設(株)	郡山1号団地		32
11	54.11.28	甲陵不動産	大浦口団地	0.14	7
12	57.1.14	(有)五光澱粉工場	坪久田宮山団地	0.75	26
13	54.8.13	相互ハウス(株)	相互ハウス団地	0.4	20
14	56.9.24	県経済農協連	郡山地区団地	0.18	5
15	55.11.25	サンコウ住宅(株)	郡山ハイツ	0.94	36
16	58.3.14	新東和産業(株)	郡山団地	0.96	23
17	56.6.12	(有)丸新商事	寺ノ平団地	0.44	11
18		東洋ハウス(株)	宮下団地		23
19			仁連木団地		
20	県許可	殖産開発(株)	池田鼻団地	1.97	54
21	55.8.1	田中美智子	田中うずら団地	0.89	7

資料：郡山町企画室  
 出典：国土利用計画(郡山町計画)昭和63年12月 104ページ

町報四七号（一九五八・一）には、麓水道が完成したことが記されている。それに抛れば、町の援助を得て、受益者八〇〇余人の労力奉仕により完成し、落成式が昭和三二年二月に行われたという。その後順次良質の水源を求めつつ簡易水道の普及と統合が行われた。

四七年には花尾、東俣、川田を中心に最大給水人口三〇五〇人の簡易水道敷設に着手し、翌年茄子田の参加申し込みを受けて計画期間を延長して実施しこれを完成させた。工事は鹿児島市の南海建設株式会社で、工事費一億五千二百万円であった。

昭和六〇年八月、西部（中公）地区簡易水道事業に着手した。区域は郡山麓、賦合、油須木、上園、柿木平、中福良、坪久田の一部であった。ここは南海建設、大和水道、明興電気、オリエンタルコンクリート等が関わっている。個人は加入金に五万円、引き込み工事に四万五千円の負担であった。昭和六三年九月には西部（常盤）地区簡易水道事業が、上常盤、清和、坪久田に敷設された。同工事は昭和六四年株式会社、大和株式会社、南国殖産に明興電気が工事に携わった。

平成六年には西有里地区簡易水道が西俣、有屋田、里岳地区に給水を開始した。これで町の水道普及率は六六割になった。同年、東部地区で新たな水源が加わり、同地区の花尾、厚地で続いていた水量の低下が解消された。かくして、本町の簡易水道事業は東部地区（花尾、南方）、西部地区（中央）、（常盤）、（西有里）の計四地区で実施され、およそ二四〇〇世帯が受益することになった。さらに、平成九年には本岳の梨木野・平、賦合の甲陵苑団地・甲陵団地・三蔵塚団地への給水を開始し、平成一〇年になって、本岳の大東方面

を西部地区として給水を開始した。

その結果、本町の上水道の普及率は一四年には九一・九割になった。当初の課題は基本的に解消されたといえよう。

#### 【参考文献】

- 鹿児島県『鹿児島県史』四巻 昭和一八年（一九四三）
- 鹿児島県『鹿児島県史』五巻 昭和四二年（一九六七）
- 鹿児島県『市町村民所得推計報告書』各年版
- 郡山町『郡山郷土史』下巻 昭和五八年（一九八三）
- 郡山町『新町建設計画書』 昭和三四年（一九五九）
- 郡山町『郡山町振興計画』第一次 昭和四五〇五三年
- 郡山町『郡山町振興計画』第二次 昭和五四〇六三年
- 郡山町『郡山町振興計画』第三次 平成元〇五年
- 郡山町『郡山町振興計画』第四次 平成六〇一五年
- 郡山町『過疎地域振興計画』昭和四六・四八・五五、平成二年
- 郡山町『農村振興基本計画』平成一四年（二〇〇二）
- 郡山町『田園環境整備マスター・プラン』二〇〇三年
- 郡山町『町報こおりやま』各号



## 第七章 社会福祉

## 第一節 戦前・戦時中の社会福祉事業

明治から大正にかけて我が国の救済事業は、あくまで慈善的救済という性格をもつものであったが、第一次世界大戦頃から太平洋戦争にかけて漸次意識的には社会連帯的救済活動という考え方に変わり、慈善事業から社会事業と言われるようになった。しかし現実的にはそれはやはり慈善的な性格を出るものではなかった。

この間我が国の救済制度の法的支柱となったものは、明治七年（一八七四）の「恤救規則」（身寄りのない独身の廃疾者、老衰者、傷病人及び幼児の救済のために制定）と昭和四年（一九二九）の「救護法」の二法であった。「救護法」は救護機関が市町村で、方面委員（今の民生委員）がこれを補助するものとし、救護の内容は、生活扶助、医療扶助、助産扶助及び生業扶助の四種類であった。救護費の負担は国が二分の一、府県と市町村が四分の一ずつとなっていた。

昭和になってからいくつかの救済制度がさらに制定された。昭和二年（一九二七）「不良住宅地区改良法」、同八年「少年保護法」、「児童虐待防止法」、同十二年（一九三七）「母子保護法」、同十五年「軍事扶助法」などが公布され、その間政府は同一三年に厚生省を新設し、福祉厚生行政を総合的に推進する体制を確立している。

ところで当時の社会福祉行政面において注目されたのは、「母子保護法」と「社会事業法」（昭和十三年三月公布）の二大法の制定

であった。前者はその後の児童福祉行政の進展に大きな役割を果たし、後者は法制的な整備を図る上で重要であった。しかし日中戦争の戦局が長期戦の様相を濃くするに伴い、国家予算の内容も急速に軍事財政的性格を深めていった。

社会事業は行政上重要であると認められながらも、実際には戦争遂行と勝利を目指す国策の前には漸次後退を余儀なくされるに至った。昭和一六年（一九四一）一二月ついに我が国は太平洋戦争に突入した。政府は直ちに「戦時災害保護法」を制定、翌一七年四月の初空襲に早速適用された。

戦時体制下、社会事業は厚生事業と呼ばれることとなった。この頃から民間社会事業団体も人口増加・生産力の増強・軍人援護・国民親和協力等の国家的要請に対して全面的に協力することとなった。

鹿児島県社会事業についてみると、全国の水準からみて極めて低調であった。例えば、困窮者や疾病者に対する救護活動は極めて不十分であり、昭和一〇年度末現在、本県の救護施設数は二つの私設診療所が存在していただけであった。また、厚生省の社会事業に対する奨励金支給額も他と比較してかなり低く抑えられていたし、各種の社会事業資金（慈善救護資金、賑恤資金、軍人援護資金、罹災救助基金等）も同様であった。本県の場合、一般救護活動が全体的に不満足なものであったが、徐々にその体制は整備されていった。

昭和三年（一九二八）に鹿児島市社会事業協会が設立され、同一〇年までに四八の団体が各市町村に設立されている。また、同一二年に方面委員会が発足し、一般的保護救済をはじめ、医療救護、児童救護、経済保護、社会教化活動等と広範囲にわたって社会事業が

表7-1 救護法に基づく国及県の救護費補助額及郡山村支出額

年度	国庫補助額	県費補助額	郡山村救助費支出額
昭和	円	円	円
10	223 55	128 87	515 50
11	241 61	122 64	490 60
12	265 66	122 14	488 60
13	344 40	147 60	580 40
14	344 40	147 60	590 40
15	485 15	207 92	921 70
16	633 50	271 50	1,161 00
17	644 57	276 25	1,150 00
18	679 00	291 00	1,260 00
19	682 00	292 00	1,507 49

表7-2 郡山村救護費支出種類別年次表

年度	生活扶助	医療扶助	埋葬費	委員費	計
昭和	円	円	円	円	円
10	223 55	予算5円0	予算5円0	40 00	515 50
11	241 61	予算10円0	予算5円0	40 00	490 60
12	265 66	0	0	40 00	488 60
13	344 40	0	0	80 00	580 40
14	344 40	0	0	90 00	590 40
15	485 15	0	0	180 00	921 70
16	633 50	0	0	180 00	1,161 00
17	644 57	0	0	150 00	1,150 00
18	679 00	0	0	150 00	1,260 00

表7-3 医療費保護に関する年次表

年度	国庫補助	県費補助	村支出額	内診療費	助産費	委員費
昭和	円	円	円	円	円	円
16	47 97	20 56	82 24	82 24	予算5円	0
17	79 95	34 26	184 32	69 32	15 00	100 00
18	予算175 00	75 00	200 00			250 00
19	// 175 00	75 00	200 00			250 00

表7-4 (県費) 貧困児童就学奨励費補助額の変遷

年次	貧困児童就学奨励費	学校給食費	応召軍人児童就学奨励費補助	青年学校生徒中奨励費補助	貧困児童就学奨励費補助計
昭和	円	円	円	円	円
10	279 14				279 14
11	113 00	42 96			155 96
12	115 00	37 65	18 00		170 65
13	110 00	35 73	54 80		200 53
14	99 00	32 28	34 00	5 30	170 58
15	102 00	12 18	47 00	9 00	161 18
16	101 00	13 51	60 00	29 00	203 51
17	144 00	6 34	38 00	34 00	222 34
18	95 00	14 00	0	37 00	146 00
19					63 00

進められることになった。しかし先述したように、戦時体制が確立するに伴い、国民は生命と生活を国策遂行のために捧げざるを得なくされ、かくして社会事業は再編成、変質化の道を辿らざるを得なかったのである(『県史・五』一三二四〜一三二二頁)。

この頃、郡山ではどのような社会事業が行われてきたか探ってみよう。『(旧)郷土史 下』では、村の決算書を通して実態を明らかにしている(表7-1〜6は二七四〜二七七頁)。

表7-1によると、救護法に基づく国の補助額は、昭和一〇年度(一九三五)一三三三円だったのが、同一九年度は三倍強になる六八二円となっており、県費補助額は同一〇年度一八八円が、一九年度には二九二円に増額、郡山村の救助費は一〇年間で約三倍に増えて

いる。表7-2をみると、救護法による救助は生活扶助だけである。委員費は方面委員に対する手当である。医療費保護に対して国の補助は昭和一六年(一九四一)四七円九七銭から同一九年は一七五円に増加、県費も四年間で二〇円から七五円と三倍強に増額している。児童関係については県からの「貧困児童就学奨励費補助」がある。昭和一一年度(一九三六)になると、県は「貧困児童就学奨励費」という項の中で新たに「学校給食費」という項目を設けて、追加で四二円九六銭を支給し、村では各小学校に一五円を割り当てた。なお、昭和一二年日中戦争が起これると「支那事変応召軍人児童就学奨励

表7-5 郡山決算書による児童就学奨励費支出

年次	郡山小	南方小	花尾小	常盤小	青年学校
昭和	円	円	円	円	円
11	85 00	66 65	67 61	50 00	
12	85 00	69 00	70 00	52 00	
13	79 99	65 00	70 00	59 98	
14	79 95	65 00	70 00	60 00	4 86
15	72 85	65 00	70 00	59 99	学校共通費へ
16	79 45	65 00	70 00	59 99	移す
17	80 00	65 00	70 00	59 80	
18	80 00	64 00	70 00	59 95	

表7-6 「小学校共通費」の「児童奨励費」の推移

年次	支那事変志願軍人遺 家族児童就学奨励費	貧困児童給食費	青年学校生徒 就学奨励費	奨励費	計
昭和	円	円	円	円	円
13	55 00	35 50		100 00	190 50
14	34 00	32 00		0	66 00
15	47 00	12 00	9 00	0	68 00
16	60 00	20 00	別項で29円	0	80 00
17	38 00	7 00		0	45 00
18	21 00	14 00		0	35 00

「奨励費」という項目を新たに追加設定して一八円を支給した。これに對して村は「小学校共通費」の中に「児童奨励費」の項を設け、その中に「応召軍人就業児童奨励費」として一〇円を計上した。その後翌一三年には五五円、一四年には三四円と、実態に応じて変わっていく(表7-6)。

昭和一四年(一九三九)になると、青年学校が義務教育になる。義務教育には貧困児童就学奨励費があったので、青年学校にも同一四年から県補助金のこの項の中に、新たに「青年学校生と就学奨励費補助」が設けられた。

## 第二節 戦後の社会福祉

### 1 福祉立法の整備

第二次世界大戦後、まず昭和二〇年(一九四五)から二二年頃までは、敗戦直後の著しく混乱した国民生活に對し、占領軍(GHQ)の司令のもとに緊急対策が立てられ、さらにその後の社会福祉の基本原則がうち立てられた時期であった。政府は昭和二一年九月、統一的な公的扶助の基本法規としての「生活保護法」を制定した。それは戦前の「恤救規則」や「救護法」と異なり、貧窮者存在の公的責任を明確にし、国家責任による近代的にして統一的な社会保障制度への前進を促すものとして画期的であったといえる。

やがて、新しい憲法で社会福祉が権利として位置づけられた。憲法施行の年二二年(一九四七)に「児童福祉法」が、また同二四年一二月に「身体障害者福祉法」が制定される。社会福祉の管理組織機構も整備され、同二六年には「社会福祉事業法」によって全国社会福祉協議会が結成された。

昭和三〇年(一九五五)以降、いわゆる高度経済成長下において一応平均的には国民の消費水準は高まったと言われたが、しかし各階層間の所得格差の拡大、ことに低所得者層の問題は一層明確になってきた。そのため、社会保障全体に對する国民の要求運動が次第に盛り上がり、「国民健康保険法」や「国民年金法」が制定された。社会福祉も社会保障の一環として積極的に考えられるようになり、

国民の中から社会福祉に対する権利意識が高まり、各種の組織的運動が展開されるようになってきた。それとともに、社会福祉関係立法のさらに対象別に機能分化し、昭和三五年（一九六〇）「精神薄弱者福祉法」（同法の用語は平成二二年（一九九九）四月、「知的障害者福祉法」と変更）、同三八年「老人福祉法」、同三九年「母子福祉法」等が成立した。この段階で従来の「福祉三法」（生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法）は新しい三法を加え「福祉六法」と呼ばれることになり、専門分化の傾向をいよいよ大きくしてきた。

なお、本町は社会福祉関係で（１）町社会福祉協議会、（２）町地域ケア会議、（３）町在宅介護支援センター運営協議会、（４）町身体障害者施策推進協議会、（５）地域福祉システムづくり推進協議会、以上各種協議会などがあり、その組織の強化と相互の連帯を強めている。地域福祉のまちづくり運動を推進するため、各種ボランティア活動の組織化にも努力がなされ、地域住民が自ら福祉活動に積極的に参加するよう呼びかけている。

ちなみに、町社会福祉協議会では、鹿児島市など一市五町の合併に併せ、社協の合併について協議を重ね、鹿児島市長苑に合併認可について申請し、平成一六年（二〇〇四）八月一日合併認可を受けた。

## 2 高齢者福祉

### 高齢者の実態

本町は少子高齢社会を迎え、六五歳以上の高齢者の比率が年々高まってきている。昭和四五年の高齢化率は一・三割、同五〇年一・六割、五五年は一四・七割、平成七年（一九九五）二一・八割、同一五年（二〇〇三）に二五・九割と増加の途を辿ってきた。全国平均の一七・四割を大きく上回っているのがわかる。人口でみると昭和五五年（一九八〇）の一〇七四名が平成二二年（二〇〇〇）で二〇四〇名と倍増している。さらに、七五歳以上の後期高齢者は平成二二年では八四八名で、総人口に占める割合も一〇・二八割と高齢社会の到来が示されている（前期高齢者は六五〜七四歳）。

本町の総世帯数は昭和五五年度（一九八〇）の二三四四世帯から平成一二年度の三〇三六世帯へと増加している（増加率二九・五割）。その中で、高齢者のいる世帯の総世帯に占める割合は、同五五年度の三五・一割から徐々に増加し、平成一二年度が四六・一割と概ね二世帯に一世帯は高齢者のいる世帯となっている。

また「単独世帯」や「夫婦世帯」も増加の傾向がみられ、少子化・核家族化が進行していることが明らかである。

六五歳以上の親族がいる世帯の住居状況は「持ち家」が九七・六割と県平均の九〇・六割、全国平均の八三・四割をかなり上回っている。具体的数字を挙げると、本町における六五歳以上の親族のいる一般世帯は、一四〇〇世帯、そのうち「持ち家」が一三六六世帯という状況である。

表7-7 郡山町の人口構成 (単位:人、%)

区分	年次	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成10年 (1998)	平成12年 (2000)
	総人口 (A)		7,910 (100.0)	8,131 (100.0)	8,110 (100.0)	8,250 (100.0)	8,497 (100.0)
内訳	高齢者人口 (B) (65歳以上)	1,074 (13.6)	1,199 (14.7)	1,450 (17.9)	1,801 (21.8)	1,993 (23.5)	2,040 (24.5)
	65~74歳	689 (8.7)	739 (9.0)	891 (11.0)	1,151 (13.9)	1,218 (14.3)	1,192 (14.3)
	75歳以上 (C)	385 (4.9)	460 (5.7)	559 (6.9)	650 (7.9)	775 (9.1)	848 (10.2)
	40歳以上	3,774 (47.7)	3,954 (48.7)	4,290 (52.9)	4,710 (57.1)	4,918 (57.9)	4,885 (58.8)
	70歳以上	684 (8.6)	817 (10.0)	918 (11.3)	1,145 (13.9)	1,346 (15.8)	1,427 (17.2)
	生産年齢人口 (15~64歳)	5,183 (65.5)	5,247 (64.5)	5,150 (63.5)	5,177 (62.8)	5,236 (61.6)	5,074 (61.0)
	年少人口 (0~14歳)	1,653 (20.9)	1,685 (20.7)	1,510 (18.6)	1,272 (15.4)	1,268 (14.9)	1,200 (14.5)
	高齢化率 (B) / (A)	13.6	14.7	17.9	21.8	23.5	24.5
	日置広域連合	16.5	17.9	20.3	22.9	24.1	24.9
	県	12.7	14.2	16.6	19.7	21.9	22.6
	全国	9.1	10.3	12.0	14.5	16.0	17.4

国勢調査。( )内は構成比

表7-8 郡山町の人口構成

	昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成12年度	
	1980	%	1985	%	1990	%	1995	%	2000	%
一般世帯数	2,344		2,494		2,629		2,944		3,036	
高齢者のいる世帯	824	35.1	904	36.2	1,046	39.8	1,256	42.7	1,400	46.1
単独世帯	137	5.8	226	9.1	227	8.6	311	10.6	371	12.2
夫婦世帯	174	7.4	358	14.4	318	12.1	439	14.9	620	20.4
同居世帯	513	21.9	320	12.8	501	19.1	506	17.2	409	13.5

表7-9 高齢者のいる世帯の住居の種類 (構成比)

(単位:世帯、%)

区分	合計	町	県	国
持ち家(一戸建て、マンション等)	1366	97.6	90.6	83.4
公営住宅	7	0.5	3.4	4.4
公社、公団の賃貸住宅				1.3
民間の借家(一戸建て、マンション等)	22	1.6	5.2	9.1
社宅・官舎等給与住宅	1	0.1	0.2	0.4
間借り(アパート・下宿等)	4	0.3	0.4	0.6
その他	0	0.0	0.2	0.7
65歳以上親族のいる一般世帯	1400	100.0	100.0	100.0

国勢調査

ひとり暮らし高齢者数とその推移を表7-8でみると、その数は年々増加の一途にあるが、平成一二年以降は減少傾向である。また性別で見ると、女性のひとり暮らしが極めて多く、男性の五〜六倍となっ

ており、比率で見ると、八五割が女性ということである。表7-10で示したのは平成九〜一三年の数字だが、それ以前の数字も挙げる。昭和五〇年七三名、同五五年一三七名、同六〇年二五八名であ

る。

表7-11で寝たきり老人の実態調査をみると、平成四年度（一九九二）は一・二三名だったが、同一三年度には六一名と半減している。同四年頃に在宅、あるいは施設か長期入院かで調査したところ、長期入院が全体の四割を占めた。一方、同一三年度では施設入所した寝たきりの高齢者が五割以上になった。

表7-10 一人暮らし高齢者

	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
男性	48	52	55	52	41
女性	285	299	323	310	247
総数	333	351	378	362	288

(単位：人)

表7-11 寝たきり老人の状況

区分	平成4年度 (1992)	平成13年度 (2001)
在宅	37 (30.1%)	22 (36.1%)
施設	37 (30.1%)	31 (50.8%)
長期入院	49 (39.8%)	8 (13.1%)
合計	123(100.0%)	61(100.0%)

平成4年12月調べ、平成13年4月実態調査より

高齢者の就業状況を見ると、産業別人口に占める高齢者の割合は、一・二・一割となっている。これを六五歳以上の高齢者人口でみると、一・三・三割が就労しており、健康な高齢者の就労指向が強いことを示している。

### 在宅調査

平成一三年度（二〇〇二）に実施した「高齢者実態調査」（以下「実態調査」）は、調査対象者数一七二六名、有効回収数一五八六名で行われた。在宅調査よりいくつか引用しておこう（アンケート総

数は二一〇名）。

まず第一に、「介護を受けたい場所」を尋ねたところ、「自宅」が八・九割、「福祉施設」が六・二割、「医療施設」が二・四割で、自宅以外に施設を希望する人は非常に少ない状況であった。

第二に、「主な介護者の状況」については、「配偶者」が一七・一割、「同居の子ども」が七・六割、「同居の子どもの配偶者」が三・三割と、家族が二八・〇割を占める。一方「ホームヘルパー」が三・八割、「その他」も三・八割、「介護を必要としない・または介護者がいない」人が五・二割という結果であった。また男性は「配偶者」が四〇・四割と多く、女性は「無回答」が六九・三割と多く、比較的軽度の人が多いことを反映した結果となっている。

第三に「介護者の属性」を尋ねた結果、性別では男性の介護者が三・二・四割、女性が五九・五割、「無回答」が八・一割。年代では男女とも「四〇～六四歳」が最も多くなるが、「六五歳」以上の高齢者が介護しているケースが、男性で二〇・三割、女性では三・一・一割も占める点に注意を要する。対象者が男性の場合は、女性の介護者が八六・一割で、高齢の介護者が非常に多く、六五歳以上が六一・一割で、うち七五歳以上が二七・八割も占めている。中でも男性の介護者は三七・〇割が「七五歳以上」で占められている。

第四に「介護での問題点」として「特になし」と応えた方が一四・三割いた。「心身の負担が大きい」と応えた方は二一・〇割、「家族や近隣の方の理解がたりない」が二・九割であった。

第五に「今後の介護場所」について、「在宅サービス等を利用しながら、在宅で介護したい」人が二一・九割、「家族だけで在宅で

介護したい」が四・八割と、在宅派が二六・七割を占めた。一方「施設へ入所させたい」人は一・〇割、「その他」も一・〇割と非常に少なく、逆に「無回答」が七一・四割と非常に多い点が特徴的である。いずれにせよ、あくまで高齢者と同居する人の希望であり、本人の状態の変化や家族介護者の状態、家庭の事情なども関係するので、予測はしたい状況と思われる。

「高齢者一般調査」より実態・意識状況の一端をみると、

(1) 日常生活動作(アンケート総数一五八六名)：「大変健康」が五・〇割、「たいした病気や障害もなく普通の生活」が四二・八割で、合わせて健康体の人は半数弱の四七・八割を占めた。一方「病気や障害はあるが、日常生活は自立し、外出もできる」人が四一・八割であった。

また、「家の中の生活は自分で行えるが、外出は一人できない」という人は四・七割(七四名)、「ベッド上の生活」の重度の方は〇・八割(二三名)であった。

(2) 病気の状況(アンケート総数一四九九名)：全体では五七・〇割の人が何らかの病気をもっていることが判明。男性の五六・一割に対し、女性は五八・三割と女性の疾病率がやや高い。男女とも後期高齢者の有病率が六割強と高く、女性の高齢層は六七・九割、男性は六一・六割である。

なお、何らかの病気にかかっている人(総数八五四名)では、半数弱が「高血圧」(四四・〇割)、次いで「心臓病」(一九・四割)、「肝臓病」(一四・五割)、「糖尿病」(一一・二割)、「高脂血症」(一〇・七割)が上位を占めた。

表 7-12 介護保険認定者数

	平成12年 平成13年 平成14年			
	2000年	2001年	2002年	
在宅	要支援	57	55	62
	要介護1	70	82	87
	要介護2	58	43	52
	要介護3	32	23	23
	要介護4	11	17	15
	要介護5	7	10	16
合計	235	230	255	
施設	老人福祉施設	53	49	50
	経過措置対象者	34	34	25
	老人保健施設	19	21	23
	療養型医療施設	10	15	13
合計	82	85	86	
総数	317	315	341	

各年11月現在

65歳以上の人数	2,106	2,125	2,174
介護保険認定者率	15.1	14.8	15.7

「郡山町老人保健福祉計画」平成15年22頁

(3) 「生活で困っていることがある」と応えた人は二八・一割と四人に一人強いた。具体的には「買い物」(二四・二割)、「布団干しなど」(二三・四割)、「墓参り」(一六・九割)、「役所の手続きなど」(一六・一割)となっている。

### 在宅福祉サービス

平成一六年(二〇〇三)九月現在、本町の高齢化率は二六・〇一割と超高齢社会に拍車をかけている。高齢者が健康で生き生きと生活を送るために、さまざまな事業が展開されている。在宅福祉サービスとしてどんな事業が進められているかみることにしよう。

まず在宅介護サービスの充実を目指し、(1) 生きがい対応型サービス事業及び、(2) 生活支援移送サービス事業 (3) 生活

指導型ショートステイ事業等を積極的に推進、また要介護高齢者を要する家庭の負担軽減のため、(4) 家族介護用品支給事業、(5) 老人日常生活用品給付、さらに介護者の負担軽減のため、(6) 介護者交流事業の実施、(7) 家族介護慰労金、(8) 在宅寝たきり老人等介護手当の支給、(9) 高齢者訪問給食サービス事業、(10) 高齢者等相談支援体制事業等が実施されている。ほかにもふれあい事業(転倒骨折予防教室、寝たきり防事業)、緊急通報体制整備、いきいき交流事業、在宅福祉アドバイザー活動促進事業、高齢者住宅改造推進事業等も行われている。

介護保険制度施行に伴う特別対策として、低所得者に対して、次のような利用者負担軽減を行っている。

(1) 法施行時のホームヘルプサービス利用者に対する措置、(2) 障害者及び難病患者などのホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、(3) 社会福祉法人等による利用者負担の減免、以上である。

### 施設福祉

高齢者については、できる限り居宅での生活が営めるよう在宅介護・福祉サービス等の充実を基本とするが、今後はさらなる高齢化の進展により、各家族や扶養意識が変化し、



愛泉園



あったかハウス



ふるさとの家郡山

家族での介護力が低下するなど、在宅での介護が困難なケースが多く見られるようになり、老人福祉施設への入所者の増加が予想される。本町ではどのような措置が採られているかみてみよう。

◇特別養護老人ホーム：六五歳以上の者で身体上または精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とする者で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる施設。本町には社会福祉法人の特養ホームが一施設のため、利用希望者が多く、待機者が出ている(平成一三年度は二九名)。その施設は、社会福祉法人「愛泉園」(昭和五五年八月一日設置)である。

◇養護老人ホーム：六五歳以上の者で身体上もしくは精神上または環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な方を入所させる



表7-13 在宅介護支援センターの相談等の状況

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	
相談実績	年間相談延べ人員	1,488	1,347	1,109	
	内訳	来所による相談	91	154	189
		電話による相談	59	170	83
		訪問による相談	1,338	1,023	837
年間夜間緊急相談延べ人員		6	12	7	
相談内容	実態把握	713	530	600	
	介護相談	681	1,232	754	
	関係機関との連絡調整	272	247	200	
	その他	807	115	355	

「郡山町老人介護福祉計画」69頁

施設。施設は本町にないので、他の市町に所在する施設に入所措置をしている。鹿児島市の二ホームと伊集院町・市来町・吹上町（二ホーム）、計六ホームにそれぞれ一名ずつ入所している（平成一四四月現在）。

◇在宅介護支援センター：在宅の寝たきり高齢者等の家族に対して二四時間連絡体制のもとに在宅介護に関する総合的な相談に応じ、

ニーズに対応した各種の保健サー

ビスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整を行い、地域の要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とするセンター。現在本町の東俣に一ヶ所が開設されている。平成七年（一九九五）四月、老人デイサービスセンター及び在宅介護支援センターが完成。運営事業（愛泉園に委託）の開始式が行われた。同センターは福祉・介護・保健の総合相談窓口としても機能している。（同一五年度（二〇〇三）の年間相談件数は一九八二人）

◇ケアハウス：車いすやホームヘルパーなどを活用し、自立し

た生活が継続できるよう工夫されており、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者が安心できる住まいであるが、本町では町外施設を利用している。

◇グループホーム：軽い認知症をもつ方十数人が共同生活をするが、在宅サービスとの位置づけがされている。町内には西俣の「あったかハウス郡山」（平成一四年九月）と東俣の「ふるさとの家郡山」（平成一五年一月）が開設されている。

**社会活動促進事業**

高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を活かす機会を確保し、社会的活動に参加して健やかで生きがいのある老後を過ごせるように、社会活動促進のための対策が行われてきた。

◇老人クラブ育成事業：高齢者自らが老後を健康で豊かにするため、各地域単位老人クラブを促進し、スポーツ大会やサークル活動を行う。同事業は昭和四一年度（一九六六）に開始。経費負担は国、県、町が各三分の一。町内二八単位老人クラブへ助成、一団体当たり五万七六〇〇円。年間事業計画により自主的な活動が行われており、生きがいづくり・健康増進・教養の向上・社会奉仕等の活動を通して、地域との交流を図っている。

◇敬老祝金支給事業：毎年九月一五日現在において、本町に住所を有し、住民基本台帳に一年以上登録されている高齢者に対し、長寿を祝福し、敬意の意を表するために敬老祝金として、満九〇歳以上に一万円を支給している。この事業は町単独であり、昭和四五年（一九七〇）から始まった。なお、祝金の他敬老記念品も贈呈し

ている。

九〇歳以上の高齢者数をみると、昭和三五年（一九六〇）は六名、同四五年は一〇名、後は平成一〇年に五一名、一五年に八三名と増えている。

◇百歳万歳長寿祝金支給事業：本町に居住する百歳の誕生日を迎えた者に対し、長寿を祝福するとともに、これまで社会の進展に寄与されたことに敬意を表し、さらなる長寿を願い、祝金（一〇万円）を訪問支給している。平成五年（一九九三）に事業を開始した。ちなみに翌六年五月、老人福祉センターに「百歳碑」が設置され、百歳に達した方の名前を刻むことになった。なお、平成十六年、百歳以上の高齢者は一名（女一名、男〇名）。

◇老人はり・きゅう等施術費助成事業：満七〇歳以上の高齢者が、町の指定する施術者からはり・きゅう等の施術を受けた場合、施術料の一部を助成する。町単独事業で、平成一二年度は利用実人員が一九名で九万円の助成。同一三年度は利用実人員三四名で一・一〇〇〇〇〇円の助成を行なっている。

ほかに、ボランティア活動推進事業、花いっぱい運動推進事業、郷土芸能伝承活動事業、シルバー人材育成事業、公民館活動事業、健康と福祉のつどい、



老人福祉センターふれあい館

町福祉運動会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、そして町民体育祭、以上の事業を行っている。

ちなみに、昭和五九年（一九八四）三月、老人福祉・健康推進の拠点として郡山町老人福祉センターがオープンした。同センターは高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション並びに町民の憩い、集会などの利便に供するために設置された（「町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例」）。総工費一億五六〇〇万円。鉄筋コンクリート造りの床面積五六二平方メートルのもので、機能回復訓練室をはじめ健康相談室、生活相談室、娯楽室等たくさんの機能を備えている。また、太陽熱を利用した浴室も完備している。なお、同センターは生きがいづくりとふれあいづくりの場であり、拠点としての機能を果たしている。

高齢者の方々に「生きがいとは何か」を問う調査があったので、ここに紹介しておこう。平成一三年（二〇〇一）一二月現在において「高齢者保健福祉に関する実態調査」によると、一般高齢者調査対象者一四九九名の生きがいのトップは「人とのつきあい」が四〇・一割、二番目は「働くこと」三九・四割、三番目は「趣味の活動」二四・六割、次いで「買い物」二四・二割、「孫の世話等」が二三・九割となっている。このアンケート結果を今後の施策にどう反映させ、活かしていくかが課題であろう。高齢者が、健康で生きがいをもち、社会や地域とのつながりと支え合いの中で心豊かに暮らせる対策として「人とのつきあい」「つながりあい」をキーワードに、生きがいづくりの推進を図ることが重要だろう。

老人保健福祉計画

本町では「老人保健福祉計画」（以下「福祉計画」とする）を二度作成している。一度目は平成六年度（一九九四）を始期とし、同一年度を目標年次とする六ヶ年の計画。この計画は「高齢者保健福祉推進一〇ヶ年戦略（ゴールドプラン）」をふまえ、本町における高齢者実態調査による高齢者のニーズに基づいて策定したサービスの実施目標に関する計画であり、総合的なケアサービス供給体制の確立を目指すもの。一五六六名の高齢者と二六名の寝たきり高齢者を対象に実態調査を行っている。

二度目の「福祉計画」は平成一五年度（二〇〇三）から同一九年度までの五ヶ年間の計画である。同計画の基本理念は四つ。

- ①住み慣れた地域社会で生活していくための支援体制の確立。
- ②健康で生き生きとした生活を送る支援体制の確立。
- ③介護保険制度を補充するためのサービスの充実・拡大。
- ④明るく活力に満ちた高齢者を目指し、高齢者が積極的な役割を果たすための支援体制の確立（高齢者の社会参加）、以上である。

「福祉計画」は第一部計画の位置

表 7-14 高齢者の健康状態

項目	人	%
総数	1586	100
大変健康	79	4.9
大した病気や障害もなく普通の生活	679	42.8
病気・障害はあるが日常生活は自立し外出も一人ができる	663	41.8
家中の生活は自分でできるが、外出は無理	74	4.7
家中の生活は手助けが必要で日中もベッド上の生活	8	0.5
生活活動に介助を要し一日中ベッド上の生活	5	0.3
無回答	78	4.9

郡山町「老人保健福祉計画」32頁

づけと趣旨、計画の策定体制など、第二部サービス供給目標設定のための根拠、第三部老人保健福祉計画でのサービスの供給目標、第四部高齢者等の健康づくりと生きがいづくり、第五部高齢者等の住みよいまちづくり、第六部高齢者等の安全確保策、第七部人材の要請と確保、第八部行政等の体制、第九部その他、以上の構成からなっている。

計画策定委員会の委員は、議会議員、町医師会、公民館運営連絡協議会、婦人会、社会福祉協議会、民生委員協議会、老人クラブ連合会、老人福祉施設、在宅介護支援センター、ホームヘルパー、保健推進員で構成される一人である。

高齢者に関連してもう一つ重要な計画書「郡山町介護保険事業計画」（平成一二年三月）があるが、この点は後述する。

なお、保健福祉関係職員のマンパワーの状況（平成一三年度）をみると、訪問介護員二〇人（内一六非常勤）、寮母・介護師士三四人（非常勤一三）、生活指導員一人、理学療法士非常勤一人、栄養士二人、ソーシャルワーカー一人、保健師六人（非常勤三）、看護師二人（非常勤五）、准看護師二人（非常勤五）、以上。資格取得状況は、介護福祉士一人、社会福祉主事八人である。（「老人保健福祉計画」七九頁）

3 障害者福祉

障害者福祉の進展

日本の障害者福祉は、昭和五六年（一九八一）の国際障害者年を

契機に「自立と社会参加」が基本的な理念になり、この理念に沿ってさまざまな施策が拡充されてきた。障害者が障害を持たない人と同等に生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方は、世界共通のものとして広く行き渡ってきている。

振り返ってみると、障害者福祉施策が本格的に実施されるようになったのは、第二次世界大戦以降のことである。昭和二十四年（一九四九）にまず「身体障害者福祉法」が制定され、身体障害者手帳の交付、更生援護施設の設定、補装具の交付など、国の責任による障害者への更生援護が開始された。当初は更生に主眼が置かれ、中軽度の障害者の職業訓練が中心であったが、徐々に重度障害者の保護に関する施策も実施されるようになった。

昭和三五年（一九六〇）には「精神薄弱者福祉法」（平成一一年（一九九九）四月「知的障害者福祉法」に改名）が制定される。昭和四五年には障害者施策全般を推進するための基本法として、「心身障害者対策基本法」が制定されたが、単なる理念法に留まり、平成五年（一九九三）に制定された「障害者基本法」のような実効的な効力はもたなかった。

一九八〇年代以降、我が国の障害者福祉施策は施設中心の福祉から、在宅・地域福祉へと大きく転換する。九〇年代に入ると施策は大きく進展を見せ、先に触れた「障害者基本法」は目的に障害者の「完全参加と平等」を目指すことを明らかにし、法律の対象となる障害を身体障害・知的障害・精神障害（従来は対象になっていなかった）としたこと。そして、国・県・市町村が障害者基本計画策定を提出した。国は平成七年（一九九五）二月に「障害者プラン―ノー

マライゼーション七ヶ年戦略」（同一四年）を策定した。鹿児島県は同七年三月「鹿児島新障害者対策長期計画」を策定した。本町も国・県の動向に対応し、実態をふまえ、行政と住民が一体となつて総合的な障害者福祉の向上に取り組むための基本的な計画として、「郡山町障害者対策長期計画」を策定した。同計画は平成九年〜一四年度にわたる障害者のための施策に関する基本的方策を示したものである。

### 身体障害者福祉

我が国の身体障害者福祉事業は、明治七年（一八八五）制定の恤救規則ききうに始まるが、この規則はあくまで生活困窮者対策の一環として障害者を位置づけるものであった。その後同規則を継ぐものとして昭和七年（一九三二）に救護法が施行され、初めて身体障害者についての具体的な規定を設けた。しかしこの場合でもなお身体障害者を独自に取り上げることにはなかった。

身体障害者対策を正面から取り上げたのは、戦後昭和二五年（一九五〇）四月に身体障害者福祉法が施行されてからである。同法は単に救貧対策や傷痍軍人対策に留まらず、体が不自由なため援助を要する一般の身体障害者を支える福祉対策として位置づけられ、今日に至っている。この法律では障害者自らが更生の努力を行うことを前提として、国と地方自治体に努力義務を課しており、また障害の種類別、程度が認定され、身体障害者手帳が交付されることによつて更生援護施策が受けられるとしている。

身体障害者は大きく五つに分類されている。①視覚障害、②聴覚障

表7-15 平成14年度 種類別身体障害者数・比率(単位:人・%)

		視覚	聴覚・平衡	音・言・そ	肢体不自由	内部	総数
全国	人数	389,508	435,997	54,077	2,512,260	1,057,106	4,498,948
	構成比	8.8	9.8	1.2	56.5	23.8	100.0
鹿児島県	人数	10,251	11,053	939	50,843	20,914	94,000
	構成比	10.9	11.9	1.0	54.1	27.2	100.0
郡山町	人数	48	52	3	291	145	539
	構成比	8.9	9.7	0.6	53.9	26.9	100.0

保健福祉課資料より作成

表7-16 平成14年度 障害の程度別身体障害者数・比率(単位:人・%)

		重度		中度		軽度		計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
鹿児島県	人数	27,157	20,075	16,256	15,947	6,886	7,679	94,000
	構成比	50.2		34.3		15.5		100.0
郡山町	人数	148	105	108	101	31	39	532
	構成比	47.5		39.3		13.2		100.0

(同上)

害または平衡機能の障害、③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害)以上である。これらの障害は障害の程度

に応じ、一級から七級までであり、七級の障害が一つだけでは身体障害者に認定されないが、七級に該当する障害が二つ以上ある場合には六級とされ、身体障害者に認定される。一・二級が重度、三・四級が中度、五・六級が軽度障害とされている。

『平成一四年度社会福祉行政業務報告書』によると、平成一五年(二〇〇三)三月三十一日現在、全国の身体障害者数は四四九万八四八八人、鹿児島県は九万四〇〇〇人である。数でいうと本県は全国で三番目に多く、対人口一〇〇〇〇人比五二・九四割は全国トップ(全国平均三五・一二割)である。

表7-15 障害者の種類別では(平成一四年度)、まず、全国では肢体不自由が五六・五割を占め、内部障害は二三・八割、聴覚・平衡障害は九・八割、視覚障害八・八割、音声・言語障害一・二割である。鹿児島県は全国と同傾向で、肢体不自由は五四・一割、内部障害二七・二割、聴覚一一・九割、視覚一〇・九割、言語一・〇割となっている。郡山町の身体障害者総数は五三九人で、肢体不自由が五三・九割、内部障害が二六・九割、視覚八・九割、聴覚九・七割、言語が〇・六割である。

また、表7-16によると、程度別には重度障害者が増え、五割近くになっており、一級・二級の重度が四七・五割、三・四級の中度が三九・三割、五・六級の軽度障害が一三・二割となっている。ちなみに、本県では重度が五〇・二割、中度三四・三割、軽度一五・五割で、本町と同じような比率となっている。

なお、本町における身体障害者数の推移をみると、二七年前の昭和五三年(一九七八)三月三十一日現在二五二一人だったので、こ

の間二倍以上身体障害者の数が増えている。同五八年（一九八三）三六四名、同六三年（一九八八）四三九名、平成八年（一九九六）四〇七名となっている。

### 知的障害者

昭和三五年（一九六〇）に「精神薄弱者福祉法」が成立して以降、「精神薄弱」という用語が使われてきたが、この用語は従来から不快感を与えるなど、多くの議論があり、平成二年（一九九九）四月から「知的障害」に改められることになった。

知的障害については、身体障害者のような明確な定義は法で定められていない。都道府県が障害認定を行う療育手帳制度において、国がガイドラインを示しているが、そこには「重度」障害（療育手帳A）について詳述されている（昭和四八年厚生省事務次官通知）。ただ重度以外は「その他」（療育手帳B）とされ、知的障害があるとないとどの境界について触れられていない。

なお、精神薄弱者実態調査（平成七年・厚生省）実施に際して、知的障害を「知的機能の障害が発達期（概ね一八歳まで）にあらわ

表7-17 知的障害者(児)の実態(単位:人)

	平成9	平成16
A 1 (IQ20以下)	7	16
A 2 (IQ20~35)	10	9
B 1 (IQ36~50)	18	28
B 2 (IQ51~75)	2	8
不明	2	—
計	39	61

「郡山町障害者対策長期計画」・「管内福祉の概要」18頁より

れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。ここでの知的機能障害は知能指数が概ね七〇までとし、日常生活能力の到達水準を同年齢の到達水準と総合的に比較するものである。

本町の知的障害者数の推移をみると、昭和三五年（一九七八）二八人、同五八年は一九人、同六三年は二九人、平成九年（一九九七）は三九人、同一六年は六一人と増えている。表7-17をみると、重度（A）の障害者が同九年・一六年とも四割を超えている。

### 精神障害者

平成五年（一九九三）「心身障害者対策基本法」が改正され、「障害者基本法」となった。このことは精神障害者福祉にとって重要な分岐点になった。その理由は心身障害者対策基本法において「障害者」とは、身体障害者及び知的障害者であり、精神障害者は福祉の対象ではなく、医療の対象であるとされてきた。しかしながら、本来精神障害者は「病者」の側面と「障害者」の側面があり、医療だけではなく福祉のサービスの必要性は認識されつつも、法律上は「障害者施策」の対象外とされ、大きく福祉施策が遅れる要因ともなっていた。障害者基本法は精神障害者も「障害者」として規定したことで法律上「障害者」の仲間入りを果たしたという画期的な法律であった。

精神障害者に対する一般的法律の最初は精神監護法（明治三三年（一九〇〇））である。当時、問題行動がある精神病者は自宅に監禁されている場合（私宅監置）が多かった。また社会的にもそれが認

められていた。大正六年（一九一七）精神障害者の全国一斉調査が行われ、精神病者の総数は約六万五〇〇〇人、そのうち精神病院に入院中の者は約五〇〇〇人に過ぎず、私宅監置を含む約六万人は、医療の枠外にあった。そこで精神病院の不足が明らかとなり、同八年精神病院法が制定されるが、予算不足から、その後病院の設置は進まず、終戦時精神病院の病床数は約四〇〇〇床であったという。

戦後数年して欧米の最新医療や公衆衛生の知識が導入され、昭和二五年（一九五〇）五月、従来の関係法規を廃止し、画期的な精神衛生法が制定された。精神障害者に関する保護規定が準用され、精神衛生事業は一層拡充された。『県史・五』には、本県の精神病院の設立や病床数の増加等について詳しく記述している。昭和二五年、病院数五、定床数三三七、入院患者数二七五人が、同三九年にはそれぞれ三四病院、五一〇床、四七九二人と一五年間で著しく増加した値を示している。ちなみに同二九年の精神病患者全国約四五万人のうち、本県は一万六四五人であった。

昭和六二年（一九八七）「精神衛生法」は「精神保健法」に改正される。同法は精神障害者を「精神病者、精神薄弱者および精神病質者をいう」と定義していた。平成五年（一九九三）さらなる人権に対する配慮、社会復帰施策の充実を目指すものとして改正される。同七年に制定された「精神分裂病、中毒性精神病、知的障害、精神病質、その他精神疾患を有する者」と定義しているが、それとは別に新しい定義が追加された。法改正により精神障害者保健福祉手帳が創設されたが（第四五条）、施行令第六条でその対象を「精神障害があるため長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を

受ける者」とした。これにより、精神疾患を有する者のうち、一定の割合の人たちは福祉的援助が必要な障害者であるという概念を明確にしたといえよう。

本町における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成九年（一九九七）二月一日現在二名である。本町の精神障害者は推計で約一五〇人程度と思われる。

### 障害者福祉サービス

障害者手帳の交付を受けられた方々への主なサービスとして（一）施設入所サービス、（二）在宅サービスとして①居宅介護（ヘルパーの派遣）、②ショートステイ、③デイサービスの支援費申請、それと医療費の軽減―重度心身障害者等医療費助成、更生医療、日常生活の支援として（ア）補装具の交付・

修理（盲人用安全杖、眼鏡、補聴器、人口喉頭、義肢、車椅子、収尿器、ストマ用装具など）、（イ）日常生活用具の給付または貸与―テープレコーダー、点字図書、屋内信号装置、文字放送、デコーダー、浴槽、便器、歩行支援用具、透析液加湿器、運搬車、ネプライザーなど、（三）公共交通機関の運賃割引―（ア）有料道路通行料金（半額）、（イ）バス運賃半額、（ウ）タクシー運賃一割引、



ときわの家（更正施設とデイサービス）

(4) その他の制度―税制上の優遇措置―所得税、住民税、自動車税など、NHK受信料の減免など。

精神保健福祉法の改正により、平成二四年(二〇〇三)四月一日から業務の一部が市町村で行われることになった。主な業務は次の通りである。(1) 精神障害者保健福祉手帳の申請窓口業務、(2) 精神障害者通院医療費公費負担申請窓口業務、(3) 精神障害者福祉サービス利用斡旋・調整(4) 精神障害者居宅支援事業の実施―ホームヘルプサービス。

施設の設置状況、利用状況をみてみよう。本町には知的障害者援護施設として更生施設一とデイサービスセンターがある。平成一六年(二〇〇四)四月一日現在、町民は県内一の知的障害者更生施設を利用し、入所している者二〇人、通所一人。知的障害者授産施設を利用・入所している者は二人、通所は一人となっている。(鹿兒島福祉事務所『管内福祉の概要 平成一六年度』一二三頁)。平成九年一月現在、更生施設数七、措置人員二二名、授産施設数二、措置人員三人である。

身体障害者更生援護施設の利用状況をみると、身体障害者療護施設三、入所四人。更生施設数一、入所一人、通所一人。授産施設数二、入所二人となっている。

在宅心身障害児(者)に対する福祉の支給状況をみてみよう。特別児童扶養手当受給者は、一級受給者三人、二級八人、重度心身障害者医療費助成事業登録者は二五七人、心身障害者扶養共済加入者二人となっている。特別障害者手当等の支給状況は、特別障害者手当の延べ人数二〇四人、支給額五万四三九〇円、障害児福祉手当延

べ人数二六人、支給額三七万七〇〇〇円となっている。

#### 障害者対策長期計画

平成九年(一九九七)三月、総合的な障害者福祉の向上に取り組むための基本的な計画として、「郡山町障害者対策計画」を策定した。この計画は平成九年度から平成一四年度にわたる障害者のための施策に関する基本的方策を示したものである。まず本町の課題を八点にわたって述べている。

(1) ノーマライゼーション社会を実現していくには、国や地方公共団体が障害者施策を実施するだけでは不十分であり、社会を構成するすべての人々が障害及び障害者を十分理解し、配慮していくことが必要です。そのためには、福祉教育やボランティア活動を含む啓発・広報が極めて重要です。

(2) 障害児に対しては障害児ひとり一人の可能性を十分に発揮させるための教育・保育環境を整備しなければなりません。

(3) 障害者にとって職業を得ることは生計維持のための所得をもたらずだけでなく、社会参加による生きがいを与えてくれるものです。雇用主の理解も進んできたとはいえ、働く場の充足度はまだ不十分な状態であるので、関連機関との連携を図りながら、雇用・就業の促進に努める必要があります。

(4) 心身障害児については、早期発見・早期療育が極めて重要であり、その発生要因や妊婦の健康管理に関する知識の普及を図る必要があります。また成人・高齢者の障害発生予防を図る事業の推進も必要です。



(5) 在宅福祉を推進するためには、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスなどの事業についての周知を図るとともに、その内容の充実に努めなければなりません。

(6) 障害者の自立と社会参加を促進するためには、建築物、道路、公園、公共交通機関等における物理的な障壁の除去と、地域社会の人々の理解と協力が不可欠です。そのためには国・県・町・民間事業者・町民が一体となった取り組みを総合的に推進することが必要です。

(7) 障害者のスポーツや文化活動を推進するためには、障害者団体等との連携を図りながら、施設面の整備や指導者の確保に努める必要があります。

(8) 国際交流は、障害者の国際感覚や広い視野を養い、また自立と社会参加に資するもので、極めて有意義であり、その促進を図ることが必要です。

以上の八つの課題をふまえて分野別施策の基本方策を提起している。

○啓発・広報：啓発・広報の推進、福祉教育の推進、ボランティア活動の推進

○教育・育成：心身障害児に対する教育・育成施策の充実

○雇用・就業：雇用の啓発と関係機関との連携、雇用・就業の促進

○保健・医療：心身障害の発生予防・早期発見及び研究の促進、医療・リハビリテーションの実施、精神保健対策の推進、専門従事者の養成・確保

○福祉：地域福祉の推進、自立と社会参加の促進、福祉サービスの

充実、生活安定のための施策の推進、専門従事者の養成・確保及び障害者団体の活性化

○生活環境：建築物等の整備の促進、移動・交通対策の推進、情報提供の充実、防犯・防災対策の推進

○スポーツ・レクリエーション及び文化：スポーツ・レクリエーションの振興、文化活動の交流

○国際交流

#### 4 児童・母子家庭等の福祉

##### 戦前の児童保護行政

昭和八年（一九三三）に「少年救護法」と「児童虐待防止法」が、そして同一二年には「母子保護法」が相次いで制定された。翌一三年一月一日から実施の運びとなった母子保護法は、一三歳以下の子を有する配偶者のない貧困母子世帯を対象として、その生活・養育・生業及び医療扶助を目的としており、これが我が国児童行政の発展に果たした役割は大きなものであった。

全国的な動きにはやや遅れたが、明治三〇年代から四〇年代にかけて本県においても各種の児童保護施設（孤児施設、救護施設、盲聾児童施設、無料託児施設など）が設置され、その後さまざまな保護活動が行われた。農繁期における児童対策として、昭和二年（一九二七）以来農村の託児所設置が奨励され、同一一年（一九三六）六月末時の農繁期託児所設置数は二七八ヶ所に達していたが、その後これらの託児施設の数は急速に増大していく。なお同九年に

施行された少年救護法に基づく少年救護委員の数は、同一一年末現在、全国では九一〇六人であったが、そのうち鹿児島県は六八人となっており、県下全市町村に設けられていた（『県史・五』一三二六～一三二七頁）。

戦時中の児童福祉施策は戦争遂行のための人的資源確保がその中心的目的となり、結果として母子衛生分野に特に力が入れられた。児童保護事業などはほとんど顧みられなかったが、戦争が終結すると、児童保護事業は一層の重要性・緊急性をもつに至った。

### 児童福祉施策の展開

終戦直後、政府は少年犯罪と非行・浮浪児群に対する応急対策として、戦争孤児の一斉取締指導を行い、その一部を各地の施設に収容保護した。しかしこの程度のことではどうして所期の目的を達することはできず、かつまた次代を背負う全児童の健全育成のためには、より根本的な児童福祉対策が必要であるところから、昭和二二年（一九四七）一二月、「児童福祉法」が制定された。同法は（一）すべての日本の子どもを対象に心身の健やかな発達と育成・生活を保障し、愛護されなければならないこと（第一条・児童福祉の理念）、（二）国民及び地方公共団体が、児童の保護者とともに児童育成の責任があること（第二条・児童育成の責任）を明記した点が画期的なものであった。

本県における対策をみると、同法施行当時は厚生課において関係事務が執られていたが、その後この事業の重要性に鑑み、昭和二三一年（一九四八）二月、児童課を民生部に置き（同二六年七月、厚生

課に吸収）、急務である浮浪児・孤児の発見や実態調査及び保護対策を講ずるとともに、法の趣旨に沿って広範な児童福祉事業が行われることになった。本県は全国でも屈指の戦災県であったために、児童対策の主力を浮浪児の保護と不良化防止に置くこととし、まず昭和二三年四月に児童相談所を設けるとともに、一時保護所、養護施設、母子寮、保育所等の児童福祉施設を設置した。

昭和二六年（一九五一）頃には浮浪児の姿はほとんど見られなくなった。県下の各小中学校に福祉主任教員を定めて、児童福祉司や児童相談所と相互に連絡を取り、学童生徒の不良防止に協力することになった。そしてさらに一般家庭に対しても「不良化防止のしおり」を配布するなど、児童福祉についての啓蒙に努めた。昭和二六年一月一日発行の『郡山村広報』第六号に「不良化防止のしおり」が記されている。それは次の四項目からなる。

1. 子どもの不良化は親のおざりから。
2. 子どもの不良化は暗い家庭から。
3. 子どもの不良化は親の無理解から。
4. 不良化防止はみんなの力で。

児童福祉施策は三つの分野に大別することができる。一つは家庭で保育ができない児童の保育を目的とする児童保育施策。二つには児童健全育成と呼ばれる分野。三つ目の分野は心身上または環境上何らかの障害を抱える上でのハンディキャップの軽減、治癒を図ることを目的とした要保護児童対策である。

### 保育所の開設

本町が力点を置いた施策の第一が児童保育施策であり、具体的には保育施設とサービスの充実である。町内の保育所第一号は、昭和二十八年（一九五三）六月一日に開園した郡山保育園である。この保育園は馬場部落が経営する私立保育園で、園児四五人、職員三人でスタート、その後園児は六〇人まで伸びたが、施設は次第に老朽化し、同五三年（一九七八）三月末をもって、二四年間にわたる歴史を閉じることになった。代わってその跡に町立郡山保育所が同年四月一日から発足した。定員は同じく六〇人、総工費三八〇五万円、建物は鉄筋コンクリート平屋建てで三六〇・五平方メートル。ちなみに初代園長の橋口静男は『郡山町広報』第四二二号（昭和三二年五月一日）の中で保育所は「児童養護施設として」開設したと述べており、さらに四年間に「三〇〇人余の児童」を受け入れたとも語っている。同所は平成十一年（一九九九）三月末に廃園となり、四月

表7-18 郡山町保育所の定員、入所児童数(毎年10月1日現在)

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
入所児童(定員)	142 (160)	136 (135)	155 (135)	163 (135)	142 (135)	157 (135)

(「郡山町子育て支援行動計画」20頁より作成)

表7-19 幼稚園利用児童数と幼稚園数

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
園数	2	3	6	5	4
園児数	79	81	72	90	84

(「郡山町子育て支援行動計画」20頁より作成)

から社会福祉法人笹桐福祉会が設立運営する郡山保育園(定員九〇名)が開園した。昭和三十三年(一九五八)十一月一日、常盤保育所開設。常盤校区公民館の運営する私立常盤保育園として発足し、定員五〇名を収容してきたが、同四九年(一九七四)四月町営に移管され、旧常盤小学校跡に定員五五名で再スタートした。保育所町営の経緯は、地区民の幼児教育への熱意が高まり町営移管の陳情がなされ、議会の議決を経て町立として発足したものである。敷地面積七四九七平方メートル、建物八二八平方メートル(『町報こおりやま』第169号)。しかし平成十一年三月末に郡山保育所同様廃園となった。

三つ目は花尾保育所で、同保育所は花尾小から南へ約四〇〇メートルの位置に新築、工費二八〇〇万円、うち国費補助一八〇〇万円、町債八〇〇万円(町債は国民年金積立金還元融資)。敷地面積は一二七三平方メートル、建物は三〇三・七平方メートルの鉄筋平屋建て。同保育所は昭和四〇年(一九六五)四月から花尾小で幼児学級として地区公民館が運営してきたが、地区員の強い要望で四九年四月農山村保育所として町営に移管、定員三〇名で県の助成を受けて運営がなされ、職員二名は役場職員になる。翌五〇年四月国の認可を受けて町立花尾保育所として、所長一名、保母四名、調理員一名、

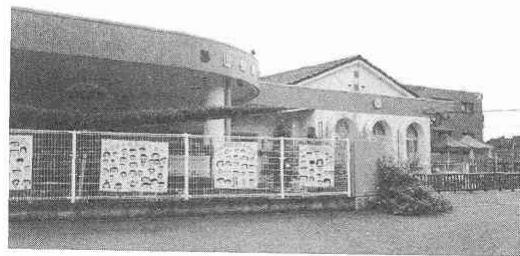
表7-20 児童手当の受給数と支援額の推移(単位:人、●円)

平成	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
受給者数	1,799	3,357	4,541	4,558	4,568
支給額	10,530	19,865	26,355	26,775	26,785

(「郡山町子育て支援行動計画」22頁より作成)



花尾保育所



郡山保育園

園児六〇名で発足した（『町報こおりやま』第176号）。

保育所の定員・入所児童数（平成一〇年度～一五年度）は表7-18で示した通りである。

ちなみに本町には私立幼稚園一施設のみであり、一部には町外幼稚園へ通園をしている者もいる。幼稚園への就園については少子化傾向と相まって、保育時間帯が短いなどの理由から減少傾向にあり、打開策として預かり保育や地域における子育て支援活動を行っている。

近年、共働きの家庭や経済情勢を反映して、保育のニーズの増大や多様化が求められている。現在、特別保育事業等の拡充が必要となってきた。本町の保育関連施策は次の通りである。

乳児保育、午後六時以降の延長保育、障害児保育、地域子育て支

表7-21 小学校低学年児童数と児童クラブ利用児童数の推移(単位:人)

平成	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
小学校低学年児童数	261	261	242	241	253	240
児童クラブ使用児童数	0	25	36	42	49	48

「郡山町子育て支援行動計画」21頁

表7-22 児童館の利用者数の推移(単位:人)

平成	12年度	13年度	14年度	15年度
幼児	931	3,351	3,786	4,628
児童	2,333	3,946	2,088	1,268
大人	913	3,181	2,807	3,290

「郡山町子育て支援行動計画」21頁

援センター事業、保育所地域活動事業（世代間交流事業・異年齢児交流事業・小学校低学年児童の受入）。

なお花尾保育所（定員四五名）では、延長保育と保育所地域活動事業を実施しており、郡山保育所（定員九〇名）は、延長保育、保育所地域活動事業、障害児保育、乳児保育、地域子育て支援センター事業を行っている。サービス提供数は確実に増加してきている。

町立保育所については、合併時に鹿児島市の市立保育所が引き継ぐことになった。

ところで、『管内福祉の概要平成一六年度』によると郡山町の就学前児童総数は四六三人となっている。

児童保育施策の一環として、児童手当制度がある。この制度は児童を養育している家庭の生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童手当を支給している。児童手当は小学校三学年修了まで

の児童を養育している人に対して、所得が一定額未満の場合に支給される。

### 児童健全育成施策

児童健全育成施策として、児童・家族対象相談事業を行っている。平成一五年（二〇〇三）実績は、不登校について一七件、家族関係六件、心身障害について四件、計二七件であった。

平成一二年（二〇〇〇）六月一日、町児童館が開館した。児童館は「児童福祉施設として、児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を個別的又は集団的に指導して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成を図るため」に設置された（「郡山町児童館の設置及び管理に関する条例」）。児童館は旧町立郡山保育所の跡地を活用し、児童等を主体にパソコン指導、幼児とその母親を対象にしたサークル活動や育児相談、また子育て支援事業や仲間づくりの場として利用できる。

幼児から高校生及びその保護者などが自由に無料で利用できる児童館の名称は、町内の小・中学生からあった一七八点の応募の中から覚えやすくして親しみのもてる「わくわくパンダ」が選定された。

児童館の施設は集会場、図書室、遊戯室、園庭（砂場・滑り台・幼



わくわくパンダ館

児用遊具・ジャングルジム）である。なお児童館は合併時に鹿児島市の児童センターとして引き継ぐことになった。

ほかに放課後児童健全育成事業として、小学校低学年の児童のうち、昼間親が勤務のため自宅を不在にする子どもに対して、遊びと生活体験を豊かにすること、学習活動を支援することを目的として、通称「学童保育」が実施されている。本町では各小学校区に設置を目標としているが、設置要件や場所の確保などの絡みから、三小学校のうち、二小学校区に開設している。小学校児童数と児童クラブ利用者数は表7-21のとおりである。児童クラブ利用者数は年々増加傾向にあり、放課後児童施策はますます重要になってきている。なおコミュニティ児童館郡山（郡山保育園内）の利用にあたっては、月額四〇〇〇〜六〇〇〇円の保護者負担金が必要となっている。

### 次世代育成支援市町村行動計画

次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身共に健やかに育つための環境を整備するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力など、現計画の策定時期に顕在化していなかった新たな社会問題についての対応を図るため、平成一六年（二〇〇四）九月「次世代育成支援市町村行動計画」（以下「行動計画」という）を策定した。この計画は同一七年度から二六年度までの一〇年間としている。

#### ◇基本理念

1. 未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できるような環境づくり

2. 子供をもちたいと希望する人が安心して子供を生み育てることが出来る社会づくり
3. 子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できるような環境づくり

◇基本的視点

1. 子どもの利益を尊重する。
2. 次世代の親づくりを図る。
3. 利用者の立場に立つ。
4. 社会全体で子育て支援を行う。
5. すべての子どもと家庭への支援を行う。
6. 地域における社会資源を効果的に活用する。
7. サービスの質を向上させる。

◇基本的施策

1. 地域における子育て支援
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. 子どもの安全の確保
7. 児童虐待対策の充実
8. ひとり親家庭の自立支援の促進
9. 障害のある子どもへの支援
10. 配偶者等からの暴力に対する対策の充実
11. 子育てにかかる費用への支援

要保護児童施策

障害のある子どもたちへの支援としては、障害の早期発見、早期対応により、一人ひとりの状態に応じた最も適切な支援を行うことが重要であり、その後の子どもの成長に大きな影響を及ぼす。福祉、医療、保健、教育の施策が相互に連携したシステムとして機能することが求められている。

本町では障害のある子どもに対する支援施策として次のような制度事業を行っている。(1) 日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期治療を行う障害児デイサービス事業により、子どもの能力に応じた発達支援に努めている。

(2) こころの発達に問題のある児童とその保護者に対し、相談・指導・訓練を行い、保護者と児童が一体となって問題解決が図られるよう努めている。(3) 在宅障害児の成長段階に応じた地域での生活を支援するため、在宅療養等に関する相談、各種福祉サービスの提供、援助、調整を行っている。(4) 補装具や日常生活用具の給付を行っている。(5) 放課後や休業期間中、地域でほかの児童と遊ぶ機会が少なく、家庭に引きこもりがちな学齢障害児に有意義に楽しく活動できる場を提供するための活動に対して補助を行い、その活動を支援促進し、障害のある子どもの成長を助けるとともに保護者の負担の軽減に努めている。(6) 障害がある児童生徒ひとり一人特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう専門家による就学相談を実施している。(7) 言語障害や情緒障害、難聴等障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で受けられるようにしている。

(8) 学習障害児(LD)、注意欠陥他動性障害(AHDH)など、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な子どもたちの実態を把握し、適切な指導が行われるようにしている。(9) 障害のあ

表7—23 特別児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移

(単位：人)

平成	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
受給者数	7	10	10	10	11
対象児童数	7	10	10	10	11

表7-24 母子・寡婦・父子世帯の状況(単位:世帯)

	母子世帯	寡婦世帯	小計	父子世帯	計
平成6	82	641	723	24	747
7	61	564	625	30	655
8	59	457	516	36	552
9	72	355	427	34	461
10	76	237	313	33	346
11	67	214	281	22	303
12	60	180	240	22	262
13	72	179	251	21	272
14	75	169	244	20	264
15	75	190	265	15	280

(「管内福祉の概要」鹿児島福祉事務所)

表7-25-1 母子福祉資金の貸付状況(単位:件、円)

	新規		継続		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成6	2	440,000	2	732,000	4	1,172,000
7	1	600,000	1	384,000	2	984,000
8	3	524,000	1	600,000	4	1,124,000
9	4	610,800	1	312,000	5	922,800
10	1	252,000	3	792,000	4	1,044,000
11	2	572,000	3	732,000	5	1,304,000
12	1	600,000	1	84,000	2	684,000
13	1	240,000	1	600,000	2	840,000
14	2	960,000	1	300,000	3	1,260,000
15	2	485,000	2	960,000	4	1,445,000

(「管内福祉の概要」鹿児島福祉事務所)

※郡山町ではこの期間寡婦福祉資金の貸付がないので、母子福祉資金貸付額はこの表の値と等しくなる。

表7-25-2 母子福祉資金の貸付状況(単位:件、円)

平成	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
受給者数	37	43	47	50	60
対象児童数	64	68	69	73	89

(「管内福祉の概要」鹿児島福祉事務所)

在配偶者のいない女性で、かつて配偶者のいない女性として児童を扶養していたことのあるもの)の問題が残るとされ、同四四年度(一九六九)から母子福祉資金と同様な寡婦資金貸付制度がつけられた。この両制度を関連づけ、同五七年(一九八二)四月、「母子福祉法」が「母子及び寡婦福祉法」と改正された。さらに平成一四年(二〇〇二)対象を母子家庭だけでなく、父子家庭にも広げるなど、新たに改正が行われた。

同法の制定は、ハンディキャップを背負った児童が、その母子家庭という生活環境に負けないで、

母子・寡婦福祉

子どもを受け入れている私立保育所・幼稚園が障害の程度に応じた保育・教育を行った場合には、各保育所・幼稚園に対して助成している。

戦後、戦争や戦災で夫を失った女性は、働く女性がもともと少なく、仕事の機会と場所が限られ、しかも収入も少ないという状況の中で子どもを育てなければならなかった。そのため貧困を極める母

子家庭の生活は一つの社会問題であった。昭和二七年(一九五二)には母子福祉施策として「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定される。この施策は戦争犠牲者遺族の援護を目的としたもので、文字どおり母子家庭への資金貸付であった。

その後、夫の病氣・死亡や夫との離別による母子世帯の増加に伴い、実態に即して母子福祉の向上を図るために、同三九年(一九六四)七月、「母子福祉法」が制定された。しかし同法では寡婦(現

表 7-26 国民年金 拠出年金 受給状況

郡山町		昭和50	昭和55	平成1	平成5	平成10	平成15
老齢年金	受給権者	336	629	1,073	968	798	614
	受給額	54,938,215	156,693,300	346,140,700	349,165,800	310,145,800	241,562,900
障害年金	受給権者	20	86	48	48	32	23
	受給額	7,980,600	25,330,800	35,490,000	39,260,700	28,382,600	20,722,600
母子年金	受給権者	23	17	8	2	0	0
	受給額	7,926,000	11,131,200	6,096,000	1,899,600	0	0
遺児年金	受給権者	0	1	0	0	0	0
	受給額	0	501,600	0	0	0	0
寡婦年金	受給権者	5	5	11	11	8	4
	受給額	383,748	762,000	4,488,100	4,983,600	4,006,300	1,727,600

※受給権者数は一部支給・全額支給停止者を含む 保健福祉課作成資料

活維持に関わるもの、住宅に関わるものなどで、その償還を前提として、法による免除規定も定められている(同一二条)。  
 なお、このほか母子世帯に対する「所得保障」として貸付制度とあわせて、「児童扶養手当」、その他拠出制度としての国民年金法の

母子ともに安定した、しかも健全で文化的な生活保障を共有することを目的としている(母福法一〇三条)。母子福祉サービスは、その生活安定と自立促進サービスに重点が置かれ、そのための福祉サービスに集約されている。その中心は「福祉資金貸付」(母福法一〇条)で、この他「寡婦福祉貸付」が特別措置で行われている。この貸付は、事業開始に関わるもの、修学修了に関わるもの、技能修得、就職支度に関わるもの、療養に関わるもの、生

表 7-27 生活保護の推移

(世帯, 人, %)

被保護世帯数(停止世帯含む。月額平均)				被保護人員(停止人員を含む。月平均)				保 護 率			
12年度	13年度	14年度	15年度	12年度	13年度	14年度	15年度	12年度	13年度	14年度	15年度
16	17	19	20	18	21	24	26	2.2	2.5	2.9	3.2

「学内福祉の概要：平成16年度」

表 7-28 世帯類型別保護の状況 (平成15年土累計)

(世帯)

単身世帯					2人以上の世帯					計	
高齢者世帯	障害者世帯	傷病世帯	その他の世帯	医療扶助単給世帯(再掲)	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病世帯	その他の世帯		医療扶助単給世帯(再掲)
142	24	34	1	57	16			12	12		241

同上

表 7-29 扶助別の状況 (平成15年度累計)

(世帯, 人, 千円)

生活扶助			住宅扶助			教育扶助			医療扶助			介護扶助			被保護世帯計		
世帯	人員	扶助額	世帯	人員	扶助額	世帯	人員	扶助額	世帯	人員	扶助額	世帯	人員	扶助額	世帯	人員	扶助額
183	258	13,006	48	106	1,287	24	36	385	239	285	37,928	48	48	703	241	317	53,311

同上



「母子年金」、厚生年金保険法の「遺族年金」給付が見られるが、いずれも給付水準は低い。さらに、ひとり親家庭医療費助成と母の家庭修学助成金交付も行っている。

## 5 生活保護

生活保護の実態が初めて数字として示されたのは、昭和三二年度のこと。生活扶助八五世帯―二〇万八二二六円・一世帯平均二四四八円、教育扶助四世帯二万七四三二円・一世帯平均四一五円、住宅扶助二世帯七三一円・一世帯三六五円、医療扶助一四世帯、合計一〇五世帯二二万六三八八円・一世帯平均二二五一円。原因別では低所得世帯七三世帯、母子世帯一七世帯、身体障害者一二世帯、老病世帯三世帯である。

同三五年度被保護者は生活扶助で世帯数・人員は七四七戸・二九五四人・年間扶助額一三九万四八七三円、教育扶助六二二戸・一三一人・三三万七一六八円、住宅扶助五九戸・五九人・五万三八一三円、合計一四二八戸・四三二四人・一七八万五八五四円。

同五二年二月一日現在保護世帯五八戸・一〇八人、扶助別世帯数は生活四七戸・住宅二戸・教育一〇戸・医療その他三六戸。同五八年二月一日現在被保護世帯数三九戸・七九人、内訳生活扶助二〇戸・住宅四戸・教育三戸・医療その他一五戸。同六三年八月一日現在は被保護世帯二二戸・三〇人、扶助別世帯数では、生活一六戸・住宅一戸・教育二戸・医療その他二二戸。年々減少してきている。

平成一五年度（二〇〇三）累計扶助別保護状況で見ると、生活扶

助一八三世帯・二五八人・一三〇〇万六〇〇〇円、住宅四八世帯・一〇六人・一二八万七〇〇〇円、教育二四世帯・三六人・三八万五〇〇〇円、医療二三九世帯・二八五人・三七九二万八〇〇〇円、介護扶助四八世帯・四八人・七〇万三〇〇〇円、合計で二四一世帯・三二七人・五二六一万三三〇〇円。労働力類型別保護状況は二四一世帯の内働いている者がいない世帯一七六世帯で、世帯主が働いている世帯六五世帯。世帯類型別保護状況では単身世帯の内高齢者世帯一四二八世帯で全体の五八・九割、次いで傷病世帯三四世帯（一四・一割）、障害者世帯二四、その他の世帯二三。なお二四一世帯中八三・四割を占める二〇一世帯が単身世帯である。

## 6 社会福祉協議会・ボランティア活動

町社会福祉協議会が法人として認可されたのは昭和五三年（一九七八）一月のこと。町役場を借用、しあわせ高める運動・高齢者・障害者・児童・母子福祉・青少年健全育成等地域福祉の増進を目的としている。平成一五年度の事業について触れておこう。（1）地域活動推進事業（ボランティア）（2）地域福祉システム推進事業―総要援護者数二八八名・総活動者数五六四名・見守り回数合計五万三三三五名。（3）共同募金配分金事業―一五年度実績額一六六万八五二三元。（4）老人クラブ・助成金九万円、障害児・者福祉費一一万円、児童青少年福祉助成金小中高と育成会三二八万三〇〇〇円、母子父子福祉費五万円等、歳末助け合い二四万七八〇〇〇円に達し、生活困窮世帯二八世帯に配分。（5）心配ごと相談所設置事業―五



鹿児島市社会福祉協議会郡山支部

名の相談員が一名ずつ交替で  
五一回開設、相談件数四三件。  
他に老人福祉センター管理事  
業・居宅介護等事業・高齢者  
生きがい対策事業・資金貸付  
事業・日本赤十字事業（実績  
一四〇万三九五円）、福祉運  
動会・シルバー人材センター  
等を実施している。

ボランティア活動について  
見ると、昭和五十四年度ボラン  
ティア登録団体は一六団体  
（親子会二・子ども会三・婦  
人会六・老人二・青年三）個  
人四名であった。同五十六年度からボランティア相談・登録カード制  
実施。

本町がボランティアコーディネーター設置事業に取り組んだのは、  
平成五年（一九九三）のこと。同六〇七年度、県教育委員会の「生  
涯学習ボランティア事業」の委託を本町が受け、町社会福祉協議会  
と連携しながら事業を推進した。ボランティアコーディネーターを  
決定、指導員一〇名を委託、ボランティア活動の場の開発やボラン  
ティア希望者の登録、実践活動の推進、情報の提供等に取り組む。

平成六年（一九九四）一二月現在のボランティア登録団体等は以  
下の通り。団体二五団体、個人一五名、団体の内訳は、老人クラブ

一三団体、それに、婦人会・母子寡婦の会・食生活改善グループ・  
宮脇壮年会・福助会・踊りグループ四団体・琴のグループ・民謡グ  
ループ。ボランティアの内容は、環境美化・史跡保存への協力・一  
人暮らし老人給食会での食事づくり・食後の余興・施設訪問・行事  
での介助活動等。他に、ボランティア育成講座開設。受講生は町内  
一円から幅広く参加を呼びかけ、約三〇名が参加した。

同七年度ボランティア指導員会開催、年二回の「ボランティア使  
り」発行。同一年（一九九九）二月ボランティア登録団体一八団  
体・個人四六名、計三二八名。同二年（二〇〇一）二月現在、登  
録者数個人六四名、二二団体、計五〇一名。

同一五年度の活動を見ると、派遣場所・人数①愛泉園二三〇名派  
遣②デイサービス二二〇名③あったかハウス四〇名④改善センター  
五名⑤パンダ館五名⑥ときわの家一名、合計四〇一名が参加した。  
他に①使用済み切手二〇七〇グラム②テレフォンカード二二二枚③  
書き損じハガキ八七枚を収集。さらにボランティアリーダー研修・  
ボランティアコーディネーター研修への参加、八〇歳以上独居老人  
誕生ハガキ二二三人へ送付。

同一六年（二〇〇四）二月現在、個人二八名・一六団体・二六七  
名と激減した。

### 第三節 社会保険

#### 1 戦前・戦時中の社会保険

## 医療保健制度

昭和初期から太平洋戦争勃発までの我が国は、急ピッチに戦時体制への切り替えを要請され、その間に各種の戦時立法が出された。なかでも昭和十三年（一九三八）四月の「国家総動員法」の公布は、直接間接的に国民生活に大きな影響を与えた。国民の生活は挙げて戦争目的遂行のために規制され、動員されることになる。

当時、都市も農村も保健状態は極めて劣悪であった上に、亡国病とさえ言われた結核の広範囲な蔓延によつて、このままでは国民の体位向上は望めない状態にあった。したがって人口の増加対策とともに保健対策を強化して、戦力の増強を図ることが課題であった。こうした背景の中で、戦時下にもあながらも社会政策の支柱とも言うべき健康保険制度やその他各種の社会保険制度が急速に整備されることになった。

まず国においては厚生省の外局として保険院が設置され、昭和十三年四月農山漁村を対象とする国民健康保険法が制定、翌一四年四月に昭和二年以来全面的に実施されてきた健康保険法の改正、非現業の職員を対象とする職員健康保険法及び船員保健法の制定。また、同一六年三月労働者年金保険法の制定、翌一七年二月に創設された職員健康保険を従来の健康保険と統合して内容の充実を図るための改正等が行われた。

本県は農業県であるため、県民の七割が国民健康保険の対象人口と推定され、かつ当時は極めて医療水準も低い状態にあっただけに、その実施は最も時宜を得たものとして期待されたが、ひとたび普及するとするや、低所得にあえぐ住民の保険料の負担や医療機関の不

足等によつて、国民健康保険組合の設立は容易に進まなかった。

昭和一六年（一九四一）当時全国普及率一〇割に対し、本県は九組合で五割にすぎず、全国最下位の状況にあった。同一七年度以降は国民健康保険法の第二次改正により国民健康保険組合の設立強化（一部強制設立）と組合への強制加入等が打ち出されるとともに、健民・健兵の国策の推進によつて、本県でも同一九年にはほとんど全県下に普及することになった（一三七組合、被保険者数一二四万人）。しかし、これらの組合は準備も浅く、国策により他動的に設立されたものが多かったので、空襲や敗戦による混乱に巻き込まれて組合の崩壊が相次ぎ、同二二年には一九九年当時の約半数にまで激減してしまつた。

## 健康保険

昭和二年（一九二七）、健康保険法の全面実施から同一三年までの二回、さらに終戦までに五回の改正をみたが、特に太平洋戦争中は飛躍的な発展を遂げた。我が国の保険制度は、同一六年度までに失業保険制度を除く医療・年金等の各制度について、一応その体系づけを終えたが、さらに当時の戦時国民総動員体制下の健民政策・産業政策に合致した総合的な社会保険施策を打ち出すことにより、同一七年二月に健康保険法は改正された。改正の主な内容は①健康保険と職員健康保険と統合規定する、②適用範囲は従業員が常時五人以上の事務所全部とする、などである。

健康保険出張所も年々増設されている。本県についてみると、昭和十一年（一九三六）三月末に適用事務所数一〇六九、被保険者数

一万五一六〇人であったが、同一五年三月末には一一九三事業所、一万九五三七人になっており、ほぼ全国並みの増加傾向を示した。しかし、一九年に入ると決戦非常措置要綱が実施されたため、事務所数も全国的に減少して約一三万（全国）となり、終戦時には事業所は九万、被保険者数も四二万人まで激減した。かくしてほぼ一八年頃までに一応拡充整備を終わった健康保険事業も、戦局の重大化に伴い資財及び人材両面に著しい不足を来すこととなり、それについて医療内容及び質量ともに低下し、現金給付についてもその実質的減価に悩む形となった。さらに本土が空襲の危険にさらされるようになってからは、医療機関や事務所も被災や地方への疎開が続出し、他方では被保険者や家族も次第に受診の機会を奪われていったので、保険の日常事務もほとんど麻痺状態に陥ってしまった（『県史・五』一三四九〜一三五四頁）。

## 2 戦後の社会保険

### 戦後の保険事業

戦時体制下に発展を遂げた我が国の各種社会保険制度も終戦と同時に完全な混乱状態に陥った。それだけに社会保険制度整備への要請も急速に高まり、それはやがて昭和二十一年（一九四六）三月の社会保険制度調査会の設置となって現れ、社会保険制度整備への端緒となったのである。この調査会は同二十二年一〇月には全国民を対象とする総合的な社会保険制度を目指した社会保障制度要綱案を答申するなど、保険制度の充実に大きく寄与した。戦時から引き継がれ

た諸保険制度（健康保険、国民健康保険、厚生年金保険）の大幅な改善とともに、戦後の保険制度を一段と充実させる形となる。

昭和三十三年（一九五八）一二月末国民皆保険を規定した新国民健康保険法が成立。健康保険事業は同二八年八月に改正（適用範囲の拡大、療養の給付期間の延長等）が図られたが、このため翌二九年度には、医療給付費の激増による大幅な赤字が社会的・政治的問題にまで発展することとなった。しかしその後厚生省の健康保険財政緊急対策要綱に基づく諸対策や健康保険法改正案が成立する（同三二年三月）。被保険者の予想外の増加等によって、保険財政は黒字となったが、同三七年度以降再び保険財政は悪化し、三九年度からは赤字が累積するようになった。ところで戦後の保険制度の進展において、特に重要な意義をもつものは、昭和三四年四月一六日に公布された国民年金法であった。老齢・障

表 7-30 国民健康保険事業推移  
加入者数等

	年度末		年度平均		年度末人口		国保加入率	
	加入世帯数	被保険者数	加入世帯数	被保険者数	世帯数	人口	世帯数	被保険者数
昭和50年度					2,122	7,711		
昭和51年度	1,294	3,704	1,289	3,718	2,143	7,783	60.38%	47.59%
昭和55年度	1,315	3,494	1,304	3,431	2,332	8,173	56.39%	42.75%
平成元年度	1,375	2,926	1,408	3,061	2,694	8,276	51.04%	35.36%
平成5年度	1,345	2,613	1,344	2,620	2,892	8,200	46.51%	31.87%
平成10年度	1,489	2,772	1,454	2,711	3,112	8,463	47.85%	32.75%
平成15年度	1,711	3,015	1,706	3,026	3,365	8,447	50.85%	35.69%
平成16年10月末	1,764	3,107			3,431	8,536	51.41%	36.40%

保健福祉課作成資料

害・母子援護の各年金の支出については同年一月から、拠出年金については三六年四月から保険料の徴収を行うことになったが、その後これらの制度は順調な歩みを続けた。

### 医療保険制度

世界で初めての医療保険制度は、一八八三年ビスマルクのもとでつくられたドイツの疾病保険であるが、我が国ではそのドイツの制度をモデルとして、大正十一年（一九二二）にブルーカラーを被保険者とする「健康保険法」が制定された。同法は戦後昭和二十二年（一九四七）から二十六年までに九回の法改正が行われている。受給率の上昇や一件あたりの医療費の上昇等によって、保険収支の赤字が続いたので、主にこの面の改善を目的とする法改正が続いた。

戦後の経済発展の中で、医療保険制度は再建され、同三六年（一九六一）には、原則としてすべての国民が職域、または地域の医療保険制度によってカバーされる国民皆保険体制が成立した。その後好調な経済に支えられて給付率の引き上げ、高額療養制度の導入等が行われた。しかし、昭和四八年（一九七三）に実施された老人医療費の無料化は、大量の社会的入院等を招き、高齢者加入割合の高い国民健康保険制度の財政を強く圧迫し、石油ショックによる経済・財政環境の悪化もあって、その後は同五七年（一九八二）の「老人保健法」の制定、五九年の退職者医療制度の創設等、国民健康保険の財政対策に振り回されることになる。

昭和五九年に健康保険の被保険者本人の一割負担導入、平成六年（一九九四）に入院時の給食の改革、同九年には被用者保険本人の

負担が二割引き上げられ、同一三年には高額・療養費制限の見直し、翌年には老人医療に原則一割自己負担導入、同一五年度からは被用者保険本人及び家族の入院の自己負担引き上げ（二割から三割）など、近年制度の効率化を目指した改革が相次いでいる。

医療保険制度は、老人医療費をはじめ、経済成長を上回る医療費の増加が続く中で危機に瀕している。危機打開のために、医療保険制度の改革が求められている。①老人医療費を公平に負担する新たな高齢者医療制度の仕組みづくり、②高齢者にふさわしい医療が効率的に提供される仕組みづくり、③生涯を通じた健康管理・健康増進の推進、などを課題とし、今後の事業に具体化することが検討されている。

### 国民健康保険と医療費・介護保険

国民健康保険（国保）は、いつ病気や怪我をしても安心して病院にかかることができ、加入者がお金を出し合い、お互いに助け合うことを目的とした制度である。それぞれの市町村が保険者となり、健全な運営にあたっている。

本町では表7-31の国保・老人保健医療年度別費用額でみるように、一般被保険者・退職被保険者の費用額は、ここ数年高い医療費で推移している。また老人保健医療は、費用額が毎年増加、着実に伸びてきており、医療保険の健全な運営に支障を来す影響を与えている。国保被保険者受給件数では、平成一一年度（一九九九）延べ受診件数が二万八〇〇〇件を超え、医科（入院・外来）の占める割合も全体の七九割に達している。

表7-32から表7-37は、平成8年度から一十一年度まで国民健康保険の医療費の状況を示したものである。一十一年度の一人あたりの医療費は、年間で若人は二七万八五八六円、退職した人は三三万一一〇三円、老人は九一万四八八八円となっている。さらに表7-32をみると、一般被保険者（若人）においては、受診件数、一人当たり診療費どちらも減少しており、表7-33の退職被保険者においては、受診件数は減少しているものの、一人あたりの診療費は増加している。また表7-34の老人被保険者においては、被保険者数、受

表7-31 国保・老人保健医療年度別費用額

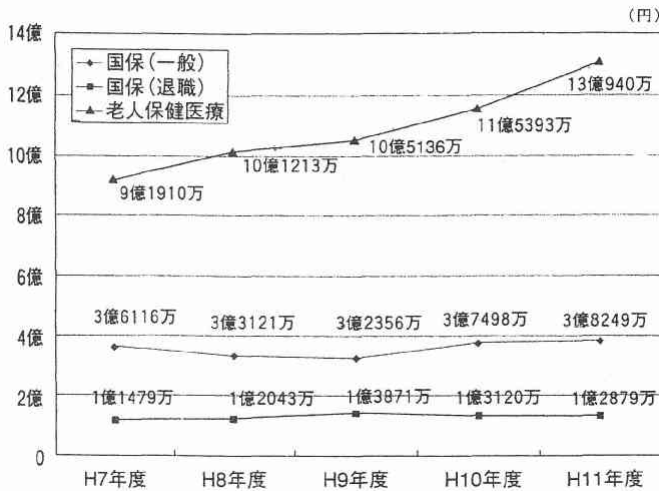


表7-32 医療の状況  
一般被保険者（若人）

	年間平均 被保険者数(人)	受診件数(件)	一人当たり 診療費(円)
平成11年度	1,373	9,636	248,618
平成12年度	1,334	9,312	266,228
平成13年度	1,329	9,203	271,333
平成14年度	1,309	8,131	223,726

表7-33  
退職被保険者等

	年間平均 被保険者数(人)	受診件数(件)	一人当たり 診療費(円)
平成11年度	389	4,736	296,131
平成12年度	419	5,152	326,908
平成13年度	436	5,226	302,373
平成14年度	427	4,555	368,857

表7-34  
老人被保険者

	年間平均 被保険者数(人)	受診件数(件)	一人当たり 診療費(円)
平成11年度	1,070	17,411	775,123
平成12年度	1,124	18,533	792,411
平成13年度	1,170	19,459	814,426
平成14年度	1,230	20,997	771,049

診件数が増加しているものの、一人あたりの診療費は減少している。鹿児島県の医療費は全国でも高い位置にあるが、郡山町は県下でも上位にある。その結果、同一三年度（二〇〇一）本町は、医療給付費等の伸び率の高い町として、県の指定を受けることになった。国や県の指導のもとに国民健康保険事業運営の安定化を図るため、健康教育・健康相談・健康診査、その他被保険者の健康増進等の健康づくり事業に本格的に臨むことになる（「健康づくり」については後述）。

表7-35 若人

単位：円、%

	平成8年度	伸び率	平成9年度	伸び率	平成10年度	伸び率	平成11年度	伸び率
国	176,140	4.1	177,416	0.7	180,194	1.6		
県	212,198	4.0	216,864	2.2	223,954	3.3	224,966	0.5
町	249,782	△2.5	240,924	△3.5	282,371	17.2	278,586	△1.3

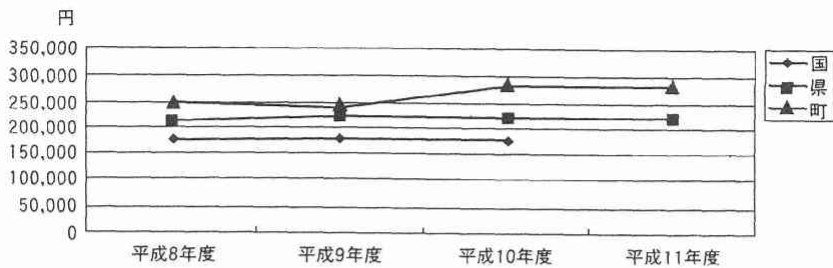


表7-36 退職

単位：円、%

	平成8年度	伸び率	平成9年度	伸び率	平成10年度	伸び率	平成11年度	伸び率
町	329,062	7.8	400,898	21.8	346,200	△13.6	331,103	△4.4

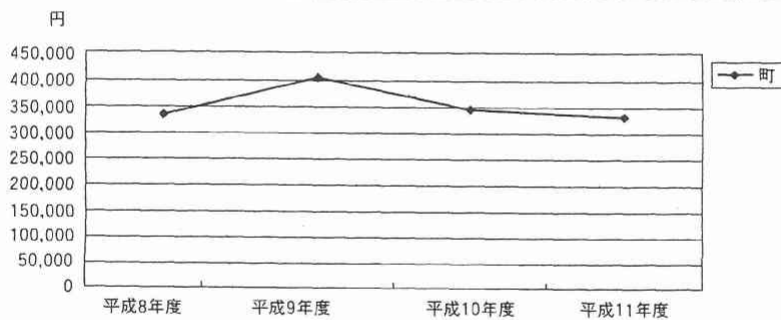
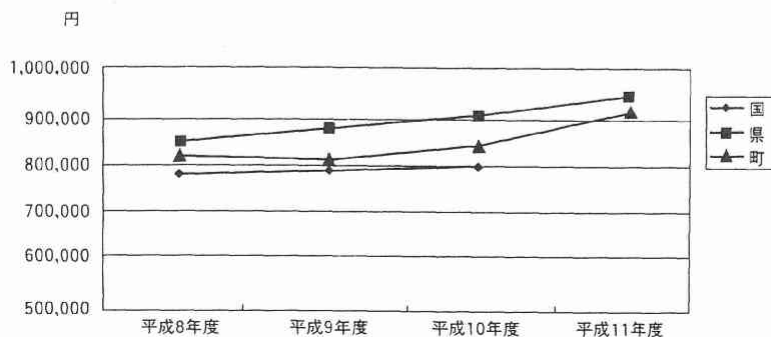


表7-37 老人

単位：円、%

	平成8年度	伸び率	平成9年度	伸び率	平成10年度	伸び率	平成11年度	伸び率
国	780,941	3.8	788,566	1.0	798,974	1.3		
県	845,602	7.6	874,322	3.4	904,365	3.4	947,859	4.8
町	818,876	5.5	809,990	△1.1	841,770	3.9	914,868	8.7



## 第八章 医療・保健衛生

### 第一節 医療

#### 1 戦前の医療

##### 医療体制の整備

薩摩藩では明治元年（一八六八）一〇月、洋漢両道の医院を建立（のち西洋医院と医院に分ける）し、翌年一二月には藩雇いの英国人ウイリアム・ウイリスが着任、西洋医学を広めることになった。

明治七年（一八七四）、鹿児島藩は西洋医学を採用した医制を發表、同一五年には県立鹿児島医学校を開校、付属病院を開業した。

このころ、県内にはコレラや痘瘡（天然痘）が大流行、人々にとつて大変な脅威を与えていた。同一九年には一六歳以下の県民には皆種痘を受けさせるようにして、実施者には戸長が証明書を交付することになる。その後も伝染病対策を進めることになる。

明治一五年（一八八二）には県立鹿児島医学校が開校、付属病院を開業した。医師については同一二年（一八八〇）、医師試験規則をつくり、開業医の申請によって県の免許状を授与するとともに、開業希望者に対して試験を施行することになった。その後さまざま規則等の整備、改廃がなされ、同三年（一九〇六）五月、医師法とともに歯科医師法が制定、施行規則も定められた。

助産師（当時は産婆と称された）に関しては、明治一四年（一八八一）四月医師産婆取締規則によって免許制となり、同九年（一

八九六）四月試験制度を導入した。看護師（看護婦）は同三〇年頃まではほとんど県内にはいなかったが、伝染病の流行により、県は各村より義務的に志望者を募り、同三二年度から看護婦養成事業を推進することになった。大正三年（一九一四）九月看護婦取締規則をつくり、看護婦は県の試験合格者または各種養成機関の修業者に限り免許を出すことになるが、翌年内務省令により、看護婦規則が公布される（県の看護婦規則廃止）。また、薬品営業並薬品取締規則が明治二二年に公布され、同年薬剤師試験制度導入と続く。こうして県内の医療体制は着々と整備されてきた（『県史・四』八六四～八六八頁）。

この頃の郡山村の医療事情がわかる資料としては、『日置郡誌』「衛生の部」のわずかな統計と次項の人物伝しか見出せない。大正一〇年「医師数五人、伝染病院一、患者室六、産婆一、鍼灸術四、墓地二三五」（七二頁）、「売薬商四人」（七五頁）

##### 戦前の医師

戦前の郡山村、嶽・有屋田地区の医療については、『（旧）郷土史・下』に掲載された医師の人物伝からその経歴を参照したい（一部には戦後の開業医も含まれている）。

##### ◇郡山龍仙

文政一二年（一八二九）九月一六日生。その才能を藩に認められ、医学修業のため長崎留学を命ぜられる。漢方だけでなく西洋医学をも修め、西俣の自宅で開業すると、郡山界限唯一の近代医者として多忙を極めた。明治二二年（一八九二）二月二八日死去、六一歳で



あつた。

◇前田利清

父は郡山龍仙の次男市袈裟で、前田家に養子となった。利清は大正一〇年（一九二一）長崎医学学校を卒業。県立病院に三年勤務した後、同一三年郡山麓で前田医院（内科・小児科）を開業する。郡山中学校発足時からの校医として一〇年間勤める。昭和五年（一九七六）一二月に八二歳で死去。

◇鬼丸喜代二

明治九年（一八七六）六月一〇日油須木に生まれ、鬼丸家に籍を入れる。明治三二年（一八九九）長崎医学専門学校卒業と同時に、上園で内科を開業した。同三六年から郡山尋常高等小学校及び常盤尋常小学校の校医を勤めるとともに、同四一年村会議員に当選すると、教育、土木、畜産、農業振興に努力し、上園や柿木平の架橋工事に関与を残す。昭和一一年（一九三六）二月七日に死去。

◇時崎彦太郎 時崎清二

彦太郎は、明治二〇年（一八八七）から同四〇年まで郡山麓で内科小児科を開業、六一歳で死去。

清二は熊本医専卒業後、大正九年（一九二〇）から郡山麓で時崎医院（内科小児科）を開業。昭和六三年に九七歳で死去。

◇鬼丸高教 鬼丸高寿

高教は熊本医専卒業後、大正八年（一九一九）郡山麓で内科小児科を開業する。昭和二八年（一九五三）死去。

長男の高寿は同一六年韓国慶北医科大学を卒業後、軍医となり、終戦後二年間ソ連に抑留される。帰国後の同二二年から二八年まで

鹿児島大学医学部に勤務、父の死を承けて内科、外科、レントゲン科を開業した。

◇宮田畷助 宮田正寿

畷助は明治一六年（一八八三）生まれ。長崎医専卒業後、同四〇年（一九〇七）から六五歳で亡くなる昭和二二年（一九四七）まで内科、小児科、産婦人科を下伊集院村の岳で開業した。医業の傍ら村会議員、郡会議員、県会議員を勤め、校区民から慈父のように敬愛され、没後に頌徳碑が建立された。

正寿は京都大学医学部卒業後、昭和二〇年から父の後に開業。同二二年から四六年まで下伊集院村村会議員、郡山町町議会議員を勤め、うち一四年間は議長の席にあり、町政発展に多大な貢献をした。

◇新山英利

満州医科大学卒業と同時に奉天市立病院に勤務、昭和一八年（一九四三）一月軍医に召集される。同二二年に引き揚げ、二四年に東俣で内科、小児科を開業する。町体育協会役員としても活躍した。

◇竹下久盛

郡山源一の次男として明治四四年（一九一一）出生。昭和一一年（一九三六）京城歯科医専卒業、翌年郷里郡山の上園で開業。地域医療に専念する傍ら、町内外各種の公職を歴任、また町議として町政発展に貢献した。議長在任中に急逝、町葬によって送られた。

当時の地方は専門病院が少なく、ほとんどの病院がすべての病気や怪我の治療をしていた。「郷土資料」に「往診の今昔」について、次のような様子を伝えている。

一、明治の末期より大正中期までは徒歩にて患者の家族が送り迎えをした。

一、大正九年頃から自転車にて昭和の五年頃まで往診された。また馬にて往診された医師もいた。

一、昭和五年頃より同二年頃までオートバイ、またはサイドカーにて往診した。

一、昭和二十七年頃から軽自動車及び自家用自動車にて往診、今日に至る。

### 戦時中の医療

戦時中は医師など医療関係者の減員や医薬品の欠乏などにより、医療事業は停滞した。医療行政はいわゆる健民健兵の戦力培養の面から重視され、昭和一七年（一九四二）二月には医療機関の分布の不均衡を是正し、医療の普及によつて国民体力の強化を図るために国民医療法が制定された。この法律は明治三九年（一九〇六）公布の医師法、歯科医師法及びこれに基づく勅令、省令並びに保健婦、助産婦、看護婦の各規則を時局の要請に即応しつつ体系づけたもので、医療制度上重要な意義を有していた。

そのうち医療施設に関するものは、施設一般の監督に関する規定と日本医療団に関する規定があつたが、医療団については国民医療法公布直後の同年四月の特別法人日本医療団令が公布された。そして同団は国民体力の向上に関する国策に即応し、医療の普及を図ることを目的として、医療機関の分布是正を目指す病院・診療所及び産院の経営、医療関係者の指導錬成などを主要事業としたが、まず

結核の予防撲滅を採り上げ、昭和一八年（一九四三）には地方結核療養所の統合などを行った。しかし戦局の悪化や特殊法人事業という内外の諸種の困難な事情に制約され、ついに予期の事業を行わずに終戦を迎えた。

### 2 戦後の医療

県下の医療体制は、戦後著しく進歩してきている。県衛生部資料によると、昭和元年（一九二六）病院数は二八で、同二年には三六の微増だったが、その後、同三年一四〇、三九年二〇一、五三年二五九、平成一五年（二〇〇三）二八二と増加してきている。本県の人口一〇万人当たり病床数は全国で第二位、九州で第一位となっている。

医師など医療従事者の数をみると、昭和三八年（一九六三）当時の県下の医師数は、人口一〇万人に対し八七人であり（医師一人当たりの人口二一五〇人）、全国平均の一〇九人に比べてかなり少ないのが分かる。県は医師をはじめ、看護師や保健師などの確保対策を講じることになる。

最近の日置地区一市八町の医療体制につ

表 8-1 医療機関及び従業員数

	一般医院	病床	歯科医院	薬局	薬剤師	保健師	看護師	助産師
昭和26	7	—	1	1	1	2	—	12
53	5	8	0	3	1	1	5	—
63	5	30	2	—	—	—	7	—
平成15	6		4	1	0	3	10	—

※ —は数値不明

『郡山村勢要覧』昭和26年10月、『郡山町振興計画』昭和54年・平成元年、『平成15年衛生統計年報』鹿児島県

いては、平成二二年（二〇〇〇）一〇月現在、病院数一九、診療所八一、歯科診療所四一、医師（常勤）は八五人（一医師当たり人口七〇人）、歯科医師一二三人となつている。なお、松元町以外は高額医療費市町村の指定を受けている（『日置地区の将来像等に関する調査研究報告書（案）』五八頁）。

本町における医療機関の推移をみてみよう。表8-1にある通り、昭和二六年度（一九五二）から医院数の増減は少ないが、歯科医院は増えている。

なお、本町在住者の通院先の調査によると（平成二二年）、四一人中二〇五人（四九割）が町内に通院しており、四四割が鹿児島市へ通院している実態である。『日置地区の将来等に関する調査研究報告書』鹿児島総合研究所、平成一四年、三六頁）平成一四年度に四〇歳以上を

表8-2 地域別受診状況

地域	入院		入院外		歯科		調剤		合計	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
郡山町	98	6.9	7,709	44.2	538	65.1	—	—	8,345	35.6
その他の日置郡	67	4.7	1,241	7.1	4	0.5	718	19.2	2,030	8.7
鹿児島市	1,180	83.2	8,232	47.2	274	33.2	2,923	78.1	12,609	53.9
その他の県内	69	4.9	189	1.1	9	1.1	69	1.8	336	1.4
県内合計	1,414	—	17,371	—	825	—	3,710	—	23,320	—
県外合計	5	0.4	53	0.3	1	0.1	33	0.9	92	0.4
合計	1,419	100.0	17,424	100.0	826	100.0	3,743	100.0	23,412	100.0

『郡山町老人保健福祉計画』平成15年3月、14頁

対象に行つた実態調査「地域別受診状況」（表8-2）をみると、本町では入院できる医院が一件しかないことを反映して、入院の八三・二割が鹿児島市に集中し、本町はわずか六・九割である。入院外は本町四四・二割、鹿児島市四七・二割となつており、歯科では本町六五・一割、鹿児島市三三・二割と町内が高くなる。入院・入院外・歯科・調剤の合計で見ると、本町三五・六割、鹿児島市五三・九割となり、本町外の受診割合が六四・四割となつている。

先の実態調査で年齢別の受診状況（平成一三年四月～同一年三月診療分）をみると、入院は「七〇～七九歳」が三八・二割と最も高く、「八〇～八九歳」二二・四割、「六〇～六九歳」一八・四割の順となつている。入院外も「七〇～七九歳」が四三・〇割と最も高く、「六〇～六九歳」一三・九割、「八〇～八九歳」一五・二割となつている。性別で見ると、男女とも入院・入院外同じく「七〇～七九歳」が一番多い。合計では六〇歳以上の受診が多く、入院の八二・七割、入院外でも八六・三割と高齢者が多くなつている。

国民健康保険団体連合会の疾病分類別統計表（平成四年五月診療分）によると、本県の疾病では循環器疾患が最も多く、全体の二三・四割を占め、以下消化器系疾患一八・四割、神経系及び感覚器の疾患一二・三割の順となつている。また、六五歳以上の高齢者についても循環器疾患が最も多く、同疾患全体の七一・七割を占めている。

本町では循環器の疾患が最も多く五〇七件で、全体の二四・一割、ついで消化器系疾患三六一件（一七・二割）であり、県合計の割合とほぼ一致している。六五歳以上の高齢者についても同年一〇月診

表 8-3 疾病構造 (老人医療対象者) (平成14年5月診療分)

疾病分類	入院		入院外		歯科	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
感染症及び寄生虫症	3	2.1	63	3.2	66	3.1
新生物	15	11.0	67	3.4	82	3.9
血液及び造血器の疾患並に免疫機構の障害	0	0.0	2	0.1	2	0.1
内分泌、栄養及び代謝疾患	10	7.0	146	7.4	156	7.4
精神及び行動の障害	13	9.2	26	1.3	39	1.8
神経系の疾患	5	3.5	21	1.1	26	1.2
耳及び付属器の疾患	1	0.7	234	12.0	235	11.0
耳及び乳様突起の疾患	2	1.4	29	1.5	31	1.5
循環器系の疾患	45	32.0	721	36.0	766	36.1
呼吸器系の疾患	10	7.0	87	4.4	97	4.6
消化器系の疾患	17	12.0	229	12.0	246	12.0
皮膚及び皮下組織の疾患	0	0.0	40	2.0	40	1.9
筋骨格系及び結合組織の疾患	6	4.2	209	11.0	215	10.0
尿路性器系の疾患	5	3.5	40	2.0	45	2.1
妊娠、分娩及び産じょく	0	0.0	0	0.0	0	0.0
周産期に発生した病態	0	0.0	0	0.0	0	0.0
先天奇形、変形及び染色体異常	0	0.0	0	0.0	0	0.0
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見でほかに分類されないもの	2	1.4	12	0.6	14	0.7
損傷、中毒及びその他の外因の影響	8	5.6	53	2.7	61	2.9
計	142	100.0	1,979	100.0	2,121	100.0

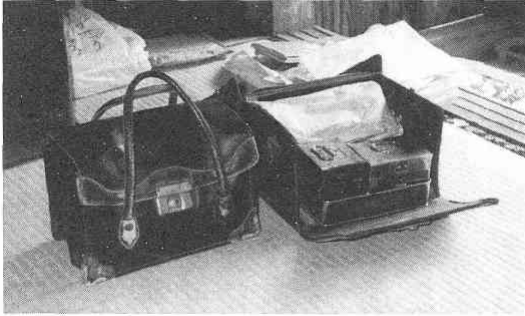
療分では循環器系の疾患が最も多い四一八件で、全体の七九・九割を占めている。  
表 8-3 は、国保老人医療対象者の疾病別の受診状況で、平成一

一四歳で入学、卒業後は助産院の開業が難しかったので、看護婦として鹿児島市内の病院や外地の看護婦として勤務した。戦後すぐ、資格を得るために、郡山尋常高等小から西千石町の助産婦講習会に

四年五月診療分である。入院では循環器系の疾患が四五件で、全体の三二割と最も高く、次に消化器系疾患一七件(二二割)となつている。また入院外でも七二一件(三六・四割)と循環器の疾患が多く、耳及び付属器の疾患二三四件、消化器系の疾患二二九件の順となつている。よつて入院・入院外の合計も循環器系の疾患が七六六件(三六・一割)と多く、一〇年前の数値よりかなり増えている。逆に消化器系の疾患は一〇年前より約五ポイント減つている。

次に、医療費の現状をみてみよう。平成一三年度(二年間分)の医療費の四要素(受診率・一件あたりの日数・一件あたりの金額・一人当たりの費用額)を年齢別にみると、受診率は入院・入院外・調剤とも上位は七〇歳以上の年齢層となつており、一件当たり日数は、入院外・調剤は七〇歳以上が多く、入院・歯科は若年層が多くなつている。一件あたりの金額も七〇歳以上の高齢者が多い。入院の平均額は四〇万八三四四円、入院外は一万八五八四円。一人当たりの費用額の平均は入院二九万四七四四円、入院外一八万七八七五円となつている。

なお、助産師について、明治四二年(一九〇九)生まれの松尾フク(里岳)から今回聞き取りを得られた。仕事上の経歴を記すと、「女の子にも手に職を」ということで、助産師



助産師の道具

里岳で助産院を開業すると、ベビーブームの到来で当時は忙しく、徒歩や自転車で大谷小校区一帯から小山田まで出向いていたという。その業務内容は、分娩だけにとどまらず、栄養指導、出産準備の指導、沐浴（生後一週間ほど）、出生届の作成・提出、カルテ作成などである。難産で止血などの医療行為が伴う可能性があるときは、あらかじめ宮田医院に急患の依頼をしておいたという。

ところが昭和四〇年代になると、産婦人科での出産が増えてきたこともあり、他の仕事をしながら、その妨げにならない程度で助産師を続けたとのことである。

表 8 - 4 診察料・分娩料

内容	昭和 8 年 (1932)	昭和 41 年 (1966)	昭和 44 年 (1969)	昭和 47 年 (1971)
初診料	1 円以上 (再診料 50 銭以上)	200 円	400 円	500 円
分娩料	7~30 円	8,000 円	13,000 円	20,000 円
沐浴料	-	250 円	400 円	1 週間分を上を含む

昭和 8 年は鹿児島市産婆会規定、他は日置郡助産婦組合協定表（松尾フク所蔵）による

中には母娘二世代の分娩に立ち会ったことも何度かあるという。九五歳ならではの豊富な記憶をたぐり、貴重な体験談を聞かせていただいたが、大正時代以降は町内に免許を持った助産師が数人いて、戦後のベビーブームを支えていたのである。

## 第二節 保健・予防

### 1 戦前・戦時中の保健衛生

#### 保健衛生行政

保健衛生は明治初期から県行政の一環として取り上げられ、明治二六年（一八九三）一〇月には警察部内に衛生課として設置されたが、その業務は主として、伝染病（現在は「感染症」とする）の防疫・屠畜・乳肉・食品業者の許認可及び事業の取締りに過ぎなかった。その後時代の推移と文化の向上により、業務は次第に警察の取締りから指導的助長行政に移行していった。しかし、戦時体制突入の中で、保健衛生行政の柱は戦力の培養の観点から国民の体位向上や出産奨励におかれることになった。

昭和一二年（一九三七）四月、保健所法が制定され、翌一三年一月には厚生省が設置されて、住薬内務省衛生局の所管であった保健衛生行政はすべて厚生省に移管された。これが一大契機となり、保健行政は本格的かつ積極的に発展することになる。

昭和一九年（一九四四）に入って国が従来の簡易保険健康相談所を県に統合し、保健所として発足する。同年一〇月から一一年にか

けて鹿児島（統合県立鹿児島保健所）・指宿・加世田・伊集院・出水・大口・隼人・志布志・鹿屋・西之表の一〇か所に保健所を設置し、保健所網の整備をみた。ただし、この頃は既に太平洋戦争の戦局が深刻となり、日本本土は空襲にさらされるなど国内事情が悪化していたため、保健所事務は軌道に乗る間がなく、ついに終戦を迎えたのである（『県史・五』一三七一〜一三七二頁）。

### 感染症の流行

明治一〇年（一八七八）の西南戦争のさなかから翌々年にかけて、鹿児島県ではコレラ、痘瘡（天然痘）などの悪性の感染症が流行して衛生当局を悩ませていた。同一二年のコレラは全国的なものとはいえ、その年の夏季にはいると俄然猛威を振るい、夏祭りなど大勢の人の集まりを一切禁止してその感染を防ごうとしたが、それでも本県の患者は二五〇〇余名に及んだ。同一四年（一八八二）の春には鹿児島市内にコレラが発生している。同一八年にも発生して、出水、鹿児島、谷山、川辺などに蔓延して、患者数五〇〇余名、うち死者二〇〇余名を出した。

あくる一九年には、痘瘡がかつてない大流行を示し、これはほとんど県下全部に及び、しかも翌年まで終息せず兩年の患者総数一万二〇〇名、死者四三五七名の多数に達した。同二三年（一八九〇）夏には、日置、薩摩、出水の各郡にコレラが流行し、翌年まで止まず、患者四二九名、死者二六〇名を出した。

明治二七年（一八九四）四月には、曾於郡大崎町に赤痢患者が発生し、たちまち県下に広がり、三ヶ月で二千余名の患者が出た。県

は七月三十一日訓令を発して、市町村に隔離病室、消毒薬、消毒器具などを用意するよう督促したが、八月に日清戦争に突入し、当局の懸命の活動も抗しきれず、同年中の赤痢患者数一万二〇九名、死者一四八〇名を出し、冬季になって漸く止んだ。しかし、同年に五年間姿を見せなかった痘瘡が再び広がり、二七年中の患者七四六名、死者二五六名という状況であった。

明けて二八年再び赤痢が広がり、患者数四四〇三名、死者八四〇名に及び、さらにコレラも広がる。この年のコレラ患者は五四七名、死者は三五七名に達した。

まさに戦争と感染症はつきもので、二七、二八両年にわたるこれらの感染症患者は実に一万五九〇五名、死者二九三三名に達した。日清戦争の銃後は出征軍人家族の援護慰問とともに、感染症との不眠不休の戦いでもあった。

県における衛生行政は、学務課に衛生掛があったのを、明治一三年（一八八〇）に独立した衛生課とし、同二三年には内務部第三課とし、同二六年には警察部に移して保安課の中に掛を置いたが、三〇年（一八九七）一月警察部衛生課として独立させてから、警察の権力と相まって衛生行政の浸透は飛躍的な進展を見せた。（『県史・五』一一七〜一一八頁）

### 衛生組合の結成

町村に関して明治一二年（一八九〇）一二月、内務省通達で衛生委員を置くことになった。衛生委員は戸長を助けて衛生事務にあたるが、その仕事は①衛生関係の布達等を町村民に伝達すること。②

衛生上の意見を郡長に具申すること。③伝染病及び家畜伝染病の予防、発生した場合はその届出。⑤種痘表の提出。⑥管内の医師、薬屋等の明細表をつくることなどである。県は翌一三年二月に設置方法や事務手続きを定め、衛生委員の選出を下令した。

この制度は明治一四年（一八八一）と一八年三月に若干の改正があり、改正後間もない一八年八月には廃止になる。戸長役場で衛生事務を執るようになったが、感染症の流行には役場吏員だけではとても防ぎきれないので、県は住民がらみの戦陣を張ることにする。すなわち衛生組合の結成である。

県は明治二三年（一八九〇）から衛生組合の結成を進めてきたが、感染症の大流行などがあって、容易に進展しなかった。結局、同二八年（一八九五）の四月、県令で衛生組合規則を制定、町村においては二〇戸ないし四〇戸をもって衛生組合を組織させることにした。組合は組合員の互選で正副組合長各一名を選ぶことにする。正副組合長はかねて井戸、下水、塵溜、便所などが不潔にならないように指導し、飲料水の適否の調査、種痘の励行、衛生思想の普及に努める。そしていったん感染症が発生した場合は、患者の家の交通遮断、患者の隔離等、必要な予防策を講ずることになった。

郡山では郡山衛生組合、花尾衛生組合、東俣衛生組合が結成され、活動を始めたが、明治三〇年の衛生組合規定の改正で、東俣、厚地、川田の三大字で東衛生組合を、残りの三大字で西衛生組合を創った。この両組合の規約が「郷土史料8」に残っていて、その組織と活動の概要を知ることができる。規約は全二八条からなるが、組合の活動事項は第四条に明記されているので、ここに引用しておこう。

第四条 本組合において実施すべき事項は左の如し

- 1 伝染病又はその疑いある患者ある場合は、各組合間互いに通報し、且患者をして速やかに医師の診察治療を受けしむること。
  - 2 平時及伝染病流行の時に於ける各自の予防衛生に関する事。並びにその事項を組合一般に普及せしむること。
  - 3 清潔方法、消毒方法その他の予防法法施行のこと。
  - 4 種痘普及のこと。
  - 5 飲料水の改良、井戸のふた、井戸の壁の改造並に下水の疏通に關すること。
  - 6 交通遮断又は隔離施行の場合において、飲食物その他の物品供給のこと。
  - 7 厩屋かおやの肥料溜ちりだめ、汚水溜、畜舎の改良に關すること。
  - 8 その他組合において必要と認むる事項。
- さらに、衛生知識を普及するために「衛生講話会」を毎年各組合ごとに開くこと。また「衛生会」と称する会を村主催で毎年春季に一回開催して、衛生に関する色々な事項を協議すること。そして「清潔検査」も行うことを明記している。

#### 避病舎

感染症予防については、県も色々な規則を作って対処してきたが、明治二七・二八年の赤痢・痘瘡・コレラの大流行の経験に基づいて、明治二八年四月県令第四七号をもってこれらを大成した「伝染病予防消毒取締規則」を制定した。そして「市町村立避病舎設置及避病舎事務取扱規程」を公布して、市町村は常設の避病舎を建設するよ

う訓令したので、この規程に基づいて、郡山村も避病舎を建設することになった。「郷土史料8」には左記の記述がある。

- 1 位置 郡山村大字郡山字門松
- 2 敷地 二二一八坪
- 3 建坪 二九坪―隔離室一〇坪 事務室六坪 その他一一坪
- 4 建築費 四七五円(八九五)
- 5 竣工日 明治二十八年九月三十日

この建物がどのくらい利用されたかは、資料がないのではつきりしないが、地元の人思い出では、昭和一七年頃の建物は廃屋のようであり、避病舎として機能する状態ではなかったという。戦後には解体され、常盤地区に移築して常盤診療所となったが、数年で医療業務を停止し、常盤保育園となった。

### 感染症予防対策

国、県、市町村が感染症予防対策を本格的に講じるようになり、次第にその効果が現れてきた。県全体をみると、明治一九年(一八八六)から二八年までの一〇年間の患者総数は三万一〇〇〇人を超え、その二八割が死亡していた。しかし、日露戦争をはさんだ明治三五年(一九〇二)から四四年までの一〇年間は、患者数六四一六人に減り、死亡率も二三割となり、さら

表8-5 郡山村死亡者年令別統計

		明治44		大正1		大正2		大正3		大正4		5ヶ年計	
1~5	男	31	54	19	33	15	31	31	61	37	63	133	242
	女	23		14		16		30		26		109	
6~10	男	1	2	1	2	1	2	2	3	2	2	7	11
	女	1		1		1		1		0		4	
11~20	男	6	12	0	3	2	3	3	5	4	7	16	31
	女	6		3		1		2		3		15	
21~30	男	5	8	4	5	3	7	4	9	5	8	20	36
	女	3		1		4		5		3		16	
31~40	男	4	5	3	5	3	3	1	5	5	9	16	27
	女	1		2		0		4		4		11	
41~50	男	6	8	4	4	1	3	1	3	0	6	12	24
	女	2		0		2		2		6		12	
51~60	男	6	10	5	13	8	10	6	7	5	8	30	48
	女	4		8		2		1		3		18	
61~70	男	11	15	1	7	9	15	7	15	7	14	35	66
	女	4		6		6		8		7		31	
71~80	男	5	10	9	17	9	16	3	8	7	11	33	62
	女	5		8		7		5		4		29	
81以上	男	4	11	2	7	6	10	3	7	1	4	16	39
	女	7		5		4		4		3		23	
計		135		97		101		124		128		585	

(「郷土史料8」)

表8-6 郡山村男女別平均年齢

	明治44	大正1	大正2	大正3	大正4	5ヶ年平均
男性	31.32	33.81	44.43	26.30	24.84	31.70
女子	32.38	42.69	37.19	29.65	29.93	33.86
平均	31.76	38.30	41.35	28.00	27.15	32.69

(同上)

に翌四五年から大正一〇年までの一〇年間は、前期の半分に近い三三六四人の患者で、死亡率も二一割に下がっている(『県史・四』八五七頁)。  
その一因には法整備が挙げられる。明治三〇年(一八九七)「伝染病予防法」が成立し、その事務が市町村に委任された。県は組合の単位を数十戸単位から大字単位に改正するよう勧告、また四月には清潔方法施行規定、一〇月には伝染病予防委員設置規程、伝染病



予防法施行細則も公布した。

明治三十三年（一九〇〇）の村の予算書をみると、四三円が計上されたが、決算は二三円で済んでいる。内容は消毒薬代一三円、種痘関係費一〇円である。翌三四年に感染症が発生し、臨時費として一七〇円九〇銭を支出したが、それは避病院費で、医師の日当が一円五〇銭、消毒夫一人五〇銭、運搬夫一人四〇銭、使丁一人三五銭など人件費二〇日分が組まれていた。同三五年度は避病院に看護婦室を建て増すのに四〇円と、その他の費用五八円六六銭が臨時費として支出された。三六・三七年度は経常費予算二三円五〇銭で済んだが、三八年度は臨時費で避病舎に建設費一一二円六八銭、伝染病院費に一二四九円八一銭七厘という多額の費用を支出した。臨時費予算に対して決算は八一円三三銭九厘の増をみたのは「伝染病患者多キニ抛ル」と付記にあるように、平常の年と異なり、多数の患者が発生していたからである（『旧郷土史・下』一二四～一二五頁）。

以上のように、行政当局は感染症対策に力を入れてきたが、明治三〇年代には国内で新たに結核患者が増えてきた。鹿児島県でも資本主義の発展、工業化の推進の中で、労働力として都市部へ流出した若い男女が罹患後に帰郷し、結核を伝播させることがわかってきた（『県史・四』八五九頁）。明治三七年には、はじめて内務省令で肺結核予防規程を出し、大正八年（一九一九）には「結核予防法」が發布された。

県の統計をみると、昭和二年（一九二七）の結核死亡者は一九一五人で、人口一〇〇〇〇人に対して一・二八人の割合となっている。その後も患者は増加の一途をたどる。県は同四年以来結核予防専任

の衛生技師を置き、予防法・治療法の民間浸透に努力するとともに、国公立の療養所を設置拡張するなどの対策に出た。

郡山村における肺結核による死亡者は、明治四四年が四人（男三、女一）、翌大正元年が三人（男二、女一）、同二年も三人、四年が二人となつているが、この五年間に急性慢性の気管支炎及びその他呼吸器の病気で死亡した数は六四人に達しており、おそらくこの中に肺結核の死亡者が相当数含まれているものと想定される。『旧郷土史・下』には「結核の伝染性は人々の知るところとなり、その死亡率がまた高いので、大変おそれられ、通学路に患者の家でもあると、子どもたちは大回りをして学校に行くものでした。人々は表向き結核であることをできるだけ隠すようにつとめました」（一二六頁）とのエピソードを紹介している。患者家族への深刻な差別と偏見の問題があつたことは間違いないだろう。

#### 死亡者調査

「郷土史料8」の統計によると、明治四四年（一九一一）から大正四年（一九一五）までの五年間の死亡者総数が五八五人であること、そのうち一歳から五歳までの乳幼児死亡者数が二四二人と全体の四一・四割も占めているのが分かる。異常な高率である（表8-5参照）。

一方で、人生五〇年といわれていた当時、六一歳以上の死亡者の数字が一六七人（二八・五割）というのも意外である。さらに八一歳以上の死亡者が三九人というのも驚かされる。なお、乳幼児の死亡率が高いので、郡山村の五年間の平均寿命は男性三一・七〇歳、

女性三三・八六歳となっている(表8―6参照)。「郷土史料8」には、ほかに「死亡者病名累年統計表」「死亡者季節累年統計表」「疾病調査」「種痘人員累年統計表」「<sup>(注1)</sup>壮丁身体検査累年統計表」「児童身体検査」、以上が記載されている。いずれも大正五年(一九一六)調べとなっている。

先の五年間で亡くなった人の病名についてみると、一番多かったのは脳膜炎の一四二人(男性八八、女性五四)、脳溢血、脳出血、脳腫瘍等七八人(男女とも三九)、気管支炎・気管支カタル等七三人、肺炎四七人(男二二、女二五)、胃病三二人(男一九、女二二)、老衰二三人(男八、女二五)、腎臓病一九人(男二二、女七)、心臓一六人(男女とも八)、肺結核二二人(男九、女三)などとなっている。

「疾病調査」の中の「伝染病累年統計表」をみると、腸チフス二名が大正四年に亡くなっている。「遺伝病統計表」によるとこの五年間に八名が亡くなっているが、そのうち「らい病」(ハンセン病)で亡くなった人が大正元年に男性二人、同三年にも男性一人とある。ちなみに鹿屋の国立療養所「星塚敬愛園」が設立されたのは昭和一〇年(一九三五)のことである。

「<sup>(注2)</sup>壮丁トラホーム及花柳病累年統計表」によると、警察区検診時のトラホーム受検人員が五年間に二四七人いて、うちトラホーム患者は四五人(一八・二%)となる。また、徴兵検査で受検した数二九一人中トラホーム患者一五人(五・二%)という数字が出ている。町内では、まず学校が児童生徒のトラホーム治療に乗り出した。明治三十六年(一九〇三)、郡山小にトラホーム治療器械購入費とし

て一〇円、南方小に同じく一二円を計上し、翌三七年に薬品代それぞれ三円を計上した。常盤小は一年遅れて三七年に治療器械一揃い五円を購入し、翌年から治療に当たっている(『(旧)郷土史・下』一〇〇頁)。

『県史・四』にも注目すべきエピソードが記されている。明治三九年(一九〇六)の徴兵検査において、強壯な体格をもちながらトラホームで入営できない者の数が、鹿児島県は全国で第二位ということで、同四二年三月に、県は知事訓令を以て壮丁のトラホーム及花柳病予防規程を公布して、強制的に治療させることになった。

『日置郡誌』には、大正一一年(一九一七)の徴兵検査によるトラホーム患者の郡内町村比較表がある。郡山村は受検人員七〇人中患者一人で一五・七一%、郡内一町村中第三位である。第一位は伊集院町の二一人中二四人の二一・〇五%、二位が串木野村の二二人中三七人で一七・四五%であった。

昭和にはいると、予防施策の徹底と相まって患者数は目に見えて減少していった。

(注1) 壮丁(そうてい)……ここでは満二〇歳の男子

(注2) トラホーム：眼病のトラコーマのこと。結膜の慢性伝染性疾患。

花柳病(かりゅうびょう)……性感感染症のこと。

### 戦時下の保健衛生

戦時下では戦争遂行のための健民健兵対策が重視され、昭和一五年(一九四〇)四月には「国民体力法」が制定された。各道府県では医師その他を動員し、同年には満一七歳から一九歳までの全男子

青少年の体力検査を実施し、かつ保健上必要な指導を行い、結核及び性感染症患者には、療養についての処置を命じた。また体力のない者には修練所等へ行くよう指示したりもした。太平洋戦争に突入する中で、兵力及び労力の需要が急増したので、とくに結核予防が重視されるようになる。同一七年二月、国民体力法を改正、結核罹患者の高い男子年齢層の体力管理を実施、年齢を二五歳まで引き上げ、また労務者に対しては年二回の体力検査を実施、体力管理の範囲を拡大した。さらに同一八年から女子青少年にも適用されている。

青少年の体力増強策に対応し、一般市民の側にも同一四年から春夏秋冬に国民健康週間が設定され、実践事項としてラジオ体操の実行・神社参拝・登山・各種体育会・武道会の開催、徒歩通勤・労力奉仕などが採り上げられた。

しかし、盛り上がりを見せた体力管理制度や実践運動も戦局の悪化で低調化し、空襲や本土防衛策戦闘の展開によって解消してしまっ

た。

戦時下の疾病予防事業はこれまで述べてきたように健民健兵対策が中心になって結局慢性の結核・ハンセン病・性感染症等の対策が主眼となって実施され、その他は医薬品の欠乏、人手不足などで格別みるべき事業は行われず、戦争末期までは異常な急性伝染病などの流行もみなかった。

## 2 戦後から町制下の保健衛生

### 行政と疾病対策

昭和二〇年（一九四五）四月、本土防衛の大部隊が本県に駐屯することになり、その夏から軍民間に赤痢や疫病が流行しはじめた。そして終戦になると、食糧危機その他生活条件の悪化にあわせそれが蔓延し、さらに海外からの復員や引き揚げの開始によって各種感染症が入り、急速に流行しだした。コレラも同一二年八月から九月までに一市五町村（鹿児島市・谷山町・伊敷村・佐多村・大根占町・枕崎町）で患者七四人（うち保菌者一人）が発生し、死者三四人を数え、一時は県下各地への蔓延が憂慮されたが、県及び関係市町村・諸団体による防疫対策の実施によって終息した。

ところが同一二年に日本脳炎が広く流行しはじめたため、同年七月に伝染病予防法の規定に基づき同病も伝染病と指定されたが、これを契機として急性伝染病に対する法的措置が一層強化された。二三年六月には予防接種法が制定、強制接種も実現するに至った。このような法制措置のほか、二四年五月にはこれまで衛生行政に寄与してきた衛生組合を廃止し、かつ地方駐在防疫職員を都道府県吏員に改めた。こうして急性伝染病予防事業は前進したが、同二九年には伝染病届出規則は廃止され、伝染病予防の改正があり、これまでは指定伝染病となっていた日本脳炎も法定伝染病として追加された。

なお、昭和四四年（一九六九）に発足した日置地区隔離病舎組合には、後年になって郡山町も参加したが、患者の激減に伴って平成一一年（一九九九）に組合は解散した（第一章第三節11参照）。

次に、結核予防事業については、昭和二六年（一九五一）三月に大正八年（一九一九）三月制定の結核予防法が全面的に改正され、結核予防体系の確立をみた。そしてその予防対策として、定期検診・

患者登録・感染防止・患者指導等が実施され、医療費についても公費負担制度が実施されるに至った。BCGワクチンの完成（昭和一八年）、予防接種の実施、ストレプトマイシン、パス等化学療法剤の出現（昭和二五年）、治療法の発達で結核患者も減っていった。

なお、『町報こおりやま』No.47（昭和三三年一月）には、結核健康診断の実施状況が四〇割という低い結果をふまえ、三二年度から健診の全額無料を挙げ、国や県では一〇〇割受診が目標で、郡内の他町村では八〇〜九〇割の成績だと紹介している。さらに結核患者の八割が罹患に気づかず働き続け、四、五〇歳以上の発病率が高いことを訴え、年に一度の健診を勧めている。

昭和二五年（一九五〇）には、かつて国民の死因別順位の第一位を占めていた結核が、脳出血にその座を譲り第二位となった。なお同三八年（一九六三）の全国一斉実態調査による本県患者数は約四万人と推計され、同年現在の各保健所所管の結核登録人員数は三万六八八三人を示している（『県史・五』一三九五〜一三九九頁）。

次に性感染症、いわゆる花柳病についてみると、終戦後、社会の混乱によって性感染症が急激に蔓延しはじめたため、GHQは昭和二〇年（一九四五）一〇月、政府に対し花柳病対策に関する覚書、さらに翌二一年一月に公娼廃止に関する覚書を発している。形式的には公娼制度廃止を打ち出したが、実際に大きな変化はなく、性感染症患者は増加の一途をたどった。同二二年の全国性感染症患者は前年の約二倍の四〇万人と推定されている。その後、売春防止法が三一年五月に制定、三三年四月に施行された。本県の性感染症別届出患者数をみると、三〇年をピークに激減している。

寄生虫病については、戦前は予防法として検便と駆虫薬の服用、便所、肥料溜の改善、野菜の洗浄などが奨励されてきた。しかし戦中は食生活の荒廃、駆虫薬の欠乏などのため、その蔓延は免れなかった。戦後には駆虫剤が出回り、経済、生活事情も好転する中で、駆除予防は著しく改善された。駆虫のため、煎じたまくり（海人草）を子どもの頃嫌々ながら飲まれた思い出も多い。昭和三四年には、回虫と十二指腸虫を対象にした全国的な予防運動が実施され、市町村を単位として定期的に集団検便と駆虫薬投与が行われた。

戦後注目されてきた成人病（現在は生活習慣病と名称を変更）について触れると、全国的に壮年期以降のいわゆる成人層で中枢神経系の血管損傷（脳卒中）、悪性新生物（ガン）、及び心臓疾患などで死亡する者が著しく増加し、その死亡率が死因の上位を占めるようになった。昭和三三年（一九五八）以降、厚生省は全国的に成人病予防週間を設定し、国民の成人病に対する知識の普及と予防思想の啓蒙に取り組んだ。本町でも二月一日から七日までを成人病予防週間に設定した。第一回の成人病集団検診を昭和三四年一二月に行った結果、受診者数三二八人中、血圧が最高一六〇以上の者二二〇人、一五九以下の者が二〇八人だった（『町報こおりやま』No.60）。

### 母子保健

昭和四〇年（一九六五）、「母子保健法」が制定され、それまで児童福祉行政のなかでされていた母子保健対策が保健行政のなかに組み込まれた。それ以降、母子保健は保健制度のなかで、すべての母子を対象に独自の機能を持つようになる。

母子保健施策は保健所と市町村保健センターを中心に、乳児や妊産婦の死亡率の改善や疾病予防を目的に実施している健康診査や保健指導を通して進められてきた。しかし、高齢社会は同時に少子化を推し進め、平成一六年（二〇〇四）の合計特殊出生率は一・二九まで下がり、その低下傾向に歯止めがかかっていない。少子高齢社会では、女性の労働力がより必要とされるようになることを考えると、子どもが健やかに生まれ育つための環境整備が欠かせない要件の一つになってきている。女性の就労と子育てを両立させる支援体制づくりの一環で、母子保健対策の充実が求められてきている。

平成六年（一九九四）少子社会の子育て支援策として「エンゼルプラン」が策定、実施されたが、同一一年（一九九九）一二月、「少子化対策推進基本方針」を決定「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）を策定するとともに、同一三年七月に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を決定し、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生み育てやすくするための環境整備に力点を置いた。

さらに従来への取り組みに加え、もう一段の対策を進める必要があることから、同一四年（二〇〇二）九月に「少子化対策プラスワン」を翌一五年三月には「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」を取りまとめ、七月には「次世代育成支援対策推進法」が成立、同法に基づき、本町では「郡山町子育て支援・母子保健行動計画」を同一六年九月に策定した。同計画は一七年度を開始年度として五年ごとに各種施策を推進することになった。

では、本町の母子保健を巡る現状がどうなっているかみてみよう。

まず本町の出生率は近年六〇人前後を推移している。平成一一年度（一九九九）～一五年度をみると五八人、六一人、五〇人、五四人、五〇人、五年間で二七三人が生まれている。年齢別出産割合では二五～二九歳が一六人で全体の四二・五割と最も多く、ついで三〇～三四歳が八五人（三一・一割）、二〇～二四歳が三八人（一三・九割）、三五～三九歳二五人（〇・九割）となっている。

一人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、国を上回っているもの県とは同率の一・六六（平成一一年）であり、人口を維持するのに必要な水準である二・〇八を大きく下回っている。また婚姻率は国、県を下回っており、出生率は減少傾向にある。母子保健の指標である妊産婦死亡率、幼児死亡率はともにゼロであり、死亡率についても近年改善傾向にある。

なお、乳幼児死亡率に関連して、昭和三三年（一九五八）一二月の役場資料「基礎調査書」三一頁に次のような記述があったので引用しておく。「本町の死亡者は乳幼児の死亡数が多く、二一・三パーセントとなり、その結果平均寿命がわずか五二歳となっている」。

さらに母子衛生計画では、「乳幼児の死亡を防ぎ、母体の健康を守る対策」として、①未熟児対策、②育児指導の強化、③乳児の定期検診、④妊婦の定期検診並に指導⑤ユニセフミルクの受給、⑥乳児用体重計の購入の六点と「家族計画の普及」が強調されている。

以下、主な母子保健事業をみてみよう

表 8-7 妊婦健診受診率

	受診率%
平成 10	84.3
11	78.1
12	104.9
13	97.3
14	91.2
15	99.1

町保健センター作成資料

う。

◇妊産婦健康相談：母子健康手帳交付時に妊婦を把握し、妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健対策を実施するための妊産婦健康相談を行い、妊産婦の健康教育、母子手帳の活用などとの周知に取り組んでいる。妊娠一週以内の届出の推移をみると、本町では昭和六一年度（一九八六）は四〇・九割であったが、平成一三年度（二〇〇一）は六三・一割まで上昇している。ちなみに、日置地区は六一・五割、県は五九・二割である。

◇妊婦健康診査：この診査は、妊娠中の定期検診の費用を一部助成し、受診を徹底させることとで、異常の早期発見、早期対応につながり、より安全な分娩と健康な子どもの出生を図るように取り組んでいる。

◇母子保健訪問指導・産後ケア事業：妊産婦・未熟児・低出生体重児・新生児・乳幼児などを対象に保健師・助産師などの他、町から委託された地域の母子保健推進員などが訪問し、家庭環境や住居の状態、経済状態、家族の協力状況等を把握し、個人にあった具体的な保健指導を行っている。

◇乳幼児健康診査：心身の発達・育児の上で最

表 8-8 乳幼児検診受診率

	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
3ヶ月児	90.0	95.6	100.0	100.0	100.0	98.3	90.3	92.5	91.5	94.2	100.0	96.1
6ヶ月児	86.8	95.7	95.5	96.9	95.6	83.6	90.4	89.1	93.6	94.4		
1歳児	100.0	89.5	89.1	100.0	96.1				96.4	93.0		
1歳6ヶ月児	93.1	93.9	96.3	94.8	92.6	90.4	88.4	89.0	87.0	97.0	95.4	96.1
3歳児	94.7	98.4	100.0	100.0	98.3	89.1	92.4	73.5	82.8	98.6	95.0	93.4

町保健センター作成資料

も大切な乳幼児期に成長・発達の確認を行い異常を早期発見し、適切な措置を講ずるために、健診を実施している。三ヶ月・六ヶ月及び一歳児健診は保健センターで実施、九ヶ月児健診は医療機関で実施している。受診状況は表8-8のとおりである。各健診の受診率は九五割前後と高い。

◇乳幼児歯科健康診査・フッ素塗布：一歳六ヶ月児・三歳児・二歳児・二歳六ヶ月児を対象に歯科検診及びフッ素塗布を保健センターで実施している。三歳児の虫歯有病者率は一五年度で三五・五割（全国二〇割、県三五割）で、日置管内においても高い数値を示しており、幼児虫歯予防事業の充実が課題となっている（表8-9）。

◇乳幼児健康相談・育児相談：乳幼児期の健康相談や母親の育児不安軽減のための育児相談を実施。参加者同士で交流を図るなかで、育児不安の解消を図っている。

◇子育て講演会・健康教室：子育てに関する講演や子育て体験発表、出産を控えた妊婦やその家族向けの教室等の実施。

◇育成医療の給付：身体に障害のある子どもまたは疾患を放置すれば障害を残すと認められる児

表 8-9 3歳児の虫歯有病者率の推移(%)

	S60	H2	H12	H13	H14	H15
町	65.1	70	49.1	38.5	36.3	35.5
県	60	65	40	35	35	35
国	55	60	35	30	30	30

町保健センター作成資料

表 8-10 育成医療費の給付(人)

	H10	H11	H12	H13	H14
町	0	4	0	2	3
地区	57	61	83	39	38

町保健センター作成資料

童に対して、確実に治療効果が期待できる場合に、県が医療費給付を行っている(表8-10)。

◇いじめ・不登校問題：いじめの発生件数は全国的に減少傾向にあるが、本町においてはここ数年問題となるようないじめは発生していない。

不登校(年間三〇日以上欠席)は、平成一〇年度(一九九八)〜一五年度の六年間に小学生六人、中学生八人の計一四人となっている。不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいう。本町では教育相談室等を開設して、相談やカウンセリングを行っている。また、各学校でも教育相談の充実を図り、不登校の減少に向けて取り組んでいる。

◇障害のある子どもへの支援：障害の早期発見、早期対応により一人ひとりの状態に応じた最も適切な支援をするべく医療・保健・福祉・教育の施策が相互に連携したシステムとして機能するようにさまざまな事業を展開。①障害児デイサービス事業、②ことばの発達に問題のある児童とその保護者に対する相談・指導・訓練、③在宅療養等に関する相談・各種福祉サービスの提供・援助・調整、④補助具や日常生活用具の給付、⑤障害児への就学相談、⑥学習障害児(LD)、注意欠陥、多動性障害児(AHDH)などへの教育的支援、⑦障害児受入の保育所・幼稚園に対する助成

**町子育て支援・母子保健行動計画**

平成八年(一九九六)に初の母子保健計画が策定されたが、当時

は母子保健事業が市町村に権限移譲されるに伴い、効果的な事業の推進のために、母子保健事業量の目標を定めたものであった。目標達成したのは、新生児死亡、妊娠週数「不詳」、虫歯罹患率、人口死産率であった。

平成一四年(二〇〇二)三月、先の「計画」を見直し、「健やか親子こおりやま21―郡山町母子保健計画」(二四〜一八年度)を策定。平成一五年七月に国は「次世代育成支援対策推進法」を成立させ、同法に基づき新たに市町村行動計画として「郡山町子育て支援・母子保健行動計画」を翌一六年(二〇〇四)一〇月策定した。計画期間は一七年度から二六年度までの一〇年間としている(二一年度までと二六年度までの二期)。

この計画の基本理念は以下の三項目である。

- (1) 未来を担う子どもが明るく健やかに成長できるような環境づくり
- (2) 子どもをもちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり
- (3) 子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できるように環境づくり

基本的視点は七項目。①子どもの利益を尊重する。②次世代の親づくりを図る。③利用者の立場に立つ。④社会全体で子育て支援を行う。⑤すべての子どもと家庭への支援を行う。⑥地域における社会資源を効果的に利用する。⑦サービスの質を向上させる。

基本的施策は次の一一項目である。①地域における子育て支援、②母性並びに乳幼児及び幼児等の健康の確保及び増進、③子どもの

心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子育てを支援する生活環境の整備、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥子どもの安全確保、⑦児童虐待対策の充実、⑧ひとり親家庭の自立支援の促進、⑨障害のある子どもへの支援、⑩配偶者等からの暴力に対する対策の充実、⑪子育てに対する経済的支援。

母子保健に関連した二項目について若干引用しておこう。前文には次のように記されている。「これまでの母子保健対策の成果（妊産婦死亡率、新生児・乳幼児死亡率等の指標の改善や妊産婦・乳幼児健診受診率の向上）を維持し、新たな課題として顕在化してきている低出生体重児の増加や一〇代の妊娠中絶、性感染症の問題、児童虐待に関する通報の増加等への対策として、町民や関係機関・団体が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めていく」。

具体的な課題としては七項目あり、①妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保、②子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減、③食育の推進、④思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、⑤小児保健医療水準の維持、⑥小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、⑦不妊治療対策の充実。

以上、この計画は次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としている。

このため、この計画は行政の役割を念頭に作成しているが、家庭、地域社会、企業、職場等、子育てに関わる各種団体などがそれぞれの立場に応じた役割分担と連携を図り、社会全体で支援していくこ

とが強調されている。

### 老人保健

老人保健法は、昭和五七年（一九八二）八月、「国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、以て国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ること」（第一条）を目的として制定され、その後、老人保健対策は、老人保健法で行われることになった。

同法による老人保健事業サービスは表8-11のとおりである。まず、実施主体は町となっており、対象年齢は保健事業が四〇歳以上、医療等については七〇歳以上の者、あるいは六五歳以上七〇歳未満の寝たきり老人などとなっている。

保健事業は①健康教育、②訪問指導、③健康相談、④機能訓練、

⑤基本健康診査、⑥ガン検診、⑦健康手帳の交付、⑧医療等がある。

◇健康教育：心身の健康についての自覚を高め、心身の健康に関する知識を広めるために健康教室等を開催。高脂血症、高血圧、糖尿病、喫煙の領域で個別の健康教育の実施、平成一五年度の一一九回、三五二八人が参加、健康・食生活のあり方など関心の高さを示した。

◇訪問指導：四〇歳以上の者で、疾病や負傷などにより家庭で寝たきり状態にある者、またはこれに準じる状態にある者に対して保健師、または看護職が訪問し、本人や家族に指導や助言を行う。

平成一五年度は総計七五五人、延べ人員一三二七人であった。

◇機能訓練：疾病や負傷、及び廊下等のため心身機能に支障がある



四〇歳以上の者で、治療終了後も継続して心身の機能を維持回復するために訓練が必要な者に対して行う。当初は老人福祉センターで行っていたが、平成元年度から中央構造改善センターで、また平成一〇年から二月以降は保健センター完成に伴い、同センターで開催。

◇基本健康診査：四〇歳以上の者を対象にして、疾病の早期発見、早期治療を目的とした健診であり、受診者のなかでは高血圧症の放置や高脂血症での要指導者など、生活習慣病のハイリスク者も多いため、即、訪問指導対策となる場合も少なくない。ちなみに、平成元年度受診者数は一〇三七人、受診率は三九・四七割。平成元年から四年度までの平均受診率は四一・一割、平成一三〜一六年度の平均受診率六六・四割と受診率は二〇割以上アップしている。

◇がん検診：がんの早期発見及び早期治療を目的に四〇歳以上の住民を対象に、胃がん検診及び肺がん検診など、三〇歳以上の女性を対象に子宮がん検診及び乳がん検診を実施している。がんの検診の実施状況は表8-12のとおりである。受診率が最も高いのは大腸がん検診で、過去の年間平均が六七・五割となっており、胃がんは四九・九割、肺がんは四〇・一割である。なお、大腸がん検診は平成三年度に試験的に実施され、翌四年度から全対象者（三三五〇人）へ通知し、事前説明会、検診

表8-13 健康手帳の交付状況

区分	H11年	H12年	H13年
70歳以上	144	151	133
65～69歳	10	5	8
医療受給者以外 (40～69歳)	109	178	271
計	263	334	412

保健センター作成資料

表8-11 老人保健事業サービス

			H15
健康教育	集団	回数	119
		人員	3528
	個別	高脂血症	回数 実人員
訪問指導	総計	実人員	755
		延人員	1327
	独居・閉じこもり高齢者	実人員	232
		延人員	493
	処遇困難・介護家族等	実人員	128
		延人員	293
	要指導等	回数	395
人員		541	
健康相談	総計	回数	92
		人員	1344
	総合	回数	86
		人員	1302
	重点	回数	3
		人員	17
	介護家族	回数	3
人員		25	
健康度評価		回数	
		人員	571
機能訓練	基本型	実施箇所数	—
		回数	—
		実人員	—
		延人員	—
	地域参加型	実施箇所数	2
		回数	35
		実人員	601
		延人員	676

町保健センター作成資料

表8-12 健診・検診の実施状況  
(平成16年度)

健診・検診の種類	受診率%
基本健康診査	69.8
胃がん検診	53.7
子宮がん検診	46.1
乳がん検診	39.5※1
肺がん検診	32.8
大腸がん検診	66.0
前立腺がん検診	※2
肝炎ウイルス検診	20.5
腹部超音波検診	※2
胸部レントゲン検診	26.4

町保健センター作成資料

※1 乳がん検診は隔年実施により、平成15年度の数値を挙げた。

※2 両検診ともにオプションにつき、対象者を計上していない。

ともに町を四地区に分け巡回して行った。受診率は初年度としては高く、三三・四割であった。肺がん検診も平成三年度から実施されている。

◇健康手帳の交付：同手帳は健康診査の記録、その他の老後における健康の保持のために必要な事項を記録するものとし、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付される。

### 高齢者等の健康づくりと生きがいづくり

平成一三年（二〇〇一）一月一日現在において「高齢者保健・福祉」に関する実態調査の集計・分析によると、一般高齢者調査対象者一五八六六人、若者調査対象者五四二人の計二二八人の健康に関する状態は、次のとおりとなっている。

一般高齢者・若者ともに「たいした病気や障害もなく普通の生活」が最も多く（高齢者四二・八割、若者六八・八割）、次に「病気・障害はあるが日常生活は自立し外出も一人で行ける」は一般高齢者四一・八割、若者一六・八割。「大変健康」が一般高齢者五・〇割、若者一二・五割となっている。

なお、「平成一〇年度高齢者保健福祉実態調査」（高齢者一般調査対象者一六六一人、若者一般調査対象者四〇〇四人の計二〇六五人）をみると、「二三年度実態調査」と同じような結果が出ている。高齢者一般で「外出一人で可」（四〇・八割）、「大変健康」（六六・七割）と続き、若者一般では「大変健康」（一九・一割）、「外出も可」（一五・一割）となっている。

先の平成一三年一二月実施の「実態調査」の中で、「高齢者の生

きがいに関する意識」を尋ねた調査（一般高齢者調査対象者一四九九人）では、第一番目が「人とのつきあい」四〇・一割、第二が「働くこと」三九・四割、ついで「趣味の活動」二四・六割、「買い物等」二四・二割、「孫の世話」二三・九割、「老人クラブ活動」二〇・〇割となっている。

七五歳以上の後期高齢者九七一人に回答してもらった「高齢者健康指導調査（平成一三・一四年度実施）」によると、第一に、「配偶者がいる」人は四九・九割（男七二・二割、女三五・六割）、第二に「二人暮らし」が二二・八割（男九・九割、女二九・九割）。

### 老人保健福祉計画

本町では、三度「老人保健福祉計画」が作成されている。最初は平成六〜一一年度を目標年次とする六ヶ年計画、ついで平成一二年（二〇〇〇）三月策定の「郡山町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」。そして、平成一五年三月「郡山町老人保健福祉計画―平成一五年度〜一九年度」である。

第三次の「計画」は保健・医療・福祉の連携を図り、子どもから高齢者まで、住民誰もが健康でゆとりある生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの理念と相互扶助の精神を基本として、老人保健福祉サービス事業の供給目標等の設定をしている。

本町の「老人保健福祉計画」の基本理念は以下の通りである。

(1) 住み慣れた地域社会で生活していくための支援体制の確立  
(在宅介護の支援)

(2) 健康で生き生きした生活を送る支援体制の確立（保健予防・

啓発の推進)

- (3) 介護保険制度を補完するためのサービスの充実・拡大  
 (4) 明るく活力に満ちた高齢化社会を目指し、高齢者が積極的な役割を果たすための支援体制の確立(高齢者の社会参加)

老人保健福祉サービスの供給目標・考え方として、①生活支援・介護予防事業、②生きがい対策事業、③家庭介護者支援事業、④地域ケア対策事業、⑤老人保健サービス、⑥施設サービス、以上六つの事業・サービスの目標を掲げ、基本的な理念や優先事業、重点事業等について記載し、さらに在宅福祉サービス、施設サービスの具体的な整備目標が設定されている(『郡山町老人保健福祉計画』平成一五年三月、四頁・八三頁)。

他に①高齢者等の健康づくりと生きがいづくり、②高齢者等の住みよいまちづくり↓公共施設等の整備、交通機関と初回手段の整備、住宅対策、③高齢者の安全確保策↓交通安全対策、防犯・防災対策、消費者対策、徘徊老人対策、④人材の育成と確保↓人材の養成研修の推進、痴呆介護研修の推進、ボランティア活動の支援、⑤行政等の体制↓総合相談・サービス情報提供・苦情相談体制の整備、広報体制の整備、在宅介護支援センターを中心とした地域ケア体制、行政内部での関係部門との連携体制。

なお、「老人保健福祉計画」は平成一四年(二〇〇二)八月一日に同計画策定委員会が設置され、協議の末、計画が策定されている。「委員会設置要綱」によると、委員会の委員は一五人以内で組織され、町長が委嘱することになっている。構成メンバーは①議会議員、②医師会、③公民館運営連絡協議会、④婦人会、⑤社会福祉協議会、

⑥民生委員協議会、⑦老人クラブ連合会、⑧老人福祉施設、⑨在宅介護支援センター、⑩ホームヘルパー、⑪保健推進員、以上であり、会長、副会長を置くことになっている。委員の任期は平成一五年までとした。

保健推進員

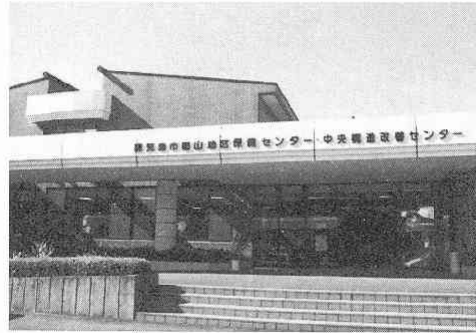
昭和五九年(一九八四)一月、本町は保健推進員(以下「推進員」と略す)を設置する。推進員は「町民の健康に関する諸問題の把握並びに推進員としての必要な知識を修得し、地域における保健活動を通じ保健知識の向上を図り、町民の健康の保持と増進に寄与することを目的」(「町保健推進員設置要綱」『町例規集』三五三二頁)としている。

- 目的達成のために五点の業務を行うことになっている。
- (1) 保健に関する知識の向上を図り保健活動を推進する。
  - (2) 町が行う保健事業の制度普及周知に努める。
  - (3) 地域における保健活動を通じ、町民の健康生活増進のための問題発見者であり、また情報提供者となる。
  - (4) 各種予防活動の協力
  - (5) その他健康の推進に関し必要と認められる事項
- 推進員は各自治公民館の推薦者を以て組織し、町長が委嘱することになっている。基準は二つで、家庭婦人であることと、機密を守り、責任感のある者となっている。任期は二年。

## 町健康センター（中央構造改善センター）

平成一〇年（一九九八）二月、

町民の健康づくりを総合的に推進する拠点として、健康センターが設置され、四月一日オープンした。総床面積五九九・三九平方メートル、総事業費一億三九六万三〇〇〇円。財源内訳は国庫補助金九二二三万八〇〇〇円、地方債三二六〇万円、その他一五二万五〇〇〇円。同センターは、次の業務を行うことになっている。



中央構造改善センター

- (1) 健康づくりの推進と保健活動の育成に関すること。
- (2) 健康相談、健康教育、健康診査、機能訓練等の実施。
- (3) 各種検診及び予防接種。
- (4) 食生活改善
- (5) その他町長が必要と認めた業務

施設内容は、待合ホール、事務室、集団指導室（機能回復訓練室）、和室、玄関ホール、診察室、営農相談室、調理実習室、小会議室、検査室、トレーニング室と多機能に分かれている。

## 町健康交流促進財団

平成一〇年（一九九八）四月二六日、「スパランド裸・楽・良（ら・ら・ら）」の施設運営をはじめ、健康づくり、文化活動を通し

て、地域内外の交流促進等を目的とした財団法人郡山町健康交流促進財団（理事長池山泰正町長）の発会式が行われた。

関係者八〇名が出席、池山理事長は「この財団は行政職を排除して、より民間的手法に近い運営を目指し、スポーツレクリエーション交流、町民の健康づくり、生涯学習の推進等を進めていきたい」と式辞で述べた（『広報こおりやま』No.414）。



スパランド裸・楽・良

財団の事業計画は、①スポーツレクリエーションの交流、②体力・健康づくりの支援、③能力開発、④文化活動、⑤地域資源活用、⑥まちづくり推進に資するための講演会・研究会、⑦コミュニティ活動の形成と生涯学習等の推進、⑧本町が委託する総合運動公園・温泉活用型施設の管理運営及び公共公益施設の有効活用、⑨その他目的を達成するために必要な事業、以上である。

## 【参考文献】

『(旧)郷土史・下』『郷土史料』『日置郡誌』役場行政資料『広報こおりやま』『町例規集』保健センター資料「管内福祉の概要」鹿児島県福祉事務所 郡山町社会福祉協議会資料、『保健福祉行政の概要』県保健福祉部『県史四・五』

## 第九章 保安・消防・災害・防災

### 第一節 警察

#### 1 戦前の警察

##### 制度の変遷

明治一〇年（一八七七）四月、政府が鹿児島県の警察官を全員免職にするという出来事が起こった。理由は警察官が西郷隆盛に味方し、兵器を以て官兵に反抗し、本来の職務を放棄したからであった。その後、東京から警視局長が来て警察事務を執り、鹿児島県警視出張所が設置され、西南戦争後の治安回復が進むにつれて、各所に警視分署を置いた。同年七月二十四日、川田に川田村警視分署が設置され、郡山郷六ヶ村に小山田村、比志島村、川上村を管轄した。同日伊集院には伊集院警視分署が設置され、署長は警部補、その下に八五人の警官がいて、伊集院、市来、日置、吉利、永吉、串木野の六郷を管轄した（『旧郷土史・下』二四〇頁）。

しかし、十一月一日にはこの制度が改正され、県内に二六警視署を置くと、郡山は鹿児島市に置かれた下方限警視署の管下に入った（同前、三二六頁）。さらに、翌年一〇月には県内を一〇警察署と一六分署に分け、鹿児島警察署下の伊集院分署下に入った（『県史・四』四八九頁）。同二三年には加世田警察署の市来分署下に置かれるなど変遷を経て、同二〇年（一八八七）一月一日をもって市来警察署伊集院分署時代となり、その下に

第七区上神殿巡查駐在所（受持区域は上神殿、下神殿、桑畑、嶽）  
第一四区郡山巡查駐在所（郡山、西俣、油須木）

第一五区東俣巡查駐在所（東俣、川田、厚地）  
等の巡查駐在所が置かれた。

なお、「郷土史料8」には「郡山・東俣巡查駐在所ともに明治二三年（一八九〇）に創設せられたるものなり!!」との記述がある。明治三〇年（一八九七）四月一日、伊集院分署は警察署に昇格。

同警察署は改築することになり、大正一一年（一九二二）一月起工、翌年四月一日竣工したが、その場所は伊集院小学校の下にある銀天商店街の中央付近（NTTのビルがある）だった。関係七か町村には寄付が要求され、その総額は三〇〇〇円、伊集院町は地元ということ、そのうち一〇〇〇円と官舎敷地九〇坪を提供し、郡山村の寄付額は三八〇円であった。総工費はその寄付金を含め、一万九六四五円であった（同前、二四〇～二四二頁）。

庁舎の建坪は本館四九・五坪、留置場六坪、武術室一三坪、半鐘台一基、官舎一九・五坪、その他となっていた（『伊集院町誌』三七二頁）。

##### 東俣駐在所の立地

前述の伊集院警察署は、東俣巡查駐在所の立地に最適として、大淵脇勘四郎の隠居所の借用を依頼、昭和一七年（一九四二）まで使っていた。一五・二五坪の藁葺き家の家賃は、大正年間月三〇銭、昭和七、八年頃は月七〇銭だった。明治末期の巡查巡回の服装は、制服のズボンに脚絆をして草鞋履きだったとある（『旧郷土史・

## 2 戦後の警察

昭和二〇年代に二回警察法の改正があった。昭和三年（一九四八）三月、改正警察法の施行により新警察制度が発足した。従来の警察は自治体警察（県内三〇）と国家地方警察（県内二〇）の二系統になった。

伊集院町が自治体警察を設置して伊集院警察署と称したので、以前の伊集院警察署は国家地方警察署としての日置地区警察署と呼ぶことになり、郡山は上伊集院、下伊集院、日置、吉利、永吉の各村と共にその管轄下に入った。

昭和二六年（一九五一）六月、警察法の一部改正によって、同年一〇月一日伊集院警察署は廃止され、伊集院町も日置地区警察署に統合された。同二九年八月一日をもって日置地区警察署はまた伊集院警察署と改称された。

昭和三〇年（一九四五）四月一日、永吉村が伊作町と合併して吹上町となり、同年一月一日吹上警察署の管轄に編入される。日置村と吉利村も合併し日吉町と改まる。翌年下伊集院村が分割し、周辺の町村と合併したので、その一部は串木野警察署管轄に編入された。同三五年には上伊集院村が松元町として発足したので、伊集院署の管轄は、伊集院、日吉、松元、郡山の四町となった（「郷土史資料1」）。

現在の派出所は伊集院駅前派出所の一つで、駐在所は伊集院町表

生田、同下神殿、日吉町日置、同吉利、松元町松元、同上伊集院、そして郡山町郡山と東俣の八ヶ所である。

○郡山駐在所の改築：昭和四七年（一九七二）、国道三二八号のバイパス要地に駐在所が位置しており、老朽化していたので、県単事業として一五畝南の土地（敷地面積三三〇・三五平方メートル）に、工費二六〇万円で施工され、翌年三月二三日に完成した。

木造平屋五九・六平方メートル、単車倉庫付だった。

郡山町駐在所は、都市整備計画より、移転を余儀なくされ、平成一六年二月一日、賦合の十文字交差点門から、上園のJR裏に移転、周辺の住宅に馴染む、木の暖かみある建築となっている。

○東俣駐在所の改築：

旧駐在所は昭和一七年に新築移転して以来、老朽化し、駐車場も



東俣駐在所



郡山駐在所

なかつたので、同四七年度県単事業として旧駐在所から北に約一〇〇坪の東俣字川原崎の町有地（二五七・四平方メートル）に工費二六二万円で建設した。翌四八年三月一五日完成。木造平屋建五九・六平方メートル（県有地）で、借地料は年一万五〇〇〇円を県が町に支払っていた。

○山小屋風の東俣駐在所完成

二六年間にわたって、地域に親しまれてきた東俣駐在所が、建物の老朽化に伴い、東俣消防車庫前に新築移転した。

新しい駐在所は、平成十一年一月二六日に完成し、木造平屋建て約三二坪で、地域の特性や周囲の景観にマッチした「山小屋風」に造られている。また、相談室も設置され、事務所入り口は段差のないスロープになっており、住民の利便を考慮した設計になっている。

防犯対策

表9-1で過去三〇年をみると、本町内では窃盗が多い。

また、近年全国的に子どもの安全が脅かされる事件が相次いでいることから、町内にも「子ども一〇〇番の家」が一四、五件設置されており、登下校や地域での社会生活の安全確保に一役買っている。

表9-1 町内犯罪件数

	粗暴犯 ※1	窃盗犯	知能犯 ※2	風俗犯 その他
昭和53	2	10	—	1
63	4	10	1	
平成10	—	3	1	1
15	1	11		2

※1は傷害・恐喝等。2は横領・詐欺等。  
『鹿児島県の犯罪』鹿児島県警

第 一 節 消 防

1 戦前の消防組織

戦前のわが国の消防組織は、明治二十七年（一八九四）五月の「消防規則」に準拠して、県会により規定された公設消防組制度が町村の負担によって維持されてきた。

明治三十六年（一九〇三）、県では指定された公設消防組の数は五〇組であったが、昭和一〇年（一九三五）に一三三組、組員八〇〇〇人と増加した。他に公の規則によらない私設消防組は、同一〇年末現在六百数組、組員役三万人を数えた。そのうち婦人消防組二七組、二八〇〇人を含んでいる。諸経費は町村各集落の寄付によるものであった。

『（旧）郷土史 下』によると、「消防は古くから部落や村の二才衆の受持で、それが青年会等に引き継がれ」という。さらに「郡山にどれだけの消防組ができたか正確なことはわかりませんが、各大字ごとに存在したのではないのでしょうか。それらはしかし私設消防組です。大正二年（一九一三）に民間から腕用ポンプ二台の寄贈があったということですが、それは郡山麓地区の消防組に対してであったでしょう」（二四三頁）との記述がある。

大正三年（一九一四）に郡山一村を一つにした消防組ができた。その後同一五年五月一日の村議会に、村長木場貞義は「公設消防組設置三関スル諮問案」を提出するが、否決されている。

その約二〇年後、昭和八年（一九三三）二月九日、伊集院警察署

長は郡山村長宛に「消防組予算編成方ノ件」という公文書（第三五三号）を出した（「役場資料23」）。口語体に変えて引用すると、「消防組については例年どうなったか照会しているが、今度、本県警察部長より公設消防組のない町村はこの際設置するよう命があったので、消防組規則、同施行細則並びに別紙予算案等により、昭和八年度予算に計上し、町村議会に提案可決していただきたい」というもので、予算案が具体的に付記されている。

「警備費 金一七八円一銭也

内訳 組頭一名 小頭二名 消防手四〇名

1、手当金三七円五〇銭（当分年手当ヲ支給セズ） 演習二回

火災一回出場手当 組頭小頭ハ一回分五〇銭計四円五〇銭、消

防手一回二五銭宛計三〇円

2、需用費―（1）備品費三〇円、水管三〇尺モノ一本、（2）

被服費一八九円五〇銭 幹部三名分制服一名分一六円五〇銭

消防手四〇名法被一名分三円五〇銭

3、雑費―金一五円九〇銭 消防出初式費―

警察が当時町村の公設消防組をどのような規模であつてほしいと思つているか、この予算案をみるとわかる。結局、伊集院警察署長の切なる願いにも拘わらず、上伊集院村だけが昭和八年度の予算に計上しただけで、署長の案は不発に終わった。

そこで署長は昭和八年一月二五日、公設消防組未設置の日置、吉利、永吉、郡山の四村長に対し、長文（約一〇〇〇字）の公文書（第三〇九二号）を送る。「本県における火災による損害は毎年五〇万円に達し、疲弊している県財政もまた深刻化しつつある。そこで

県当局も公設消防組設置に力を尽くし、町村も自覚して現在では公設消防組のない町村は極めて僅少になった。…この際昭和九年度において、貴村内各私設消防組を公設に引き直すことに御尽力いただきたい」という内容である。

郡山村の国分村長は、昭和九年（一九三四）二月二六日、公設消防組設置の決断をし、「本村住民生命財産保護ノ為消防組設置ノ件」という議案第一六号を村会に提出する。その内容は、「第一部 人員四五名以内 郡山村麓消防組、第二部 人員四〇名以内 常盤消防組」とあり、本件は二日後の二八日に可決された。

## 2 警防団―戦時下の消防組織

日中戦争勃発後の昭和二二年（一九三七）四月、防空強化の必要に迫られ、防空法が発令、その実務担当者として防護団が新設された。しかし第一線でその団員が消防組と重なり、仕事も重なることが多いため、組織・指揮系統の混乱等を避け、両団体の組織統一をねらい、同一四年（一九三九）一月一五日警防団令が制定される。四月一日消防組は解散し、新たに警防団として改称、生まれ変わった。

警防団は知事の監督を受け、警察署長は知事の命を受けて警防団を指揮監督することに改められる。「この警防団は軍や警察に協力して防空・消防の業務はもとより、終戦の混乱状態を招く時期に至るまで、盗難防止や変死者の取扱い等広範な活動を行ってきた」（『県史・五』二〇三頁）。



警防団発足を巡る経緯等についての資料が役場に保存されているので、以下引用しておこう。

まず、昭和一四年（一九三九）三月三日、警防団の監督者である鹿児島県知事蔵重久より郡山村議会に対し、「村警防団ノ定員、設備資材及給与ヲ別表ノ通決定セントス 右警防団令第一四条ニ依リ其ノ会ノ意見を諮フ」と警防発第一九一号が提出された。あわせて、同日県警察部長から郡山村長宛に「警防団ニ関スル諮問ノ件」が送られ、「警防団設置手続上急を要するので、県知事の諮問に三月一五日までに答えるよう」指示が出されている。

県知事の別表とは次の内容である。

一、定員―団長一 副団長二 分団長四 部長一〇 警防員一五六  
計一七三（『(旧)郷土史・下』二八五頁では、「部長一一 班長四 警防団員一五一」とある）

二、設備資材の種類及員数―高張（提灯）四 腕用ポンプ三 運搬車三 手桶又ハ水囊九二 布製タンク三 梯子四 鳶口二八 刺又三 ロープ六 スコップ二四 警鐘又ハサイレン二 纏三 提灯八四 鋸槌三

三、給与（一人当 年手当）―団長一〇円 副団長八円 分団長五円 部長三円 班長二円 団員一円

知事の諮問に対し、郡山村会は直ちに了承、国分村長は三月六日知事宛に「定員、設備資材及給与等ニ付村会ニ諮問セシ所別紙ノ通り決定」と「村会諮問案答申書」を送付した。

団長は伊集院警審者長の指揮監督を受けて団を指揮することになっているが、国分友睦村長が兼務し、副団長は若松政之、大淵脇強の

二人。分団は郡山分団、花尾分団、南方分団、常盤分団の四校区に置かれた。

警防団の費用は市町村負担が原則である。昭和一四年度（一九三九）に郡山村が第二〇款「警防費」で支出した金額は四二七九円三錢で、経常費総支出額の五・八一割に達した。但しこの中には防空監視哨費の五二八円六〇錢と防空訓練実施費八四円二三錢が含まれている。防空監視哨費は防空法制定以来県費の補助があり、この年の金額は五六四円四〇錢であった。村は警防団に対する給与費六三六円五〇錢、雑費五〇円、需用費に二九七九円九八錢を支出した。需用費の大部分は警防団員の団服の新調費で、その額は二七一四円であった。これを村では支出する余裕がないので、一般から指定寄付二〇〇〇円を仰いでいる。

県は昭和一五年（一九四〇）に警防費として二一八円、翌年一四九円を補助したが、これで県費補助は打ち切りとなり（防空監視哨費は除く）、かわって国が補助することになった。その額は少なくとも一七年は一七七円、一九年は二九円というものである。村としては乏しい財政の中から設備資材の整備に毎年若干ずつの費用を捻出していくことになった。

昭和二〇年（一九四五）一月一日米軍機が鹿児島市上空へ初飛来（爆撃なし）、その後各地で空襲が激しくなる。警防団本部もまた各分団でも常時詰所に三、四人が待機して、非常事態に備えていた（『(旧)郷土史・下』二八七頁）。

### 3 戦後の消防

昭和二二年（一九四七）、消防団令が公布され、警防団は再び消防団に改称された。同年一月消防組織法が公布され、続いて翌二三年（一九四八）には消防法が施行、消防事務処理のため市町村それぞれに規模に応じて消防本部、消防署、消防団及び消防職員並びに消防団員の訓練機関が置かれることになった。戦後の消防はかくして警察行政から分離され自治体消防となり、市町村にその管理が完全に委ねられ、またこれに必要な経費も市町村がそれぞれ負担することになった（『県史・五』二〇三頁）。

昭和二二年七月二日、郡山村議会は「消防団設置条例」を満場一致で可決した。第二条の「消防団員の定員は一七〇人」とし、内訳は団長一 副団長一 分団長四 部長一四 その他の団員一五〇。第三条で「郡山村消防委員会を設置」することを明記している。同月三十一日午前九時、郡山青年学校に消防団員が参集し、午前中は村団長並びに副団長の選挙を行い、午後二時から郡山村警防団の解散式に引き続いて消防団の結成式を行い、ここに郡山消防団の新発足をみるに至った。

同年一月五日「郡山村消防団給与条例」が可決され、同年一月五日にさかのぼって施行された。条例によると出場手当、訓練手当、警戒手当、技術手当、被服手当、賄手当、その他臨時必要と認められる手当てが支給されることになり、出場、訓練、警戒の三手当は五円以上二〇円以下、技術手当は二〇円以上一〇〇円以下、被服手当は消防委員会で定めることとし、賄手当は現物支給以外は五円以上一〇円以下となっている。

昭和三十一年（一九五六）九月三〇日、旧下伊集院村の嶽・有屋田地区が郡山村に合併し、町制が施行されたので、郡山消防団と名称を変え、大谷分団を吸収して五分団と一分遣隊、団員一三九名を以て組織した。団員数は同三七年（一九六二）四月一日、一〇〇名に改め、同四一年（一九六六）八月一日は分遣隊を分団に昇格させ、六分団に編成替えをした。

同四二年（一九六七）八月三〇日に制定された郡山町消防団設置規則によると、消防団の業務を有効適切に遂行するため、次の区域に分団を置くことになった。

- 第一分団 郡山地区（但し、西俣上・中・下、有屋田上・下を除く）
- 第二分団 南方地区（東秀、東俣、川田）
- 第三分団 花尾地区（厚地、花尾、大宮）
- 第四分団 常盤地区（八重、大浦、常盤、雪平）
- 第五分団 郡山・大谷地区（西俣上・中・下、有屋田上・下、里岳上・中・下）
- 第六分団 大谷地区（但し里岳上・中・下を除く）
- 第七分団 郡山全域

表 9-2 消防施設の推移 (台、個数)

	昭和 35	昭和 50	昭和 58	平成 14
消防自動車				
自動車ポンプ※①	1	4	3	3
消防ポンプ車※②	※①			※②
小型動力ポンプ		12	7	4
可搬動力ポンプ※③	6	※③		
積込車		1	4	
消火栓	11	33	60	199
防火水槽 (貯水槽)	4	39	48	77
自然水利		60	75	
車庫 (詰所)			6	

『郡山町勢要覧』より作成

同四三年（一九六八）一〇月一日、消防力充実を図るため、町役場職員による第七分団を組織し、定数も一・二名に増員した。平成一四年（二〇〇二）四月一日現在、定数一・二名（団長一 副団長一 分団長七 副分団長七 部長一九 団員七七 計一一二）、現在員一〇八名（平成一三年度：本部二 一分団一六 二分団一六 三分団一七 四分団一七 五分団一七 六分団九 七分団一一）。

なお消防団施設整備の変遷は表9-2のとおりである。消防費決算額の推移を表9-3でみると、総支出額の構成比が伸びている様子がわかり、団員の確保をはじめ、消防施設や装備の近代化を進め、一層の充実を図ってきた結果といえる。

火災発生の推移をみると、過去一〇年間、建物火災で三〜四件、

表9-4 火災発生の状況

	建物	林野	車両	その他	計
平成5	2	1		2	5
6	4	1			5
7	4	0		1	5
8	4	1	1	7	13
9	1	1	1	3	6
10	3	0		1	4
11		6	1	4	11
12		4		2	6
13	2	2	3	5	12
14	4	0		3	7

『消防年報』、『郡山町勢要覧2001』

表9-3 消防費決算額の推移

	決算額 (千円)	構成比 (%)
昭和30	330	1.0
35	824	2.0
45	2,522	1.0
55	11,829	1.0
平成元	66,838	2.4
10	175,571	3.4
14	140,149	2.9

『広報こおりやま』より作成

林野火災は平成一〜二二年を除いて年に一件あるかないかといった状況で、その他の件数はやや多い。

なお、第二章第三節8にあるとおり、昭和五七年（一九八二）には日置地区消防組合が発足すると、市来町に北部分遣所、吹上永吉に南部分遣所を置き、郡山は伊集院本部の管轄に入った。

## 第二節 災害

### 1 戦前の主な災害

本県の自然災害の主なものは、台風による風水害、梅雨時の長雨による集中豪雨、火山の爆発による震災や降灰及び農作物にみられる霜害、早魃などがある。

わけでも台風による災害は本県の自然災害の最大のものである。昭和一〇年（一九三五）以降の台風災害を挙げると、同一三年一〇月一四日から翌日にかけて県下を襲った台風では、死者二七八人、負傷者五九四人、行方不明一七七人となった。同一五年（一九四〇）九月一日と同一七年一月二七日の大型台風では、前者は豪雨を伴い死傷者三九人、家屋の全半壊流出が九四八戸、後者は死傷者三三三人、家屋全半壊四万二六六二戸となった。同一八年（一九四三）九月二〇日の台風も県下全域に豪雨をもたらし、被害は死傷者行方不明者合わせて七五人、家屋の全半壊八八五三戸であった（『県史・五』）。

郡山の戦前の災害として記録されているエピソードに、桜島の大爆発がある。『(旧)郷土史・下』(二五〇～二五一頁)に白坂正男の話として紹介されている。

大変な爆発音がしたので、みんなびっくりして外に飛び出した。みると東の方に桜島が大爆発して、濠々たる噴煙が随分高く吹き上げ、その煙の中を噴石が途中でぶつかり合って凄まじい音をたて、これぞ地獄かと思うような有様……

夕暮れになって今の町役場付近(引用者注：地頭仮屋跡)にさしかかった時、今までにない大きな地ゆれがおこり、子ども心に世の中はもうこれでおしまいかと思いました。立っておれず、友達もみんな道の真ん中に四つんばいになっていました。

やと家に帰り着いたら中には誰もいません。探したところ近所の人もみな近くの孟宗竹山に避難していました。孟宗竹山は根ががんにがらめに張っていて、地震が来ても地割れの心配がないというのです。

郡山の人達は、入来とか樋脇とか北へ向かって避難した人も少なくありません。鹿児島市の街地の人々は郡山や伊集院へと避難し、郡山の人達はまた入来や樋脇へと逃げていったのです。

役場所蔵資料に次の記録がある。「昭和九年六月一二日梅雨入りのあと、ときたま小雨あり、七月になってから温度計は連日三四度から三五度を記録し続けた。南九州は空前の大旱魃に見舞われることになった。七月一〇日現在の調査の結果、甘藷畑八七〇〇畝、田植えのできないところ一万五四〇〇畝とわかった。郡山村も干害対

策事業の補助を受け、復旧に努力したが、翌年は再び大水害に見舞われた。

昭和十一年六月、大水害発生、村道崩壊など復旧工事に国庫補助による災害復旧事業を申請した。

## 2 戦後の災害

### 枕崎・阿久根台風

昭和二〇年(一九四五)二つの大型台風が鹿児島を襲う。それぞれ上陸した地名がつき、まず、九月一七日には枕崎台風が九州を斜めに登った。瞬間最大風速六二・七<sup>メートル</sup>、高潮を伴って全県下に猛威を振るった。そして被害者は死傷者五五七人、家屋の全半壊四万八八八戸、農作物被害は四万一〇〇〇町(被害率二〇～三〇<sup>パーセント</sup>)、甘藷三万町(被害率一五<sup>パーセント</sup>)に及んだ。

続いて一〇月一〇日には阿久根台風が襲来し、阿久根付近に上陸して九州を北上、枕崎では最大風速五一・六<sup>メートル</sup>を記録した。一ヶ月前の枕崎台風でひどく荒らされ、まだ立ち直らないうちに再び来襲したため、大きな被害をもたらした。被害状況は死傷者行方不明者あわせて九四人、家屋の全半壊・流失二〇七六戸、稲の被害は一〇～二〇%に及んだ(『県史・五』)。

ここに示した数字は全県下の被害状況であるが、郡山村の具体的な被害実態は資料としてほとんど残っていない。『(旧)郷土史・下』に若干の記述と数字が載っている。

県は国からの指令もあって、一〇月二日に「地方団体・財政二及

「ボス戦災ノ影響ニ関スル件」という通牒を發し、その回答を同月七日地方事務所宛に發送した。その中に「九月一七日暴風雨により村有建物に相当の被害有りたるに付三〇〇〇円以上追加（予算の追加計上の意）の見込」と付記している。

県はまた阿久根台風一ヶ月後の十一月一七日、戦災や風水害による町村有施設の復旧計画について調査回答を求めたが、それに対しては郡山青年学校が被害を受けたとみえ、総坪数二二〇坪、坪単価三〇〇円で、六六〇〇円の復旧計画を提出している。財源は村民税の増収や雑収入を宛てることにした。

これらの損害は郡山村全体から言えばほんの片鱗に過ぎない。二度目の台風で未熟の稲穂は水に浸かって腐れ、熟したものは発芽し、山間の風をあまり受けなかったところだけがわずかに助かったという（三五〇頁）。

### 豪雨・台風災害

『基礎調査書』に昭和二四年（一九四九）から同三二年までの災害・被害・復旧事業の状況について触れている。まず同二四年六月のデラ台風と七月のフェイ台風の被害額は五二五万六〇〇〇円、同年八月のジュデイス台風は六四九万二〇〇〇円、翌二五年七月グレイス台風は七四四万九〇〇〇円、九月のギジャ台風三一九万五〇〇〇円、二六年七月ケイト台風五八四万三〇〇〇円、同年一〇月ルーヌ台風五二万三〇〇〇円、二七年六月ダイナ台風二〇七万五〇〇〇円、二八年の六・七月災害は六八万二〇〇〇円、三〇年六・七月豪雨は七〇万四〇〇〇円、三二年八月豪雨三二万五〇〇〇円。二四年

以降八年間の被害総額は三二五万四〇〇〇円。そのうち復旧事業費は二五三万六〇〇〇円であった（三〇～三二頁）。なお被害にあった農家数をみると二六年度台風時（二六五〇戸）と三二年豪雨時（二〇五〇戸）が飛び抜けて多かった。以下、特筆すべき災害状況をみてみよう。

昭和四四年（二九六九）七月五日、断続的に降り続いた雨は午前一時半頃から豪雨となり、一二時半には小雨になったが、最も強く降った一時から二時の一時間に二〇〇ミリを超える大雨が降った。上園・柿木平集落の住宅が危機に瀕したため、待機中の役場職員で町消防団第七分団員の四人が現場に急行したが、土砂崩れに遭い、二人の生命が奪われた。公務殉職という町始まって以来例のない事故であった。

耕地や道路の被害も大きく、家屋の全壊一三、半壊一二、床上浸水一三の他、田畑の埋没、流出など金額にして二億二七〇〇万円以上の被害額となった（『町報こおりやま』No.132）。

昭和四六年（一九七一）八月四日、大型台風一九号が南九州の西岸をかすめ、数多くの人命を奪い、各地に災害をもたらした。郡山町でも各地に崖崩れによる家屋の倒壊が発生するなど、二人の生命が犠牲になった。被害総額一億五〇〇〇万円に達し、その状況は次のとおりである。

〔家屋〕住家の全壊二七（一九〇〇万円）、半壊一六（六四〇万円）、床上浸水二九、床下浸水三五（二六〇〇万円）、非住家被害七九〇万円

〔田畑及び農林業施設〕田畑の埋没・流失三〇畝、浸水一二五畝、

林道農道の被害二五〇〇万円

〔農作物〕 水稻他蔬菜の打撃約三〇〇〇万円

〔道路〕 県道・町道約五〇〇〇〇万円の被害（『町報こおりやま』No. 145）

昭和六二年（一九八七）七月一日深夜から一七日期にかけて各地で山崩れや土石流が続発。郡山町の川田、大谷口川上流の碎石場近くで起きた土石流は住家二棟を押しつぶし、二世帯四人が生き埋めとなつて、二人を救出、母娘二人が死亡した（昭和六二年七月一日日付『南日本新聞』）。

#### 八・六集中豪雨

平成五年（一九九三）八月の夏は集中豪雨と台風に度々見舞われ、町内各地に未曾有の災害をもたらした。被害総額は、町の一年間の予算規模をはるかに上回る七六億一〇〇〇万円余りとなつた。こうした中大きな人災がなかったのは、早めの避難が功を奏したものと思われる。

#### ◇八・一集中豪雨

一日の総雨量が四一四<sup>ミリ</sup>（入来峠）と記録的な豪雨は、長雨による地盤の緩みに拍車を加え、土砂崩れによる住家の全半壊五戸や河川氾濫による床下浸水、水田埋没や流失、道路や橋の決壊など総額一九億円余りの被害となつた。人災は軽傷二名だったが、入来峠アメダスが物語るように、山間部を豪雨が襲い、大平・岩戸・常盤・本岳・雪元地区などでは孤立する住家も数多く発生した。

#### ◇八・六集中豪雨

六日未明から鹿児島地方は激しい雨に見舞われた。午後から一段と雨脚が強くなり、鹿児島市では夜に入って大災害となる。市内各所で崖崩れや土石流が続出し、甲突川の氾濫で川沿いはもとより天文館から西鹿児島駅（現鹿児島中央駅）周辺にかけての広い範囲が水と泥に浸かり五大石橋のうち新上橋と武之橋が崩壊し、草牟田の国道三号の水深は最大二<sup>メートル</sup>になった。稲荷川・新川沿いの被害も大きく、県内最古の石橋といわれた実方太鼓橋も流出した。

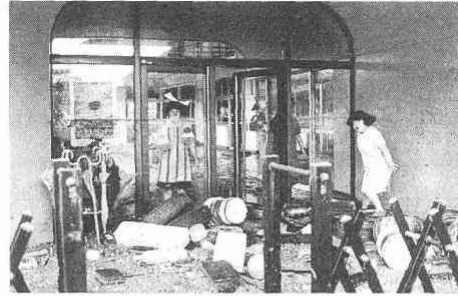
国道一〇号とJR日豊線は磯く重富間で多発した土石流、崖崩れで壊滅状態になり、上下二本の列車と約八〇〇台の車が脱出不可能になった。列車の乗客や通行中だった人々、付近の住民ら二五〇〇人が閉じ込められ、巡視船や桜島フェリーなどで海から救出。

国道三号は小山田町で大規模な陥没が起こり、九州自動車道も不通になるなど、鹿児島市と市外を結ぶ幹線道路はほぼ八方ふさがりとなつた。

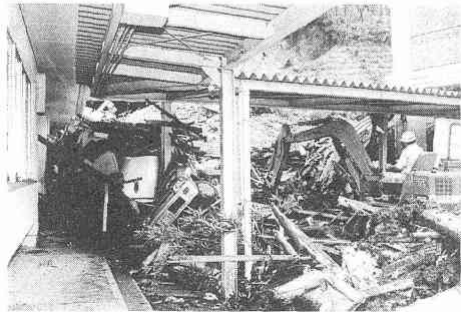
本町では中心街の麓地区等が水浸しとなり「街中が池のようだった」と語る住民もいた。六日午後四時から七時までの雨量が二二三・五<sup>ミリ</sup>と平年の一ヶ月分が三時間で降り、中でも六時から七時までに九九・五<sup>ミリ</sup>の記録的な短時間雨量を観測した。午後五時頃から中学校グラウンドを冠水しはじめた濁流は見る見る増水し、昭和四四・四六年のとは比較にならない範囲を呑み込んだ。六人が怪我をし、住家の全半壊五四戸、浸水九二戸と甚大な被害をもたらし、被害総額は二一億余りだった。とくに帰宅時間帯の豪雨だったことから、町内の各避難所には一二〇〇人もの人々が避難し、停電や家族への電話連絡もままならない中で不安な夜を過ごした。

麓地区などでは断水で食事が作れないため、店舗で弁当・パン・総菜・インスタント食品・ミネラルウォーターなどが品切れ状態になった。給水活動を強化するが、断水地域が広く、十分に応じきれず、また自宅の風呂を使えない人達で温泉がごった返す状態に。道路には浸水した家の畳・冷蔵庫・家具・土砂などが山積みにされた。豪雨災害の復旧作業が本格化したばかりの八月九日、大型で非常に強い台風七号が接近。作業はすべて中止され、一四〇〇人が早めに避難する。台風は夜九州南部を暴風域に巻き込みながら西海上を北上、県本土は一晚中吹き荒れた。直撃は免れたが、台風がもたらした大雨で再び土砂流出、浸水等で麓地区周辺の復旧は難航、苦闘が続いた。

九月三日、後片づけも終わらない間に戦後最大級の台風一三号が薩摩半島南部に上陸、各地に大きな被害をもたらしながら県本土を



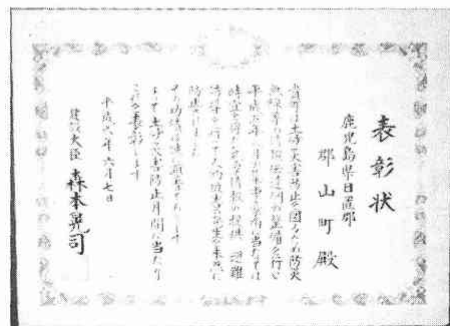
郡山保育園



南方小学校



麓商店街



8・6災害の表彰状

縦断した。郡山では四二三世帯一七三三人が避難、床下浸水八戸、被害総額は三億二四〇〇万円であった。一三号災害の死者は二市三町で三三人に上り、被害額四二億五五〇〇万円であった。この年の夏の風水害による犠牲者は四市一五町で行方不明一人を含め一一九人を数え、梅雨、豪雨、台風災害の総被害額は二三二八億八〇〇万円に達した。

こうして平成五年（一九九三）は「災害厄年」ともいえる年となった。百年に一度あるかないかと言われる大災害は、総額約七六億一〇〇〇万円余という想像を絶する被害をもたらした。こうした中で、郡山町の人的被害が最小限に食い止められたのは、一つに防災行政無線の存在が大きかった。非常時の頼みの綱として無線放送が威力を発揮したのである。八月六日、朝から夜中までに一七回の放送が流れ、その内一回は避難の呼びかけ、ないしは避難勧告であった。

その結果、住民は早めに避難し難を逃れることができたのである。

『広報こおりやま』No. 343（平成六年六月二四日発行）には「八月の集中豪雨対策に建設大臣表彰等受賞」という記事があり、防災行政無線を有効に活用し、人命、財産の保全に尽力するなど、電波利用の発展に多大の貢献が認められ、六月一日九州電気通信管理局長から表彰されました。また六月七日には、広島県で行われた第一二回土砂災害防止月間推進の集い全国大会において、人的被害の発生を未然に防止した功績が認められ、建設大臣から表彰されました。この他にも、人災を未然に防止できた事情は、消防団員の活動や適切迅速に行動した地域住民の対応も挙げられる。

### 災害復旧対策

集中豪雨に対する応急対策のために、一般会計で一億九六二二万二〇〇〇円、簡水会計で一三二〇万円を専決処分により八月九日補正した。

- ・住宅の全半壊、床上浸水世帯に対する災害見舞金
- ・災害救助に要する経費、応急仮設住宅設置費（一〇戸）、災害援護資金貸付金（一〇戸）、全半壊世帯のうち自力復旧できない世帯の土砂除去及び全半壊世帯への家賃補助金
- ・ゴミ収集や浸水世帯の防疫作業費
- ・農道や水路等の土砂除去費、農業用施設、農地災害復旧のための測量設計委託料
- ・町道や河川の応急工事費、学校等の土砂除去、浸水被害の保育所備品の買い替え、その他公共施設の汚泥除去や復旧工事費が主

郡山町議会は、八月一二日に全員協議会を開催し、八・六災害に対応する郡山町議会災害対策協議会を設置した。同日、同協議会として災害現場を調査し、その結果をふまえて「豪雨災害復旧に対する要望書」を作成した。それは一〇項目からなっている。

- 1 報道機関への災害の状況、被害額等の通報を的確、迅速に行うため通信費を設置されたい。
  - 2 高校・小中学校・保育所等への通学バス路線、生活道路の確保を急がれたい。
  - 3 町の公共施設（小・中・保育園等）の復旧を急がれたい。
  - 4 再災害防止のため、住家を優先に治山・河川復旧か所の早急な措置を県に要望されたい。
  - 5 再災害防止のため、橋梁・河川の障害物を除去されたい。
  - 6 町民に対し、主要道路の復旧見込み等周知されたい。
  - 7 災害か所は、各戸把握のうえ公民館長等の調査時に申し出るよう周知を図られたい。
  - 8 復旧について地元と連絡や協議をされたい。
  - 9 仮設住宅は、東部及び西部地区に設置し、職員が出向き個々に説明をされたい。また公営住宅棟入居については被災者を優先し、県にも要望されたい。
  - 10 復旧は、原型復旧ではなく抜本的に再災害を受けることのないよう見直し、設計施工を図るよう国、県に強く要望されたい。
- 以上、要望書は八月一六日、町長に提出された。台風一三号で再
- （『こおりやま議会だより』四九号）



表9-5 平成5年の豪雨等災害被災状況

区 分		6~7月 梅 雨		8/1 集中豪雨		8/6 集中豪雨		9/3 台風13号		
災害対策本部		設置 7/7 PM0:30 解除 7/7 PM6:00		設置 8/1 AM7:00 解除 8/3 AM8:00		設置 8/6 PM4:20 解除 8/10 AM9:00		設置 9/2 PM1:30 解除 9/4 PM5:00		
避難状況				13 世帯 53人		8/6 約1,200人 8/8台風7号約1,400人		424世帯 1,173人		
被	人的災害			軽傷 2人		軽傷 6人				
	住家	全壊	1戸		3戸		43戸			
		半壊			2戸		11戸			
		床上浸水					69戸			
		床下浸水			39戸		23戸		8戸	
小計	1戸		44戸		146戸		8戸			
災	農林	件数	被害者額(百万円)	件数	被害者額(百万円)	件数	被害者額(百万円)	件数	被害者額(百万円)	
		農地	8	12	45	310	88	210		
	水産関係	頭首工					2	10	3	12
		水路	10	16	37	60	58	124	2	4
		農道	19	30	60	170	87	220	9	18
		橋梁			3	30	2	35	1	10
	小計	37	58	145	570	283	725	15	44	
町道関係	町道	10	37	30	382	27	258	19	93	
	河川	14	61	50	520	12	374	15	139	
	橋梁			4	93	3	53	1	5	
小計	24	98	84	995	42	685	35	237		
その他	簡易水道				13		55		3	
	公営住宅外 他公共施設						6 10		1 3	
小計				13		71		7		
況	商工関係				23		580			
	農作物		1		42		32		36	
	畜舎等						66			
小計		1		65		678		36		
合計	(61件)	157	(229件)	1,643	(325件)	2,159	(50件)	324		

『広報こおりやま』平成3年7月15日

※上記以外に、住家の全壊・半壊の被害が332百万円、県道や県が管理する河川の被害並びに民有林の山腹崩壊等の被害が3,000百万円程度に上っており、これらを合わせた被害総額は76億1500万円もの甚大なものとなりました。

び被害が広がる中、九月一〇日災害対策協議会は、災害復旧対策について調査検討、同月一七日町長・助役・議長の名で、災害復旧工事の早期実現や激甚災害法の適用について等六項目の要望書を県の関係部課へ提出した。さらに同月二日、町長・助役・議長・経済課長・建設課長の連名で、災害復旧について伊集院土木・農林・耕地事務所へ陳情を提出している。

なお、議会では同年一月、災害の本格復旧のために追加額を二億余りの超大型補正とした。さらに国の災害査定事務を急ぐと共に、一刻も早い復興を目指して全力を傾注していく。岩戸町長は平成六年第一回町議会定例会（三月九日）の施政方針で、「平成五年一二月には計画通り国の災害査定を終了し、早期復旧に取り組んでいます」と述べている。

『広報こおりやま』No. 342（平成六年五月二五日発行）によると、災害復旧の国の査定額三〇億二七〇六万三〇〇〇円、件数七〇六件のうち「五四四件、二四億八六一万九〇〇〇円を工事発注し、現在又は工事中であり、約八割にめどが立っている」という状況である。平成六年九月定例議会で平成五年度決算の財政が公表された（『こおりやま議会だより』五二号）。目的別歳出決算状況で災害復旧費は八億五四二九万七〇〇〇円で全体の一八・〇割であった。ちなみに前年の同四年度決算で災害復旧費は二九二二万一〇〇〇円（〇・九割）であった。

翌平成六年度決算で災害復旧費はさらに大幅に伸び、歳出全体の三六・四割を占め、額は二四億九六一四万円であった（『広報こおりやま』No. 359）。平成七年度決算は三億五八九一万円（六・九割）

と復旧にほぼめどがついたことがわかる。

なお、災害に対し全国各地から義援金、救援物資が寄せられた。県外からの義援金の中には、町や被災者への一日も早い復興を願う心温まる手紙なども数多く同封されていた。義援金は日本赤十字からの一次配分で一五九二万円、本町に直接寄せられた分が一月末現在で六四〇万五〇〇〇円となっており、さらに日本赤十字から二次配分として一三四六万六〇〇〇円が届けられた。平成六年一月の段階で総額三五七九万一〇〇〇円の義援金が集まった（『こおりやま議会だより』五〇号）。

もう一つ注記すべき点として、災害復旧事務に平成五年一〇月から翌年一月にかけて四市町から五人の応援があったことである。国の災害査定事務等に必要な測量設計技術者不足が深刻な問題となっていた折、他課から応援体制を組むと共に、県町村会等を通じて依頼したところ、和泊町・笠利町・出水市から各一名、名瀬市から二名の合わせて五名のスタッフが二週間から三週間復旧のために手を貸してくれたのである。町からそれぞれ感謝状贈呈が行われた。

## 第四節 防災

### 1 防災体制の整備

『県史・四』第三編第七章社会事業、第三節罹災救助三「災害の予防と救難」の項に明治期の防災についての記述がある。明治一五

年（一八八二）一二月風水害予防上、鹿児島測候所が易居町に創立、当時は内務省地理局直轄、同一九年（一八八六）度以降鹿児島所轄になり、昭和三年（一九三八）一〇月に再び国に移管、中央氣象台鹿児島測候所となつて氣象予報、警報の伝達に努めてきた。

明治一六年（一八八三）一〇月初め鹿児島生産町海岸に暴風警報信号標を設置し、同二七年（一八九四）三月より鹿児島市地方天気予報を行うことになる。台風の進路に当たる鹿児島県は多数の水難者を出してきたことから、明治二年（一八八九）帝国水難救済会の創立と共に県に地方委員部が設置され、大正一四年（一九二五）名称を鹿児島支部と改めた（一〇八八〜一〇八九頁）。

昭和二〇年代相次ぐ大型台風が本県を襲い、そのため氣象予報の充実が図られてきたが、同二七年（一九五二）四月鹿児島測候所内鹿児島地方気象台に昇格して氣象予報業務体制が整えられた（『県史・五』九九〇頁）。

郡山町が災害対策として本格的に始動するのは、昭和三九年（一九六四）八月九日のことである。国の災害対策基本法（昭和三六年）並びに水防法（同二四年）に基づき、郡山町防災会議が設置されたのである。同会議は①郡山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。②町の地域に係わる災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。以上の事務をつかさどることになった。会長は町長を充てることになる（『例規集』一、一五〇一頁）。

昭和四四年（一九六九）七月一八日、郡山町災害対策本部条例が施行された。同対策本部では災害予防及び災害応急対策の実施に関

する事項について協議することになっており（第七条）、対策部は九つに分かれている。総務対策部、民生対策部、農林対策部、耕地対策部、土木対策部、消防団、教育対策部、経理対策部、広報対策部である。

## 2 防災計画

初の町防災計画ができたのは、昭和四六年（一九七一）三月のことである。同計画の目的は四つある。

1 郡山町地域の地勢と災害記録及びその特性、郡山町地域の防災に関し、郡山町及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱

2 災害危険地域の指定及び物資等の整備、防災教育及び訓練並びに防災組織の整備と災害予防計画

3 防災に関する組織・動員、氣象警報等の伝達、災害情報の収集・避難、水防、消防等の災害発生時の防衛計画及びその他災害の拡大を防止する計画等、災害応急対策の計画

4 災害の復旧に関する計画

内容は三つの柱からなっている。

1 災害予防計画―①災害危険地域の調査把握 ②防災施設及び物資の整備、③訓練計画、④防災知識の普及

2 災害応急対策計画―①組織動員計画、②氣象警報等の動員計画、③災害情報等の収集報告、④災害通信計画、⑤災害広報計画、⑥避難計画、⑦水防計画、⑧消防計画、⑨行方不明者の捜索及び死体の

収容処理、⑩食糧供給計画、⑪衣料・生活必需品等物資供給計画、⑫応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画、⑬医療及び助産計画、⑭防疫清掃計画、⑮障害物除去計画、⑯輸送計画、⑰文教対策計画、⑱自衛隊の災害派遣要請計画

3 災害復旧計画―①農村水産等応急融資、②生活確保資金融資

昭和五四年度から同五八年度までの五年間の「郡山町振興計画」(前期計画)と同五九年度から六三年度までの五年間の「後期計画」の中に、「防災計画」の項がある。柱は三つ、すなわち治山と急傾斜地と河川対策である。

1 治山(現況と問題点)―本町の大半は鹿児島県特有のシラスに覆われ豪雨により崩壊し、甚大な被害を受けることがある。このような場合は災害復旧事業として早期復旧、再災害の防止に努めているが、小規模のものは相当数発生している。

災害を未然に防止し、また極力被害が発生しないようにするためには、予防治山の施工を急がねばならない。

また保安林は、本町に二八八ヶ所指定してあるが、保安機能が完全に果たされるよう森林の保護に努める必要がある。

(基本方針と計画の内容)―治山事業は、国・県の援助の下に実施していく。また今後とも、予防治山、植林等にも努力し、災害の防止に努める。

2 急傾斜地(現況と問題点)―本町においては、過去地すべりが発生し、またその兆候が現れたことがあるが、工事の結果、現在はその進行は止まっている。これは地質に大いに関係するものと思

われ、地層に水が浸透し、地すべりを起すのではないかと思われる。

本町は、このような場所に集落が形成されている所が多い。したがって、国・県の施策によるがけ地近接等危険住宅移転事業を行い、安全な場所への移転を進めているが、移転先となる宅地がないため移転できない者が多い。

(基本方針と計画の内容)―本町の大半は、シラスという特殊土壌地帯であり、中央部を流れる甲突川は、東側を流れる川田川と合流して鹿児島湾に注ぎ、西側を流れる神之川は、伊集院町を経て東シナ海に注いでいる。

地形は八重山、花尾山、三重岳、重平山等に囲まれた山間部であるため、勾配が急で河川の大部分が未改修である。しかし、平坦地で氾濫しやすい箇所は、災害復旧事業として護岸や堤防が補強されつつある。また、里岳、西俣地区に見られた蛇行部分は、河川改修が行われ、治水上は安定している。

今後の問題として、住宅団地等から流出する雨水で一時的に水量が増加して、既存の河川断面が不足するようなことも心配される。

・洪水危険区域として①甲突川―郡山町役場から大和木材(株)までの四〇〇㊦、②川田川―樋渡から南方小前までの二〇〇㊦、③神之川―大中三差路から轟滝までの二〇〇㊦、三地区を指定した。

(基本方針と計画の内容)―洪水防御を主眼とし、県と連携して災害復旧、河川改修等実施可能な方法で治水効果を上げるよう努力する。

平成元年度から同五年度までの五年間にわたる「郡山町総合振興計画（前期計画）」の「防災」の項目は、先の振興計画の文言とはほとんど変わらない。

平成六年度を初年度とし、同一〇年度までの「後期基本計画」プラス五年計画Ⅱ「第四次総合振興計画」の防災の基本施策は三点挙げられている。

1 防災事業の推進―①がけ地近接危険住宅移転事業、治山・治水事業等の各種防災事業や都市計画事業等により災害に強い環境づくりに積極的に取り組む。

2 防災体制の充実―①急傾斜地や危険区域等の指定について定期的に点検する体制を整え、地域防災計画の充実を図る。②防災行政無線を活用して適切な情報の提供、避難誘導等を行い、人的被害の発生を未然に防止する。③災害が予測されるときや災害発生時でも町民が安全かつ安心して避難できるように避難路や避難所を整備すると共に、緊急連絡システムを構築する。

3 自主防災組織の育成・強化―住民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成・強化を進める。

自主防災組織防災計画があるが、目的は「〇〇自治公民館防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって風水害その他の災害による人的・物的被害の発生及び拡大を防止すること」にある。計画事項は①防災組織の編成及び任務分担、②防災知識の普及、③情報の収集・伝達、④出火防止・初期消火、⑤避難誘導、⑥その他、以上である。

なお、町内の避難場所は次のとおりである。中央構造改善センター、中央公民館、郡山中学校、郡山小学校、花尾小学校、南方小学校、西有里研修館、東部研修館、里岳公民館、平原公民館、大浦構造改善センター、常盤集落センター、甲突コミュニティセンター、中福良公民館、油須木公民館、久保山下公民館、丸山公民館、西下公民館、川田公民館、本岳ふれあいセンター、以上である（『広報こおりやま』No.451、平成二五年七月）。

防災意識を常に心の中に：平成五年の鹿児島豪雨災害の貴重な体験を後世に語り継ぐための集いが災害一〇年目の平成一五年（二〇〇三）八月五日、かごしま県民交流センターであった。集いでは、県災害対策本部による「平成五年豪雨災害」の被害状況が改めて発表されている。「一二〇人が死亡、一人が行方不明となり、三四八人が重軽傷を負った。住家の被害は七三〇棟が全壊、床上浸水が一二五四棟となっており、被害額は約三〇〇二億円にも上った（平成一五年八月六日付『鹿児島新報』）。

翌日の八月六日、市町村自治体や町内会の防災担当者らを対象にした一五年度防災安全地方研修会が同所で開かれ、防災学を専門とする大学教授は講演の中で、「実施したアンケート結果によると、避難の呼びかけを知っていたのは四三割と半数以下、避難勧告の入手方法はテレビ（五五割）、避難の決め手になったのは土砂崩れ（六〇割）を挙げ、防災機関の初期対応の強化と連絡、広報体制の充実を強く求め、「行政や地域住民が一体となって、防災対策を検証、見直す時期に来ている」と強調した（八月七日付『鹿児島新報』）。

## 第一〇章 交通・通信・生活環境

### 第一節 道路

#### 1 戦前の道路の整備・拡張

郡山の発展に大きな役割を果たしたのは、村の南辺を現在の国道三号線が通過したことである。明治一四年（一八八一）に旧西目街道が国道三等に指定される。鹿児島から水上坂を越え、伊集院、入来、川辺、出水へと通ずる参勤交代の道路である。この道路は明治一八年（一八八五）に国道三七号線となるが、この国道ですら起伏や曲折が多い上に道幅は狭く、人馬の交通物産の輸送にはなほだ不便で、平坦な幹線道路を作ることこそ鹿児島県の発展の第一歩であるとして、早くから要望されていたのだが、十年戦争の痛手なお癒えず、更に農村の不況に加えて風水害の追い討ちがあつて、ようやく明治一九年（一八八六）一月、渡辺知事は大規模な道路改作五年計画を県会に提案したのである。

県会は満場一致でこれに賛成し、翌明治二〇年（一八八七）四月からその実行に着手する。最初に手がけたのが右の国道三七号線に代わるものとしての現在の三号線で、これは当時の下伊敷村であつた。草牟田から甲突川に沿って北上する、当時としては驚くべき幅員の四間（七・二七<sup>寸</sup>）道路の開さくであつた。知事以下県庁役員警官が率先して退庁後あるいは暇を見ては工事に奉仕し、沿道村民もまた毎日二〇〇人くらいずつ出勤奉仕したというから、川田や西

#### 【参考文献】

- 『(旧)郷土史・下』『郷土史料』役場行政資料『町例規集』  
『郡山町勢要覧』『広報こおりやま』『こおりやま議会たより』  
『県史・五』『伊集院町誌』『南日本新聞』  
「鹿児島新報」「鹿児島島の犯罪」「消防年報」

俣、有屋田の人びとも出動したと思われる。中川峠の大掘削や、野田トンネルの掘削等の難工事が完遂し、工費二二万八〇〇〇円余りをもって同二年（一八八九）に終わった。

『鹿児島県地誌』によると、従来郡山を通る幹線道路は、明治五年（一八八〇）、一六年の頃は、一名肥後別路と呼ばれていた郡山街道が、小山田から郡山麓を通り、油須木から厚地を経て入来に向かう。これが郡山を通過する唯一の県道で、県道三等に属して道幅は一間（一・八一）で、今の国道三二八号線である。

明治一四年（一八八三）に政府は道路の分類を三種に分ち国道、県道、里道とし、これに等級をつけてそれぞれ一から三等に分類した。里道は、今の市町村道である。他に里道一年属するものとして、伊集院の中川から有屋田を通り、智賀尾神社前を経て郡山麓に達し、それから油須木、東俣を経て吉田村に通ずる吉田往還道がある。道幅は一間である。なお、里道の改善・修理には青年会小組合や村役場の職員らの動員もあって発展してきている（「郷土史資料 6—交通関係—」）。

もう一つは比志島村から川田、そして東俣厚地を経て蒲生町白男に通ずる道路である。これも幅一間である。これ以外に各地に通ずる道路があるが、せいぜい道幅一丈もしくはそれ以下である。

明治二五年（一八九二）、郡山街道は改良工事の対象となり、幅員二間（四・五）の大道路となる。現在の役場下の道路が広がったのもこの時で、これで乗合馬車の行き交いも出来るようになり、明治末年（一八一二）になると、甲斐どのの隣が乗合馬車の発着になり、鹿児島島の千石馬場まで一往復するようになる。

ちなみに、先の「郷土史資料6」によると大正六年度（一九一七）、馬車六、荷車四九、自転車二三、牛車二、という数字が記されている。交通が次第に便利になり、人通りが多くなると、茶店もできるようになる。明治二五年（一八九四）頃には上茶屋、下茶屋ができて豆腐の販売も始まる。しかしまだその後しばらくは店もなく、現在の町並みの通りはほとんど田舎だったようだ。

なお国道や県道は着々と整備されていったが、村の道路は財政的余裕がなかったために整備は遅れた。大正も半ば過ぎた頃から里道及び村道の整備が軌道に乗り、次第に発展していく。まず予算の数字からそれを見てみよう。

明治末期と大正の初期、経常土木費はわずかのものだったが、大正九年以降飛躍的な伸びを示し、とくに昭和七年度（一九三二）から同一〇年（一九三五）にわたる経常費は、一五〇円から一挙七〇〇円代、九〇〇円代へと膨張している。

表10-1 郡山村土木費決算

郡山村土木費決算額推移			
年度	経常費	臨時費	計
	円	円	円
明41	2 00		2 00
◇44	4 55		4 55
大4	9 60		9 60
◇7		86 35	86 35
◇9	120 00		120 00
◇10	120 00	594 31	714 31
◇11	120 00	14,690 80	14,810 80
◇12	120 00	22,830 09	22,950 09
◇13	150 00	5,921 69	6,071 69
◇14	150 00	10,009 92	10,159 92
◇15	150 00	18,008 40	18,158 40
昭2	150 00	21,541 22	21,691 22
◇3	150 00	16,876 02	17,026 02
◇4	150 00	21,525 98	21,675 98
◇5	150 00	11,030 00	11,180 00
◇6	150 00	10,859 77	11,009 77
◇7	749 91	17,101 30	17,851 21
◇8	899 78	12,395 53	13,295 31
◇9	950 22	8,030 18	8,980 40
◇10	748 65	3,903 47	4,652 12

本村には国道はなく、県道が二線と村道及び里道があるのみである。県道は先に記した「伊敷・宮之城線」、これは本村に係る長さ二里一九町三五間（九九九〇比）、もう一本は「伊集院・蒲生線」で、本村に係る長さ一里二七町（六八七二比）。

先の資料では昭和九年の時点で、「この道路は今なお工事中であるが、ほぼ完成に近いから、完成の暁には、本村の交通は一層便利になるであろう」と述べている。県道の本町における総延長はかくて四里一町〇三五間（二万六七六三比）となり、道幅は広いところで三間（五・八比弱）、橋梁が二箇所ある。

村道については「村は大正一四年から昭和四年にかけて五カ年計画の下に、毎年一万八〇〇〇円の巨費を投じ、村道の開さくを試み、着々と工事は進行し、今後更に一層の開さくを急ぎつつある」。

- (一) 厚地線——伊敷村の塚田から川田、厚地を経て入来街道に出ようとするもので、現在厚地で工事中。昭和一〇年度には完成予定。現在自動車、自転車、荷車等の便がある。
- (二) 常盤線——本村麓から常盤、平原を経て下伊集院村嶽に至り、将来薩摩郡樋脇村に通ずるもので、長さ一里一町四二間、昭和五年（一九三〇）一二月二〇日完工。

ところで、村道等を整備拡張するものの、前述したように、鹿児島は毎年のように台風等が襲い、水害によって道路は壊される。復旧工事をも再び道路が壊れる。また修理と道路づくりが繰り返される。しかし、道路整備はその後も着実に発展していく。

## 2 戦後の道路整備

戦後は主に占領軍の指示に基づく政策によって道路行政も行われた。昭和二〇、二一年は主に終戦処理事業と戦後復興事業が着手されたが、一方引揚者等を含む失業者対策と食料増産対策としての道路建設も昭和二二年から始められた。昭和二三年から道路行政は建設省所管となり、同年一月から二六年四月にかけて全国的に道路整備事業が行われた。

表10-2 道路整備





本町は昭和三十一年（一九五六）一〇月の町村合併後、昭和三十四年新町建設実施計画の書を策定した。計画書は産業の振興をはじめ、町振興と町民生活上の計画が具体的に示された。計画書は前期五カ年計画（昭和三四～同三八年度）と後期五カ年計画（昭和三九年～同四三年度）から成っている。

①道路整備計画として町道改良事業、②橋梁整備計画としてコンクリート舗装・幅員拡張、橋の架け替え、③県道整備―舗装工事・拡幅改良曲部改良か側溝（コンクリート）工事等、④県道橋梁整備要望計画―拡幅等、以上が道路計画の中身である。

町制施行直後の昭和三二年度（一九五七）の道路状況をみると、町内に四線の県道があるが、もつとも長い距離は鹿児島・宮之城線で九七九三<sup>メートル</sup>、ついで真黒・鹿児島線の九三二〇<sup>メートル</sup>、伊集院・蒲生線七八八〇<sup>メートル</sup>、鹿児島・水俣線五一七八<sup>メートル</sup>の順となっている（『基礎調査書』六八ページ）。なお、『昭和三六年町勢要覧』によると、鹿児島・水俣線は一万二二五六<sup>メートル</sup>と四年間で六万六〇七八<sup>メートル</sup>も延長されていることに触れている。伊集院・蒲生線も四年間で二四七一一<sup>メートル</sup>も延長している。県道四線の実延長は三万二一七一<sup>メートル</sup>であった。

平成七年（一九九五）四月、県道四線の実延長は三万六六三<sup>メートル</sup>、改良済み一万七八五二<sup>メートル</sup>、改良率五八・二パーセント、舗装率九三・四パーセント、（『郡山データファイル一九九六』より）。平成一五年度（二〇〇三）県道四線の実延長三万一二五三<sup>メートル</sup>、改良済み一万九〇六七<sup>メートル</sup>、改良率六一・八パーセント、舗装率九六・一パーセントであった（『平成一五年度道路現況調査』県道路維持課、二二五ページ）。

町道について昭和三二年度（一九五七）、四六年度（一九七二）、平成二年度（一九九〇）、一五年度（二〇〇三）の推移をみてみよう。町道路線数は二七↓四六↓一三九線と増加してきている。実延長は四六年度から七万七〇六九<sup>メートル</sup>↓八万八三九二<sup>メートル</sup>↓一万四〇八〇<sup>メートル</sup>と延びてきている。

平成七年四月から一五年度までに町道実延長九万五四一五<sup>メートル</sup>から一一万四三八〇<sup>メートル</sup>へ、改良率は七〇・七パーセントから八八パーセント、舗装率は九四・二パーセントから九八・三パーセントまで整備が進んだ。

農免道路についても触れておこう。同道路は農畜産物の輸送に供する基幹産業道路として同四〇年（一九六五）に創設されたものである。平成一五年度農道は八路線（八四三八<sup>メートル</sup>）、住環境道路五路線（二七三〇<sup>メートル</sup>）、林道六路線（一万三九八七<sup>メートル</sup>）である。

橋梁についても見てみると昭和三二年（一九五七）の時点で橋は二〇あり、うち石橋が一、コンクリート橋が六、木の橋が三であった。同五〇年度（一九七五）橋の数四四、内訳は国道二（一七・六<sup>メートル</sup>）、県道一（一三二・八<sup>メートル</sup>）、町道三一（二八二・五<sup>メートル</sup>）。平成二年度（一九九〇）橋は六〇のうち国道四（八五<sup>メートル</sup>）、県道一五（一八三<sup>メートル</sup>）、町道四一（三九七<sup>メートル</sup>）。同一五年度（二〇〇三）の橋は六七、内訳国道七（二九七<sup>メートル</sup>）、県道一五（二〇〇<sup>メートル</sup>）、町道四一（五六三<sup>メートル</sup>）となっている。

補足として伊集院土木事務所が国道・県道整備の基本方針を出している。①広域的な交流を促進する道路交通ネットワークの形成（一日交通圏の拡大）、②安全な県土のための道路交通ネットワーク

の形成、③均衡の取れた県土をつくる道路交通ネットワークの形成（県内半日交通圏の拡大等）、④うるおいにみちた快適な道路空間の形成（人や自然と共存する道作り）。国道では油須木・郡山地区、県道で里岳・花尾地区地方道で東俣地区で整備の計画。

### 3 道路計画

#### 1 町総合振興計画（平成元年～一〇年度）

①国道―郡山町内を走っている国道三二八号の大部分は改良工事が完成し、現在入来峠付近の災害箇所は平成元年度完成を目標に整備が進められている。

②県道―町内を通過する自動車も増加しつつあり、鹿児島市、鹿児島空港並びに川薩方面に連絡する道路は、交通の隘路になつてい部分から改良工事を促進する。また、用地買収については、地域住民の協力体制を図る等理解を深めながら先手取得を推進する。

③町道―町道は幹線道路及び広域ネットワーク道路を主体に改良舗装を年次的に実施してきた。今後引き続き計画的に実施する。道路面の舗装により、道路排水の流末が問題となる傾向にあるので、道路側溝の整備及び流末についても整備に努める。

④農村道―農道の整備については、農用地利用に必要な農道を、林道及び作業路については、拡大造林、除間伐、たけのこ生産等の林業経営に資する道路を重点的に推進する。

#### 2 第四次総合振興計画（平成六年～一五年度）

##### ①快適・安全な生活道路の整備

1 本町の縦軸中心の道路網を中央部分において東西方向にアクセスする横断道路を建設するとともに、循環道路や幹線道路網の整備を推進する。

2 町道の整備にあたっては、自然景観との調和や歩道の設置、植栽に努める等観光的な面にも配慮しながら、生活道路としての安全でゆとりの感じられる整備を促進する。

##### ②ゆとりと魅力の交通環境づくり

1 国道三二八号沿線上の適地にゆとり休めてくつろげる交流施設を整備する。

2 中央地域の道路整備に当たっては、人にやさしい歩道の設置や植栽に配慮するとともに、買物客にも配慮したゆとりのある交通環境づくりを推進する。

##### ③国道及び県道の整備促進

1 主要地方道伊集院・蒲生・溝辺線は空港に通じる主要路線であり、また鹿児島広域都市圏の外環状道路としても重要路線であるので、県に強力に働きかけ整備促進を図る。さらに主要地方道川内・郡山線をはじめ他の二路線も整備促進を図る。

2 総合運動公園の広域的な利用を促進するため、県道も含めた道路網の整備を推進する。

3 国道三二八号の登坂車線及び小山田交差点の早期完成に努めるとともに、南九州西回り自動車道にアクセスする道路

の整備を関係市町との連携を図りながら国・県に強力に働きかけ整備を促進する。

### 3 郡山町地域振興マスタープラン（平成一五年三月）

① 国道三二八号の整備促進—国道三二五号は、南側の鹿児島市で国道三号と連結し、北薩へ通じる基幹的な道路であることから、拡幅等の整備を促進する。

② 国道三号へのアクセス道路の施設—合併により鹿児島市との一体性を確保するため、町道川田比志島線から国道三号に接続するアクセス道路の新設を促進する。

③ 一般県道小山田谷山線の整備促進—合併関係町である松元町や鹿児島南部とのアクセス向上を図るため、一般県道小山田谷山線の延長等の整備を促進する。

④ 主要地方道伊集院蒲生溝辺線の整備促進—合併関係町である吉田とのアクセス向上を図るため、主要地方道伊集院蒲生溝辺線の延長等の整備を促進する。

⑤ 主要地方道川辺郡山の整備促進

⑥ 町中心部における交通便利性の向上—中央地区土地区画整理事業の中で、町中心部における交通便利性を向上させる。

⑦ 山間部における交通手段の確保—町内循環バスの維持・確保。

## 第二節 交通

『県史・四』によると、「明治一〇年代の初めにおいては陸上交

通及び運輸の機関としては人力車と荷車とがあったにすぎなかった。人力車が本県に入ったのはすでに明治初年代のこと」「明治一一年において一八五台を数え、二四年に至り初めて一〇〇〇台を突破して一〇八二台となった。かくて人力車が唯一の陸上交通機関としてしばらく発達」（四七一頁）するのである。明治四四年（一九一一）には一六一一台となるが、昭和一〇年（一九三三）四六一台と大幅に減少、さらに同二二年（一九四七）には三三台と大激減する（『県史・五』九三九頁）。

乗合馬車は明治二二年（一八八九）に初めて四台を数えたということであるが、便利でかつ手頃な中距離交通機関として発達を続け、明治四四年度は県下で七〇六台に達した。

郡山では明治末年の頃、麓から鹿児島市の千石馬場まで、一馬車一往復の馬車が甲斐どんの隣りの乗合所から出ていた。後から油須木からも出るようになる。そして台数も三台に増えた（『日置郡誌』）。大正の初め頃に鹿児島まで馬車賃は三〇銭か四〇銭くらいで、大正一〇年（一九二二）には六〇銭であった（当時、伊集院・西鹿児島間の汽車賃は二九銭）。

昭和に入ると自動車、バスに押されて、大正一三年（一九二四）から昭和二年（一九二九）には廃業に追い込まれたが、ガソリン欠乏の戦時にはまた使用された。

### 自転車

自転車は日露戦争前の頃移入され、明治三五年（一九〇二）には自転車取締規則が県会で発布される。

『日置郡誌』にみると、大正一〇年（一九二一）に郡山にあった自転車は四八台、翌年は一一二台、そして一四年一八四台、翌年二七五台、そして昭和五年（一九三〇）には三五三台へ急増した数字が記録されている。

当時の新高級車であった「プライム」が一四五円、「アサヒ」が八〇円くらいというから、大正一五年（一九二六）の郡山村長の給料が月五五円、助役が四六円、書記の平均給料は三三円であったので、容易なことでは買えない値段であった。

それでもその便利さに惹かれて、自転車は急激に普及していく。当時、郡山で開業していた自転車屋の二人が、自転車競走を企画、それが大当たりで、各地から参加者が多く、毎年の呼び物になった。大正一四年（一九二五）四月一二日付「鹿兒島朝日新聞」は次のような記事を載せている。

郡山の自転車競走―近来になき盛況を呈す

日置郡郡山村の輪友会主催の自転車競走大会は、一二日同村瀬戸山グラウンドで、極めて盛大に催された。…定刻午前一〇時、三発の銃声高く春空に響けば、七人一組の少年競争猛烈に行われたるを、初回到村内外実用車、レーサー等約五〇回、予定通り進行し、最後の村内大選手及び県内大選手の二大競争は実に猛烈を極め、競走場の周囲に雲集せる観衆の声援白熱化し、非常な盛況裏に五時三〇分全て終了した。…ちなみに当日の優勝者並びに入賞者には全部賞状及び商品を大村会長代理の手から手渡された。

なお種目は、実用車二〇周、村内大選手三〇周、県内選拔選手二

五周、県内大選手四〇周、村内長距離、村外長距離、以上六種目であった。優勝者の中には宮崎出身もいた。

『(旧)郷土史・下』(二三五頁)には、大正から昭和初期にかけての自転車台数が記されている。

大正六年（一九一七）	二三台	昭和六年（一九三一）	三四一台
大正一〇年（一九二一）	四八台	昭和七年（一九三二）	三三一台
大正一五年（一九二六）	二七五台	昭和八年（一九三三）	三三四台
昭和五年（一九三〇）	三五三台		

#### 乗合自動車 第六章の第三節参照

#### 国鉄バス

昭和二年（一九四七）三月二五日から鹿兒島市と郡山間に国鉄バスが走るようになる。前述したようにガソリンの一滴は血の一滴といわれ、昭和一六年（一九四一）頃から街を走っている車はほとんど代燃車となり、同二〇年六月から二二年三月までは運転中止となり、トラックの荷台に人が乗ることも当然とされていた（『県史・五』九四二頁）。

国鉄バスの開通式は関係市町村が出席して、蒲生町薄原の大山小学校で行われた。以下は郡山の国鉄バス開通の路線と日付である。

小山田―郡山―宮之城	二二年（一九四七）	三月一五日
塚田―川田―花尾―宮之城	同	
花尾―岩戸―薄原―蒲生	二六年（一九五一）	一〇月一日

表10-3 国鉄バス時刻表

国鉄バス鹿兒島行		
始 発	鹿兒島着	
郡山麓発	鹿兒島着	
郡山	6.45	7.25
〃	6.50	7.35
〃	7.10	8.00
大浦	7.30	8.15
宮ノ城(※)	7.40	8.25
郡山	7.45	8.30
花尾	8.10	8.55
特急	8.51	9.25
宮城	9.15	9.55
花尾	9.35	10.15
急行	9.56	10.30
郡山	10.15	10.55
大浦	10.50	11.30
花尾	12.50	13.30
宮城	13.50	14.30
郡山	14.45	15.25
大浦(※)	15.50	16.30
郡山	16.30	17.10
〃(東)	16.35	17.30
宮城	17.10	17.50
急行	17.56	18.30
東俣	18.25	19.05
宮城	19.30	20.10
郡山	20.00	20.40

註(※)印は日曜、祝日、  
休 休 (東)印は東俣經由

花尾発 鹿兒島行		
始 発	鹿兒島着	
花尾、花尾発	鹿兒島着	
花尾	6.50	7.50
都迫(東)	7.24	8.10
花尾	7.25	8.20
東俣(※)	7.39	8.25
長野	7.35	8.30
花尾(郡)	7.48	8.55
花尾	8.45	9.35
〃(郡)	9.15	10.15
宮城	11.20	12.10
花尾(郡)	12.20	13.30
蒲生(東)	13.14	13.55
宮城	15.15	16.05
郡山(東)	16.48	17.30
花尾	17.10	18.00
〃	17.55	18.45
東俣(郡)	18.13	19.05
蒲生(東)	18.59	19.40

註(東)印は東俣発時刻  
(郡)印は郡山麓經由  
その他は花尾発時刻

花尾―入来―宮之城 同  
 賦合―東俣 二九年(一九五四)十一月十五日  
 長山口―都迫―蒲生 三二年(一九五七)七月二十五日  
 郡山麓―大浦 三二年(一九五七)九月十五日

開通の頃の鹿兒島・郡山間の運賃は三円四〇銭、所要時間は一時  
 間二〇分(砂利道のガッタングットン、乾燥時は濛々たる砂塵を巻  
 き上げた)で、回数は二往復半であった(『旧』郷土史・下)三八  
 三(三八四ページ)。

また昭和二六年(一九五二)九月二〇日付の『郡山村広報』第4  
 号によれば、当時、鹿兒島・郡山間を一日二〇数回往復し、通勤通  
 学その他の所用の人々の足を満たしている。運賃は鹿兒島・郡山間  
 四〇円であったという。郡山乗降客の推移表をみると大きな特徴は  
 自動車台数が影響している。昭和三八年(一九六三)一年間の乗客  
 は五三万―四二〇人、一日平均で一四五八人だったが、自動車、バ  
 イク保有者急増の同四六年(一九七一)には年間の乗客は九万七六  
 七〇人、一日平均はなんと三一九人と激減していることである。

なお、平成一四年(二〇〇二)二月二五日JR九州バス郡山駅の

落成式並びにバスの出発セレモニーが  
 行われた。区画整理事業により駅舎が  
 移転したことによるもの。本駅は平日  
 は一日六五本の発着便がある(『広報  
 こおりやま』No.436)。

「車社会」と交通安全  
 先の資料『基礎調査書』には町制施  
 行後の昭和三二年後(一九五七)の自  
 動車台数の表が掲載されている。注目  
 したいのは当時普通乗用車が一台、小  
 型車が一台、合わせて三台しかなかっ  
 たことである。貨物輸送で活躍してい  
 たのは、オート三輪車であった。回転  
 半径が小さいので、市街地だけでなく  
 農道でも走ることが出来たのでその後  
 増えていく。また当時は全国的にスクー

図10-1 1971年バス運航



通行回数

郡山 ←→ 伊集院	郡山 ←→ 鹿兒島	花尾(東俣) ←→ 鹿兒島
林田バス 6回	林田バス 22回 国鉄バス 48回	国鉄バス 39回

ターや単車（原付バイク）が始め五〇〜二五〇CCの単車も普及していくことになる。昭和四〇年（一九六五）から四五年（一九七〇）以降、バイクが増え、同時に自動車台数も増えていく。

『町勢要覧こおりやま』（一九七二）によると、乗用車は六四台、四輪貨物一八台、軽自動車が一三五台、軽四輪貨物が三八三台、そして自動二輪四〇四台、原付バイク六五四台と軽自動車以下の急増ぶりが目立つ。なお平成九年（一九九七）一月現在自動車台数は七〇二台、免許取得者四九六四人となっている。

「車社会」の到来の中で昭和四六年三月『郡山町交通安全対策会議条例』が制定される（『町例規集』一六七二頁。定数一人で交通安全計画を作成することになる。一方で事故は増加の一途をたどる。

役場保存の『町勢要覧』をみると注目すべき数字が出ている。すなわち、昭和五三年版（一九七八）には交通事故が「一九・一日に一件発生」していたが、その数字がその後大きく変わっていくのである。昭和六〇年版（一九八五）では「二〇・四日に一件」、平成八年（一九九六）の『郡山データファイル』によると「二一・〇日に一件」、そして、平成一三年版（二〇〇二）では「六・九日に一件」と。

昭和五二年（一九七七）一月に本町は安全運転宣言、同五八年（一九八三）六月には暴走族追放に関する議会の決議をしている（『議会だよりこおりやま』第八号）。

我々町民は人命尊重の精神に徹し正しい交通秩序の確立と悲惨な

交通事故を追放する社会環境の実現に最大の努力を払っているところである。

このような町民あげての努力にもかかわらず、交通秩序を無視したいわゆる暴走族による悪質かつ危険な集団暴走行為が後を絶たず、町民の平穏な生活を脅かしていることは誠に憂慮に耐えない。我々はこのようにいわゆる暴走族による法秩序を無視した集団暴走行為及びこれを助長する行為を断じて許すことは出来ない。

よって、ここに町民の総力を上げて暴走族を追放することを決議する。

郡山町議会

昭和五八年六月二八日

表10-4でみると、近年町内の交通事故に関する数値には、一定の傾向は見られないが、県内全体では減少傾向にあるという。本町では平成一一年（一九九九）五月以来交通死亡事故の発生がなく同一四年（二〇〇二）二月六日で一〇〇〇日を迎えた。これを記念して二月七日役場で記念セレモニーが行われ、式終了後、郡山小学校金管バンドの皆さんの演奏と池山町長の号

表10-4

	発生	死者	負傷者
平成 12	53	0	67
13	36	0	48
14	43	0	58
15	48	2	60

鹿児島県警交通統計資料

令に合わせハーレー隊が町内及び伊集院町、日吉町までパレードを行い、交通安全を訴えた（『広報こおりやま』No. 435）。

交通安全協会、郡山町婦人会と構成員を同じくする「交通安全母の会」等が発足、交通事故絶滅のための気運が高まり広がりをみせる。春、夏、秋、年末年始の交通安全運動、毎日一日と二〇日の「交通安全の日」の設定、町民総ぐるみの運動としての交通三悪の絶滅等も行われている。

交通安全母の会では交通安全キャンペーン期間には「鉛玉作戦」と称して、国道三二八号の柿園周辺で定期的にドライバーに鉛を渡して安全運転を呼びかけている。

### 第三節 通信

#### 1 郵便

明治四年（一八七二）の初め、政府は東京・大阪間に郵便を始める。翌五年六月、太政官布告をもって「県庁所在地は、公私の用事の多いところに郵便役所を設け、毎日か一日おきに、あるいは月に五・六回は往復の郵便を開くように」と布告した。

鹿児島県では、明治五年七月一日、鹿児島県山下町一番地に鹿児島郵便役所を置いたほか、川内、加治木、阿久根、伊集院にも開設している。

明治六年（一八七三）、政府は郵便役所に一〜五の等級をつけ、

四月には郵便切手、一二月に一枚半銭の葉書を発行した。そして郵便到着期間を東京・鹿児島間を一七日と決めている。同七年、政府は世界で四番目に郵便貯金制度を発足させ、翌八年一月一日、それまでの郵便役所・郵便取扱所を郵便局と改称した。

『県史・四』によると、西南戦争の時期に重なった明治一〇年（一八八七）中葉までは中央との郵便連絡は船便でする他なかったという。同年七月十九日現在、鹿児島・宮之城間の路線は隔日に郵便往復が可能になり、その後も県下各地に路線が開通、同一二年（一八八九）の統計によれば県下五一路線になり、着々と郵便事業は進展する（四七七〜四七八頁）。

郡山村の郵便の歴史の原点は、明治六年（一八七三）四月一日、国道筋の下伊集院村の麦生田郵便局開局にある。郡山は同郵便局の管轄かかに入っている。局長には郡山の宅方直定が任命、「郵便切手売下所」四か所、「郵便箱」四か所を管理した。県は明治一四年（一八八二）に郵便局のない町村には、郵便切手を売る郵便切手売下所と郵便箱を設置し、郵便局から集配人を出して郵便物の取り集めと配達をさせた。

『（旧）郷土史・下』（六八〜六九頁）には、当時の配達に関わる聞きとりが記録されている。少々長くなるが貴重な話なので引用させてもらう。まず寺尾重敏氏が父親の平吉氏（明治一二年生）から聞いた話。

「私の父は明治二九年十八歳の時から四年間、麦生田郵便局から河頭郵便局まで郵便物の運搬（ていそう）といつたに従事しました。夜は毎晩わらじを作り、夜明けを待って下茶屋したやの郵便箱の所に

行き、郵便物を唐米袋で作った郵便袋に詰めて、サシ（かつぎ棒）にくくりつけてかつぎ、麦生田郵便局まで運び、そこでまた串木野、市来方面から届いた鹿児島方面行きの郵便物を、これが物が多いので「シヤリキ車」（通送車といった）に積んで、歩くのではなく走って河頭局へ運んだものだ。中川峠を上りつく頃は汗だくになり、雪の降る時でも六尺フンドシ一本で下り坂は一問位ずつ跳んで走ったものだ」。

もう一人は郡山武二氏（明治三三年生）の話。

「俺は一八のとき（明治四〇年）から二四歳まで七年間、郡山の下茶屋の郵便箱から郵便物を袋に入れて麦生田郵便局まで運び、帰りには郵便物をもって下茶屋まで届け、午後は坪久田、常盤（今の清和）、中福良、上園、柿木平、賦合地区の郵便配達をした。

その間二年半ぐらいは笹の段から八重山を越え、入来馬越まで通送もした。その頃は車などもないから、草履ばきで、郵便物は袋に入れてサシで担って運んだものだ。もう一つ。

「麦生田局から笹之段の坂道を越えて入来まで毎日、ときには一日おきに通う「飛脚どん」と呼ばれる人がいました。西俣の久保田という人でした。黒の三度笠をかぶり、股引、きやはん、草履ばきで、一メートル半程の棒の先に郵便物をくくりつけて、小走りで往来するイキな姿を見受けるものでした。

郵便物の中にはお金もはいつていたことでしょう。入来峠から先八キロメートルぐらいは県道といつてもいいとは違い、大きな山の中を曲がりくねって通っていたので、一人では昼でも

気持の悪いところでしたが、追いはぎが出るといふ噂が流れました。しかも飛び道具をもっているという話です。飛脚はどうもそれらしい者に狙われているような気配を二、三度感じたことがあったので、その後は暗くなってから通る時は、提灯を長い棒の先にくくりつけて走ることになりました。とうとう追いはぎができました。彼は提灯を目あてて鉄砲を打ったのです。それが彼の運のつきでした。その後入来峠の怪は消えました」。

これらの話から、郡山には現在の麓の十字路の角の下茶屋に郵便箱が置かれ、ここでは切手や葉書等も売られ、郵便物の集配所になっていた。明治一四年（一八八二）一月から六月までの東俣村戸長役場の「戸帳役場用需要品仕払帳」をみると、当時市来町にあった郡役所に書類を届けるには、人を雇って持って行かせるが、その費用が四九銭かかった。鹿児島県の県庁までは二八銭だった。

なお、『日置郡誌』に大正一〇年（一九二二）の郡山の郵便取扱状況が試載されている。通常郵便の引受は四万九、三一五通、配達は一二万八、一〇三通。小包は引受一、〇六六個、配達一、五一一個となっている。

『（旧）郷土史・下』（二三八頁）に次の記述がある（明治一八年一〇月一日郵便貯金取扱、同三〇年七月十六日小包郵便取扱、大正五年一〇月一日簡易保険取扱開始、同十三年一月一〇日電報取扱開始、同十四年八月一日電話開始）と電信業務が始まり、電話が局に取り付けられたことは一般の人々は勿論、特に役場や商売する人達には大助かりであった。



なお『日置郡誌』（四三頁）に大正一〇年（一九二一）の郡山の郵便取扱状況が記載されている。通常郵便の引受四万九三二五通、配達は一二万八一〇三通。小包は引受一〇六六個、配達一五一一個となっている。

その後の郡山村の郵便事業等に関する記録は保存されていない。戦前の新聞記事を探る中で郡山郵便局の上棟式が写真入りで掲載されている記事（昭和一〇年六月四日付「鹿児島新聞」）があった（ただし、写真のみ）。同年九月一九日付、同新聞は次の記事を載せている。見出しは「郡山郵便局落成―目貫街に異彩を放つ―」。日置郡郡山郵便局では公衆の利便を「モットー」として局舎の狭隘を告げていたので今秋陸軍特別大演習並に地方行幸の記念事業として過る四月局舎改築工事に着工し鋭意工事進捗中が愈々この程採光、通風、公衆の利便に申分なく局舎が竣工したので郡山街の中央に偉観を呈している。新局舎は事務室は勿論公衆の控所並に近きに特設電話の設置を慮り電話交換室、区分室、宿直室等堅牢と優美に誇り、通信事務の明朗なるを魁けたらんとしている。因に局舎改築を機会に昭和十一年度の特設電話を設置計画中であるのでこれが実現も程遠からざることであろう。

昭和一二年（一九三七）の県下郵便局数は総数二七七局、便物の取り扱いには横ばい状態であったが、満州事変以来漸次戦時体制となり、明治三二年（一八九九）以来封書三銭、ハガキ一銭五厘が昭和一二年四月から封書二〇グラムまでごとに四銭、ハガキ二銭と、三五年ぶりの値上げを行った。また年賀郵便の特別取り扱いも同一二

年から廃止された。

太平洋戦争直前の昭和一六年（一九四二）一〇月、国は思想統制と軍の秘密漏洩を防ぐために、臨時郵便取締法を制定・公布し、戦時に際して、郵便物の内容検閲を開始した。同年一二日には郵便物の引き受け、配達、特殊扱い等を中止又は制限、その結果、郵便・通信も停滞を余儀なくされる。男子従業員の広召徴用等で人手不足が深刻となり、女子集配手が採用されることになる。

昭和二〇年（一九四五）になると、全国各地に対する空襲で郵便物は大幅に遅れる。二三一六人の犠牲者を出した「六・一七鹿児島市大空襲」で、市内九割以上が焼失、大混乱のため郵便物の取り扱いは実質上不可能となる。『県史・五』によると「当時は切手も消印もなく、切手は現金収納の印をおし、消印は墨で下と書いた」（九六九頁）という。

終戦直後は鹿児島局は冷水町の局長官舎と付近の防空壕で貯金保険業務を開始したが、八月二五日から鹿児島市の公会堂（中央公民館）と市役所で業務を開始した。郵便事業の復興と体制の建て直しは急務であった。

戦時中の検閲や郵便物の取り扱い制限等は、昭和二二年（一九四七）頃までには廃止され、新たな郵便行政が始まった。翌三三年末からまた年賀ハガキの特別取り扱いが復活し、記念切手も発売、同二四年からはさらにお年玉抽せん付の年賀ハガキが売り出され、郵便業務もようやく平常にもどった。

昭和三四年（一九五九）の新町建設実施計画書（同三四―四三年

度)によると郵便事業の主要な課題は以下のとおりである。

「町内の有屋田、岳地区の郵便物の集配を郡山郵便局に統合したいという要望は昭和三年合併以来の懸案であり、本計画の基本計画にもとりあげ、各方面に折衝したにもかかわらず、依然として合併前のそのまま麦生田郵便局(伊集院町)において取り扱われているので、地区民の不便は勿論町内全地域が迷惑を受け、したがって町行政上にも多大の支障があるので、一日も早く全町民の念願である郡山郵便局への統合をはかりたい」。

なお、『基礎調査書』に郡山郵便局の局員数、集配経路、集配数について記述がある。二二人の局員がいて、集配経路は次のとおり、

- 1 小船迫、川田、白石、古光
- 2 茶園畑、久保山、永山、寺山
- 3 彼岸田、峠、岩戸、向江谷
- 4 桐口、上之丸、大浦、小浦
- 5 芝立、雪元、的場、密柑山
- 6 寺下、常盤、中福良、西俣
- 7 図の下、柿木平、馬場、上園、賦合、油須木

集配数(一日平均)は、受付数五八九通、配達数九三三通、計一、五二二通と記録している(七二〜七三頁)。

## 2 電信・電話

電信は、有線、無線があるが、一般には電報とよばれ、電話が普

及するまでは官公庁、会社、家庭では電報が主に使われていた。初めて電報が鹿児島に開通したのは、明治一〇年(一八七七)八月一日の西南戦争の最中で、熊本と鹿児島の間から当時仮県庁があった加治木を経る緊急架設を行ない、軍事の急報に備えた。しかしその後電報の取り扱いが鹿児島郵便電信局だけの取扱いであった。明治二四年(一八九二)になってやっと加治木でも電報が打てるようになり、同二七年(一八九四)になると配線も延び、伊集院、知覧、枕崎、谷山、向田(川内)、出水の六局が郵便電信局となる。

郡山の人たちは明治、大正時代及び戦前、電報を打つためには鹿児島か伊集院まで行かなければならなかった(『(旧)郷土史・下』六九〜七〇頁)。

終戦前の電信電話事業は、政府直轄で運営され、県下の電信電話サービス提供は各郵便局で行なわれた。そして鹿児島からの電信の通信方式は東京・大阪・神戸・福岡が自動式で、その他は音響式であった。

昭和二年(一九四七)十一月一日官制改正により鹿児島電信局が発足し、翌二四年(一九四九)六月一日には通信省が電気通信省と郵政省に分かれ、電信電話の事業形態が大きく変わった。同二七年(一九五二)七月電気通信省が廃止、日本電信電話公社が公共企業体として発足し、明治以来の官営に終止符がうたれた。

先の資料『基礎調査書』には、電報業務は、郡山郵便局が委託を受け、配達区域は郡山一円(川田・有屋田を除く)、鹿児島市内(下大迫・上大迫、野屋敷、栗迫、古園影剱)、取扱数(一日平均)発信数五通、受信数九通、計一四通と表をのせている。

表10-5 公民館別電話加入申込調書  
S47. 4. 1現在

校区名	部落名	単独	共同	合計
大谷	本岳	62	43	105
	里岳	64	21	85
常盤	雪平	53	15	68
	八重	34	3	37
	大浦	67	32	99
	常盤	43	10	53
	西俣	78	19	98
郡山	有屋田	68	5	73
	甲突	86	20	106
	柿園	88	8	96
	郡山麓	40	3	43
	賦合	45	5	50
	油須木	24	41	65
花尾	厚地	126	0	127
	花尾	131	17	148
	大宮	109	32	141
南方	東秀	79	16	96
	東俣	152	12	164
	川田	117	14	131
	その他	6	0	6
	合計	1,453	335	1,791

電話事業についてふれると、鹿児島県の電話開通は国内では遅いほうで、鹿児島市に電話が登場したのは明治三十九年（一九〇六）一月二二日のこと。鹿児島郵便局内に交換機を設置し、業務が行われていた。当時、電話加入者は官公庁や金融機関、病院、会社等で一般の人びとには程遠い存在であった。その頃の電話は現在の自動電話と違って、通話者同士の電話回線を交換局の交換員がつなぐ方式であった。

昭和二年（一九二七）郡山の役場に電話が設置されることになった。この年の二月二七日の村議会に「郡役所廃止二件并自治行政ノ運行ヲ一層円滑ナラシムルタメ、県庁本村役場間ノ電話連絡ヲ図ルヲ目的トシ」、議案第二〇号をもって本村役場専用電話設置の件が上程されたのである。同時に郡山巡査駐在所から東俣巡査駐在所ま

での電話架設費及び実は前年度に架設される予定であった伊集院警察署から郡山駐在所までの架設費合計六〇〇円を寄付する件を可決している。

これで役場並びに駐在所という郡山で村民の治安と行政を担当する役所に文明の利器である電話網が張られたわけである。

一般の商店や事業所に設置されるのは昭和五年以降のようである（『旧郷土史・下』一三九頁）。

昭和二六年（一九五二）一〇月『郡山村勢要覧』には、当時の電話番号が記載されている。公共機関、役所をはじめ小中学校、駅その他、会社、自営業の店等の番号まで載っている。

一番郡山村役場、二番農業協同組合、三番農協東俣支所、四番郡山中学校、五番郡山駅、六番食料事務所郡山出張所、七番郡山小学校、八番大和木材株式会社、九番日東自動車株式会社、一〇番郡山村木材組合、一一番常盤小学校、十二番南方小学校、一三番花尾小学校、一四番鬼丸医師、一五番瀧脇写真館、一六番肥田木店、一七番郡山村議会事務所

昭和三一年九月、村の個数一八七三戸のうち電話加入は二〇個で全体のわずか一・一割であった（『編入合併申請書』資料より）。

『基礎調査書』に昭和三二年（一九五七）時点の電話加入者が三〇人で、一日平均の管内通話二八五通話、管外は六四通話、合計三四九通話であることが記載されている。

「町報こおりやま」No.151（昭和四七年四月二〇日）には、地域集

回電話申し込みが一、八〇〇戸近くに及んだ数字を掲載している。同年三月初旬に「地域ごと座談会を開き、申込みを受け付けた結果、町民のほとんどが申込みされた」と記し、さらに「総数は一七七戸となり、このうち単独を希望される人が約八〇パーセントになります。また既設の電話を含めた場合約九四パーセントになり全国一の普及になる」とも述べている。

ところで、昭和三三年（一九五八）度、郡山農業共同組合が事業主体となって有線放送電話事業が実施されている。開設当時の電話加入者はわずかに五〇〇戸に過ぎなかったが、同三九年度（一九六四）現在関係地区の九一パーセントに当る一四六〇戸が加入し、行政機関対町民、町民対町民の通話に大いに役立つている。

有線放送法による許可期間が同三九一年二月四日までとなっており、これを機会に施設運営等で再検討すべきとの声があり、三九年四月「町有線放送電話協議会」が結成され、五ヶ月後の八月に改修計画等方針が固まった（「町報こおりやま」No.87）。町民多数の希望である一回線当り加入戸数を平均一八・六戸（現在五〇〇六〇戸）、加入者数の予想は一八三戸であるができるだけ全戸加入を呼びかける。工事代金は二七四五万九〇〇〇円等具体的に計画が決まった。

昭和四九年（一九七四）三月、電話が自動化される。一般家庭加入電話台数は二五二〇台（平成元年三月）となり、ほぼ一世帯当り一台の割合で普及している。電話の自動化に伴って、有線放送施設は廃止され、一部の集落で放送業務を行っている。

昭和五五年（一九八〇）頃からダイヤルからプッシュホン電話へ

の切り替えが始まり、安く、速い電話利用が進むようになる。

#### 第四節 生活環境

##### 1 環境の現況

##### 土地利用・土地区画整理・住宅・環境資源

本町の町域のほとんどが、山間地となっており、平地は神之川や甲突川、川田川流域にわずかに開けているが、その大部分は田畑である。平成一四年度（二〇〇二）「固定資産概要調書」によると、本町の土地利用は、山林が三〇八九・二〇〇（全体の五三・三〇）を占め最も多く、農用地八一七・五〇〇（全体の一四・二〇）、宅地二三六・三〇〇（全体の四・一〇）等となっている。

昭和六二年（一九八七）に都市計画区域二七四〇〇、平成八年（一九九六）に用途地域九三・一〇〇を指定し、区画整理事業四五・八〇〇を実施しているところである。中央地区で土地区画整理事業は平成一〇年度（一九九八）からであるが、進捗率は同一三年度末の事業費ベースで二五割程度であり、当初の事業完了予定であった同二〇年度をずれ込む可能性がでてきている。

近年の都市化や高齢化の進展により山間部を中心に過疎化が進む一方、中央地区への人口の集中が進んでいる。さらに、前述したように、本町は、鹿児島市や川内市、出水市、鹿児島空港等へも近く、鹿児島市と北薩地域を結ぶ交通網の要衝となっており、立地条件を活かした流通・卸売業等の進出も見られるようになってきている。

本町の市街地は、郡山麓地区を中心に幹線道路沿いに開けているが、住宅が密集し、道路も狭いことなどから商業の集積化も進まず、近年では国道沿いに店舗の移転・展開が進んでいる。

また、都市化や核家族化の進展に伴い山間部からの人口の流出もみられ、定住化を促進する上で宅地の確保が課題になっている。現在、中央地区土地区画整理事業は進められており、さらに新たな宅地の造成、道路の拡幅や新設、公園・緑地の整備、河川改修等も行われている。

なお、住宅の多くが山裾や傾斜地等に広がっているため、急傾斜崩壊危険区域の住宅も多い。防災の観点から移転を促進する上で、安全な宅地確保も必要になっている。

一方、市街地地域においては、鹿児島市に隣接するという地理的条件と国道・県道等の交通環境に恵まれていることから民間による宅地開発が進み、また、県営住宅や町営住宅の建設等を進めてきたこともあり住宅が増え、町外からの流入も増えてきている。

快適環境の面で「緑を」点検してみよう。『平成一四年鹿児島県林業統計』によると、森林の状況は総土地面積五七七五〇、



ストリームタウン賦合

林野面積四一八二〇（林野率七二・四〇）、内訳を見ると国有林五三八〇（一二・九〇）、民有林三六四四〇（八七・一〇）＝私有林三四五六〇・県有林一二三〇・町有林五六〇。さらに民有林の樹種別面積を見ると、針葉樹（人工林）五四・五〇、広葉樹三二・六〇（天然林九八・七〇、人工林一・三〇）、竹林九・二〇、伐採跡地は〇・〇五〇という状況。

本町にはその他の環境資源として八重山、甲突池、三重岳、花尾山、樹木園千年の森、八重の棚田等の景観資源をはじめ、八重山公園・同キャンプ村、早馬公園、三重岳憩いの森、総合運動公園、「スパランド裸・楽・良」等の公園・施設、郡山温泉・轟温泉・甲稜温泉・神之川温泉等の温泉、花尾神社、隠れ念仏洞等の歴史遺産等がある。

なお、「郡山町観光施設の設置及び管理に関する条例」では、観光施設は①三重岳憩いの森、②早馬公園、③八重山公園、④花尾隠れ念仏洞公園、の四施設が明記されている。八重山公園についてはさらに、「交流促進センター・コテージ七棟・テントサイト・多目的広場・野外ステージ・展望広場・モニュメント広場・イベント館・人口ソリ」について記述している。

ちなみに、平成元年度（一九八八）に進めてきた「町観光レクリエーション基本構想」では町内を五つのゾーンに分け、その地域の特性を活かした魅力あるゾーンをつくるのが骨子とされた。それは、①森と泉のゾーン、②花と歴史のゾーン、③温泉とスポーツのゾーン、④シビックゾーン、⑤ふるさと農村体験ゾーン（「広報こおりやま」No.309）。同構想は、前述した「町地域振興マスタープラ

ン」(同一五年二月)に  
反映されている。"自然  
"歴史・文化"生活  
"健康"の四つのキー  
ワードにより、四地域を  
選定し、相互のネットワー  
クの構築と整備を行うこ  
とを提起しているのでは  
ある。

### 環境衛生

本町は山々に囲まれ、  
甲突川の水源「甲突池」

のある豊かな緑と清らかな水の町である。この恵まれた自然環境は  
かけがえのない町民共有の財産であり、将来にわたって受け継いで  
いくべき大切なものである。

生活環境の現況から見てみよう。本町には八重山を源とし町中央  
部を流れる甲突川と、その支流の川田川、油須木川及び雑田川と、  
町西部を流れる神之川等多くの河川・水路があり、甲突川は鹿児島  
湾に、神之川は東シナ海に注いでいる。町では町内の河川九地点で  
毎年一回水質検査を実施している。有機物の汚濁指標であるBOD  
について、すべての地点で環境基準である8mg/リットル以下を  
達成している。今後も河川の常時監視・調査や、工場・事業所の指  
導、また生活排水対策の推進、合併浄化槽の普及、河川の自然浄化



八重山公園コテージ

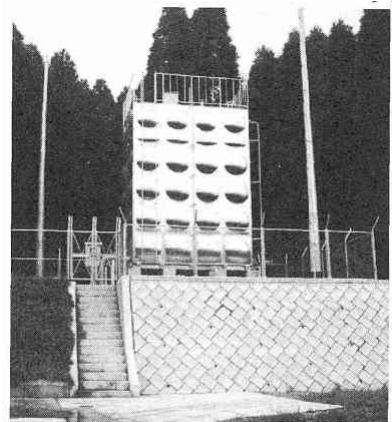
能力の向上等総合的な水質  
保全対策が必要となってい  
る。

簡易水道は、東部簡易六  
道と西部簡易水道からなり、  
東部水道は花尾、南方地域  
に給水し、西部水道は郡山  
及び常盤・大谷地区の一部  
に給水している。近年は宅

地開発が進んで、住宅が増加し、  
生活様式の都市化とともに水需  
要は増加傾向にある。平成一三  
年度(二〇〇一)末で二七四九  
世帯が簡易水道に加入している。  
同一二年度の水道普及率は全国  
平均九六・〇割で本町は八五・  
六割となっていた。その数字は  
同一四年度(二〇〇二)末に九  
一・九割と上昇している。なお、  
水道に関連して昭和三一〜三三  
年度の利用状況の貴重なデータ  
があるので引用しておこう。三  
一年度からそれぞれ利用戸数は  
七一戸・一四九戸・三三六戸増

表10-6 平成14年度末簡易水道加入状況

簡易水道名	対象戸数	加入戸数	加入率(%)
東部地区	949	919	96.8
西部(中央)地区	1,154	1,017	88.1
西部(常盤)地区	545	466	85.5
西部(西有里)地区	372	372	100.0
計	3,020	2,774	91.9



西部簡易水道

えているが、未利用戸数がまだ非常に多いのが次の数字で分かる。  
三一年度一九二九戸・三二年度一九五一戸・三三年度一七〇六戸と  
いう状況であった。（『基礎調査―昭和二七〜三三年度』）。

し尿処理については許可業者に委託して収集運搬を行い海洋投棄  
方式で処理してきたが、国際的な環境保護への動きもあり、広域的  
処理施設の整備を検討していく必要がある（海洋投棄は平成一九年  
二月禁止となる）。台所排水など生活排水対策として、平成二年度  
から小型合併浄化槽設置整備補助事業を実施している。

ゴミ処理については、同五年度（一九九三）から日置郡塵芥処理  
組合に加入し、焼却処理を行うとともに、ゴミ焼却炉や生ゴミ処理  
容器の設置補助を行いゴミの減量化に努めてきている。本町の一般  
廃棄物の処理は、焼却、資源化、埋立処分を行っており、同一四年  
度はゴミ量一三六七トのうち、六三・七割を焼却処理し、三・七割  
の資源化処理を行い、三二・六割を埋立処分している。ゴミの分別  
は同八年度（一九九六）までは可燃と不燃の二種類であったが、同  
九年度（一九九七）から缶・ビンが、同一一年度（一九九九）から  
ペットボトル・紙パックが、同一二年度（二〇〇〇）から紙類・布  
類・有害ゴミを、同一三年度（二〇〇一）からは白色のトレイや発  
泡スチロールを、そして同一四年度（二〇〇二）七月から廃プラ  
チック類の分別収集を始め、現在は二三品目に分別収集している。  
地球環境問題との関連で、本町の平成一二年度（二〇〇〇）を基  
準としたエネルギー消費量を見ると、原油換算で一万一七五四キロ  
リットル／年、二〇〇リットル入りドラム缶で五万八七七〇本に相  
当する。エネルギー源別では、石油が最も多く五五・九割であり、

表10-7 小型合併浄化槽設置基数

区分	平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口
5人槽	10	50	17	85	32	160	35	175	30	150
6～7人槽	28	185	29	189	36	229	55	340	91	592
8～10人槽	2	16	3	24	6	54	10	80	24	214
計	40	251	49	298	74	443	100	595	145	956
区分	平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度	
	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口
5人槽	27	135	5	25	8	40	75	281	44	164
6～7人槽	90	585	17	108	44	278	61	228	13	49
8～10人槽	16	140	8	70	14	126	4	15	4	15
計	133	860	30	203	66	444	140	524	61	228
区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		累計	
	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口	基数	処理人口
5人槽	73	271	46	118	55	140			457	1,794
6～7人槽	25	88	22	109	20	51			531	3,031
8～10人槽	2	12	2	11	5	13			100	790
計	100	371	70	238	80	204			1088	5,615

電力二九・一割、LPGガス二・三割、新エネルギー一・九割と続  
いている。部門別では産業部門が最も多く三八・一割、次に民生家  
庭部門二七・九割、運輸部門（すべての自動車の消費エネルギー）

二一・一、民生業

務部門（サービスマ  
等と事務所の消費エ  
ネルギー）一二・九  
割である（「郡山町  
環境基本計画」平成  
一五年一〇月、参照）。

人的環境の面では、  
一つに児童・生徒の  
環境学習の充実があ  
る。義務教育カリキュ  
ラムの中に平成一二  
年度（二〇〇〇）か  
ら「総合学習の時間」  
が設定され、生徒達  
は「環境問題」につ  
いていろいろなテー  
マを定め校外等に出

て学習活動を実践している。二つに本町の衛生自治団体連合会、公  
民館連合会、各種女性団体、商工会及び育成会等は、それぞれの事  
業の中で環境問題を取り上げて様々な環境保全活動を行っており、  
地球環境の保全を目指している。三つに次代を担う子ども達が、緑  
と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛  
し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした

表10-8 ごみ収集実績 (単位:kg)

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
可燃	520,230	603,230	867,250	943,010	1,048,310	1,099,330
不燃	339,000	498,000	51,690	47,150	52,070	54,410
かん	113,020	51,289	37,830	32,200	30,150	31,940
びん		59,180	67,332	61,160	59,930	57,410
ペットボトル			5,810	8,180	8,900	10,170
飲料用紙		0	0	0	0	0
段ボール				2,700	8,530	10,060
新聞紙・チラシ				81,890	78,810	46,570
その他紙					33,340	
古布					11,110	7,330
白色トレイ・発泡					1,120	1,490
廃プラスチック類						13,690
有害ごみ				3,540	2,650	1,750
計	972,250	1,211,699	1,029,912	1,179,830	1,301,580	1,367,490

郡山町環境基本計画 62頁

「三重岳緑の少年団」が結成されている（少年団については後述す  
る）。

## 2 郡山町環境基本条例・計画

### 環境基本条例

わが国においては、平成五年（一九九三）一月に、地球環境時  
代の環境政策の新しい基本理念や政策手法を示した環境基本法が制  
定され、この法に基づき、平成六年（一九九四）一月に環境基本  
計画が策定された。さらに同一三年（二〇〇一）一月の省庁再編に  
伴い「環境庁」となり、環境政策を積極的に推進している。

鹿児島県でも、同一三年三月県環境基本計画が、策定され、環境  
保全のための施策の展開と各主体の役割と取り組みが示され、計画  
の推進が図られている。

本町では、同一四年（二〇〇二）七月一日に「郡山町環境基本条  
例（以下「基本条例」）を施行することになった。本町は、鹿児島  
湾にそそぐ甲突川や東シナ海にそそぐ神之川の水源の町として清ら  
かな水を育み、自然豊かな人々に安らぎをもたらす田園風景、四季  
の移ろいを伝える山々等、美しい環境に恵まれている。しかし、こ  
れまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄の社  
会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、オゾン層の破壊、  
酸性雨問題、地球温暖化等地球規模で環境に影響を及ぼしている。

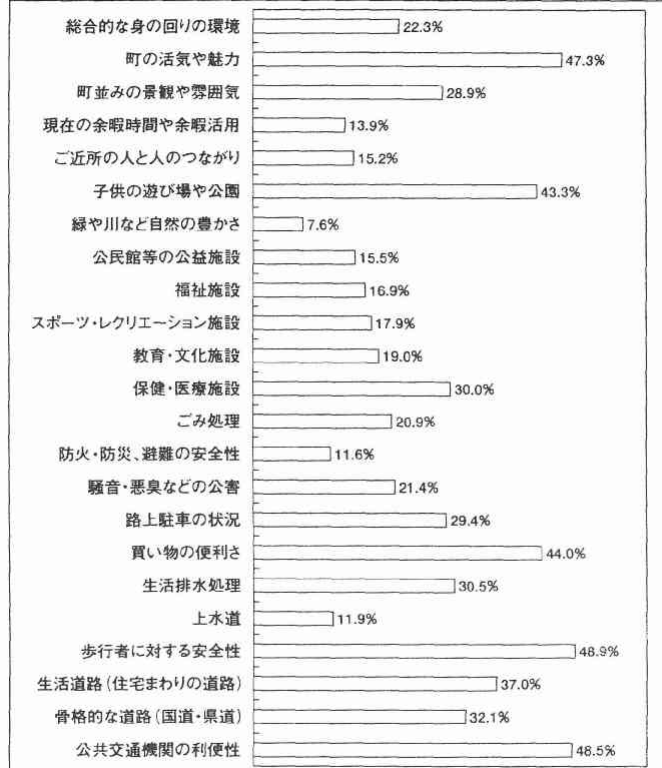
このような環境への負荷をできる限り低減し、かけがえのない財  
産である町の自然を守り育て、そして、次世代に引き継いでいくこ



とが、重要となっている。

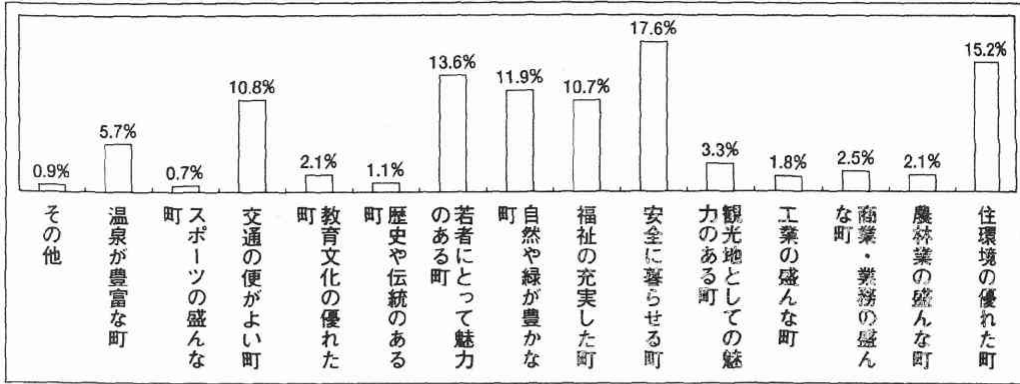
「基本条例」では、第一条（目的）で「自然と人が共生するまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」とし、第3条（基本理念）は、「（1）環境の保全是、町民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。（2）環境の保全是自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない資源の循環を基調とする社会が構築されるように適切に行わなければならない。（3）環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。（4）環境の保全是、すべての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない」とある。

図10-2 郡山町の現在の生活環境について（不満足度）※複数回答



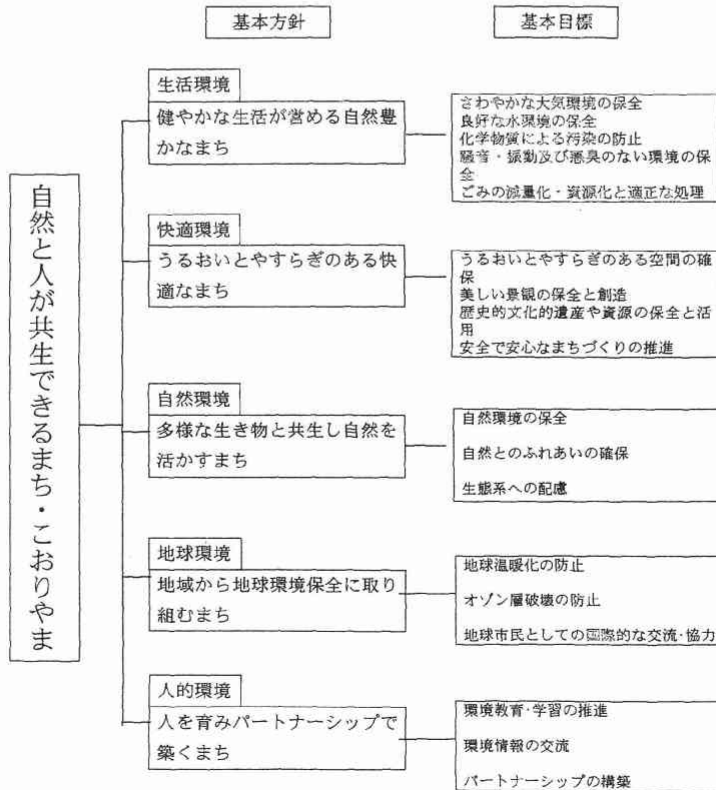
「広報こおりやま」447号

図10-3 郡山町をどんな印象のまちにしたいと思いますか。



同上

図10-4 郡山町の望ましい環境像



「郡山環境基本計画」 9 頁

### 環境基本計画

本計画は平成一五年度（二〇〇三）を初年度として、同二四年度（二〇一三）を目標年度とした。

今日の環境問題の認識や本町の環境の現状と課題、町民ニーズを勘案して、本町の望ましい環境像を次のように設定した。

『自然と人が共生できるまち・こおりやま』

環境が生きるものの根源であることを認識し、自らの生活、社会経済活動を見直し、すべての町民参加のもとに、健全で恵み豊かな環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいきます。望ましい環境像を実現するために、五つの基本方針と基本目標がある。

#### （1）生活環境Ⅱ健やかな生活が営める自然豊かな町

- ①さわやかな大気環境の保全
- ②良好な水環境の保全
- ③化学物質による汚染の防止
- ④騒音のない音環境の保全
- ⑤ゴミの減量化・資源化と適切な処理

#### （2）快適環境Ⅱうるおいと安らぎのある空間の確保

- ①うるおいと安らぎのある空間の確保
- ②美しい景観の保全と創造
- ③歴史的文化的遺産や資源の保全と活用
- ④安全で安心な町づくりの推進

#### （3）自然環境Ⅱ多様な生き物と共生し自然を活かす町

- ①自然環境の保全

#### ②自然とのふれあいの確保

#### ③生態系への配慮

#### （4）地球環境Ⅱ地域から地球環境保全に取り組む町

#### ①地球温暖化の防止

#### ②オゾン層破壊の防止

#### ③地球市民としての国際的な交流・協力

#### （5）人的環境Ⅱ人を育みパートナーシップで築く町

#### ①環境教育・学習の推進

#### ②環境情報の交流

#### ③パートナーシップの構築

## 第一章 学校教育

### 第一節 明治期の学校教育

#### 1 草創期の学校教育―混乱の中の出発

##### 「学制」発布以前の郡山

わが国の近代的学校教育制度は、明治五年（一八七二）の「学制」に始まる。それ以前の郡山の教育機関の様子について、『郡山尋常高等小学校沿革史』は、「初め藩政の時、士人の文を講し兼ねて武を修むるの学舎とは無かりしが、文運の開進と社会の変改とに伴ひ先ず学舎を圓照寺（圓照寺は当校をへだてる西北数町に在り）に設け、進取的子弟を集めて教導したりしが、これが教育の任に当るものは河野憲章氏（大島郡喜界島の人）にして木場良左エ門傍監たり（この時無報酬）。やがて学舎を現在の位置なる即ち本村の旧地頭の仮屋を譲り受け、元のごとく子弟を教養したり。当時教師は河野憲章氏、鬼丸吉左エ門氏にして、かたわら木場良左エ門氏これを統督せり（これを待遇するに軍役金を以つてす）。」と述べ、明治維新直後に土族の子弟を対象にしたと思われる教育機関としての学舎が郡山にも設立されていたことを伝えている。

また、『郷土資料―行政、教育、動物、植物― 共三冊 貳 常盤小学校』（以下、『郷土資料』と略す。）の「第七章 教育」は、「明治二年頃、有志家の間に学校建設の議起り、当時琉球より来たれる医師山口兼四郎氏を頼み、大学、論語等四書の素読を郡山村の天神

平なる「法幢寺」に学びたり。当時の生徒は、白石矢之助・白坂矢一郎・白坂金之照・上原尚定・郡山矢一郎・郡山喜平次・奥何某等の七、人名なりき。」と述べ、先程の学舎とは別の教育機関の存在を伝えている。このように、明治初期の郡山においては、一部の土族の子弟を対象とした教育機関が有志によっていくつか設立されたものの、庶民の生活は江戸時代と変わらず、学校教育ともほとんど無縁であったと考えられる。

##### 「学制」発布直後の郡山

明治新政府の近代国家づくりの重要な制度のひとつである近代的学校教育制度を初めて定めた明治五年の「学制」は、「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」（序文）つまり、国民すべてが学校教育を受けることをめざすものであった。また、「学問は身を立つるの財本」（立身出世のための財産）であるから、教育に必要な経費は国家に頼らず、地域住民の負担や授業料によって学校教育を実施し、子どもを学校に通わすようにと述べていた。「学制」に示された学校制度は、フランスの学校制度をモデルとしており、日本全国をまず八大学区に分け、一大学区の中に三二中学区を設け、さらに一中学区の中に二一〇小学区を設けて、それぞれの学区ごとに大学、中学校、小学校の設置を義務づけるものであった。そして、小学校は、上等小学と下等小学に分けられていた。

鹿児島県は、第五大学区に属し、管内六中学区、一二五〇小学区に分けられた（『鹿児島県教育史』二四二頁）。しかし、この「学制」に規定された学校制度が日本全土でただちに確立されたわけではな

く、鹿児島県においてもそうであった。薩摩藩・鹿児島県（廃藩置県の実施は明治四年七月）は、明治四年一月、藩校であった造士館の洋学局を廃止して、その跡に本学校を作り、さらに城下に小学校第一校（第四校を作って本学校が管轄するという、本学校―小学校制をすでに整備していた。そして、この本学校は、初等レベルの学校として新設された四つの藩校としての小学校や諸郷に開設されていた郷校（当初士族が共同で設立した私学として設立されたが、本学校設立を契機に本学校管轄の学校に移管されていった。また、廃藩置県以後は士族の子弟のみでなく農民や商人の子弟をも対象とするようになり、増設されていった）を管轄する県（藩）の教育行政機関の役割をも担っていた（『鹿児島県教育史』二三五―二三八頁）。郡山郷では、旧地頭仮屋跡に開設されていた学舎を、「明治五年に至りのぼせて官校となし、鹿児島本校に属せしめ、外城第七十四郷校と称せり」と『郡山尋常高等小学校沿革史』に記されている。

このように、明治五年に「学制」が發布されたものの、郡山郷を含む鹿児島県では明治四年に整備された本学校―小学校・郷校制が「学制」以後も続いていた。そこで、鹿児島県内の実際の学校制度と「学制」の規定する学校制度との食い違いを解消するために、明治八年（一八七五）六月、鹿児島県は「変則小学校規則」を定めた。この規則によって、「学制」に定める正則小学校に準ずる小学校として変則小学校を認め、各地に増設されつつあった郷校をこれにあてることとした。これによって、郡山郷の外城第七十四郷校をはじめとする県下の郷校は小学と称されるようになっていく。そして、同年一月二からの全県下での正則学校化をはかろうとしたが、その最大の

困難点は正式教員の不足であった。そのため、県は、同年九月、教員養成機関として小学正則講習所（翌年、鹿児島県師範学校と改称）を、また同年中に小学正則女子講習所（翌年、鹿児島県女子師範学校と改称）を開校し、正式教員の養成を実施した。こうして、郷校教員の教員養成機関による再教育によって、各郷校や変則小学校の正則小学校化が進み、明治九年（一八七六）中には県下の正則小学校化がなされていった（『鹿児島県教育史』二四三―二四九頁）。先に述べた『郷土資料』には「明治八年頃、上原尚定、白坂文二を郡山村の費用をもって、鹿児島市にて六ヶ月間講習せしめ、九年より両氏を師とし、地頭仮屋を学校とし教育す」と記されており、この二名が開校したばかりの小学正則講習所で学ぶことによって正式教員となり、明治九年度から、郡山の外城第七十四郷校は、正則小学校としての郡山小学校として再出発したと考えられる。

「学制」にのっとった正式な小学校がやっと出発したものの、明治一〇年（一八七七）西南の役がおこり、その舞台となった鹿児島県内の多くの学校は閉鎖された。従来、軍役金を教員給与費に充てて維持されていた郡山小学も、軍役金が西南の役に費やされたこともあって、閉鎖された。郡山小学が下等小学のみの学校（上等小学は設置せず）として再開されたのは、明治十一年（一八七八）二月になつてからであった。（『郡山尋常高等小学校沿革史』）

#### 「教育令」「改正教育令」による学校制度の整備

全国的にも「学制」の強制的実施は困難をとめない、実質的就学率は三〇割前後に停滞し、学校経費の地元負担に対する抗議行動な

ども頻発した。そこで明治政府は、明治一二年（一八七九）九月、「学制」を廃止して、新たに「教育令」を布告した。「教育令」は通称「自由教育令」と呼ばれているように、当時の地方の実情にあわせてゆるやかな規定になっており、全編四七条からなる簡潔なものであった。学区ごとに学校設置を義務づけていた学区制度は廃止され、公立小学校の設置は各町村の責任で設置されることになった。就学期間は最低四年間（それも年間最低四ヶ月間の開校としていたので、実質的教育期間は最低一六ヶ月間で良かった）となり、学校運営は町村民の選挙による学務委員によって行われることになって、教育の地方自治が大幅に認められた。また、学校設置困難な地域においては、教員の巡回による授業も認めていた。「教育令」が發布された明治一二年頃、郡山郷には、川田小学（成尾庄之丞ノ屋敷）、東俣小学（前田堅磐の屋敷）、厚地小学（花尾神社付近）、西俣小学（西俣）、郡山小学（大正時代の敷地と同じ）、大浦小学（大浦）の六つの小学が設置されていたとの記録が残されている（『郷土資料』）。

ところが、「教育令」の出された明治一二年頃から、明治政府は、天皇を中心とする絶対主義的な国家体制を作り上げることによって、富国強兵を実現し、列強の仲間入りを果たすことを国策とするようになった。その中で、学校教育は、そうした国家体制を支える人づくりのための重要な制度として位置づけられた。

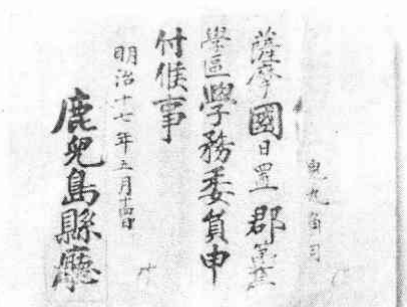
そこで、この「自由教育令」はわずか一年後の明治一三年（一八八〇）一二月には改正されて「改正教育令」となり、学務委員の府県知事令による任命制や「修身」の筆頭科目化など、学校教育を国家統制していくための中央集権化がはかられた。また、この改正をうけて、

翌明治一五年五月には小学校教則要領が制定され、「学制」以来の下等小学（六〜九歳）、上等小学（一〇〜一三歳）の二段階制を廃止し、小学校は初等科（三年）、中等科（三年）、高等科（二年）の三段階制をとることになった。

これらの改正にしたがって、明治一六年（一八八三）郡山郷内でも、郡山小学が初等科、中等科、高等科の三段階編成となり、他の五校は初等科、中等科の二段階編成となった。そして、明治一八年（一八八五）には、小学校の大規模な合併が行われ、大浦小学・西俣小学が郡山小学に、川田小学が東俣小学に合併された（『郡山尋常高等小学校沿革史』『郷土資料』）。

### 『鹿兒島縣地誌下』に見る郡山の小学校

ところで、明治一五年〜一七年にかけて編纂された『鹿兒島縣地誌 下』には、鹿兒島市への合併直前（平成一六年）の郡山町の町域内の旧八村（日置郡郡山郷六村、日置郡伊集院郷二村）の公立小学校のデータを含む統計数値が記録されている（二八〜二九頁、三一〜三二頁、五八〜七〇頁）。なお、統計数値の正確な年は不明であるが、復刻本の「解題」によれば、『鹿兒島縣地誌』の起稿は明治八年〜九年頃、編纂は明治一五年〜一七年になされているので、統



学務委員任命書

計数値もその八〜九年間のいずれかの年の数値と思われる。ここで、その中の学校に関するデータを含む主要な資料を紹介しておく。

〈日置郡郡山郷〉

郡山村 (戸数三三五、人口二、五〇二人、字地―柿平・馬場・

常盤・大浦・雪元)

公立小学校は二校あり。一校は村の西にあり、生徒数七四名(男子六七名、女子七名)。もう一校は西北にあり、生徒数男子のみ二〇名。

油須木村 (戸数六〇、人口二六六人、字地―上之原・白薄・中

福良・安美瀬・山下・賦合)

公立小学校なし

西俣村 (戸数一一七、人口四七九人、字地―平原・中興・下

興)

公立小学校が村の中央にあり、生徒数男子のみ三六名

東俣村 (戸数一八一、人口八二九人、字地―有嶋・平石原・

八久保・丸岡)

公立小学校が村の中央にあり、生徒数男子のみ三〇名

川田村 (戸数一一〇、人口四三六人、字地―中原・山田・森

山・大坪・横瀬・大谷)

公立小学校が村の中央にあり、生徒数男子のみ三〇名

厚地村 (戸数二七四、人口一、二六八人、字地―丸山・大平・

久保山・岩戸・茄子田・向江谷・権現)

公立小学校が村の中央にあり、生徒数四五名(男子四

二名、女子三名)

〈日置郡伊集院郷〉

嶽村 (戸数二一一、人口五四三人、字地―大浦・仕明・上

宮田・下宮田)

公立小学校が村の中央にあり、生徒数男子のみ三一名

有屋田村 (戸数五五、人口二四四人、字地―仮屋園・城ノ下・

小長田・前原)

公立小学校なし

郡山郷郡山村内の二つの小学校は、郡山小学校と大浦小学校と考えられる。また、小学校の在籍児童はほとんど男子で、女子在籍児童は郡山小学校と厚地小学校の合計一〇名にすぎない。明治一〇年代頃までは、女子の小学校入学はまだ一般的ではなかったことを物語っている。また、男子を含む当時の在籍者数についても、『(旧)郷土史・下』は『地誌』所載の小学校在籍者数は郡山だけでなく他の町村の場合も、明治二十年以後の数字をあとから挿入したのではないかと思われるような節があり、そのままには信用しかねます(六一頁)と述べている。その根拠として、執筆当時残存していた『厚地簡易科小学校学籍簿』(現存せず)によれば、明治一四年〜一七年までの厚地小学校の在籍者はわずか八名に過ぎず、『鹿児島縣地誌 下』が記している厚地小学校在籍者四五名(内、女子三名)よりはるかに少ない数であること、厚地(簡易科)小学校の在籍者が四五名となるのは明治二二年であり、女子三名が入学するのは明治二三年になってからであったことを挙げている。

## 2 整備期の学校教育—小学校制度の整備

### 「小学校令」による尋常小学校と簡易科小学校

明治十九年（一八八六）、明治政府は、教育改革を施行し、いわゆる「諸学校令」と呼ばれる「帝国大学令」（三月）「小学校令」「中学校令」「師範学校令」（以上四月）を公布した。これらの「諸学校令」は、従来の「学制」「教育令」が太政官布告として公布されたのとは異なっており、天皇勅令（天皇の命令）として公布され、しかも各学校ごとの勅令として公布されたのであった。この教育改革の中心となったのは、鹿児島出身の初代文部大臣森有礼であった。すでに、天皇中心の絶対主義的国家体制を築きつつあった明治政府の中で、森文相は「学政の目的も亦専ら国家のためといふことに帰せざるべからず」と明言し、「諸学校令」による教育改革最大の目的を富国強兵のための国民づくりという点に置いた。「小学校令」は、従来「改正教育令」のもとで初等科（三年）・中等科（三年）・高等科（二年）の三段階であった小学校を、尋常小学校（四年）、高等小学校（四年）の二段階とし、尋常小学校についての親の就学義務を明記した。また、地域の状況によっては、小学簡易科（三年以内）を設けて、尋常小学校の代用とすることを認めていた。

この「小学校令」に従い、翌明治二〇年（一八八七）、東俣小学校・厚地小学校はそれぞれ東俣簡易科小学校・厚地簡易科小学校へ、郡山小学校は郡山尋常小学校へと改称している（『郷土資料』。ただし、『郡山尋常高等小学校沿革史』では郡山尋常小学校への改称は、明治二十一年となっている）。また、嶽にあった小学校も、同年に嶽簡

易科小学校として出発している（『平成一四年度郡山小学校 学校要覧』）。

### 「改正小学校令」にもとづく小学校の整備

明治二十三年（一八九〇）一〇月、「改正小学校令」が公布され、尋常小学校は三年または四年とし、高等小学校は二年または三年または四年とした。また、従来尋常小学校の代用として認めてきた簡易科小学校は廃止された。さらに、義務教育学校である尋常小学校の市町村による設置義務と授業料徴収義務を明記した。また、同年同月、戦前日本の教育の根本となった「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）が公布され、「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以って天壤無窮の皇運を扶翼すべ」き臣民（天皇および天皇制国家に一大事があれば、命を投げ出してまで国家に奉仕し、はるか昔から連綿と続く天皇家の運勢を助ける国民）の育成が、教育の究極的目的とされた。この「改正小学校令」のもとで、翌明治二十四年（一八九一）四月、下伊集院村に所属していた有屋田・下神殿・桑畑・麦生田を校区とする共進尋常小学校が、いくつかの簡易科小学校を統合して麦生田に設置された（『伊集院北地区郷土誌』一二六頁）。また、同年一月、郡山高等小学校が創立されて郡山尋常小学校に併置され、翌五年（一八九二）九月に郡山高等小学校は特置となった（『郡山尋常高等小学校沿革史』。「併置」と「特置」の意味の違いについては不明。また、『郷土資料』では、明治二十六年に郡山尋常小学校に高等科を附設したと記録されている）。明治二十五年一〇月一日には、通学の便を図るために、従来の郡山尋常小学校区内の郡山三五七八番



地に、新たに常盤尋常小学校（一クラス、教員受業生・田辺猪太郎）が設立されている（『常盤小学校 創立六〇周年記念誌』三頁。ただし、『郷土資料』では、同年六月一日の設立となっている）。さらに、同二五年一月東俣簡易科小学校と厚地簡易科小学校が合併して南方尋常小学校となり（『郷土資料』）、同年嶽簡易科小学校も嶽尋常小学校となった（『平成一四年度郡山小学校 学校要覧』）。こうして明治二五年には、郡山村内に尋常小学校三つ（郡山尋常小、常盤尋常小、南方尋常小）と高等小学校一つ（郡山高小）が、それに加えて、戦後郡山村に合併編入される下伊集院村有屋田地区児童の通学する下伊集院村立共進尋常小学校と同村嶽地区内の下伊集院村立嶽尋常小学校の二つが設立されていた。

#### 明治一〇年代と二〇年代の小学校在籍者の実態

先に挙げた『(旧)郷土史・下』は、その執筆当時(昭和五八年)残存していた「厚地簡易科小学校学籍簿」(明治一四年～明治二五年)と「東俣簡易科小学校学籍簿」(明治一九年～明治二四年)を元に、入学者・在籍者・卒業者についての実態を分析している(六〇頁～六五頁)。残念ながら、これらの二つの学籍簿はすでに残存していないが、執筆時にその学籍簿から数値や入学者名を抜き出してまとめた資料が残されている。それらの資料を元に作成したものが、表11-1・2である。これらから、当時の小学校の入学者・在籍者・卒業者の実態を見てみよう。

記録に残っていた厚地簡易科小学校(明治二〇年三月までの名称は、厚地小学)の最初の入学者は、明治一四年一〇月一〇日に入学

した有屋田俊熊(当時六歳一ヶ月)であった。しかし、彼は九年二ヶ月在籍したものの結局卒業できず、明治三年一二月、一五歳二ヶ月の時に「家事支え(家事手伝い)」を理由に退学している。表11-1の数値から分かるように、その後、明治一五年～明治一九年の五年間の間に入学者があった年は明治一七年のみで、七名が入学し、内二名のみが七年間在籍の後、卒業している。毎年入学者があるようになったのは、「小学校令」に従って厚地簡易科小学校と名称を変更した明治二〇年からであり、その後東俣簡易科小学校と合併して南方尋常小学校となる明治二五年まで、毎年五名～二六名の新入生を迎え入れている。その中で、卒業者数の記録のある明治一四年～明治二三年の入学者総数は男子五八名・女子一三名の計七一名であるが、このうち卒業したものは男子一八名・女子三名の計二一名、率にしてわずか二九・六割であった。記録に残されていた入学者の入学時年齢も、最年少のわずか二歳一ヶ月から最年長の一二歳一ヶ月までさまざまであり、入学した月も同じ年度でも一月・三月・四月・九月・一〇月・十一月・十二月とさまざままで不定であった。また、卒業した者の在籍年数も最短三年四ヶ月から最長七年までさまざまであった。さらに、女子の入学者が初めて現われるのは明治一三年であったことがわかる。

「東俣簡易科小学校学籍簿」に残されていた最初の入学者は、明治一九年二月一日入学の白石伊右衛門と小城市郎の二名であった。表11-2が示すように、明治一九年～明治二四年の間、明治二三年に入学者が無かった他、各年の入学者数は一名から二名までさまざまであった。卒業の記録のある明治一九年～明治二二年までの四

表 11-1 厚地簡易科小学校入学者数・入学年齢・卒業者数・卒業者在学期間・退学者数

項目	明治年										合計		
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		24	25
入学児数	男	1	0	0	7	0	0	19	11	7	13	14	4
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	4	1
	計	1	0	0	7	0	0	19	11	7	26	18	5
入学時年齢	男最長年齢	6歳1ヶ月			8歳6ヶ月			10歳10ヶ月	12歳1ヶ月	8歳9ヶ月	8歳10ヶ月	10歳0ヶ月	4歳2ヶ月
	男最少年齢				3歳4ヶ月			4歳5ヶ月	5歳0ヶ月	5歳3ヶ月	2歳9ヶ月	6歳1ヶ月	2歳1ヶ月
	女最長年齢										13歳11ヶ月	7歳3ヶ月	
	女最少年齢										5歳0ヶ月	5歳9ヶ月	3歳9ヶ月
同年入学者中の卒業者数	男	0	0	0	2	0	0	10	4	2	0		18
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		3
	計	0	0	0	2	0	0	10	4	2	0		21
上記卒業児童の在籍期間				7年(2)				3年4ヶ月(4)	6年2ヶ月(1)	6年2ヶ月(1)	4年6ヶ月(3)		
								6年4ヶ月(6)	7年(3)	5年10ヶ月(1)			
同年入学者中の退学者数	男	1	0	0	5	0	0	9	7	5	13		40
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10		10
	計	1	0	0	5	0	0	9	7	5	23		50

注 ( ) 内数値は人数。空白部分については数値不明

表 11-2 東俣簡易科小学校入学者数・卒業者数・卒業者在籍期間

項目	明治年					
	19	20	21	22	23	
入学児数	男	2	2	1	15	0
	女	0	0	0	0	0
	計	2	2	1	15	0
同年入学者中の卒業者数	0	2	1	2	0	
上記卒業児童の在籍期間		8年間	7年間	6年間		

年間の入学者数は二〇名で、そのうち卒業したものはわずか五名、率にして二五割であった。卒業者の在籍期間も六年・七年・八年とバラバラであった。東俣簡易科小学校の場合、明治二四年までの女子の入学者は皆無であった。

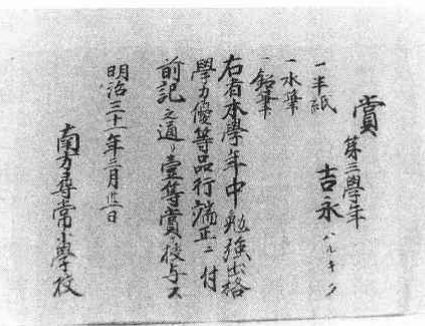
このように見てくると、郡山村の中心に最も古くからあり外城第七十四郷校からの歴史を持った郡山（尋常）小学校は別として、その存在が記録されてはいるものの、後に郡山小学や東俣小学に合併された大浦小学・西俣小学・川田小学や「小学校令」に従って明治二〇年に簡易科小学校となっていた東俣小学・厚地小学などの小学校は、明治一〇年代までは形式的に設置されていたことにしてあつたか、あるいは設置されていても就学者・出席者がほとんどなく、その内実をもっていなかったと推察される。すなわち、「学制」教育令「改正教育令」などの布告を受けて上部の行政機関から学校設置の督促や就学の督促がしばしばあつたと考えられ、それに応じるために実態を伴わない学校の形式的設置や形式的運営が実施されていたものと思われる。しかし、天皇中心の絶対主義的国家体制作りに貢献する学校制度の確立を目指して明治一九年に發布された「小学校令」以降、政府の就学督促がきびしくなり、そのために、明治二〇年頃から厚地簡易科小学校や東俣簡易科小学校も毎年入学者が存在するようになったと考えられる。そして、就学率を上げるために、入学を年度内のどの月でも受け付け、入学時の子どもの年齢も特に制限しなかつたのである。また、村民の大部分が農業を営み、小さな子どもでも農業や家事の大事な労働力の一部であつた当時の生活の実態からすれば、たとえ小学校に入学しても出席率は悪く、

そのために小学校入学者に対する卒業者の比率も二〇割台であつた。また、明治二三年頃から女子の小学校への就学も始まつたが、男子と比較してその数はまだまだ少なかったといえる。

### 3 拡充期の学校教育―就学率の向上と教育費の増大

#### 明治三〇年代における就学率の向上と義務教育の無償化

このように、明治二〇年代までの小学校就学率は低く、特に女子の就学率は極めて低かつた。明治二二年（一八八九）の鹿児島県における就学率は、男子五七割、女子にいたつてはわずか九割弱であつた。そこで、明治三〇年（一八九七）以降、当時の加納久宜鹿児島知事は、七〇割の就学率を目指して、女子就学率向上のための尋常小学校裁縫科増設の勧め、郡内小学校における出席率競争の実施、子守りしたまま登校する児童への特別措置の実施、知事自身による管内巡視・講演の実施などを行った。また、明治三三年（一九〇〇）九月に公布された二回目の「改正小学校令」は、尋常小学校を四年制に一本化（三年制尋常小廃止）した上で、子どもが尋常小学校を修了



当時の賞状

するまでの就学義務を保護者が負うこと、義務教育学校である尋常小学校の授業料不徴収（補習料は除く）を明文化した。

これらの結果、鹿児島県内の尋常小学校就学率は、明治三〇年（一八九七）の五六・三〇割（全国六六・六五割）から、明治三四年（一九〇一）の九二・八三割（全国八八・〇五割）へと急激に上昇した。（『鹿児島県教育史』五八二頁〜五八四頁）。また、小学校就学者の出席率も、明治三七年（一九〇四）七月の統計で、尋常小学校の日置郡平均九八・六三割（県全体九一・二六割）、高等小学校の日置郡平均九七・三五割（県全体九六・四二割）という高い数値が残されている（『鹿児島実業新聞』明治三七年二月八日号）。

明治三三年八月の「改正小学校令」による明治三三年度からの義務教育の無償化（授業料不徴収）の規定が、小学校就学率上昇のひとつの大きな要因となったことは明らかである。翌年度からの尋常小学校の無償化をひかえた郡山村議会は、明治三三年九月一日、「村立小学校授業料変更」を議決し、村内に居住する児童一人当りの一ヶ月の授業料を、尋常小一年・二年不徴収、尋常小三年―二銭（従来三銭）、尋常小四年―三銭（従来五銭）、高等科一年―七銭（従来一〇銭）、高等科二年―九銭（従来一〇銭）、高等科三年―一銭（従来一〇銭）、高等科四年―三銭（従来一〇銭）に改めている（『旧』郷土史・下』一〇五頁）。

#### 郡山尋常高等小学校および郡山女子実業補習学校の誕生

この明治三三年の「改正小学校令」は、高等小学校については、従来どおり二年制・三年制・四年制の三種類としたものの、尋常小学

校と併置することを認めて制度化し、尋常高等小学校と呼ぶことにした。そこで、郡山村議会は、翌明治三四年（一九〇二）四月より、従来の郡山高等小学校を廃止した上で、郡山尋常小学校に高等科を併置した郡山尋常高等小学校を誕生させている。この尋常高等小学校の教職員は校長の大寺量之助（県立師範学校卒、吹上町出身）以下一〇名であった。しかし、この年六月には甲突川氾濫による大洪水のため、郡山尋常高等小学校の校舎の西側が倒壊し、大きな損害をこうむっている（『郡山尋常高等小学校沿革史』、『旧』郷土史・下』一〇五頁〜一〇六頁、『鹿児島新聞』昭和三年一月一四日号）。

また、明治三八年（一九〇五）五月には、郡山女子実業補習学校を郡山尋常高等小学校に附設する形で開設している。補習学校は、明治三三年の「改正小学校令」第二条第三項で「徒弟学校及補習学校モ亦小学校ノ種類トス」と初めて規定され、明治二六年（一八九三）一月には「実業補習学校規程」が出された。この「実業補習学校規程」は、その目的を「諸般ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能授クル」とし、修業年限は三年以内、授業の開設は季節限定開校や日曜日開校や夜間開校でもかまわず、尋常小学校や高等小学校への附設による施設・設備の共用も認めるものであった。さらに、明治三二年（一八九九）に出された「実業学校令」の中で、実業補習学校は、従来のように小学校のひとつではなく、工業学校・農業学校・商業学校・商船学校とともに実業学校のひとつに位置づけられた。鹿児島県内では、明治二六年の伊作女子実業補習学校を皮切りに、その後各地に実業補習学校が開設されていったが、そのひとつ

が、明治三八年の郡山女子実業補習学校であった。（『郡山尋常高等小学校沿革史』、『鹿児島県教育史』三八四頁〜三八六頁）

郡山女子実業補習学校の初代校長は、郡山尋常高等小学校校長の川畑吉助が兼務し、専任教員一名、兼任訓導一名の教職員に、約一〇名の生徒で出発した。生徒は、尋常科卒業生を主体とし、修業年限は二年（ただし、高等科二年修了後の修業年限は一年）、女子生徒に主として機織（はたおり）と裁縫を教えていた。この郡山女子実業補習学校は、大正一二年（一九二三）三月三〇日に廃止されるまで、村立学校として約一八年間維持運営され、女子教育に大きな役割を果たした。（『旧』郷土史・下』一一一頁〜一二二頁）

### 教育費の増大と義務教育年限の六年間への延長

『旧』郷土史・下』は、その執筆当時（昭和五八年）残存していたと思われる明治二七年度以降（ただし、比較対照するために前年度数値の記載があるので、明治二六年度数値も判明）明治四五年までの各年度の「郡山村予算決算表」をもとに、かなりの頁をさいて当時の学校教育の実態について分析している（ただし、この間すべての年度のすべての数値が記載されているわけではない）。残念ながら、現在それら各年度の「郡山村予算決算表」は、わずかに「明治三十七年度・郡山村予算決算表」が残存するのみで、他の年度のもの、すでに失われている。したがって、以下に引用した教育費その他の歳入・歳出についての数値は、明治三十七年度を除き、『旧』郷土史・下』からのものである。

公立小学校の設置義務とその経費負担（保護者負担となる授業料

による負担だけでは不足する分の経費負担）は、明治一二年の「教育令」以降、町村（年代が下がるにつれて、区町村、市町村へと修正）が負っていたので、財政の貧しい一般町村の最大の支出項目は、教育費、中でも学校教育費とならざるを得なかった。このことは、

郡山村においても例外ではなかった。明治二六年度（一八九三年度）の郡山村歳入予算総額二五〇六円一七銭八厘のうち小学校授業料収入の占める割合はわずか六・〇割（一五一円二〇銭）に過ぎないにもかかわらず、同年度歳出予算（經常費）総額二〇二七円三二銭に占める教育費（そのほとんどは、郡山高等小・郡山尋常小・常盤尋常小・南方尋常小の教員給料・雑給・需用費等の学校教育費）割合は五三・六割（一〇八七円四〇銭三厘）にもなっている（『旧』郷土史・下』八一頁〜八二頁、八六頁〜八七頁）。翌明治二七年度（一八九四年度）の郡山村歳入予算総額に占める小学校授業料の占める割合は六・六三割であるのに対して、歳出予算総額に占める教育予算額の占める割合は約五八割（一九三円二五銭六厘）、その教育予算額に占める小学校教員給与年総額の占める割合は六九・四割（八二八円）にものぼっている（同前、八一頁、九四頁〜九五頁）。給与総額は、郡山高等小教員四名、郡山尋常小教員二名、常盤尋常小教員一名、南方尋常小教員三名の計一〇名分の教員給与総額である。郡山村の歳出予算に占める学校教育費の割合の高さ、その中でも特に小学校教員給与費の占める高さが明らかである。また、予算に示されている教員数からして、当時の郡山村内各小学校の規模もわかる。

就学率が急上昇していった明治三〇年代以降、明治三一年度（一

八九八年度)および明治三十七年度(一九〇四年度)の郡山村教育費予算と明治四五年度(大正元年度(一九一二年))の郡山村教育費支出決算をみると、学校教育費を中心とする村教育費の絶対額および教育費支出の村財政に占める割合は確実に増大していった(表11-3)。この間、「小学校令」の一部改正によって、明治四一年度(一九〇八年度)から義務教育学校であった尋常小学校が四年制から六年制となり義務教育期間が二年間も長くなったにもかかわらず、村財政に占める教育費の割合が急激な増大をしていないのは、当時すでに高等小学校への進学率が高くなっていたからであろう。

小学校教員の充実―増員と正教員化―

これらの「郡山村予算決算表」には、各学校の教員の数・職名・給与額が示されていたので、各学校の教員構成の変遷がわかる(表11-4)。

これによって、就学率が急上昇していった明治二〇年代末から三〇年代前半に郡山村の教員数が約二倍に増加し、その後、准教員の

表11-3 郡山村総予算に占める教育費の割合

年度	項目	教育費予算	総予算(経常費)に占める教育費の割合 %
明治 31 (1898)		2583 円 34 銭 5 厘	52.2%
明治 37 (1904)		3253 円 90 銭 8 厘	54.4%
明治 45 (1912)		6523 円 9 銭 9 厘 ※ 支出決算額	54.8%

(『(旧)郷土史・下』102~103頁、173頁、「明治三十七年度・郡山村予算決算表」)

表11-4 郡山の小学校教員数(人)

	明治 27 (1894)	明治 35 (1902)	明治 37 (1904)
郡山高等小学校	4 訓導 2 補助教授 1 裁縫教師 1	10	8 校長 1 正教員 2 准教員 6 専科正教員 1
郡山尋常小学校	2 訓導 1 准訓導 1		
南方尋常小学校	3 訓導 1 准訓導 2	5 校長 1 正教員 1 准教員 3	5 校長 1 本科正教員 1 准教員 2 裁縫科正教員 1
常盤尋常小学校	1 准訓導 1	3 正教員 1 准教員 1 専科雇教員 1	3 校長 1—明治 36 年度より専任配置 正教員 1 裁縫科正教員 1
		校長は郡山尋常高等小兼任	
計	10	18	16

(『(旧)郷土史・下』94・106頁、「明治三十七年度・郡山村予算決定表」)

正教員化が進んでいったことがわかる。

また、余談となるが、「明治三十七年度・郡山村予算決算表」の歳出予算の教育費中の常盤尋常小学校・備品費の一項目に「ラーフル四個代四〇銭」という記述がある。「ラーフル」とは鹿児島では「黒板消し」のことを意味し、現在でも鹿児島のみで使用されている言

葉であり、正確な語源は不明とされている。すでに、明治三〇年代、鹿児島で「ラーフル」という言葉が普通に使用されていたことを物語っており、興味深い。

#### 4 明治中・後期の郡山の子どもの生活と学校の様子

##### 多くの未就学者や退学者

明治中・後期の郡山の生活ぶりや子どもの様子、学校の状況は、具体的にはどのようなものであったのであろうか。幸いいくつかの冊子や新聞に、当時の様子を具体的に記した思い出話や作文が残されており、そのいくつかを再録することによって紹介する。まず、明治三四年（一九〇一）ごろ、準訓導として郡山尋常高等小学校に勤務していた大重興蔵は、「思い出」と題して次のような文章を『郡山小学校八十周年記念誌』（昭和三十三年）に寄せている（三三三頁）。

一、おもしろかったこと

隣近所に文字の読める人がいなかったの、役場の書類やその他手紙などまですべて読んでくれ、書いてくれと年寄りの人達が珍重がって持って来て下さった。

二、昔の子供達について

義務教育ではあったが、貧乏であったり学問の嫌いな人は就学せず農業の手伝いなどしている人が多く、児童の年令もまちまちで、入学しても途中で退学する者が非常に多かった。また、学校に行っても、全然文字の読み書きの出来ない人があった。教科書など買ってもらえないで、他人のものを借りて写したり

した。親も、学校へ行くなら暇は与えるが金はやれないと考えている位だった。

三、昔の大人について

現金収入がなかったため、自給自足の生活に追われていた。子供達に手伝いをひどく言いつけて、親達と同様に働かせた。学校へ上げることは仕方なく、無頓着だった。学校へ行く子供に、家の手足まといになる幼児を連れさせて登校させる親もあった。

四、昔の先生方について

校長先生も授業を受け持たれ、先生方の数は非常に少なかった。七〇年前は、三名いらっしやった。女の先生は全然いらっしやらなかった。修身、読方、算術、そろばん、書方だけを教えて下さった。洋服を着た先生はハイカラ先生といって、子供達が珍しがった。

五、弁当について

学校に弁当を持っていくことは全然なかった。

六、鞆（かばん）はふろしき包みで、背中にくりつけて登校した。

七、学校の編成について

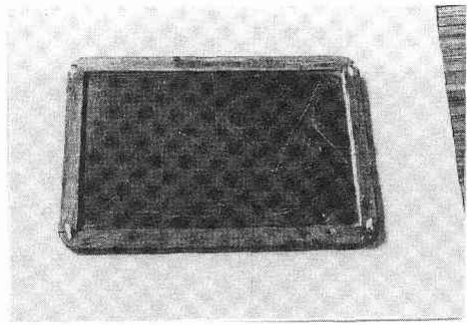
尋常科四年生まで二学級複式学級で、児童数は十数名うち女子は一、二名であり、高等科四年まで一学級編成であった。

すでに紹介したように、明治三四年度の県内尋常小学校就学率が九二・八%であったことや明治三五年度の郡山尋常高等小の教員数が一〇名であったことを考えると、ここに記されている内容（未就学者や退学者の多さ、郡山尋常小の複式二学級編成など）は、明治

二〇年代後半から明治三〇年代初期の実態であろう。当時は、小学生の子どもでも、家事労働に欠かせない重要な働き手の一人であり、そのために、親は子どもを就学させなかったり、就学させても欠席させがちで退学となるケースが多かったことを物語っている。また、就学・登校しても、子守りしながらの登校や、貧乏のために教科書や文房具を買ってもらえない子どもも多く、そのために十分な学習ができず、読み書きのできないままの小学生も多かったであろう。「明治三十七年度・郡山村予算決算表」のすべての学校支出予算費目の備品費の中に「貧民児童貸与書籍代・石盤代」、消耗品費の中に「貧民児童貸与紙代・石筆代」が計上されていることから、そのことがうかがえる。

### 常盤尋常小学校児童の日記

明治三六年（一九〇三）一月に、『鹿児島実業新聞』は、「小学校生徒一日日記」と題して、四人の郡山村内小学生の日記四編を掲載している。ここでは、その二回目および三回目に掲載された常盤尋常小学校四年生の吉満直次郎（当時一二歳）の日記「綴り方・一月一日」と「楠の実拾いに行きたる文」を紹介する（傍注は筆者）。



石盤が現代のノート代わり(知覧町民具)

綴り方

一月一日

日置郡常盤尋常小学校第四年生

吉満直次郎

十二歳

一月一日の朝早くおきてより、手とかほをあらひ口をそそぎ、それより内に行きて、手ぬぐひにてかほをぬぐい、本を読み朝飯を食ひ、その日は天気もよく、日の丸の旗をたてて、友だちとつれだちて、しもが降り霜に居りしに、足袋をふみ下駄をふみぞりをもつて学校に来てふみはまけいだしをして遊びしに時間がかなりたり。集まりてせき席に入り、天皇陛下の御しんえい眞影に敬礼し、校長郡山先生が勅語を読まれ明治三十六年の事を言われしに我も勉強せねばならんと思ひ、式がすんでより帰り、本を読み日の飯を食ひ、ませもんをりに行き、帰りに稲入れの手伝ひをしたる。夕方なりしにあれをして上がり、火をつけて湯を沸かし、本を読みして上がり、夕飯を食ひ、又本を読み字を書きしてね寝たり。

一部意味不明な部分もあるが、明治三〇年代の郡山村内の尋常小学校の児童の正月の様子が、良く描かれている。正月の登校時は足袋に下駄ばきで、学校に着いてからゾウリに履き替えているが、この当時の他の思い出話では普通は冬でも素足が多かったとの記述があるの、足袋、下駄、ゾウリなどは、正月などのめでたい時にのみ着用していた子どもも多かったのではないかと思われる。また、正月と言えども「稲入れ」という農家の家事労働の手伝いをしていた



ことなどもわかる。

また、一月一日には、各学校で儀式が挙行され、各学校に配布されていた「御真影」（天皇・皇后の肖像写真であるが、天皇は「現人神」にあらひとがみ一人間の姿をした神、とする立場から、このように呼ばれていた）への最敬礼と校長による「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の奉読がなされていた。明治三年（一八九〇）に天皇勅令として出された「教育勅語」は「御真影」とセットにされて、天皇の神格化と天皇を中心とした絶対主義的国家思想の学校現場での浸透・定着のための道具として使われていった。明治四年（一八九一）六月には、国家の祝日に「御真影」への拝礼と教育勅語奉読を軸とする学校儀式の挙行を義務づけた「小学校祝日大祭日儀式規程」（文部省令第四号）が出され、同年一月には、「御真影」と教育勅語謄本を「校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置」するようきびしく命じた文部省訓令第四号が出されていた。以後、これらを安置しておくため、各学校の重要な位置に御社風おやしうの奉安殿が設置されるようになり、登下校の際やその前を横切る時は、奉安殿に向かって拝礼することが強制された。

日露戦争開始の頃から、国家主義に基づく戦争遂行の影響は、郡山の学校教育にも色濃く表われ始めてくる。日露戦争が開始された明治三十七年（一九〇四）の六月一日に行なわれた戦死者郡山矢吉の葬儀には、郡山村内三小学校の児童約五〇〇名が参列している（『鹿児島新聞』明治三十七年六月二日号）、九月七日に挙行された郡山村民総出の祝捷会には各小学校の児童も参加し、旗行列、神社参拝、君が代斉唱、万歳三唱、提灯行列などに加わっている（『鹿児

島実業新聞』明治三十七年九月一日号）。さらに、明治四二年（一九〇九）三月一九日には、郡山村長、各小学校長が中心となって組織し挙村会員とする郡山村報徳会の発会式が、郡山尋常高等小学校で開催され、軍人の花田（仲之助）中佐による主旨綱領についての講演が行われている（『鹿児島新聞』明治四二年三月二四日号）。

楠の実拾ひに行きたる文

日置郡常盤尋常小学校第四年生

吉満直次郎

十二歳

十二月三十日には楠の実拾ひに行き、朝は早くおき手とかおとをあらひ、せんに拝礼し茶をあげ、それより朝飯を食ひ昼飯を腰にさげ、弟喜平次をつれて学校の後の楠山に行き、しばらく休み、それより拾ひにうつりましたけれども、いかにもあへて居らず。わづか二合ばかり拾ひましたけれども、其わきに楠の子が多くおへて居りしに、そこで山をもつて居る人が来しに、楠の子をもらひ、それをこやし、其時ちよーど日は西にかたむきてしばらくすると夜が入ると思ひ、いそぎて帰り、我家に帰りつきた時はあかいうちに帰りつきて、それより楠の子を植え付けたら夜が入り、湯に入りからだをきれいによくあらひ着物を着て、夕飯を食ひてらんぶに火をつけ、本を読み字を書きしとこにつきました。

楠の実からは樟脳がとれるので、当時の子どもたちにとっては楠の実拾ひが大事な仕事であったのであろう。朝の先祖への礼拝、ランプの灯火の下での読書と綴り字というところに、当時の子どもた

ちの生活がうかがえる。

### 明治四〇年頃の郡山尋常高等小学校の様子

昭和三〇年に郡山村教育委員長の職にあった鬼塚武二は、明治三八年に郡山尋常小学校に入学し、義務教育年限六か年延長の適用を初めて受けた学年として、明治四四年に同尋常小学校を卒業している。鬼塚は、『郡山小学校八十周年記念誌』（昭和三三年）に次のような思い出話を寄せている（三七頁～三八頁）。

郡山小学校創立八十周年になると云うから、私が尋常一年生に入学した日露戦争最中の明治三十八年は丁度五十三年昔のことである。当時の校舎は、現在の前のそのまた前のもので、西向き白塗りの古い建物であった。三十名程度であった同級生も今は禿げ頭白髪の初老の境に入りつつあるが、当時の子供は洋服等思いもよらず着物の着流し、勿論袴など着けず冬でも素足であった。腕白揃いで着物の袖をちぎり取られるのは珍しくなかった。辺保木清助氏、原田清治氏、堀之内秀義氏、PTA会長の河野武雄氏等、今では長老格であるが、皆同級の仲良しでけんか相手でもあったなつかしい人達である。校長は川畑吉助先生で一年生の担任でもあったが、当時の暴れん坊達はほんとに御面倒をかけたことと感謝に堪えない。今でも思い出すのは、日本〇〇戦（マン）の祝勝会が講堂で盛大に行われたことで、後年私が海軍に志すようになったのも、この時の印象が大きな影響を及ぼしたように思う。

明治四十二年学制改革で尋常科六年高等科二年制となり、私達は初めての五年生になったが、教科書は従来の高等一年生のもの

そのまま、翌年六年生になり初めて新しい教科書の頒布があった。その国語巻十一第一頁の初頭に八田知紀の吉野山の和歌があり、これが非常な驚異であったこと、「吾は海の子」の所休詩があり喜んで歌ったこと等、未だ記憶に残って居る。瀬戸内海の写生文の一章があつて、担任の酒匂先生が自らその名文を幾度も繰り返し朗読して悦に入つて居られたことは印象深かった。後年、幾度となく瀬戸内海を通航してその風光を現実に眺める度に、私は酒匂先生と旧友達を思い出したものである。

校長も学級担任をして子どもに教えていたこと、学校では着物に素足の生活が普通であったこと、学校での日露戦争戦勝会は子どもの考えに大きな影響を与えていたこと、義務教育である尋常小学校が四年制から六年制へ延長された時には、従来の高等科一年生の教育内容を尋常科五年生にそのまま横滑りさせる形で実施されたため比較的スムーズにおこなわれたこと、などがわかる。

なお、郡山尋常小学校または郡山尋常高等小学校の尋常科の卒業生の数は、明治二一年（一八八八）六月～明治二五年（一八九二）の五年間で計五九名（一学年平均一一・八名）、明治二六年（一八九三）三月～明治四一年（一九〇八）年三月の一六年間で計五五九名（一学年平均三四・九名）、郡山高等小学校または郡山尋常高等小学校の高等科の卒業生数は、明治二六年（一八九三）三月～明治三四年（一九〇二）三月の九年間で計一〇三名（一学年平均一一・四名）、明治三五年（一九〇二）三月～明治四一年（一九〇八）三月の七年間で計一八一名（一学年平均二五・九名）となつている（『郡山小学校八十周年記念誌』二三頁～二四頁）。

また、明治四四年度の村内各学校の入学予定者数は、郡山尋常高等小学校尋常科男子二六名・女子二六名の計五二名、南方尋常小学校男子三八名・女子二二名の計六〇名、常盤尋常小学校男子八名・女子一四名の計二二名であった（『鹿児島新聞』明治四四年二月二四日号）。

#### 明治四〇年頃の常盤尋常小学校の様子

『(旧)郷土史・下』には、明治三九年（一九〇六）から六年間常盤尋常小学校に通学していた古老（氏名不詳）から当時の学校生活の様子について聞き取り調査をし、その内容を掲載している（一二頁〜一三頁）ので、ここに再録しておく。

常盤小学校は開校以来昭和十六年（一九四一）に移転するまで、「森山店」の上の方にあつて、長い石段を登ってゆくところでした。その頃の生徒の服装は、たいがいそうでしたが、私も母親が織ってくれた紺緋の着物を着流しで、ほとんど裸足で通っていました。上級生の極一部の者が袴をつけており、分限者どんの子供か病人たれが時々草履をはいていました。

学校では毎朝朝礼があつて、玄関前に全校生徒が整列して、校長先生から一〇分ぐらい訓示がありました。霜の強い朝など足の感覚はなくなり、立っていた足跡だけが霜がとけて黒い土になっていました。教室では両足を机の下で盛んにこすり合わせて冷たさを耐えました。

農繁期になると上級生の中には、まだ学校に行かない弟や妹を連れて登校する者や、午前中だけ出て午後は家が忙しいから暇を

下さいと言つて帰る者、またまったく欠席する者もありました。忙しくない時は、放課後は家と反対の遠方の川に泳ぎに行つたり、秋になると山にウベちぎりに行つたり、また帰り道の道端で「かるたとり」（直径五センチほどの丸いかるたで武者絵などが貼つてある。自分のかるたをはつしと投げて、地上に置かれた相手のかるたの下にすくい入れるか、相手のかるたをひっくり返せば自分のものとなる遊び）をしたりして、夕方近くやつと家に帰りつては親達から叱られることもちよいちよありました。

通学路も今のようによい道ではなく、坂の多い山道や畦道で、雪の降つた時など道か土手かわからず転んだことも少なくありません。さすがに雪のときは草履をはいて行きましたが、足袋や手袋などは勿論ありませんでした。

郡山尋常高等小学校の子どもたちと同様に、常盤尋常小学校の子どもたちの服装も、親の織つたみすぼらしい紺かすりの着物に冬でも素足が普通だった。袴や足袋、手袋、草履はぜいたく品で、お金持ちや病弱者のみがそれらを着用していたこと、雪の日だけは、普通の子どもも、ぜいたく品の草履の使用を許されていたこと、などが読みとれる。さらに、明治四〇年前後になつても、農繁期には、家事労働の手伝いのための学校の欠席・早退や、子守りをしたままの登校がまだまだ少なくなつたことがわかる。

『郡山村常盤小学校創立六十周年記念誌』（一九五二年一〇月）によれば、記録の無い明治四二年を除く明治三五〜四五（一九〇二〜一九一三）の常盤尋常小学校の卒業生数は計一七五名（一学年平均一七・五名）であつた（八頁〜一一頁）。また、茅屋根の常盤尋常

小学校仮校舎が改築されたのは、明治四四年一〇月のことであつた（『鹿児島新聞』明治四三年九月四日号・同四四年一〇月二八日号）。

#### 【参考・引用文献】

『郡山尋常小学校沿革史』明治三六年四月手書きによる執筆、その後昭和四八年に至るまで日誌風の加筆あり

『郷土資料―行政、教育、動物、植物― 共三冊 貳 常盤小学校』手書き。記述されている統計数値の年代から、大正五年頃に執筆されたと考えられる。

『鹿児島県教育史』鹿児島県教育委員会編、丸山学芸図書、昭和五年

『鹿児島県史料集（十七輯）・鹿児島縣地誌下』鹿児島県史料刊行会、昭和五年復刻出版

『（旧）郷土史・下』郡山町教育委員会、昭和五八年

『伊集院北地区郷土誌』伊集院北地区公民館、平成一六年

『常盤小学校 創立六十周年記念誌』（ガリ版刷）一九五二年

## 第二節 大正・戦前昭和期の学校教育

### 1 大正期の学校教育―小学校教育・実業教育の拡充

小学校教育の拡充―学級数の増加・校舎の増改築と小学校の新設  
大正期に入っても、校舎の老朽化や尋常小学校・高等小学校への就学者数の増加は続き、小学校校舎の増築や改築、学級数の増加、

各尋常小学校への高等科の併置がなされていった。南方尋常小学校は、就学者数の増大に伴い明治四五年（一九一〇）校舎の増築を行ったが（『鹿児島新聞』昭和八年二月九日号）、その後学級数は大正三年（一九一四）六学級から七学級へ、大正四年には八学級へ、大正五年には九学級へと増加していった（『郷土資料』）。この南方尋常小学校の児童数・学級数の急増は、新しい尋常小学校の分離・新設問題を引き起こし、紆余曲折を経て、大正九年（一九二〇）八月、南方尋常小学校から分離する形で、花尾尋常小学校が新設された。同時に、南方尋常小学校の敷地は、東俣の小字湯屋の南方神社下から、川田の現在地へ移転している（『（旧）郷土史・下』一六七頁～一六九頁）。花尾尋常小学校の分離新設問題は、当時の郡山村の各集落住民間の深刻な対立を生み、地域の一大問題となっていたので、次項で詳しく述べることにする。

大正二年（一九一三）四月、下伊集院村立嶽尋常小学校は大谷尋常小学校へと校名を変更し（『平成一四年度郡山小学校・学校要覧』）、同年一月郡山尋常高等小学校は、全面改築された新校舎に移転している（『鹿児島新聞』大正二年二月四日号）。

大正四年（一九一五）一月二日の『鹿児島新聞』は、同年一月二七日、郡山尋常高等小学校では、午前中に天皇陛下御真影拝戴式を挙行した後「同日午後尋常六年生及高等科生は秋季遠行を兼ね、機動演習見学の為め伊作村へ赴きしが、二九日夜行にて帰村。竹内校長は、日置村寺の下にて生徒に握り飯を一個づつ与え、労を慰せり」と述べている。大正期に入ってもますます強くなる国家主義・軍国主義に基づく学校行事の雰囲気をも語る記事である。また、一

方、大正一二年（一九二三）三月一五日には郡山尋常高等小学校校庭、同一六日には南方尋常高等小学校校庭において、郡山村青年団主催の鹿児島朝日新聞社活動写真大会が開催され、「トレンチ博士」「米国大農の実況」「なまけ兵六」「鹿児島朝日新聞社主催少年野球大会の実況」の映画が上映されて、両日共参加者一〇〇〇余名の盛会であったことを新聞記事が伝えている（『鹿児島朝日新聞』大正一二年三月一九日号、同三月二一日号）。小学校が、地域の文化センター・娯楽センターの役割をも果たしていたことを物語る記事である。

#### 小学校高等科・実業補習学校の増設と中等学校への進学増加

郡山においては、すでに述べたように、明治三四年（一九〇一）には郡山尋常小学校に併置される小学校高等科となり、郡山尋常高等小学校となっていた。明治後期から大正後期まで、郡山村内における小学校高等科は、この郡山尋常高等小学校の高等科のみであった。しかし、小学校高等科への進学者が増加したことや一校のみでは通学に不便なことから、南方尋常小学校から花尾尋常小学校が分離新設された大正九年（一九二〇）八月から二年半後の大正一一年（一九二二）四月、南方尋常小学校・花尾尋常小学校にそれぞれ高等科が併置され、南方尋常高等小学校・花尾尋常高等小学校となった（『旧郷土史・下』一六九頁）。また、大正一五年（一九二六）、当時有屋田地区を校区に含んでいた下伊集院村立共進尋常小学校にも高等科が設置され、共進尋常高等小学校となった（『伊集院北地区郷土誌』一一八頁）。さらに、嶽地区の下伊集院村立大谷尋常小

学校に高等科が併置され大谷尋常高等小学校となったのは、昭和二年（一九二七）になってからであった（『平成一四年度郡山小学校・学校要覧』）。

ところで、郡山村内では明治三八年（一九〇五）以来、主として小学校尋常科卒業生を対象に「職業ニ要スル知識技能ヲ授クル」ことを目的とした実業補習学校として、郡山女子実業補習学校が郡山尋常高等小学校に附設する形で設置・運営されてきていた。大正時代には実業教育の充実がはかられていく。大正九年（一九二〇）四月入学生より、実業補習学校に男子部が新設され、郡山女子実業補習学校は郡山実業補習学校へと名称を変更し、南方尋常小学校・花尾尋常小学校・常盤尋常小学校にもそれぞれ実業補習学校が附設された（『旧郷土史・下』一七九頁、『鹿児島新聞』昭和八年一二月九日号）。こうして、当時の郡山村立小学校四つのすべてに男女を対象とする実業補習学校が附設された。そして、従来の郡山女子実業補習学校は、最後の卒業生を送り出した大正一二年（一九二三）三月三〇日、廃止された（『郡山尋常高等小学校沿革史』、『鹿児島新聞』昭和三年一月一四日号）。

大正時代には、郡山村内でも中等教育諸学校へと進学していく者が、かなりの数あらわれるようになる。『鹿児島新聞』大正五年（一九一六）四月二五日号によれば、この年郡山村内から中等教育諸学校に進学した者は、中学校四名、師範学校一名、商業学校一名、農業学校三名、長崎医学専門学校一名の計一〇名、郡山村出身者で中等教育諸学校を卒業した者は、師範学校二名、女子師範学校一名、中学校三名、農業学校二名、熊本工業学校一名、高等女学校一

名、東京獣医学校一名の計二四名であった。また、日置郡内初めての中学校として大正一三年（一九二四）四月より開校した県立伊集院中学校には、郡山村から第一期生として三名が合格・入学している（『鹿児島新聞』大正一三年四月一日号）。

『鹿児島縣日置郡誌』統計に見る郡山の学校教育

大正一一年（一九二二）一二月、当時の鹿児島県日置郡役所は『鹿児島縣日置郡誌』を編纂し、郡内の土地、気象、交通運輸、教育、農業、商工業、財政など、一七の分野に分類して統計数値を明らかにしている。ここでは、そのうち郡山村内の学校教育に関するデータ（一部、下伊集院村に所属し戦後郡山村に合併した有屋田地区を校区に含む下伊集院村立共進尋常小学校、および同じく下伊集院村に所属し戦後郡山村に合併した嶽地区を校区とする下伊集院村立大谷尋常小学校のデータを含む）を抜粋して紹介し、それらを分析する。『鹿児島縣日置郡誌』の最初の「凡例」で「本誌記載スル事実ハ大正十年若クハ全年度ヲ基礎トシ」と述べているが、教育の部分についてはほとんどすべてが大正一一年の統計数値となっている。したがって、特に断わりがない限り、紹介する数値は大正一一年の数値である。なお、紹介するデータは復刻本による。

（表11—5）郡山村内各小学校の敷地面積は、郡山・南方・花尾の各小学校が九〇〇坪前後でほぼ同じだが、常盤尋常小学校は約三七〇坪で他校の半分以下となっている。建物の面積は、郡山尋常高等小学校が約五〇〇坪と断然大きく、南方校・花尾校の倍近く、常盤校の四倍近くとなっている。下伊集院村の共進校・大谷校も建物

表11—5 『日置郡誌』に見る小学校（大正11年）

学校名	位置	敷地（坪）	建物（坪）	校長名
郡山村	郡山校	912.00	508.00	林川正浩
	南方校	889.00	267.20	上之覚蔵
	花尾校	916.00	279.00	大山 武
	常盤校	369.50	131.00	平田兵壽
下置郡	共進校	824.00	138.00	日高長年
	大谷校	720.00	103.50	有馬三省

（『日置郡誌』）

面積は狭く、常盤校と同程度かそれ以下であった。

（表11—6）建物面積の大小は、各小学校の児童数の大小を反映している。郡山尋常高等小学校は、尋常科が六クラスで児童数三五一名、高等科が三クラスで児童数一三三名となっており、尋常科・高等科ともに村内最大の児童数が在籍していた。教員数も、尋常科・高等科合わせて正教員八名を含む一二名で、村内校最多であった。南方尋常高等小学校と花尾尋常高等小学校は共に、尋常科が六クラスで児童数が二五〇名、高等科が一クラスで児童数三〇名と同規模の学校であった。南方校・花尾校の高等科在籍児童数が郡山校の高等科に比べて約四分の一と極端に少ないのは、常盤尋常小の卒業生も郡山校の高等科に通学したことや、南方校と花尾校に高等科が設置されたのがこの統計の取られた大正一一年四月からであったこと、があげられる。当時高等科を設置していなかった常盤尋常小学校は、三クラスで児童数一五〇名と小規模で、複式クラスであったことがわかる。教員数も四名と少なく、郡山校・南方校・花尾校の教員数の二分の一から三分の一であった。下伊集院村立の共進尋常小学校・大谷尋常小学校は、

クラス数・児童数・教員数において、常盤尋常小学校よりやや多いか、ほとんど同程度であった。

（表11-7）郡山村内学齡児童（義務教育年齢児童）の就学率は九八・五八割、出席率は九六・八〇割と極めて高く、郡全体の率と大差はない。

（表11-8）郡山村内各小学校尋常科から小学校高等科や各種中等

表11-6 児童学級教員数

学校名	児童数			学級数	教員数					
	男	女	計		正	准	代	専心	計	
郡山	尋常	178	173	351	6	8	0	3	1	12
	高等	79	54	133	3					
南方	尋常	117	139	256	6	5	1	2	2	10
	高等	20	12	32	1					
花尾	尋常	132	126	258	6	5	1	2	0	8
	高等	15	23	38	1					
常盤	尋常	84	66	150	3	2	0	1	1	4
共進	尋常	88	107	195	4	3	1	1	0	5
大谷	尋常	89	52	141	3	2	1	0	1	4

※ 表中の「准」は「準教員」、「代」は「代用教員」を表し、「専心」は「専科」の誤りで、「専科教員」を表すと思われる。（『日置郡誌』）

表11-7 学齡児童（大正10年）

町村名	就学率（%）			出席率（%）		
	男	女	計	男	女	計
郡山村	98.82	98.33	98.58	98.32	95.19	96.80 ※96.76
日置郡全体	99.30	98.85	99.08	97.27	96.42	96.85

※ 出典には上段の数値が表記されているが、計算上は下段の数値となる。（『日置郡誌』）

学校への進学率は、男子八五・一八割（郡全体八二・二七割）、女子八一・〇一割（郡全体五一・五四割）、計八三・一二割（郡全体六七・五三割）であり、郡全体の進学率よりかなり高くなっている。

表11-8 小学校卒業生方向（尋常科）

町村名	卒業生数		上級学校入学者数				男女別進学率 %	合計進学率 %
			小学校高等科	中学校・高等女学校	その他の中等学校	計		
郡山村	男	81	66	2	1	69	85.18	83.12
	女	79	64	0	0	64	81.01	
日置郡全体	男	1585	1208	69	27	1304	82.27	67.53
	女	1461	673	16	64	753	51.54	

（『日置郡誌』）

表11-9 小学校卒業生方向（高校科）（大正11年3月末）

町村名	卒業生数		入学者数						備考
			師範学校	農学校	小学高等科三年	工業学校	その他の中等学校	計	
郡山村	男	60	0	6	0	4	5	15	家事34、大工2、教員1、その他8
	女	17	0	0	1	0	4	5	
日置郡全体	男	760	4	11	122	9	47	193	家事及び補習学校12
	女	322	9	0	21	0	82	112	

（『日置郡誌』）

とりわけ、女子の進学率が郡全体よりも約三〇割も高く、男子進学率に近い進学率となっていることが注目される。約一年前の南方校・花尾校への高等科の新設が影響を与えていると思われるが、郡山村の教育への関心の高さを表していると思われる。しかし、進学者の中で、各種中等学校への進学者は男子のみ三名で、他はすべて小学校高等科への進学者であった。

〔表11-9〕郡山村内各小学校高等科卒業生の進路は、男子卒業生六〇名中、家事手伝い三四、中等学校進学一五、大工二、教員一、その他八であり、女子卒業生数一七名中、家事手伝い及び実業補習学校一二、小学校高等科卒業後の進路は、男女共に圧倒的に家事手伝いが多かったことを物語っている。

〔表11-10〕すでに述べたように、大正九年四月より男女共学の郡山村立実業補習学校が四つの村立小学校すべてに附設されたが、その大正一一年の教員数一六名（一校平均四名）は郡内他村立の実業補習学校に比して多く、大正一一年度経費も他村に比べて多額を計上している。実業教育を重視してきた伝統と村民の努力の表われであろう。

〔表11-11〕大正二一年度郡山村予算経常費に占める小学校費の割合は、六六・一割と大きく、最大費目であった事がわかる。郡全体でも小学校費が各町村経常費に占める割合は、六四・二割と高い。明治時代より、市町村立であった小学校経費が市町村の財政を圧迫していたので、それを緩和する為の財政政策がとられてきていた。明治二九年（一八九六）「市町村立小学校教員年功加俸国库補助法」

が、明治三二年（一八九九）には「小学校教育費国库補助法」が成立して市町村の小学校経費への国库補助がなされ始めた。明治三三年（一九〇一）、これら二つの法律を統合して「市町村立小学校教育費国库補助法」が成立した。大正七年（一九一八）には、小学校教育への国库補助をさらに充実するために「市町村義務教育費国库負担法」が成立し、

国库から年間一千万円を限度として市町村立尋常小学校の教員給与の一部を負担（将来的には教員給与の半額国库負担を目指して）するようになっていた。この法律に基づく郡山村への大正七年度の義務教育費国库補助配当額は、総計で一三二七円六三銭であった（『鹿児島朝日新聞』大正七年四月二六日号）。

表11-10 町村立実業補習学校

町村名	学校数	教員数	生徒数	大正11年度経費総額(円)
郡山村	4	16	283	3,447
日置郡全体	46	128	2528	12,374

(「日置郡誌」)

表11-11 小学校費（経常費）（大正11年度）

町村名	町村費 経常費(円)	教育費			町村費に占める 教育費の割合(%)
		教員給料 (円)	その他(円)	計(円)	
郡山村	47,186	19,188	12,015	31,203	66.1
日置郡全体	787,496	356,930	149,799	506,729	64.3

(「日置郡誌」)



## 2 花尾尋常小学校分離新設問題

## 南方尋常小校舎増築問題をめぐるとの対立

すでに第一節で述べたように、明治初期、郡山村内の大字である川田・東俣・厚地にはそれぞれ小学校が開設されていたが、明治一八年（一八八五）に川田小は東俣小に合併され、さらに明治二五年（一八九二）東俣簡易科小と厚地簡易科小が合併して南方尋常小学校となった。この二校合併の時、学校の敷地は、合併前の二つの小学校の中間点である東俣最北部の湯屋（当時の南方神社の近く）に定められていた（『（旧）郷土史・上』郡山町教育委員会 昭和四六年、一九〇頁）。したがって、南方尋常小学校は明治初期にはそれぞれ小学校を設立していた三つの大字を含む広い校区となっており、学校敷地の選定について校区民の意見が対立しやすい要素を持っていたと言える。

南方尋常小学校は、大正時代に入って児童数が急増し、学級数も大正三年（一九一四）の六クラスから毎年度一クラスずつ増加して大正五年（一九一六）には九クラスとなったので、校舎増築問題が持ち上がった。また、校庭も手狭になってきていたので、校舎増築問題は、敷地移転問題を含む問題として議論されることになった。

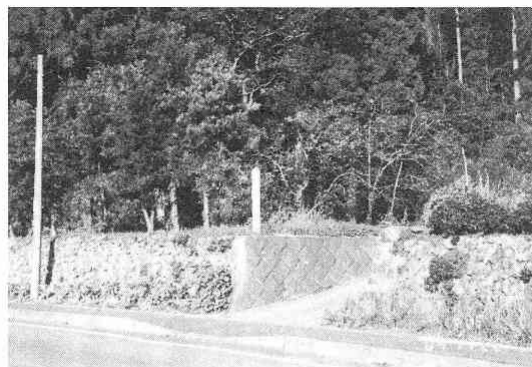
『郷土資料』によれば、大正五年度の南方尋常小学校の九クラス、校区戸数五五七、校区人口三七八八人は、郡山尋常高等小学校尋常科の六クラス、校区戸数三五四、校区人口二三〇二人をはるかに上回っており、郡山村全戸数一〇九二、総人口七二六五人の過半数を占めていた。

大正五年一二月、南方尋

常小校舎増築問題について、校区内三大字一五集落有志大会が開催された。この時、川田・東俣の全集落と厚地の中の六集落は、学校敷地を湯屋原に移転した上で校舎を新築し、ゆくゆくは高等科併置の小学校とすることを提案した。この提案に対して、厚地の中の岩戸・茄子田の二集落が通学距離の関係から強力に反対したことを導火線に、問題は沸騰していった。その後、校区民大会がしばしば開かれたが、現地増築案、移転新築案、反対集落内分教場設置案などが入り乱れ、收拾がつかなくなった。（『鹿兒島朝日新聞』大正八年六月一三日号）

## 二校分立案の提唱と一校維持案との対立

南方尋常小学校の移転改築に反対していた岩戸・茄子田の集落民は、形成不利とみて、学区域外の村会議員の応援を得ながら新たに南方尋常小学校を南北の二校に分けることを提案するようになっていった。こうして、南方尋常小校舎増築問題は、一校維持増築派と



南方小学校跡（湯屋）

二校分立派の対立という新たな問題に展開していった。両派の対立と運動は猛烈を極め、村会や学務委員会でもしばしば論議されたが、対立は解消されなかった。

そこで、大正六年（一九一七）八月学区父兄大会が開催され、投票によって両案の可否を問うことになった。投票の結果は、出席数六三一名中、一校維持増築案二七二票、二校分立案二二七票で、一四五票の大差で一校維持増築派が勝利した。一校維持増築派は、投票結果の実行を村長に迫ったが、村長は処理に窮して辞表を提出した。助役は、問題を緊急に解決するために、臨時村会を開催して問題の可否を問うことにした。ところが、村会では、二校分立派が多数の学区域外議員の賛同を取り付けたために、二校分立案が勝利し、学区域父兄大会の投票結果とは正反対の結果となってしまう。その後、二校分立派は、村会の二校分立決議をもとに、郡長への具申や県への認可申請を強力に行っていた。一方、一校維持増築派も、従来の主張を変えず、郡長への陳情書の提出や県への働きかけを行っていた。こうして両派の対立はますます激しさを増していった。（『鹿児島朝日新聞』大正八年六月二三日号）

### 成尾庄之丞の意見書

このような村民間の深刻な対立の中で、大正七年（一九一八）三月、当時村の有力者の一人であった成尾庄之丞（当時六〇歳位）は、三大字住民の融和と二校分立が得策であることを訴えた意見書を東侯と厚地の住民に対して送っている。成尾は、西南戦争に西郷軍として参戦した後、川田・油須木村戸長、東侯・川田・厚地村戸長役

場用係、警視庁巡查、宮内省職員などを歴任し、明治三十三年（一九〇〇）以降郡山村会議員、明治三十九年～四四年の五年間と大正五年以降郡山村学務委員を務めている川田出身の村の有力者であった。学務委員は、明治十二年（一八七九）の「教育令」で「児童ノ就学学校ノ設置保護等」を管轄させるために「其町村ノ人民ノ選挙」によって町村に設置されたが、翌年の「改正教育令」では選出方法が変更されて、被推挙人名簿からの府知事県令による任命となった。明治一八年に学務委員はいったん廃止されたが、明治三年の「小学校令」で復活し、「町村ニ属スル国ノ教育事務ニ就キ町村長ヲ補助」することを任務として定員一〇名以内のうち四分の一以内を公立小学校男子教員から町村長が任命し残りの委員は町村会での選出となっていた。成尾は、そのような村の学務委員としての責任感と村会議員としての立場から、この問題の解決に向けて尽力していったと考えられる。

成尾直筆によると思われる「二代記」が残されており、その最後には、東侯・厚地の有力者たちに宛てたこの大正七年（一九一八）三月付けの意見書が付されている。ここでは、その原文の一部を抜粋して平仮名・常用漢字・現代仮名遣いに修正した上で句読点をつけたものを紹介する。

不肖生茲に南方校分合問題に関する意見を開陳し、諸賢の同情を求め、円満なる和合的解決を得ん事を切望するの止む可からざるに至る。抑々当校が一校主義と二校主義の二派に分かれ、事今日に及び彼我意見を異にして熱度其の局に達し、遂に感情的觀念を醸成せんとするに於いておや。是を防制するの策を講ぜずんば

あらず。(中略)最初は東俣川田部落民は湯屋原に予定希望を為し居りしもの(中略)厚地・茄子田・岩戸部落民に於いて談、区民の不同意を主張し、分教所又は分校とし運動奔走する所となり、至然我が川田下方限と交渉し、且又当川田は今より数十年以前今の古校舍改築の当時に於いて、分校説を主張せしも不幸にして成立せず、今日に及びし宿望も有之間柄、下方限は茄子田・岩戸の交渉に同意して川田上方限に分校に同意の賛成を求められたる事情に対しては、事実上に於いて且生徒通学の困難な十目を見る所にして同情せずんばあらず。(中略)茲に本問題に就き、是非に対して主義とする要点を挙げてみたいと思う。先ずは一校主義としての論者は第一に村経済と、一校として置けば高等科設置多数生徒を收容せしめて大なる学校となし、生徒に競争的精神を奮起せしめると言う様の要点であろうと思う。一校増設の主義は、第一に生徒の通学便利として将来社会の推運に伴い人口の増加上、村の片端なる郡境迄も居住散在するに從い此の后通学里程も一層不便なるを考慮せざる可からず。一は自今奨励しつつある青年補習教育の如きも一校増設の暁には三ヶ部落を二分し、最寄に青年集合し、補習教育上教員宿泊の便利上、三ヶ部落の均等も取れる都合も大に可ならん。是れ二校主義の理由なり。何れにして理由なきに非らず。然れども彼我重なる理由は、一校主義は高等科設置にして、分校主義は生徒通学便利と言う原因に外ならず。然し見れば、一校の高等科設置は生も至極同感であるけれども、是は早晚義務年限の延長は近き将来には実施さるると思う。而して此二三年通学せしめしとて敢えて高等生としては通学に困難する

事はないと思う。(中略)次に一校増設の主義、即ち生徒通学困難の理由は、申す迄もなき国家教育法規の下に義務教育法令に達すれば、一日も猶予を免かるる事能わざる幼年に於いては、風雨降雪を凌んで壳里以上乃至二里に達する遠路行程を毎日通学させるに於いては、其の父兄たるや情に於いて実に忍びざるを得ん。

之れ村有志としても猛省せずんばあらず。(中略)元来当南方校は土地の状況よりして見るに、南北三里余に流れ居る地形にして、将来分校の必要は問題として再発するは必定なる事と思わざるを得ず。斯かる場合あるとせば、現時に於いてこの機に乗じ増校設置は将来に於ける得策ならん。依て村は此の見地よりして将来を慮かり後日の為に永遠の便利を図り、一校増設を是認したる次第なる故、諸君に於いても前途の事情を篤と御熟考の上、希わくば和衷輯睦を欠かさず様穩便なる措置を講せられん事を乞う。(後略)

大正七年三月

成尾庄之丞

東俣

厚地

田中郷助君

永田次右衛門君

有川作次郎君

札元喜次郎君

太夫半助君

稲田武助君

太夫仲太郎君

外有志諸君

この意見書から、当初一校維持増築案を支持していた川田集落の住民が、かつて自分たちが校舍改築時に分校設置を主張したにもかかわらず認められなかった経験もあって、茄子田・岩戸集落の住民に同情して二校分立案支持に変わったことがわかる。成尾は、一校

維持によって高等科設置を急ぐ一校維持増築派と一校のままでは通学距離が子どもにとって長すぎることを憂慮する二校分立派のそれぞれの主張する理由の正当性を認めながらも、茄子田・岩戸の幼い尋常科生が新しい学校敷地まで一里から二里（約四〜八キロ）にもなる距離を通学することの困難性をあげて、二校分立案による解決を訴える意見書となっている。茄子田・岩戸集落から従来の南方尋常小までの通学距離は半里から一里であったので、新敷地移転の場合通学距離は二倍にもなる予定であった。

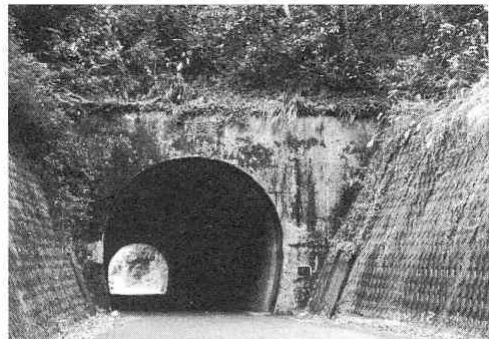
### 同盟休校と分村運動―住民間に残されたしこり

郡山村会による二校分立決議がなされたので、郡長はこれを承諾し、県もこれを認可することになった。しかし、学区域父兄大会の投票において大差で勝利していた一校維持増築派の住民は、この時の投票結果を無視した処置であると憤慨し、二校分立への反対運動を引き続き行っていた。そして、ついに、大正八年（一九一九）六月九日より、南方尋常小の在籍児童の半数以上にあたる約三五〇名が、二校分立に反対する親の意見から同盟休校を開始する騒ぎとなった。その後、当時の伊集院警察署長の斡旋で、同盟休校は中止され、子どもたちは復学している（『鹿児島朝日新聞』大正八年九月一八日号）。

さらに、二校分立に強力に反対していた東俣地区民は、二校分立がなされるのであれば、東俣は郡山村から脱退して伊敷村に合併してもらうことを協議し、そのための地理的条件を作るために、東俣から伊敷村小山田に通ずる道路を開設することを決めた。小山田地

区民の賛成を得て、両地区民から構成される道路建設委員会が結成され、大正八年五月に着工し翌大正九年三月に竣工して、トンネル二ヶ所を含む道路が完成した。総工費七二六五円二一銭のうち東俣区民は二二一戸で五三三二円二二銭の多額を負担（残りは伊敷村からの補助金と小山田区民の負担）した。この間、大正八年八月二十九日に東俣・厚地の中の丸山・宮脇・大平の各集落の計四〇〇戸余りは、郡山村からの分村認可を郡および県に申請した。また、分村認可後は伊敷村に編入希望することも書き添えられていた。しかし、このような分村申請は認められるものではなかった。

花尾尋常小分離新設後の南方尋常小の新しい敷地は、従来より川田寄りの現在地に決定した。そのことにはなほだ不満であった東俣地区民は、すでに述べたような分村運動を展開し、その条件作りとしての道路建設には多大な金銭負担や労働奉仕をしたものの、新しい校地の造成や校舎建築の労働奉仕にはほとんど参加しなかった。新校地造成や校舎建築に積極的に労働奉仕した川田地区民との間には、しばらくの間感情的しこりが残った。大正十一年（一九二二）になって、やっと両地区民の感情的しこりが解消されて南方尋常高



現在の東俣トンネル

等小学校後援会が結成された。(『(旧)郷土史・下』一六八頁〜一六九頁、『鹿児島朝日新聞』大正八年六月一三日号、同大正八年九月一八日号)

### 3 大正期の郡山の子どもの生活と学校の様子

#### 大正初期の小学生の生活

『(旧)郷土史・下』は、明治末期から大正初期にかけての郡山の小学生の生活や学校生活について綴った白坂正雄の文章を紹介しているので、再録しておく(一七〇頁)。

明治末期から大正初期頃の郡山村には、郡山、常盤、南方の三小学校と、高等科が郡山に一校だけあった。

常盤小学校は、校舎の一部はまだ茅葺きであった。学校によって多少の違いはあったが、その頃は通学道路もいたってお粗末なもので、乗物としてほとんどないから、生徒はみんな野道を歩いて通った。

服装は着物で、しかもあちこち破れのつくろいがしてあり、袴を低学年で着用する者は極めて稀で、履物は下駄か草履、またはハダシで、冬の雪の日なども、足袋ははかず、草履はきで通う者が多かった。

朝の始業前には学校の玄関前に整列し、校長先生の訓示があったが、霜の強い朝などは霜柱の上にハダシで立っていることは、相当の勇気を必要とした。教室も暖房設備があるでなく、板敷きの上に、冷えきった身体で授業を受けていたが、その割に風邪な

どひく者は少なく、馴れるということの大切さを、いまにしてしみじみと感ずる。

教科書などいまみなカバンに入れて行くが、カバン持ちは極少なく、たいていの者は風呂敷に包んで、手にかかえるか、また背中に斜なに背負って通った。これを座頭(ザツツ)カレと言った。

当時は殆どが専業農家で、親達は農業に没頭し、田植えや刈り入れの農繁期には子供達も子守りや仕事の手伝いに駆り出され、欠席する者が多かった。

放課後すぐ家路にいそぐ者はまずないと言ってよく、道ばたでカルタ打ちに興じたり、夏は遠方まで水あびに行ったり、秋は野山で栗拾いやあけび(ウベ)取りに夢中になり、夕方暗くなる頃帰宅しては、親からさんさんに叱られるものであった。それが健康児をつくることになったのである。

着物を着て草履はき、またはハダシで風呂敷をカバンがわりに登校という通学スタイルは、第一節で紹介した明治三〇年代から四〇年ごろのスタイルとあまり変化がないように思われる。

#### 大正初期の小学校高等科の様子

『(旧)郷土史・下』は、さらに大正初期の郡山尋常高等小学校高等科についての大淵脇強(元助役)の追憶談も掲載している(一七〇頁〜一七一頁)。

私は、明治四十三年(一九一〇)四月一日に南方尋常小学校に入学し、大正五年(一九一六)四月一日に郡山尋常高等小学校の高等科に入学しました。卒業は大正七年三月です。

その頃郡山村に小学校は郡山、常盤、南方の三校があり、高等科のあるのは郡山校だけでした。だから郡山小の高等科には村内の三小学校の外伊敷村の小山田小学校、皆与志小学校、下伊集院小学校の嶽、有屋田方面からも入学していました。

高等科は義務教育ではないので、尋常科から進学する人数も少なく、また途中で退学する生徒もいました。私が卒業した時は六二名でした。これは一クラスでした。東俣からは男子五名で女子は一人でした。

高等科の授業料は村の者は月一二銭でしたが、村外の者は月三〇銭を収めていたようです。

先生は林川校長以下一二名で、うち女の先生が四人でした。

修学旅行は霧島に行きました。二泊三日の旅行でしたが、勿論バスなどはなく、汽車にも乗らず、草履をはいて傘と握り飯を背中に斜に背負って歩いて行きました。日当山の新川を渡るときは渡橋料として一人二銭を支払ったことを覚えています。米一升が一二銭の頃です。かなり高い渡橋料だと思いました。

南方尋常小学校と分離新設された花尾尋常小学校に高等科が併置された大正一一年以前には、当時の南方校区からの高等科進学者は少なかつたこと、また当時高等科が併置されていなかった村外の小学校校区（小山田、皆与志、嶽、有屋田）からの郡山小高等科への進学者もいたことがわかる。また、すでに二泊三日の霧島方面への修学旅行が実施されており、全行程徒歩による移動であったことがわかる。

### 大正中期の南方尋常小学校の様子

大正中期の南方尋常小学校の様子について、卒業生で旧職員でもある盛田栄は、『南方小学校創立百周年記念誌・三重岳』に以下のような思い出を寄せている（七二頁〜七三頁）。

私は二十四期生で、大正四年四月に入学しました。男女混合の二学級で全校児童は五百人くらいでした。

古い校舎は土間廊下で、外側は硝子窓、土間側は紙障子、新校舎はすべて硝子窓それに廊下は板張りでした。

校庭は児童増のため次々に増築されて、前庭、中庭、後庭の三つに別れて一番広い前庭でも「五十メートル走」は出来兼ねる狭い運動場でした。

運動会は、前庭に一周八十メートル程の丸い「トラック」で、ピストルも紙玉もなく、出発の合図は、川田の加世田真義先生が、猟銃に空砲でもものすごい音に吃驚（きつきょう）したものでした。大正初期の服装は、学童服も靴もなく着物で跣（はだし）、寒いときは下駄か草履でした。

毎朝の朝会は跣、霜の朝は五分も立っておれば霜が解けて「ドブドブ」になることが多いでした。跣の生活は、原始人の生活のように思われるでしょうが、健康上からはたいへんよい事だったと思うことです。

大正七年頃から、分校移転の音が聞かれるようになり、大正九年の夏休みに、古校舎は川田に新校舎は厚地に、それぞれ六教室ずつ新築されて、川田の南方尋常小学校と、厚地の花尾小学校が独立しました。

この年、校区全体に、塚田の発電所から電線が引かれて、はじめて電灯がつけました。

大正期に児童数が急増した南方尋常小では、校舎のたび重なる増築によつて五〇メートルの直線も取れないほどに校庭が狭隘になってしまつていたことがわかる。そのことをきっかけに移転問題が起こり、さらに花尾尋常小分離新設問題に発展していったのである。

### 大正後期の南方尋常（高等）小学校の様子

花尾尋常小学校が分離新設された大正九年以降の南方尋常（高等）小学校の様子について、卒業生の福田厚二は『南方小学校創立百周年記念誌・三重岳』に文章を寄せている（八三頁〜八四頁）。

わたしたちの同級生は大正九年四月、湯屋にある南方小に入学した。花尾の人たちも一緒だった。そばに南方神社があるのを覚えていた。一学期間ここで勉強したのであるが、花尾との分立のため、二学期の九月からは現在地に新設された南方小に入学し、待望の第一期生となったのである。南方小を卒業して既に六十六



南方小学校全景（大正9年頃『百周年記念誌三重岳』）

年を経過している。遠い遠い昔の物語である。

一・新設の学校は威厳のある学び舎だった

中でも校門は学校の生命として非常に工夫されていた。映画に出てくる城構えのようで私はこの石段と校門が大好きだった。高土手の下の石段を上がると左に折れて、高い所に校門が見える。左右に大きな石門が立ち、その右側に墨痕鮮やかに南方小と大書きされた表札がかかっていた。三年生になって「南方尋常高等小学校」に変更され、偉い学校になったような気がした。その年から体格の一際大きな先輩たちが入学して来られたのである。

高台にある校舎は平屋建てで、正面校舎の中央には玄関があり、日清・日露の戦役の鉄砲がかざられていた。玄関の右側に二之宮金次郎の石像が立っていた。くの字に折れた左側の校舎は低学年の教室で入学当初から三・四年生までここで勉強した。壁は紅ガラで塗られていて、私たちは手のひらでその壁をすべてせ紅ガラの色をながめ又、匂いをかいでみたものだった。

二・玄関前では毎日全校朝会があった

「至誠一貫、喜び勇んでことをなし、最後までがんばる」この南方魂の校訓は国語に堪能な上之校長先生が精根こめてつくられた傑作だと思う。一年の時から卒業するまで雨の日を除き、ほとんど毎朝全校生で一斉に唱和した。

心の髓までしみこんだことばだった。私たちは現在までこのことばで育てられてきたことを嬉しく思う。この校訓は平成の現在まで学校に引継がれて生かされている。このことは県内で

も珍しい現象ではなからうか。

### 三、運動会は極めて盛会だった

今の小型ピストルは無く、猟銃によるスタートだった。鑑札を持った校区の方が、台尻を肩にのせ天に向かって発砲される姿を今でもはつきり思い出す。ものすごい音で大概の人が後ずさりしたものである。郡の運動会で伊集院小まで私たちは応援に行った。いつも速いのは天昌小（今の永吉小）だった。その鉢巻は鮮明だった。その頃伊集院小におられた郷里の前田渡行先生が声をかけて下さったのを大変嬉しく思った。

この文章から、花尾尋常小分離新設と同時に移転した南方尋常小に対するとらえ方は、分離以前の南方尋常小の継続というよりも、別の新しい南方尋常小が設立されたというものであったことがわかる。また、大正一一年に高等科が併置された時に、「偉い学校になったような気がした」という感想から、高等科併置は校区民の強い念願であったことがわかる。

### 4 戦前昭和期の学校教育

#### 青年訓練所・中等公民学校の発足

大正一五年（一九二六）四月、「概ネ十六歳ヨリ二十歳迄ノ男子（第二條）を対象として「心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以ツテ目的」（第一條）とする「青年訓練所令」が發布された。青年訓練所は、その主事を実業補習学校校長または小学校長が兼務し、その教員を実業補習学校または小学校の教員が兼務するという

実業補習学校に併置された訓練所であり、唯一教練を教える在郷軍人のみが実業補習学校にはいない職員であった。これは、人的構成やその目的からも明らかのように、「修身及公民科、教練、普通学科、職業科」（第五條）を学校卒業後の青年男子に施し、軍事教練を中心に国家主義・軍国主義の思想を普及・徹底しようとするものであった。実際、郡山村を含む日置郡内各町村青年訓練所幹部と同在郷軍人団幹部の合同幹部会は、昭和五年（一九三〇）一月下旬に日置郡内一三町村の青年訓練所生千余名による野外戦闘および軍中勤務の体験演習を実施することを決めている（『鹿児島新聞』昭和五年一〇月八日号）。

一方、「青年訓練所令」発布の一ヶ月まえの同年三月、鹿児島県はこの発布を見越して実業補習教育実施要項を改めて、従来の実業補習学校を公民学校と改称しても良いとした。これを受けて郡山村議会は、翌昭和二年（一九二七）三月「郡山・南方・花尾・常盤ノ各実業補習学校ヲ廃止シ郡山村立中等公民学校ヲ設置スルノ件」を議決し、郡山村立中等公民学校が発足した。しかし、名称は変更されたものの、郡山校以外の元の実業補習学校も公民学校分校として残され、実態は実業補習学校時代と変わらなかった。

さらに、昭和三年（一九二八）一月一六日に発足した郡山村立青年訓練所の新入所者四六名の入所式が実施され、終了後には海軍大尉による海軍に関する講演会が行われている。そこで、同年二月、郡山村議会は「村各実業補習学校並ニ青年訓練所ヲ廃止シ郡山中等公民学校設置ノ件」と「郡山尋常高等小学校裁縫室（一棟）ヲ同校運動場へ移転シ郡山中等公民学校校舍トナスノ件」を議決した。



こうして同年四月より、村内の四つの実業補習学校と青年訓練所は名称・校舎ともに統一・統合され、独立の校舎をもった郡山中等公民学校が誕生したが、校長は郡山尋常高等小学校長の兼務であった。この年の十一月には、郡山尋常高等小学校西校舎増築、村内四小学校奉安殿新築と並んで、中等公民学校校舎四〇坪の補修改築の落成式が実施された。落成式当時の中等公民学校専任教員は、青年訓練所教員一名を含む二名で、生徒総数は男子二二〇名・女子一〇〇名の計三二〇名であった。そして、昭和九年四月には初めて専任校長が置かれることになった。（『旧 郷土史・下』一八一頁〜一八二頁、『鹿児島新聞』昭和三年一月二〇日号、同昭和三年一月一四日号）

#### 青年学校

鹿児島県では、昭和初期より実業補習学校と青年訓練所を統合して中等公民学校として運営するようになってきていたが、国家レベルでは、実業補習学校と青年訓練所は併置されたままで、その教育対象者や教育内容は重複あるいは競合しており、その制度的解決が望まれていた。そこで、昭和一〇年（一九三五）四月「青年学校令」が公布され、従来の実業補習学校と青年訓練所を統合した形での青年学校が発足した。青年学校は、「男女青年二対シ其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ野以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルコトヲ目的」としており、尋常小学校卒業者を対象とする二年制の普通科、普通科修了者及び高等小学校卒業者を対象とする本科、本科卒業者を対象とする研究科

を置いた。

青年学校が設置された昭和一〇年八月には、勅令によって「青年学校教練科等查察令」が出され、これに則って陸軍省は「青年学校教練科等查察規程」を定めた。これによって、青年学校は、二年以内に最低一回の陸軍省による査察を受けることを義務づけられ、事実上軍の統制の下に入ることになった。青年学校は、勤労青年に対する軍国主義教育の重要な手段とされ、昭和一四年（一九三九）には義務制となったのである（『世界教育史体系3・日本教育史Ⅲ』三七頁〜四〇頁）。

昭和九年度より専任の校長を擁することになった郡山中等公民学校は、独立した敷地を決定し新校舎を建築中であったが、昭和一〇年の「青年学校令」によって改めて青年訓練所と統合して、郡山青年学校となった。郡山中等公民学校初代専任校長、郡山青年学校初代校長を務めた垣内清次は、『（旧）郷土史・下』に青年学校発足当初の様子を書いた文章を寄せているので、その一部を抜粋して紹介する（一八二頁〜一八四頁）。

私は昭和九年（一九三四）四月から同十三年の三月まで、郡山公民学校ならびに郡山青年学校にお世話になりました。

それまでの公民学校は、校長は郡山小学校長が兼務し、ほかの三小学校の校長と裁縫科の先生が兼務教員となり、二名の専任教員が各小学校を巡回して、小学校を卒業して実務についている青年子女を教育しておりました。

（中略）

その頃は、農村は凶作でまた世の中は不景気で苦しい時代でし

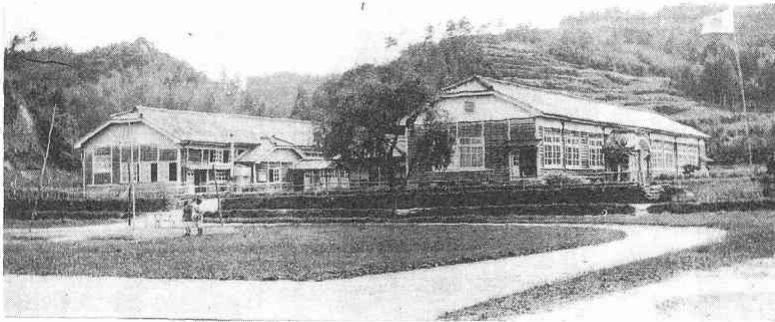
たが、若くて教育に熱心な国分友睦氏が村長で青年教育振興のために、独立校舎の建設と選任校長の設置を議会に提案し、議会は原案通りこれを決定しました。

私は郡山に赴任すると早速、独立校舎の建設と学校経営の充実に村長から要請されました。

村当局や学校後援会などと協議して、敷地は郡山小学校運動場の西側の田圃と決定し（現在の郡山中学校）、校舎の建築に着手しました。学校後援会、村青年団等の協力と工事施行者の誠意ある努力によって、職員室、校長室、男子普通教室（三）、裁縫室（二）、家事室、小使室、畜舎、農舎等が建設されました。

昭和十年四月、青年学校令の施行によって、公民学校と青年訓練所を統合して、郡山青年学校となりました。

青年学校は、（中略）普通科、本科、研究科に分かれ、普通科は二カ年で尋常小学校の卒業生が入学し、本科は一部と



郡山村立青年学校全景（『郷土将兵慰問写真帳』）

二部に分かれ、一部は大体週一回の出校で、男子は四カ年、女子は二カ年、二部は毎日出校で男女とも二カ年、研究科は男女とも一カ年でありました。

教科は男女共修身公民科、普通学科、職業科で、他に男子は教練科、女子は家事裁縫科を教育していました。

昭和六年満州事変が起こってから日支事変へと発展し、同十三年四月には国家総動員法が公布されるなど時勢の推移にに応じて、青年教育は益々重大視され、青年教育を徹底して地域の振興をはかるとともに国防にも極めて重要であるとして、昭和十四年（一九三九）四月には青年学校は義務制となりました。

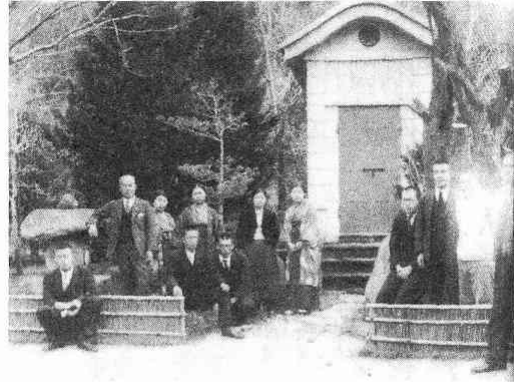
青年学校の充実が、戦争の拡大と関連していたことがわかる。昭和十一年（一九三五）の郡山青年学校の教員数は二三名、生徒総数は三三六名であった。

#### 小学校の施設・設備の充実と軍国主義化

昭和に入っても、村内各小学校の施設は拡充され続け、また村民の支援によって当時としては最新の教育設備も備えるようになっていく。昭和三年（一九二八）には、郡山尋常高等小学校（当時の教職員数一五名、学級数一二、生徒数四九七名）の西校舎（延べ二二〇坪）の増築と、村内四つの小学校の奉安殿の新築がなされた。通常の拝礼の他、戦時中に学校が空襲で炎上した時などは、この奉安殿の中の御真影と教育勅語の謄本を無事に持ち出すことが、子どもを守ることに同様に教職員の最重要任務であるとされた（『鹿兒島新聞』昭和三年一月一四日号）。

昭和四年（一九二九）四月には、村立小学校で唯一高等科が設置されていなかった常盤尋常小学校に高等科が設置（複式学級）され、四つの郡山村立小学校はすべて尋常高等小学校となった。そして、常盤尋常高等小学校の高等科が二学級となり、複式が解消されたのは昭和一五年（一九四〇）になってからであった（『常盤小学校沿革史』、『常盤小学校創立六〇周年記念誌』四頁）。また、同昭和四年、郡山校区学校後援会は、校区民より寄附金を集め、ピアノ（九〇〇円）と蓄音機（二六五円）を購入して郡山尋常高等小学校に寄附している。ピアノ開きを兼ねて三月一四日に開催された郡山尋常高等小学校音楽学芸会には、教職員・生徒・来賓の他、約二五〇名の父兄・校区民が参加した。当時学校は、家庭にはない最新の文化設備を備えた村の文化施設であったこと、その設備充実には校区民の金銭的負担があったことを物語っている（『鹿兒島新聞』昭和四年三月一四日号、同三月一八日号、同八月一七日号）。

また、昭和五年（一九三〇）には南方尋常高等小学校に、昭和六年（一九三一）には郡山尋常高等小学校に水道設備が完成し、同年



南方小の奉安殿（昭和5年頃『百周年記念誌三重岳』）

には郡山尋常高等小学校にラジオが寄贈、設置されている（『平成一五年度南方小学校 学校要覧』『郡山尋常高等小学校沿革史』）。昭和八年（一九三三）には校区民一戸当たり数日間の労力奉仕を得ながら南方尋常高等小学校の新校舎が、昭和一〇年（一九三五）には郡山尋常高等小学校の家事裁縫室と常盤尋常高等小学校の裁縫室が、昭和一三年（一九三八）には花尾尋常高等小学校の新校舎が落成している（『鹿兒島新聞』昭和八年一二月九日号、同昭和一〇年六月九日号、同昭和一三年四月一二日号）。また、小学校が国民学校に変わった後の昭和一七年（一九四二）には常盤国民学校が校庭の崩壊と敷地の狭さから、字大園に移転し校舎も新築された。（『（旧）郷土史・下』三〇七頁、『常盤小学校沿革史』）。

#### 国民学校と学校報国隊

真珠湾攻撃により太平洋戦争が始まった昭和一六年（一九四二）三月「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的練成ヲ為スヲ以テ目的」（第一条）とする「国民学校令」が出され、従来の小学校は国民学校となった。ここにおいて、学校教育のすべては戦争遂行を目的として徹底されることになる。学校教育も、授業よりも食料をはじめとする生産の増強のための労働奉仕や退避訓練が主なものになってゆく。当時の学校教育の様子について、『（旧）郷土史・下』は、次のように述べている（三〇八頁〜三〇九頁）。

（前略）昭和十六年一月の政府通達に応じ、七月には鹿兒島県も県下の学校に増産報国隊の出勤を指令しました。これより先、国民学校、青年学校をはじめ県下の学校には学校報国隊が結成さ

れました。国民学校の上級生、青年学校の生徒達は手不足の農家の田植の加勢に出動したのです。

(中略)

しかし大東亜戦争に突入してからは大変でした。後には学校の校庭まで耕して甘藷畑にし、道路に土手のあるところは大豆を植え、川土手にはヒマを植えてその実を採取し、また畔土手などの彼岸花の球根を掘りました。これは学校に数量が割当てられ、供出しました。軍用の特殊の糊の原料になるという話でした。

炭俵用の茅を切り、炭俵作りの縄ねりをして、花尾山やその奥に軍の木炭焼場があつて、それに俵を供出し、また搬出まで行いました。これはもう戦争末期のことでしたが、既に述べたように木炭は郡山の重要軍事産物でしたから、郡山国民学校や青年学校の学徒報国隊は木炭に関連する仕事に戦時中ずっと動員されたのでした。

縄も何十疋の長さのものを何百束と割当があり、昭和十九年頃からは教室での勉強はほとんど二、三時間といったふうで、朝から作業にかり出されました。

(中略) 日置郡内の国民学校学徒報国隊が野菜不足に苦しむ鹿児島市内の学校友達に野菜を運んでやろうという計画がなされ、それぞれ大八車に野菜を満載し、数百台を連ねて鹿児島まで運搬し、大変な歓迎を受けたことです。十八年秋頃のこのようでした。

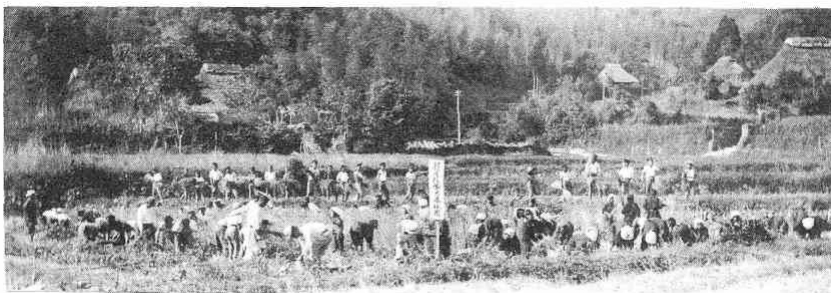
そうするうちに敵機の本土来襲がはじまるようになり、道路脇にたこ壺を掘れとの命令が出て、受持区域が割当てられて掘りに

ゆきました。

空襲が激しくなると、学校も警報発令に応じて迅速な退避訓練が要求され、学校内での退避の仕方、出校下校の際は部落単位に上級生が下級生を指導しての緊急退避の訓練に追われるようになりました。

この他、当時の新聞は、昭和十六年(一九四一)一月、常盤尋常高等小学校が大浦高原に紀元二千六百年記念事業として開設した農場からの甘藷の収穫物収益金の一部五円を国防献金としたことや、昭和十八年(一九四三)下伊集院村立共進国民学校児童が大東亜戦争宣戦詔勅<sup>かんぼつ</sup>発(詔勅を発すること)と二周年記念に前線兵士に毎月慰問の便りを発送していたことなどを伝えている(『鹿児島新聞』昭和十六年一月一二日号、『鹿児島日報』昭和十八年二月八日号)。

また、終戦直前の昭和二〇年(一九四五)八月五日、郡山村役場の北約二〇〇メートル、油須木の小高い丘の麓にある深い防空壕



花尾校労力奉仕団 (『郷土将兵慰問写真帳』)

(奉安所) に並置されていた日置・指宿・川辺三郡の国民学校の御眞影を警備していた加世田市津貫国民学校教員の西秀雄先生が、米軍機の機銃掃射の銃弾に当たって大怪我をし、七日後に亡くなるという悲しい出来事も起こっている(『(旧)郷土史・下』三四一頁〜三四三頁)。

### 戦時中の学校教育の様子

戦時中の学校教育の様子について、昭和二二年(一九三七)四月に南方尋常高等小学校初等科に入学し、昭和二〇年三月に南方国民学校高等科二年を卒業した淵脇(旧姓・永田)フサエは『南方小学校百周年記念誌・三重岳』の中で次のように述べている(九六頁〜九七頁、傍注は筆者)。

私の八年間の小学校時代は、戦時中でしたので、勉強よりも農作業ばかりを思い出します。

今でもあの頃の小学校の全景が、脳裏に焼きついて離れません。正門の右側に奉安殿・運動場のまん中に大きな二本のセンダンの木、東側に古校舎、西側に二階建ての新校舎、そして裏に回るときれいな水が、こんこんと湧き出していた水飲み場。その隣りに小使い室、池、農機具室・堆肥小屋・豚小屋・鶏小屋などがありました。

(中略)

昭和十六年の五年生の時に、尋常小学校から国民学校になり、太平洋戦争が始まりました。五年生の時は先生が三人代わりしました。男の先生でしたので、召集されたのです。学校行事も戦時色

が濃くなり、健児団訓練で伊集院まで歩いて行き、閲兵分列行進をしたことを思い出します。

六年生の修学旅行は楽しいでした。鹿児島まで歩いて行き、始めての汽車に乗り、霧島神宮前駅で降り、丸尾旅館まで歩いて行きました。

高等科になってからは、農作業が多くなりました。食料増産という事で校庭からいもを植えることになりました。畑にするのに、盛田先生宅の山の土を、何回運んだでしょうか、よい畑になりましたが、運動会は出来なくなりました。また「まっが<sup>字黒田開田</sup>ん」の学林地まで、肥料を二人でかついで、狭い坂道を何回も登りました。

学校下に田んぼも造りました。(現在プールがある)川原の荒地を田んぼにするのに、毎日毎日二人で「モッコ」を持ちよく働きました。何ヶ月かかったか覚えて

いませんが、七枚の田んぼが出来上がって、集落別に米を作りました。収穫の喜びは覚えていませんが、あの「モッコ」持ちのきつかった事は忘れられません。

冬になると炭焼きでした。朝から弁当を持って山に行き木を切り、釜に入れ出来上がった炭は、自分で作った炭俵に入れ、農協まで運びました。

学校から帰ると、ススキを刈り



に行き炭俵を作りました。一人何枚かの割り当てがありました。今頃スキの茂ったのを見るとあの頃をなつかしく思い出します。夜の宿題は縄練りでした。「アメリカまで届くまで」と練られました。

わらを叩くのが大へんでした。相当の長さに練ったつもりでしたが、あの縄はどうなったのでしょうか。

日増しに戦争が激しくなり、警戒警報が出るようになりました。集落別に一年生から高等二年生まで一緒に帰るようになり、私は一年生の女の子をおんぶして帰りました。

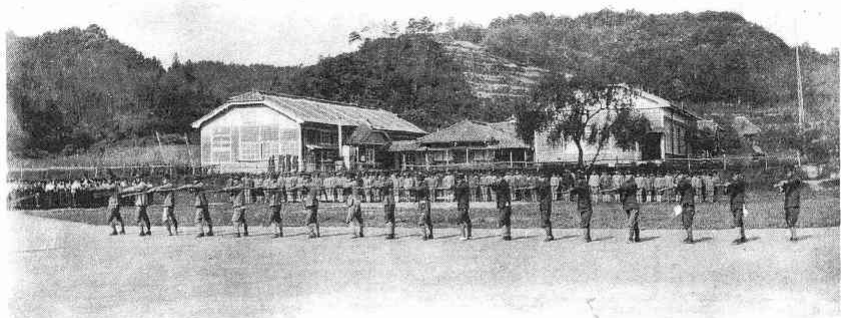
昭和二十年三月、卒業式が講堂であり、式が無事に終わり、後は謝恩会という時、警戒警報が出たのですぐ集落別に帰りました。家から楽しみに持って行った重箱の料理は、家で食べたのを思い出します。(後略)

また、終戦当時、南方国民学校の教員であった川畑(旧姓・加世田)美知子は、『南方小学校創立百周年記念誌・三重岳』の中で、次のように述べている(七三頁〜七四頁)。

一・南方小学校の春は、校庭のまわりの桜の花がいっぱい咲いてきれいだった。戦時中で食糧増産のために、校庭はから芋や南瓜畑になっていた。農業専科の東先生が畑に影をさすからと、桜の木を切ろうとされたら、宮原校長先生がとめられた。「南方小学校の移転開校の記念の桜の木だから切つてはいけない」「いや非常時で食糧増産が大切だ」と両先生の言い合いになり、枝をおろすということで、やっと解決した。その時の桜の古木が今でも数本残っている。

二・米軍の激しい空爆で、伊敷の四五連隊の兵舎が焼けて近郊の学校へ兵隊さんは分散された。南方小学校も校長室、職員室だけを残して、教室、宿直室など全部兵隊さんが入れられた。学校の授業は、各部落の青年舎(今の公民館)に学年ごとに分散してあった。川田の青年舎は、鹿児島で焼けた山形屋の被服工場になっていた。なので、当時担任していた三年生は組合(川田農協支所)で授業があった。空襲のサイレンがなると、近くの竹山に避難した。そこでは字を書けないので、もっぱら国語の本を声をひそめて読んだものだ。

三・二十年七月、米軍の上陸作戦にそなえて炎天下の校庭で兵隊さんは、腹這前進で手榴弾を米軍に投げる練習をしていらつしやるし、婦人会は竹槍で米軍と戦う練習をしていた。八月十五日詔勅が下り、日本は戦争



青少年学校軍事教練 (『郷土将兵慰問写真帳』)

に負けた。負けたとなるとすぐにも片田舎の村にも、どんどん米軍が進駐してくるものと不安になる。その後、夜遅くまで職員会議がある。宮原校長先生が指導者は、みな米軍につかまるから学校も記録はなにも残さない方がよいと言われ、学校のすべての書類や校長室にかけてあった歴代校長先生の写真や、卒業式の写真、校舎建築の時の棟上げの写真等を全部校庭で焼いた。終戦の次の日か、その次の日位だったと思う。(後略)

これらの戦時中の学校についての記述から、学校教育本来の知的学習をそっちのけにした心身鍛練のための団体訓練や、食糧増産・軍事物資増産のための勤労奉仕が学校の活動の中心になっていたことがわかる。

#### 【参考・引用文献】

- 『創立百周年記念誌・三重岳』郡山町立南方小学校 平成四年  
 『鹿兒島縣日置郡誌』(復刻版) 名著出版、昭和四九年  
 『(旧)郷土史・上』郡山町教育委員会、昭和四六年  
 『世界教育史体系3・日本教育史Ⅲ』講談社、昭和五一年

### 第三節 第二次世界大戦後の学校教育

#### 1 六・三制の出発

#### 「教育基本法」「学校教育法」の制定

昭和二〇年(一九四五)八月一日、日本は「ポツダム宣言」を受諾し全面降伏した。これによって、第二次世界大戦・太平洋戦争は

終結した。日本に進駐した連合国軍(米軍)は、日本の非軍事化・民主化を最重要な課題として占領政策を実施した。学校教育の分野においても、軍国主義者の教職追放、修身・日本歴史・地理の授業停止などを直ちに実施し、軍国主義的教育・超国家主義的教育の排除に努めた。

昭和二二年(一九四六)五月には、国民主権・基本的人権の尊重・戦争放棄を三大原理とする「日本国憲法」が公布された。この新憲法の第二六条第一項は、基本的人権の一つとして、すべての国民の教育を受ける権利を規定した。また、同年占領軍はアメリカより教育使節団を招き、今後の日本の教育の基本的あり方について調査させて、報告書(「第一次米国使節団報告書」)を提出させた。日本政府も教育学者や官僚を除く教育関係者を中心に構成された「教育刷新委員会」を設置したが、この委員会で新しい民主国家日本にふさわしい教育のあり方が検討され、「教育基本法草案」が作成されていた。こうして、新憲法の問題を教育分野における諸原則として具体化した「教育基本法」が制定され、昭和二二年(一九四七)三月二二日公布された。

同時に、「教育基本法」の諸原則を学校教育制度に具体化した「学校教育法」も公布され、新年度より施行されることになった。これによって、戦後日本の学校制度は、六年制の小学校、三年制の中学校、三年制の高等学校、四年制の大学という六・三・三・四制の単線型学校制度になった。このうち、市町村が設置義務を負うことになった小学校と中学校の計九年間が義務教育とされた。

## 新制小・中学校の発足

「学校教育法」の施行をうけて鹿児島県では、昭和二二年（一九四七）五月一日より国民学校をいっせいに新制小学校に切り替えた。郡山村立の四つの国民学校も、それぞれ郡山小学校・南方小学校・花尾小学校・常盤小学校として新しく出発した。

新たに義務教育学校となった新制中学校も、鹿児島県では同年五月二日にいっせいに発足することになった。しかし、新制中学校発足のための財政的裏づけは全くと言って良いほど無かったので、ほとんどの中学校の教室は、小学校や青年学校等の校舎の借用とならざるを得なかった。

郡山村に設置された新制中学校は、郡山村立郡山中学校一校であった。もちろん、独自の校舎や教室はなく、本部を郡山小学校に置き、一年生六学級は郡山小学校教室、二年生四学級は郡山青年学校教室、三年生二学級は旧たばこ収納所の空き室を借用しての出発となった。発足時の教職員は永尾歳行校長以下二一名、生徒総数五二三名であった。廃校となった郡山青年学校の校地と校舎を譲り受けて、郡山中学校が独自の敷地と校舎を持ったのは、翌昭和二三年（一九四八）四月一日からであった。五月には、村内各戸からの労力奉仕を得ながら郡山中学校校舎第一期工事（教室二二四・五坪、便所一〇坪）が、翌二四年（一九四九）三月には校舎第二期工事（四教室一〇〇坪、便所一〇坪他）が、昭和二六年（一九五二）一〇月には講堂（一五二坪）および理科室（五三坪）他の工事が、竣工している。

このように郡山においても、経済的財政的破たんの中での新制中学校の出発は苦難に満ちたものであり、労力奉仕などに表れた村民

の学校教育に寄せた熱意が、その出発の基礎を支えていたといえる。郡山中学校発足から五年後の昭和二七年（一九五二）三月の郡山中学校卒業生二二六名のうち、新制高等学校進学者は鶴丸高校二一名・伊集院高校二二名を含む八八名で、上級学校進学（高校以外の学校への進学者二名を含む）率は、男子四六・六割、女子二八・〇割、男女計三七・三割であった。（『郡山中学校創立十周年記念・沿革史』一頁〜四頁、『南日本新聞』昭和二三年二月二九日号、『郡山村広報・第九号』昭和二七年四月二五日、郡山中学校教諭今西典二作成「郡山中学校卒業生の進路状況」）

また、当時の下伊集院村嶽地区には、昭和二二年（一九四七）五月二日、下伊集院村東中学校大谷分教場が開校されたが、この分教場は昭和二四年四月には下伊集院東中学校大谷分校へ、翌二五年四月には下伊集院中学校大谷分校へと改称された。そして、昭和二九年（一九五四）四月には、下伊集院村立大谷中学校として独立校となった。（『郡山中学校創立十周年記念・沿革史』六頁〜七頁）

ところで、戦前には極端な中央集権主義をとっていた教育行政制度を昭和二三年には抜本的に改め、教育の地方分権、教育の民衆統制、一般行政からの教育行政の独立を原理とする公選制教育委員会制度を規定した「教育委員会法」が公布された。同年中に、都道府県および政令指定都市の教育委員選挙が実施されたが、市町村の教育委員選挙は延期され、五年後からの実施とされた。そして、昭和二七年（一九五二）一〇月に初めての郡山村教育委員選挙が実施され、村民の選挙によって選出された教育委員と村議会選出教育委員一名によって郡山村教育委員会が発足した（『（旧）郷土史・下』四〇



六頁)。

### 六・三制発足当初の小・中学校の様子

六・三制発足当初、南方小学校に勤務していた松元(旧姓・増満)ヨウ子は、当時の小学校の様子について『南方小学校創立百周年記念誌・三重岳』に寄稿している。その一部をここで紹介しておく(七五頁〜七六頁、傍注は筆者)。

当時は終戦直後で、物の無い時代でした。年に一回、学生服や運動靴が配給になり、抽選で渡していました。衣料切符が無いと着物や服も、布も買えず、古着で洋服を作るリサイクル時代でしたので、私の洋服もセル(毛織物の一種)の着物を上手に縞を活かして作り上げ、学校に着て行きました。

用紙も配給で、更生紙でした。黒つぼくて、消しゴムを使うと破けてしまつてました。写真を見るとおわかりのように、児童達は素足で登下校し、洋服の上に綿入り羽織を着ています。

(中略)

修学旅行も往復だけ運動靴を履き、登山の時は、家から持ってきた手作りのわら草履にはきかえていました。

学芸会で月の砂漠の遊戯をしたのですが、ネクタイや帯揚げ等を使って王子様やお姫様の感じを出すのに苦労しました。

冬になると風邪をひき、鼻水が出てもチリ紙もなく、着物の袖で拭く子もいて、袖はピカピカ。ノミやシラミがいて、髪にDDTをふりかけてもらい、まるで、子供の白髪といった感じでした。でも子供達は、実に元気ではつらつとして素直でした。

校庭の真ん

中には、大きな二本のセンドンの木がありました。

夏は葉が茂り、木陰で写生をしたり、

涼んだり。冬は葉が落ち、

温かい日が当たり、実がみのもとヒヨドリ等小鳥が来てさえずっていました。

休み時間になると子供達は、この実を拾って手作りのパチンコで鳥を射つたり、

女の先生のお尻を目がけてはじく等、わるさしては逃げ回っていました。女の子も陣取りごっこをして、校庭を元気一杯



月の砂漠の扮装で (松元ヨウ子所蔵)



昭和22年南方小修学旅行 (松元ヨウ子所蔵)

とび回り、教室に残っている子供などいませんでした。

物資不足による苦しい学校生活の中にも、自由で未来への明るさに満ちていた当時の学校生活と子どもの様子がうかがえる。

また、『郡山中学校創立五十周年記念誌』には、前教員で後に校長も務めた前田清臣が、発足当初の郡山中学校の様子について文章を寄せている（四七頁〜四八頁）。

終戦後僅か二年たらずで、教室さえ整わない状態の中で新制中学校は発足した。現在中学校の場所の青年学校校舎・旧郡山小学校の空教室（郡山小学校と同居）・三年生二学級は現在大和材木敷地にあった煙草収納所の倉庫と三ヶ所分散の教場で、とても一つの学校とは思われない惨めな有様であった。本部は第一教場（青年学校跡）にあった。

稲田教諭と私は三年生二学級のホーム担任で、煙草収納所を主な駐在所として旧郡山小第二教場との間を往復していた。町内小学校の余った机腰掛を集めてセメント塗りの床に並べ、倉庫の壁に黒板を掛けただけの粗末な場所だった。生徒たちは毎朝「今日も煙草納めに行かんなら。」と冗談を言っただけの家を出て行ったそうである。それでも毎日空襲に逃げ廻った戦争中や、焼け野原となった鹿児島市内に比べて、とにかく屋根のある家の中で安心して学習できることは、それなりに平和の喜びであった。

「僕は英語を習うんだよ。毎時間授業の先生変わるんだ。」と小学生に自慢したほど英語学習と教科担任制は興味と関心を持たれた。

その英語の先生は「飯田満喜子」という県下一の素晴らしい先生

であった。先生は津田英学塾という東京の旧制大学を卒業された方で、当時いなかの新制中学校にはもったいない程の立派な先生だった。

鹿児島市にいたアメリカ進駐軍が、中学校の英語教師を集めて研修会を行ったとき、アメリカ人に通じる英語を話せる数少ない一人であったそうだ。それまで見たこともない録音機を使って研修された話しを聞いてとても珍しく興味深かった。

（中略）

敗戦後の荒廃と混乱窮乏の中で打ちのめされたような国民の気を盛り返した象徴の一つが、新制中学校の発足ではなかったかと思う。年を追って復興した日本産業の担い手として、若い中学生が「金の卵」「月の石」と言われるようになったのは間もなくであった。

花尾・南方・常盤地区の生徒は、毎日往復十数キロ以上の道を徒歩で通学していた。自転車などずっと後のことである。上の丸の生徒は日の短い冬場は提灯をつけて家を出、帰りはまた途中からともして帰ると言っていた。

何もかも不自由な時であったが、新しい時代への幕開け役を担う逞しい素朴な気力と体力が日常の生活に培われていた。

教室さえ満足でなかった新制中学校の出発ではあったが、平和の中で学習できる喜び、戦時中は敵国語として使用を禁止されていた英語の授業と、それを自由に使いこなす教える女性教師への興味など、学校現場に自由で素朴な意欲が満ち溢れていたことがわかる。

【文献出典】

『郡山中学校創立十周年記念・沿革史』一九五七年  
『郡山中学校創立五十周年記念誌』平成九年

2 高度経済成長下の学校教育

町制実施と有屋田地区・嶽地区の併合

昭和三十一年（一九五六）九月三〇日、郡山は町制を実施し、郡山町となった。その際同時に、郡山町は、旧下伊集院村の有屋田地区と嶽地区を合併した。したがって、もともと郡山村立であった郡山小学校、南方小学校、花尾小学校、常盤小学校、郡山中学校が郡山町立となったことに加えて、嶽地区の旧下伊集院村立であった大谷小学校と大谷中学校が新たに郡山町立となり、郡山町立学校は小学校五校・中学校二校となった。しかし、大谷中学校は昭和三十一年（一九五七）四月一日より郡山中学校に統合され、昭和三十一年度末をもって閉校となった。また、旧下伊集院村立共進小学校に通学していた有屋田地区の小学生七〇名は、新年度より通学する学校が郡山小学校に変更になった。こうして、町制施行後に迎える初めての年度となった昭和三十一年度の郡山町立学校は、小学校五校・中学校一校の計六校であった。（『伊集院北地区郷土誌』五八頁～五九頁、一三一頁、『郡山中学校創立十周年記念・沿革史』七頁、『郡山小学校創立八十周年記念誌』一三三頁）

町制の施行された昭和三十一年（一九五六）の三月一九日には、宗

教法人西本願寺鹿兒島

別院を設置者として東  
俣幼稚園が開園した。

開設当時の園児定員は  
五〇名、教職員定数は  
園長一名、副園長一名、  
教諭二名、給食婦一名  
の計五名であった。児

童福祉施設としては、

昭和二十八年（一九五八）

に郡山地区の馬場集落住民が経営する私立保育園が設立されていたが、学校教育法に規定する学校教育施設としての幼稚園の開設は、郡山町で初めてであった。この私立東俣幼稚園は、昭和五十四年度から設置者が学校法人龍谷学園に変更されたが、現在も西本願寺系の幼稚園、町内唯一の幼稚園として郡山地区の幼児教育を担っている。（『（旧）郷土史・下』四一〇～四一一頁、『平成一六年度東俣幼稚園要覧』一頁）

また、同じ昭和三十一年（一九五六）一〇月には、公選制教育委員会制度を規定していた「教育委員会法」に代わって、新たな任命制教育委員会制度を定めた「教育行政の組織及び運営に関する法律」が施行された。新しい法律の下での教育委員は、選挙による選出ではなく、自治体の長が地方議会の同意を得た上で任命する仕組みとなり、市町村教委の教育長は教育委員の中から教委が任命することになった。郡山においても、九月に町制施行前の村長が郡山村議会



町制実施祝賀式

の同意を得て五名の教育委員を任命し、その中から一名の教育長（永尾歳行）が選出されて、町制施行と同時に一〇月一日より任命制の新しい郡山町教育委員会が出発した。

（『郡山町広報』第四一号、昭和三十一年一月一日）

### 昭和二〇年代後半〜三〇年代前半の 小学校と子どもの様子

昭和三十三年（一九五八）に南方小学校を卒業した志賀（旧姓・稲田）房子は、『南方小学校創立百周年記念誌・三重岳』に当時の小学校や子どもの生活についての思い出を寄せている（二一六頁）。ここで、その文章を紹介しておく。戦後初期の経済的混乱も収まって日本経済も復興しつつあった時期である。一九六〇年代の高度経済成長に足を踏み込みつつあった時期であり、昭和三〇年代半ばからは電化製品が家庭に普及し、子どもを取り巻く生活環境が激変していく時期に突入していく。

昭和三十三年四月、机をロープでつなぎ合わせて作った手作りの舞台の黒いカーテンが、もごもごと動いて揺れていた。カーテンのうしろから、男子生徒のすすり泣く声が聞こえてきた。私達はピアノに向かった恩師を囲み、泣きはらした顔で歌をうたった。卒業してから三十数年、泣いていた子供が誰だったのか、うたった歌も今はすっかり忘れてしまっている。在校生わずか二十七人



東俣幼稚園

の卒業式だった。いつも教室の半分はあいていた。戦争でお父さんがいなかったし、それに子供も死んだとよく聞かされた。先生に連れていらっしやいといわれ、まだ入学していない妹を一日遠足に連れて行った。月食があると学校の小使室に泊って夜半先生と一緒に月を見た。「先生は赤いフンドシをしているよ」と校庭の裏でズボンのベルトをはずして見せてくれた先生がいた。きつと海辺で育った先生だったのだろう。目をまあるくしてのぞきこんだ私達は、好奇心あふれるいたづら天使のようだったに違いない。ハイテクを使ったシャレたワープロもファミコンにゲームボーイ、ウォークマンもなかった。だれかの歌のようにテレビもないビデオもない、生活に便利なものは何ひとつなかったけれど、自然の優しい風にかかれ、流れる季節の空気の中で穏やかにうっとりするような時を過ごした。川で洗濯をして服を流した。

つららを食べながら学校へ行き、北風が顔に冷たくて後向きに歩いて家に帰った。幼友達とれんげ畑でパンツが草色になるまで遊んだ。どこかにお嫁さんが来ると聞けば走って見に行き、白いつのかくしにうっとりした。そして、ある日突然とっていいほど、世の中が急に動きはじめた。テレビの出現、続いて洗濯機、扇風機、冷蔵庫と大きな波のうねりのように家庭の中に押し寄せて来た。すべてが、新鮮で大人も子供も歓喜した。この感激だけは生まれた時からすべての物が揃っていた現代つ子にはわからないだろうと、変な所で威張って見せたい気分である。

夏の夕暮れ、家の近くの川のほとりの道端で飛んでいる蛍を父がほうきで取ってくれた。両手の中にそっと入れ、急いで家に帰

り蚊帳の中に蛍を放した。暗い蚊帳の中で綺麗な光を放ちながら蛍がゆつくりと飛んでいった。(後略)

便利な電化製品が何ひとつ無かった時代の手付かずの美しい自然環境に溶けこんでいた子どもの生活の楽しさと美しさ、便利な電化製品が一挙に普及したときの新鮮な喜び、子ども時代に電化製品の普及していない生活と電化製品が普及した生活の両方を体験した時代の素直な感想が表現されている。

郡山小・常盤小・大谷小の統合

日本が高度経済成長期に入って地方の過疎化が進み始め、戦後ベビー・ブーム世代が小学校に入学し終わった昭和三五年(一九六〇)から、郡山町内の小学校新入学児童数は減少に転ずる。同年四月一日の各小学校からの郡山中学校への新入生徒数は、郡山小一〇五名、常盤小五一一名、南方小五二名、花尾小八一名、大谷小三五名の合計三二四名であるのに対して、各小学校への新入児童数は、郡山小九〇名、常盤小三四名、南方小五二名、花尾小九〇名、大谷小三〇名の合計二九六名であった。南方小、花尾小新入児童数は、増加なし横ばいであるのに比べて、郡山小、常盤小、大谷小の新入児童数が減少している。(『町報こおりやま』No.60、昭和三五年二月一日)

昭和四〇年代に入ると郡山町でも過疎化がますます進行し、町立各学校の児童・生徒数も激減してゆく。そこで、町と町教委は、昭和四三年一月一日発行の『町報こおりやま』No.126において、今後の町立各学校の新入児童・生徒数推移予定表(表11-12)を掲載

表11-12 昭和43年(1968)時点での郡山町立各学校の入学児童生徒数推移予定表

年度 学校名	S43	S44	S45	S46	S47	S48
郡山小	38	36	51	40	33	27
花尾小	51	36	39	29	14	19
南方小	35	27	24	31	25	14
常盤小	22	19	14	29	14	14
大谷小	15	17	10	9	9	8
小学校計	161	135	138	138	95	82
郡山中	263	216	224	196	165	184

(『町報こおりやま』No.126)

した上で、この問題を取り上げている。その記事では、郡山町の人口は町制施行時の昭和三一年(一九五六)の約一万八〇〇人から昭和四三年(一九六八)の八九〇〇人へと二二年間で一九〇〇人も減少していること、昭和四六年度から大谷小学校一・二年生は複式学級となる予定であること、郡山中学校への新入生徒数は昭和四三年度の二六三人から一〇年後の昭和五二年度には一三八人と半減することなどをあげ、町民の関心を喚起している。

このような客観的状況の中で、町・町教委は、郡山小・常盤小・大谷小の三校統合計画を発表し、昭和四五年(一九七〇)二月から三月にかけて、これら三つの小学校区で統合説明会を開催した。そして説明会において、校区民の賛同を得られたので、同年三月の町定例議会ですべての統合推進委員会設置条例が可決されて一五名の委員が決定され、三小学校統合への準備がなされていった。(『町報こおりやま』No.137、昭和四五年五月一日)

三小学校の統合は、各校区民の感情を考慮して三つの小学校の対等合併による統合という形をとった。すなわち、

従来からあった郡山小学校が小規模の常盤小学校や大谷小学校を吸収合併するという形ではなく、旧郡山小学校・常盤小学校・大谷小学校が対等合併して新設・郡山小学校を設立するという形での統合の準備が進められていった。そこで、昭和四六年（一九七二）四月一日には、三小学校が対等合併して新たな郡山小学校が新設されたという手続きによって名目統合がなされ、旧郡山小学校は郡山小学校郡山教場、常盤小学校は郡山小学校常盤教場、大谷小学校は郡山小学校大谷教場となった。

そして、翌四七年三月には、新設郡山小学校の鉄筋二階建の新校舎が新しい敷地（中牟田、中学校の北側）に完成したので、三教場は閉鎖され、実質的にも統合された。昭和四八年度の郡山小学校は、教職員二三名、児童総数四八〇名、新入生六一名の規模であった。

昭和四八年度中には、校舎のみでなく、屋内運動場やプール等の施設も完成し、三小学校の統合に関する事業は終わった。また、対等合併による新設校としての出発という形をとったため、郡山小学校の新しい校章が

昭和四六年一月に、新しい校歌が翌四七年四月に決定された。

（『町報こおりやま』No. 141、昭和四六年一月一日・『同上』No.



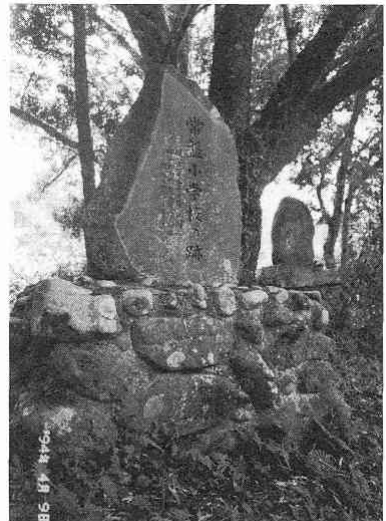
大谷小跡地（岳）

151、昭和四七年四月二〇日・『同上』No. 160、昭和四八年三月二五日、『郡山尋常高等小学校沿革史』）

学校教育の施設・設備の充実と町育英制度の発足

高度経済成長期には、各学校の校舎の改築や新築が順次なされていくと共に、一般校舎以外の施設・設備の充実もはかられていった。『郡山町教育行政要覧』や各『学校要覧』、各学校『記念誌』などには、校舎以外の講堂や屋内運動場（体育館）、プールなどの完成年の記載や学校給食の開始年の記載が見られる。講堂や屋内運動場の完成年は、昭和三〇年花尾小講堂、同三三年南方小講堂、三五年郡山小講堂兼屋内運動場、四八年統合新設後の郡山小屋内運動場、五五年郡山中体育館、五七年郡山中柔剣道場、五九年南方小屋内運動場、六〇年花尾小屋内運動場の順となっている。学校プールの完成年は、昭和四四年郡山中、四五年南方小、四六年花尾小、四八年（新）郡山小となっている。

学校給食についていえば、昭和二九年郡山中ミルク給食開始、昭和三〇年郡山小・南方小ミルク給食開始、昭和三三年南方小週三日完全給食開始、昭和三四年郡山小週三日完全給食開始、昭和三七年



常盤小跡地（常盤）

五つの全町立小学校週五日完全給食開始、昭和三八年郡山中週五日完全給食開始となっている。また、昭和四八年には町給食センターが完成し、学校給食はすべてこの給食センターから配食されることになった。

また、郡山町は、明治百年記念事業の一環として、昭和四二年（一九六七）一二月「郡山町育英基金の設置、管理並びに処分に関する条例」を制定し、昭和四三年度より郡山町育英制度を充足させた。これは、町民の子弟の中で学業が優秀な成績でありながらも経済的理由で進学できない人に対して、町が学資を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とする制度であった。発足当初の貸付人員と貸付額は、高校生は五名以内で一人月額二千元、高等専門学校生及び大学生は一名で月額三千元であった。その後、貸付人員と貸付額は徐々に増加され、平成一四年度以降は、高校生は七名以内で町内高校一人月額一万元・町外高校一人二万元、高等専門学校及び大学生は三名以内で一人月額二万五千元となった（『町報こおりやま』No.118、昭和四三年一月一日）。この基金には個人・団体からも多くの寄付があるが、特に関東郡山会では、郷



完全給食の開始（昭和34、郡山小）

土の若い人材を育成するため、毎年寄付を行っている。

#### 郡山中学校剣道部の活躍

郡山は、戦前より武道の盛んな地域であり、南方尋常高等小学校児童が、昭和三年（一九二八）には一月の日置郡中部武道大会、また四月の中部武徳会支所主催武道大会で共に優勝したことを、当時の『鹿児島新聞』（昭和三年五月一〇日号）が伝えている。

戦後は郡山中学校剣道部の活躍がめざましく、郡山中学校は、昭和三四年（一九五九）・三五年と二年連続、鹿児島県剣道大会で優勝している。また、昭和四九年（一九七四）には、一四年ぶりに鹿児島県剣道大会で優勝しただけでなく、さらに全国中学校剣道大会で準優勝という快挙をなしとげている。郡山中学校は剣道のみでなく、昭和四五年（一九七〇）には、鹿児島県弓道大会で準優勝したという実績も持っている。（『町報こおりやま』No.55、昭和三四年三月三十一日、『同上』No.65、同三五年九月十五日、『同上』No.170、同四九年六月二〇日、『同上』No.172、同四九年一〇月二〇日、『郡山中学校創立五十周年記念誌』三四頁）

#### 昭和三〇年代後半の郡山中学校の様子

昭和三六年（一九六一）から一〇年間郡山中学校教員として勤務した坂口健蔵は、『郡山中学校創立五〇周年記念誌』に昭和三〇年代後半の中学校の様子について寄稿しているので、その一部を紹介しておく（五五頁～五六頁）。

赴任して初めて出会ったのは一年四組の諸君でした。校庭の南

西の隅に残されていた青年学校時代の古ぼけた二教室に三組と四組が割り当てられました。痛みつ放しの室内には八重山おろしの寒風が吹き込んできました。特に床板のすきまから吹き上げる中で食べる昼食はみじめにさえ感じました。先年同窓会を開いてくれた席でも真つ先にこの古教室の思い出が語られました。学校の周辺は水田で春は一面のれんげ草、夏はかえるの歌がにぎやかに聞かれ心が落ち着きました。

私どもが在職した頃は特に寒さが厳しくてよく雪が積もりました。上の丸のH君が積雪のため欠席したことがありました。これ位の雪でと思って彼に問いますと「僕の家の縁側の高さまで積もるんだよ。」と言います。後日家庭訪問で実情を知り納得したことがあります。彼の家の縁側は高床でそこに腰掛けると足は地面にとどかない高さでした。

確か昭和三十八年一月は初めから大雪で三学期が始まったのに一週間程休校になったと記憶しています。おかげで私立高校の入試願書を提出できない生徒の家まで担任は雪の中をかき分けて行きました。胸の辺りまで積った雪に行く手を阻まれ、息せききつて帰ってきたようです。三月の別れ遠足、入来峠を下る日かげにはあちこちに残雪が見られました。春の名残雪とでもいうのでしょうか。今でも忘れません。

着任して数年間は女子バレー部の顧問でしたが、なかなか成果が上がりませんでした。それでも遠い通学距離の生徒たちは夕方まで練習に汗を流しました。男子バレー部が創設され、若い新城先生と二人で指導にあたりました。めきめきと技が身につについてす

ばらしいチームができ上がり、初めて地区大会で優勝しました。恵まれない環境の中でも素直に充実した練習によって力をつけたようです。またキャプテンS君を中心とするチームワークの良さが、実力以上の戦力となって好成績を上げてくれたと思います。戦後すぐの姿を残す古いすきまだらけの寒い教室での授業、欠席や休校を余儀なくさせるほどの冬の積雪、遠距離通学という不利な条件を克服してのクラブ活動の猛練習など、当時の郡山中学校の様子を具体的にうかがい知ることができる。

#### 県立甲陵高等学校の開設

戦後の六・三・三制発足当初、郡山村内には後期中等教育機関としての新制高等学校は設置されなかった。したがって、郡山村（郡山町）内の子どもたちは、郡山中学校卒業後は、公立高校に進学する場合でも、村外（町外）に設置された公立高校に進学せざるを得なかった。しかし、鹿児島県教委は、昭和五〇年（一九七五）に、鹿児島学区に属する県立高校として「鹿児島県立甲陵高等学校」（普通科のみ一学年一〇学級定員四五〇名）を郡山町内に設置開設することを決定し、新設高等学校設立準備委員会を設置した。

昭和五一年（一九七六）四月郡山町郡山一〇〇番地に開設した甲陵高校には、入学試験に合格した第一回新入生四六八名が入学したが、校舎はプレハブによる仮校舎での出発となった。翌五二年一月には鉄筋の新校舎に移転し、一一月には体育館、昭和五三年一月にはプールも完成した。

その後、昭和六二年度からは、人文科一学年二学級が設置され、

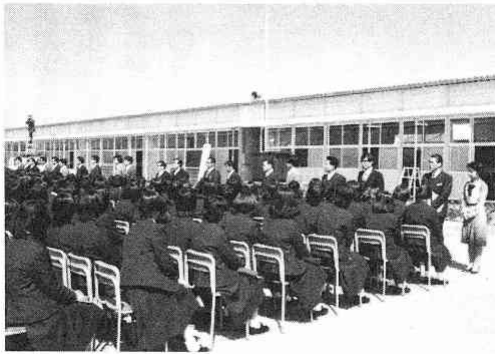


普通科と人文科の二学科編成となった。平成一六年（二〇〇四）五月一日現在の在学生徒数は、一年生四学級（普通科三、人文科一）一五八名、二年生五学級（普通科四、人文科一）一六一名、三年生五学級（普通科四、人文科一）一二八名の合計四四七名である。この中で、郡山中学校出身者は五二名であり、在学者の約一割をしめている。（『平成一六年度鹿児島県立甲陵高等学校・学校要覧』、『町報こおりやま』No.185、昭和五一年五月二五日）

### 3 平成期の学校教育

#### 教育へのITの導入と国際化

日本経済の高度成長が終わった平成期になると、情報化社会・国際化社会に適応できる人材を育成するために、教育へのITの導入と国際化が課題となってきた。郡山町においても情報教育を推進するため、平成元年（一九八九）郡山中学校に、平成二年花尾小学校に、平成三年郡山小学校に、平成一年南方小学校にパソコン教室が設置され、パソコンを使った学校の授業が



甲陵高校の開校式（プレハブの仮校舎）

可能となった。（『平成一六年度郡山町教育行政要覧』）

さらに、郡山町は、国際化を視野に入れた地域づくり推進のため平成三年（一九九二）「郡山町人材育成基金」を条例により設置した。その後、町はこの基金を使って、郡山町の青少年のリーダー育成をめざした「郡山町青少年の船」や郡山町青少年海外派遣事業を実施していく。平成四年八月には五泊六日の「郡山町青少年の船I N沖縄」を実施し、小・中学生四〇名と高校生リーダー・引率教員一八名の計五八名が参加した。また、平成一四年には沖永良部で（参加者五〇名）、平成一五年には奄美大島で（参加者五二名）、「郡山町青少年の船」を実施している。また、郡山町海外派遣事業の第一回として、平成六年（一九九四）七月末からの一ヶ月間のアメリカカホームステイに郡山中三年生女子一名と甲陵高校一年生女子一名の計二名を派遣した。平成一四年（二〇〇二）七月下旬には、中学生四人・短大生一人・社会人一人の計六人を対象に、マレーシアへの七泊八日の海外派遣事業を実施している。（『広報こおりやま（以下同）』No.328、平成四年九月二五日。No.341、平成六年四月二五日。No.345、平成六年八月二五日。No.441、平成一四年八月三日。No.454、平成一五年九月二五日）

#### 小・中学校の児童・生徒数の減少

〈表11—13〉で示したように、郡山地区内の公立小・中学校の児童・生徒数は、昭和三五年（一九六〇）頃をピークに一九七〇年代・一九八〇年代に激減していく。一九六〇年度と一九九一年度の児童・生徒数を比較すると、常盤小・大谷小と統合した郡山小の児童数は

約一〇〇名、約一〇名の減少にとどまっているものの、南方小児童数は二分の一弱へ、花尾小の児童数は三分の一弱に、郡山中生徒数は二分の一弱に激減していることがわかる。平成八年（一九九六）以降を見ると、郡山小は微増、南方小は横ばい、郡山中は漸減であるのに対して、花尾小児童数の減少の傾向は相変わらず急速で、平成一六年度には、昭和三五年度の一〇分の一以下となるわずか三九名にまで減少した。

花尾小学校の児童数の減少を少しでも食い止めるため、町教委は平成一四年度から郡山小学校区の児童が花尾小学校へ希望して入学（転学）できるといふ小規模校入学特別認可制度（特認校制度）を導入した。義務教育学校の場合、一般的には学校教育法により教委が各児童・生徒の入学する学校を指定するといふ指定校制度がとられている。その例外としての特認校制度は、小規模校の特性を生かした様々な学習を通して豊かな人間性を育てたいと希望する他校区の児童に対して、特別に入学・転学を認める制度である。花尾小特認校制度は、花尾小学校区住民によつて結成された「花尾小学校区活性化委員会」が町教委に働きかけて実現したもので、「活性化委員会」は平成一四年度の三・四年生複式学級化を阻止するために郡山小学校区の家を訪問して転入学を働きかけた。平成一四年度の花尾小学校は特認校制度による転入生もあつて全学年で単式学級を維持したが、平成一五年度には一・二年生が複式学級に、平成一六年度には三・四年生と五・六年生が複式学級となった。（『町報こおりやま』No.440、平成一四年七月二一日、『同上』No.445、平成一四年二月二五日、『南日本新聞』平成一四年一月二〇日号、『平成一五

表 11-13 郡山町立（村立）学校と児童・生徒数及び学級数の推移

学校 年度	郡山小		常盤小		大谷小		南方小		花尾小		郡山中	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数
1947 (S22)											513	12
1950 (S25)	427	12	212	6			292	6	352	7	734	15
1960 (S35)	552	12	267	7	180	6	314	7	463	12	866	17
1970 (S45)	314	12(1)	129	6	110	6	181	6	247	8	681	17(1)
1981 (S56)	447(7)	14(1)	1971(昭和46)年度より、郡山小学校と統合				109	6	137	6	430	11(1)
1991 (H3)	442(3)	15(1)					129	6	109	6	405(4)	13(1)
1996 (H8)	351(2)	13(1)					103	6	75	6	315(2)	10(1)
2001 (H13)	364(1)	13(1)					101	6	54	6	263(1)	10(1)
2004 (H16)	362(4) [4]	14(1) [1]					102	6	39(2)	5(1)	288 [10]	11 [2]

※ ( )内数値は、各数値の特殊学級の児童・生徒及び特殊学級数

※ 2004年度の[ ]内数値は、各数値中の鹿兒島自然学園内に設置された分教室の児童・生徒数及び分教室数

※ 各数値の出典は、1947年が『(旧)郷土史・下』。1950～91年が『郡山町勢(村政)要覧』。1996年以降は『郡山町教育行政要覧』

年度郡山町教育

行政要覧』、『平

成一六年度郡山

町教育行政要覧』

また、平成一

四年（二〇〇二）

年三月二一日、

児童福祉法第四

三条の五に定め

る情緒障害児短

期治療施設「鹿

児島自然学園」

（設置主体・社会

福祉法人くろし

お会）が、同様

の施設としては

鹿児島県内では

初めて郡山町嶽

二二〇八番地

（大谷中学校跡地）に開園した。同学園は、不登校や拒食症・過食症など軽度の情緒障害により家庭で支えきれない子どもに対して、入所（定員三五名）や通所（定員一五名）によって心理的治療を行なう施設である。この鹿児島自然学園内には、学齢児童・生徒の入所者のために、郡山小学校および郡山中学校の分教室が設置され、



大谷中学校（昭和31年 桑原ミヨ子所蔵）

専任の教員による学校教育が実施されている。平成一六年度は、郡

山小学校分教室一（対象児童数四）、郡山中学校分教室二（対象生

徒数一一）が設置されている。（『南日本新聞』平成一四年三月二

二日号、『平成一六年度郡山町教育行政要覧』）

平成一六年（二〇〇四）一月一日、郡山町は鹿児島市に合併編

入された。この日をもって、従来の郡山町立の郡山小学校、南方小

学校、花尾小学校、郡山中学校は、すべて鹿児島市立の学校となり、

鹿児島市教育委員会が設置者・管理者となった。

【参考・引用文献】

『郡山小学校創立八十周年記念誌』郡山小学校、昭和三三年

今西典二（郡山中学校教諭）

「郡山中学校卒業生の進路状況」

『平成一六年度東俣幼稚園要

覧』東俣幼稚園



鹿児島自然学園（岳）

## 第二二章 社会教育・社会体育・文化

### 第一節 第二次世界大戦前の社会教育

#### 1 戦前の社会教育略史

「社会教育」という用語が使用される前は、「通俗教育」という用語が使われていった。この言葉が文部省で最初に使われたのは、明治十九年（一八八六）二月二十七日のことである。「通俗教育」とは学校教育ではない教育として位置づけられ、「師範学校・小学校・幼稚園」と同列に使用された。明治四四年（一九一）五月一七日通俗教育調査委員会官制が定められ、文部省の監督下で通俗教育に関する事項を調査審議することとした。

大正八年（一九一九）六月二日、通俗教育・図書館・博物館・青年団体その他に関する事務をつかさどる所管課が新設、翌九年（一九二〇）五月、各地方庁学務課内に「社会教育」担当の吏員、すなわち社会教育主事が特設される。翌一〇年（一九二）六月二三日文部省官制の改正によって、従来の「通俗教育」という用語を改めて、「社会教育」と称した。かくて、社会教育の名称が行政上使用され、これを一転機として社会教育行政の整備に対して積極的な方法がとられることとなる。ついで一三年（一九二四）一二月二四日文部省内に社会教育課が置かれ、図書館・博物館・青少年団体・処女会・成年教育・特殊教育・民衆娯楽・通俗図書認定等に関する事務を分掌した。以上の史の変遷からわかるように、わが国の社会

教育制度は、第一次大戦終結の大正七年（一九一八）以降、著しく進展してきた（『鹿児島市史Ⅱ』九七六〜九七八頁参照）。

社会教育は政府主導に始まり、地方行政によって展開するが、当初から力点は青年教育、特に青年団の育成指導におかれた。「国策遂行のために奉仕する青年」（『県史・五』一一四〇頁）を育てるのが狙いであった。

昭和の時代に入り同六年（一九三）九月満州事変、同十二年（一九三七）七月日中戦争が勃発、臨戦態勢が着々と準備される。社会教育の対象は女性、少年をはじめ国民の諸階層、諸組織を対象を広げていくことになる。

社会教育は同年八月二四日の閣議決定の「国民精神総動員実施要綱」に基づく国家精神総動員という一大国民運動の開始を一つの転機として、戦時即応体制を強化する方向に急速に進んだ。

#### 2 健児団

昭和六年（一九三一）十一月、熊本県下で行われた陸軍特別大演習を統監された天皇陛下は、同月一九日鹿児島県に行幸された。本県教育界はこの行幸を記念して「健児団教育」を制定する。

これは「薩摩健児教育の精神を現代に生かし、先賢の精神を継承しながら、校外生徒指導、社会生活訓練を施すために、学校教育に取り入れ」（『鹿児島県教育史・下巻』五五頁）たものである。

健児団は小学校五年生以上の男女をもって組織し、訓練にあつた

ては「敬天愛人」の文字を赤く染めぬいたはち巻きをしめていた。

健児団は

- 一 神明を敬い祖先を尊ぶ
- 一 皇室を尊び皇国を護る
- 一 我が愛する心をもって人を愛す
- 一 人を相手にせず天を相手にす
- 一 恥を知り節義を重んず

の五項目を信条とし、これを具体化し実践することを目的としている。

地域的に班を設け、神社等を中心に早起会を行い、神社境内や道路その他公共的な場所の掃除等奉仕作業をする一方、分列行進、武道会、静座会、朗吟等も実施された。

南方小の場合、週一程度で学校で団体訓練があり、全員集合―国旗入場―国旗掲揚―敬礼―遥拝―信条朗誦―黙禱―国歌斉唱―閲兵分列行進―健児団体操―団技（棒倒し等）―作業―訓話―国旗敬礼―国旗降下―退場。

日曜の朝早起会があり、神社等で立木打（示現流の型）、そして清掃奉仕等をした。学校での団体訓練は年一回町村単位で県の査閲があり、郡山グラウンドに村内全校集まって訓練成果を点検されたので、査閲前は分列行進等大いに鍛えられるものであった。（『旧郷土史・下』一七三頁）。

生産奉仕活動として、第一に戦死者あるいは出征兵士遺家族家庭の農作業奉仕（麦刈り・からいも植え・稲刈り）、第二に学校自体の生産活動として、（1）開墾（主としてからいも生産・収穫・供

出・こっぱ切り・供出のため）空き地・山・川土手・校庭までも開墾し生産に供した。（2）大豆植え（通路の路肩まで植えて生産・供出）、（3）ヒマ栽培（道路の路肩・川土手・空き地等に栽培、採種搾油用として供出）、（4）炭俵作り（縄ない・草履作り・割り当ての供出）、（5）木炭運搬（花尾山・重平山その他の軍の木炭焼き場があつて、その搬出に動員）、（6）鹿兒島市への野菜運搬（大八車に野菜を一杯積んで、一〇数人くらいで一台ずつ鹿兒島市の生徒たちに運んでやった）、（7）防空壕掘り（タコツボ・堅穴式）、（8）御真影奉安所防空壕掘り奉仕（郡山の小山迫に日置郡・川辺郡・鹿兒島市等全部の物を奉安のため）、（9）退避訓練、以上のようなものがあつた。

前述した団体訓練は戦況悪化とともに、昭和一七・一八年となると、ほとんど生産活動奉仕が主になり、団体訓練をすることもなくなった。

『（旧）郷土史』編集委員故前田清臣氏は当時を振り返って次のように記している。

「今でも印象に強く残っているのは、郡山・伊集院・松元・東市来・日置・吉利・永吉・伊作の健児団が野菜不足に苦しむ鹿兒島市内の学校の友達に野菜を満載にして、数百台を連ねて鹿兒島市まで運搬し、大変な歓迎を受けたことである。昭和一八年の秋頃のことだろうか。

一九年から二〇年の初め頃になり、敵機が襲来し始めるようになると、道路わきにタコツボを掘ることになり、受け持ちが割り当てられ、それを掘りに出かけることもあつた。いよいよ空襲が頻繁に

なりだと、自ら警報発令に応じて避難訓練が主となり、上級生、下級生を部落単位に編成して下校したり、緊急に学級別に避難したりすることに追われるようになった。

終戦間近、郡山の小山迫の山を削りぬき、トンネル内に御真影の奉安室を造り、鹿児島市・日置郡・川辺郡等の全学校の御真影を奉安することになり、そのトンネル掘りに生徒を引き連れて、一週間以上奉仕に出かけたこと等忘れられない思い出である。

単なる健児団の訓練というよりも、実践的な活動といったほうが良いだろう。作業の往復には隊伍を整え軍歌を唄ったりして、意気を高揚したものである」。

### 3 戦前の青年団

#### 明治・大正期の青年会

藩政時代から薩摩藩では在郷すなわち農村部落にも二才（ニセ）組という集団があつて、数え年一五歳になると厳しい二才入りの行事を行い、青年の仲間に入るのであつた。二才は未婚者で数え年二十五歳までが普通であつた。年長者に対しては絶対服従で、年かさの仲間から礼儀その他しつけについて厳格な指導を受けた。郡山もその例外ではなかつた。

郡山の麓には寛永六年（一八五三）三月に松尾舎という学舎が設立されたということだが、これは麓地区の郷土の子弟のために設立されたものと思われ、青年団のはしりではないかと言われているが詳しいことはわかっていない。

明治末期、部落ごとに青年会が生まれた。二才時代の慣習がなかなか抜け切らないため、村当局や学校の先生たちの指導が行われた。主な行事は夜警、園芸等の試作、撃剣等で、年齢は二才時代と変わらないが、所によつては三五歳までの男子で組織しており、その場合二六歳以上を特別会員としていた（『（旧）郷土史・下』一八四〜一八五頁）。

明治四一年六月一四日付「鹿児島実業新聞」に「青年会の組織の奨励」という貴重な記事が掲載されている。以下、要約引用することにする。

「青年会は地方青年の知徳を修養し、体育を奨励し、品性を改善することを目的としている。組織は県下市町村区大字等、適宜の区域を画し、各一個を設けるものとしている。そして、その区域内の青年をもつて組織し、その目的を達成していくこと。

手段は、会内に講演部・体育部・実業部等を設け、毎月一回常集會を開き、毎年一回総集會を開き、会務の進捗を期していく。講演部においては、時々名誉会員もしくはその他知名の人士にお願いして、教育・実業・衛生・道德等に関する講話を企画し、体育部においては、撃剣・柔道・弓術・相撲・遠足・並びに遊戯運動等を実施し、実業部においては、地方の状態に応じ、農業・林業・商業・工業等の改良上必要事項を実施する等取り組みを進める。

各部事業の他に、時間の確守、喫煙飲酒の節制、勤儉貯蓄に努め、地方の弊風を矯正する等を実施すること」

#### 日置郡・郡山村青年団

大正四年（一九一五）九月一五日、全国各地に「青年団」が組織

される。同年二月一日、これを受けて鹿児島県知事の訓令が出る。かくて、翌五年一月四日、日置郡連合青年団が設立され、郡山村も仲間入りした。当日の「鹿児島朝日新聞」は「日置郡連合青年会組織 枝次日置郡長の談」との見出しで次の記事が出ている。

表12-1 郡山村青年会の前身(学舎)

名 称	創 立	団 員 数	年 令	事 業 大 要	経 費	資 産 積 立 金	団 長 名
常盤青年会	明治42.1	90	15~35	消防, 園芸, 試作	20	80	園田伝次郎
松尾舎	嘉永 6.3	53	同上	消防	40	350	中村 清定
同心舎	〃 3.10	33	15~40	消防, 衛生, 勸業	45	350. 土地4畝	有馬 純義
甲源舎	〃 2. 1	16	15~20	撃剣, 貯金	15	90	上原 雄二
明治舎	明治44.6	8	同上	補習教育	3	55	桑原 尚定
学道舎	同 上	22	〃	撃剣	5	70	井上 雄助
上ノ丸夜学舎	〃 44.10	12	〃	起鐘	5	10	田沢 武熊
西俣下青年会	大正 2.6	24	15~35	労働	5	35	大山 広泰
油須木同志舎	明治25.1	18	15~25	補習教育, 撃剣	10	40. 玄米4石	真方 繁
油須木木実業青年会	大正2.10	51	15~35	消防, 労働	10	15	八木 郁太
厚地青年会	明治41.1	120	15~30	撃剣	15	50	茄子田三五郎
西実業青年会	〃 42.8	95	〃	消防, 打鐘, 撃剣	98	365. 土地4畝	福元 伊助
東秀舎	〃 42.3	40	〃	同上	20	182	野間孫四郎
川田共進舎	同 上	50	〃	試作, 労働, 撃剣	12	280	加世田真義

(註) 常盤青年会から上ノ丸夜学舎までは大字郡山内出典『(旧)郷土史・下』185頁

表12-2 郡山村の青年団の組織状況

地 区 名	創 立 年 月 日	資 金	資 産
嶽	M45. 4. 14	資金 98円	山林 六反歩
有屋田	M40. 10.	資金 70円	
松尾	M45. 3. 31	資金 50円	
油須木実業	T 2. 10. 2	資金 15円	
常盤	M44. 10	資金 70円	
上園	T 4. 4	資金 11円	
柿木平	M44. 4	資金 250円	山林 四反歩
西俣下	T 2. 5	資金 45円	
西俣上	T 2. 3. 5	資金 ?円	
東俣西部実業	M42. 2. 11	資金 0円	山林 六反九畝
東俣東秀	M42. 2. 11	資金 435円	
東俣永山	M42. 2. 11	資金 ?円	
東俣川田	M42. 2. 11	資金 70円	
厚地東部	M42. 2. 11	資金 ?円	
厚地西部	M42. 2. 11	資金 350円	
厚東川連合	T 4. 9. 15	資金 0円	
大浦中	M29. 2. 8	資金 77円40銭	畑 一反五畝
大浦下	M43. 12	資金 32円	
大浦上之丸	M43. 3	資金 20円	

大正5年1月14日付「鹿児島朝日新聞」より作成

「本郡は戸数二万二〇〇〇余、人口十五万余いるが、面積も割合狭く自然農業も集約的に行われ、労働力なども過剰である。その結果男子の多くは海外、県外、近くは熊本・宮崎及び他郡に出稼ぎに行っている。・・・伊集院及び郡山は多少商店があるが、純農業地

である。

各村は早くより青年会を設立し、様々な活動をしてきたので、郡は一昨年より優良団の表彰を行い、直ちに郡連合会を組織する予定であった。しかし都合により延期し、今日ここに連合会が発足することが出来た。」

更に、「日置郡青年団現況」についての記事が掲載されている。小見出しには「団体総数一五九・会員総数一万九五八人・内在郷三八三六人・出稼七二二人」とある。表12―2は、郡山村青年団団体状況調べ(大正五年一月現在)である。

連合青年会発会式の模様は二日後の一月一六日付「鹿児島朝日新聞」に載っている。見出しには、「二七〇〇余名の会合 盛大なる発会式の光景」とある。同式は、中伊集院尋常高等小学校で挙行され、会則をきめている。

一条で会の目的は「各村青年会を統一し、その発展を図ること」とし、二条で「本会は日置郡連合青年会と称す」、三条で「事務所を日置郡役所内に置く」とした。会則は全一〇条から成っている。

大正一〇年(一九二二)二月六日、鹿児島県連合青年団発会式が西本願寺本堂にて行われた。各郡青年団幹部二〇〇余名を始め郡市長等四〇〇余名が参集した(二月七日付「鹿児島朝日新聞」)。大会決議が朗読された。「一、時間を尊重し定時を励行すること、二、大いに読書研究の風を作興すること、三、努めて社会奉仕の実を挙げること、四、各団少なくとも一年一回以上身体検査を行うとともに各種体育振興の方法を講ずること、以上」。拍手を持って決議は

可決された。

同二月二日、青年団の組織を系統的に変更し、日置郡青年団(連合青年団ではない)が発足し、管内町村青年団を統括した。年齢もすべて一五歳から二五歳までとし、青年の修養機関として活動することになる。以下の綱領が決議される。「一、自治的精神の涵養 二、智徳体力の向上 三、経済観念の養成 四、公共共同の実践」。さらに「大正一〇年実行問題決議」がなされた。「一、時間の尊重及び励行を期すること 二、団体及び個人貯金の励行をなすこと 三、補習授業以上の必修を期すること 四、各種体育振興の方法を講ずること」(『日置郡誌』二四二頁)。

かくて、「郡山村青年団」が生まれ、村内四小学区に分団を設け、各分団に校区内全部落青年団を統括した。

大正一一年(一九二二)四月の段階で郡山村青年団の団員は三六一人、年間経費は八五〇円六五銭で、この点で二町一か村の日置郡内で群を抜き、資産も九三四八円と断然他町村の追隨を許さなかった。武道講習、補習教育、撃剣、角力、体操等に団活動を盛り上げていった(二四二頁)。

なお、明治末年、早稲田大学の学生であった福山庄助氏が東俣青年会を結成し、これを指導、活動が評価されて日置郡長から表彰されたというエピソードが残っている(大正六年)。同氏は壮年にして亡くなるが彼を敬慕する東俣西部青年会の後輩たちが彼の墓石を建てたのである。その碑文を見てみよう。

氏ハ性機敏ニシテ克ク奉公ノ心ニ富メリ。明治四二年八月、当時



ノ駐在巡查石上清重氏ト計リ、東侯西部青年会ナルモノヲ創設セリ。亦、後、極力青年指導ノ任ニ当リ、今ニソノ功績顯著ナルヲ認ム。然ルニ不幸ニシテ大正一一年一月二四日逝ケリ。依テ同一二年三月一三日、当青年会創立一五周年祝賀紀念ヲボクシ、生前ノ功勞ヲ賞シ茲ニ 石碑ヲ寄贈シ之ヲ表彰ス。時二年三九歳、惜シムベシ。

大正一二年三月一三日 建立

東侯 西部青年会

東侯西部は現在の東侯西上・西下である。

大正一三年（一九二四）五月七日付「鹿兒島朝日新聞」は、五月五日、全村の青年団を中心に行われた「国民体操日」の記事が載っている。「この日の午前四時、村内各部落の時鐘が一斉に乱打されると、見る間に青年団員、在郷軍人、各学校生徒及び職員その他一般の人々は各部落一団となつて、シャツ、サルマタの軽装勇ましく、・集合しその数一〇〇〇名。・各指揮者の指揮で国民体操が演じられ、引き続き各部落の道路修繕や墓地の掃除等美化運動があつて、六時半から七時頃の内に、両陛下の万歳を三唱して解散した」。青年団はその後実業補習学校、公民学校、そして青年学校と密接な連携をとり、その協力と指導の下に軍事訓練と補習教育を受けつつ、軍事的秩序を持った団体へと変質していく。

昭和一五年（一九四〇）一〇月国民再組織を目指す大政翼賛運動が展開されるや、「青少年団体の統一」が実現、翌一六年一月日本青少年団が結成される。鹿兒島県青少年団発足は同年六月のこと。

団長は知事、学務部長が副団長となり、青年団や女子青年団、健児

団を發展的に解消する。

「村青少年団」が結成、郡・県・国と繋がり、戦争遂行に動員されていくのである。アメリカを始め世界を相手に太平洋戦争に突入するのはこの年の一月八日のことである。

戦時下、青年団の様相は軍国色に塗り上げられていく。団員の多くが兵士として、徴用員として出郷する。残留青年に対する青年団の責務は極めて重かった。国民精神作興に、銃後の物産増産に、廃品回収に、国防献金に、戦勝祈願に、軍人遺家族慰問に、その他あらゆる奉仕作業に懸命に働いたのである。

#### 4 戦前の婦人会

「明治二七・二八年（一八九五）、三七・三八年（一九〇五）は、とてつもない大国の「日清・日露戦争」を戦い、勝ったとはいえず、その大きな痛手は大正時代の中頃まで、陰を落とし庶民の暮らしは



鹿兒島勤報隊（出発に際して）

大変貧しかった。子沢山と貧しさゆえにただがむしやらに働いた時代・・・女たちが自由にもが言えない時代、唯々国策に沿って、銃後の守りに徹し、国防婦人会・愛国婦人会・大日本婦人会の名称のもとに出征兵士の歓送、戦場への慰問袋、悲しく苦しい遺骨の迎え、遺家族への励まし、食糧増産等物心両面の激しいほどの活動に決して弱音を吐かず生き抜いた女性たちであった」(鹿児島県地域婦人会連絡協議会・記念冊子『歩み始めて』四頁)。

### 愛国婦人会

明治三四年(一九〇二)、軍事援護を目的として、愛国婦人会が設立する。日露戦争によって会員は飛躍的に増大、明治三九年(一九〇六)末五六万人、大正八年(一九一九)末に一〇〇万人を突破、そして昭和二年(一九三七)末になると三三八万人に膨れ上がった。

鹿児島県に支部ができたのは同三六年(一九〇三)のことである。翌年の二月八日付「鹿児島実業新聞」には、県支部の会員数が載っている。表12-3をみてわかるように県全体で一三〇八人となっているが、この数字は「全国各府県に对照すれば最下位」である。ちなみに、日置郡は会員総数二八人と二郡中六番目に多い。

『日置郡誌』は大正一一年九月調で愛国婦人会員数を表している。本村は会員七二人、女子千人付会員数十九・五人と郡内三位(二位伊作町二六・三、二位吉利村二三・二)である(二四四頁)。

昭和一〇年(一八三五)五月一九日郡山村愛国婦人会第一回会員総会が郡山校講堂で開かれる。会員二五〇余名が出席、皇居遥拝、

表12-3 鹿児島県郡別愛国婦人会員数

(明治37年)

市町村名	特別会員	普通会員	総計
鹿児島市	二九七	六一一	九〇八
鹿児島郡	一二	三八	五〇
揖宿郡	一〇	九二	一〇二
川辺郡	三	九	一二
日置郡	四	二四	二八
薩摩郡	二四	二八	五二
出水郡	六	四四	五〇
伊佐郡	四	〇	四
始良郡	九	四	四
曾於郡	二	一六	一八
肝属郡	一二	五六	六八
熊毛郡	二	〇	二
大島郡	一	〇	一
合計	三八六	九二二	一三〇八

国歌斉唱に続いて皇后陛下令旨奉読の後、御尊影を奉開し、総会開催趣旨を述べて、婦人会会長の国分村長の挨拶。会務会計報告、祝辞等があつて閉会。引き続き余興では郡山独特の西俣「八丁杵踊り」と宅万くわ子氏の筑前琵琶「三勇士・兎と亀」で盛り上がり、午後五時散会した(同一〇年五月二日付「鹿児島新聞」)。

昭和一一年(一九三六)一〇月一日には、同婦人会第二回総会が開催され、会員三二〇余名が出席している。当日「協議実行問題」として左記の事項が決議された。

(同一年一〇月一四日付「鹿児島新聞」)

- 一、敬神崇祖の精神涵養
- 二、団体観念を明徴にすること
- 三、国防及び軍事思想の涵養
- 四、会員相互の親睦
- 五、婦徳の涵養
- 六、公共的訓練
- 七、生活改善
- 八、家計経済の計画樹立(台所の改善・愛国貯金の実行・予算の作成)

同愛国婦人会は、銃後婦人団体として目覚ましい活動を続け、三年後の同一四年(一九三九)一〇月の時点で会員は大幅に拡大、総会員数一三〇〇を突破するに至る。昭和一〇年国勢調査女子人員三八四一人に対し三一割の加入率を示し、名実ともに県下第一位を占めるまでになった(昭和一四年一〇月一二日付「鹿児島新聞」)。

同新聞は、「県下首位へ躍進―郡山村愛婦会の活動」と大きな見出しをつけて、次のような記事を載せている。

「最も県下第一位に達するまでには、相当の紆余曲折もあり、日清・日露戦争当時から役員として活動した鬼塚さと子、時崎しな子、肥後つた子、竹内なお子、白坂みわ子、郡山ちか子、多丸した子さん等の目覚ましい活動がその基礎をなし、数年前から現在の国分さゆ

子会長、柳田まゆ子、郡山むら子、中村ぬい子、山田とよ子さん等時局の先端を目指して東奔西走の腸でありその労甚大である」

「会員の自覚と役職員の奮闘の功あって、会員を増やしたこと、乳幼児体育向上並びに皇軍勇士への慰問、出動軍人扶助家族への温かい慰問、資金調達、団体訓練を行って立派な成績を収めている」ことから郡山愛国婦人会は、本部から近く表彰される、と新聞に報じられている(昭和一四年二月三〇日付「鹿児島新聞」)。

#### 国防婦人会

昭和七年(一九三二)、陸軍の監督指導下で、軍事援護団体の国防婦人会が組織された。国防婦人会郡山村分会発会式は同一〇年(一九三五)五月一九日午前九時から松尾城下の公設運動場で挙行された。会員二四四人が集い、皇居遥拝、国歌斉唱、教育勅語並びに詔書奉読について、主催者として国分村長開会の挨拶、会則制定、役員選定、国分さゆ会長の挨拶、宣言決議、祝辞があり、その後閱兵、ラジオ体操等が行われ、閉会した。なお当日の午後二時から前述した愛国婦人会の第一回総会が行われている。つまり、国防婦人会と愛国婦人会の会員は重なっていたということである(同一〇年五月二日付「鹿児島新聞」)。

昭和一四年(一九三九)三月二六日、日置郡の各町村婦人会と国防婦人会を統合して緊密な連絡調整を図り銃後の支援を強化するため、日置郡連合婦人会及び大日本国防婦人会日置郡支部を結成、伊

集院町郡教育会館にて発会式が開催された。会員二万五〇〇〇人の女性を結集する一大組織の誕生である。当日は特別講演と東市来町、郡山村、伊作町婦人会代表の貴重な体験発表も行われた（同一四年三月二六日付「鹿児島新聞」）。

五年ぶりに国防婦人会総会の模様が新聞記事に載っている。同一五年（一九四〇）一月一三日、なんと午前五時から青年校において会員一〇〇〇余名が参集して行われた。協議事項は、一、銃後奉公会強化運動の件、二、廃品回収の件、三、紀元二六〇〇年記念樹として梅の木植栽の件、以上であった。最後に銃後婦人の使命完遂を誓って午後一時散会している。

国防婦人会は全国で会員数九二五万人、分会数十五万六九九（昭和一七年）にまで拡大する。その一方で、愛国婦人会との間に摩擦が生じ、これが次第に深刻化していく。時期的には様々な団体を大政翼賛運動に吸収合併する時と重なっていた。同一七年二月「高度国防国家建設の要請に即応する婦人会体制確立」のため、各種婦人団体を統合する婦人報国運動団体として大日本婦人会が創立された。全国で同一八年の会員数は一九三二万人であった。

本県においても同一七年四月に大日本婦人会鹿児島支部が設立、翌一八年一月には国防・日赤尚婦人会は解散することになる。

## 婦人会

わが国の婦人会は、先述したように明治二六・二七年の日清戦争前後に誕生し、会としての組織活動が始まった。婦人会は戦争において銃後を守り、平時において強兵を育てることを主な任務として

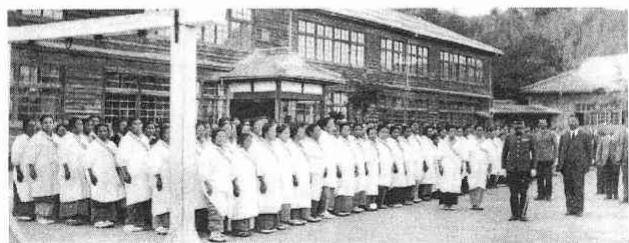
いた。

同三六年（一九〇三）一月二二日付「鹿児島新聞」に鹿児島婦人会発足をめぐる記事が載っている。婦人会の目的として「女流の奢侈華美の弊風を矯正して、質素勤儉の美風を普及せしめて、閑雅優美なる女子固有の性情を修養して、ますます女子の徳操を進歩発達せしめ、かつ日常家庭の衛生育児の方法は勿論女子に必要な事柄。何事にも探求し、知識の進歩を計る」としている。

また、同四四年（一九一）一月八日付の新聞に、婦人会が地方の公益事業や慈善事業を主とするあまり会員の利益にならない傾向



国防婦人会幹部



国防婦人会闖団

がある、として「今後も更に一層奮励を望むが、会員の利益になると同時に社会の改良に資益する点に向かつて行動し範囲を拡張せんことを望む。園芸栽培、品評会以外の取り組みを」との記事がでてゐる。

『日置郡誌』によると、郡内で地域婦人会が初めて誕生したのは、東市来麓の鶴丸婦人会で、時は明治二十六年（一八九四）である。翌年伊作婦人会が発足するが以後動きはなく、同三五年頃から各地で婦人会が結成されたという。

郡山村婦人会を立ち上げるため、同四二年七月一日、村内老若婦人三〇〇余名、花田中佐が講師となり、婦人に対して二時間婦人会の必要性と婦人の務めについて講演をしている。

大正一〇年（一九二一）三月三日、郡山村厚地の九部落婦人会を合同、花尾連合婦人会が結成された。発会式は花尾小学校で行われ、会員四〇〇余名が出席した（同年三月八日付「鹿児島朝日新聞」）。

郡山村で各部落の婦人会を統一して、村一円の婦人会を組織すべく大正一一年（一九二二）二月三日各地婦人会長が集合し、協議の結果、会長に竹内なを子氏（愛国婦人会代表）を推薦することになる。郡山村婦人会発会式と総会は同月一二日に開催された。なお、『日置郡誌』には郡山村婦人会が一九団体、会員数一一八三人、基金九三八円を有し、郡内では上位で、主な活動は「貧困者救助」と記している。他の婦人会では取り組んでいない課題として注目したい。ちなみに、他の二町村の婦人会は、講習会・講演会・品評会・敬老会・音楽会・模範児表彰・風紀改善・家庭改良・言語改善・子

女教養改善・戦死者展墓、以上を活動内容としている（二四六頁）。

昭和四年（一九二九）一月八日、連合婦人会と日置郡山校区連合婦人会の合同役員会が開かれ、そこで次の事項が決議された。

- 一、一旦他の場所で酒を飲んだ客には決して酒を出さぬこと
- 二、正月料理は吸い物と刺身、数の子に止め、盛り切りは廃す
- 三、来客に酒を強制しないこと
- 四、婦人の会合には木綿服を着けて出ること
- 五、初子に弓矢と羽子板を贈ることは近親者だけに止め他は金にすること
- 六、お祝いに酒樽を持つことも近親者に止め他は祝い金に改めること

（同四年一月九日付「鹿児島新聞」）

議

昭和七年度（一九三二）郡山村常盤部落（現清和集落）婦人会決

- 一、婦人会集合のとき、欠席金徴収の制度をなさざるも、以後は本会の発展を図るため次のごとく定む。遅刻・早引き金三銭、欠席・金一〇銭（但し夜の場合）
  - 二、毎月一日をもつて集会を開き、研究会を重ね、来賓講演等を相談いたし、向上を図ること。従来の夜の会のみ欠席金を徴収せるもの、以降は昼の集会の時も徴収する。
- （白坂澄元町婦人会会長発見資料の写し）

昭和一〇年（一九三五）四月一九日、郡山村婦人会総会がある。

出席者一二〇〇余名、次の協議事項を決議した。

一、毎日、神仏に礼拝すること

二、部落婦人会總會終了後酒宴を用いず茶菓子とすること

三、行幸記念として貯金を実行すること

(同一〇年四月二一日付「鹿兒島新聞」)

昭和十一年(一九三六)一〇月一日、郡山村婦人会の会合もたれた。会員一三〇〇余名が出席、村長、助役、村会議員らも来賓として着席、実行事項が一同で確認されている。

一、児童の健康保全に努めること

二、国民貯金を実行すること

三、祝祭日に国旗を掲揚すること

四、経済厚生計画樹立並びに実行を期すること

五、選挙粛正を徹底すること

(同一一年一〇月一四日付「鹿兒島新聞」)

戦時下にあつて同一八年(一九四三)一月一日、日置郡婦人幹部錬成会が開催、「勇ましい竹槍操練」の記事が(白坂澄元町婦人会長の当時の活動記録)「鹿兒島日報」(一月一六日)に載っている。同一九年三月一五日の日置郡中部婦人会の總會で以下の申し合わせ事項が満場一致で可決されている。

一、外出するときは必ずモンペを着用すること

二、食糧増産に精励努力すること

三、電燈節約に極力協力すること

四、勤労報国隊に協力すること

(同一九年三月一八日付「鹿兒島日報」)

以上、当時の婦人会活動について主に新聞報道から幾つか拾ってみた。

なお、先の白坂澄氏の覚書ノートには「馬耕講習会」に関連して次のように書いている。「戦時中はお国のためにと、婦人も一生懸命でした。夫を戦地に送り出した妻は、その頃の言葉で言いますと「銃後の守り」をしつかりしようと、幼い子どもや老人を抱えて一生懸命働きました。

特に男手のない農家では田植えの季節になると、主婦が立ち上がり、田や畑を耕さざるをえない状況になりました。そして、その為の講習会や競技会が開催されて、主婦が男に代わって牛を使うようになりました」。

婦人会の会員は愛国婦人会、国防婦人会とも重なり、戦争の拡大と泥沼化の中で、国家総動員の一翼を担うようになる。出征者に対する世話、留守家族への援護、献金あるいは訓練等日夜の別なく奉仕に努めた婦人会の活動は誠に筆舌に尽くしがたいものがあつた。

処女会についても触れておこう。郡山には大正十一年(一九二二)に三団体あり、会員数は一二六人であつた。その後昭和になると各小学校に結成され、二〇歳未満の未婚の女子を会員とし、会長は小学校の校長が兼任であつた。目的とするところは女子相互の知徳の増進、体育の向上、風紀粛正、生活改善、趣味向上が揚げられ、修

養会、講習会、講演会、手芸品評会等が開催、音楽会にも力を入れていたようだ。

昭和三年（一九二七）には村処女会に対し金二〇円が（青年会補助としては八〇円）村費から補助され、名目は幹部講習会手当となっている。村補助金は毎年出たようで、後には青年学校が拠点となり、女子青年団となる。

## 第二節 戦後の社会教育

### 1 社会教育の振興・充実

昭和二〇年（一九四五）八月一日、日本は無条件降伏、同二七年（一九五二）三月末日までの期間、連合国総司令部（GHQ）の占領統治下におかれた。したがって、戦後社会教育の整備・振興は、GHQによる影響が大であった。

昭和二〇年（一九四五）九月、文部省は「新日本建設に教育方針」を発表、社会教育全般にわたりその振興を図るとともに、更に民主的な青少年団体を育成する必要があるという方針を明らかにした。昭和二二年（一九四七）三月わが国教育の新しい方針を明らかにした「教育基本法」が公布され、「社会教育は国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない」（第七条）と定められた。

同二四年（一九四九）六月一〇日に社会教育の基本法である「社会教育基本法」が公布施行された。同法は、「社会教育とは、学校

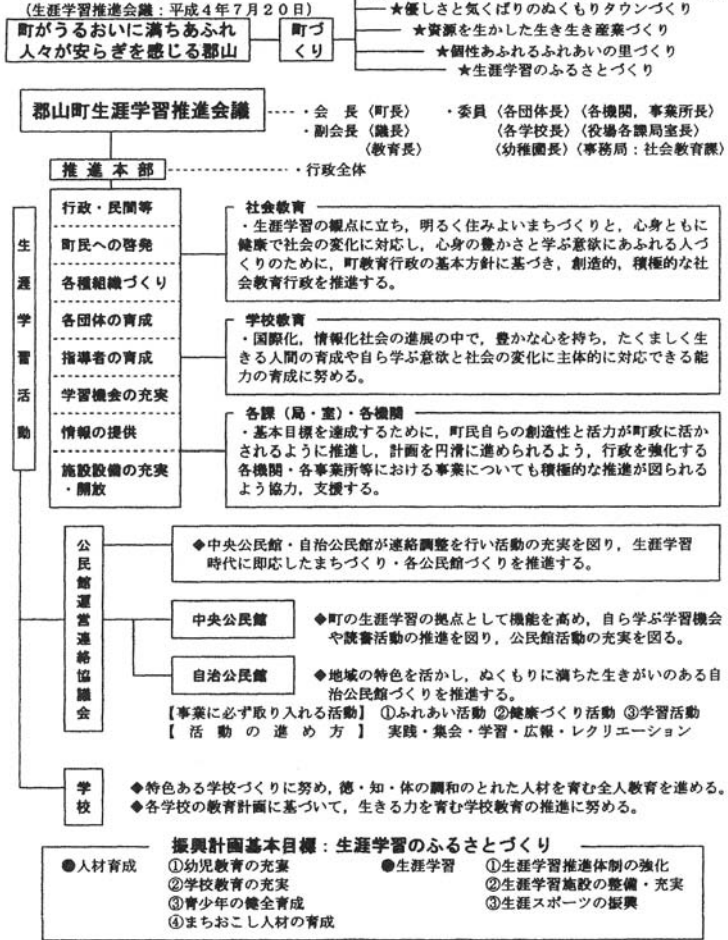
教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動」（第二条）であると規定している。同法の精神に基づき「図書館法」が、同二五年（一九四五）四月三〇日に、「博物館法」は翌二六年一月一日にそれぞれ公布された。

こうして、わが国は被占領時代に社会教育制度全般の基礎が築かれることになったのである。その後はさらに整備が進み、充実振興の法的措置も講じられていく。社会教育は、青少年教育と成人教育とに大別されるが、さらに学習内容・学習形態等によつてもそれぞれ区分することができる。

本町では昭和二六年（一九五一）に社会教育委員を置くことになり、同二七年（一九五二）一〇月五日教育委員会が発足、五人の教育委員が選出された。同三〇年（一九五五）二月一二日体育協会発足、同三七年四月一日体育指導員を置き、同三九年（一九六四）八月九日スポーツの日制定、同四七年（一九七二）七月一日教育委員会に社会教育指導員を設置、同月二六日文化協会発足する。同五三年（一九七八）五月三日コミュニティの拠点としての中央公民館が完成、社会教育は大きく進展していくことになる。

同五一年（一九七六）四月一日、町青少年育成連絡協議会が結成される。「会は、町内各自治公民館青少年育成母体の指導者並びに町内における育成機関に関係者をもつて組織」（同協議会規約第一条）され、「青少年育成会の組織の充実とその活動の促進を図り、育成会指導の資質を高め、青少年の健全育成に努めることを目的」（同第二条）としている。目的達成のために「指導者の養成及び研

表12-4  
郡山町の生涯学習  
生涯学習宣言



修、指導者の連絡・調整(情報交換)、子ども会・高校生クラブ等のリーダーの育成、他団体及び関係機関との連絡協調(第四条)等の事業を行うこととされた。

同五三年(一九七八)より町社会教育大会開催。同五七年(一九八二)四月一日町教育振興会が発足する。会の目的は「学校教育と社会教育・家庭教育の連携を密にしながら、町内における児童生徒

の教育の充実振興を図ること」(同会規約第二条)としている同日毎月第三土曜日を「青少年育成の日」と制定、第三日曜日は「家庭の日」とし、青少年自立自興運動を展開。

平成元年(一九八八)六月一四日第一回郡山町生涯学習推進会議設置、同二年(一九八九)一二月生涯教育だより「いきいき」発行(年六回)全戸配布(平成一三年度第七二号で廃刊、以後「広報こおりやま」に吸収)、同四年(一九九二)七月二〇日「生涯学習の町」宣言。子ども、青年、成人、高齢者を対象に学習・教育の振興、社会教育団体の育成・支援と一路充実の道を切り拓いていくことになる。

さらに、同四年(一九九二)五月八重山公園、同九年(一九九七)四月総合運動公園、翌一〇年五月八重山キャンプ村、翌一一年四月同キャンプ村交流センター「てんがら館」がオープン、社会教育の活動拠点も整備拡充される。

## 2 青少年教育

### 青年学級

終戦の混乱の最中、軍属で二〇歳前後の青年達が一斉に故郷にもどってきた。後述するが昭和二十一年(一九四六)には青年団が結成



される。青年達は、新しい世の中を切り拓き、生活の安定と故郷の活気を取り戻すために結束し、勉強することを痛感しはじめていた。『県史・五』一一五八頁の「青年学級」の項で指摘しているように、青年学級が青年達の「向学心から自発的に起こってきた」ものであった。同二八年（一九五三）青年学級振興法が制定され、行政も働く青年達の学習の場を創り、助成・振興することになる。

同二六年（一九五二）六月一日付『郡山広報』に「郡山青年学級」についての記事を掲載している。

「国家再建の重責を担う多数の青年諸氏に教育の機会を与え、社会人としての人格完成に必要な一般教養、及び職業の補習教育を行う目的のもとに、郡山青年学級は一月一五日意義ある成人の祝日に盛大な開校式を行った。

男子生徒

南方教場 六〇 花尾教場 七四

郡山教場 三七 常盤教場 三九

女子生徒は郡山中学教場へ一〇三

計三二三名の多数の熱烈な向学心に燃える受講生を得、教場は男子は各校区毎に小学校に付設して夜間授業を行い、女子は村全体を一つにまとめ中学校に付設した。昼間に教育を行っている。教科科目は社会・教養・実業・生活の四科に配当して年間一五〇時間程度になっている。

働きながら学ぶ。しかも昼間の勤労で疲れた身体で夜間に出校して勉強することは大変な苦勞と思われるが、向学心に燃える若人達

は今日までの五ヶ月間あらゆる苦難を克服して勉学している姿は感激に堪えない。

村の大きな期待をもって誕生した第一回青年学級を思うとき、魅力ある授業運営と真剣なる受講とによって、充分に教育効果を挙げ、開設の趣旨を果たすと共に、これら青年諸氏が村づくりの中核となり推進力となるよう念願して止まない。」

昭和二七年度（一九五七）から青年学級は若干改正された。（１）男子も女子も同じ中学校に一つにまとめて授業する。（２）設置コー

スは普通科と研究科の二科とする。（３）各科男女別とし四学級に編成する等。生徒数は二六、二名であった。

普通科 男子五人 女子六六 計一二四

研究科 男子七六 女子六二 計一三八

同二八年度（一九五三）の生徒数は一五〇名と大激減であった。

生徒減の最大の理由は、青年達の多くが、中卒後就職で村外に出て行くからである。翌二九年度（一九五四）の学級生は更に減って二二名であった。高校進学率も徐々に上がってきた。

青年学級は国庫補助も受けるが、生徒減を食い止めることは出来ず、結局学級は閉鎖の運命を辿ることになる。

郡山中学校今西教諭の調査表によると、郡山中学校の進学率が恒常的に五〇％を超えるようになったのは、昭和三八年からで、女子は四二年からである。村外就職が同三〇年頃から盛んになって集団就職列車が走るようになって、村に残った中卒に対して、青年学級は働きつつ学べる唯一の場所で、それが郡山の青年に与えた教育

効果は高く評価されるべきでしょう（『(旧)郷土史・下』四〇六～四〇九頁）。

### 青少年の船事業

昭和五九年（一九八四）七月二日まで、九州少年の船県主催に郡山の女性チーム八名が参加、サンフラワーを利用して、奈良・愛知を研修して帰った。同六二年（一九八七）八月四～九日、奄美大島で宿泊研修、小中高生ほか八七名が参加、その後青少年地域間交流事業として、屋久島・硫黄島で研修を実施、ついで「青少年の船イン沖繩」として、石川市少年の船との交流を五回にわたって実施する等すばらしい成果を収めた。平成一〇年（一九九八）八月三日～七日、石川市との交流事業に小中学生合わせて四〇名の参加があった。

同一〇年八月二四日～二六日「青少年の翼IN輪之内町」（岐阜県）と木曾川工事の浜島紋右衛門・喜左衛門兄弟との関係で交流、歴史や文化にチャレンジ、先人の生き方や歴史を学び友情を深めた。小学生一二名が交流。同一二年八月、三日間同じ輪之内町との交流に小学生一二名が参加。

同年八月、「青少年の船IN沖永良部（和泊町・知名町）」が実施、一三年度、一四年度も継続。一二年度は小中高生四九名が参加、翌年一三年度は五二名の生徒が、一四年度は小学生二四名、中学生一六名、指導者一名合計五一名が参加し、六日間の交流を行った。同一五年度（二〇〇三）、同一六年度（二〇〇四）は「青少年の船IN奄美大島」が実施される。一五年度の参加者は小学生男子一五



16年度 青少年の船IN奄美



平成14年7月26日～8月1日

青少年海外派遣事業（マレーシア）

名、女子七名、中学生男子九名、女子九名計四〇名、指導者一二名、一六年度は小学生男子一五名、女子一〇名、中学生男子五名、女子一〇名計四〇名ほか指導者一二名であった。

「青少年の船」事業は、それぞれ「実施報告書」（郡山町青少年成連絡協議会発行）が印刷されている。

以下、同事業最後になった一六年度の「奄美研修」の概要に触れておこう。テーマは「奄美大島の自然と文化を訪ねて」、スローガンは「学び合い、ふれあい、高め合い―二一世紀にはばたけ郡山の青少年」、自然と文化チャレンジ、仲間づくりにチャレンジ、自分

自身にチャレンジ」が研修テーマであった。そして一〇項目の活動・研修が生まれ、海洋航海体験、奄美の豊かな自然・環境・文化遺産等の見聞、笠利町の子ども会との交流等が行われた。

二〇年間続いてきた「郡山町青少年の船」の灯は、一六年一月の鹿児島市との合併で消えることになった。二〇回の研修生の総数は何と八〇〇名に及ぶという(前掲「実施報告書」)。

#### 青少年海外派遣事業

平成三年(一九九二)八月二五日から二五日間、日中友好青年の船に本町から一名が参加、九州八県代表四一七名で、今回で一九回生となった。

平成六年(一九九四)七月二〇日〜八月二〇日まで一カ月間、アメリカ派遣人員二名。同七年(一九九五)七月〜八月、アメリカへ派遣二名。

平成八年(一九九六)八月六日〜一日、鹿児島はばたけ青少年の船中国、小学生二名・中学生二名・高校生一名・指導者一名全て女性で蘇州市や上海市で中国の青少年との交流や中国の文化に触れる体験のため出発。同九年八月五日県青少年海外ふれあい事業、中国へリーダーほか五名参加。同一〇年(一九九八)七月二八日、中国へリーダーほか六名。

平成一〇年七月〜八月、青少年海外派遣事業、アメリカへ二名派遣。

平成一一年(一九九九)県青少年ふれあい事業、中国へ八重山男児チームリーダー他六名参加。

同一一年七月二一日〜八月一九日、青少年海外派遣事業、アメリカのオレゴン州とカリフォルニア州、中学生一名、青年一名派遣。

同一二年(二〇〇〇)七月二七日〜マレーシア、参加者六名。

同一三年(二〇〇一)七月三一日〜八月五日、中国へ七名派遣。

同一三年七月二六日〜八月二日、マレーシア、中学生四名・高校生二名・大学生二名・随職職員二名、ホームステイ等貴重な体験をする。

同一四年七月二六日〜八月一日マレーシアでホームステイ、中学生四名、短大生一名、社会人一名、随職二名。同一五・一六年度は肺炎流行のため中止。

#### 香港青少年との交流

平成一〇年(一九九八)八月二二日、香港青少年一行四七名(八歳〜二七歳)が来町、郡山ソフトスポーツ少年団をはじめ、本町関係者五四名と交流した。

同一一年(一九九九)八月二四日、香港青少年一行三九名来町、甲陵高校・中央公民館・てんがら館等で研修・交流した。

同一二年(二〇〇〇)八月二五日〜二七日の三日間、香港青少年交流団本町でホームステイ、ときわの家訪問交流等実施。

同一三年(二〇〇一)八月二四日〜二六日、香港青少年一行二七名来町。同年中国から大学生・青年一行二四名来町。

#### ふるさと学寮(通学合宿)事業

平成一二年(二〇〇〇)一一月四日〜一日、ふるさと学寮「わ

くわくふるさと塾」が八重山公園の「てんがら館」を活用して実施、町内の小学生一六名、中学生七名計二三名が参加。同一三年度は小学生一八名、中学生四名合計二二名が、同一五年度、小学生二二名、中学生二名（男子一三名・女子一〇名）計二三名で八日間の宿泊生活を行う。

異年齢集団で生活をしながら、通学をする体験を取り入れた事業で、テーマは「ふれ合い・助け合い・学び合い」。目標は「(1)自分のことは自分でします。(2)決まりを守り、人に迷惑をかけません。(3)つらくても、最後までやりとげます。(4)みんなと仲良くして、友達をたくさん作ります。(5)お互いに協力して、助け合います」以上である。

自主性・協調性・社会性を身につけ、青少年のリーダーを育成し、家族の大切さやありがたさを感じ、すばらしい思い出づくりになる事業。本事業は平成一五年度まで四年間継続実施、合併により中止された。

### 高校生ふるさと大会

昭和六〇年（一九八五）四月一日開設。同五月一〇日、川田学生会は県青少年育成会議の席上、地域の清掃、老人ホームのボランティア等評価され表彰された。同年八月一〇日ふるさとを興す青少年の育成と銘打って、青少年ふるさと大会が開催され、講演とバレーボール大会が開催された。

平成九年（一九九七）六月七日、第一回高校生クラブ役員会が開催され、次の基本方針を決めた。「時代を築き、明日の郡山を拓く

原動力となる高校生が、誇りと責任を自覚し、希望に燃えて生きていくよう、各地区の高校生クラブ役員を結集して本組織を運営する。また郷土の発展に寄与し、後輩たちのよき手本となる活動を推進する。活動目標は「心身ともに豊かな生活体験を進め、青少年育成連絡協議会との連携を密にして、後輩たちのよき手本として、心豊かだてくましい高校生になる」ことである。同七月二七日には高校生ふるさと大会を開催した。

以降、毎年大会は開催されている。同一五年七月一九日の大会には、高校生一一四名参加・講演会八〇名出席、バレーボール大会で盛り上がった。同一六年（二〇〇四）の大会まで自主運営ができるまでに成長した。

### 子ども会育成連絡協議会（イン・リーダー研修会）

昭和四九年（一九七四）六月二九日から、吉田の県立青少年研修センターで第一回の研修会を開催し、小学生三五名、中学生一七名、父母や指導者一名で一泊二日の研修を実施、リーダーとしての自覚と責任を感じる会となった。平成八年（一九九六）六月には町中央公民館での研修となった。こうして、毎年各集落代表等を集め、研修を実施、リーダー養成を積極的に推進してきた。

同一三年度各単位子ども会のリーダー養成研修に参加した数は二八名、一四年度は三〇名であった。

### 子ども会

昭和四九年七月、子ども会育成指導者研修会開催、望ましい子ども

も会の育成を求めて研修してきた。平成七年（一九九五年）二月五日、坪久田公民館で子ども会運営研究会を開催、子ども会活動の活性化を目指して研究協議、大人も子どもと共に学ぶこと、大人同士の仲間づくりの必要性等不可欠と確認された。

平成九年（一九九七）二月一四日、日置地区子ども会創作活動大会と子ども運営研究会が開催され、雪元子ども会が優良団体として表彰、体験発表では、有屋田子ども会が青少年の日の活動を発表して好評をほくした。

同一五年二月七日、中央公民館にて、郡山町生涯学習推進大会に合わせ「子ども会・子どもサミット」（町教育委員会主催）が開催された。町内の子どもから大人まで約二〇〇人が集まる。同サミットは楽しい学校やぬくもりのある地域づくりを進めるために、子どもたち自身が自分たちの学校や地域に目を向け、問題意識をもち、その解決のために積極的に取り組んでほしいという願いから開催された。同大会では厚地子ども会が日置地区優良子ども会として表彰されたことが伝達され、サミットが始まる。パネリスト七名（小学生四名、中学生三名）が「楽しい学校（学級）にするために」や「鹿児島への合併」等、それぞれがテーマを出し意見を発表、パネル討議も行われる。サミット終了後、創作活動大会も開催された（平成一五年二月一六日付「鹿児島新聞」）。

### 少年教室

少年教室とは、町教育委員会が少年を対象にして計画的、継続的に実施した事業で同一の集団が二回以上にわたって郷土学習・文化・

科学・体育等に関する活動を行ったものをいう。平成一〇年度（二〇〇〇）、少年教室は三回企画され、二五七名の子どもたちが参加した。

もう一つ各種集会・大会等がある。「集会・大会」とは、教育委員会が行う子ども会等の大会、子ども会創作活動、学校週五日制への対応事業等、一日単位の事業をいう。スポーツ活動（ソフトボール大会等）で、一日以上にわたるものについても「大会」に入れている。同一〇年度、この事業は八回実施され、参加者は一五九一名であった。

少年教室事業は同一一年度以降行われていない。

### 「妙円寺詣り」（町青少年育成会主催）

昭和五年（一九七八）から実施、郡山町から伊集院町の徳重神社までの往復二四キロメートルを練り歩く。県三大行事である妙円寺詣りは、関が原合戦で敵中突破した島津義弘公をしのぶ伝統行事。参加により、薩摩隼人の団結・忍耐・礼儀等を培い、団体行動のマナーとルールを学び、ふるさとに根づいた子ども会活動の良さを見直す機会にと開催される。

休憩をとりながら約三時間かけて神社へ、そして参拝。持参できるのは水筒とタオル、おにぎりと漬物のみので弁当程度。平成五年（一九九三）一〇月一六日の第一六回妙円寺詣りには、六三〇名、第二〇回は五五二名、第三回は六〇〇名、町内二〇集落の育成会の児童が参加した。同一五年一〇月一八日には「第二五回郡山町妙円寺参り」が行われ、子ども会の会員や高校生、一般参加者ら約三

五〇名（一四年度より参加者一五〇人減少）が参加した。

なお、この事業は完全学校週五日制対応事業として開催されているものである。

### 青少年劇場・こおりやま太鼓

町教育委員会の青少年教育事業として平成一五年（二〇〇三）一月一九日、劇団風の子九州による「竜のとぶ空」の演劇鑑賞。生で本格的な演劇を鑑賞でき、情操教育を図るのがねらい。郡山小は一、六年生、南方小・花尾小は三、六年が観賞できるように対象学年を拡大する。三つの小学校の児童四五二名が鑑賞した。

「こおりやま太鼓」は同一五年度から開講。毎月第二土曜日午後八時から一〇時まで中央公民館にて和太鼓の練習に取り組んでいる。対象は小学生から高齢者までのメンバー三二名、うち小中学生八名が受講。当初は竹やタイヤを使って練習し意欲的に取り組み、九月の花尾神社大祭に出演する。一月に太鼓一式が揃い、更に学習意欲が高まり、保存会として自立を目指している。

### 親子わくわく映画会・親子料理教室

平成一二年（二〇〇〇）七月二二日、中央公民館で多くの親子連れが参加して、親子わくわく映画会が開催され、映画会、紙芝居、読み聞かせ等があった。完全学校週五日制の実施に向けた事業として、毎月第四土曜日に開催されている。

親子料理教室は同一三年度から実施毎月第二土曜日に開催（年一〇回）、親子で料理を作る。

### 花尾地区文化財少年団

「未来を創る文化財ウオッチング事業」（県教育委員会）として昭和六三年（一九八八）に結成。目的は「地域の文化財について自ら調べ考える、いわゆる「過去との対話」を通して、青少年に郷土を正しく理解させると共に、幅広い視野をもって未来の郷土づくりに寄与しうる郷土愛に満ちた青少年の育成を図るために、全市町村を対象として文化財少年団による文化財の調査・研究、伝承等の活動を実施する」ことであった。小中学生を中心とする「文化財少年団」から町教育委員会が花尾地区文化財少年団を選定した。

町指定民俗無形文化財の花尾太鼓踊り・太平の獅子舞・岩戸の疵瘡（ほうそう）踊りの保存伝承活動に取り組む。平成八年（一九九六）、組織の再編成が行われ、団員は全校児童より希望者で結成され、親たちが「文化財少年育成会」を結成した。指導は、各踊りの保存会のメンバーがそれぞれ夜八時から九時半頃まで、集落の公民館や学校の体育館を利用して行っている。

平成一二年（二〇〇〇）二月一五日、県いきいき教育活動表彰式で受賞し、その功績が認められた。毎年、花尾神社の秋の大祭をはじめ学校の運動会、学習発表会、町の文化祭等で熱心に活動の成果を発表、好評をくしている。

その他、親子わくわく映画会、親子料理教室・青少年劇場・八重山ジョギング大会、八重山ハイキング大会・南方小学校のみどりの少年団育成等、青少年の育成事業は大きな成果を上げつつある。

青少年地域活動

青少年教育の一環として町及び町教育委員会は様々な事業・地域活動を企画してきた。柱は四つ。(一) 地域文化の伝承・発展を図る活動―①郷土の歴史文化等の学習活動、②郷土芸能、工芸等の学習・創作活動、(二) 地域の豊かな生活環境の醸成を図る活動―①自然観察・植樹の自然活動、花いっぱい運動、②あいさつ、敬老精神等の啓発活動、(三) 奉仕活動体験―①清掃・美化の奉仕実践活動、②社会奉仕等の実践活動、(四) 世代間交流・仲間づくり活動―①野外活動、スポーツ大会等の体育活動、②演劇、検討会、研究発表等の文化活動、③高齢者とのふれあい活動、以上である。

平成一〇年度(一九九八)活動内容別実施状況を見ると、事業回数、参加者数とも極めて多かった。前述した(一)の「郷土の学習活動」の事業回数二七、参加者九一名、「郷土芸能等の創作活動」四一回、一三八三名、「自然愛護活動」一三回、四三九名、「清掃美化活動」二四回、八一〇名、「あいさつ・敬老精神の啓発」一三回、四三九名、「野外活動等体育活動」五七回、一九二二名、「演劇等文化活動」二五回、八四三名、合計で事業回数二〇〇回、参加者総数六七四七名であった。その内、五七四七名が小中学生で、成人が一〇〇〇名である。

平成一二年度(二〇〇〇)の実績を見ると大幅に減っている。事業数では、合わせて二三回と一〇年度より一七七回と大激減、参加者は四〇七五名で一〇年度と比べ一六七二名も減少している。なお、特筆すべきは「スポーツへの参加」者が全体の六三・三割(二五八〇名)を占めたことである。ここで、「清掃美化」が一六・四割

表12-5 青少年地域活動の実施状況(平成13年度)

区 分	事業数 (回)	参 加 者 数					
		小・中学生	高校・大学生	青年	成人	合 計	
地 域 文 化 的 活 動 の 展 開 活 動	郷土の歴史文化等の学 習活動	10	22	0	0	342	364
	郷土芸能、工芸等の学 習・創作活動	2	98	0	0	65	163
地 域 的 豊 富 な 生 活 環 境 醸 成 活 動	自然観察・植樹の自然愛 護活動、花いっぱい運動	3	22	0	0	756	778
	あいさつ、敬老精神等 の啓発活動	0	0	0	0	0	0
奉 仕 体 験 活 動	清掃・美化の奉仕実践活動	2	100	0	0	500	600
	社会奉仕等の実践活動	0	0	0	0	0	0
世 代 間 交 流 活 動	野外活動、スポーツ大 会等の体育活動	8	1,531	268	368	700	2,867
	演劇、検討会、研究発 表会等の文化活動	1	327	0	0	0	327
	高齢者とのふれあい活 動	0	0	0	0	0	0
勤 労 生 産 体 験 活 動	農林水産活動(農業体験)	0	0	0	0	0	0
	職場体験活動(インターン)	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 活 動		0	0	0	0	0	0
合 計		26	2,100	268	368	2,363	5,099

(六七〇名)であった。さらに注目したいのは、一〇年度に高校生・大学生がゼロであったのが一挙に二五二名に増えていること(うち、二五〇名が「体育活動」)。もう一点は、成人の参加者が二八三〇名と急増したことである(参加者の六七・一割が「体育活動」)。

平成一三年度(二〇〇一)の実施状況は表12―5の通りである。事業数は前年度より三回多くなり、参加者は一〇二四名増加し五〇九九名である。とくに、小中学生は九二四名から二二〇〇名と大幅に増え、さらに青年の参加者が七〇名から三六八名と五倍強の伸びを示した。また特徴的なことは、「自然愛護活動」が前年度はゼロであったのが事業数三回、参加者七七八名(うち成人七五六名)と増加したこと、もう一点は「高齢者とのふれあい活動」の事業が三回、三五名の参加者がいたが、それがゼロになってしまったことである。

### 3 成人教育

成人教育の目的は、生涯を通じて、教養を高め、人間性を豊かにするとともに、社会の進展に積極的に対処できる資質を培うことである。成人教育の対象は、文字通り一般成人である。一般成人を対象として開設される社会教育の学級が、成人学級であって、実際には様々な名称を用いている。

本町では、成人学級をはじめ高齢者学級、婦人学級、家庭教育学級、それに乳幼児学級の五つが柱になっている。町制施行の翌年である昭和三二年度(一九五七)女一六〇名、計二四〇名が参加、職

表12-6 成人教育の現状(平成13年分)

学級各	開 設 主 体	学級・講座数		学級・講座生数	
		平12年度	平13年度	平12年度	平13年度
成人学級	教育委員会	8	8	250	186
	団体等	27	27	430	400
	計	35	35	680	400
高齢者学級	教育委員会	1	1	331	313
	団体等	28	28	1050	1050
	計	29	29	1381	1363
婦人学級	教育委員会	1	1	25	-
	団体等	10	-	250	285
	計	11	1	275	285
家庭利 者学級	教育委員会	4	4	120	335
乳幼 学級	教育委員会	4	3	200	175
子育て 学級	教育委員会	-	4	-	99

出典 社会教育課資料より作成

業別構成比では農林業九九割、一割が商業となっている。婦人学級への参加者は、女二二八〇名のうち九七割が農林業関係者であった(『各種基礎調査』八二頁)。

同五五年度(一九八〇)高齢者学級数は一、学級生数二一〇名、婦人学級の自主学級数五、人数は二八三名であった。

なお五つの学級の他、平成一三年度(二〇〇一)新たに子育て学習講座が開設されている。成人教育の現状については表12―6の通りである。

#### 成人学級

成人学級では、郡山の歴史、親子料理教室、ハーモニカ、パッチ



ワーク等、団体等の自主開設では史談会、社交ダンス、手話等。高齢者学級では、主に講演会、研修視察等。婦人学級では、講演会、フォーラム等、家庭教育・乳幼児学級も講演会、親子読書、体操親子工作等。家庭教育学級は、年五回、郡山・花尾保育園、東保幼稚園を会場に親子読書、歯の健康教室、子育て講演会、楽しい体操折り紙教室等（平成一四年度）。

自主団体として平成一三年度（二〇〇一）母親学級が結成されており、翌年三月現在、三つの小学校で三〇三名、中学校で三二二名が会員となっている。

さらに、同一四年度「おやじの会」が郡山、南方、花尾の三小学校と郡山中学校で誕生、同一〇月一日には、情報交換と連携をとるため「町合同おやじの会」が発足した。各校合わせて一〇八名が会員となり、初会合には中福良公民館に約五〇名が参加（平成一四一年一〇月二八日付「南日本新聞」）。

ちなみに、甲陵高校の「おやじの会」が同一五年三月に結成され、同一六年二月二五日「甲陵高校親父の会便り」を発行している。同会は一七人の会員でグラウンドや通学路の除草活動や親睦会、教員とのソフトボール大会等の活動を行っている。年末に高校の正門前に一八〇センチの門松を製作もした。高校でこのような活動をするのは極めて稀なことである（平成一六年一月五日付「鹿児島新報」）。同年二月二八日、町おやじの会主催「小・中・高合同PTA交流会」が開かれ、活動報告（南方小おやじの会・甲陵高校PTA）と懇親会が行われた。

なお、成人教育の講座生のうち過半数以上が高齢者の方々である。中央高齢者学級がその柱になっているが、同学級は「八重大学」として定評がある。ここで同大学について若干触れておこう。

◎ 八重大学Ⅱ町中央高齢者学級（昭和五三年度～現在）

趣旨―高齢者の学習活動を促進し、心身の健康づくりと楽しい仲間づくりを図るための学級

期間―五月から翌年二月まで、毎月一回、年間一〇回、郡山中央公民館にて開催。

学習内容―（１）家庭・社会生活（２）健康管理や安全生活、

（３）歴史・郷土、（４）時事・情報・政治・経済、（５）老人

人生や生活自立、（６）音楽やレクリエーション、以上を柱に、

一四年・一五年度は一回目町長、二回目伊集院警察署より交通

安全に関して、後高齢者の生活、地域づくり、環境問題等の講

話、映画鑑賞そして研修視察旅行（平成一〇年度以降の行き先Ⅱ

宮崎、指宿・枕崎、隼人・国分・霧島、小林・綾、吹上浜海浜

公園・知覧特攻平和会館、そして一五年度上野原縄文の森・航

空基地・桜島。）

対象者―町内の老人クラブ会員（二九七人）会費五〇〇円

在籍者―女一八三名・男二〇名合計二九三名（郡山地区一一八、

花尾地区七二、南方地区七一、常盤地区一八、大谷地区二四）

運営組織―町学級長Ⅱ運営委員長Ⅱ町老人クラブ連合会長、地区

学級長（五名）Ⅱ役員会、学級連絡員Ⅱ運営委員会（二八単老

連絡員で構成）、学級生Ⅱ全体会

八重大学号の運行―JR九州バスが講座のある原則として毎月第

二木曜日に運行、停留所各集落一〇か所である。

#### 4 社会教育関係団体

##### 少年団体

昭和五五年度（一九八〇）「郡山町社会教育大会」資料によると少年団体の実態の数字が出ている。子ども会は一九、小学生六八三名、中学生三六〇名、高校生三九五名合計一四三八名。スポーツ少年団は七団体、一二九名合わせて一五六七名という状況である。平成九年度・一〇年度は少年団体の総数はそれぞれ三六、三〇、会員数は一九二名、一〇一八名。同一二年度と一三年度の団体数は三〇で変わらず、会員数はそれぞれ一三〇二名、一二六五となっている。

内訳を見てみよう。平成九年度、集落単位の子ども会である地域子ども会は、集落ごとに結成されていて、その数は二〇。現在も同じである。小学生五二一名、中学生三二四名、合計八四五名、指導者・育成者五九二名。スポーツ少年団は一〇、小学生一四四名、中学生四〇名、計一八四名、指導者二二九名。ほかに文化財少年団一、小学生のみ二七名、育成者二九名。青少年赤十字四団体の会員は地域子ども会と重なり八四五名、指導者二二名。

同一〇年度（一九九八）スポーツ少年団一〇だったのが八に減り、団員数も小学生三名減、中学生は四〇名から一五名と激減した（スポーツ少年団については後述する）。青少年赤十字はこの年になくなったので会員八四五名が減った計算になる。

同一二年度（二〇〇〇）地域子ども会に高校生三〇二名が加入、小中高生合わせて一〇八六名に。四団体一〇一八名、指導者六五九名であった。

同一三年度（二〇〇二）については、表12-7の通りである。地域子ども会に幼児三二名が新加入したものの、高校生が三九名減少し、合計で一八名減になった。四団体会員総数は一二六五名で前年度一三〇二名に比べ三七名減であった。

少年団のうち文化財少年団は先に触れた。もう一つの「三重岳みどりの少年団」は、昭和五五年（一九八〇）三月結成。日置地区（郡）林務課から本町に呼びかけがあり、川田地区子ども会がみどりの少年団として認定されたのである。目的は「緑への関心を高め、緑の中で心身を鍛える。集団生活を通して協調性を養う、奉仕の精神を涵養する」。活動としては、「みどりの日」の行事参加、県民の森の集会参加、植樹体験、毎年のキャンプ参加、野外活動、三重岳での巣づくり・清掃等。

前述したが、本町の少年団体にはもう一つ高校生クラブがある。

表12-7 少年団体（平成13年度）

区分	団体数	会員数（人）					計	指導者数
		幼児	小学生	中学生	高校生			
地域子ども会	20	32	514	259	263	1,068	430	
スポーツ少年団	8	0	137	14	0	151	28	
小計	28	32	651	273	263	1,219	-	
その他	花尾地区文 尾地区少 化財少年 三少 重岳みど りの少年 団	1	0	20	0	0	20	20
	その他小計	1	0	26	0	0	26	1
	その他小計	2	0	46	0	0	46	-
合計	30	32	697	273	263	1,265	-	

社会教育課資料

町は青少年の健全育成に力を注いできたが、高校生の組織化が十分とはいえなかった。そこで、各公民館では高校生クラブ及び高校生をもつ父母の会の結成が進められ、昭和六〇年（一九八五）四月一日に実を結んだ。正式名は「郡山町高校生クラブ連絡協議会」、親の会は、「郡山町青少年育成連絡協議会」。

クラブの活動の努力点は（1）清掃活動・野外活動やボランティア活動等の社会参加活動に進んで参加する。（2）非行防止・交通安全の展開のためにみんなで声をかけあい、公衆道徳の実践に努める。（3）高校生同士のみならず、地域の人々ともあいさつ運動を展開する。（4）高校生ふるさと大会を主催し、クラブ員総参加のもと、親睦と交流を深め、資質の向上を図る、以上である。

平成一〇年度（一九九八）三月高校生クラブの加入者数男子一六七名、女子一八〇名計三四七名、父母の会の青少年育成会は二四三名。同十三年（二〇〇一）三月、加入者数男子一四〇名、女子一五二名、合計二九二名、翌一四年三月男子一二八名、女子一三五名計二六三名と若干減少。

## 青年団

戦後直後の青年団の歩みから触れることにする。昭和二〇年（一九四五）八月の敗戦、大日本青少年団は解散することになる。同年一〇月一九日、文部省は地方青年団の新しい発足を要請する通達を出した。同二二年（一九四七）二月鹿児島県連合青年団が発足し、活発な活動を展開したが、連合青年団に対して、軍政部のキングウイッチは「青年団はもつと同志的なグループを育成すべきだ」と主張し、

二五年（一九五〇）四月県青年団連絡協議会に編成替えした。

組織については、市町村青年団連絡協議会は、部落青年団を単位とし、郡は町村青年団を単位として連絡協議会を結成、県は市町村青年団を構成単位として連絡協議会を結成した。活動としては、教養活動、産業活動（農事講習会・展示会・先進地視察等）奉仕活動、体育・レクリエーション活動等があった（『県史・五』一一五六―一一五七頁）。

昭和二二年（一九四六）五月一〇日、伊集院国民学校講堂にて日置郡連合青年団結成式が挙行された。郡山からも幹部一〇数名が出席している。同青年団は地区を三ブロックに分け、ブロック内町村団持ち回りで活動内容や研究等の発表会を開催し、いずれの団もその町村の活力源となった。町村・校区・部落の各層の団も副団長に女子を置き、女子部は食品研究・古着活用等に目立った活躍を見せた。中部ブロックは日置、伊集院、松元、郡山の五カ町村であった。なお、同青年団は、結成後四年たつと占領軍の指示で日置郡青年団連絡協議会とその名称を変えた。

同二六年度（一九五二）郡山村青年団の運営目標は

1. 青年社会の確立
2. 単位団（部落）の組織強化
3. 民主化への寄与
4. 村内各種機関及び民主的諸団体との連携による産業文化の振興
5. 青年学級への関心高揚

同二六年度の日置郡青連協の機関紙に発表された郡山地区女子団

長・郡山節子氏（賦合）の文章を引用しよう（『（旧）郷土史・下』三八六頁）。

「うす暗い、いほりの一室に閉じこもって炭火のない冷え行く机の上で鉛筆を握り勉強をする思いの、あの苦しかった終戦後の苦難と加うるにじめじめした陰さんな先のない山道を歩むが如き思いのした戦後の不安な生活、不潔な社会環境、思い出してぞつとするような敗戦後の日本に比ぶれば、今やわれわれの生活は陽光をあびた輝ける大地にしっかりと立ち、いざやはげまん朝出の姿の様で有ります。長い間の忍従と絶えざる建設の準備は漸くなり、いよいよ大地の国土に実らせる秋を夢見てスタートを切らねばならない時となりました。しかし希望の実現はいたずらに労せざる者のうえには到来しないでありましょう。美しく貴いわれらの希望は絶えざる忍耐と失われざる情熱に、そして究めつくし得ない智徳の修練とによつてのみ実現されるでありましょう。皆さん若い時期は今を置いて絶対にならないと信ずるのです」。

青年の眼から見た終戦直後の様子・気持ち、新しい時代と民主的  
社会の建設への強い決意と意志・情熱が見事に表現されている。敗  
戦による虚脱、混沌とした世相の中、青年たちは明るく豊かな町づ  
くりの推進力として立ち上がったのである。

終戦直後の青年団の活動として特記しておきたいエピソードがあ  
る。昭和二十一年（一九四六）三月三日付「南日本新聞」に掲載され  
た記事である。「郡山村青年団では、炭鉱奉仕者二四名の割り当て

を受けたが、新日本建設の基盤となるものは石炭増産であると、幹  
部以下率先して約五〇名の参加があった」とのことである。詳しく  
見てみよう。

「昭和二十一年、郡山村の青年団幹部四七名は、国の要請を受けた  
増満村長の命を受け、勇躍長崎の炭鉱に向け出発することになつ  
た。希望者がなかなか集まらない状態で、遂には村内の青年団幹  
部で要請に応えることになつたのである。

当時、村の女子青年団幹部であつた溝口氏の「誠」の血書を作  
り、四七名に贈つたが、無事にその任を果たして帰ってくること  
を願つていたのである。一同は県庁前に結集、各村からの代表と  
打ち揃つて、出発することになつた。

戦後統制の厳しい中での青年達の雄姿は大いにまばゆいものが  
あつた。その出発に際し歌つた歌が次の「西部青年増産隊」の歌  
である。

#### 西部青年増産隊の歌

我たたずんば 誰が立つ  
ぐつと握つた 鋏の柄に  
思わずこもる 力こぶ  
行こう我が 立つときだ  
西部青年増産隊

昭和二十一年三月から五月まで、田植えの時期には帰郷できたが炭

鉦は想像を絶する作業が待っていた。窮屈な作業場で半腰はまたいい方で、這うような姿勢で掘り進む作業、塵芥・落盤の襲来、一瞬の油断も許されない世界での作業だった。

青年団の炭鉦での奉仕は、三月で終わったが、日本の石炭危機を救うのだという意気は、人々の感動を呼んだのである」。

戦後の混乱期のりきるために、青年団員はとくに文化活動にも目覚めていった。西上青年団の一人吉村勝志氏は、演劇活動「阿波の徳島十郎兵衛」や西上の棒踊り・太鼓踊りの復活にも尽力した。太鼓踊りを結成、その成果を省営バス開通を記念して鴨池まで出掛け、発表したこともあったという。

青年団の活動は、文化活動をはじめ、産業活動、教養活動、奉仕活動、体育レクリエーション活動等多岐にわたっていた。

町の広報誌に取り上げられた青年団の記事を拾ってみよう。昭和四八年（一九七三）青年団は校区青年団を町に統合、団員四〇名、月例会（学習レクリエーション・奉仕活動）。同年六月一人暮らし



郡山青年増産隊

高齢者の家庭訪問、同五一年（一九七六）七月奉仕活動として文化財史跡の標識を立てる。同五三年（一九七八）六月青年団として「清潔で住みよい町にしよう」と町内に道しるべを立てる奉仕活動を行った。同五六年（一九八一）三月青年団が商工会青年部と一緒に、サツキ四〇〇本を植樹する奉仕活動を行った。同年七月青年教室を開催し、青年団活動の高揚を図る。学習内容として、結婚・家庭看護などの勉強を五回にわたって実施。同五六年度青年団は「活動内容としてスポーツ・奉仕活動その他」をあげ、対策として（１）青年各人の住民意識や自治意識の高揚、（２）行政と自治公民館が一体となった推進策を、（３）各種行事の実施と連帯感、以上三点を確認、同五七年（一九八二）第四回日置地区青年祭で、団員の中園香さんが「私の生き方」で、意見発表の部で優秀賞を授与される。

そして平成二年（一九九〇）五月三十一日発行の『広報こおりやま』(No.308)で「町青年団再興―青年のパワーで町の活性化を―」との見出しで、次のような記事が載っている。「一〇年近く途絶えていた町青年団が五月一日に結成大会を開き、男性二二人、女性二二人の合計四四人で再出発しました。大会には町長・副議長・教育長も駆けつけ、祝辞として励ましと期待を含めた言葉を頂きました」と。

本町の青年団だけでなく、本県更に全国的にも青年団活動は壁にぶつかる。青年団の事実上の解散が広がっていった。なぜだろうか。昭和三五年（一九六〇）以降、わが国の高度経済成長の中で、全国的に農村青年の脱農離村現象のため青年団活動は不振に悩まされる

ことになったのである。運営上の難点は、青年人口の減少、年齢差・職業差・学歴差が大きい、更にまた、団員の意識の低さ、経費不足、施設・設備の不十分性等があげられる。

先に引用した「昭和五五年度社会教育大会」の資料によると同五五年度（一九八〇）青年人口四五〇名、うち青年団員数 男三〇名、女一五名計四五名と丁度一割であった。年齢構成は一八〜二〇歳が九名、二一〜二五歳三二名、二六歳以上五名という状況である。

翌年の五六年度の実態は、「厚地、八重、東秀に部落青年団結成、川田と郡山麓に結成の動きあり」（社会教育課資料）、町青年団は男一三名、女一五名計二八名、前年度対比一七名減であった。

平成一〇年二月一日現在の住民登録によると、青年人口（一八歳〜二五歳までとする）男三〇四名、女三二二名、計六一六名と増えているのがわかる。青年団の加入者は何と男五名、女五名合わせて一〇名という状況になってしまった。翌二一年二月、青年人口男三七二名、女三六八名計七四〇名と大幅に増えたが、青年団員は一名減って九名になってしまった。同一三年二月青年人口男三九八名、女四一二名、合計八一〇名とさらに増加、青年団員数は変わらず九名。

そして同一四年二月青年人口男三七八名、女四〇四名、計七八二名とこの間伸びていた青年人口は減少した。青年団はどうなったか。社会教育課の資料「社会教育行財政の現状」の「青年団加入者数」の項目から、数字は消えてしまったのである。活動の低迷によって、加入者は減少の一途を辿り、遂には事実上の解散、歴史的終幕。

鹿児島市との合併という時代の大きな流れ・変化に対応しつつも、

地域の未来、郷土づくりの担い手として青年達の活躍がこれまで以上に期待されており、同時に新しい時代とニーズにマッチした若者たちのネットワークづくりも模索されている。

## 婦人会

戦後最も大きな発展を遂げた団体は婦人団体であろう。その数においては終戦前と大差はないがその質、活動は著しく進展している。昭和二一年（一九四六）頃から県内各地で婦人会結成の動きが見られるようになる。自主的な盛り上がりもあり、翌二二年（一九四七）一二月県連合婦人会が設立、会員総数は戦前と同じ約二〇万人であった。当時アメリカ軍政部指導係のキング女史は連合会式を好まず、連絡協議会方式を勧告したので二五年（一九五〇）五月新たに県婦人会連絡協議会として改組され、特に、部落婦人会・グループ活動の育成、婦人の地位向上、生活文化の向上等に努め、村づくりの推進母体としてなくてはならない存在となっていく。

日置郡内の動向を見ると同二〇年末から二一年にかけて婦人会は結成されていたと思われる。二一年（一九四六）三月二八日日置郡婦人会が県主催で伊集院青年学校で開催され、婦人と選挙、生活改善、家庭教育に関し講話や協議があった。初の婦人参政権行使の第一回投票日四月一〇日を目前にひかえ、婦人啓蒙を第一の目的とした会であったようだ。

郡山村婦人会の発足は昭和二二年（一九四六）十一月二九日であった。会則の一部を引用しよう。

郡山村婦人会会則

一、組織

第一条 本会は郡山村在住の婦人を以って組織し郡山村婦人会と称する。

第二条 本会の事務所は郡山村役場内に置く。

二、目的

第三条 本会は村内婦人各々の使命を發揮しつつ相連携協力し、左の目的に向かって強力に推進するを目的とする。

一、民主主義婦人及び日本の伝統の美風を保つ主婦としての教養を高める。

一、国家再建に必要な一切の国民運動に積極的に協力実践を期する。

一、動義を振作し親和明朗な郷土の建設に努める。

一、子女の育成に努める。

一、食糧の増産と食生活の工夫研究に努める。

戦後の郡山の婦人会長は誰であったか一部不明であるが、白坂澄氏の回想録によると、「当時の村長国分友睦さんがお辞めになり、その後選挙で増満村長になりました。当時はまだ村長夫人が村の婦人会長になることになっていましたので、増満文様は、村の婦人会長として、婦人会の運営に当たられました。」とある。

婦人会長になった増満会長は、同二三年四月二六・二七日、「鹿児島県婦人講座」(連合軍総司令部民間情報教育部・鹿児島軍政部・鹿児島県主催)の出席を命じられ、熊本地区軍政部ギヤスコー女史らから「民主団体について」「男女平等について」「婦人会運営・役

員の任務について」講演を聴く。そして同五月一〇日、婦人講座の内容を会員に伝達周知するために婦人会臨時総会を企画している。

白坂澄氏は終戦後から昭和五六年九月(一九八一)までの婦人会活動、実体験し見聞された貴重な記録も書いている。二六年度「たくましく躍進する婦人会」、同二七年度「三〇年度」「内容の充実してきた婦人会」、三〇年代「町婦人会発足、四十年代・五〇年代、以上五つの時期に分けて活動内容に触れている。

同二七年度以降婦人学級が各校区毎に開かれるようになる。同二八年度(一九五三)婦人会の努力目標は(1)婦人の自主性の確立、(2)経済自立化運動の実践、(3)家庭経済の自立化、二九年度は(1)婦人の実力を育てよう、(2)新生活運動の推進、(3)道義の高揚、(4)食生活の改善と科学的実践の実践、三〇年度は婦人の自主性の確立、青少年の育成強化、関係団体との連絡協調、この年農協婦人部結成。

同三一年(一九五六)九月三〇日町村合併により新しく郡山町婦人会として発足、一〇月三日新生「郡山町婦人会連絡協議会」が誕生した。婦人会活動はようやく軌道に乗り、集落・校区・町と研修の場や実践の輪が広がり、その内容も社会情勢の変化に対応しながら、充実発展していく。同三二年度のスローガンは「部落婦人会の運営を強化し、住みよい社会を作りましょう」。三三年度「明るい豊かな郷土社会の建設」、三四年度「豊かな農村を作りましょう」、三五年度「進んでよい生活習慣と良い社会環境を作りましょう」、三六年度同前年スローガン、三七年度「毎月例会を開き社会学習を三八年度同前年、三九年度「家庭内の役割を果たそう」、以上主だった活動目標を拾ってみた。

同三九年度（一九六四年）郡山町婦人連絡協議会会則が改正される。

第一条 この会は、郡山町婦人連絡協議会と称し、事務所を町教育委員会事務局内におく。

第二条 この会は、町内部落婦人会と、二つの部をもって組織する。

第三条 この会は、町内部落の連絡を緊密に保ち、婦人自らの教養を高め、社会的地位の向上を図り、町内民主化と文化発展に努める。

第四条 この会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

- 1、部落婦人会運営上必要な情報の交換、研修会・発表会その他の連絡協調に関する事。
- 2、婦人の社会的文化的資質の向上のための講習会、婦人学級の育成に関する事。
- 3、郷土振興のための協力的連携に関する事。
- 4、町民相互の親和協調に関する事。
- 5、その他必要な事。

昭和三〇年代はグループ研究による体験学習や実践活動が婦人会の主な活動になったが、四〇年代になると、学校・家庭教育をめぐる歪みが表面化してきたため青少年の健全育成が大きくクローズアップされるようになる。同時に「三ない運動」「花いっぱい運動」「婦人会の組織強化・運営の合理化」等。

なお、婦人会会費は同二六年度当時二〇〇円、町婦人会発足時の三二年度（一九五七）年間五〇〇円を二期に分納、三九年度六〇円。ち

なみに、三九年度（一九六四）の会員数は一三〇〇名、四〇年度（一九六五）は五〇名減の一二五〇名で会費三〇〇〇円減って七万五〇〇〇円、五二年（一九七七）度決算で見ると会員数は八九八名となり会費は二六万九七〇〇円となっている。五五年度会員数八五五名。婦人グループについて補足しておくと同年度に生産グループが二三グループ一九六名、趣味教養一九グループ二二七名、生活学校五三名、合計で四三グループ四七六名である（五五年度「社会教育大会」資料）。

昭和五六年（一九八一）四月一七日町地域婦人連絡協議会会則が改正される。

前頁の会則の第三条（目的）の一部改正した部分は、「この会は、町内各地区婦人会及び集落婦人会の連絡を・・・」である。第四条の事業の項は次の通りである。

- 1、婦人の教養の向上、生活の技術習得に関する事。  
（講習会・婦人学級・講演会・研修会・視察旅行等）
- 2、家庭教育並びに青少年の健全育成に関する事。
- 3、交通安全その他社会活動の推進に関する事。
- 4、社会福祉に関する事。
- 5、各地区婦人会の育成。
- 6、各種団体との連絡協調。
- 7、その他の必要な事項。



昭和五〇年代になると、「明るいつまよい地域づくり」という課題が毎年度取り上げられるが、さらに「冠婚葬祭の適正化」「省エネルギーの推進」「交通安全運動の推進」の課題等が取り組まれた。簡素化運動では「お見舞い返し廃止運動」（四九年度）「廃品回収の奨励・リサイクル運動」（四九年度）「歳暮・中元の見直し」「着物は作らず洋服に」「七つ祝いを町内一つになって実施を」「冠婚葬祭の簡素化」（五五年）、「食生活改善では、「料理講習の計画的実施」「大人二八〇〇カロリ摂取に」、衛生改善面で「蚊とハエを除く運動」「産児制限・家族計画」「ボランティア運動の推進」、生活改善では、「台所改善推進」「農業の機械化」「悪書追放運動」「来客は九時まで、酒は九時まで」「愛の声かけ」（五〇年）」「生活学校運動」「省エネ運動の推進」（五五年）等が取り組まれた。

平成一五年度（二〇〇三）郡山町地域婦人会活動目標を見てみよう。まず、次のような基本方針を提起した。

「本年度郡山町地域婦人会連絡協議会では、すべての人々の人権が保障され、あらゆる場で男女共同参画の理念の基に活動に充実を図るとともに、今日的課題を女性の視点で捉え、より良い社会づくりのために、どのように対応していけばよいかを念頭に置き、会員や地域のニーズに応える学習と実践を進めていく年にしたい」。

大会テーマは「人権尊重を基本理念とし、心豊かな郷土作りを目指す―男女共同参画社会の実現を図って―」、努力点は、組織、教育、保健・福祉、自然環境、安全、女性問題の六点挙げられた。以下は

それぞれの中身である。（１）住みよい地域づくりは、組織の充実から、（２）心を育てる教育は、親・大人の生き方を正すことから、（３）「健康かごしま二一」に向けて、（４）生命の原点（自然環境・食料・農業）に本気でむかいあおう。（５）交通安全母の会の趣旨をまず家庭で生かそう。（６）女性の地位向上を目指し、男女共同参画社会の実現に努める。

同十六年度地域婦人会活動目標の中の基本方針は「市町村合併に伴う新たな諸問題も浮上してきており、私たちは新しい視点から夢を描き、真に住みよい地域社会の創世のために組織活動の展開を図り、女性の知恵と継続的な活動を進め、二一世紀の求めに応えるように努力し、前進しよう」。大会テーマは「人権尊重を基本理念にとし、特色ある活動で拓く地域婦人―新世紀に生きるために、実践と飛躍を―」。努力点の柱は前年度と同じ六点であった。

#### 女性大会・女性団体

女性団体は地域婦人会をはじめ一団体ある。これらの団体は町女性団体連絡協議会を結成、昭和五六年（一九八一）一月一九日第一回郡山町婦人大会を開催した。大会テーマは「私たち婦人は、家と子どもと郷土の発展をみんなで支え合うために物を見すえてくらしを考え、心をひらいて、手つなぎをすすめよう」。大会申し合わせ事項は「（１）無リンの洗剤を使用しよう。（２）悪書追放に努力しよう。（３）徹底した虚礼の廃止をしよう」であった。

一〇の女性団体は緊密な連携と組織力を生かすその時々共通課題解決へ向けた学習と実践を続けていくことになる。平成一六年一

月二四日第二四回女性大会が開かれた。鹿児島市との合併を前に最後の町女性大会である。テーマは「あらゆる場へ女性の参画を―学び・考え・語り・実践を」、大会宣言では「私たちは本大会の成果をもとに女性団体の活動を活性化させ、平和で住みよい地域づくりを目指して一層努力することを宣言」し、①活動の活性を図ろう、②地域における子育て支援に取り組もう、③高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組もう、④地産地消、スローライフを推進し、真に健康で豊かな暮らしを取り戻そう、⑤省エネ・ゴミ対策・リサイクル運動を学習し、環境保全活動に取り組もう、⑥男女共同参画社会の実現に取り組もう、以上の六点を決議した。なお、平成一三年度に「婦人大会」を「女性大会」と改称している。

平成一六年(二〇〇三)一月二四日に開催された「第二四回郡山町女性大会」の資料に「女性団体の活動状況」が載っている。地域婦人会(会員数は二二二名)を除いた一〇の女性団体の主な活動のみ引用しておこう。

(1) 更生保護婦人会 会員二九名

- ①関係団体―更生保護会への援助・保護司活動への協力、②矯正施設収容者に対する更正活動、③犯罪・非行防止活動の実施、④いじめの防止と学校との連携強化、⑤福祉・行政への援助活動、⑥研修・慰問、⑦ミニ集会の開催(犯罪予防思想の普及)
- (2) 交通安全婦人部 会員七名

- ①毎月の一・二〇日(交通安全の日)街頭補導、②春・夏・秋の全国交通安全運動、③年末年始の交通事故防止運動、④高齢者家庭訪問(春と秋)年二回、⑤交通死亡事故防止多発警報

の発令に応じての特別運動、街頭補導等、⑥法令講習会(四日間)、一輪車講習会への協力(各年一回)

- (3) JAさつま日置郡山女性部(旧農協婦人部) 会員三五〇名
  - ①心の通い合う地域づくり―高齢者に優しい声かけ運動、介護法の研修、②主体性のある暮らしづくり―家計簿記帳運動の展開、商品の研修・共同購入運動、料理教室の実施、③地についた組織づくり―年代別組織づくり・趣味のグループづくり、④心身ともに健康づくり―人間ドック・巡回検診への参加、健康づくりスポーツ大会への参加

(4) 母子寡婦福祉会(旧白百合福祉会) 会員九七名

- ①母子・寡婦家庭を明るくする運動―母と子の交歓会、母子父子・寡婦運動、心のふれ合い運動、小学校入学祝い品贈呈、紅葉会開催、お母さん旅行、②母子寡婦の自立促進のための事業―助け合い資金貸付、介護人派遣事業、各種講習会(ワープ・洋裁・和裁・編み物等)③運営資金作りのための事業、④陳情・要望活動の積極的推進、⑤ボランティア活動

(5) 民生委員・児童委員女性部 会員一五名

- ①母子・父子家庭生活の安定と福祉の向上を図る、②独居老人・寝たきり老人の福祉―一人暮らし老人への声かけや相談相手となり、日常を見守る、③地域ぐるみの子育て運動―青少年育成の日や、地域懇談会に進んで参加、④婦人委員としての資質向上のための研修(同一五年度より加入団体)

(6) 食生活改善推進員協議会(旧栄養改善推進員協議会)

会員三二名

①自己研修、②自主活動―育成会、PTA・家庭教育学級老人会・中年会・男性の料理教室・各種健康講座等、③行政依頼―健康と福祉の集い、機能訓練、三才児健診・歯の健康教室、実態調査―一日三〇品目食生活アンケート・生活習慣改善のアンケート実施、くるま座教室年四回

(7) 町PTA連絡協議会 会員六六八名

子どもの健全育成のための声かけ運動(親子の対話・あいさつ・しつけ等)を実施し進んで研修に努める。②安全運動の徹底(交通安全・災害防止等)、③長期休暇中の校外補導の実施、④町P連によるPTA研究公開、⑤学力向上への手立てを考える

(8) 生活研究グループ連絡研究会

(旧生活改善グループ) 会員二二名

①生活ビジョンを描き、計画的生活の実践、②地域産物の良さを生かし、消費拡大に努める(村自慢大会・青空市・県主催秋祭り・ふるさと便への参加) ③快適な労働環境を整える、④活力ある農村社会づくりに、婦人の役割を果たす。⑤ふるさと特産品開発研究会、事業部による活動の推進。

(9) 商工会婦人部 会員三二名

①1婦人部員の資質向上と組織強化、②商工会婦人部の団結と活動の強化、③先進地の視察、④美化活動(奉仕活動)の実態―ゴミゼロ運動(三二八号線清掃) ⑤各種団体との連携、⑥その他商工会の日、夏祭り、水神祭、八重山登山等への協力

(10) 生活学校 会員二〇名

①ゴミ分別説明会、②研修視察、③新生活運動九州大会(沖縄

大会)参加三名、④ふるさと祭り参加、⑤アクリルタワシ作成・販売(八重の里)、⑥各種女団連の会合への参加(年一〇回)、⑦ボランティア活動への参加。

5 公民館

自治公民館

公民館は昭和二一年(一九四六)七月の文部次官通牒により、設置促進がなされたが、同二四年(一九四九)の社会教育法により、二市町村、その他二定区間の住民のために実生活に即する教育、学術文化に関する各種の事業を行って地域住民の生活文化の振興を図り、社会福祉の増進に寄与する」と公民館の目的を規定し、さらにその行うべき事業についても定めており、これによって社会教育の中心的施設として位置づけられた。

町制施行当時の昭和三〇年代、本町には五二の公民館(分館)があったが、世帯数や人口の極めて小規模の公民館があり、婦人・青少年の団体活動・税金等の収納事務をはじめ公民館活動に支障があったため、これを適正な規模(概ね世帯数一〇〇戸)に再編することになった。昭和四四年度(一九六九)、公民館統合推進委員会発足(原案作成・説明会等)、翌年第一次統合(八公民館)、同四六年度第二次統合(一一公民館)。

統合前 五二公民館(世帯数最低六戸・最高九五戸・平均四二戸)  
統合後 一九公民館( 〃 三七戸・〃二〇七戸・〃一一六戸)  
平成四年度(一九九二)標準戸数(二〇〇戸)をはるかに上回つ

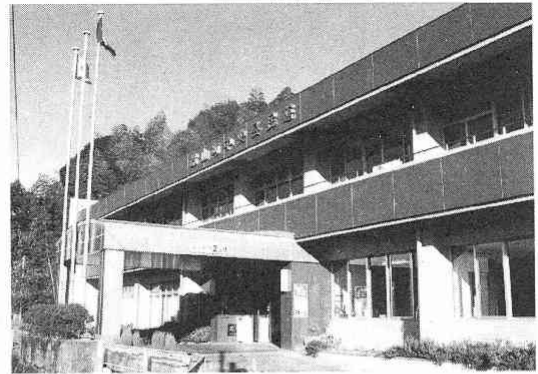
たため、甲突公民館から、分割して中福良公民館発足、二〇公民館になり、現在に至る。自治公民館の整備・統合を経て、それぞれの組織や規模が整備され、スポーツや子ども会育成会・PTA・老人クラブ等の団体活動が活発に進められるようになった。各自治公民館では、住みよい地域づくりのための各種事業を行い、住民の自治意識と連帯意識を高めるために活動している。

二〇の自治公民館のうち建物延面積五〇坪未満が一七館、五〇坪以上が三館。専任の館長が一九名、一人が行政連絡員との兼務。館長は選挙で選ばれ、任期は二年となっている。郡山町公民館のみ職員三人、後は全部一人体制。月平均利用者数では郡山町公民館が、一八〇〇人と圧倒的に多く、次いで大浦一四五人、中福良の一二〇〇人、有屋田、西俣下、郡山の三公民館がそれぞれ一〇〇〇人となっている（「基礎調査」一八〇頁）。

自治公民館は助成を受けて次のメニュー事業を実施している。① 自主防災組織活動、② 地域福祉活動、③ 環境美化運動、④ 生涯学習事業、⑤ 特認事業活動、以上五つの事業である（平成一二年度「郡山町自治公民館の活動状況」四〇七頁）。

### 中央公民館

町は生涯教育の充実を図ってきたが、中心の施設がなく、これまでは旧郡山小学校の講堂跡や役場保健室等を利用して会議・研修等を行ってきた。女性をはじめ、青年・高齢者等各層の研修希望は多くなる一方であった。また家庭教育等に及ぶ教養・娯楽講座も強く要望されていたが施設がないため、これまで十分な活動ができ



郡山公民館



表12-8 公民館組織

なかつたのである。こうした実情を踏まえて、コミュニティセンターとしての中央公民館建設が具体化していったのである。

中央公民館の落成式は昭和五三年（一九七八）五月二〇日盛大に挙行された。記念式典後、落成祝賀会に移り、詩吟・器楽演奏・舞踊・郷土芸能、手品等多くの出しものでにぎわった。古くから伝わる郷土芸能の「戦勝馬」や「八丁杵踊り」は、その迫力と勇壮さに会場から惜しみない拍手が送られた（「町報こおりやま」No. 202）。

総事業費二億一〇〇〇万円、面積一三五六平方メートル。年間開館実施状況は平成一二・一三年度ともに三六〇日、利用団体はそれぞれ一〇〇九、一一五七団体、延利用人数二万三〇二六六、二万二六七四人。同一四年度学級講座数は青少年対象一、成人・一般七、

計八、学級生数一九六人であった。

中央公民館では、青少年教育、婦人学級、家庭教育学級、高齢者学級等の分野別・年代別の各学習活動が進められ、また、町民の余暇活動や趣味の伸長を通して生きがいづくりのために、歴史散歩・料理・ちぎり絵、七宝焼き、絵画、ギター、囲碁、華道、フラワーアレンジメント、書道、健康のほか、新しい時代に対応したワークショップ教室等の公民館講座を開設している。一方、諸会合や文化活動にもよく利用され、社会教育の推進はもとより、地域づくりの拠点としてその機能を發揮している。

なお、平成一四年度（二〇〇二）中央公民館内のバリアフリー化のために増改築をする。玄関等の自動ドアに改修、二階へのエレベーター新設、障害者・高齢者用トイレ新設等。予算は八八六〇万五〇〇〇円（「町議会だよりやまびこ」八三号）。

### 成人式

平成一六年（二〇〇四）一月五日、新成人八一名（対象者男七二名・女六一名合計一三三名）が出席し、本町としては最後の成人式が中央公民館大ホールで行われた。主催は町教育委員会社会教育課。成人式の趣旨は「新成人として旅立つ郡山町の青年男女の門出を祝福するとともに、新成人が国際感覚を磨き、国家社会の形成者の一員として主体性を確立し、責任と誇りをもち、また故郷を愛し、やさしさと思いやりの気持ちを忘れず、たくましく生きぬく自覚をもたせる」ことにある。

式次第は、開会の言葉に始まり、国歌斉唱・新成人町民憲章朗読・

式辞・祝辞・記念品授与・祝電披露・先輩からのメッセージ・新成人意見発表・記念講演・新成人謝辞・町歌斉唱、そして閉会のことば。式後新成人と恩師を囲んで懇親会。

例年成人式実行委員会が設置企画され、式典は厳粛な中にも穏やかに整然と挙行されていた。

なお「広報おこりやま」No.243（昭和五八年二月二日）に「成人式アンケート結果―九七・五割が平服賛成」という記事が掲載されているので引用しておこう。同五八年一月五日の成人式出席の新成人一七七名（男五二・女六五名）

に回答してもらった結果、「成人式の服装についてのあなたの本音は？」の問いに対し「晴れ着・盛装が良い」と応えたのは、女二名（三・一割）男一名（一・九割）であった。残り八三・三割が「平服といえきちんとした服装」、一四・二割が「軽い服装で良い」と応えている。記事にはさらに女性の出席状況の表がでている。五六年の成人式に晴れ着は六三人、翌年一人と大激減、そして五八年ゼロとなっている。一方、平服は五六年



平成16年1月 成人式

以降、四人、五〇人、そして五八年女性六五人全員が平服で式典に臨んでいる。初のふだん着成人式は、五六年からの「平服参加」の呼びかけの結果であると考えられる。もう一つ興味あるのは、「服装の費用の負担は自分の給料や貯金で買った」と応えた新成人が女七二・三割、男六一・六割いたという事実である。現在はどうかだろうか。

県教育委員会の「平成一六年県内成人式に関する調査結果」を見ると「参加者の服装について特に制限はしていない」市町村は、九六市町村中八二市町村、「平服を決めている（晴れ着参加も可）」が八、あと「平服に決めていないが、晴れ着自粛を呼びかけている」が六市町村となっている。

郡山町としての最後の成人式の写真を見ると晴れ着が多いのがわかる。

ところで、鹿児島市など一市五町でつくる鹿児島地区合併協議会の会合（同一五年一〇月七日）で社会教育事業の中で「成人式」の取扱について、「鹿児島市の制度に統合」との方針が示された。松元を除く四町は「県外からの帰省者が集まりやすい」との理由で、式典を正月中心に開いているが、鹿児島市は「成人の日」に実施しており、「今後は参加したくても、行けない人もでるのでは」という声が出ている。

県社会教育課によると、一五年の成人式のうち、八七市町村が一月一日から六日に実施、成人の日と前日の実施はそれぞれ四市町村とのことである（平成一五年一〇月一九日付「鹿児島新報」）。

## 図書室利用・読書

中央公民館の完工にともない町立の図書室が併設された。社会教育上から見た図書室経営方針は「学習機会を提供し、読書運動を広めたりして、充実した公民館運動の推進に努める」ことにある。具体的には、閲覧、貸し出し業務のほか、地域移動図書館、親子読書、おはなし会等を行い、また、仕事のある人のために、土曜日の開館、休日の開館をする等、利用者の声に応え、地域・学校・家庭における幅広い活動を展開している。

(1) 数字で見る図書館活動（平成一四年度四月一日現在）

○ 蔵書冊数 一万四六〇五冊

(児童向け全体の五八・七割 文学四三・四割)

○ 人口一人当たり蔵書冊数 一・七三冊

○ 年間利用者数 五七四二人（一五年度五一一人）

○ 年間利用冊数 一万二八〇〇冊（一五年度一万六八三人）

○ 利用者別割合 幼児二八・六割、小学生二四・二割

中学生二・〇割、児童五四・八割、一般四五・二割

○ 土・日曜日利用人数 土曜四二九人・日曜六二一人

○ 移動図書状況 九三七冊

(郡山・花尾保育所に各一〇〇冊・パンダ館一五二冊

南方小二二五冊・保健センター一五〇冊・

四郵便局一九一冊・銀行二〇冊)

## (2) 読書活動

○ 郡山町読書活動推進協議会

平成一〇年（一九九八）七月二十八日、中央公民館内に同協議会設置。目的は「心を育てる「本も友だち二〇分間運動」推進事業を円滑に実施すること」（同協議会要綱第一条）。二〇分間推進事業は読書活動を「心の学習」としてとらえ、生涯学習の観点に立ち、成人期の読書活動も視点に入れ、関係機関・団体と一体となった幅広い読書活動を推進する事業。

○ 読書会「カンガルーぽけっと」

平成一二年（二〇〇〇）四月二二日、中央公民館で実施した「夏休みおはなし会」参加者その他有志で読書会を立ち上げ、八名でスタートする。事務所は中央公民館図書室。名称は、お母さんカンガルーが、子どもカンガルーに読み聞かせをしている様子をイメージして、黄色のエプロンとかわいいポケットから「カンガルーぽけっと」と名づけた。同一七年度会員数は一七人になる。活動内容は、絵本読み、紙芝居、人形劇、詩朗読、パネルシアター、ロールシアター、ブラックシアター等。

同一六年度、会員は、子育て支援センター「パンダ館」（全六回）、郡山小・花尾小・南方小、恵光幼稚園（年二回）、親子わくわく家庭塾で郡山保育園・東俣幼稚園・花尾保育所、そして夏休みのお話会（全六回）、そして公民館等で活動をする。

なお、「郡山町生涯学習だより・いきいき」第六七号（平成一三年四月）に「郡山町の民話を紙芝居に」との大きな見出しで活動紹介がされている。

同読書会は定例会を開き活動計画を立て、総括もしている。各方面からその活動は高い評価をうけている。

○ 視聴覚ライブラリー

昭和五四年（一九七九）四月一日、中央公民館内に町立視聴覚ライブラリーが設置された。目的は「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため」（「視聴覚ライブラリー設置条例」第一条）。そして教育方法の改善のために視聴覚機材、教材を提供・貸し出しをしている。

社会教育行政

平成一五年度（二〇〇三）『郡山町教育行政要覧』によると教育行政のキーワードは「命輝く学びの里郡山」。柱は三つ、（１）教育・文化環境を創造する。（２）青少年育成の気風を盛り上げる。（３）生涯学習の町づくりを推進する。

社会教育の基本方針―生涯学習の観点に立ち、明るく住みよい町づくりと、心身ともに健康で社会の変化に対応し、心の豊かさや学ぶ意欲にあふれる人づくりのために、町教育行政を推進する。  
努力点・重点施策（文化・スポーツについては後述）  
（１）心身ともに健康な人づくりのために、生涯学習の観点に立つた社会教育活動の推進に努める。

- ①生涯学習推進体制の整備・充実
- ②支援体制の整備・充実
- ③自ら学ぶ学習機会の充実―家庭・青少年・女性・高齢者・郷

土・国際的視野に立った学習

④ 視聴覚整備の充実と教育方法の改善

⑤ 社会教育関係団体の育成

⑥ 地域づくりの推進

⑦ ボランティア活動の奨励

⑧ 人権教育の推進

(2) 団体や指導者の育成を図り、青少年教育の推進に努める。

① 青少年団体の育成と活動の充実

② 完全学校週五日制への対応、「青少年育成の日」の活動の充実

③ 社会参加活動の促進

④ 活動時の事故防止と傷害保険の加入促進

(3) 学習機会を提供したり読書運動を広めたりして、充実した公民館活動の推進に努める。

① 中央公民館運営の充実・施設設備の管理・活用

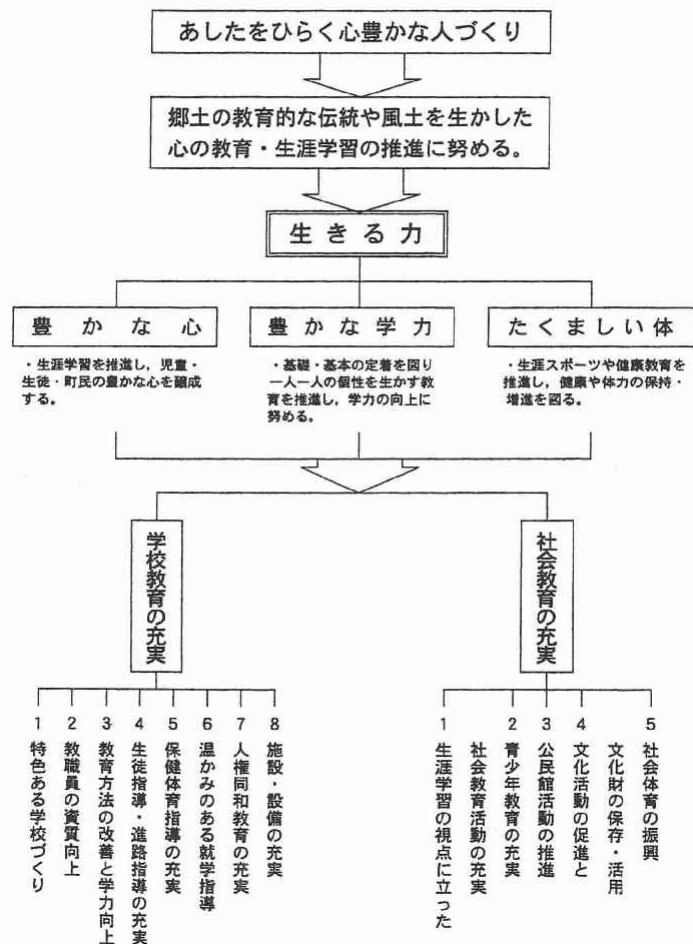
② 有志指導者の育成と活用

③ 図書室の充実と読書活動の推進

教育委員会の機構（平成一五年度）は、教育長と教育委員四名、事務局は総務課六名（A L T一含む）社会教育課六名、教育機関として中央公民館六名（臨職二含む）、学校給食センター四名、三小

平成15年度 郡山町教育行政の努力点

— 命輝く学びの里郡山 —



学校・一中学校・小中分教室二名の体制である。

なお社会教育課内は、①総括部門、②教育活動部門、③団体育成部門、④文化財部門、⑤社会体育部門、⑥公民館活動部門がある。

また、社会教育委員及び公民館運営審議委員が四名、文化財審議委員五名、民生・児童委員二二名、女性団体連絡協議会役員二六名、青少年育成連絡協議会役員七名・各公民館の育成会役員一〇名、文化協会役員一六名、体育協会役員一九名・評議員四三名（各集落



から二六名他婦人会等一七名）顧問三名。

A L T について若干触れておこう。本町で A L T の導入を決めたのは平成三年度（一九九一）のこと。国際化の進展に対応して、国際理解教育を推進し、世界に役立つ若者を育てることと小中学校教育の充実を目指して設置された。本町では地域の国際交流活動・公民館活動や地域住民の語学指導も考慮したものであった。同十五年度現在九代目になる。この間、アメリカ人五名、イギリス人二名、カナダ人二名が派遣されてきた。「郡山の子どもたちに忘れられない思い出をいっぱいつくってくれた」と評判が高い。

### 生涯学習の推進

八重大学や各種自主文化活動に高齢者を中心に熱心な取り組みが見られるが、さらに「生涯学習のふるさと」にふさわしい「すべての町民が学びたいことを学びたいときに身近に学べる」システムを整備することが求められている。

郡山町『第四次総合振興計画』には、生涯学習の基本施策について三点指摘している。（１）生涯学習推進体制の強化、（２）生涯学習施設の整備・充実、（３）生涯スポーツの振興。

生涯学習推進体制の強化については、①各種学級・公民館講座等の充実を図り、いつでも、どこでも学べる環境づくりを行い、町民の身近な学習機会の確保に努める。②生涯学習大会や文化祭等の各種イベントを開催する。③学校を地域に開放し、生涯学習でも活用を図る。④生涯学習システムを導入し、生涯学習に関する情報を町民に提供する。⑤生涯学習の取り組みに対する相談等を強化し、広

く奨励していく。⑥生涯学習推進のためのリーダーバンクを整備し活用を図る。

生涯学習施設の整備・充実については、①中央公民館との役割分担に留意しながら、生涯学習、世代間交流の拠点として施設の建設を検討する。②各種公共施設等を生涯学習の場として広く活用する。生涯スポーツについては次節で触れる。

## 第三節 社会体育

### 1 郡山町体育協会

町制施行前、「村民の体育振興と、郷土文化建設に貢献する郷土の健全なスポーツの育成を図ること」を目的に昭和三〇年（一九五五）二月二日、体育協会が誕生、発会式が挙行された。郡山は戦前から体育運動が盛んで、日置郡内でも高い評価を受けてきた。従来からあった村の角力協会や剣道同好会や、青年団・婦人会の体育行事、学校、職場、役所、一般青少年等の運動会・レクリエーション等各体育のグループを一つにまとめ、さらに内容の充実を図ることが要望されていたのである。

体育協会は健全で活発なスポーツの育成強化を図り、様々な企画をし、体育運動の啓発、指導奨励等に努めることになった。協会には角力部・柔道部・剣道部・陸上部・遊技部・野球部・排球部・庭球部・卓球部等の部制を設けて、それぞれ部長・副部長を中心として活動することになる。

同協会は郡山村時代から社会教育係と、そして昭和五三年度町教育委員会の下、社会教育課が置かれてからは同課と連携をとり、社会体育の振興と発展を推進し、スポーツ活動への住民総参加と健康の保持増進を図ってきている。組織は広く村民に入会希望を募り、普通会员・賛助会員・特別会員の会員制とした。会費は普通会员五〇円、賛助会員一〇〇円。

昭和四〇年（一九六五）一月二四日、同協会は社会体育優良町として文部大臣表彰に輝いた。この賞は毎年国民体育大会開会式の当日、各県から一団体が選ばれるもの。通知決定を受けた同協会会長の国分町長は岐阜市で行われた第二〇回国民体育大会に参加、晴れの表彰状を受けた。本表彰は鹿児島県からただ一カ所だけで非常に名誉なことであり、町民は喜びと感動に浸った。「町報こおりやま」No.99（昭和四〇年一月二五日）には次に記事が載っている。「岐阜市周辺には多数の郡山町の娘さんが働いているが、国体にはみんな仕事を休んで参加し、郡山町の表彰に心から拍手を送り、感謝の涙を浮かべて喜んで下さった」と。

表彰が評価され本町は二年間社会体育指定町として、文部省の委嘱を受け、補助金や特別な指導助言を受けることになる。本町の社会体育・スポーツ熱はいつそう広がりを見せ、明るく健康な町づくりに大きく動き始める。この点については後で述べる。

同協会の運営は総会・理事会・運営委員会等で計画・立案され、審議・実施されている。初代・二代目会長は村長・町長が兼務、三代目より一般の人から選ばれた。平成一五年度（二〇〇三）協会役員は、会長一、副会長二、理事長一、理事二三（一七種目から各一

含む）、書記会計一、監事二、顧問三、評議員二公民館二六、婦人会九、高齢者クラブ二、学校長五、スポーツ少年団一、体育指導員七（会長一 委員二男四 女二）より構成されている。

また、自治公民館体育部長二〇名がいる。

体育協会に所属する団体は広がり、平成一五年度の時点で一七団体となった。一七団体は以下の通りである。①バレー、②グラウンドゴルフ、③陸上、④剣道、⑤ソフトボール、⑥弓道、⑦野球、⑧柔道、⑨ソフトテニス、⑩テニス、⑪バドミントン、⑫ゲートボール、⑬卓球、⑭柔剣道、⑮水泳、⑯ゴルフ、⑰バスケットボール、以上である。

なお、本会は鹿児島市との合併後鹿児島市体育協会に吸収・統合されることになった。

## 2 スポーツ団体

### スポーツ少年団

前述したスポーツ振興法に基づき文部省はスポーツテストを実施し、自分の体力の現状を認識させ、これに基づいて劣っている能力を高めるように努力させるもので、対象は小学校五・六年生以上の児童や、生徒や、一般勤労青少年を主とし、体力診断テスト、運動能力、競技種目別テストの三部門についてテストすることになった。

本町では昭和三九年（一九六四）四月一日に郡山剣道少年団が結成、翌四〇年五月二日には町スポーツ少年団が結成される。以降昭和五〇年代に花剣とソフトボール少年団、同六〇年代にサッカーとソ

スポーツ団体

町内に居住する者、または在職するもので組織されたスポーツ団

表12-10 スポーツ少年団

	団名	団員数	発足日
1	郡山剣道	10人	昭和39年4月1日
2	郡山バレーボール	15人	平成4年5月1日
3	鹿児島コンドル	23人	昭和20年1月25日
4	花剣	16人	昭和50年4月1日
5	郡山少林寺拳法	13人	平成3年4月1日
6	常盤ソフトボール	19人	昭和58年4月1日
7	郡山サッカー	12人	昭和60年7月1日
8	郡山ソフトボール	16人	昭和61年5月1日

フットボール少年団、そして平成四年（一九九二）にバレーボール少年団が結成される。  
 本章第二節4の少年団で触れたが、昭和五五年度スポーツ少年団数は七団体、一二四名が加入していた。なお詳細は不明である。同一六年度（二〇〇四）スポーツ少年団は八団体・一二四人となっている。

体は、先の体育協会に属するスポーツ種目のかなりの数が部として活動している。支部活動団体として各地区に体育部があり、各集落に体育部会がある。

また、同好会としてママさんバレーチームが各地にあり、高齢者によるゲートボール、グラウンドゴルフのグループも組織されている。後述するがそれぞれの種目で、集落対抗試合等が行われ、熱い戦いで非常に盛り上がりを見せている。

3 各種体育行事・スポーツ大会

昭和三六年（一九六一）六月「スポーツ振興法」が制定されて以来社会体育は著しく充実してきた。同法の目的は「国民の心身の健全な発達と明るく豊かな人づくりを形成すること」にあった。昭和三九年（一九六四）東京オリンピックの年に全町民揃って体位の向上とスポーツへの関心を深めるために、体育協会では、八月九日を「郡山町スポーツの日」と定め、町あげてスポーツ一色に塗りつぶすことになった。

二年間中止していた町内一周駅伝競走はコースを変更して復活することになった。野球は前日から予選を始め、排球大会、弓道大会は九日午前一時から、剣道大会、柔道大会、卓球大会は午後一時からそれぞれ郡山中、小学校で行われた。

昭和四七年（一九七二）四月一日、体育指導員が置かれ、五名が選出された。スポーツ振興法によって体育指導員は市町村で必ず置かねばならなくなったためである。まさに本町のスポーツ振興にとつ

て欠かせない存在になる。実技指導をはじめ組織・リーダーの育成、体育の各種行事・スポーツ大会の指導・協力等が主な仕事であった。主な体育行事等・スポーツ大会について年代順におつて触れてみよう。昭和三年（一九五八）八月二日第一回町内一周駅伝大会開催、常盤チームが優勝。同年一月三日第一回町民体育大会・体育祭開催、男子大谷、女子郡山が優勝する。同三四年八月二日日置郡郡民体育大会で郡山町初優勝。

昭和四〇年代、四〇年（一九六五）五月町スポーツ少年団結成。四一年四月郡山中の柔・剣道場開く。四七年九月第一回郡山少年剣道錬成大会開催。四八年（一九七三）一〇月第一回日置地区体育大会郡山小学校が主会場、惜しくも総合第二位（女子優勝、男子三位）。同年一〇月第一回町福祉スポーツ大会を開催。

昭和五〇年代になり、同五〇年（一九七五）一〇月第一回パバさんバレーボール大会、同五一年（一九七六）一月第一五回町内一周駅伝大会で「町民総参加の駅伝に」をスローガンに集落対抗駅伝にする。小学生から婦人まで各集落一八人、補欠まで入れると四五〇人参加、沿道に町民総出の大声援、町民総ぐるみの大会に。同年八月郡民体育大会で女子テニス優勝、柔道・剣道・バドミントン（女子）準優勝、同五二年町内一周駅伝のコース一八区間二六・五三キロで郡山中をスタート、清和バス停―里岳公民館前―油須木橋―花尾バス停―川田支所三蔵塚バス停―中学校前ゴール。走者は中高男女・二〇歳代男女三〇歳代男性。同五六年（一九八一）一〇月第一回ロングランソフトボール大会開催。

平成に入って同二年（一九九〇）六月第一回町卓球大会開催。翌

年一月第一回グラウンドゴルフ秋季選手権大会開催。同四年（一九九二）一〇月体育協会ソフトテニス部発足。翌年一月町バレーボール協会発足。平成二年（二〇〇〇）一月第一回バドミントン大会開催。

平成一五年度、町民体育祭雨天中止。第四二回町内一周駅伝大会（一二月）各チーム選手一四名、一四区間（一六・六七キロ）の公民館対抗、年々参加チームが減少してきていることから本年度から出場資格を一四区間の合計三〇歳以上で出場可とした。一二チーム中二チームが三〇歳以上で出場した。郡山小をスタート（九時一〇分）↓清和バス停↓平原分館前↓里岳上バス停↓郡山小（前半終了）、後半（一〇時半）花尾橋前スタート↓運動公園競技場ゴール。

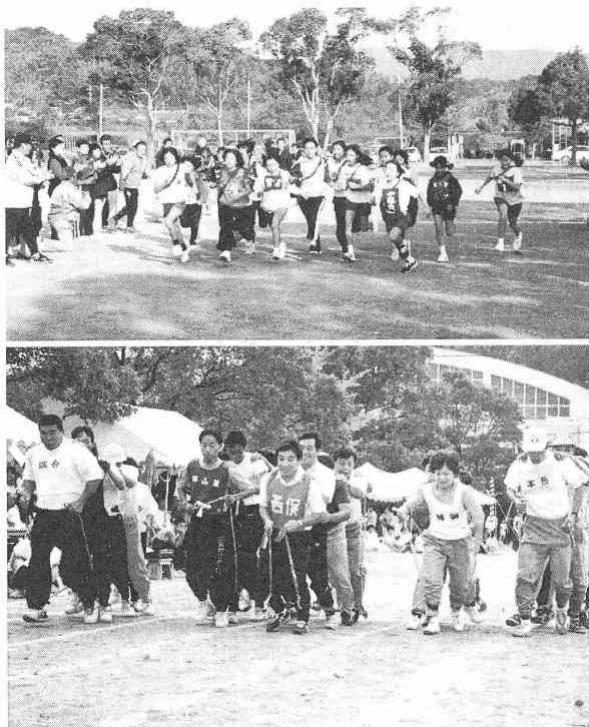
他に花尾神社奉納弓道大会、町秋季ゲートボール大会、新春ゲートボール大会、少年ソフトボール大会、少年・壮年ソフトボール大会、町小学校陸上記録会、町小学校水泳記録会、家庭婦人バレーボール大会、婦人バレーボール大会、公民館対抗バレーボール大会、町内野球大会、町教職員等体育大会、秋季ソフトテニス、スポーツ少年団剣道交歓大会、スポーツ少年団ソフトボール交歓会、グラウンドゴルフ大会等の大会が行われた。スポーツ教室・マ스ゲーム講習会等も実施している。

一月にソフトバレーボール大会も開催、職場・地域・家族等でチームを構成し、一三チーム延べ一八〇名の参加があった。

学校開放事業も実施されており、小中学校の体育施設が開放、登録団体数は三九に及び、使用日時等の調整が難しくなっている。

#### 4 社会体育施設

町弓道場	昭和四八年一月	七二・五平方 <sup>メートル</sup>
中央公民館	昭和五三年五月	一三五・四平方 <sup>メートル</sup>
早馬球技場	昭和五四年三月	一一九九七平方 <sup>メートル</sup>
早馬夜間照明施設	昭和五七年一〇月	八二五六平方 <sup>メートル</sup>
花尾運動場	昭和五八年三月	六九〇七平方 <sup>メートル</sup>
花尾夜間照明施設	平成四年	四〇六六平方 <sup>メートル</sup>
総合運動公園	平成九年四月	二二〇七五〇平方 <sup>メートル</sup>



町民体育大会

#### 5 社会体育振興策

「平成一五年度郡山町教育行政要覧」に振興策が示されている。目的は生涯スポーツや健康教育を推進し、健康や体力の保持増進を図る。

努力・重点設策―各種スポーツ団体の育成や指導者の活用により、スポーツ人口の底辺を広げ、生涯スポーツの振興に努める。

##### (1) 指導体制の充実

① 体育指導員委員の研修―体育指導委員会・研修参加

② 有志指導者の育成・活用―研修・講習会等への参加奨励

##### (2) スポーツやクラブや社会体育関係団体の育成

① 体育協会の自主的運営と活動の充実―協会各部の組織強化

② 総合運動公園の効果的活用―「スポランド」の活用促進

③ スポーツ少年団の健全育成―研修奨励・体力テストの実施

##### (3) 体育行事の精選と充実

① 団体・参加者の自主運営―町民体育祭・各種体育大会

② 参加者層の拡充―地域運動会や団体の自主的行事の奨励

③ 行事内容・運営方法の改善―行事の調整と広報の充実

##### (4) 体育施設の管理と活用の促進



総合運動公園 多目的グラウンド

① 体育施設の点検・整備の徹底―安全点検・管理運営

② 清掃・美化の充実―管理公社との連携

(5) 学校体育施設の開放

(6) スポーツの生活化―スポーツ教室・ニュースポーツの奨励

(7) スポーツ事故の防止と傷害保険加入促進

## 第四節 文化・文化財

### 1 郡山町文化協会

高度経済成長の影響で農業の衰退・過疎化が進行し、地域に活力がなくなってきたとの声があがってきた。地域を再生させ、活性化させるためにどうすればいいか、町民全体の問題となってきた。地域に誇りを持つために、町民の生活に温かい心の交流と美しい情緒を育て、土の香りがする郡山の文化の芽を伸ばしたいという願いが、文化協会設立に繋がった。町内全域から文化的趣味・造詣の深い方々に集まっていただき、町文化協会結成の企画がなされた。

昭和四七年（一九七二）七月二六日町公民館分室にて、第一回郡山町文化協会設立総会が行われた。以下の文化団体が参加した。

- ① 写真、② 短歌、③ 俳句、④ 川柳、⑤ 狂句、⑥ 手芸、⑦ 華道、⑧ 絵画、⑨ 書道、⑩ 音楽、⑪ 吟道、⑫ 謡曲、⑬ 舞踊、⑭ 名石、⑮ 古美術、⑯ 盆栽、⑰ 菊作り、⑱ 彫刻、⑲ 史跡・郷土芸能Ⅱ① 西俣の八丁杵踊り、② 里岳の太鼓踊り、③ 花尾の獅子舞、④ 岩戸の疱瘡踊り、⑤ 川田の棒踊り、⑥ 花尾の太鼓踊り、以上、郷土芸能六と

一九グループが文化協会に加入した。

左記は設立総会の場で制定された「文化協会規約」（全一二条）である。一部引用しよう。

#### 文化協会規定

第一条 この会は郡山町文化協会と称し、事務局を郡山町教育委員  
会事務局内に置く。

第二条 この会は、町内において活動している各文化団体を持って  
組織し、団体相互の連絡を深め、相提携し、地域文化発展の  
ために貢献することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 各文化団体の育成を図る。

(2) 各文化団体相互の連絡提携を図る。

(3) 町文化祭を開催する。

(4) 後世に残すべき郷土芸能・文化財等の発掘・保存に努める。

(5) その他、文化興隆に関する事業を行う。

第四条 本会は前条の事業を遂行するため部を置き、各部に部長・  
副部長を置く。部は各文化団体をもってこれ充てる。

第五条 本会の会員は下記の通りとする。

普通会員・特別会員

第六条 本会に次の役員を置く。

会長一名 副会長二名 企画係三名 書記会計一名  
監事二名 各部長

表12-11 文化協会登録団体

番号	種別	会名
1	郷土芸能	西侯の八丁杵踊り保存会
2	〃	大平の獅子舞保存会
3	〃	岩戸のほうそう踊り保存会
4	〃	花尾の太鼓踊り保存会
5	〃	西上の太鼓踊り保存会
6	書道	郡山墨友会
7	〃	南方硬筆同好会
8	〃	南方書道同好会
9	〃	柿木平書き方
10	美術	郡山町美術協会
11	文芸	郡山町短歌会
12	〃	郡山町俳句会
13	〃	割孟宗会（さつま郷句）
14	郷土史	ふるさとを学ぶ会
15	音楽	郡山民謡同好会
16	〃	大正琴 琴生会
17	〃	楽しい大正琴 ひまわり
18	〃	五ツ太鼓 あざみ太鼓
19	〃	郡山コーラス
20	手工芸	伝統技法押し絵研究会（楓会）
21	〃	押し花同好会
22	囲碁	囲碁同好会
23	華道	南方生花同好会
24	〃	昭翠会
25	〃	信翠会
26	〃	章陽会
27	民踊	郡山グループ
28	〃	さざんか
29	〃	子ども舞台花うさぎ
30	〃	吾妻流花翔会
31	〃	吾妻流松のみどり会
32	〃	西下婦人民踊グループ
33	〃	野菊会
34	〃	藤扇流秀祐会
35	〃	藤扇流若葉会
36	ダンス	ハワイアンフラダンス赤い鳥の花々
37	〃	郡山ワルツの会

「平成15年度 教育行政要覧」

内容はアトラクション・参加者総踊り（四曲〓おはら節・はんや節・郡山小唄・郡山さのさくずし）・ショータイム・参

さ—toに活力を！」。  
 意欲の高揚を図るとともに町おこしへの活力を培う」で、スローガンは「みんなで踊ろう 夏祭り！〓町民参加でふるさとに活力を！」。

また、昭和五一年（一九七六）「町夏祭り納涼大会」が開かれ、夏の風物詩としてのイベントとなっている。平成一三年度総合運動公園（多目的広場）にて第二五回目の大会を迎えた。文化協会・商工会・婦人会が主催。趣旨は「ふるさと

文化協会の主な活動を見てみよう。同協会設立の年である四七年一月第一回郡山町文化祭が開催、二日文化祭作品展の審査会開催。三〓五日まで作品展の実施。会場は第一会場―郡山小学校講堂〓一般作品・物産展・栄養改善等展示。第二会場―郡山中学校屋体〓保育園児・小中学生児童生徒作品、参観者二二八四名。児童の作品は作文・図工・習字の三部門で、各学校ごと予選を行い、各部門ごと五点を出品し、審査の結果を金賞・銀賞・銅賞として表彰した。同四七年一二月河野哲郎ピアノリサイタル後援、翌四八年三月郷土芸能保存会に対する補助金の交付、同年一月芸能発表大会を新設、

町民表彰祝賀会を兼ねて実施、郷土芸能・文化グループ・個人芸能発表、また、芸能大会を一部・二部とし、郷土芸能二団体と、一部に吟道・舞踊グループ・商工会・個人の発表とした。同年第一回文化協会表彰・感謝状授与。文化協会加入団体一四団体・郷土芸能六団体。  
 同五一年（一九七六）「文化こおりやま」創刊、平成五年第一回書初め展開催、同六年五月「文化協会表彰規定」をつくる。同一四年「文化こおりやま」三〇周年記念特集号発刊、同一五年度登録団体郷土団体芸能五団体・一二団体。同一六年度鹿兒島市との合併により、第一回郡山地域文化祭として開催

加者総踊り（四曲Ⅱ明日があるさ・二二世紀音頭・おはら節・はんや節）・フィナーレは花火大会で幕。（同一五年度第二七回「夏まつり」の主催は商工会）。

平成一四年（二〇〇二）十一月、本町の最大の行事の一つ第二九回町文化祭は、「咲かせよう みんなで 文化の花を」をスローガーンに開催した。芸能発表は三二プログラムで構成され、延べ三三三三人の出演があり、四〇〇席の会場は終日立ち見が出るほどの大盛況であった。保育園児・小中高の生徒の出演、郷土芸能、舞踊、体操等の発表は観客を魅了。さらに注目は毎年地域女性団体が劇を創作していることである。今回は男女共同参画社会実現に向けて「男も女も生き生き」のタイトルで創作し、笑いの中にも人々の心を打つ劇であった。

展示発表は園児・小中高生、文化協会同好会、公民館講座、一般まで八五〇点の絵画・書道・短歌・俳句・ちぎり絵・押し花・パッチワーク・生け花・籐工芸等の多彩な質の高い作品が寄せられ、会場は三日間多くの観客でにぎわった。

作品展示、芸能発表に県立甲稜高校の参加を毎年してもらい、本町の文化振興に大きく貢献してもらっていることも付け加えておこう。

郷土芸能グループは各種イベントへの参加する機会が多い。日置地区総合芸術祭（平成四年度から日置地区広域文化祭に発展改称）に「西俣の八丁杵踊り」が参加して、その後五つの郷土芸能が交互に参加出演している。民踊グループ外多くの協会団員が八重大学や福祉施設などへのボランティア活動等、積極的な活動が目立つ。

## 2 文化財

### 郡山町文化財保護審議会

郡山町の文化財保護審議会は、昭和四九年（一九七四）四月一日に発足、文化財の保存及び活用を適正に行うため、郡山町教育委員会に置いてあり、文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらに関して教育委員会に建議することになっている。

郡山町文化財保護について、昭和五三年（一九七八）一〇月一日に郡山町文化財保護条例、昭和五三年八月二八日に郡山町文化財保護条例施行規則、同年一〇月一日に郡山町文化財保護審議会条例が設定されている。

文化財の指定は、文化財保護審議会が教育委員会の諮問にこたえて審議し、その答申に基づいて、教育委員会が指定することになっている。指定については、文化財保護法の規定に基づき、町の区域内に存するもので、県条例の規定による指定を受けた文化財以外のものをいう。

(1) 建造物・絵画・彫刻・工芸品・古文書など有形の文化的所産  
による町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの、並びに  
考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(2) 演劇・音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で価値の高いもの

(3) 信仰・年中行事などに関する風俗習慣、民俗芸能等



(4) 古墳・城跡等遺跡や、名勝地等

郡山町の指定文化財

一、県指定文化財

記念物 史跡

(1) 川田堂園供養塔群 昭和三八年六月一七日指定

川田町小字堂園 所有者 比志島ミシユ

(2) 花尾神社社殿 平成一四年四月二三日指定

花尾町四〇四三番地 所有者 花尾神社 島津修久

二、郡山町指定文化財

民俗 有形民俗文化財

(1) 上園の田の神 昭和五五年二月二五日指定

郡山町一五四二番地 所有者 上園公民館

(2) 茄子田の田の神 昭和五五年二月二五日指定

花尾町塔ノ迫一二五八―二 所有者 茄子田公民館

記念物 史跡

(1) 花尾神社墓石塔群 昭和五五年二月二五日指定

花尾町四〇四四―一 所有者 島津修久

(2) 有屋田の庚申供養三層塔 昭和五七年六月二九日指定

有屋田町二八〇 所有者 山田美智子

(3) 常盤五輪塔群 昭和五七年六月二九日指定

郡山町小字常盤山三三三六 所有者 常盤三男

(4) 里岳の石廟と宝篋印塔 昭和六二年一月一日指定

郡山岳町四三五番地 所有者 福留フサ

(5) 川田氏累代墓石塔群 平成一三年二月五日指定

川田町太ラケ宇都一八五五番地 所有者 川田隆太郎

民俗 無形民族文化財

(1) 岩戸の疱瘡踊り 二五名 平成六年二月四日指定

花尾町岩戸 保存団体 岩戸のほうそう踊り保存会

(2) 花尾の太鼓踊り 六〇名 平成六年二月四日指定

花尾町花尾 保存団体 花尾の太鼓踊り保存会

(3) 大平の獅子舞 二五名 平成六年二月四日指定

花尾町大平 保存団体 大平の獅子舞保存会

(4) 川田の棒踊り 一〇名 平成六年二月四日指定

川田町 保存団体 川田の棒踊り保存会

(5) 西俣の八丁杵踊り 二五名 平成六年二月四日指定

西俣町 保存団体 西俣の八丁杵踊り保存会

(6) 西上太鼓踊り 四五名 平成一五年四月一日指定

東俣町西上 保存団体 西上の太鼓踊り保存会

川田の棒踊りは現在休止、また郡山町文化財指定は平成一六年十月末日を以て、指定解除となる。

〔平成一六年度の努力点〕

歴史ある郡山の文化財の保存及び活用を図り、郷土の文化の向上に資する。

推進スローガン

「郡山の文化財の再発見と保存伝承に努めよう」

具体策

① 教育委員会の諮問にこたえて、文化財の保存及び活用に関する

重要なことについて、調査審議する。

② 研修の充実を図る。(県や地区の主催する研修会等に積極的に参加する。他市町の文化財保護審議会等との交流を図る。町内の文化財の巡視を行い、啓発活用を図る)

③ 文化財の保存及び民俗資料調査を進める。

④ 無形民俗文化財の郷土芸能の保存伝承を図る。

⑤ 文化財について、広報活動の充実・推進及び「郡山町文化財マップ」「郡山町の文化財」の効果的な活用を図り、町民の文化財保護意識の高揚を図る。

⑥ 学校や地域活動の中で、文化財少年団の育成を図る。

活動 定例会 年三回、

活動内容 町内文化財巡視・文化財としての価値づけ・諸研修への積極的な参加・文化財の指定答申・現状変更修理等への助言・啓発普及への関わり

埋蔵文化財本調査の実施(平成一五年度、地頭仮屋跡(町民駐車場)、縄文前期の陶磁器等が出土)。

文化財防火デー・第五〇回文化財防火訓練―参加団体は郡山町・教育委員会・消防団・日置地区消防組合、実施場所は町指定文化財花尾神社、午前九時に出火、町消防団第三分団(花尾)及び第一分団(中央地区)、日置地区消防組合が放水し消火にあたる。

#### 【参考文献】

『(旧)郷土史・下』役場行政資料

『広報こおりやま』『日置郡誌』

『県史・五』『鹿児島県教育史』

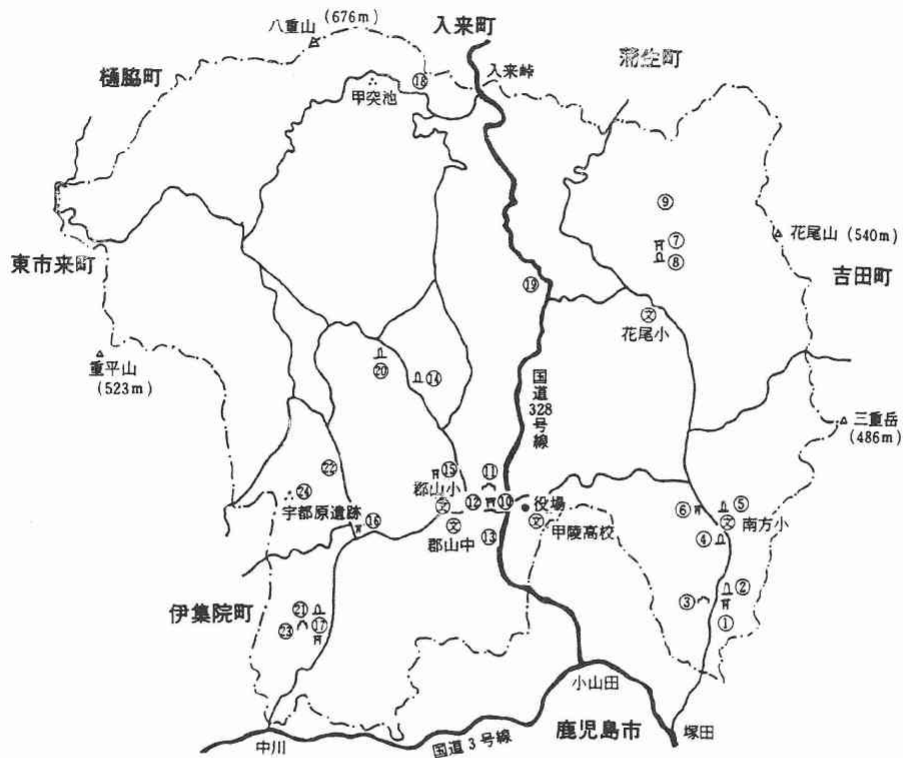
『鹿児島市史Ⅱ』

『鹿児島実業新聞』『鹿児島朝日新聞』

『鹿児島新報』『南日本新聞』

『鹿児島新聞』『鹿児島日報』

文化財分布図・学校等所在地略図



指定			◎		㊦	㊦					㊦						㊦	㊦	㊦	㊦				
番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
名称等	川田神社	川田氏累代の墓塔群	川田城跡	川田堂園供養塔群	東門之百左衛門の墓	一之宮神社	花尾神社	丹後局墓塔群	かくれ念仏洞穴	菅原神社招魂碑	郡山城跡	郡山地頭仮屋跡	上園の田の神	後醍醐宗重墓	稲荷神社と仁王像	智賀尾神社	有屋田南方神社	押型文土器炉跡	茄子田の田の神	常盤五輪塔群	有屋田の庚申供養三重塔	里岳の石廟と宝篋印塔	有屋田城跡	宇都原遺跡

